山鹿素行全集

陸軍大將伯爵 乃木希典閣下題辭
學堂 四元內治先生編著

山鹿素行全集 全

東京
帝國武德學會

熟慮斷行

希典

山鹿素行先生肖像

山鹿素行全集發行の辭

大活眼を以て國體國勢を觀、大智能を以て人性本然の機秘を察し、大識量を以て英邁卓犖の人格を備ふ、而して其眼光の射る所雷霆と爲り、其識略の動く所龍蛇と爲り、其德量の溢るゝ所雨露と爲り、鬼神來り助け風雲躍り出づ、是則ち巨人たる大國士の本領本懷なり、山鹿素行先生の如き豈其人に非ずや。

先生か一世に卓立して幕政の威壓に恐れず、能く尊王愛國の大義を宣傳し武士道の眞諦を說述し以て國民道德の歸趣を闡明せるもの、實に其人に非ずんば何ぞ能く之を爲すことを得んや。其の說く所言々句々熱血溢れ、其の敎ゆる所諄々懇々迷忘を開く、是れ洵に人間を絕する天籟の聲なり。

論孟程朱の經義、佛耶洋儒の哲理、素より養氣練心の一端なるべきと雖も、

眞に國民道德の權威となり、眞に武士道精華の根底となるべきもの、山鹿先生の遺著の如きは蓋し稀なり、先生の學德、天地英靈の氣發して眞機あり、所謂俗に在て俗を脫し塵に在りて塵を去り、聖に入り神に通ず、是れ徒に古人の糟粕を嘗めて以て天機の我に存することを知らざる當代文人才士の到底企及し能はざる所なり。加ふるに先生意氣の壯を以て天下の士を敎ゆ、曩には大石良雄、赤穗義士の徒、親しく其面貌に接して敎を受けたるもの、其忠勇義膽今の世に香し、次て幕末には志士吉田松陰あり、近くは軍神乃木將軍の出づるあり、共に先生の遺著に親しみ不知不識其の薫陶を受けたるものなり、先生の遺著の偉人傑士を養ふ亦偉ならずや。

本書は其の先生不朽の大著中、我國の現在將來に於ける國民道德の權威として且つ武士道の精華として最も著名なるもの、即ち武敎小學、配所殘筆、山鹿語類、聖敎要錄、中朝事實の全部を輯脩せるものなり、其の修養に處世

に兵略に經倫に何れも先生の博大深遠なる造詣識見を迸溢す、就中、聖教、君德、君道、臣道、養氣、度量、志氣、死節、安命の說の如きは、森嚴徹透、引證該博、理義整然、眞に明王の鬼神を叱するの聲にして、先生の偉大なる思想氣魄は全篇の中に躍動す。

今や、我邦に於ける國民道德の混亂動搖甚しく、速に理想の方針を講明して國民をして適從する所を知らしむものは國家の發展上最も必要たらずんばあらず。本會が本書を發行する所以亦玆に存す。其の編輯校訂頗る苦心を重ね今や漸く其製版を終る。是に於て全く實費を以て同好の諸賢に之を頒たんとす。希くは坐右に一本を備へられんことを。

大正四年十一月十日
御即位式御大典當日

帝國武德學會識

■山鹿素行先生は　我國民道德の根底を道破せる巨人也、恩人也

■山鹿素行先生は　大石良雄、吉田松陰、乃木將軍の深く尊崇せる哲人也

■山鹿素行全集は　小說に非らず、傳說に非ず、之れ先生の熱血也、主張也

■山鹿素行全集は　國民道德の權威なり、武士道精華の眞蹟也

■山鹿素行全集は　崇高なる人格を作り、卓犖なる度量を養ふ經書也

■山鹿素行全集は　社會人心の收攬術、處世の秘訣の敎ゆる兵學也

■山鹿素行全集は　健全なる國民思想を統一し進取發展の氣魄を養ふ敎書也

山鹿素行先生小傳

山鹿素行先生は兵學山鹿流の祖なり、名は高祐初の名は義矩、字は子敬、素行は其の號、一の號は隱山、通稱は甚五左衛門、幼名佐太郎。奥州會津の人なり、其先は東肥の山鹿に居る因て氏とす。父玄菴醫を江都に業とす、素行生まれて穎悟、九歳にして林羅山の門に入る時に文三郎と稱す、十一歳にして人の爲めに小學、論語、貞觀政要等を講究す、辯論殆と老成の如し、十八歳にして北條氏長に從て韜略を學ぶ、居ること五年、諸弟子其上に出るものなし、二十二歳にして氏長悉く秘訣を傳授す。是より文武兼習、名敎を以て自ら任じ武學を以て行はる、年未だ三十ならずして名聲赫々たり。將軍家光公、先生の名を聞き擢庸の意あり未だ及ばずして薨ず、赤穗侯淺野長直、雅に先生に就て武學を問ひ親ら弟子の禮を執る。是に於て禮を厚うして之を聘し祿千石を給す。時に承應元年素行年三十一なり、居ること九年致仕す、而して赤穗侯敬禮彌々渥し、是の時に當りて先生の聲望益々貴く、上は諸侯幕府麾下の士より下は藩國の士大夫閭閻の處士に至るまで爭ひて其門に入る、其多き擧けて數ふ可からず、家頗る富饒、五六千石のものと雖も之に抗する能はず。

先生、英邁卓犖、博覽强記甚大著述を好む、兵法神武雄備集、武敎要錄、兵法或問、武經全書、古今戰略考、武類全書、手敎餘錄、武經本論等の書を撰して大に武學を發明す、又老莊浮屠巫祝の說に至るまで考究せざるなし、以爲らく是れ皆正道に非ずと、乃ち退て治敎要錄、脩敎要錄を述べ以て聖學の要を說く、其說專ら周程張朱を宗とす、既にして理氣性の說を疑ひ、曩に著す所の經解數種悉く之を燒き、更に語類を作り以て言を立つ、又其綱領を提擧して聖敎要錄と名づけ、程朱を排斥し辯駁

排斥忌憚する所なし、當時の人、王侯貴人より士庶人に至るまで程朱を尊崇するもの極めて衆し、寛文六年遂に此を以て罪を得、播州赤穗に幽せられ又命じて聖教要錄を毀しむ。

先生、既に謫せらるや、赤穗侯敬待賓の如し、居ること十年、適々家光將軍の二十五回忌辰に會す、因て釋されて江都に還る。是より後専ら兵學を唱へ經藝を廢棄す、其の見る所時流と合はざるを以てなり、或は曰ふ、慶安中、由井正雪武學を以て鳴る、其友丸橋忠彌と不逞の徒を蠱惑し密に姦逆を謀る事發覺して皆な誅に伏す。是より幕府は武學者の多く生徒を聚むるを憎む。先生の罪を得るは亦此に由るものにて、啻に聖教要錄を作りし爲めのみにあらず、故に赦されて歸りし後、處士を集むることも亦禁せらると。貞享二年九月二十六日歿す、年六十四。後世其武學を祖述するもの甚だ衆し、名づけて山鹿流と云ふ。

先生嘗て一貴紳の家に招かる、由井正雪座に在り、正雪も亦兵學を以て聞ゆ、先生に長すること十餘歲、容儀貴重にして頗る威望あり、固と其名を聞き之を禮貌す、先生寒暖の外一言を交へず。他日淺野侯に謂て曰く『臣彼の容貌を見るに眼光非常其の意測る可からず、君近づくる勿れ』と、後果して驗あり、初め其赤穗に在りて祿を辭するや、侯先生に語りて曰く『近世の諸侯は多く厚祿を以て知名の士を招致す、夫れ士は萬石を食まさざれば、則ち出でては以て軍國の用に供するに足らず、入りては以て祖先の祭に奉ずるに足らず、寡人微祿にして天下の士を養ふこと能はず、卿の賢を以てせば諸侯必ず招致するものあらん、苟も萬石たらざれば則ち其の聘に應ずる勿れ』と、其尊崇せらるゝこと此の如し。先生常に經義と兵法とを以て闔藩士人に敎諭す、嘗て侯に謂て曰く『臣聞く士は己を知る者の爲めに死すと、公は臣の愚を以てせず、臣を待つに國士を以てす、宜しく一死以て報ずべし、尙

ほ公の諸臣萬一緩急あらば、豈に償ふ所なからんや』と、侯大に喜ぶ、後ち元祿年間に至りて、其子長矩死を賜ひ國除かる。遺臣四十七人、果して復讐の擧あり、識者以て、素行先生の薫陶に因る所と爲す。

先生の著書甚だ多し、就中、武教本論、武教小學、武藝要錄の如きは、既に命じて絶版せらる、又武事記、武教餘錄、治教餘錄、治平要錄、手教餘錄、備教要錄、自結字類、常用集、兵法神武雄備集の如きは多く寫本を以て行はる、其他七書諺解、古今戰略考、四書句讀大全、神道書、山鹿語類等あり。先生又好みて和歌を詠す、廣田坦齋に從ひて萬葉集、三代集を學ぶ、兼て所謂神道學を研究して頗る其說に精しと云ふ。（近世叢語、先哲叢談後編、事實文編、近世名家述著目錄、大日本人名辭書）

山鹿素行全集目次

卷之三　君道（三）……五七九

山鹿素行全集

山鹿素行遺著
四元内治編

武教小學

夙起夜寢

一、凡そ士たるの法は先づ夙に起きて手を洗ひ口をすゝぎ、髪を結ひ衣服を正して體に備ふる用具を佩びて一用具とは刀脇差、鼻紙、扇子等也一體を全く整へて能く平旦の氣を養ふべし。朝の氣の未だ物に接はらず、思ひに邪なく、正しく、平易なる時、先づ父母によつて成長し、君の爲に養はるゝ所の其恩情を毎朝思ひ出して忘るべからず。次に今日の家業、我が身の勤むべき事を思

ひ計るべし。

一、我が身は父母より受けたる物なれば私に毀傷らず、身を全うして聊かも人の誹謗をうけず、身を穢さず、能く士の道を行ひて末の世までも其身は勿論、某の子と稱せられて父母の名まで顯し、諸人に擧らるゝは孝の道なる事を思ふべし。

一、日々家内の用事は毎朝家内の者へ兼ねて下知を加へ置くべし。扨て客ある時は應對を能くいたし、君に仕ふる時は早く出でゝ仕へ、父母に事ふる節はその安否を察して父母の心體を安からしむべし。

一、君に仕へて勤むる事は何事も我が分限を越えて事をせず。其位の序に從つて專ら忠節忠功を守り、堅く我が役義を勤むべし。貴人老人は皆我が父兄の如くに思ふて尊敬し、萬事身を謙退して爭はず、朋友の交は文學に益あるべき人々を友として常に道を議論して我が不足の助となさば道益す明かにして德日々に進むべし。

尤も文道知辨の人、武士道正義の理に達したる人へは常に交を厚くして其道を明らむべし。凡そ朋友の交は能く信あつて僞らず、常に士の正義を思ふて懈るべからず。是れ友と交を全うするの道なり。

一、總じて仕官の途は朝出づる時は人に先つて早く出で、役義を勤めて、夕に退く時は人より後れて歸るべし。歸宅の後は直に父母に謁すべし。謁する時は氣を靜め、顏色をとゝのへ、聲をやはらげ、歡ばしき體にて父母の前へ出で、機嫌を伺ふべし。さて常に居る座席に着きて、留守の用事を聞きて、其事の急緩を量り、急なるは先にいたし、緩なる事を後に行ふべし。

一、勤めの中にも暫時の閑あらば今日の勤め向、其外我が行につきて過有りや無きやと我が身を省みて過の有無をあらため、猶ほ暇ある時は經書軍記等を披き見て、古今の事跡を考へ、士の道を正し、義不義の行を知りて士たるの道を練るべし。

一、日旣に暮に及ぶ時は夜の戒めを成すべし。夜の戒とは盜賊を防ぎ、火災の用

心也。夜中は別して驚き易き故、變に應ずるの手當を備ふる事、更に間斷あるべからず。

一、家事の用向を示し終らば、寢所に入りて氣を休め、體を寬にして、明日の業に備ふべし。益なき事に夜を更し、心體を勞すべからず。且つ召仕の家人等は主人より後れて寢ぬ、又主人に先ちて起きる故、其休息する所暫時也。この所を考へて我は欲せずとも夜は早く寢て、家人等を安からしむべし。

燕居

一、君に仕ふるの道。古へは歲四十にして初めて仕ふ。是を强仕の年と云ふ。强ゐて勤むべき歲城也。人間四十歲にも成らば、これまでに世の中の事を廣く見聞きて、修行も積り、分別も長けて、人の盛なれば君に仕へ物に當りて我が了簡の能く出る盛り也。故に君に仕ふる歲とはいへり。然れども又歲に拘はらず。子孫の器量を考へ、若年と雖も、器量次第に仕官致すべし。さて士は老若と

もに君に仕ふと雖も、猶ほ其職役に閑暇多く、又は部屋住にて未だ君に仕へず、或は父母に早くおくれ、又は父母在せども遠く離れて朝夕の勤をせず、此くの如き時は猶ほ暇多かるべし。暇多き時は、其志自然と怠り生じて家業を慎しまず。士として飲食を飽くまでにし、暖に衣服を着て道を行はざれば人面獸心と云ふ者にて、殆んど禽獸に類する也。大學に「小人閑居して不善を爲すこと、至らざる所なし」と云へり。されば道を學ばず、月日を徒に過さば閑なるに任せて意縱に成り、終には不善を爲すに至るべし。故に閑居の士に於いては尤も致戒あるべき事也。

一、先づ夙に起きて、手を洗ひ口を漱ぎ、櫛けづり等前章の如くして、座席に出で諸士に謁し、賓客に應對し、閑あらば庭に於いて馬をせめ、又馬に乘りて其修行あるべし。それ馬は士の足也。馬術を熟せざれば軍戰の用に達する事なし。故に古人是を重んじたり。又相馬の法は軍戰實用の本意を失ふべからず。見よ美しく目を喜ばしむる計りは、士の用法にならず、心得あるべし。

一、暇の日とても食は速かなるべし。辰の上刻を朝飯の時とす。食終りて手を洗ひ、口を漱ぎて後、劍術或は弓射の禮、或は鐵砲又は槍術、柔術等の武藝に常に稽古あるべし。皆是手足をならし。體をこなし。骨節をため鍛ひ、進退を正しくするの法なり。故に師の方へ行き。又は師匠を招請して、其稽古をおこたる事なかれ。怠る時は手足不自由にして、骨節相應せず、身輕からず、體馴れずして士の業必ず缺くべし。猶ほ閑ある時は、書傳を披き見て、武義を論じ兵法を講習し、且つ士の用ふべき武器の利害を試むべし。凡そ武器を全く備ふるといへども收藏おきて常に見ざれば、譬へば其役に人を附け置くも日用の器にあらざる故必ず怠りて朽腐すべし。或は外は好くして内蠹損する事あり。故に古の武將勇士は何れも賓客ある時は座右に武器を粧りて武功の人々に其用を尋ね其利を問ふて利害を詳にして或は用ひ、或は捨てゝ其器の實用を盡せり。士の志は此の如くなれば一筋に武の道に志立て氣外へ移らず、心放逸にして邪侈の意發る所なし。孟子に、人に恒產無き時は、恒心なしといへ

り。されば士農工商の四民、共に家々の産業怠らず、勤むべき事也。況んや士として武家の業を懈怠すべからず。

言語應對

一、言語應對は志の適く所とて。內に思ふ事ならでは外へ出でざるもの也。又思ひ內に有れば假初の戯言にも其情外へ顯はるゝもの也。凡そ士の言語正しからざれば、其行ひも必ず猾なるもの也。故に士は懦弱の詞鄙劣なる詞を尤も慎しむべし。鄙しき詞をつかふ人は無下に賤しく見ゆる物也。且つ詞に連れて行も賤し。總じて詞は其人の器量程ならでは出でざる物ならずや。故に鄙劣の言語を爲すは上品の士にあらず。文を學ばざるの費なりと云へり。然れば士は各其詞を遣ふべし。先づ第一は戰法軍旅に、何れも武者詞あり。武器馬具等にも各々品々の名所あり。古來より用ひ來るところの詞を遣ふべし。其外貴人に對しての詞、役所にて公邊向の詞、葬祭禮の時の詞等各法あり。詞

を輕々しく致して、節當らざれば應對に威儀もしからず。却つて無禮と成りて必ず禍を招くべし。況んや無用の詞多く遣ふべからず。

一、凡そ士の恒に語るべきは、義不義の論、古戰場の物語。古今の勇士義士の批判時代武義の盛衰などを平日議論して今日の我が行の非を戒むべし。さもなくて他人の非を嘲り、或は時の政事を謗り或は遊興の樂を語り、又は男女の色を云ふ時は、其心かならず流蕩して、行詞につれて、自然それに溺れ陷るもの也。人の心は素より是等の事を好むものなれば士はかくの如きの無禮の詞は、ゆめ〳〵語るべからず。

行住坐臥

一、「道を行く時は徑によらず」と云へり。徑(コミチ)は往還にあらで山路也。是れ速ならしむる事を欲して私する所也。動く時は必ず正しきを以てすべし。又徑は人常に往還する所の正路に非ず。わき路也。之れを行く時は怪獸盜賊の恐れあり。

此を以て身を愼しむ者は徑に由らず。是れ君子は危きによらざるの義也。故に周禮に「野の横行徑踰を禁ず」と云ふを以て知るべく、禮祀に「一たび足を擧げて敢て父母を忘れず、是れ故に道にして徑せず、舟にして游せず、敢て先づ父母の遺禮を以て殆きに行かず」と云々。孝と云ふべし。又呂氏春秋に「舟にして游せず、道にして徑せず、能く支禮を全ふして以て宗廟を守る」と。孝と云ふべし。是れ皆門を出でゝ路を行くの間も孝を忘れざるの戒めにして、以上兩義皆門外身を愼しむの心得なり。偖て歩行の時は道を讓りて傍の人に礙らず非禮をせず。例令他より障るとも聊かの事に憤り、罵るべからず。都べて道路は貴賤共に交りて往來いたす所也。辭し讓りて歩むの禮あれば、喧嘩爭論の事なし。若し我が下脚圖らずも他に慮外を爲し又は我が乘馬、誤つて人を汚す時は、速かに我が誤錯の事を述べて詞を卑ふし、彼を敬し、禮を盡くさば彼も又赦すべし。然らば爭論はあるべからず。怠らば無禮と成りて、忽ち禍ひ至るべし。故に門を出でゝは敵を見るが如く思ふて愼しむべし。論語に「門を

出でゝは大賓を見るが如し」と云々。これ敬恭の誠を表はすの謂ひ也。さて外へ出でゝは內を怠るべし。內を忘れざれば事に臨みて義を缺き、忠に背く事あり。心得べし。

一、家に住む時は前章の如く――夙起夜寐に出でたり――座する時は威義を正し、用具を佩びて常に不意の變ある節の心得を忘るべからず。臥する時は屍せずとて、武備を忘れて油斷して臥する時は、寐入つて死人に似たるを云ふ也。是れ愼しみなく、怠の顯はるゝ所也。士は目さとき樣に心懸くべし。傍に利器を離さず。利器とは太刀、脇差、或は手槍、半弓の類を側に置きて不意の變に應ずる如くすべし。尤も夜の戒を嚴しくすべし――夜の戒の事前章に出でたり――皆人より先つて其勞を爲すべし。人より先に休まむと欲するは士の法にあらず。殊更に君に仕へて勞する事ある時は人に先ち、さて休む時は人に後れて休むべし。

一、凡そ士たるの道は、行住坐臥共に暫も武の業を忘れて放心する時は必ず變

に臨んで常の心懸を失ひ、一生涯、士の道を行ひ遂げむとするも格勤も只一事に闕滅びて本意を失ふべし。變の出づるは何時も計り難き事なれば、平日怠る事なかれ。禮記にも「凡そ人の人たるわけは、禮儀ある故也。禮儀の初めは容禮を正し、顏色をとゝのへ、辭令を順にするに在り。容體正しく顏色とゝのひ、辭も順にして、而して後に禮儀備はる」と云へり。士としては行住坐臥共に是れ之を愼しむべし。

衣食居

一、麁服を耻ぢて身に美服を餝り、口に麁食を嫌ひて厚味の旨きを好み、身を寬にして居の安からむ事を願ふは、道に志す士とは云ふべからず。凡そ衣服は體を覆ひ隱すが爲也。食は命を全くするが爲也。居は雨露を凌ぎ、體を休めむが爲也。然れば衣食居はたゞ用ふるに足る事を知りて、其餘は華美を好むべからず。又身の勤も此三の物の爲にする事なれば身を佚樂にして居るべき

様なし。故に居も安からむ事を求むる事なかれ。衣食居は各分限相應なるべし。其身の分限を越えて華美なれば、度量相違する故費多く、財寶竭きて、武備を爲す事能はず。士の業、必ず欠くべし。又其身の分限より餘り疎略に過ぐれば志も吝嗇となりて又正しからず。能く其程よき所を守るべし。

一、衣服は外の飾を好まず。唯だ武備に稱ふを以て用とすべし。長短縫裁皆則あり。其身相應にすべし。

一、食は麁菜麁食を喰ふべし。尤も上下を分たず。滋味を同じふすべし。然れども氣質に依つて多病なるか。或は脾胃の調はざる者は麁食を爲し。我が氣質に及ばざる事を强ゐて爲さば、却つて身を損ずる事あるべし。此くの如きの士は養生を能くして身を養ひ、生を全ふし。時至らば道を全く守りて義に死するの心得あるべし。

一、家宅は必ず輕薄を用ひて麁相に作るべし。費の飾を爲すべからず。居安ふして家宅美麗なれば專ら家を思ふにあり。是れ士の本意にあらず。さて家宅の

廣狹は武の用法足る程なれば宜しき也。其身の分限より家宅の廣きは其費尤も甚し。傳に曰く「帝堯の天下に王たるの時、錦繡文綺を衣ず。宮垣屋宅に堊(シツクヰ)せず。甍桷椽、楹斲(ケヅ)らず。茅茨庭に偏けれども剪らず。鹿裘寒を禦ぎ布衣形を掩ふ。糲梁の飯、藜藿の羹、役作の故を以て民の耕織の時を害せず、心を削り志を約にして事に無爲に從ふ」と云へり。

財寶器物

一、夫れ財器は乏者に與へ、貧者を救ひ、賢人を招き、良士を聚むるの用也。器物は今日の用を足らしめむがため也。士たるの道は身を主君に委ねて死を善道に守るは、是れ古人の格言也。若し財寶を吝み、器物道具の類を愛し翫ぶ時は武義自ら欠けて大節に臨んで必ず財寶器物に心殘りて家を忘る事能はず。家を思ふの心切なる時は、義を捨てゝ死を遁るべし。死すべき所を遁れて誹りを諸人の指頭に受けては、我が身の恥辱のみにあらず。父祖まで汚す人面

獸心の行ひ也。人として斯くの如き時は、生存へても何の樂かあるべきや。昔より金銀財寶を積み貯ふる士の、國を失ひ、家を亡ぼす輩、擧げて數へ難し。豈に忽如にすべけむや。

一、凡そ天下の財寶は一人の財寶にあらず。能く交易利潤して萬物を通用する故に、是を財寶と云ふ也。然るに財寶有餘の人、皆費を厭ふと云つて却つて費となる事を知らず。其謂ひは金玉家に盈ち、財寶庫に在りても人に施し用ふる事をせざれば、天下の財寶、唯一所に滯りて、天下の用を爲さず。是を費の甚しきものと云ふべし。

一、人として財寶を好む時は、大概吝嗇也。故に聖人は金銀寶玉を以て財とせず。得難き財を費とせず。況んや、士の燒物、古筆の畫軸等其外銅鐵の器物を大切に爲して價千金を以て是に易ふるは誠に惑の甚だしきものと云ふべき也。

飮食色慾

一、飲食と男女の慾は天下の人、何れも好み欲する所也。然れども飲食は身體を養ひ、禮節を行はむが爲也。色慾は子孫を嗣ぎて血脉を全くして、先祖の祭を爲さしめ、又情慾を止めて邪淫ならしむる爲也。皆自然の節あり、愼しみて程よくすべし。凡そ士は農工商の三民の長にて三民へ教を施し、三民を治むる役故、家業彌重くして職に任ずる所、また甚だ重し。故に殊更愼しまずむば有るべからず。

一、飲食は分量を過ごし、飽まで食へば、食滯りて病を生ず。飲酒も節を過ぐれば禮を失ひ爭ひを起すべし。然らざれば睡眠を生じ。或は立居も重く。萬事怠り生ずべし。怠り多き時は家業も忽に成りて職る所の事も凝滯りて其弊大なるべし。

一、色欲に淫する時は家內穩かならず。物ごと私ありて正しからず。其上精氣漏滲すること多き時は人事の勸めに倦み、退屈して知謀計略を爲す事叶はず。終には病を生じて天壽を夭すべし。甚だ畏るべきの至也。凡そ士は任重くし

て、道遠しとて、士は人の道を以て己が勤めとし、死するまで行ふべきものなれば此詞を以て大なる誡として志を立て、愼しんで道を守るべし。

放鷹狩獵

一、鷹野鹿狩は昔よりの制也。鳥獸田畠を荒し、民の害を爲す故、之を厭ふて鳥獸を殺生する也。尤も士の道は田園を荒す鳥獸を治むるばかりにはあらず。嶮岨遠近山河の地形の案内を知り、又民間の風俗、或は童子等が流行歌、路巷の風説を計り知るべし。是等は時の政務の善惡略ぼ發はるゝ所也。偖て其身は山林嶮岨の所を弓、鐵砲或は槍、太刀を持つて驅け走り、手足を輕くし骨節を習し、又は士卒の走廻りを考へて軍旅の內習となす事也。然れども之を用ひるに時あり。民の專ら農業に隙なき時は用ひざる事也。亦之を爲すにも節あり。唯一身の樂、遊興に爲す時は、田畑を荒し、民の力を費す事は鳥獸の禍よりも甚しかるべし。士の爲す事は假の戲遊と云へども皆據あり。その本末を計

り知るべし。

與受

一、物を人に施し、又人より物を受くるの道は是れ君臣上下の義をなし。朋友相交るの禮を成す所也。人情の厚薄と實不實の相顯はるゝ所なれば、愼しんで行ふべし。軍旅にも祿を以て賞せざれば、士卒來らず。功臣も勵まず。六韜に「香餌の下には必ず懸魚あり、重賞の下には必ず死夫あり」又曰く「魚は其餌を食つて緡(ツリイト)に牽かれ、人は其祿を食つて其君に從ふ」と云へり。祿を以て人を取るは皆是れ古よりの制也。財寶食祿あるといへども人に施し與へざれば諸人來り從ふ事なく、唯匹夫獨身也。然れども我が分限を越えて、多く施し與へ過ぐれば、是れまた財寶竭くべし。祿乏しくしては武備を整ふる事叶ふべからず。故に每年知行。私成の納まる所を考へて、出す所の多少を計り、能く度量を考へて、或は施し、或は與へて過不及の謬なき樣にすべし。及ばざる時は吝嗇

也。過ぐる時は奢り也。

一、與へ施すとて、道と義とを以てせざれば義士は來りて服する事なし。傳に曰く「義士を使ふに財を以てすべからず」とて唯財を與へても禮なき時は、彼も受けずと云ひて、人を至つて賤しめ侮り、爾來れなどいふて、食物を投げ與ふる時は譬へば今饑死せむとする人も、無禮を憤りて受けざる者と云へり。況んや、士に於いてをや。愼しむべき事也。

一、物を受くるに道と義とある時は、物の輕重によらず受けて能き也。昔天下の重を以て堯帝より舜に授く。舜之を受けて帝位に昇り、其後禹王に授く。何れも之を受けたり。然れども一の義を缺き、一の道を去る時は大祿高官を以て招かれ、富貴目前にあると云へども之を受くべからず。論語に「不義にして富貴なるは、浮雲の如し」と云へり。

一、凡そ君に仕ふるの士は賜はる所の祿より外は物を受くる事などは一切思ふべからず。之を願ふは道に背くべし。我が定まりの知行より外に物を受け

む事を願ふは、身の分限を越えて奢を爲さむ事を欲するの徒爲るべし。凡そ小民の家に故なく不圖大金を得る事は是れ大なる禍に非ず。必ず大なる咎なるべし。其故は彼が常に勤めて得る所の金は微なり。家事に用ふる所も又狹し。然るに圖らず百金を得ん時は、俄に大福者となるが故に平日と違ひ其志驕りて常の守る所を失ひ怠り生ずる事速かにして必ず皆奢の金となりて、終に失ふのみにあらず、果には禍をも引出す事あり。又奢の金とせざる蓄は只吝嗇にして財寶を家庫に積み貯ふる事をのみ欲するの俗なるべし。皆是れ當然の理を失ふなり。故に與と受とは士の專ら愼しむべき所ならずや。或人の云ふ。士は吝嗇にして財を積むよりはせめて施し過ぐる方勝るべしと云へり。

子孫教戒

一、子孫の恩情は天道の自然にして、血脈の相續する所なれば人倫の中に於い

ては厚の至りにて何事もこれに及ぶはなし、我が身すでに沒して後、家督の嗣子、身持放蕩なれば、家を絕し、身を滅ぼす也。恩賞の甚だしきを以て警戒なく、子孫不行跡なるは是れ父の誤なり。夫れ士は大丈夫を以て勇とす。故に其身富貴にても人を侮らず、能く人道を守り貧賤にても志賤しからず。行潔く威猛き人にも恐れず、勇氣撓まざる也。然ればこの大丈夫の志を以て、愛想の誠を子孫に盡くさば、敎戒を嚴しく致すべき事なり。然るを一偏に不便なりとのみ、思ふて、子孫を愛する計りにて敎なく育つれば姑息の仁とて老婆等が仕業也。丈夫の志にはあらず。却つて子孫の仇となるなり。士は信勇を以て敎へ戒むべし。戒めざれば志士仁人にあらず。

一、凡そ幼稚の間は氣の稟くる所、たゞ天然にして生のまゝなる故、善惡を辨へる事能はず。心にいまだ主とする所なく、物に移りて染み易く、其習ふ事は日に月に成長するに隨つて知惠增し、善惡の兆す所なれば甚だ愼しむべし。惣じて最初心に見馴れ聞き習ふ事は、よく覺え染めて終に其身の得手と成り

て、一生涯ぬけざるものなれば、戒め愼しむべし。都べて男女とも幼稚の頃より戒なく、氣儘に育つれば、長となりて驕り惰つて家業を愼しまず。又教なき時は癖功者付きて物事を意にすまし、父母命を背きて、己が意の儘の働きを爲すべし。左あらば他の諫言は猶更聞き用ふる事なき故。天地の道理に背きて、終に天下の廢人となるべし。子を愛して教へざるをば、子を驕らする不慈の父と云へり。

一、士の子孫を教戒するは。其智を正して其氣を勇になし、其爲す事は皆信あらしむる如くに教戒を垂るべし。故に童子日に月に智惠を益すに隨つて邪正を考へ、邪を戒めて正を揭げ、假初にも其威することをせずして勇を養ひ、少しも僞り欺かず、戯遊にも必ず弓矢竹馬の禮を以て士の業を爲さしめ、言語は皆武家諸禮の法を用ふべし。偖て幼稚の間、精氣全く備はる中に先づ文學を爲さしめ、聖賢の格丁を覺さしむる事、是れ古法也。論語にも仁、智、信、直、勇、剛の六を夫々に各好みても文學を好まざれば各其弊ありといへり。故に第一

之を學はずむばあるべからず。然れども專ら詩文章をのみ玩び、本朝の風俗を忘れて、言語、衣服、祭祀等まで漢の風俗を模さむと欲するは是れ又泥着の誤也。凡そ萬の物、玩び好む時は皆志を奪はるべく、書冊に至つても一向に好む時はおのづから志を喪ふといへり。然れば武を專らに好む者と、又心得あるべし。或は短衣を着し、臂を怒らし、刀を按じ、自ら好んで事の變あらむ事を欲するの俗は是れ又血氣の勇者の爲す所にして、大なる誤なれば、その過不及を愼しむべし。

一、偖て人々は氣禀の異あり。故に其氣の輕重、淸濁の品々を考へて夫々に習はすべし。詞も通じ、物事合點の行く程に至らば師を選び、朋友を考へて、人品の下に至らざる如くに育つべし。師弟の相接は、尤も敬慕すべし。稽古惰弱にて學ぶ所、實なければ敎を受けて益なき也。經書武冊等は汚れたる座席には假にも置くべからず。是れ書冊を貴ぶ法には非ず。道を尊ぶが故也。手を洗ひ口を漱ぎて書を披き見るべし。師を貴ぶ事、父兄の如くすべし。師は我を導きて

道と義とに至らしめ、五倫に知らしむる其恩情は至つて厚し。故に忽にすべからず。況んや士として兵書又は武の事を輕んずるは志士にあらず。

一、女子の敎是れ又愼しむべし。其法多くは懦弱を以て敎と爲すは是れ大なる誤りならずや。弓矢の家に生れて士の妻定むる者は、夫常に君に仕へて家に在らず。故に夫に代つて平日家を治むる事なれば、唯柔弱の事のみを以て敎と爲すべからず。凡そ男は內を言はず、女は外を言はず。宮室を作りて內外を辨つと云へり。然れば夫婦睦しと云へども衣服等同所に置かず。禮を具へて男女の差別ある事を愼しむ也。偖て舅姑によく仕へて婦の道を守るべし。外國にても、漢の代、唐の代などに義を守つて節に死する女子、等又は本朝の武將勇子の妻臣も、時の盛衰を以て節を改めず、身の存亡を以て正を易へずして或は賊に逢ひ、或は敵に當つて死するの禮節立操ある事は、なか／＼惰弱の敎に非ざる事を見るべし。蓋し女は素より陰を主りて、其體柔和にして、其心順從也。是れ自然の性質也。故に女子は柔順を以て用となし、能く果敢ある

を以て制とすべし。假初にも淫佚の事を以て樂となし。優艶の事を專らとしたる物語、或は女子の別夫に通じたる事を顯はし、人情の及ぶ所を記したる婬がはしき書は、見聞かしむべからず。敎ふるに義の正道を以てして示すに武の本意を以てする時は夫婦の道も正しくして、人倫の道も明かなるべし。

武敎小學終

配所殘筆

我等儀凡下之者殊に無德短才、中々御歷々方御末席へも出座仕候者に無之候所幼少之時分より似合ひに人も存じ候而御歷々方御取持被下候。此奴全く我等德義只故とは存せず候。天道之冥加に相叶ひ候故に可有之、愈々天命をおそれ候て物每每日用相愼しみ候事に候。

六歲より致へ付け候而學問被爲仕候へ共無器用に候て、漸く八歲之頃までに四書五經七書詩文之書大方よみ覺え候。

九歲の時稻葉丹後之守殿御家來塚田杢助我等親近に候故我等の林道君老第子に仕度由賴み入り候。杢助序に丹後守殿まで申上候へば幼少にて學問仕候事奇特成る由被仰に於いて御城林道春へ直に丹後殿御賴み彼下候。就ては

夫の杢助拙者も同道仕り候て道春へ參り、道春との喜一種にて我等に論語之序、無點之唐本に讀ませ申され候。我等讀み候へば山谷も取出し候て被爲讀

候て永喜申され候は幼少に付き斯くの如く讀み候事奇特に候。然しながら田舍學問之者、師を仕り候と相見え點惡しく候由被申、道春も永喜同意に申され候て感悅被仕別而念頭に候而十一歲まで以前讀み候書物共又夫れまでを改め、無點之本にて讀み直し申し候。十一歲之春歲旦之詩を初めて作り候て道春へ見せ候へば一字改め申され候て則序文を書き幼少之述作別けて感じ入り候由書狀副へられ和韻被仕候。

同年堀尾山城守殿へ家老揖斐伊豆我等へ被懸目候て則山城守殿へ召し寄せられ書物を讀み、伊豆是非共山城守殿へ奉行に出候樣二百石は可被下候由御申候へ共我等親同心不仕候

十四歲之頃は詩文共に達者に仕候故傳奏飛鳥井大納言殿聞こし召させられて召し寄せられ、卽座に詩を作り候て御目に懸けられ候。處大納言殿和歌を御詠吟候て和韻被下候。烏丸大納言殿聞こし召させられて卽座に章句を成し

下され候。慮外ながら我等も卽座に對を仕り候。若輩之時分殊更に卽座之事に御座候間唯今申し候ては笑早成義に御座候へ共又感心淺からず候其後御兩公御懇情に被成下折々奉じて御意を得候て詩文之贈答に御座候。

十五歲之時始めて大學之講釋仕り、聽衆大勢有之候。

十六歲之時大森信濃守殿――其頭は佐久間久七――黑田信濃守殿――其頭源右衞門――御所望にて孟子の講釋仕候。蒔田甫庵老論語御所望是亦同年講釋いづれも翌年までに講終候、是又若輩之時分故定めて不埒なる事計り有之候へ共其時分之蒔田權助殿富永甚四郎殿抔今以て能く覺え候。

我等幼若より武藝軍法を怠らず候。十五之時に尾畑勘兵衞殿北條安房守殿へ逢申候て兵學を稽古せしめ隨分修行候。二十歲より內にて門弟中に我等大六上坐仕り候。而則北條安房守殿筆者にて尾畑勘兵衞殿御免之狀之を給し候二十一歲之時尾畑勘兵衞殿御し仕らるべく候て殊更に門弟中一人も無之

候御す之副狀と申御を我等に與へられ候。筆者は高野按察院光看にて御座候。其更に、放文而感其能勤於武而歎其能修噫有文章者必有武備古人云我又云と末句に我等を御稱美之此文言をば勘兵衞殿直に御好みに御座候。

十歲の冬高野按察院光看法御より神道令傳受候。神代之卷は申すに及ばず神道之秘傳殘らず令傳を授け候。其後壯年之頃廣田坦齊とか忌部氏之嫡流之者有之根本崇源之神道相傳へしめ候。其節忌部氏神道之口決殘らず相傳へ候書付證文を越候。其中頃より石井帶刀參り候て我等は斷神書承り候。垣齊は頓みに死去仕り候に付神書之事帶刀事拙者を賴み候て合點參ゐらず候。所に皆承り候得ば是れ又其書附今以て有之候。

同年より歌學を好み、其歲までに內に源氏物語殘らず承り候。源語秘決までも相傳へしめ候。伊勢物語大和物語、枕草紙、萬葉集百人一首、三部抄、三代集まで廣田垣齊相傳仕り候。依つて源氏私抄萬葉枕草紙之代集等之弘抄注解大方撰

述仕り候詠歌に志ふかし、年に千首の和歌を詠み候得ども存じ候子細有之其後は捨て置き候。今以て右廣田垣齊方より歌學之紙も殘らず相傳仕候段書付御座候。尤も職原抄官位之次第道春講釋殘らず承り候其後是又垣齊に具に承り候て、合點參らず候所は菊亭大納言殿へ申上候大納言より御筆染められ一々の口傳御書被下候。此段人々存じ候。事に候就ては我等に職原を傳授仕り候者數多候。若年之時より湫兵衛門殿小栗仁右衛門殿御取り持ちにて紀伊大納言殿へ七拾人扶持被下置き召し出され御小姓近習に召さるべきの由御約束にて賴み萬御目見の用意仕り候內證者早野權右衛門殿萬事御取り持ちにて其節阿部豐後守殿聞き及ばれ、卽ち尾畑勘兵衛殿北條安房守殿御賴み成されて我等を御抱へ成され度き由仰せられ候へ共右之御先約故御斷り申上げ候。然る所に大納言樣御事豐後守殿御抱へ有之度き由御聞き成され、布施佐五右衛門殿御使と爲り兵右衛門殿仁右衛門殿まで仰せ出られ候は豐後守殿御抱在之度由御申者を大納言樣へ御引取り成され候段御遠慮に思召され候たと

へ御家來にて有之共豐後守殿抔御所望之者に有之は遣はせらるべく候。豐後守殿御用之事は御公儀之御用同意候間豐後守殿へ召し抱られ候樣に仕るべく候。其段勘兵衛殿安房守殿へも右佐五右衛門遣はされ候由佐五右衛門もはや召抱られ候段御兩所へ御約束成され候て御座候只今此段如何に御座あるべく候と申上げ候へば兵右衛門殿仁右衛門殿御事心易義に候間苦しからず候由仰せ出られ候由に候。拙者奉存候者大納言樣右之通り御遠慮遊ばされ候。上者豐後守にも御抱成され間敷候之旨老中家は遠慮仕り候子孫御座候間此方より左右方へ御斷り申上げ度候段岡野權右衛門殿御相談仕り候て其分に罷成候。右兵右衛門殿は謙信流之軍法は御歷々方に弟子衆大勢候得ば我等弟子に成さるべく候て兵學御勤め御念頭に候仁右衛門殿者我等に鞠身之やはら相傳候て奥儀まで承り候故別して御意を得候。岡野權右衛門殿は我等若年之時分より書物御聞き殊に兵法之弟子に成され候由御一類中殘らず我等に兵學御聞き候故御心易御意を得候。右之翌年加賀松平筑前守殿拙者義聞き召

しに及ばれ召抱ゆべき由町野長門守の御取持にて拙者親しく申候は知行千石下されず候はゞ罷出候事無用に仕るべく候旨申候て留め申し候筑前守殿にも七百石までは下さるべく候由御沙汰候由に長門守殿御申し候由承り候。

正保四年丁亥秋大猷院樣北條安房守殿へ城取之作法本圖介せ付けらるゝ時分拙者相煩ひ候て罷在候處へ安房守殿私宅へ御出候て右之本圖御相談にて陰陽之兩圖出來候て右本圖之書付並に目錄まで拙者と相談の上書き付けられ候其書付殘らず拙者之所に御座候其節久世和州全安房守殿へ御出御座候て御目を懸け候御覺え成さるべく候。

拙者二十五歳の時松平越前殿拙者を御呼成され、學問兵學御詮議御議論御座候。拙者申上候通り御得心成され。別けて御大慶成され、則ち遂に誓狀せら候而して拙者に兵學の御相談成され候。右誓狀之翌日三輪權右兵衛門先達て遣はされ候。御太刀馬代書被下され候、追ふて越中守殿御禮と爲り、私宅へ御來臨

成し下され候。其以後は毎度御懇之詩文など折々御贈答成され候。拙者文章を書き候を表具仰せ付けられ候て拙者を御招請之時分御座敷へ懸けられ候、寔に冥加之至り却つて迷惑仕候段度々御斷り申上げ候。其段は淺野因州公能く御存じ、常に仰せ出され候、越中守殿御事は其頃六十に成られ、御門葉と申す御譜代之御大名には珍らしき御學問にて兵法は尾畑殿仰せまで御究め、東海道一番之御大名、人皆崇敬仕り候處拙者御信仰大方ならず候間御音物之義まで事なく書き付け置き候。此段今以て家中衆存せられ候、

同年丹羽左京太夫殿兼ねて我等に兵法御聞き候兵書の次に、莊子之講釋御所望候て折々講談申上げ候。荒尾平八郎殿揖斐與左衛門殿など御聞き候其時分は我等事老子、莊子之學を好み候て講釋申上げ候。然るに武田道安事明壽院に老莊相傳候。近代世上に莊子之講釋は之なく。拙者讀み候事心許なく候。一度聞き申度由淺野因州公御賴み申され、因州公拙者へ御尋ね成され候。而して道安事丹羽左京太夫殿亭にて一度仕り候て拙者の莊子聞き申され候道安殊の

外、拙者を褒美する大方ならず候。其段まで因州御呼に候。道安は醫師の殊更に學問も廣く有之候得共明壽院以來に承はらず候由、別して褒美仕られ儀故書付け候御事に候。

大猷院樣御前へ祖心昵近仕られ候時分祖心申され候は其方義御次に御座候て具達及上聞候。折々其方事上意有之間必ず家中へ奉公に罷出候事無用に仕るべく候。何卒御家人に罷成候やうに取ち持ち下さるべく候樣松平越中守殿御念頃故右之次第具に御内意申上げ候へば一段之事に候。表向越中守殿御取り持ち下さるべく候間其方事松平伊豆守殿兼ねて能く御存じ成され候間當公方樣へ召出され候樣に仕り候はゝ早速首尾仕るべく候。祖心へも其段御相談成さるべく、先づ酒井日向守殿へも仰せ遣はされ候間御目を掛け置き候へと仰せられ候。御家老三輪權右衞門を差し添へられ、日向守殿へ拙者を遣はされ、御目を懸け候。其後越中守殿仰せられ候は酒井空卯公へ拙者事具に御物

語成し置かれ候間左樣に心得候樣仰せられ候。其節空卯公事上意にて祖心下屋敷へ振舞ひ申され候時分拙者も召し出され御念頃の上拙者も越中守殿拙者噂具に仰せられ候へ共御挨拶成され候。久世和州公上意にて祖心振舞ひ成され候。道春召し寄せられ老子經之講釋御座候時分和州公仰せ下され、拙者は右之末座へ召し出され候。祖心後に申され候は此段皆上意候間難有存じ奉るべく候由申し聞かれ候。卯年二月御近習番頭駒井右京殿御事阿部伊勢守殿―其比式部と申され御小姓仕られ候――を御賴み成され、弟子に成され兵學成され御聞き度き由仰せられ候間幸に又御近所に北條安房守殿居申され候間是に御相傳然るべしと達つて御斷り申上げ候へ共思召入り有之由仰せられ候御意に任じ候て參り候所急度御馳走成され候。而して兵書御聞き成され度く早々御登城、御兩所の御咄は拙者承はらず候。脇にて承り候へば右京殿召し寄せられ候事上意にて御座候由承り候。此段具に祖心物語仕り候へば大方上意にて之あるべく候間彌々以て諸事愼み、家中杯へ奉公には入らざる義と

存ずべき旨申され候。其後薨御成され候。松平越中守殿其年極月御逝去候。翌辰五年淺野內匠頭拙者へ直に約束仕られ候て色々念頃の上、知行千石宛行はれ候。拙者義相應の奉公申し付けられ候樣に達して賴み申し候へ共いかゞ存ぜられて候哉。番弁に使者等一度も申し付けられず候。定めて拙者不調法者にて可有之、稽古日を定め置き我等罷出候時分は馳走仕られ候て浪人分に仕られ候。

巳年播州赤穗へ罷上候時分大阪に於いて曾我丹波守殿拙者兵學之弟子に御座候故別して御念頃に成され、御馳走に相成り二三日滯留仕り候。其時分板倉內膳殿御加番故丹殿へ仰せ合はされ候。而して九月廿一日丹波守殿にて內膳殿へ終日御意を得候。翌年五月罷下り候時分內膳殿急度振舞ひ申され候て道具給之候。內匠頭方に九年有之、存じ寄りの仔細御座候て書付を差し上げ子年大島雲八殿奉賴知行斷り申上げ候て(落字あり)其時分は加增迄申し付けら

るべき候由に御留め成され候得共加增利祿之望みにて知行斷り申し候にては御座なく候由達して斷り申し候。而して知行返納候大島雲八殿具に御存じ成され候。知行斷り申候て以後間御座候。淺野因州公本多備前守殿など私宅へ御出成され候時分因州公仰せられ候は其方義以來は一萬石にて無之候はゞ何方へも奉公仕間敷候由兼ねて申し候、一般尤もに思召され候。古來戰國の時には倍臣に高知行取候者數多候。木村常陸介五萬石の時、木村惣左衞門五千石。長谷川藤五郎八萬石の時、島彌左衞門八千石取り候、丹羽五郎左衞門拾貳萬石にて江口三郎右衞門、坂井與右衞門一萬石宛取り候、箇樣の事珍らしからず候。結城中納言殿越前權頭之時分仰せられ候は御國を拜領成され候以前にかはり。別して御滿足難有思召候條有之其第一は年來分限廣候者召し置かれ度き思召に候。久世但馬守今度二萬石被下召し出され候。此段大名に仰せ付けられ候故賴み相叶へ申し候よし、仰せられ候段石谷土入物語候。扨近來我等ぞんじ候。而も寺澤志摩守殿へ天野源右衞門を八千石にて召し抱えられ候。松平越中

守殿へ吉村又右衞門を一萬石にて召し抱へられ候。此者共名高場所一兩度有之候者に候。渡邊睡庵事藤堂泉州公へ浪人五萬石にて無之ば主取り仕間敷候由申し候。其身覺書にも其段記し置き候。此者又右兩人より度々武功場數も有之殊に一騎前の役儀より大勢之差引を心懸け候者に候。氏兩三輩皆我等存じ候。然るに其方事戰國に生れ候はゞ武功之段は右之者におとり申間敷候。此段は力業に相成らざる事に候。第一博學多才、只弘文院を差し置き世上に有之間敷く候。又聖學之筋目發明仕り候事異朝にさへ無之候間古今其方一人に候。我等事十二歲より兵學稽古仕り候て畠山殿弟子に相成り、其流を究め上原流を習ひ上原治部左衞門相傳を究め、其後尾畑勘兵衞殿弟子に相成り印可まで取り候。北條安房守殿は猶ほ以て心安く晝夜仰せ談せられ候。然るに其方之影故兵學之筋目初めて能く得心仕り難有思召され候故其方へ別けて誓紙を遣はし置き候。然れども兵法之儀は無双の樣に存ぜられ候。如斯上は五萬石望み候共似合申さゞる樣には存せず候。其上一萬石にて奉公仕らず候ては主用に立

ち申さゝる段申し、誠に當時相應の望み尤もの至に候。我等事分限無之候故別けて殘念に思召候。其方一類之內一人にても二人にても召し出され候事御賴み成され候間左樣に同心仕るべき旨仰せられ候。私申上げ候は忝く御意に候と計りにて差置き候へ共本多備前殿へ度々仰せられ候故達し三人遣はし候樣に御取持ち候間岡八郎右衞門十六歲の時因州公へ召し出され過分に知行下され今以て近習に召し遣はされ候。御念頭成儀共に候。其節磯部彥右衞門を御使者に下され、八郎右衞門召し出され、御滿足遊ばされ候由却つて御禮仰せ下され候。此段因州公は申すに及ばず候。松浦紀州公本多備前殿御覺え成さるべく候。松浦紀州公御事は以前より家中へ弟三郎右衞門召し置かれ候。段御取り立て下され、御厚志淺からず、每度大恩を請けしめ候者心底被爲成御存候事因州公より尙ほ以て厚く被成御座候。松浦公淺野本多備前守殿など御一座之時分限被成御座候へば拙者一萬石。二萬石下さる事何より安き儀に候由度々仰せ出られ候處拙者申上げ候は御兩公樣右の通り思し召させられ候へば拙

者儀冥加に相叶ひ候と存じ奉り候。拙者儀御存じ成されざる御方には定めて途方もなきたわけ者に候。各樣御崇被爲成候を寔に存じ、如此高まりたる事申し候と可有之候。然る處因州公御事は御老年と申し御學門之義只今の御大名には無之候。其上紀伊守殿但馬守殿御家に諸家之名高き者大勢召し抱えられ、高知之者共罷在候。如斯者共の咄被爲聞、殊更に兵學之義兼ねて仰せ聞かせられ候通り、拙者體御噂、御批評仕るべく候樣無之候。松浦公御事は因州公より少々御年下に被成御座候。御自分之文學は御座なく候へ共晝夜書物等聞こし召され文武之諸藝、儒佛之御勤御怠不被成候當代之古老衆每度御招請成され御當家上方衆之近代之物語大方被成御存候。近年御家中へ諸歷々方高知にて差遣せられ、尤も能き者共御使立成され候。依て中根宗閑石谷土入常々申され拙者御家中之作法入口御使ひ立て成され候樣若年には珍らしき武將にて可有之由度々申され候由石谷市郎右衞門殿幷に拙者抔も承り候事に候。然れば此御兩公樣御事は御自分より初め御家中御領內まで之御作法御仕置き殘る所なく

候樣恐れながら存じ奉り候。然るに一兩度は自分御挨拶と存じ奉り候。度々仰せ聞かせらるゝ御事に御座候へば拙者存念は立候て安堵仕り候。拙者事御存じ成らるゝ御方々樣は御分限不被成御座候。御存じ無之御方は途方もなき者に思召さるべく候間拙者事は當分永久浪人と覺悟仕候故諸事逼塞仕り罷在候所存に御座候由其節申上げ候。

山口出雲守殿御出候て御申候は、津輕十郎左衛門殿御申候は津輕越中守殿御知行高は少く御座候へ共土地廣く新田多く候間知行の事は其方望みに御任せ可有之候。越中守殿初めて御入部御座候間拙者付申候て參り候樣に御賴み候と被仰聞候。拙者申候は先づ以て忝く存じ奉り候。去りながら越州公別けて御目に懸けられ候へ共未だ御若年に被成御座候。尤も十郎左衛門出雲守仰せられ候御事に御座候へ共家中衆又は他所衆承り候。而して御若年之御方樣へ如何樣にも申しなし候。而て如此義御座候など以來まで御沙汰御座候へば

迷惑仕り候間御免し成し下され候樣に御斷り申し上げ候。其己後津輕十郎左衞門殿死去之時分遺言に付き拙者へ御意候樣に御申置き候故其段御底意存じ奉り候。越中公へ彌々御懇意忝く存じ奉り候て御意を得候。村上宗古老義我等別して申し談じ候事各存ずる儀に候拙者方へ御出之時分御申候は我等事若き時分より物之師を取り誓詞仕り候事無之、殊更に武藝抔は人にさして習ひ拙者にて無之候。世上軍法は多く候得共師を仕り候は我等所へ參り候て軍法の咄を仕り候へ共我等尤もと存じ候者無之候。此段渡邊睡庵と晝夜心易咄し候て古來より軍法兵學之咄評判診義を仕り候に每度驚耳（オドロクノミニ）候。睡庵事は渡り奉公人に近代珍らしき武士と存じ候。然れば軍法兵法之議論仕られ候は其方前にて睡庵口の明かに申すべき樣は存せず候、就ては當年五十三歲に至り恥入り候得共今日初めて誓詞仕り其方兵學之弟子に成り申し度き由御申し候故私申候は私事左樣に被思召被下候事別して忝く存じ奉り候。舌戰物語武功は度々御咄承り候。拙者儀淺からず大慶仕り候。何事にても御相傳なども有之

儀は存じ寄らず候由申候得共達て御望み故御意に任かせ、宗古老御誓詞候。其時分林九郎右衛門事彌三郎と申し候。而して宗古念頭にて居被申候故能存せらるべく候。

寛文六年午十月三日未上刻北條安房守殿より手紙差し越され候。切紙自筆。

可相尋　御用之儀に付早々私宅迄可被參候以上

十月三日　北條安房守

山鹿甚五左衛門殿

切紙の御答

御手紙被成下謹而奉拜見候。御尋可被成御用之儀御座候間早々貴宅迄參上可仕候旨畏奉存追付參上可仕候以上

十月三日　山鹿甚五左衛門

房州様

如斯相認め遣はし申し候。夕料理未被下候故食事心快認候て行水仕り定めて只事にては有之間敷存じ立ちながら遺書相調へ殘し置き候。尤も死罪被仰付候はゞ公儀へ一通差上げて相果つべく、是又相認め、懷中せしめ候。此外五六ヶ所へ小翰相調へ、態と老母方へ申し遣はさず、宗三寺へ參詣仕り、下人成程はふき若黨兩人召し連れ馬上にて房州公へ參り候。四日には津輕公へ可召寄、兼約御座候つるを津輕殿門前にて存じ出で、明日參上仕る間敷き由使を寄せ申候。而北條殿へ參候。門前に人馬多く相見へ候。只今何方へも打立たん樣子に御座候此體拙者若し不參候はゞ則ち拙宅へ押寄せ御蹈みつぶし可有之樣子と相見へ申候、私事は刀を下人へ渡し座敷へ上り申し候て笑ひ乍ら申候は、如何の事に候哉、御門前殊の外人多く御座候由申し候て奧へ通り候。暫く候て北條殿被出候。而して逢ひ申候。北條殿申され候は入らざる書物作り候故淺野內匠頭所へ御預け成され候。是より直に彼地へ參るべく候間何にても宿へ用向にても

候はゞ申し遣はすべしと、別けて念頭に申され候。福島傳兵衞硯を持て拙者傍へ參り、申し遣度き事は傳兵衞申し次ぐべく候由申候間私北條殿へ向ひ申し候は。忝く存じ奉り候。然しながら常に家を出候より跡に心に殘り候事は無之樣に勤め罷在候間書き置き可申候事も御座なく候由申候。其内に島田藤十郎殿御出候間北條殿も座敷へ御列置候て私召し出され候間脇指をぬき罷出候へば北條殿島田殿互に御式臺にて北條殿仰せ渡され候は、

其方事不屆なる書物仕候間淺野内匠頭へ御預け被成候旨御老中被仰渡候由に候。私申上候は先づ以て御意の趣畏り奉存候。然しながら御公儀樣へ對し不屆なる義は右の書物の内何の所にて御座候哉。承り度く存じ奉候と申上げ候へば、房州御事藤十郎殿へ御迎へにて、甚五左衞門事譯も可有之候得共如斯被仰付候上は申すに及ばざる譯に候御事と申し候。私申上候は御意の上はとかくを可申樣無之由申し罷立候。御奉行目付衆兩人居被申候て内匠頭家來御

呼び仰せ渡され候。御步行目付衆さはかしく被申候故私笑ひ申候。而して一通仕り罷出候。此時分作法殘る處なき由右内匠頭之者共其晩噂申聞候。内匠頭所へ參りては不通之人にも逢不申候。淺野因州公より磯部彥右衞門御越候て苦しからず候由家老共申し候得共是へも逢ひ不申候。右の時分隨分不仕合なる義迷惑至極仕候へ共、心底にて申され候事は聊かも御座なく候故小事にても一ケ條も申置き御事申遣はし候事失念不仕候。九日之未明に御當地罷立候段御公儀より仰せ聞けられ候は此者大勢弟子門人有之候徒黨之輩可有之候間道中は申すに不及江戸罷立候時分芝品川等にて奪取候事など可有之候間油斷不仕候やうに被仰候由に候間付候て參り候者も氣遣ひ仕り候故朝より晝休みより泊りまでは大小用をも不辨候樣に心得申し候。而して同廿四日之晩に赤穗へ着仕候。我等匹夫之者に候所一人之采幣にて大勢をもしたがえ申候樣に諸人存じ候事付不仕合なる内に少しは武士の覺悟之所有之にも不罷成候哉。此段皆虛說風聞次第罷成り候て赤穗にては心易く罷在り候。

我等配所へ被仰付候時分北條殿より呼びに參り候節は死罪に被仰付候哉と存じ候、配所にて可參候哉不分明に候間若し死罪に候はゞ一通之書付を差出可申と存じ懷中し候其案文今以て殘り候。此節は人間之一大事相究め五十年之事夢と覺候樣に有之時分に候得共聊か心底に取り亂し候事無之候。尤も迷惑は仕り候此段は日頃我等學問工夫之勤故と全く存じ候。人間の上には一生に如斯事有之者に候間覺悟之處如左記置候。

蒙當二千歲之今大明周公孔子之道猶欲糺吾誤於天下開板聖敎要錄之處當時俗學腐儒不修身不勤忠孝況天下國家之用聊不知之故於吾書無一句之可論無一言之可論糺或借權而貪利或構讒而追蹤世皆不知之專任人口而傳虛不正實否不詳其書不究其理强嘲書罪我於玄我始安我言大道無疑天下無辨之夫罪我者罪周公孔子之道也我可罪而道不可罪聖人之道而時政之誤也古今天下之公論不可遁凡知道之輩必逢天災其先蹤尤多坤乾倒

覆日月失光只怨生今世而殘時世之誤於末代是臣之罪也誠惶頓首

十月三日　　　　　　　　　　　　山鹿甚五左衞門

北條安房守殿

~~~

是は令懷中候までに候。若死罪にて候はゞと存じ候へ共別條無之候故出し申さず候。此文立ちながら認めて點を付け令懷中候。其以後今日取り出し候て見え申し候得ば急度なる事故不宜書やうにも存じ候。恐れながら日本大小之神祇一字も後に改め候事は無之、誠に我等辭世之一向にて候。

我等義以前知行斷え候て内匠頭殿家を出てしに今度内匠頭殿へ御預け被成候。然れば配所に罷在候内別して念頭に被仕。常に被申候は御預けにて無之候はゞ、其方再び此地へ參るべく候哉。隨分門々にて馳走可仕候由申され候。就ては衣服食物家宅まで段々念頭に淺からず候。大石賴母事朝夕之野菜今日まで每日兩度づゝ送り候。賴母江戶に在るの内も右の通りに候。斷え申候へ得共
~~~

類母申候は此段全く自分之心入りにて無之、內匠頭殿念頭に思召され候。拙者事故類母助も如此仕御申候て相送り候尤も配所に罷在候內は御預け之者に候間隨分意外無之樣に家中之者まで慇懃に仕候樣に被申付候。而拙者所へ內匠頭殿御出候以前より却つて慇懃御座候御迷惑仕候。

我等御意を得奉り候て兵學。學門御聞き被成、我等弟子に相成り被成候御方々には松平越中守殿をはじめ右に申候ごとく別して御崇敬被成候。其外板倉內膳正殿御老中被爲成候而も拙者所へ御狀は拙者名に樣の字御付被成候故度々御斷り申上候得共聞こし召されず、別けて淺野內匠頭は主人にて候へ共上々樣へ口切之茶獻上候後必ず拙者へ口切之茶肴を給し候て介頂戴候。釆女殿尙ほ以て其通りに候。其外之御衆大方上々樣へ御茶被爲進候以後口切の御茶被下介頂戴候。尤も以前御出入仕り候大名衆まで參り候へば、御送迎被遊候て御門を開き候樣被仰付御慇懃にて迷惑仕り候段御斷り申上候得共左樣に

て無之候。私へ御禮とは思召されず候。兵法之禮義師弟の道にて候由仰せられ候然れ共冥加おそろしく存じ候て度々御斷り申上げ候は凡下の拙者無德之者にて御意に任じ御指南申上候とて左樣に被遊候程の御傳受相成らず候由度々御辭退申候得共侍從四品諸大夫之御方々樣如此次第天命も恐れ多く候故せめて自分に驕り無之日夜之勤め聊か怠慢なく候段此上之我等愼しみも今覺悟候故此如常に子孫共まで今教戒候、今年配所に十年有之雖今は一入天道のとがめを存候て病中之外は一日と雖も朝寐仕らず、不作法なる體を仕らず候。此段朝夕之義下々まで存じ候事に候。就中磯貝平助殿能く存じ候以前より如斯き心掛けに候故覺も無之候へ共我等述作之書物は千卷計り有之候。目錄別に有之我等人に勝れ、愚に候て言行不正之子孫共は愚なる我等に十倍勤め申さず候はゞ人間の正義に叶ふべからずと存せられ候。

序ながら我等存じ寄の學問之筋少々記し置き候。我等事以前より異朝之書

物を好み日夜勤め候て近年新渡の書物は不存十ケ年以前まで異朝より渡し候書物大方殘らず令一覽候。依之不覺異朝之事を諸事宜存候。本朝は山國故異朝には何事に及ばず聖人も異朝にこそ出來候へと存候。此段は我等計に不限、古今之學者皆左樣に心得候て異朝をしたひ學び候。近頃初めて御存知入りて甚だ誤成りと知候。信耳不信目棄近而取遠候事是非に及ばず、誠に學者之通病に候儀にて中朝事實に之を記せず候へ共大概を爰に記し置き候。本朝は天照大神之御苗裔として神代より今日まで其正統一代も違ひ給藤原氏輔佐之臣まで世々不斷して攝錄之臣相續候事亂臣賊子之不義不道なる事無之故也。是れ仁義之正德甚だ厚くなり候故にあらずや。次に神代より人王十七代まで悉く聖德之人君相續あり、賢聖の臣輔佐奉りて天地之道を立て朝廷之政事國郡之制を定め四民之作法日用衣食家宅冠婚喪祭之禮に至るまで各其中庸を得て民やすく國平に萬代之規模を立て、上下之道明かなるは是れ聰明聖知之天德に達せるにあらずや。況んや武勇之道を以ていはゞ三韓を平げて本朝へ貢

物をあげ高麗を責めて其王城を落し入り、日本之府を異朝に設けて武威を四海にかゞやかす事上代より近代まで然り。本朝武勇異國までも恐れ候得共終に外國より本朝を攻め取り候事はさて置き一ケ所も彼地へ奪はるゝ事なく候。されば武具馬具劒戟之類兵法、軍法、戰略之品々彼國の及ぶ處にあらず。是れ武勇之四海にまされるにあらずや。然れば智仁勇の之は聖人之三德也。此三德一つもかけては聖人の道にあらず。今此三德を以て本朝と異朝とを一々其徵を立て校量せしむるに本朝はるかに勝れり。誠にまさしく中國といふべき所分明也。是れ更に私に云ふにあらず。天下之公論なり。上古に聖德太子ひとり異朝を貴とし、本朝の爲本朝事を知れり。然れども舊記は入鹿亂に燒失せるなりおしい哉、其全書世に顯はれず候。

學問之筋古今共に其品多し。是に依つて儒佛神道共に各其一理有之事に候我等事幼少より壯年まで專ら程子朱子之學筋を勸め依つて其頃我等述作之

書は皆程朱之學の筋までに候。中頃老子莊子を好み、玄々虛無之沙汰を本と存候。此時分は別して佛法を貴み候。而諸五山之名知識に逢所學悟道を樂しみ、隱元禪師へまで令相看候。然れ共我等不器用故に候哉。程朱之學を仕り候而は持敬靜坐之工夫に陷り候て人品沈默に罷成候樣に覺え候。朱子學よりは老莊禪の作法は活達自由に候。性心之作用天地一扱之妙用高明なる樣に存せられ候て何事も本心自性之用所を以て仕り候故滯る處無之、乾坤打破仕り候。而も萬代不變之一理は惺々洒落たる所疑ひなしと存じ候。然れども今日之日用事物の上に於いては更に合點參らず候故是は我等不器用故に可有之候今少しく合點候て參るべしと存じ候。而彌此道を勤め候。或は又日用事物の上之事は甚だ輕く義如何樣に仕り候。而も苦しからざる義とも存じ候へば五倫之道に身を置き日用事物之間に應接仕り候得ば左樣には不被成候、而してかつへ申然る者は樹下石上之住居仕り閑居獨身となり世上之功名をすて候得ば無欲清淨なる事は言語に絕えぬ妙用自由なる所可有之樣に覺え候。天下國家四民

之事物に渡りては成らざる事云ふに及ばざる細事にても世上の無學なる者程にも合點参ゐらず候、或は仁を體認せしむれば萬之間に天下の事相濟み候と存じ候。或は慈悲を本に仕候得ば過去遠々の功德なり候とまで申候て實は世間と學問とは別の中になり候。他人は存せず。我等は如此く存じ候故、是にては學問共至極と存せられず候故、儒佛者へ右之所尋之亦大德有之人々申候に右之品尋ね候而者人の作略を見聞申候にも世間とは不合、皆事物別になり候神道は本朝之道に候へ共舊記不分明事に候端斗知候、而不全候是は空而天下國の要法も可有之候へ共入鹿亂後舊記斷絕と相見え申候。依之我等事學問に不審出來廣く書を見、古の學者衆申し置き候儀共考へ候へ共、我等不審に候條々埒明き不申候。而我等料簡相違す有之と存じ候。而數年此不審不分明に候所寛文之初め我等存じ候は漢唐宋明の學者に書を見候故合點参ゐらず候哉。直に周公孔子之書を見候て是を手本に仕り候て學問の筋を正し可申存夫より不通に後世の書物を用ゐず。聖人の書までを晝夜勤め候て初めて聖學之道筋

分明に得心仕候。而して聖學の法を定め、たとをば紙を直にたつに如何樣に細工能く候ても定規なきに手に任せ候て立ち候へば殘らずろくには立ち候ても人々に左樣に立たせ候事は成らず候。所に定規を當て裁ち候へば大方幼若之者まで先づ其筋目の如くには之を裁ち候。其間に尤も上手下手有之候へ共其筋目は一通りに參り候。然れば聖人の道筋は書を能く得心仕り候ては右之定規を知り候故何事にても其人之學問程には其道を合點可仕候。此故に聖學之筋には文學に學問も不入、今日承候へば今日之用事得心參り候。工夫も持敬も靜座も入り不申事に候。されぱたとへ言行正しく身を修めて千言百句をそらし候者にても是は雜學にて聖學の筋にては無之候と分明に知り候。又一言半句申候ても聖學の筋目を知り候人と知り候。是れ定規を以て正舖勤め候故に候只今終に見ず聞かず候。事物の上にても右之學問筋にて尋ね候得ば十ケ條に五七ケ條は忘れ申候。俗學雜學之輩は十ケ條之内に三ケ條共合點參り間敷候。其妙は我等慥に覺え候。依之世上の無學なる者に博學なる者おとり候て

人に笑はれ候事出來候樣に覺え候。然れば鑄形なくして鐵砲の玉をけづり、定規なく候て紙を直に裁たんと仕り候故勞して功なく常に苦しみ候て益更に無之。學を致候へば彌々愚になり候樣に我等は覺え候。

學問之筋或は德を導び、仁を練り、工夫、靜座を專と仕り候も有之、或は身を修め、人をたゞし、世を治平せしめ、功なり、名高きあり、或は書物を讀み著述詩文を專らと致し、卽ち此品上中下に分ち候て樣々の心得にあり行く事に候。然るに我等存じ候は德を以て人物を感せしめ、物いはずして天下自正垂衣裳而四海平修文德而敵自感服せしめ候。黃帝、堯舜之時代之義末代之學び難き處也。是をかた計り似せ候ても其志るし無之事也。依之始此心得候學者は其志す所高尙にして終に世を背き、山林に入り、鳥獸をなど仕り候事に候。又書物を好み、詩文著述を事と致すは學之慰にて日用之事にはあらず。但し文章も學の餘分なれば是を嫌ひにはあらず。餘力之暇には詩歌文章は之を棄つべからざる也。我等

存じ候聖學之筋は身を修め、人を正し、世を治平せしめ、功なり名遂げ候樣に仕り度候。夫故我等今日武士の門に出生せり身に付て五倫の交際有之、然れば自分之心得作法外に五倫之交り共に武士之上に勤め有之、其上武門に付いての業大小に品多し、少事にて云ふ時は、衣類食物屋作用具用法まで武士の作法有之事也。殊更に武藝の稽古武具、馬具之類制作用法あり、大にて天下之治平は、禮樂之品國郡之制、山林海河田畠寺社四民公事訴訟之仕置、政道、兵法、軍法、陳法、營法、城築等戰法有之、是れ皆武將武士日用之業也。然れば武門之學問は自分計り修行致しても此品にはあたりて志るしなく、功立ち不申候ては聖學之筋にて無之候。此故に右之品に付いて工夫思案も有之舊記古實をも考ふる事有り、然らば外に工夫、默識、靜座等致した事、其暇之あるべからざる也。然りとて賴り無く、品々之業を可習知盡すと云ふにはあらず。前に云ふ如く、聖學の定規いかたを能く知り規矩準繩に入る時、見事に能く通じ聞き、事明かになつていかやうの業來れりと云ふ共其品に勤やう明鏡に知る事物に逢て屈する事無之候。是

れ大丈夫の意地たり。誠に心廣く體ゆるやかなれ共云ふべき也。此學相續時は智惠日に新にして德自ら高く、仁自ら厚く、勇自ら立て、終には功もなく名もなく、無爲無妙之地に至る可し。されば功名より入りて功名もなく、只人たるの道を盡すのみ也。孝經に云ふ。身を立て、道を行ひ、名を揚げるは、後世に於ける孝の終也。と。

右之品々自讃之様に聞こへ候へ共各々非可命遠慮候間書付所我等觀悟之所有之候間能々心付候て讀み可被申候。近年は配所へ參拾年になり候。凡そ物は必ず十年に變ずる物也。然れば今年我等は配所に於いて打果て候時節到來と覺悟仕り候。我等始終之事處々へ書付置き候へ共御念頃の御方も次第に殘少になり行き候間我等以前よりの成立勤め並に學問之心得能く耳底に留められ、我等所存立候様に被相勤所事希ふ所に候。最初に書き候通り我等天道之冥加に相叶ひ候て、如此に候得共第一者懸業ながら日夜相勤め候故と存せら

れ候。然れば各自分之才學にも罷成るべしと存ぜられ候。其時御咄之たとえ物語まで殘らず記して置き候。若年なる者は如斯事まで能く覺え候事尤もに候有他見事にて無之候間文章之前後は筆頭に任せ候。能々得心遂げられ、藤助儀成長候はゞ利祿能く仕合被願者被差置子孫迄不義無道之言行無之食覺悟候はゞ我等生前之大望死後之冥慮に候條如此く記し置き候。磯谷平助に預け置き候。依而如斯候以上。

延寶第三卯正月十一日

山鹿甚五左衞門㊞

山鹿三郎右衞門殿

岡　八郎左衞門殿

(右欸)

四年以前卯六月私儀御赦免を蒙り奉り、八月御當地へ下着仕り、同十四日淺

野亦市郎家來大石頼母助、同道仕り久世大和守樣へ參上仕り候。其節兩人へ御直に被仰聞候は以前より之近付衆へは出入り可仕候。浪杯集め候事無用可仕候仕所は次第に何方へなり共可罷在候由被仰渡。右之御意堅く今日迄相守り罷有候其節より淺草田原町と申候所借屋仕り今以て罷在候。近年は病に罷なり候て乍慮外行步不自由に御座候故大方何方へも罷出でず候。罷下り候以後、此以前之筋目被思召、戸田左門公其外御使者被下候へ共、御禮まで申上げ候て一度も御見廻り申上げず候。數十年以來由緒御座候て御目に懸けられ候御方樣へは自然御目掛けも是れを以て四年以來度々御意を得候御事も御座なく候。淺野又市朗、松浦肥州公御事は格別に候。是へも少々御見廻り申上げず候。津輕越州公御事前々より御念頭之筋目御座候て私一類共一兩人御家中に罷在候。只今は拙者娘御家中へ遣はし置き候。然らば右之家御事主人同意被奉存上候折折此方より然るべく御機嫌窺ひ奉る事に存じ奉り候へ共御斷り申上げ候。而大方に不仕候。娘義も御屋敷の內に罷在候故逢ひ申し度參り候事も遠慮

仕り候而少々にては不參候。

四年以來筋目御座なく候者へ近付に不罷成、殊更に筋目御座なく候。家中之衆浪人は斷り申候て近付に罷成らず候。

上野御門主樣には冥加之爲一年に兩度此方より必ず參上仕候。久世大和守樣、土屋但馬守樣には御機嫌伺ひ奉り候樣に折々參上仕るべく候へ共御事多之內態と延引仕候。當年も年頭之御禮に漸く正月末二月頃御兩所樣へ一度參り候と覺え候。

人に道具遣候御沙汰御座候由少も左樣之義御座なく候。世忰弟智共に自然さひ身之道具くれ申候事は御座候。急度仕候御方へは不奉及申上候。家中牢人其外も道具遣候事は終に御座なく候。

拙者儀松浦肥州公津輕越州公御家中之御仕置を口入り候て色々新法立ち下々痛み候事申付け抔と方々沙汰仕り候由風聞承候。中々存じ寄りも御座なく候、娘有り付き候時分隣家にても不存候程輕く仕り候故松浦肥州公御近所に罷在候へ共在り付け候事も御存じ不被成、御使者も不被下候程輕き義に御座候所、是も右之時分夥して書付を仕り候て申し觸らし候中に一ヶ條も御座なく候事に候只今は世上に拙者名を賣り候て方に兵學之師を仕り候多く御座候由傳承候。書物屋にも拙者作之書物之由申候て高直に方々へ賣り申候本御座候由承り候。風聞故僞も不奉存候。四年以來拙者師を仕舞書物他所へ出候あつかい不仕候。

乍憚申上候。拙者儀四十年以來其意を得奉り候。而して御目に懸け候御方々御歴々　申すに及び奉らず候。家中之衆筋目御座候て自然參ゐり候。牢人迄

不義不作法仕候は今日まで一人も不承傳候。先年惡人共徒黨仕り候て罪科仰せ付けられ候時分も私方へ出入仕候者は申上ぐるに及ばず、近付一人も御座なく候。此段は拙者冥加に相叶ひ候と存じ奉り候。尤も日比筋目なく浪人等堅く出入仕らず候樣に隨分心懸け奉存候御事に御座候。

拙者儀配所に於いて朽果て申すべき覺悟仕り候所、各樣御影故存じ寄らざる冥加に相叶ひ、母存命之内に罷下り、三年一所に罷在り、去冬母相果て候。今生之願相達し難有く存じ候。其後私病者に罷成り候。彌何方へも罷出でず候拙者儀元來凡下之者に御座候故、自前に御歷々樣え此方より御斷り申候て御出入り不仕候。就いては酉の年、大火事以後高田へ引き込み罷在候て大方罷出でず其時分より只今は猶ほ以て老衰仕り候故逼塞仕り罷在り候。

拙者儀體之凡下之者御公儀樣御恩忝く存じ奉り候由申上候事慮外千萬な

る様に奉存候得共如斯御靜謐に御座候て數年靜に相勤め罷在候儀恐れなから天下之恩不淺難有奉存殊更に不慮に御赦免を蒙り奉り御當地罷下り候上は彌々以て日夜相愼しみ罷在候事似合之志にても可有御座候と恐れながら存じ奉り候若したはむれにも不義不忠なる事を口より申候へば心も移り申候間冥加忽ち盡き申すべく候。此段堅く相勤め候樣に世忰共にも平生敎戒仕り候。然れば御公儀樣を輕んじめ御法殿をないがしらに仕り御作法を評判仕り候事假初にも御座候はゞ怎恐冥罰甚だ重きに能蒙るべく常に愼しみ罷在候。就中四年以來は拙者御儀取り持ち被下候御方々樣へ御苦勞を掛け申候段生々世々迷惑仕り候而不覺悟成義聊御座なく候樣に朝暮心懸罷在候。此段已前より被掛御目候御方々樣御存之所に御座候間不及申上候得共序ながら如是申上げ候事に御座候以上。

十月十六日　　　　山鹿甚五左衛門

右之通牢級知通合文一、

拙者儀凡下無德之者に御座候て御歷々樣方の御前へ罷出候體は御座なく候得共若輩之時分より御歷々樣方御目に懸けられ、御取り持ち被下候。此段聊か私德義故などゝは不奉存候。天道之冥加に相叶候事と奉存候。

右之通に御座候故彌逼塞仕り高田に罷在候て御近衆をもはぶき申し、淺野因州守松浦肥州守迄に御意を得奉り樣に仕罷在候。其外之御方にへは大方に仕り候。然る所不慮に配所被仰付十ヶ年彼地に罷在候。日々老衰仕り罷下り候て四年に罷成候。只今は存命仕候て罷在候迄之體に御座候。今少々餘命御座候間何とぞ義理相違仕らず候樣に相勤め申し候て相果て申し候までの覺悟に御座候。

右之次第自分之取合に似合不申候。而して如斯書付申候段別けて迷惑仕り候。此以前御目に懸けられ候御方に皆以前御存じ被成候。就中松浦肥州公能く御存じの御事に候。私配所へ參り候。以後十三年に罷成候。其內御意を得候御方

々御死去被成候て只今殘少に罷成り候。然れば新しく拙者儀等召され候御方々樣は一己獨身之徒は此樣に被思召候へば、迷惑仕り候間益も御座なく候儀共是如書付候へば事あたらしく御座候て如何敷存じ奉り候以上。

十月十六日

右之通一通合紋

口上之覺

當五月十四日渡邊源藏殿御事本多下野守殿へ振舞に仰出被成候由にて拙者所へ押し懸け御見廻り被成候故御意を得候。此御一禮にも終に不參候。駿府へ御立ち候御暇乞ひにも病氣故不參候。

酒井河內守樣御內地內與一兵衞事拙者兵學之弟子筋、殊に淺野又市殿家老外村源左衞門智にて御座候故罷り下り候時分より源左衞門殿に近付に成り候樣に申候得共斷り申し候。

而延引仕候。當五月十六日外村源左衛門右與一兵衛同道仕り候て參り候。私方よりは禮に使をも遣はさず、尤も一殿も見廻申さず候。此外慥かなる筋目之家中衆幷與力衆自然に私所へ參ゐり候事御座候筋目なき衆新しく近付不罷成候。

數年拙者へ御目掛けられ候は板倉內膳公、淺野因州公、松浦肥州公にて御座候。何も拙者儀師恩難忘思召され候由每度御自筆に御狀下され、其御狀今以て端々殘御座候。然る所內膳公御事拙者儀不屆有之樣に被仰立てられ候由風聞承り候。風聞まで義に候間僞には可有御座奉存候へ共互心元奉存候で松浦肥州公まで委細申上候御事御座候。

右書付品々不調法に御座候て文言之前後仕り候所又は慮外なる言葉御座候て若し上々樣御耳に掛け申し候所も可有御座候哉。恐れながら無心元奉存候。拙者儀十ケ年蟄居仕り殊に罷下り候ても今以て逼塞仕り罷在り候故彌々世上無案內に御座候て書違ひ申す所迄可有御座候間御高覽に入れ候はゞ御

拾被下候樣御取り成し可被下候以上。

十月十六日　　　　　　　　山鹿甚五左衞門

右之通合紋三

板倉内膳公へ法泉寺に於て拙者御無禮仕り候御沙汰御座候由風聞承り候。板倉公御老中樣に被爲成候時分は拙者親しく相煩ひ罷在候。頓みに相果て候故此方より終に御目見申し上げず候。忌中幷に忌明申候ても度々御使者被下每度御念頃に被仰下候へ共忌明候以後も拙者病氣に罷在御禮にも參上仕らず候。翌四月五日初めて御禮の爲參上仕り候。其節は御他行遊ばされ尊意を得奉らず候。其後四月廿九日拙者近所法泉寺御出成され候間彼地へ參上仕り候て尊意を得候樣に仰せ下され候。尤も誰も御座なく候。石谷市右衞門殿迄御出候間閑談仕り候樣に參上仕り候得と御自筆之導書被下候。就ては法泉寺伺出仕り候。拙者參上以後板倉公御出遊ばされ候て御迎への爲庭上まで罷出候。御

着坐之後敷居を隔て度々御使ひ被成下難有奉存候段御禮申し上げ候。仰せられ候は左樣に急度仕り候而は難被仰談候間他所亦は人多く候時分は尤もに候。今日はいつもの如く內へ入り申し候て無遠慮に導意を得奉り候樣に再三被仰聞候故奉伺尊意、乍恐御一座へ入り申候。御同氏石州公も御出被成、料理出申候間先づ上り候。而して御咄共御座候。板倉公被仰候は不德之我等に大役被仰付難有被思召候。へ共、諸事無心之思召候。第一天下の政は何事を專要に可仕と存じ候やと被仰候故、拙者式之凡下之者は天下之御政道如斯可有御座などゝ存じ寄り可申候事御座なく候。故自分之工夫は御座なく候。古來より聖人申し置き候は天下之政は仁を本に仕り候て禮行候まで之由申傳へ候と申し上げ候へば少々御合點不被遊候哉、仁は左樣にも可有之禮は大事之物に候由、輕く御挨拶遊ばされ候。

次に被仰候保科肥後守殿御學門之筋は如何承り候哉、と被仰候間拙者儀に

保科公へ不奉懸御目候間不奉存候由申上候得ば其方存寄りの者いかゝと被仰候故不奉得尊意風聞迄にて申上候事は必ず相違多御座候者に候間申上げ難く存じ奉り候由申上げ候へ共達て御尋被成候故私申上候は風聞迄にて申上候はゞ御學問之筋慮外ながら私共存候とは御相違御座候樣に奉存候由申上候得は被仰候には此方も左樣に思召され候との御事に御座候。

次に京都之所司代は誰を差候哉と被仰候故拙者は不承候由申上候へば石谷市右衞門殿永井伊賀守殿を指候由御申候。私申上候は永井公者御年若に被成御座候旨申上候へば被仰候者年之者若には及び申す間敷候。器量次第の事にて可有之由被仰候。

次に世間之如何樣に風聞候哉と御尋ね被成候間私申上げ候は世上之風聞一向承はらず候。風聞は指して益も御座なく候御事かと申上候得ば被仰候は

世上能者多く可有之候間其者共之風聞を聞き候事能く候由被仰候故私申上候は御歴々樣方にさへ賢人君子は少く御座候。然れば下々には能者は大方御座なく候。若し能者御座候へば風聞など申候事は御座候間敷、風聞有る者大方御大名衆へ御出入仕り候。輕町人風情世上に賢き者之申候事に御座候と申上候へば其世上に賢き者申候事にて能く候由被仰候間私申上候は乍恐左樣には不奉存候。世間堅き者は御時代之勢ひを能く務申候間上々樣之能々思召之者を能く申し御懇に被成候者をば惡く申候少も秀申候者をば、さゝへ候て我身之立候樣に取り廻はし候人之事も能き樣に申候て實はそしり惡く申し候。如斯者の申候御事御許容遊はされ候御事と大事之義に存じ奉り候由申上げ候へば古より堯舜も賤き者に事を尋ねられしと有之と被仰候故私申上候者夫は賤しき者之可有存事は賤者に御尋ね候と申事に御座候と申上候。此問答再三御座候て少不入御意、御挨拶に御座候へ共私存じ寄り申上候樣に被仰候故少しも顧みず申上候。定めて御無禮之樣に相見え可申候。其後私申上げ候は

只今は方々寺方多く御座候て路次にも佛體を出置き候故下々迄佛をば存じ候。日本之所々に孔子堂を取り立て申し候はゞ人にも又聖人之名を可奉存候事に御座候哉と申上げ候へば尤もの由に被仰候。御料理過ぎ候て頓がて御立寄り候所、私申上げ候は乍恐申候事御座候。今度御老中樣に被爲成、乍慮外御仕合能奉存候。然りながら古の事より申し置き候は仕合能く候へば夫れ程の失は御座候物に御座候由申し傳へ候。乍憚彌々被爲加御愼しみ候樣に願ひ奉り候。就中御威光に付御息樣方世上より御馳走可有御座候間御勤め第一に存じ奉り候由申上げ候。是は伯州公御勤め、乍慮外無心之奉存候下心にて申上げ候へ共其御心得は御座なく候。御挨拶に御座候て其方心入り不淺思召され候由被仰、御大慶被遊候由に御座候。其日二條御番歸衆野間(町野？)金左衛門殿、猪飼五郎兵衛殿杯御宅へ御出候て御歸を御待ち御座候由申來候處、御歸り被成候。其以後は不懸御目候。右之段石谷市郎右衛門殿御存じ被成候。其後段々御自筆之御狀御音物被遊、石谷市郎右衛門殿へも切々御傳言被遊、頓て御作事出來次

第可被仰下候間參上仕候寺にて申し上げ候品々今に御失念不被遊候由被仰下候。殊更御加增御拜領之時分も御自筆之御懇書被下、別けて御念頭之事御無禮仕り候て不屈なる義と被仰候由御風聞にて可有御座候今以て拙者奉存候て罷在候以上。

十月十六日　山鹿甚五左衛門義以

右殘筆一篇自永四借而書寫畢併可秘者歟

寛延庚午如月

山鹿語類

卷之壹　君道　一、

君　德

原₂所₃以爲₁君

師嘗て曰く。凡そ天地の開治せし時は君と云ひ臣と云ふ者なく、只人物皆天地の氣を得て生々するまでの事也。其萬物の間に人は天地の正氣を得て智德萬物に過超す。故に裸なる身に衣服を着る事をなし。米穀を以て食とし、魚鳥を取りて飢を救ひ、竹木金石を以て百工をなし、住宅を構へ、用具をなし、互に交易利潤して事足らしむ。民は我家職をつとむるに暇なく、常の産業多きを以て我が德を正すべき間なし。唯欲を逞しくして强を以て弱を凌ぎ、衆を以て寡を虐

ぐ。鳥獸の相戰にことならず。茲に天地の正氣を得、知德を兼ねたる人あり。是を聖人とも至人とも神人とも云へり。此人たまたま世に出でゝ人の自ら「不得已所」を考へ其天地の德に化せんことを思はざるに依つて陰陽の相具を男女と號し陰陽婚姻せるを夫婦と云ふ。生育するを父子と云ふ。生るゝに先後あるを兄弟と云ふ。我に等しき人のあるを朋友と云ふ。其億兆の人の中より器の天地に相並べるを上げて君と定め。耕して食を奉り、桑を取りて衣を奉り、工商居を構へ、用を足らしむ。是賤かいとまなくて其天德知らされば三民是を貴とみ君として此聖人を師とし、物の別ちを習ひ知らんとの事也。君又是を敎戒し、五倫のついてを定め、五常の敎へ其正しき處を示し、治敎、自化する如くならしむる、是れ君の君たる處也。後世君主相續して其德衰へ、志驕り、元來天下國家を守護し來れるとのみ思ふ心の出來て萬民の苦をも知らず、遂には國亡び家絕えて又興の君相起つ也。異朝の上古三皇五帝の以前の沙汰は論ずるに及ばず。伏義神農黃帝の帝たりしより夏殷周の天下を治平せし皆以て然り。本朝の往古天

神七代は神世の事にてげんは擧て論ぜず。地神に至て最初の天照太神是は宗廟の元祖なり。しかるに其神明の徳天下を照し、一草一木の末までも其恵みを普して御殿のかまぶきなる事も御供を只三杯つきて黒も人の煩。國の費を思食故也。且つ才木もすくにたるきも曲さるば人の心の直なるを示し給へる也。和光同塵の徳如此にてこそあらゆる人民の上には君師と仰がれ玉はん。其正統王代まで神武天皇より今日に至るまで嫡々相承せり。是を以て天子御位の時伊勢太神宮へ奉幣使を立てらる。こは其天徳を准據あられんとの事なるべし。其上天子御即位の時大極殿に高御座を立て其座に行幸なりて御帳を八字にかゝげ、宸儀を萬民百官にみへさせ給ひ、三度香を燒いて其煙天にのぼるは位につかせ玉ふを天に告ぐるの事也。是皆徳を天地になぞらへつべき師たるの儀式也。魯齊許氏曰く。民生有欲無主乃亂上天眷命作之君師必予之聰明剛斷之資重厚包容之量使首出庶物表正萬邦此蓋天以至難任之非予之可安之地而娛之也

草業守成

師嘗て草業守成を論じて曰く。凡そ天が下治しめす上古のためしは皆德を以て萬民の上に立ち玉ひける故に父子の恩愛は至らぬ者までも深くいとおしなるに、況んや聖人の父子骨肉の親しみ凡人より猶ほ切なりと雖も天下億兆の人民には替へ難き故、其器のたへましきを計て他人に天下を讓り給ふ賢き政皆是れ德を以て天下を草創し玉ふ也。其後天位を人に與し事を惡みて子孫相續ありて遂に無道の暗君出て萬民塗炭に陷るを歎き、干戈を動かして天下を平均ある是武を照して草創し玉ふ也。堯舜禹湯文武の王たる高に過ぎざる也。如此其主君一代に天下を草創あるを草業の君とは申す也。其後を御子孫のつぎ〳〵に天つ日嗣の位に卽かせ玉ふを守文守成の君と申し奉る也。凡て草業の器は凡人の評すべき所にあらず。然れども草業の君の始終の政、必ず違ふ事のあるは德を積り、業をかさぬる事のかたき故也。大方さまの人も外に歛

あり。憂の時あるは賢の招諫を納れ。身を修め、徳を崇くするなるが天下長久に屬するの後は志をごり、恣にして終りを克くする事なし。況んや守文の君つぎつぎに及んでは父祖の難艱を忘れ天あたへ人與みせるの思ひをなし、いつしか諫めをこばみ政に怠る事多し、周公旦の成王を諫め玉ふに山人を相るに厥の父母稼穡に勤勞す。厥の子乃ち稼穡之艱難を知らず、と云へり。成王は文王の孫、武王の子也。然れども周公是を以て戒しめとせり。又周の宣王六日に師を起して戎を平ぐるは難しとせず。晩年に朝政をかたしとす。漢の高祖諫を好んで諫しめに從ひしも、末年には太子を易へん事を欲せりいづれも中業草業の君大半此くの如く夏殷周の世より漢の天下を有てしまでは寶祚の相繼事或は八百餘年、少くして四百年に及べり。魏晉より已還周惰に至ては多くて五六十年、少くば纔に二三十年にして亡ぶ唐。宋明は又傳祚永久也。皆創業守文の務て恩化を廣くすると遺德の傳嗣に及ばずとの故なるべし、古より古人君の創業守成を一人にて兼ねるは稀也。周の武王漢の高祖は創業ありて守成には及び

王はず。大禹大湯は暫く守成を兼ね、其至德を論せば草業も守文も必ず易しと云ふ所はあるべからず。唯創業は逆境故につゝしみ多く、守文は順境にして怠り易し。人能父祖の艱苦を思はで何ぞ守成に至て嗣君の驕逸あるべきや。本朝の武將源賴朝卿尊氏卿、近代平信長卿、豐臣秀吉卿各武家創業の武將也。然れども皆守文には及ばず。唯賴朝卿外戚の執權泰時、時賴等が守文の功に因て代々相續しぬれども、朝賴卿の遺跡は僅に三代を經て絕えぬ。尊氏卿草業の功も半にして逝去し。義詮も亦壯年にて世を早くしたれども、天下四十餘年の兵亂に倦みて干戈自ら止みぬ。ことに義滿幼君にて細川常久執事職に居て、政務に怠りなく、暫く天下の助けとなれり。此故にや源家十餘代の武將の號を蒙れり。當時は東照神草業德高く知深くして天地日月に相並び萬世の基を立て玉へば相つゝいて守成のいともかしこく目出たかりし儀刑也。

思二為レ君之難一

師曰く。大禹謨曰く。后克艱厥君。孔子曰く。知為君之難也不幾乎一言而興邦乎。古の格言を以て是を察するに能く君たるの所以を糾察せば則為君の難をば知るべき也。何事か是難とならば凡て一人のつかい一家を治むるに其情の相通じて下の心のをだまかに君臣合體して内外のへだてなきがごとく教化せんとならば、いかばかり心を盡さでは難成事也。況んや億兆の人をや。天下四海をやさるによりて國郡を與へて領せしむる大名諸侯を分憂の職と云へり。天下を天子一人にて憂ひ玉へるを諸侯を置いて憂をあまたへ分與するとの心也。一日に萬機の政あり。四海に億兆の人民あり。生質正直にして、教を待たずして直ほなるは百にして一つも有り難し。皆佞姦邪欲深く、やゝもすれば巧言令色を以て上下の間を蔽塞す。夫れ一民も心を安んせず、一夫も所を得ざれば王者の恥づる所也。いかんしてか、鰥寡孤獨の民の末、遠國異境の鄙の果までも君德の普ねく通せんとならば、予に臥し寅に起きて見聞覺知を廣くするとも其教化は速に成がたし。是によりて古の明君は朝より晨に至るまで戰々兢々と

して、日出づればあさまつりごとに心を入れ、日入れば夜の御殿にて政を正し、外には百官、位に付いて天子の拾遺補闕たり。内には后妃女史ありて政をたすけ過を記す。是れ其君たるの難を知て斯くこそあるべけれど、勤め愼しみ玉へば也。今を以て古を考ふるに上代の君も聖主なれば、さまで心を盡し玉ふ事の無くても穩に世の治まりつべきことなるに、書の堯典舜典史記の本記に記す所を考ふるに帝堯の德其仁天の如く、其知神の如しと云へり。天下を治し玉ふ事五十年なりしに、天下治まるや、治まざるや、と云ふ事を左右に尋ね玉へども知るものなく。外朝に問ひ玉へども知らざる故にかたじけなくも天子自形をまつし賤かいましき體を學び給ふて、路の衢に遊びしのひて童子のはやり歌を歌ふを聞召し、又老人の口に物を含みながら腹鼓を打ちて歌へるを考へましく〳〵て帝位を安んじ給ひ、猶天下の爲に太子の丹朱をさし置いて虞舜の鰥にて下民にあるを用ひて神器を讓りをはせり。帝舜の位を嗣がせ給ふも亦如此く。五載に一たび巡守と號して、國つ處の名山に行幸なりて、其方角の諸侯を

あつめ、各々分國の盛衰豐凶をのべ告げさしめ、明かに試みるに其いさをしのしるしあるを以て賞し、八元愷の賢人を擧げ、四凶を罪ない玉ひ、太子の商均を捨てゝ大禹に位を讓らせ給ひ、遂に南の方に巡狩有りて蒼梧にて崩御ありぬ。大禹は父に代りて水を治むるに身を勞し、思ひを焦め、外に居玉ふ。克く十三年其間に家の前を通りぬれども內に入らず。遂に其成功を遂ぐ。天下を治しめす一饌に十度起ちて天下の民をねぎらはせ給へりと也。寸陰を惜むとて日影の一寸推移をもいかばかりの璧の寶よりも惜み玉ふ。是れ光陰一寸を廻る間も人民の苦を棄置べからざるとの事にや。最も難有靈なり。湯王は昧爽(アチソレ)に坐してあくるを待ちて政を怠り玉はず、萬方罪あれば、予れ一人にあるならんと身を責め、大旱に六事を以て自ら天に祈る――政不節歟民失職歟宮宣崇歟女謁行歟苞直盛歟讒夫昌歟――周公は文王の子、武王の弟成王の伯父にても一たびかみならふに三握髮一たび食するに三たび哺を吐いて政に怠らせ玉はずして猶ほ天下の賢人を失はん事を恐ると云へり。堯舜禹湯周公はさしもの大聖

明相なりしかども無二一刻可一レ暇逸一、無二一息可一レ肆レ欲。天の與ふる天位の至て難なる事を知しめす故也。朝より夕へに至るまで天下の政務に心をひたし、賢人を集め、下情を計るとも末世の人君民の父母となり玉はん事たやすかるべし。其上人主あやうく、難儀なるに陷つては賢人を求め諫を入れ、敬しみ畏れ玉へども卷事やすくなり。國難やみたる後はいつしか志の怠佚、樂を好んでついに見たる事の難なる事を忘る。本朝の天子、年中行事日中の行事を考ふるに元日四方拜より晦日の追儺まで皆德を天地に比せん事を思ふ。萬民の苦を去る事のためしなれば上一人の難しき事虎の尾を履むが如く、春の氷を渉るに同じ。如此ありてこそ子孫千億までつらなり、天地と永へに、日月と光を並ぶべきやんごとなき御事なるべし。

以レ修レ身爲レ先

師答二君道以レ何先一曰く。孔子曰く。自二天子一以至二庶人一壹是皆以レ修レ身爲レ本。中庸に曰

く。君子之道本諸身徵諸庶民考諸三王と云へり。君は億兆の人の上に立ち、四海に義刑たる身にてましませば其身正しからざれば其臣の手本となる事は有るべからず。木の長ずるを求むるには其根本を固くし流の遠からんことを思はゞ其泉源を深くすべし。天下の事千變萬化其端究まりなけれども、一として人君の心に出でざるは爲し。故に天下の事を正しくせんとならば人主の身を治め玉ふにあり。かの殷紂夏桀も豈に天下の治まる事を思ひ社稷の長久を欲せず、滅亡することを願はんや。唯已來の患を計らず、天下を以て己が欲を恣にし路を修めざるより、遂に亡君となれる也。譬へば器の大なるに物を入るゝが如し。器は君也。物は下也。内に入るものは皆器の形に從ふ也。下は上に從ふものなれば仁義を以て治むれば仁義に入り、暴を以て率ゐれば則ち暴に從ふ習ひ也。源溪周子曰く、天下を治むるに本有り、路之を謂ふ也、と云へるは是の心也。

學問

師曰く。厚德を天地にならへ、高明を日月に等しくして萬世までに實祚を傳へん事を願はゞ、人君の道の事なり。此を願はんとならば先づ路を修むるに如くはあらず。修路とならば如何に求むべきと云ふに、學問に如くはなし。凡そ我が心を以て心を正すに古今に通せず、事物を究めずして晝夜唯思案致せばとて初めに通せず究めず、古今事物儀に思ひ出づべき樣なし。こゝを以て學問に因らざれば我が知を極むる事叶ふべからず。況んや天下萬機の政に於いてをや。學問と云ふは聖人の敎を學んで問事也。學と云ふは知覺せざる事を知れる人に學び、學んで未だ通せざる事を詳かに問事是學問也。學と云へども問はざれば究理せず。問ふても學ばざれば知を廣くする事なし。人君知不立慢心を起さず、下問をぢざるこそ古の聖主也。帝堯の事を四岳に咨き虞舜の問を好みて邇言を察すと云へるは學問にあらずや。されば古の明君朝廷に群臣を集め、賢人を野外より招いて政を問事を談ず。唐の太宗原官五品以上に勅ありて禁裏に宿直を給はり、毎に召して座を賜ふと、共に天下の政事を談じて百姓の利害

得失を知り給ふ。是れ人に問ふて究理するの學問也。尙ほ書の說命に初めて學の一字を說いて事不師古は永世する事なしと云へり。是れ後世學問の事起れる源也。古を師とせんとならば書を學び、敎を受くるにあり。然るに人君の學何をか務めん。唯天下國家を治平して博く衆を救ふにわたれる學是れ也。是を聖學と云ふ。聖人立つ所の中和を知つて天地位し。萬物育する處の效なきは人君の學にあらざる也。五帝三王の子なき帥たるは云ふに及ばず、漢の高祖は三尺の劍を以て天下の草業ありしかども儒術を貴び遺書を求めしめ玉ふ。後漢の光武は中興の武將たれども尙書を受けて大義に通ずと云へり。唐の太宗は殿の左に弘文館を立て、學士を置き、宋の大祖は軍中に在ると雖も手に卷を釋てず、と。也是皆學問の治平に答あるを以て也。董仲舒武帝に答へて曰く、彊勉學問する寸は則ち聞見博くして知答明し。彊勉道を行ふは則德日に起つて大に功有りと云ふ、是れ也。後世の天子書限を立て學士を選び、侍講說書の官を置き帥を崇め、先帥を釋奠し、天子自祭に臨み、俗號を高くする事は學問の切なるを表

せる也。然れども學其淵源を究めず、天下の治平に深からざれば皆俗學に陷て博文を好み、戈藝に誇り、それ猶ほあきましきは詩文著述を翫んで唯口耳の學となれり。況んや老莊の虛無の見あやまり佛者の無常寂滅のとりちがへ、道家の神仙不老の說、是れ學者の異端に陷る道筋也。魏の曹操の鋒を横たへて詩を賦せしも正心の術いさゝかなく陣の后主隋の煬帝の文詞に巧みなりしも亡國の端ならずや。漢の武帝唐玄宗の李家の術を願仙ひ、老君を祭りて人の僞をおい梁の武帝、魏の孝文の、或は身を大同寺に捨て、或は一萬三千寺を建立ありしも遂に侯景が禍を避けず。世中の福ありしことも稀也。學問の道一向其趣き惡しき時は學ばざるより害多きもの也。其故は只究理する志の功ならざるによる也。時異に世殊なれば人の心も何となく、次第に澆薄にして古代の作法を用ひ難き事多し然るを强いて右になぞらへんとするは學問の僻にして、理を究めざる故也。先づ其一を擧げて云ふに上代のひじりの世の政を今に用ふる手本はと云ふは唐堯虞舜のためしなるべし。然るに堯舜の政を考ふるに二典

に載る所史記にあらはせる本紀にも皆賢き德の世を照し、族を親しめる事の聖德を稱美せり。是は萬代不易の君道にして聖人の論ずる所也。其作法の今日日用の政務に涉るべき事は何事ぞや。六韜に太公曰く。昔者帝堯之王二天下一之時金銀珠玉不レ飾。錦繡文綺不レ衣。奇怪珍異不レ親。玩好之器不レ寶。淫佚之樂不レ聽。宮垣屋室不レ堊。甍桷椽楹不レ斷。茅茨編レ庭不レ剪。鹿裘禦レ寒布衣掩レ形。糲粱之飯藜藿之羹不下以役作之故一害中民耕織之時上。削レ心編レ志從二事於重爲一と云々。凡そ堯の天下を治レ如此となり。當時を以て計るに世の政如此にあらざれば、治平に屬せしとならば、本朝の今の世には一として不レ叶。然れども又靜謐に屬す。若し天子學問に志ありて俄に堯の如くに治教あらんとならば却つて亂を招くに均し。故に末學の儒者究理する事の薄きは皆是れ右非今してかやぶきの御殿は黒米の供御布の衣に皮衣の粧こそ古のひじりの世の作法なりと思ふ。是れ全く聖德の然ると云ふにはあらざる也。唯上代中古近代にて事そきたると事たると、其品相替る事也。帝堯帝舜を今の世に出したてまつらば。聊かくは有るべからず。時代に相應

の政務なるべし。唯學問の道致知格物に出づべからざる也。凡そ天子武將の學は皆修身世事にうつり行く如くになくては學問却て泥着となるべし。學問に限らず、藝を翫び、身を習はす事も天下國家に用取なき事には、しばらくも心を留め給ふべき事にあらざる也。唐の僖宗の馬にのる事を得、射藝の術を得、太刀劒術を熟し、算勘に長じ給へるをば、石野猪が若堯舜の時に遇ひ玉はゞ放駁を免かれずと云へり。放駁とは用ひられざる事也。宋の徽宗の畫は古今に超出せんとも身辱しめられ、國亡ぶ君として山藝を學ぶは皆本を失ひて末を知らんとする也。本朝の古は大學寮を立て、春秋の釋奠怠らず、天子亦自ら是に行幸ありし也。文章の博士明經の博士を置き、是れ天子の侍讀をつとむ。此文章博士と云ふは記誦詩を以て本とす明經の博士は六經を宗として經書を詳にす。文章博士は紀傳の儒者の、任ずる也。然るに本朝の天子詠歌管絃を事とし玉ふ故にや、何時しか紀傳の儒者は登用して大臣の職をつとめ、明經の博士は時にあはずして下位下官に蟄居す。是れ則ち學問の其宗を失ふ所也。夫れ天子御即位に

は三種の神器を以て受禪讓位の卯とす。三種の神器と申すは知仁勇の其德を器に表して。正直慈悲知惠と神道に沙汰せり。知を極めんとならば學に因らずしては明かになるべからず。仁勇猶ほ學を以て極めざる時は姑息の仁疋夫の勇にして天子の仁德、勇義にあらざる也。順德院の御記にも天子第一に御事は學問也。學ばざれば則ち古道に明かならず。その餘力に音曲、詠歌も無下にましまさぬ事を記し玉へり。何時しか帝王の詠歌管絃に長じ玉ひ、學は文詩につけり、志は浮屠に歸依して宗廟の神德三種の神器も形はばり殘れり。源賴朝卿天下の惣追捕使に任じ、干戈を動かして兇徒を平均の後、大江廣元三善善信を以て政道を補佐せしむ。彼等り亦博文有職文士にして聖を以て學政を佐くるにあらず。元久に中原仲章實朝の詩讀となりて孝經をよましむ。其比は京家に往來多に依つて實朝竟に詠歌に長じ、文武の備怠りたり。政道虐にして公曉かためにに害せらる。其後北條執權の間公方必ず讀書初めありき。然れども政道に心なし。泰時道に志し、深く貞永に式目を定めて世務を助け、時賴貞觀政要を寫さ

しめ、頼嗣に献じ、淸原敎隆に帝範を講ぜしむ。是れ等は皆道の思入れ深重なりしかども時に聖學を知人のなくして唯志を勞するまで也。其生質は後世の及ぶべきにあらず。金澤實時書を好み文庫を立て黑印朱印を押させ、且つ敎隆に群書治要を講ぜしめたりとにや。是れ又政道に及ぶ處なし。源尊氏卿建武に式目を定め、天下の政道をおきて玉ひしに時の文戈玄惠等に任かせて撰述あり。彼等博文の俗學なる故に其記する所に本來前後を失へり。直義南家の儒者藤原有範に學んで自から文王に比し、羽林相公を殷の付王になぞらへ、竟に兄弟の戰ありて敗亡す。細川の常久世務に志深くして義滿を襁褓の內より輔佐せり。聘學の要道には遠けれども義滿の生質常久に補佐せられずくば如何んぞ世を全くし玉はんや。京家の公方猶ほ以て學に志なし。凡べて政道の要を記るせる書多しと云へども敎ふるに師なきが故に學の人も亦皆文才のみ也。尙書は古の聖賢王佐の書也。貞觀政要は唐の太宗の治德をしるせり。群書治要は魏徵が治要を群書より撰み出せる書なりと云へども敎ふべき師のたへてなけ

ればこそ、人主是を以て治平の助けとなし玉ふ事なし。聖徳太子の憲法淡海公不比等の徒令は本朝の要務規範也。それより下りては冬嗣の方、仁格氏宗の貞觀格時平の延喜格、是を類聚三代格と云へども、さましく政道の要とは云ひ難し。一條太閤兼良、常德院義尚の命に應じて權該治要一册を選せり、是の書の類甚だ多し。皆博文にまかせて治要を味はず。故に政道の古實には聊たより有れども其要とする所は作者も亦知らざる也。天下の人君政道志なきにはあらざれども唯學問は書を讀み、文字を習ふて後に知ることと思ひ、敎へ奉る侍讀も文字言句にのみわたり、其身の言行は少しも正しからず。何を以て天子武將の師範たるべきや。人君のあやまりとまで云ひ難し。かへすがへす人君の學問は聖學に因る可し。爲らざれば只細工に家を立てて大匠方を因らざるが如し。聖學と云ふは六經の經書を讀む斗りを云ふにあらず。聖人の心を知りて學ぶ事也。聖學にあらずしては博文廣才にして、行跡よろしくとも内外に付て利害をさしばさみ、其要道を失ふべき也。

正レ君欲

師人君之欲を論じて曰く罔レ咈（モトリ）二百姓一以從二己之欲一。皐陶も亦舜を戒めて、逸欲を敎へて國を有たしむる事なしと、云へり。周公戒めて成王其無逸を所とすとなり。舜は大聖人なりと云へども益々皐陶欲を以て戒とす。成王は中才の君なる故周公且殊に無逸の篇を作れり。後世漢の武帝多欲にしては、君とし民に子たるは宜しからず、と云へり。汲黯又武帝を諫むるに內多欲なる事を以てす。すべて人君は貴き事天子たり。富四海を保ち心のまゝたる事なれば、動もすれば欲を恣にせん事を思ひ給ふ事、ことはり也。秦の二世皇帝趙高を召して人の世間に居る事は、ひまゆく駒の足はやみて物のひまをすくるより猶ほ速かなれば、其間に萬苦をなして何にかはせん。我耳目の好む所を恣にし、心の願ひを究めて一生を終へんと欲す、とありければ、趙高益（咎の間違ひか）へ申しけるは此ぞ賢主の能く行ふ所にして暗主の嫌ふ所以也と。すゝめ申しける。是佞奸の臣巧介

色の云ふ所也。人として欲を逞じくせん事を願はざるはなし。今諸侯大名に成りて國郡を領し、左園を自由にしたきと云ふは何事ぞ唯心の願ひを恣に致すべしとの本意也。殊に天子武將の上なき位に備り給ふ。人心の願ひを遂げん事も思召すことは凡そ人より見れば餘儀なき事也。兢々業業と愼しみて遊ぶ事なく、逸なきは堯舜の行ひ也。堯舜逸欲を好み玉はざるにはあらず。唯一人の樂を遂げんとて天下の人を苦しめ、國土の物を費やさんとの事はあさましき心得也。堯舜の樂は永へに長く、桀紂が樂は其身をだに保ち得ず。されば利害を付けて之を論ずとも世を子孫にさかへしめんは長き願ひのとぐる也。一生わづかの間の願ひを恣にせんとて子孫を立ち失ふて惡名を萬代に殘し、亡君暗將の中に入り玉はん。故は損得いづれぞや。殊に天地の德(德?)を本とせば人見の位は天下の至類なるべきを至樂と思ふは大に誤まれる也。されば古は太師の宮を置きて一人に儀刑たらしめ、太傅の官は德義を佑けて天傅の宮は君の身體を保つ事をはかり、疑置輔弼の官帝に天子の前後左右にあり、伺候の宮人、供

奉の僕從まで人品を撰み出入りに警蹕を唱へて目に惡色を見ず、耳に惡聲を聽かず事に臨み王へば瞽史の官したがひ、游宴には工師の樂官あり。太史は君の作法を書にしるし、瞽は君の學を詩にのべ、鳳輦にのり玉へば、旅賁の勇士才を取りて左右に立ち、門に出でたまへば官師供奉して戒を爲し左史は天子の左に立ちて君の振舞を書し、右史は君の右に立て宣玉ふ所を記す。外には諫鼓を置き、謗木を立て、過あれば爭臣七人直に奏してあらそひ諫む。是の故に中戈の庸君たりと雖も內外かくるゝ所なく、其情欲を恣にあらせ玉はしじとのおきて也。人君一日私の欲を逞しくあらるれば天下一日蔽塞す。蔽塞とは、蔽ひ塞がると云へる事也。例へば流るゝ水をふせぎあらはるゝものを蔽ふが如し。如此蔽塞すれば遂に堤の破れ、臭のあらはるゝ如く、國破れ、身亡ぶる事まのあたり也。適多欲の人の長久なるありしを其ためしとせんは危き事也。泰時僧明惠に政道の要を尋ぬ。上人無欲を以て最上の務めとせり。泰時亦是に歸依す。凡そ欲と云ふに品ある事也。いづれを指して無欲と示さん事を覺束なし。只聖學に

よらば欲を正しくするにあらん歟、飲食男女は人の大欲に存せりと云へり。夫れ欲に名欲あり、利欲あり、飲食の欲あり、色欲あり、宮室の欲あり、田獵の欲ありいづれも其源は人欲の止む事を得ざるより出でゝ、其過ぐる所は遂に身を早く失ひ世を亡すに至る也。先づ名欲と云ふは名を取る事を欲する也。天子名欲深きときは天下の萬民を苦しめ、財力を費して事の後世に名の殘るべき事を成さんとんとす。此心より出づる政は一言一事も人の譽ん事を願ふ故に、仁聞多くして實の政務はあらず。仁聞と云ふは仁政の聞えを四方にあらん事を願ひ玉ふまで也。人の曰く。中才の主は名欲を以て政務のつとめとなるべきや、と云へり。按に、自棄自暴して何事をせなる次第に心得、佛氏の無常迅速の見に入りて譽ぐる人、毀くる人、共に世に留めず、聞ぎ傳ふる人又こみかに去なん後に名の殘りて後の益かあらんと云ふ類に、戒は名も又辨がたき事を以てせんか。然れども學問の究理を以て論ずるに名を好むの人は、人の知らん事をのみ願ふ故に人の知るべからざる事は怠慢ありて必ず想に入り、物毎にうらおもて

ありて信實は皆虚也。十鐘の祿を惜しまざる如く見ゆれども、名のみにして内吝り惜む事有司に等し。是れ内にかへり見るにあらず、孟子の名を好むことを大に戒めたるもことわり深き事也。唯天地の道理に順て人君の徳を正し玉はゞ求めざるに名の萬世に傳はら事ためし多し。利欲と云ふは財寶を集め玩好の器物を求め、聖領の臣を厚くし、出納をやふさかり得難きの寶を寶とするの人君也。鹿臺に財を集め、鉅橋の粟の集まりしは殷の紂王の亡びしもとい也。漢の武帝桑弘羊を用ひて賤を置いて貴くくうをせ天下のものと利を爭ひ、唐の德宗劉晏が利を言ふを貴びて瓊林大盈の賦をつみし、皆君子の笑ふ所也。天下の財寶はことごく人君の財寶也。如何なる心得にて利潤を專らと心に入れ玉はん。事更にはかりやすし。希性珍物の目を喜しめ心に叶はん事を願ふ事叉極めて愚也。事たらぬ人は寶をくらべて驕をなすも不足の身なれば少しは尤もありぬべきにや、富四海を保ちて誰に誇り、誰に比べんや。世上體にて考ふべきも更に故なき事也。殊に民の膏血を搾りて其寶を府庫に充て、欲を逞じくせ

ん事あさましき心得也。民痛みて上樂するは皮のやぶれて毛の附所の無に同じ。朝四暮三の益なき事を知らずと直西山が論、誠に理也。飲食は人の口體を養ふもの也。一日かげてあるべからず。然れども食に八珍を到らね一日萬貫を費は味に依つて民の苦を知らざる也。大禹の飲食を菲くせるは孔子の間然する所なしと云へる德也。一たび筋を下して多くの財の費いへん事も君子の戒也酒は禮節の飲みものにして、古今の人君必ずこれに沉湎す。殷の紂は長夜の飲をなして、夜は云ふに及ばず、白晝にも四方をくらくし内に蠟燭を立て、酒を翫んで殿を知らず、陳の后主、隋の煬帝、各に酒を愛して國の亡ぶ知らず。酒を好んでやまざるは皆是色を翫の媒とする也。古へより酒を專とする亡君花を好まざるはあらず。次に色欲の事財寶さかしに富みさかえたる人は必ず、色を欲するは世の常也。人君惟を戒めざるは時は世を早くし、目を失ふの本何事か是に如くべきや。夏の桀が妹喜を愛し、殷の紂が妲己を寵し褒姒が幽王をたぶらかし、楊妃が玄宗のみゆきをまゐらせしためし、皆傾國の災也。是等は君に君の德

なき暗主なれば牝雞のあしたするをも知らずと云ふべき也。世にさかしく道に志深き人も色に惑ふは世の習ひ也。史蘇が女色を戒めて女戒と云へるは古の格言也。人君色に惑へば內奏に入りて奸曲を知らず。夜を專にして、朝政を怠り、娥眉の爲に性を剪狐媚を以て惑を受く、色欲の戒甚だ大也しかればとて男女の情たへてなかれと云ふにはあらず。唯閨門の政を怠らず。男女の別を正し天下の政務に志深重ならば何ぞこの惑を愛すべきや。鄭の子產晉侯の問ふて四姬省みる有るは猶ほ可也。則なければ必ず疾生ずる也、と叔向に答へしも是也。宮殿は身の置所也、禮を行ふの地也。天子の朝廷の制あり。其制のりをこゆるときは民苦しみ財費ゆ。文王の靈臺は不日になりて民是を樂み、宮室をひきくするは大禹の德也。民と利を同じくして國の爲に宮殿を經營あらんは民そむき恨むるもの有るべからず。彼の始皇の阿房宮、煬帝の十六院は皆官女を貯へ游宴を設うけん爲に致せる也。杜牧が賦に明星熒々たるは粧を開く鏡也。綠雲擾々たるは曉鬟を梳る也。謂水膩を漲ら脂水を棄てる也。烟斜霧橫椒蘭を焚く

也。雷霆乍驚宮東過也とかけり。詞人の文章は實すくなく、詞花をゝしと云へども、阿房の營作は開闢よりこのかたあらざる也。其天下楚人の一炬に焦土となる事尤もよしある事也。帝堯は矛茨をだに剪らず、漢の文帝は百金をついやすを中人十家の產なりと、遂に露臺を立てたまはず。皆是れ民の苦を以て身を安くせん事の帝德にそむく戒めとせり。朝廷禁裏城郭殿中各止む事を得ざるの制あり。若し後のために費を爲さん事、人君のあやまり也。次に田獵の欲と云へるは田獵は先王の必とする事にて四時に四度の法をさだめ、武を爲らはし威儀をとうのへ、地の利をはかり、民俗を正すのわざ也。好みて節を過す時は民の農を妨げ外にすさみて政を忘れけはしきを越え、危きに止りて是を樂とするあり。夏の大唐は田獵にふけり、有洛の表にかりて十旬までかへらず。羿に國を奪はれぬ。流連荒込は先生の戒むる所、漢の武帝の微行してかりせしをば相如か出萬有一危之塗以爲娯と諫めし故也。天子の行幸はたやすがらず。三民業を止めて道を作り、勞役し、往來これがためにさへられ、鰥寡孤獨一日飢をたむけ

ず、田畠を蹈みそこなはれ、林木を剪取られ、或は鳥獸を追はずして恣に作毛をそこなはしむ。如此の費へ謂るべからず。尤も天子放鷹の地は氣を養ひ、身を保たしめ給ふの用あれば率土の民、天子の爲に費やされん事更にいたむべからずと、佞奸の典臣は女言令色すとも、民の志の敎へずして左あらんは聖德の及ぶ所也。上より押して如此可思事なりとあらんは下の情を塞くと云ふべきにや。文王の囿は方七十里にして、人猶ほそしらず、うらみず。齊の宣王の囿は方四十里にして民のおとしあなとなれるが如し。唯樂を民と共にするは永へにして止まず。我が身を守しませんとの政は民の怨むる所也。凡そ人の欲は、只これに不限、衣服、器物もろ〳〵の品に就いて分外の願ひを立つるは皆欲也、然れども人君或は國を失ひ、身を亡ぼすに至ては右の欲の外あるべからざる也。此欲の根を推すときは人欲の私より出づる也。人君學を以て心を正しうせんとならば、能く人欲の私を知て是を正しくせずんば心の德全たからじ。欲のなからんには有らず、唯是を正にあり正さんとならば、其品を勘辨して當然の用をは

かり天地より備はれる有りのまゝの信に順て、其禮を行ふべき也、其間に私を加へ大義の爲ならぬ一己の欲あるを改め、許さば大學の正心誠意と云へるに近からん歟。

論明耳目

或問ふ。堯舜の天下を政ある四門を闢き四目を明かにし、四聰を達する、と云へる事、その云はれ有之にや。師曰く。夫人君は其耳目を明かにするにあり。此故に堯を欽明と云ひ、舜を聰明と稱せり。伊尹は遠くを視、惟明けじ。德を聰にす惟聰しと云ふ。武王は天の視、天の聽く事と宣玉ふ。易に聰明睿智と論じ、奏誓に聰明作之后と云へり。人君耳目を聰明に致さずば、天下國家の蔽塞如何して通ずべけんや。凡そ外より內へ相通ずるものは耳と目とや。心ありと雖も耳目なき時は內外隔絕して通ずるの道なき故に耳目を五官の要と致せるは古の敎へ也。世の治亂を考へ、人の善惡を計る、其慮りは心にして其通ずるものは耳目也

人の氣質各々偏僻する故に每事一樣にして、知られざること多し。其故は佞奸を內にかまへて言を巧みにし、讒を設けて一朝一夕の所以にあらずして濟くにひたしそむるごとくなるを、浸潤の潛と名づけて、人君覺えずして其讒を聞き入るゝ事あり。又事を構ゆる事の久しくして、首尾の合ふごとくし、置いて俄なるごとくに人君へ訴ふるを膚受の愬と云ふ也。是又事を探り、事を詳にするの暇なくして、其讒を信ずる事多し。如此の類は皆耳のあやまりて明かならざる故也。たとへば讒邪にあらざれども臣の知暗くして、是ぞ忠言也と思ひて民の財をしへたげ集め人君に告ぐるに費と號して寶をやぶさかり、おしましめて土藏倉庫を多くするを人君又まどいて聽き入れ、信用するは皆耳のふさがる故と知るべし人臣內に姦曲の行ありて色をよくし、形を正し主君の好める行をなしひたすら賢者のごとく取りつくろふ惡人あり。又元來氣質おろかにして、形を取りつくろはず。實貞にすなほなる生れつきあり。是を似せて僞るあり然れば形は似て內に虛實の違ひあるを知らずした信用せらる。是れ目の明

かならざるをや。人を見る計りに不限して世上の治亂、民の安否、皆耳目の見違ひ聞き違ひ多し。この本は心の闇よりちかいもてゆくと雖も、視聽を捨て心にはからんと云ふは彼の異端の虛遠や、天をはかるには日月星辰を見、風聲雷霆を聞きて、而して後に是を考へ、地をつもるには山川海陸を見、水の落つるをと風のあたれる聲へ、物の響きを以て其性を知り、右(古?)の伏義の仰て象を天に觀、俯して法を地に觀鳥獸の文と地の宜を觀て近く、これを路に取り遠く是を物にとりて八封を作れると云ふも是の心にてやあらん。皆是れ耳目によるの功や、情內に動く時は響外にあらはれ、色必ず形するは天然の物則なれは、視聽に暗くしては外を正すべきのやうあらざるや。さるによりて孔子の視觀察視聽の論。孟子の賢否を定むるには左右諸大夫國人まで賢否なりと云ふとも、猶ほ心に察して用捨あらんことを議し、唐の太宗耳目を蔽ふを以て帝王の衰ゆる本也、との玉へり。爰に案ずるに、如何に修してか耳目は聰明なるごとくに有るべしとならば耳目を廣くして知者賢者にたいし、諸事一偏に取りおかず、輕

く人の言行を信せず。能耳目の實を正し、我が好惡を改め、將迎の心をさりて見聞せば隱るゝ所あるべからず。魏徵が兼ねて聽を明君と云ひ偏へに信を暗君と云へるも是れ也。四門四聽と云ひ、四の字は四方を以て考ゆる也。是れ一方にかたよらざるを云へり。東西南北何方へもかたよらば兼ねて謀とは云ふべからず。唐虞の治は天下、の目、天下の耳を以て耳目とせる故に、視聽廣くして能く通ずる也。或は云ふ。人君廣く視聽せんとならば、彌惑つて通せざるの失に至らんか。師云ふ。唯耳目を明にするにあるべきなり。堯舜は聖德なるが故に廣くして明かなるべし。若し耳目を廣くすると云ふを心得違へて一事をも究めずして諸々にたゞしなば異說品多く、異口まち／＼にして本說を失ふべし。前漢の宣帝後漢の明帝は皆知人にすぐれたる人君なりしかども、下の情をさぐる事のすぎ下の事をきく事を好みて疑ひ多く、公卿、大臣皆そしりにあい、朝廷ことごとく恐れおのゝく、隋の文帝下の事を見聞する事を喜んで事を自らとりさばく事を好み、大臣老將にまかせず、大小事ともに自ら是を見聞して行はる、天

下大にいたみて、竟に二代にして亡ぶ。唐の宣宗、我知を高慢にして下をこまかりに聞き、官人を出して、見せしめ、事をきくまゝに行ひ玉へる故、唐の世遂に亡ぶ是等は見聞を廣くいたせるの形に似て皆見聞をふさぐ也。聖主の見聞を詳にするは下の情を塞ぐべからざる爲也。暗主の明を用ゐるは人のそしりふせぎ、人の惡を見出さんとの事也。其趣大に異なる也。凡そ天下は一日に萬機の政あり。人君あまねくうかゞい視こと〳〵く耳を傾けて、見聞あればとてそも何ばかりの事のあるべきや。天下を治むるには天下を以てする事なれば賢臣を撰み、官人を正して是を以て人主の耳目とせば、人主つねに九重の內高堂の上に座するをも天下豐かくるゝ處あらんや。さるによりて聞くにきゝ所あり。是るに見處あり。聞く事、視る事其人あり。これを用ふるに時あり。此法をしずしては見開すればせはしく、下の苦に至り、見開せざれば、下ゆるやかにして怠るに至る。是れ明かならざるが致す處也。東方朔か客難に冕にして、前旒するは明を蔽ふ所以、黈纊充耳所以塞聽也と云へり。是は天子の冠に前に玉のやうらくをさ

ふ左右にみゝかねをつりて耳目のさゝはりをするは天子のみづから見聞あられましき爲也。又出るに蹕して先を追ふは無禮邪惡のものをさけしめて非禮を見聞あり玉はじとの事也。是等は舜の四門を開き四目を明かにし、四聰を達せると云ふには事替はれるが如くなれども、天子の自ら事々を見聞あられよと云ふの教にあらず。唯内を明かにし、偉へになづませ玉はねば皆見聞の廣と云ふなりと可知也。本朝牟法盛禿兒を枚散して京中の事を見聞せしは下の情を索むに似て皆民を虐ぐるの耳目也。人君の必ず明にする所にして、必ず感ずる處也。司馬光曰、先生黈纊耳を塞ぎ、前旒明を蔽ふは、其耳目の近用を廢して聰明を四遠に推すを欲する也。

正容貌愼言語

師嘗て、人君容貌を正して言語を愼しむべきを論じて曰く。内に誠あれば必ず外にあらはるゝは大學の格言也。形は外に屬すれども外は内の表するが故

に、形に隨て內叉曲直す。君には君の威儀容貌あり。動容周旋ともに禮にあたる如くするは人君の誠也。四海に儀刑まし〳〵て萬邦の規範たる御身なればかりにも非禮にうごき玉ふべからず。夙に與よりよわにいぬるまで日中行事年中行事行住座臥について暴慢なる容貌のおはしまさば、是れ天下の政事變の暴慢なる表示也、と知るべき也。形と心と別なるが如くなれども、其誠を推すときは何ぞ兩般あらんや。直きときは立つ心あり。走る時は走る心あり。形に異風を學べば心に異風あり。禮期を着して危度すれば自ら持敬の心生ず。人の上に立ちて人の容貌かろ〳〵しく恣にして顔色和せずば下の手本あらず。人君の客あらざるや孔子も民に臨むに莊を以てす、と。季唐子に答へ玉へり。朱子曰く。莊謂容貌端嚴と注せり。孟子梁の襄王にまみへて之を望み、人君に似ずと云へり。容貌に依つて心を失ふは古へよりのためしなれば容儀を正しく致し、威儀を失ひ玉はぬ人君修身の一也。易に美在其中而暢於四支發於事業美之至則とあり。言語の事天子の言語をば綸言と云ふ。その書にあらはすを勅書詔書宣命

と云ふ。武將の命せらるゝを臺命と云ひて、上意御諚と云ひ、其書にしるすを御敎書御内書など云ふ。されば禮記に天子の詔は左右常に筆を取りて此を冊に記すと云ふ。言語の重事如此。一言出づれば駟馬に追ひがたし。云ふ事はやすくして行ふ事は難し。人君一言出て號令となり、勅詔と號して天下の大義、これを聞きて稱へ、後世に是を殘す。甚だ愼しまざらんや。されば其の愼しみと云へる事は假にも虛言戲言のなく、言を和らげ、氣を順にして其言の下に至て利害とならん處を考へ玉ふにあり。尤も卑劣の詞、利潤好色の詞、人君の愼しむ處也但し天子武將辨をよくし、詞をあさり玉はんは、物を輕んじ、人を侮るの基也。殊に臣の云ふ處を智辨を以て問答窮結あらば人臣いよ〳〵恐れて言をたへ、諫をあぐべからず。是れ才辨のわづらい也。伊尹が太甲を戒むるに辯言を以て舊政を亂る事勿れ、と云へり。人主身を修むるに言語を愼しむを以て大なりとす言の前後を亂りなば法令禁令皆本末をわかず、民の掟大に違ふべき也。すべて容貌言語は君御の外にあらはるゝ處なれば其表示に依つて君の得失明かなき

なり。いさゝか怠るべからず易に曰く。君子は以て言語を愼しむ。云々。

守儉德

師嘗て曰く。人の行は過不及なし。かたる事のあらざるを中庸の德とす。此聖學の敎たるやこゝに人の行跡を我を以て考ふるに常に過不及のみありて中庸に至る事あらず。然るに過ぐるものは害多し。不及者は害すくなし。及ばざるよりつとめて至らば。遂には中道に相叶はん歟。叶はざるまでも害のある事はなきもの也。過ぐる時は中道に至らざる內に害多し。先づ身に奉ずる所の衣食居、用具、世の事はざの游宴禮節共に分限に相應致せる如くするは古人の敎へなりと雖も中庸にかないがたきを以て悉く過不及あり。是を不及に致すを儉約と號して貴む也。今過不及の利害を論んずるに過ぎて驕奢なる時は人の勞役多く、財を費やし、猶ほいやが上に願ひを立て、財寶を泥沙の如くに用ゆ。是れ我に於いての寶也。是を見る人、皆かくことあらまほしきと欲する心の出でゝ

分を踰えたる願ひを起さしめ、金銀を借用せる主を迷惑せしむ。是れ彼に就いての害也。儉約を守りて物毎に不及の行あれば、萬端故そくゆへに下の役作に苦しむなく、我が財用の費へもなし。是を見る人もかくても享たる事を思ひて謀の位を出づる事なし。是れ人我に付いて害なし。其人又心ありて儉約を用ゐば内外又利あるべし。此に就いて見れば驕と儉約との利害雲泥の違ひ多ければ儉約より徳を修せば黨に天地の利則かの無過中(不?)及の中にも至らんか是等は庶人の上に於いて論ずるや、天子武將のやんごとなきは儉徳ありて天下の徳を化せし事其ためし多し。驕りを極めて財を費し、波佐羅を以て俗をいやしくせば天下に失徳多く、國家に財つきて實に民の不足を事ふ事不可叶也凡そ財寶は不足をおぎない、民を救ふの用也。此を司て過不及なからしむるは人君の職也。この事に人君先づ身に儉徳ましまして威儀を下に則とらしむ。是れ君の徳也。堯の茅茨不剪の政、大禹の飲食を菲し、衣服を惡み、宮室を卑くし玉ふ。事有難き聖主也伊尹は太甲に諫むるに儉徳を愼しむと云ふ事を云へり。讃

の文帝は身にかざれる衣服なく、家に大厦を設けず、器にあやまるを不用、後宮の天人も衣服を長くせず。玳瑁を飾ざらず。翡翠のかんざしをいやしめり。宋の太祖は常の御衣に再び浣へるを用ひ玉ふとかや。儉約の徳尤も大也。本朝の古令に制法を定めて天下に行はしめしは、是又節にあたらしめんと也、弘安の式目に沓物毎に眞實之儉約を用ひらるべき事を武家に執行し。建武の記にも、儉約行はるべき事を專らす。歷代守文の世、必ず過奢に陷る事多くして、是を制するに處のなきが事にや、延喜の聖主は時平に相計りて時の奢りを止め、源の類朝卿は筑後守に事をよせて時の過奢を退けんとす。儉德を守るは人君の力行する所也。儉約と云ふには人の心得に違ふ事あり、故に今儉德を以てする也。其故は儉約はついへて鄙吝に入る事あり。鄙吝と云ふは鄙は卑しくして義を知らず、唯利害をのみ挾さみて工商の利潤を專らとするが如くなる事を云ふ。吝は與ふべきに當りてしわく蓬心の出て是を惜みやふさがる事也。儉約斗り心得て道を以て修めざる人必ず鄙吝に至る也。周公の才の美なりと云ふと雖も

驕心と吝る心のあらんは不足觀と夫子の戒ありすべて人は天地の物則あるものなれば位に依つて衣服、飲食、居所、用具、渡世の禮節その式目あり。衣裳は黄帝より初めて堯舜に至てとゝのへり。則ち天地の形を表し十二章のかざりをなす。是を袞竜の御衣と云ふ。詩に袞職と號せるは是也。本朝内藏寮の御線ぬいとのゝ裁制各々其法あり。大膳職内膳司天子の饗膳御膳を掌りに既に其制定まれり。内匠木工寮は工匠の制を專とす。月令の工御は間工の故を定作物所の工人いづれも其制定まれり。天子武將は天下對し、萬民に法として相定まれる制あれども猶ほ是を省みて事をそぐは鰥寡孤獨を養ふて其不足を惠み給はんとの儉約也。若し儉約に事をよせ定制をことごとく省略し、剩へ民にはふかす急をおきなはず。裹たるを不助不救は是れ鄙吝のなす所にして君子の大に惡む事也唐の文宗三度まであらへる御衣を着用ありて儉約にあらずや、と云へるをば柳公機が是れ天子の末郎に答へ、大曆の宰相常袞か堂饌せしをば時の人そしりて曰く。朝廷祿を厚くし、所以養賢自知不能當辭職不當辭祿と云へ

り。然れば禮をかぎ、公を越えて切りに儉約を宗とするは、皆小人のわざ也。食祿は不得れば下民爭利と也。若し大祿の官人別莊を構へ、庭園を弘くして内に野菜を植へ、樹木を盛にして用木のみを植えて、民の利を我に奪ふは是れ儉德と云ふべからず。孟献子は有策の家には聚歛の臣を養はず。伐氷の家には牛羊を飼はず。馬策を畜ふものは雞豚を不察と云へり。孔夫子は臧文仲が女に蒲を織らせしを不仁也と宣玉へり。公儀休は魯の相として庭の野菜を拔いて棄つとにや。是れ皆祿に定まれる制ありながら百姓と利を爭ふものは必ず驕ることの分を超へて、祿の不足なる歟。鄙吝にして倉庫を盈しむる歟。兩條を不出。宰相大夫の祿を以てすら如此。況んや天子武將の上に於いてをや。然りとて財を埋むる事はあしきと云ふにはあらず。大學に財を生ずる大道を論じ、洪範に食貨を以て八政の先とす。唯其儉約を德に於いて守らしめん事を要とする也。茲に削くは彼處に施さんとの事なりと可知。願くば其中庸に叶ふに如かざれども、若しくば儉より德に至らんかとの事にて儉を云へり。夫子も用を節にする事

を専らと宣玉へり。只偏に儉を必すとは宣玉はず。儉は驕に對せるの辭也。朱子曰く儉奢俱失中と云へり。尤も其語あたれり。

或人の曰く。天下の財寶は天下の財寶なれば人君驕りて金銀を失ふと云ふと雖もその金銀天下の外へ行くにあらざれば儉約を好みて寶をつまんよりは驕りて寶を散せんは又天下へ財の渡るに可成にや。師云ふ。過ぎたるは猶ほ及ばざるが如しと云へり。驕る者は必ず吝なる也。朱子に云ふ驕者吝之槙葉吝は驕の本根。二ッは相因而生ると也。茲に驕者は必ずかしこに吝なるは常の情也。君子は急に周々して富を繼がずとこそ云ふなるに驕れる者は我が好惡に依つて、ひたすら好める事に僻する故に財を普ねく致すにはあらずして工商游民の類時の仕合に因て富の上に富を重ねて急に普ねくする事は非ず。是を財の散せると云ふべきや。唯財寶所をかへて集まる也。君子の財を散ずるは金を海に沈め、玉を淵に投ぐるごとくせるには有らず。財寶の至て寶なる事を能く知りて費をなさず。驕を去て下にはぶき與へて、その苦しむるなからしむる

の用とする也。如本古人言、金を土價の如く致さば人心の欲止むべきなどゝ云へり。皆是れ實學の論にあらず。如此處よく了簡あるべき事也。

嚴敬戒

師曰く。戒めざれば必ず怠るは人の常の情なるをや。仁義の義、文武の武、は皆是れ敬戒の因て出る處ならずや。內心を戒しむるを名づけて敬と云ふ。外形にいましめあるを警戒と號する也。一己の眇身すら內外につゐて戒なきときは必ず惡に陷る事やすし。殊に一人のやんことなきは天下の大寶を踏んで賞罰の與奪の司となりましませば、下臣皆好言令色にして言の出づるを以て君の情を探り、事の行はるゝを以て其きざしを計り、敬跪曲拳、奔走承順にして君の惡を迎へ是を引いて邪義に陷れ、我欲を放にせんと構ふるなれば其言行好惡の戒め嚴重にあらずしては速に彼が設けに陷るべし。人心に惟危道心、惟微、惟精、惟一、元執其中と云ふ。十六字は堯舜禹傳授之法にして萬世聖學の淵源也。さ

れば心ほど危き心なし。聲色臭味の間皆是心の善惡に入るの路にして、其違ふるは毫釐なりと云へども、其わかるゝ處は千里となるが故に敬を持し戒を思ふ事の切ならずんば刹那が內に必ず變ずべし。人君の體內には後宮六殿あり外には九重の深きあり。后妃侍妾は君の心に叶はん事を求め、飲食衣服は八珍異味、錦繡、文綺の身にまゝろよからん事を告げ、財寶の利ある事を勸め游宴田獵のたのしき事を云ふ。落曲の侍臣席をすゝめて獨り寵臣たらん事を願ひ人君の耳をふさぎて聞きを遠くし、目を蔽ふて視る事を隱くす。さなきだに陷る事の易き人心、豈に卓爾として獨立せんや。堯舜の天下に臨み玉ふをば欽明、溫恭と稱せり。欽恭とは恭敬、警戒する事也。何をか敬戒するとならば、彼の道心の微にして人心の危きを以て也。伊尹太用を諫むるに嗣王戒哉と云へり。武王踐祚ありて三日にして事を問ひ玉へば、太公丹書を以て戒しめ、敬勝怠則吉、義勝欲則從と云へり。殷の湯王は盤に銘じて日新の功をつみ、周の武王は席の四端に銘じて戒書を作れりと也。本朝は天照太神の神德を重んじ、神國の風儀を愼

しみ玉ひしは代々の帝王政務の初めに神事を先にし、百官の上に神祇官を置き、神官並に內侍所の御方をば天子御あとになし奉り玉ふ事なし。萬の物の出來にも先づ臺盤所の棚に於いて女官を召して內侍所に奉り玉ふ。是れ宗廟の神を重んじて自ら戒むれば也。上古は內侍所を大殿に安置して床を同ふして坐し玉ふ。是れは太神の瓊々杵尊天忍穗耳尊に寶鏡を授け賜はりて、吾兒此寶を視ること當に尙ほ吾を視るが如くすべしと神勑のあるにまかせて、是を以て敬戒となさせ玉ひし御事とにや。垂仁の御宇に神威を恐れて別殿に安置せしめ玉ふ。是ぞ敬戒の衰る初め也異國本朝ともに先王の身をおさめ、世をまつりごち玉へる、皆敬戒の切なれば也。天下の政事暫らくも怠りあれば下萬民の苦あげて云ふべけんや。殊に人始めを愼しむ事は易く、終りを戒しむる事難し。此故に衞の武公は九十五にして猶ほ懿戒を作りて已を戒めり。唐の太宗は中興の賢君なりと云へども終りを克くせざるの十疏を魏徵記して諫め奉るを云ふ。宗の五十年までは太平の天子と稱せられしも心氣の衰るに因て怠り生

じ、竟に蜀山の御行あり、唯安きに居ても危きを思ひ、孜々として怠りなからんことは帝德武將の位に備はり王子をやすからざることゝ思慮あるの一念に可因事也。

畏天地

師、人君は必ず天地を敬畏すべき事を論じて曰く、昔公孫弘漢の武帝に對策して、湯の旱は桀之餘烈なりと申せしは天の戒をゆるかせにして佞姦の情より對へ申せし故也とぞ。宋の神宗の時災多きを以て御殿をかへ、御膳を減じ、樂を止められしに、王安石曰く、災略皆天の數にして人事の得失あつかる所にあらずと申せしを、富弼聞いて、人君の畏るゝ所は天のみ也。若し天を畏れずんば何事か戒めとなるべき、と申せしと也。司馬溫公安石の三不足の說を論せり。之不足とは王安石が神宗に答へけるに天變懼るゝに足らず、人言恤るに足らず、祖宗法守るに足らず、と云へる三の不足と云へる事、是れ人君を惑はす佞言也

と定まれり。凡そ人は天を父とし、地を母とす。天地は人の父母なる事は古よりの掟也。中に付いても人君は天地に代りて萬民を惠み、國土を正すの人なれば、正しく天子と號し奉りて天地の命を司るの職なり。然れば天を敬し、地を畏れて我が戒となされし事は聖の世の政也。堯は四時を定めて天の時に順ひ、水をゝさめて地の理をやすくし、舜は璿璣玉衡を察して日月五星の一政をとゝのへ、四岳に至りてしはやき祭りして、地獄を畏る。日月五星のめぐりて法に順ふは天の我に與みせる也。若し度を告けて變あるは天の我を戒しむる也。孝子の父母に仕ふるは必ず顏色を伺ふて少しも違ひなきは心を安んせず。天子の天地を敬する事、孝子の父母に仕ふるに異なる事不可有也。伊尹、太甲を諫むるに、諟天之明命を顧みると云へり。又曰く。惟天無親克敬惟親とあるは天を敬すれば也。文王命を受けて周を與せる詩に驕命不易と云へるも、彼の天命のやすからぬ事を云へる也。人君の言行政事一つも天地の法則を告げなば民の父母たるべがらず。天地の法に順ふは是れ天地を敬し、天地を畏るゝ也。殊に災害祥瑞

は天地の喜怒其形に表はれ、物に感じて著しき也。迅雷暴風の例に勝れてはげしきば天の怒と知り、日食星變の切りにあらはるゝは天戒しめを示す也、と考へ、假りにも戯游馳驅の遊びあるべからず。易の洊りに雷するは震の卦にして君子恐懼を以て修省すと云へり。迅雷風烈には必ず變ずと、孔子之天に仕ふるの敬を云へる也。古の人君天變に依りて御膳を輕くし、音樂を止めて、身を責め、諫を求め玉ふ。皆是れ敬を示す也。大禹は洪水儆予と宣玉ひ、殷湯は旱に六事を以て自ら責む。さしもの聖君如此し。況んや末世の人君をや。本朝の古へ貞觀の旱永祚の風、永平の煙塵正歷の疫疾、是等は朝廷に善政あり、代に賢臣多かりしかども自然の天災は遁るゝ所なしと、その比の紀錄に記るせるとも天地の氣は類を以て相感じ、禍福は皆人の招きに依る事也。唯天害を見ては德を修め、妖をさらん事を思ひ、祥瑞を聞きては佞奸を索り、德を耻づる、是れ又天地を敬畏する也。隋の煬帝祥の瑞を云ふ事を好んで世の失德を知らず。宋の眞宗王欽若が計に因り、天書に降れる事を信ずる類、皆人君の幾を探りて佞臣上をたぶら

かす術也。凡そ天地は神明にして能く物を與へて推移するものなれば、其篤實は至誠の感應甚だ迅速にして更に蔽ふべからず。中庸に曰く。至誠之道は以て前知すべく、國家の將に興らんとするには必ず禎祥有り。國家の將に亡びんとするには必ず妖孽有りとは如此きことはり也。聊の大守縣令其政の誠よりして德に化せしためしさへ多し。而かれば風に反して火を滅し、虎皆子を負て河を渡るは劉昆が德政に依て也。徐列の旱に百里嵩か行ふ處兩車にしたがふてより、劉敞が野州に守たりしに數日にして蝗境を出づと云へるの類多し。皆至誠の掩ふべからざる處也。漢の董仲舒武帝に告奉るに天人相與之際甚可畏也、と云へるは尤も理に當たる言也。

納諫言

師曰く。過は人の必ず不免所也。過ちありと雖も自ら知らざる事あり。又我知の不及して宜しきと思ふ言行の惡しき事あり。又道理はあるが如くにして、用

ゐて先きにて違ふ事あり。皆是れ人のゆるかせにして知らざる所ならずや。故に百官の諫を聞き、萬民の誹謗を以て人君の諫めとするは人を畏るゝの戒也。人主の威は雷霆よりすさまじく、其勢は萬鈞よりも重し。己を虚くして開き導いて諫を求め顔色をやはらけて言を受くるとも、人猶ほ云ふ事をやすしとせず。若し已を立て知を衒ふて非をかざらば、誰か諫を言はざらんや。されば内に諫めある事を樂しみ、外に諫めを拒む形なきが如くあらずしては、諫言たやすからざる也。事大小となく必ず諫め、臣大小内外に限らず皆諫め、或は面折と號して君の非を直に諫めて其非を折き或は異見封事と號して諫言を書に記し、封じて是をして或は謗り、木を立て民のそしりを考へ、或は諫の鼓をもうけて下の訴をはかり、或は諫めの匣を置いて人の書付を入れしめ、無主封落書を以て君のあやまちを聞き玉ふ。此如ありても諫言道遠きもの也。堯四岳に必ず咨て諫めを入れ、舜問ふ事を好みて邇言を察し、龍に命じて納言たらしめ夙夜に出納せしむと也。出は上の言を下に宜也。納は下の言を聞きて以て上奏するに

事也。我は又蕘に詢ふとも云へり。舜漆器を造り禹爼をほりものせしめ玉へば諫むるもの十餘人ありしとなり。殷の湯王は過を改めて吝ならず。傳說高宗を戒めしには過を恥ぢ、無ㇾ作ㇾ非と云へり。齊の桓公には座友三人諫臣之過を擧ぐる者三十人有りしとにや。隋の煬帝天下を失ふの道一ならず。而して諫めを拒むより大なるはあらずと也。唐の太宗は天下を得るの道一ならず。而して諫を納るにより大なるはあらず、と云へる。是れ皆諫言の大切なる事を云ふにあらずや。言路の通塞は君德の盛衰に依る事にして木從ㇾ繩則正后從ㇾ禮則聖也。とこそ古人も云へる事あり。然るに諫を聞かんとならば、第一諫を求むるにあり、求むと云ふは群臣內外親疎に依らず。直に諫言を奉らん事を求むる也。第二に喜ㇾ諫にあり。喜ぶと云ふは我過ちを聞くことを內實に樂む也。內樂しむが故に顏色和らぎ辭氣順にして諫むる者の言を出す事易し。禹は昌言を拜し、唐の太宗は異見封事の諫至る度ごとに喜んで受け、其志を感じては宴を設けて金帛を與ゆ。第三に諫を納むるにあり。諫を聞きても其言に從はず、行を改めずんば

皆名のみにし實なし。郭の君、善を善とし、惡を惡とせしも用ゐざるが故に、亡びしためしに異ならず。其諫を聞きて用ひ行ふを納レ諫とは云ふ也。第四に受レ訕にあり。直諫の臣直に面折するは上を謗り侮りて無禮なるに等しきもの也。汲黯が直諫には武帝怒つて朝に罷り、魏徴が諫言をば太宗我を辱しむ、須く此田舍翁を可殺と宣玉へるにあらずや。唐憲宗の時、諫官只朝廷を謗りて實に諫をなさざれば、其黨を立つるもの一二人を過に落し入れんと詮議ありけるに、時の宰相李絳答へ申しけるは、此詮議必ず佞臣の讒にして、君の心より出でたる綸言にあらじ。若し叡意の如くならば、天下の口を杜ぐ也、と奏しけると也。第五に諫言を撰むと云へり。古は朝廷の百官皆人君の非を諫む。後世に至りて人主已を虛じくして諫めを入るゝ也。暗君必ず諫を拒んで其云ふ人を害す。害するまでに至らざるも、竟に諫臣は主の用に入らず。桀か賢臣龍逢紂之賢臣比干皆忠諫を以て殺さる。身を捨て君に忠を進むるは古今共に稀也。故に別に諫官を置きて其祿を厚くし、常に召して主上の言行を見聞かしめて、諫言を奉らしむ。是

れを諫儀大夫正諫大夫と號し、拾遺補闕と云ふ。皆諫議の役をつとむる也。人君の起居言動行幸宴游には必ず史官左右に侍べりて言を記して其書をかくして人君に叡覽に入れ奉らず。衮職の闕ぐる事有る時は、仲山甫之を補ふと云へるは是也。官の撰其人にあらざれば猶ほへつらいをもねりて好言令色に至る。唐の大宗は左右の諫官四人を置きて道ちをたゞさしめ、諫議太夫八人得失を諫め、補闕十二人常に供奉して諷諫し、大事をば廷議と號して朝廷にて議論し、小事をば封事を奉りて諫む。拾遺亦十二人也。職同補闕と也。第六に直奏を貴むと云へり。直奏と云ふは直に天子に奏して事を正す也。諫官の上る所の封事、大臣宰相の披見に入りて然して後に奏せんとならば、諫官皆執政におもねりて言路竟にふさがり人君の耳目只執權の人の言行に止まりて、彌くらかるべし。彼の佞奸の臣は人主の耳目を掩ひ。事を云ふものをにくみ、下の情を通せざらしむ。尤も愼しむべき事也。すべて闇君恐將は皆是に反せる也。周の后王謗りを恣にして國人の謗りを惡み、謗るものを改め告ぐる時は、則ち殺す。是より國人

謗るも苦也。道路只目くはし計にて相通ず。厲王大きに喜びて時の宰相召公に告げて曰く。吾政の正しければにや、人の謗の止みぬと。召公曰く。是れ人のそしりを障ぐ也。民の口をふさいで云ふ事なからしむるは川を防ぐより甚だし。流れをせきて川をとゞむれば水遂に盛にして、堤やぶるごときは人をそこなふ也。人の口を防ぐも如ㇾ此。全天下の口を塞ぎて上の過を遂げんとす。恐くは社稷の破れんことをと。諫めけるとにや。秦の始皇は忠諫の者あれば我を誹謗すと云ひて是を殺し、謀を深くする者あれば、妖言なりと云ひて是を害し、君のあやまりを諫むれば人君の非をあげて已が直を賣ると笑ひ、未然の兆を云ふ時は權は不思議の者とあざむく故、そのついへ遂に鹿を指して馬と云ひ、野鳥を以て鳳凰也と云へども、下より是を改めずして亡國となれる也。漢の武帝の時、法令下に出で宜せざる事を口に謂はずして心に謗るを腹非の法と號して是を殺せり。武帝はさまでの暗主にあらざれども、偏に大臣の云ふ言を信じて諫を入れざる故に、如ㇾ此の大失あり。人君諫を求むるに切ならずんば、耳目必ずくら

かるべし。呂東萊曰く。武王諤諤而昌へ、商紂唯々而亡ぶと。是れ天下の政道萬事の是非を論難往覆して、其至理を求むる故に正人進み、佞人退いて天下昌君臣上下非あれども諫めず。何事も皆官位俸祿の高く豐かなるが云ふ事を尤もとのみ、同じて唯々とうなつき順ふ時は佞人は時を得て君子は退く。如此にして亡びざるはあらざる也。大概守文久しき時は老臣の威還しく上下の間遠くして天下の政事皆老臣の口より上達して外臣、侍臣を云ふ事を得ざるが如き、いきほいになる事、異國本朝其先例多し。如此き時は人君の耳目其及ぶ所甚だ狹くして下情皆ふさがる故に古來これを戒しめ諫言を納るゝを宗とせる也。

君職

以下情爲心

師嘗て人君之仁德を論じて曰く。易の繫辭曰く。聖人之大寶を位と曰ふ。何を以て位を守るか。曰く仁也、と云へり。又乾の文言寬以て之に居り、仁以て之を行ふとは君德を云へる也。樂は只君子民之父母也、と云へるも君の愛惠を云ふ也。宋の仁宗の時司馬光が上書に君德を論じて仁を以て第一と爲す。伊川は哲宗の手あらふ度每に必ず蟻穴を尋ね玉へるを、陛下此心を折し以て四海に及ぶは天下の幸甚也、と諫め申さる。されば人君の寬仁は如何なる事にやと論ずるに、彼の嫗煦姑息を以て仁也と云ふにはあらざる也。唯萬民の父母として民の好惡を一つにし、實を深く、思入れを重く、赤子を保つが如き心に誠に下の情を求めば中らずと云へども遠からざる也。至誠の深からざる故に齊の宣王の中を見て惻隱せし心の民に及ばざるが如き也。こゝに案ずるに人君誰か下を惡

くむ人あらん。寛仁は其徳の本也とは知りながら、其民に及ばざる事は下の情の通じがたく人君亦下の情を以て心とせざる也。下と云ふは人臣、百官幷に三民を云ふ也。上は高く九重の内に居り、臣は遠く九重の外にうづくまり、民は萬里の遠きに住す。上下の間其隔る事雲泥を以てせり。たとへば人君目に近く見。耳に近く聽かん事を欲しても其間に事を執奏する官人奉行頭次第階級を守りて等級を踰さしめざる故に所近しと云へども亦人を以て隔とす。況んや佞臣邪義を構へて下の情を塞ぎ、人君至誠を以て下に臨まず。故に出入には警蹕して人を拂ひ、道路の民屋は課役をおうせて是を新たにしていさぎよくし、農夫は衣をかりてつゞれをかくす。偶々直訴の者あれば、當座に打擲を與へ、その訴狀は奉行に納まりて、人君に達せず。其身は禁獄預り人となり、剩へ彼を宿せしもの皆難儀を蒙り、彼が類親こと〴〵く難に及ぶ間直訴自から絕えず。是れ佞姦の臣ありて下の口をふさぐ故也。上に至誠あらざれば課役を以て致せる民衆をみて太守の仕置よきと呼ばれ、民を愛して課役をかけず。そのまゝなる

民衆は民のかじけ苦しめる故也、とよばれて虚を以て飾れるはよきに稱せられ、實を以てすなほなるは、皆惡しきに成る。是れ人君の耳目くらく、民の情を以て心とせざる故也。康誥に民の情大に可見小人難保と云へるは如此の心得なるべし。凡そ三民は其分を以て云ふ時は天地の如くにして、情を以て論ずれば心と四支の相助くるが如し。親しくして近づくべし。いやしんして遠ざくべからず。國土は王民を以て立ち、人君は民を集めて君の名あり。國に民有るは木の根あるに同じ。大禹は天下之愚夫、愚婦能く我に勝つ者有りと云へり。民そむく時は、君立たざるが故の言也。中についても農は民の大享にして商工ありとも農乏しきときは民飢ゆ。年を豐凶と云ふ。世を安否と云ふも農その時を得と得ざると、民たのしみ安んずると安んぜざるとを云へり。故に民の大事は農に在りと云ふ也。古は天子元日に必ず豐年を天に祈り、吉日を以て忝くも天子自ら田舍に行幸ましましまして手づから、鍬を執て三度推し玉ふ。三公九卿諸侯大夫皆供奉して三公は五たび耒をとり、九卿諸侯は九たび耒とる。是を籍田とも帝籍

とも云ひて民の苦を知り、農事にみづから望み、民を重んじ玉へば也。季春には后妃ものいみて親ら東に向ひ玉ふて手づから桑をとり、蠶の事をなし玉ひ、孟夏の日に后妃繭を獻ずとも云へり。是等は天子、后妃の農桑を重んじて民の營みをいやしめ玉はぬの禮也。右の君子は我身に稼穡の艱難を考へ、夫人に紡績の勞をしらしむ。此れ實に王者の根本とする處也。周公旦の成王につげ玉ふ詩に農桑の事を委しくして七月の節を作り、書の無逸に稼穡の艱難を知り玉ふ事つぶさにせり。周の宣王位に卽きて籍田を行はれざりければ、虢文公大に諫めて民の大事は農にありと云へり。世俗の諺に百手あたりて米一粒となると云へり。米に限らず衣服居宅、人間の用具何に物か、そのまゝになれるや。或は日數を經、或は手數をかりて其物となれるをなりて後に是を見て造作なき事と思ひ、是をおろそかに費すはかへすかへすおろかにつたなき事にあらずや。農民工婦の耕し、桑取りかいごするの辛苦を詩にも作り、歌にも讀み、屛風障子の繪にも書かせ是を內外に歌ひみせしめて、小民の艱難をしらしめ、后宮の婦女ま

でも衣食の因て來る所を知らしめ、儉約を守りて過奢を去るごとくに政あり度き事也。唐の玄宗の初の年は內裏の庭に麥を植へてみのれる時には、太子を師きゐてからせ玉ふ。宋の仁宗も亦然り。皆是れ農桑を重くし玉へば也。すべて民の政は其安否をよく考へ、其優樂をはかり、巡察を詳にして敎育を常にするにあり。民の情の欲する所、當と安と壽と也。賦歛を薄くするが故に民の食足り、敎育を常にする故に民に奢なし。民を使ふに時を以てす。故に民逸にして安し。巡察を詳にするを以て民に怠りなし。法令をつまびらかに無理非道の仕置なき故に民皆天年を全くす。巡察の事を正し、敎育して用ふる故に民放埒氣隨なる事なし。是等の心得は人君に寬仁の德なくては出づべからざる也。寬はせは〱しからず。廣く物を入れて急に知るを求めざる事也。仁は溫和、慈愛にして下を撫育するの心也。本朝の天子正月元日の朝賀は天子の百官を見給ふ事也。小朝拜と號せるは百官の申しくふて龍顏を拜み奉る事にて朝賀には奏賀奏瑞とて天が下の人民の安否及び豐凶を申し奉る御事にて上下の情を通じ、民

の向背を新玉の年のばしめの今日より見そなはさんとの政也。氷の様と云へるは季冬氷を納めて年の豐凶をはかり玉ふ仁德帝の仁政也。宮内省の御薪は民の苦を知らん爲に百官薪を献ずるの儀也。五月に賑給と號せる政は米穀を民に施行ましまして下の飢を養ふ也。七月(フミツキ)に新年穀の奉幣を廿一社に行はるゝは常年の米穀のよくみのりて民の苦に入らざるごとくにとの政也。九月(ナガツキ)に不堪田(フカンデン)の奏あるは諸國の作毛不堪を考へて租税を許し玉ふて天下へ施行あらんとの事也。十一月に新嘗會の行はるゝは是は今年の初稻を神に奉らせ玉ふて民の業を宗廟に告げ玉ふ事也。其後君臣ともに初稻を祝するを豐明(トヨノアカリ)に節會と云ふ。凡そ年中行事の次第を考るに、聖主賢王の政、聊かも下情を通じ民の苦を知しめずに有らざる事なし。催馬樂風俗の歌ひものまでにも國々の安否、民の風俗を知し召さんとの事なりとにや。さるに依て諸國へ民の苦を問ふべき爲に觀察使を以て下司公の奉行目代政所の奸曲を正し、上下の情を通ずる如くあらせんとの事(又は宴)也。源頼朝卿元暦元年に先づ公文所を立て、大江廣元

を別當とし、齋院次官中原親能主計允藤原行政等を寄人とし、又問住所を御亭の東面の廂二ヶ間に設けて三善の善信にあづけて諸人作論の儀を注し置所とす。賴朝卿は草業の武將にして、其下の情をつゝしみ民の事を重んずる事、如此也。平泰時天下に執權の時は民の煩を憚りて家のはた板をも仕直さず。遂に造作なかりしと也。萬人の上に仰がれながら、世を恐れ民をいたはり、二十年餘り、天下を政して世上おだやかなるとき也。時賴又理世、安民の心深く、康元元年に三十歲にてかざりを落し、最明寺道崇と號し諸國を竊かに修行して在々所々の體、國々の風俗、民のなりわい、地頭目代の好曲をことゞく考へ給へりと也。其下情を以て我が心とし、至誠を以て民を救はんとの志、最も難有事ども也。實朝上洛のあるべきに定まりながら世間の人々內になげき申しけるに、上の氣色をおそれ告げず。人のなかりしに筑後入道知家古き人なれば異を問はれけるに、天空に獅子と云ふなる獸の王にて侍るが、更に戰をなやまさんと思ふ心はあらざれども、彼のほゆる音を聞き、獸悉く肝心を失ひ、或は命も絕へ候と

申す事の侍る也。君は人を惱まさんとの御志はあらざれども民の嘆き爭でか候はざらんと申しければ上洛とゝまり、萬人掌を合はせて悦びけりと也。人君心なし。只萬人の心を以て心とすれば、實に然るべき諫め也。後世はいつしか其形計り殘りて悉く誠を失へり。民の苦を問はんとの便は却つて民の惱みとなり、竊かに使のまはるにも課役多く、姦佞あれば皆民のつかれとなる。況んや、禁衷の年中行事悉く過失とのみなれる也。彼の耕作の畫は兒女の翫びになり、巷歌の田歌は凡下の沙汰に陷て富貴の人の宮障屛風の畫は花鳥風月の粧ひ、山水游樂の翫びまでにて人君の戒めとなる事、些かも不有之が故に、宋の文帝、先祖の廟に耕具をかけ置きて子孫に示せしを見て大に慚づる色ありしが如く、父祖の艱難を努むるにも知らず、天地開闢より我ぞ富貴なりと色めく人まで多し。是れ皆先君の至德を忘れて寬仁の心なく、下の情を通せざること尤も歎ずべき也。

剛武而不屈物

師曰く。天道は仁を以て本とす。仁は義に因て行はる。故に生々無息也。天の行ふこと一日にして一周し、又明も一周す。一年は三百六十日、一日は百刻也。開闢より今日まで萬代不易にして瞬息もとゞまる事なし。是れ天道の至健剛武にして物にたゆまざる處也。君子是をのつとり、體として自らつとめて息まず、易に曰く。天の行ふ事健也。君子以て自ら彊めて息まず、と云へるは是也。仁義の二は聖學の根本とする處也。仁は寛仁にして物を愛する德なりと云へども、敬ひ以て内を直くし、義以て外を方にするの警戒あらざれば惻隱に陷り、懦弱に入りて物皆節を失ふ事定まれる理也。天地の四時を以て云ふとき春夏の二は仁にして物をそだて養ひ、秋冬の二は義にして夕のあらし、朝霜堅氷深雲甚だしく、萬物自然に根に歸して其形を堅くす。是れ天地の物に及ぶ法則にして皆止むを得ざるの處あり。是を推して云ふときは仁義の二つと云ふ也。かるが故に

春夏は生長してさかゆく綠陰も秋冬に至て葉落みなりて初めて松栢の後に凋ぶ事をあらはす也。太厦の高梁にかまゆるは深雪嚴寒の深山にそだてる木の雨にきれ風にし、のがたるにあらざれば用ひ難しと云へり。春夏は野山の草木悉く健に靑み出て綠の陰もあざやかにいづくとても皆草木斗のごとくなるか、一葉黃ばみ落ちて天下の秋を知るより次第〳〵にまばらになり、何時となく草木皆枯れ失せて松栢の獨り峯にさびしきは剛武にして物に屈せざるのためしと云ふへし。其松栢の木の姿、葉の形、根入り綠りの出で樣まで、誠に靑一寸の松に已に棟梁の氣を含めり。人間の世又如此天下の重任を載せて萬民の上に橫はり玉ふ天子、武將剛武の心のならざるは好惡について必ず物に屈すべし。凡そ世の中のことわざ多くは人の心を惑はしむるの結構にあらざるなし。富貴は人の願ひを起し、聲色は耳目をまどわし、飮食は口をよろこばしむる四支の安逸の思ひ、游宴の欲を恣にする、皆是れ人君の有する所にして、心に不叶事なき上へなれば暫くも懦䨱にして、怠りましまさば則ち邪氣虛乘にし

て入るべし。殊に順境にしてやすらかなる時は勤むる者も惰るものも同く皆人にて、春夏の草木松栢に等しきに同じ。茲に大節に望み、逆境に陥りては秋冬に至て松栢のごとくそびえて卓爾たるは君子にあらずしては叶ひ難く、人君よく剛武にして其職をだやかなるべし。

又曰く。上世は仁を専として民を恵むに誠深かりし故に剛武を用ゐずして世の中やすらかなりと云ふ人あり。我を以て考ふるに上古、近代ともに天地上下にわたり、日月の地に落ちざる間は仁義各々かたつがたして立ち、事不㆑可㆑有ずきわめていはゞ仁は陽也。義は陰也。天地日月何れか兩儀の一を專らとするあるや。唯人君の仰いで天を察し、俯して地を觀、中にして人にとりて用捨先後のあるが如し。若し仁義に付いて輕重を云はゞ政道の治平正しかるべからず。譬へば晝の長き時あり。夜の長き時あり。必竟一年三百六十旬を合はせて考ふる時は長短盈縮なく、等分也。只春に逢ふものは長閑に、夏を知る者は暑く、秋に會ふては涼しく、冬に逢ふては寒さを覺えて四時一年の全きを知らざるが故

也。堯舜を君にして四凶の惡人あり。瞽瞍象が不順あり。文王を父にして管叔蔡叔が惡あり。子産につかへて校人の魚は僞あり。孔子を師にして冉有か聚斂あり。上代猶ほ然り。況んや末世の澆秀皆知を先にして欲を恣にするをや。故に上に至誠の仁ありと雖も、僞了仁の形を學んで上の耳目を暗くす。凡て誠の仁と云ふは身を離るゝ事あらざる也。されば文德を修する者は必ず武備ありと云ふが如し。若し義を忘れて仁を說くは、其政道姑息の愛にして下皆怠り、油斷出來るべし。火にあたゝまれば、氣あがり、形とろく暖かなれば氣くつろぎ體睡る。水に入るは氣すさまじく體つゞまる。寒ければ氣ねまり、形堅し。天地陰陽の物にわたる處如此。さるに依りて政ゆるやかなると政からきと、皆如此。人君は仁義をかねて宜しきを制すべき也。聖人の人に敎ふるは皆如此(仁義)を兼ねる也。易に義以て外を方にすと云へるは是也。七情に喜怒あり、物に內外あり、天下國家へ及ぼすときは賞罰德刑文武敵戒皆義の物に依つて其形をあらはす也。文德は知仁勇にして、勇にあらざれば知仁ともに努めがたし。司馬光が宋の仁宗

へ上つる三書にも君德の三ッは仁明武と云へる也。本朝は神武の帝人皇の最初に東征まし〳〵て都を大和國の橿原にさだめ玉ふよりすでに神武の號を蒙らせ玉へば、剛武の德は天地に充つべし。中についても武將世を政有は剛武にして不屈物の道を守て人君聊か怠り、不可在。若し寛仁流れて安に居て危を不謀は武名地に落つべし。武とは何ぞ。天然の物則也。天然の物則と云ふは、目あつて物を見、耳あつて遠きを聞く、手足ありて手に物をおさへ、足にものを踏む。齒あり、爪あり、力あり、智ありて、是を仕ふ。是れ剛武のすがたを人々に相具する也。人は知を以て萬物の靈長なれば、さもあるべし。江河のうろくず、山林の鳥獸蚊虻、蟻螻の些かなる、天然の儀側を以て皆利器を具して我をそこない破られざる如くするは人間の世の警戒武備の依る所にあらずや。而して其用法當然にあらざれば戒武は却つて匹夫の勇に陷る。物に屈せざるは理を立て、我をたかぶりて意必固我の四に落つる也。孟子の唯仁義有るのみと、梁の惠に答へ、魏徵が仁義を以て唐の太宗を開示するは萬代の定論なりと知るべき也。

定禮節

師曰く。天に日月五星廿八宿經緯の形をあらはし、地に山川海陸の姿を備へ、草木土石の品あり。是れ天理自然の節文也。人是を觀察して三百六十日を一年の節とし、一月は三十日にして節を定め、一日又晝夜朝暮の節あり。地は國を境し、國は郡を別ち、郡は村里を分く。是又地を節文す。人物の間各々節文あり。これを禮と云ふ。故に禮は天理之節文人事之儀則と云ふ也。人君禮節を正さずしては天下國家、遂に分ちなくして分を踰へ位を離るゝ事まのあたり也。禮は謙讓を以て本とし節文を以て用とす。孔子曰く。能く禮讓を以て國と爲るか何か能はざる有らん。禮讓を以て國と爲す禮の如きは何。又曰く。禮を好むは則民使ふに易き也。又曰く。君臣を使ふに禮を以てす、と云へり。堯を稱して克讓と云ひ、舜を稱して允讓と云ふ。易に謙の卦を出して天道は下濟にして光明也、と云へり。人君の德、禮讓謙退を以て大なりとす。堯舜は五帝の聖主なりと云へども謙を

以て、その德を稱美す。その所以を尋ぬるに帝王は萬民の上に立ちて、一言の出る一事の行はるゝ、人皆是をへつらい追從す。況んや我をたかぶり、知をかごやかし、非を飾り、諫めを拒むは上下の情、益々へだゝりて君臣の道そむくべし。舜の禹を戒しめて、汝惟不矜と宣玉へるは比心にや。もの常住なる事なし。人々盛衰あり。世に興亡あり。初めをよくすれども、終を保たざるは尋常の習ひなれば人君よく謙讓にして、禮節を正しくせば竟に終りを全くすべし。易に曰く。有大者不可以盈と云へるも、人君の謙讓を云へる也。而して天は高く、地は卑く日出づれば星隱くれ、風起れば雲去り、小川は大河に集まり、小山は大山につく。鳥に鳳凰あり。獸に麒麟あり。天地の萬物各々類を以てあつまりて、其高下大小自然の物則あり。人君ある時は人臣あらざれば事通せず。人臣ある時は百官を定めざれば分必ず亂る。心を一身の主として視聽動思の位を定め。眼耳鼻口手足意と別かてるが如し。是れ又各々を置くに高下四方を以てし、用時ありて自然と分を越ゆる事なし。一人一身の禮節定分甚だ分明也。繫辭に曰く。天高く地卑く

して乾坤定まるとは此心也。茲に於いて百官を定めて位は一位より九位に至り、官は三公より諸衛諸國に至るまで天地の節文儀則に准據して、上下親疎を分ち、君は治を上にすへ、臣は治を下に分つ。日月は黄道をめぐり、五星は天下の吉凶を示し、南北極は兩端の其處に居、二十八宿は天に列つて分野したるにことならず。天子一心を以て天下の萬機をはかり、かたく一身を以て四海の遠境かねがたき故、庶官を立て萬政を分つ。皆天にかわれるの職なれば、天工人其れ之に代ると云へり。舜典に四岳、九官、十二牧二十二の官人を立てしより、周の官を建つること、惟れ百と云へるまで、歴代の損益はありと雖も其本を尋ぬる時は不﹂異也。易履大象に曰く。上天下澤履也。君子以辨﹂上下定﹂民志と云へり。溫公曰く。天子之職は禮より大ならず。禮は分より大ならず。分は名より大ならず。何をか禮と謂ふか。紀綱是れ也。何をか分と謂ふか。君臣是れ也。何をか名と謂ふか。公族卿大夫是れ也と論せり。名分と云ふは上下の差別を正し、尊卑を明かにして謀其位を出でざるが如き禮節也。而して禮節を行ふに其法あり。心に讓りて爭

はざる分を知て踰えざるの理あれば其形に敬拳、曲跪、神際俯卿の節文、自然に備はる。是を衣服にあらはし、飲食に出し宮室に用ひ言認に備へ、威儀に表し、官位俸祿、玉帛、貨物に通用し、是を行に年月日時の節を定む。然れば衣食の間些かも節文に過不及あれば則ち禮節相そむく。官階の高下、莊嚴も言動用具の制法まで分を踰える處あれば過ては僭上君をなみし、君を侮り、民を卑しむ。不及は下は上に親しみ薄く、上は下に遠く、臣必ず違ふに至る。此故に經禮三百威儀三千は周に至て代々の損益を考へ、萬世の法を定め玉へる也。周の讓るに及んで諸侯法度を犯さんが爲、悉く其書を失ひ去り、秦に至て遂に亡失せりと也。尤も可惜事也。中にも冠婚、喪祭は人の始終する所、吉凶軍賓嘉は天下の大禮なれば風俗の因る處、天子武將の必ず掟て給すべき禮節也。

明克知人

師人君の知を問ふに答へて曰く。萬物の内人唯天地の秀氣を得て四端を備

へ萬善を具したる、其內に知覺する處を以て萬物の靈長と云ふ也。靈は知の物にわたりて、其機を察するの靈妙を云ふ也。知は天下の達德の第一にして知覺あらざれば、心意の働くべき知は本人心の固有する所なれども其習所に因て明暗遙に隔るもの也。知ありて明ならざるは其實甚だ多し。明なると云ふは能く萬般に渡りて其義、其理の分明なる事也。故に德を明德と號し、命を明命と云へり。人君能く是を則りて德を修め、知を明にして日月の明にして能く物にわたるが如く、其光四海に充滿して普ねかざる處なきが如き、是を明君と號せる也。堯を欽明と稱し、舜を大知と云ふ。又明庶物と稱し、禹の德を明々と云へる皆是れ其知の明かにして物にかくるゝ處なければ也。人君若し知て不明ば四海常闇と成りて萬物差別すべからず。本朝の神代天照太神の天の岩戸に引き籠らせ玉ふて戸ざしまし／＼ければ、天下常闇となりて、物のわかちもなかりしと云へるは、人君物に惑ふて知の暗くなれるを譬喩し奉れるにや。茲に於いて多力雄の神を催して庭大神樂を設けしは人君の剛武の心を起して、此知を明

かにせんとの經營也。茲に於いて太神幽かに顯はれ玉へば世界明かになりしを多力雄の神の岩戸を取り奉りし故に、御像の光明赫やきて全くみへさせ玉ふと云へるは、人君剛武の心を强くしてほのかに明なる知覺を推し彊めて四海にみてしむるの事にもやあらん。然るに知に品ありて又惑ふ所多し。愚知と云ふは知はありながら不瑩不學。故に本おろかにして逸樂游宴の我身の害なる事を不知して身を忘れて欲を恣に致す。是れ愚より如此に至る也。邪知と云ふは知の養ひを惡くして道のなき處に道を作り、物每に疑多く、人を將迎して謀る。是を鑿知とも號する也。此二ヶ條は必竟、生質の知學ばず、練らざる故の費也。正知、明知は明かにして惑はず。能く天地の物則を知りて是を以て萬物へ移して滯ることあらざるを云ふ。易に曰く。大人以て繼明照于四方と云ふ是也。孟子の曰く。始條理者智之事也、と云ふも萬物のおち〳〵ある事を料して其理に叶へるを知るを智と云ふとの事也。溫公君に奉る書に明を以て德とす。而して人君の知物に及ぶ所、其品多きが中に以知人爲大也。皐陶曰く。都べて人を

知るに在るは民を安んずるに在り、と告げゝれば、大禹の曰く。斯くの如きは惟帝其れ之を難しとすと宣玉へり。唐堯の聖りの君も人を知ると民を安んずるとをはかたしとし玉へる也。樊遲知を問ひければ孔子人を知るを以て答へ玉へり。凡人君は百官を以て、天下の政を正しくし、百姓を利して四海の末まで其所を得ずと云ふ事あらざるごとくにせんとならば、先づ賢才を選んで、百官に任じ玉ふに如くはなし。大廈は一本の支にあらず。太平は一士の略に非ずと云ふ事ありて、大なる殿閣を建經するにはさまざまの木を集め、大小曲直その宜しきに用ひて成就するは大匠之功也。堯は八亢、八愷の十六人を用ひ、舜に臣五人ありて、天下治まり、禹は皐陶を以て戒めを受け、湯は伊尹を擧げて世を治む。文王は太公を用ひて周を興す。高祖は良臣の多きが上にも安くんぞ得猛子守四方と、大風の歌を作り、國郡に詔りして遺賢を求むと也。明君賢主は人を得るを以て、名をなさゞるはあるべからず。故に人を知るを急務とする也。然るに人至て見難し。其故は人君深宮の内に坐し、位をうづたかくし、威を逞じくす。群

臣龍顔を拜むるに敬跪曲擧して咫尺する事能はず。たま〳〵奏し申す事も言を少くして速かなるをよしとす。人主又之を細評せず。功非を考へ、給せずして唯人の毀譽に任かせ玉ふまでの事也。譬へ自ら見聞あるとも正人は邪人をさして邪人と云ふ。邪人は正人をさして邪人と云ふなれば、君に明知あらざれば何れを取て邪正を究め玉はんや。聖の世と云へども四凶惡を恣にす。孔子の聖なるも言を以て人を取る。此を宰予に失せりと也。利口佞奸の好言令色なる人多くして甚だ見る事難し。漢の公孫位三公に至ても布被を用ゐ、疏食を成し行ひを飾りて、人君を僞り、宋の欽若丁謂かとらはれを釋し、民のおいものをのぞき兵を罷めて、蠻夷を撫でるの事を以て眞宗を僞りて位を得、富を重ねて節を改め行ひをかへすの類(たぐひ)は至て見難き小人也。爰に安(案?)ずるに人を知る事は詳に問ふにあり。堯の世を治むるは日の天に中するが如く、萬象畢く、隱くるゝ處なく、能く明也、と云へども時に若(したが)つて登庸いんの人を臣に問ふ。釆に若はん殺人を驩兜に問ふ。水を可治の人を四岳に問ひ、位を讓り玉はん人を四岳に問

ふて、是を正せり。聖人の知は萬物に普ねしと雖も自ら其智を用ひずしてこと〲く臣に尋ね問ふて詳にす、聖人世を政ありても佞奸の邪臣智を舞はして上をくらくせんとす。故に堯の問ひ玉ふに、臣放齊太子の丹朱を用ゐん事を奏するは是れ諂いの致す所也。驩兜が共工を以てせんと答へしは佞人の上を侵すにあらずや。茲に於いて堯詳に問ひ、委しく察し玉ふが故に彼等が奏する處を必ず用ゐ玉はず。誠に人を知る事の難き故也。或人云ふ。聖人豈に臣の邪正を知らざらんや。唯知て竊かに是を尋ね、事を群臣に問ふのためしとするならんにや。常曰く。是れ知智を以て、聖智を計るの說也。聖人に私なし。萬人の智を以て智とす。知て竊に問ふて知をある如く云ふは後世の人君內奏、究めて外臣、大臣に告げて舊臣を重んずるの僞をなすが如き也。然ればとて聖人竊かに問ふの知なきにはあらず。唯用ゆる處の節に中るのみ也、と知る可し。孟子曰く。左右諸大夫國人皆曰、賢否て然して後に之を用ひ、之を去ると云へるも、詳に問ふの心得也。然して人を求むるに道有り。それとは人君の求めに順て人進むもの也。人

君皆賢を求むと云へども何を以て賢と定めんや。その賢とする所の違いあるが故に用ゆるの人必要あり。竹林の七子をば世以て七賢と號す。其行跡をたゞすに專ら虛無を尙んで禪法をなみし竹林に會して酒を翫んで世敎を用ひず。中にも王戎は利を好んで性吝り、家に李を和して之を賣り、人の其實をうへん事を惡人で其核にきりもみせりと云ふの類。皆是れ一向の愚人も不致の業也。南朝の八達は千歲靑史を穢すと云へり。唐の四傑は文を以て名ある也。是皆其本とする處の違ふ故に是に及ぶ也。賢は林德を以てす。德は言行を計るにあり。德ありと雖も、材物に及ばずんば德の用足らず。德を專らとするの官あり。材を專らとするの職あり德にまきるゝ品多し。知なくして無欲に見ゆるもの、辨なくして淵默なるもの、重くして埒の明かならざるもの溫和に似て懦福なるもの、此類は德の形に似て人のふかみ思ふもの也。初にまきるゝ品又多し。世俗に云ふ利根と云ふもの輕薄なるもの、辨ありて非を飾るもの、世間に馴れて功者なると云ふもの、學問あつて理にくらきもの、此類又材に似たるもの也。是を能

く計りて後初めて、實否明かならず。此を計るに德を以てすべからず。唯詳に試むべし。堯水を治めんものを撰み玉ひしに四岳が鯀を可然とすゝめしを帝堯不可然、行跡多ければ如何あらんと仰せありしを四岳試みて不及已と重ねて奏し申しける故、鯀を以て水を治めしめ、已に九年の久しきを積みて其功ならざる故罰せられたり。又帝位を次ぎ玉はん人を撰み玉ひしに、四岳虞舜を民間より擧げ奉らんと奏せしに、我れ其試みんや、と仰せありて、遂に二女を以てよめつかへせしめて、其内を試み九男を以て、みやつかへせしめて外を知り玉ふ。是れ聖人の人を試むる法也。人君政を聽くの日、常に百官に命して、各々司とる處を奏し、其事を述べしめ、或は德に順ひ、材に因て其諸役を與へ、節を考へて、是を問ふ。其間に奸曲のらざるごとくに正さば、人々毀譽に從て虛名を慕ふ事也。皆天下の用に立つべき也。然れども其功の急にしるしあらんことをば願ふべからざる也。唐虞の世と云へども三載を以て其功を考ふと云へれば品に由て急效は利なく人を失ふ本と成るべき也。次にたとへば賢能の臣も一人にては

萬端にわたらず、一人に諸職を兼ねしむれば、必ず失の出來る事多き者也。其上德材聖人に近き臣は世に稀也。中賢より己下は人君偏へに信じて是に任かする時は、終を克くする事少し。是れ臣のあやまちにあらず。人君の一向に惑ふ處より起れり。堯舜禹の世には四岳九官十牧あり。湯の世に伊尹仲虺萊朱巫咸周に太公周公召公君陳畢公互に三公の位に居、閎天文鄭散宜生何れも高位にしれり。漢の高祖の十八功臣、後漢の光武の二十八人、唐の太宗の十八學士の類、皆心を同じ、力をひとしくして王業をなす也。人主實に人材を求めて天下を治平せんとの志深くば賢者自ら集まる可し。次に賢を求め、人を知ると云へども擧用せざる時は唯名のみにして實なし。擧げ用ゐる事古より人君の難しとずる處也。善惡は二つながら立たざるものなれば正しき人、朝に出づれば邪人しりぞくは定まれる事也。人大方は邪人小人にて君子正人を好む事稀れなる故、寸善には尺魔のあるが如く、君子を擧げんとする時は山人黨をかまへて讒を設け舊臣眉をひそめて世を危しとす。黃帝夢に托して風后を海隅に得、擧げて相

とし、力牧を大澤に得て、すゝめて將をさづけ、高宗夢に傳說を見て岩築の內に是を得て相とす。周の文王史官が占に依つて太公を磻陽に得て載せてかへり則ち立てゝ師とす。大聖明主夢を信じ、占を誠として直に天下の政務を與へんや。或は岩築のいやしきより用或は漁者のつり人より擧げて、百官の上に立つる事、聊かも其德材の違ふは天下の苦、萬民の嘲なるが故に、あだなる夢に事をよせ、占者のうらかたに託して世の思入を深くし、擧用の術と致せるにや。尤も賢を求むるの心の深心なるは夢に相通ずる事も勿論也。管仲が累紲の內より用ひられ、甯戚が午を飯しより、取出され、百里奚か市にあげらしためし、人君人を擧げるの規範たるべし。すべて明君は賢臣を以て政を輔佐せしめ玉はざれば、天下に德を廣くする事叶ひ難き也。易に飛龍天に在り大人を見て利く、と云ひ、詩々濟々多士文王以寧、と云へるは此心に叶へり。明道曰く。治天下以正風俗得賢才爲本、と云ふ。本朝の往古天孫天降り玉ひし時天兒屋根命天太王命左右の扶翼たりしより神武帝の東征の後天下一統して天種子命天宿命左右たり。

是れ皆執政の臣也。斯くて世々人に乏しからず。各々人を得るを以て本と爲し玉へり。世永へに四海のたやすかなるに任かせて、危きを忘れ、必ず舊功の臣たかぶりて撰擧の用怠り、天下の政道唯一家より出でん事を欲す。是れ攝家淸華大臣家の定まりて、關白攝生の職を他家に渡さゝる次第に相續して、官位、俸祿ともに皆是れを世に重んず。茲に於いて君德下に通せず、人臣威を逞じくして道を練るにより處なく、遂に公家の政道衰へ、武家天下の權を握る。是れ公家武家所を替へる所以也。源賴朝卿曆に平家を追討して、後白河院より惣追補使に補せらる。是より諸國に守護を置き、庄園に地頭を補す。賴朝草業の功深く武臣各々職を守り、治平に及ぶと雖も、守文に德少き故外戚の臣時政に執權を任かす。時政知曲り、佞深くありと雖も、賴朝頻りに萬民の愁訴を思ひ玉ふが故に、時政私を大に發せず、殊に大江弘元、三善善信、藤原行政、筑後權守俊兼等各經沙汰武臣亦相並びて輔佐す。賴朝逝去の後賴家實朝ともに政事を倦み、悉く外家に委ぬ。是より天下の權、北條に歸して勢ひ漸く四海を傾け、茲に義時承久に後鳥

羽院を隱岐國に遷し、官(宮?)を鎌倉に申し下し、將軍の號をなしまゐらせ、武臣大に威を張り、剩へ承久三年に洛中六波羅に居所をかまへ、一族を二人すへ坂西の沙汰を執行し、永仁元年に鎭西の探題を究め、九州を平均し、太宰師に比し、異國襲來の備へを堅くす。此比迄天下の政務を北條に隨歸せしめん事を欲するが故に仁義を假りて民をなで、あまねく正義を施せり。中にも義時の長男泰時政道に志し深く、百官　其人の正しからん事を願ひ、昭近伺候の官人まで撰み、藝能の輩結番せしめて將軍家を開諭し奉り、且つ評定衆を正し、連署の起請文を以て私を止めしめ、佐藤業時が奸曲を計りて評定衆を除き、小人を退けて君子を擧げんとの志深かりき。然れども執權は家についで他に行かず。時頼又政務を心として、君子を擧用して政事を輔佐せしめん事を願へり。この故に青砥左衞門藤滿が末子の出家して行卯法師に隨順してありしが、時頼三島詣の時かの出家忍びの供奉せしが、供の下々の雜具軋付けて鎌倉にかへる牛の片瀨川の川中にて尿りまるを見て哀れ己れは守殿の御佛事の風情しける牛哉

と打ち笑ふて通るを、かたへの人のえこそ心得ぬ申しことや、と尋ねければ、さればよ思ひ合はせたる事なれば也。此比の旱りに田畠枯れて悲しげなるに何ぞよ、あの牛の田畠のあるほどは尿せずして水の餘りて流るゝ川中にて尿りまるは國中の用に立たざる也。鎌倉中の智德有驗の僧等貧にして餓ゆるもの多く、無知破戒の法師財寶にあき滿ちたる多し。然るに此春の御佛事皆有得の者計り召して供奉(養?)ありて實の僧をば御供養なしと語りし事の時賴に聞こえて、竟に出家を止めしめ、後に評定衆に任じけるこのころ世に靑砥左衛門藤綱と云ひしは此者の事也。時賴世の政に志深く、人を求むるの心專らなる故に下の言上に通じて藤綱が如くなる儉德智有の者を撰み出せる也。尊氏卿草業に暇なく守文久しからざる故に武臣專ら權を取り、高家專ら奢りに任かせ民の苦を知らず、其後斯波の道朝、權を執りてより武衛細川畠山相ともに互に執權にして選擧の用殆んど絕ゆ。凡そ草業の主は人を求め、賢を招きて政務を司どらしむと云へども、守成相續しては執權家に傳はり、官職皆家を立て、他の

競望なし。人君偶々人を求め、職を聖するの志あるも、臣利害を述べて之を計り新に祿を與へ、財を費やさんより不ㇾ苦多くの臣の内より撰み出し王はんにはと言を巧みにして云ひ抑ゆるに任かせ遂に知暗く、利を専らとして明々たる天德、之が爲に蔽はる。甚だ歎息すべき也。

以ㇾ機巧不ㇾ御ㇾ下

師曰く、司馬光曰、夫信は人君之大寶也。國保ㇾ乎民ㇾ民保ㇾ於信。是れ故に古之王は四海を欺かず、霸者四鄰を欺かず、と云へり。凡そ人事の用は其品多しと雖も、誠信深からざれば、其事根に入らずして皆うはへ計也。益曰く、至誠神を感ず、と云ふ。心は我に至て誠深き時は其感ずる處鬼神に通ずる也。鬼神は目に見えざる處也。茲に案ずるに古の人一事一言に誠ありて天地の鬼神を感動せしめて或は雨をふらし。或は蝗をさけしむるの類あるを考ふる也。鬼神には德なく、唯微々たる一理のみなる故に、我に暫く誠あれば其一言一事にも感動ある事也。人

は知に不正を含み、內に佞奸深くして其感動、それかたし。これを司とるの人君誠信かりにもあさくば下の情を感ぜしむる事難致機巧と云ふは機はあやつりて本なき事を有るが如く致すこと也。かの傀儡子の木を刻み、絲を引いて其姿のまなびを成すが如し。巧はたくみに致す事也。必竟皆僞なる事を當分言をかざりしかたをつけて實なる如くして、人の目をふさぎ、耳をおほふて人心を惑はしむるの事也。人君の下を御するに思はざる事、致すまじき事を思ひ成す如く云ひなして巧言令色あらば下又之に習ふて信彌々薄く、物の皆てだてに落ち入る可し。機巧の心は知をねる處あらずして學ばず、ならはざる處より出づる也。彼の唐の大宗の時に、或人奏しけるは主上、窃かに佯り怒りて群臣を試み玉はゞ、佞人は恐それて君の意に從ひ、君人は恐れずして諫を奉るべし。如此にして君子小人を試み玉ふべしと奏す。太宗の曰く、君は政の源也、下は水の流れ也。君詐りをかまへて臣に直を敎へんとならば、源濁りて水の淸きを望むに同じ。下の奸曲を知らんも世を直にせんとの政也。然るに詐を構へて事を知ら

たり。人君詐を用ゐて下をはからば、下臣を恐れて官職を專らに致す事なからん。況んや三民をや。人君名を好んで徒に善をなし、徒に政を行ふて仁の聞へを願ひ一旦人に善をば、すゝめしめんと爲に大に機巧をなす事皆下を感動せしむるの敎にあらざる也。風俗を正し、善政を行はんとならば、唯至誠を本として、人君身に誠をつみ、虛言虛事をなさずして誠信を推し玉はゞ當分正に似たりと雖もその差違は大なる可し。然ればとて人君節に中て術を設けざるにはあらず。堯術行して下の情を察し舜井を掘るに、くげ穴を構へ、孔子陽貨がなきを知て行ひ、孟子いつはるに風疾を以てす。是等は皆聖賢の物に中りて知を明かにする也。機巧と一擧して云ふべからず。唐の玄宗開元の初に風俗過奢甚だしきを歎して、珠玉錦繡を殿前に積みてこと〴〵く是をやかしむ。是等は其志實に似たる如くにして、中心の實にあらず。故に未だ三年を過ぎざるに往きて實を海內に求めしむ。かの名を專らにし、機巧を好む人の行く所、實を捨て財を卑しみ

頻りに仁政を出す如くなるは實に似たりと云へども、終に其違い、始終全からず。然れば聖賢の知を取りて機巧になし、一旦の利害を專らとする事、人君の愼しむべき事也。人君只不㆑得㆑止の誠を本として其言行を下に施行せば、下何ぞ感ぜざるや、下を喜ばせ、上をよく云はせづべきと構へて致す處あれば、其用法違いて皆僞りになる事あり。故に金玉米穀を悉く與へ、俸祿采地を豊かにすとも下その心を知りて感動動すべからざる也。

巻之二　君道

親親

在親親

師嘗て人君之孝友を論じて曰く。凡そ父子兄弟は人倫の大道にして天地已を得ざるの物則也。人君親を愛する心を推して人を愛し、親を敬する心を以て人を敬む、天下の德敎は愛敬の外にあらざれば、親を親として孝悌仁慈の心深き時は、天下の政皆德に化すべし。帝堯の德は九族を親しましはり、帝舜を民間より擧ぐるに克諧孝を以てすと云へり。孝經曰く。昔は明王之孝を以て天下を治むるや、敢て小國の臣を遺はず、況んや公侯伯子男に於いておや。故に萬國の懽心を得、以て其先王に事ふ。又曰く、昔は明王父に事へふるの孝あり。故に天に事ふるは明也。母に事ふるの孝あり。故に地に事ふるは察也。長初傾也。故に上下

治むるに天地明察にして神明彰はる。故に天子と雖も必ず尊有りとは父有りての言也。必ずや先有りとは兄有るの言也。宗廟に敬を致し、親を忘れざる也。身を修め、行ひを愼しむは先を辱る事を恐れて也。宗廟敬を致し、鬼神著はる。孝弟の至りは神明に通じ四海に光き、通ぜずと云ふ所なしと云へり。父母は子の天地、天地は人の父母にして、其實は一つなるが故に父母に孝行あらざれば天地をそむき神明をなみむる也。且つ又人倫の定まれる骨肉に對して、うとくおろそかにあらば、況んや他人萬民の本より疎きを愛すべきや。天下の萬民、孝悌の心あらざれば、君を尋み、上を親しむ事有るべからず。何を以て人君に仕へんやされば忠臣を求むるには孝子の門に於いてす、と云へり。親に事へて孝ありて君に仕へて不忠なる者はあらじと云ふ。故に孝は先王の至德要道也。と云へり。孟子曰く、堯舜之道は孝悌のみと、尤も深切也。すべて人君は上なき位に居、四海の富貴を司どり玉へば、身安逸を恣にして父母に事ふるの心怠り、却つて父母をないがしろにする事あり。利害を以て云ふ時は、大舜の瞽瞍に仕へ玉ふは

天下を以てわらくつとし、天下の悦んで已に歸するを見て草芥の如くなり、と思ひ玉ふは舜にあらずや、天下は神器なりと云ふとも、父母にかへて天下を思ふは利害の心深きが故也。古の世子之禮亡びて細々殘れる法なしと云へども大體朝夕の安否を問ひ玉ひて喜憂を父母と一つにし、朝夕の食太子必ずあきらかに見そなはしめ、父母の食のすゝむ處に依つて其安否を察し、父母惱み玉ふ時は太子親ら保養し、湯藥必ず自ら試み玉ふ。事是れ皆定まれる式也。文王武王の世子たりし時の法、詳かに古傳に出たり。誠に萬代帝王の孝たる道、大舜文王武王を以て規範とすべき也。舅犯が仁親は以て寶と爲す、と云へるは文王の晉に伯たる所以也。漢の文帝太后の病につゐに衣をとかず、安眠せざる事三年なりし。是れ文帝の賢主たる所也。人必ず常に親しみなるゝ時は疎きをも親しみ、遠く隔る時は親にも疎し。天子人君位高くして父母の間常に相間る故に親愛尤もうすし。況んや。寵姬多くして腹々に太子の出生ましましくて互に相挑て、中に惡言生じ、或は父子の御中はさゝる事にて父君の官人讒をかまへ、太子の近

臣早く權を取らん事を願ひ、或は下居の院、仙洞の御心に何となくひがみ行く心の出來て、當今をさみし奉る事のあり來る。是れ父子の恩愛の暇ある所以也。父父たらずと雖も子は子たらずんば不可有は聖人の教也。舜の瞽瞍に於けるは至て難事の親なり。然れども至誠の感じて遂に瞽瞍が豫を致すに至れり。是を萬世の手本として人君孝を專らとし玉はゞ天下に不是底の父母あるべからざる也。臣の君をなみし、子の父を失ふは、父を以て不是なりとし、君を以て無道なりとすれば也。只親を恨み君を惡みて身に立ち歸つて修めざる所より亂臣賊子の萠は生ずると知るべき也。唐の太宗侍臣に謂て曰く、世俗皆誕生の日を以て祝儀をなし、宴を設く。朕は甚だ然らず。詩に曰く、哀々父母生我劬勞すと云ふは、父母の我を生み玉ふの劬勞を云へる也。其劬勞を思ふ事の深きに何ぞ宴を設けんやと仰せて泣きの涙數行に及べりと也。玄宗は生日を千秋の節と號して、天下に命じて宴樂せしめたりと云へり。人君の志に因て或は悲しみ、或は喜ぶ。其用捨は其器量に因るべき事なれども、父母を思ふ所の切なるは玄宗

何ぞ太宗に如かんや。其事は至て鎖細なるに似て其寓する所は至て重し。人君豈に愼しまずして可ならん哉。兄弟は父母の肉身を我と共に別ち、其遺體を同じくす。故に父母をのぞきて兄弟より親はあらず。是は連れる枝の高下あるに譬へ、是を常棣の華の鄂として韡々たるに比せり。然るを利害の爲に疎んじて骨肉の親を離るゝは尤もあさましき事也。孟子曰く。仁人之弟に於けるや不藏怒焉、不宿怨親愛之而巳矣とは兄弟友あるを云へり。大舜の古は象に於いて親愛を盡し、王季の泰伯に友なるためし、不鑒也。然して人君兄弟の親愛其節を踰ゆる時は却て弟をして兄をないがしろにして或は失はん事を欲し、或は亂を起す。是れ兄文の敎戒相違が故と知るべし。唐の太宗、弟の諸王を以て遠き國の藩離に適いて天下を經營せしめ玉ふ。別れに臨みて涙を流して仰せに曰く。兄弟の情常に相共に居て親しまん事を願はざるにはあらざれども、天下の事の重きが故に、其勢の斯くあらざれば不叶を以て也。人の子は又出生するとも兄弟は又あるべからず、と勅ありけるは愛に於いて節を失はざる也。淮南王の惡

逆にして放埓なるは文帝、弟を教ふるの道を失ふて一向愛を専らとして罪を糾さゞるが故也。唐の玄宗卽位の後長き枕と大なる被を用意ありて兄弟と同じく、臥し、政務の暇には兄弟ともに禁中に遊び、飲食起居を同じくし玉へりと云へり。是れ全く悌友の道と云ひ難し。玄宗は位に卽くまじき王子なりけるを兄位を辭して玄宗に與へ玉へる故、其好みを以て如此に致せる也。然れば本利害の心より起れり。兄弟を親しみて友あると云へるは被を同じくし、枕を一つにし、飲食を以て樂しみとするを云ふべからず。唯常に教戒示諭して怨みをかくさず。怒をあらはして互に是非を正し、利害に因らずして行くが如くに相たすくる、是れ兄弟の友あると云ふ也。乍然人皆善ならず。必ず惡人ありて難を構へ利を専らとする兄弟あるべし。舜の弟象周公の管叔蔡叔是れ也。猶は能く諫め教へ、年月を積みて惡心止まざる時は財を與へ、俸を豊にして民を治めしめず。外に出でゝ游樂を長せしめず。猶ほ教戒を委しくすべし。是を誠の親しみと云ふ也。惡人を知りながら是に國郡を與へ、兵權を専らにせしむ。是れ故に遂に

刑に陥り、死を賜ふに至る。彼の常棣の詩は管蔡が道を失ふ事を憂へて作れる詩也。其辭に云ふ。兄弟墻に鬩めけれども、外には其務めを禦ぐと云へる也。兄弟の道豈に疎からんや。次に親族事堯の德を稱して以て親二九族一と云へり。九族は上高祖より下玄孫までの事也。父子兄弟は天倫の常にして人是を親と云へども其末末の遠き末葉までを親しみ思ふ事はなき、又常の凡情也。人君は上九重の上に深くひそまりて座を高くましませば、さなきだに下の情は疎し。況んや末末の親族は或は名によりて疎し。或は知らずして遠ざかり易し。故に古の聖代皆親を親とし、祖を祖とするを貴ぶ也。但し親しみを以て官職を授けて德知賢才を正さずんば人君の私也。唯專ら親を厚くして、吉凶ともに相救ひ其人品人の害たるべく、物の利あらざらんには官職を授くべからず。尤も罪あらば親しと雖も、定まれる正法は宥め難かる可し。是れ皆能を貴び、賢を用ひて百姓を體する也。こゝに古の禮を考ふるに禮に君有二合レ族之道一族人不レ得下以二其戚一戚上レ君位也。と云へり。然れば合レ族と云ふは、飲食を設けて親族を集めて相喜び玉ふ事也。

君息の親に厚きと云ふ心也。然れども親族君の念比に奪はれて、無故の君に近づく事を得せしめずんば親しむと云へども次第を亂さず、德を正しくする也。且又公族は內朝にて朝禮を行はる。是れ內朝は心易く、親しまん爲の事也。君のゆかりの末々は吉禮、凶禮、必ず是を奏するは親を忘れざるの禮也。公族罪ありと雖も君是を不弔服のかくる事なし。是れ先祖を恥かしむるを傷みて也。然れども人君是が爲に樂をきかず、喜びをなさずと云ふは私の親を忘れざる所以也。傳に曰く。宗人事を授くるに官を以てするは賢を尊む也。親未だ絕えずして庶人に列するは能なきを賤して也、と云ふ。是れ人君の親に私しせざる所也。周禮の高官、司馬の下に諸子下大夫二人とあり。是は公族に禮を敎へ、孝悌曉友子愛を以て父子之儀、長幼之序を明かにするの官也。或は庶子の官とも云ふ。されば古は庶子之官治而邦國有倫、邦國有倫而象鄉方矣と。禮記に出でたるは此事也。白虎通に九族の事を論じて、九は必ず高祖より玄孫までと云ふにあらず、九は究也通じて親疎恩愛の究竟なりと註せり。すべて王孫公孫は姓を賜ふて必

ず王父の字を氏とする事是末代まで王氏を出して遠からざる事を示し、滅びたる國を興さしめ、絶えたる世を繼がしめんとの戒め也。昔周の襄王鄭を伐んとす。大夫富辰諫めて曰く、不可也。鄭は周の親族にてさき〲王室に功多し。今天子小忿を忍ばずして以て鄭の親を棄てん事は大なる誤り也。天下を懷柔するも外の侮りあらん事を常に忘れ愼しめり。外の侮(侮?)を防ぐは親を親とするにありと云へるは、王族を親の言也。宗の樂豫が曰く。公族は公室之枝葉也。若し之を去れば則ち本根庇廕する所なし。葛藟猶ほ能其本根を庇ふ。故に君子以て比と爲す。況んや國君をや、と云へるは宋の昭公が郡公子を棄てんとありしを諫めし辭也。次に親族の內に太宗、宗子と云ふ事あり。是は其家の惣領嫡子の家の末々を云ふ也。嫡子の家は仔細ありて衰へ庶子の家、時に逢ふて富有なる事ありとも惣じて家督、宗領の家を重んじて一族の內に事あれば太宗の家に行きて命を受けて行ふ事古の禮也。大宗と云ふは立嫡て惣領を定むる也。宗子は宗領の家の絶えずして相祭り、百代にて相續する如くはからう事也。庶人家

を立て、庶子の子孫、是を敬ふを別子と號する也。白虎通義に曰く、宗とは何の謂ひぞや。宗尊也。先祖の主となる也。宗は人の尊ぶ所也。古は必ず宗有る所以は何ぞや。和睦に長ずる所以也、と云へり。人の尊卑上下の分を知りて、下剋上の心なきは、能く父子兄弟親族の禮を知り、子弟は必ず父兄に從ふの本を正せは也。大宗、宗子の法は正しからざれば唯時の利、勢に隨ふのみにして、下剋上の心生ずべし。家語に有若孔子に問ひけるは國君の同姓への道ありや。孔子曰く、皆宗道ありて國君の位尊し、と云へども、百世まで其親を棄てざるの故也。と答へ玉へり。宗道と云ふは右の親を親として宗子天宗あるが如くなる事也。

又曰く。父母喪祭の禮三年の喪は達乎。天子父母之喪は無貴則一なりと中庸に出でたり。然れば天子一人の御位なりと雖も、父母の恩を報謝あるべきやうのなく、其恩愛の絶つべき事の有らざれば、父母に對して三年の喪あらん。事其理究まれり。子張殷の高宗、諒陰三年不言の事を問ひければ、孔子何ぞ必ずしも高宗のみならん。古之人皆然りと對へ玉ふ。古は天子必ず諒闇之禮あり。帝堯の

崩御ありしは百姓如レ喪二考妣一三載四海遏二密八音一すと云へり。諒闇は天子喪に居るの名也。人君三年の喪にまし〳〵て天下の政事をきこしめされずば、廢朝の日多くして萬民の情通じ難からんと云ふの疑ありと雖も大宰執政の大臣、政を攝して百官各己れが職に怠たらざる時は、嗣君事を聞かざれども、天下の政事くらき事あるべからざる也。本朝諒闇の制猶ほ然り。倚廬の御取板敷をさけ芦の御簾をかけて、あら〳〵しき布のもかう調度ともまておろそかになど云へる是れ也。諒闇の義に就いて、孔安國鄭玄が說ありと雖も、今記すに及ばず。位に貴賤ありと雖も出生する事は更に別ならず、故に三年の喪は天子より庶人に達すと云へり。周の穆后崩じ玉ふとき、太子壽卒す。叔向が曰王一歲にして三年の喪にありと云へり。是れ尤も母后の爲にも三年の喪は必ず行ふべき也。但し父在る時は期の服たりと也。前漢の文帝崩御の時遺詔ありて服をすくなくし、喪を短くありしより、三年の喪の制止み、太子景帝是に從て遂に喪の法廢れて、其後口を以て月に易ふるの論を應劭して云ひ出て人皆是に習ひ、遂に二十

七日の制となれり。異朝歴代の帝王皆因循して之に順ふ。獨三年の喪を行はゞ晉の武帝、元魏の孝文周の高祖宋の孝宗までなりと云へり。是等も只恩愛の切なるにまかせて、是を人君の禮なりと云ふ事を知らざるが故、後の世、天下の戒となることもなし。父母三年の喪は已むを得ざるの哀傷なりと雖も、子是を務むる事能はざるは末世の俗也。人君偶其志あるも群臣諫め奉り必ず志を遂げ玉ふ事不レ叶ためし古來多し。然れども玆に於いて心をはげまし、喪制を堅く定め玉はゞ、下の風俗自ら正しかる可し。但し三年の喪今是を必とし難し。唯其勢をはかり、古制を考へ、今の法に任せ、攻めて十三日の喪をなし、孝心を盡すにあるべき也。次に宗廟祭祀の禮は遠きを追ふて誠を盡すの道なれば、些か怠りあるべからず。死に事ふる生に事ふる如く、亡に事ふる、存に事ふるが如きは孝の至り也、と云へり。周禮春官太宗伯に四時に享先王の禮を述べ、王制、祭統篇に記す所の祭祀皆天子先王を祭祀するの道を述べたり。孔子大舜を稱して大孝との玉ひ、又王を憂なき人と宜玉ふに、宗廟饗レ之子孫保レ之事を述べ玉へり。中庸に

夫れ孝は善繼人之志、善述人之事也。春秋修其祖廟陳其宗器設其裳衣薦其時食と云へり。孝行と云ふは父の思ふ志について其志の成就する如く致し、父なせる事の法とるべきをば子孫其事に因て順て之を述べ、四時に廟を洒掃、修覆して先君の修むる所の寶物を改め、先祖の遺せる衣服を設け、四時に從て新しく鮮かなる食物を以て、是を祖廟に献じ、齊戒して神を祭る。皆是れ父祖を敬め、誠を盡すの道也。天下を治むるの本は至誠に出でず。至誠は親を親とし、長を長とし、貴を貴とし、賢を尊び、幼を慈しみ、賤に逮ぶの外なし。故に郊社之禮、禘嘗之義を明かにし、國を治むる、それ諸掌を示すが如きか、と云へり。曾子が曰く。終りを愼しみ、遠きを追ふ民の德は原きに歸す、と云ふなるも、其誠の民に及んで風俗あつくなるの所以を云へるなるべし。

正二后妃内治一

師曰く。夫婦は男女の配偶にして人道を以て云ふ時は、人倫の大紀綱也。家に

ついて云ふ時は閨門の政は女子の司る所也。天子人君は萬機の政の出る源にして、四海に儀刑ましますなれば扈從の侍女を翫び、色に淫し政に怠らせ玉はん事甚だ天地の大綱をそむく所あれば、后妃の位を定め、配偶の列を正して政を互に相助けしめば、天地の位定めて萬物の化育調ふべし。凡そ君臣父子夫婦の三つを天下の大紀綱と云ふ也。朱子曰く。人君治を爲すの本は心術を正して以て紀綱を立つるに在り。所謂綱は猶ほ網の綱あるが如き也。所謂紀は猶ほ絲の紀有る如き也。綱の綱なき時は則ち以て自ら張る能はず。絲の紀なき時は則ち以て自ら理むる事能はず、と云へり。唐の韓退之曰く。醫を能くする者は人の瘠肥を見ずして其脉之病否を察するのみ、と。善く天下を計る者は天下之安危を視ずして其紀綱之理亂を察するのみ。天下は人也。安危は肥瘠也。紀綱は脉也。脉病まずんば瘠せたりと雖も害あらず。脉病みて肥る者は死す。此説に通ずる者は其の天下となるの所以を知るか。夏殷周之衰也。諸侯作而戰。代日行矣。數十王を傳ふて天下傾かざるは紀綱存すれば也。秦之天下に王たるや、二世を傳

へて天下傾くは紀綱亡るれば也、と云へり。紀綱は品ある事なれども先づ父子君臣、夫婦を以てなりとす。人の元氣あらざれば人盛なりと雖も一身を保つ事あらず。紀綱あらざれば人君福を保つ事有るべからず。天地に陰陽日月あり。易に乾坤の二卦を以て父母とし、詩に關雎を以てし、禮に冠婚の義を重んず。夫婦は人道の大端なれば人君尤も愼しむべきの事也。

后妃の品を考ふるに古は天子の后六宮を六寐の後に立つ。是を後の宮と號する也。六寐と云ふは路寐一つ小寐五也。何れも天子の寐殿にて常に御休息ましく政の用を正し玉ふ處也。是を天子六寐にして六宮後に在り。六宮前に在りて內外の政を副け成すとは云ふ也。然るに后に一人にて下に三夫人、九嬪二十七の世婦、八十一の御妻あり。是は外朝の六宮三公九卿二十七の大夫、八十一の元士、天下の外政を司どりて、其法を象る也。されば天子は南殿にして政を正し、后は北宮にして內を治め玉ふ。六寐は南にあり、六宮は北にあれば是を北宮とも號する也。凡て后の居所を宮と云ふは鄭玄が註に隱蔽之言也と云へり。六

宮の次第を云ふ時は一殿は東北に作りて春の御座所と定め、一殿は西北に作りて冬と定め、一殿は西南に在りて秋と定め、一殿は東南に在りて夏と定め、一殿は中央に作りて六月に是に行幸あり。后妃以下次第を守りて六宮とのいし奉る。其中殿を専らするは后の位にある故に中宮とも號し奉る也。典禮に曰く、天子后有り、夫人有り、世婦有り、嬪有り、妻有り、妾有り、とはこの事也。夫人は后の政を助け奉るの名也。夫は扶くると同じければ也。世婦は后の內を治むるに事多ければそれ〴〵の役を守りてつき從ふの官也。婦は服也。其事に服と云ふの心也。嬪は敬ふ言にして賓敬するの心なれば后の爲に德を助くるの官也。妻は齊也、と註して事を整へ等しくして、物に偏頗なからしむるの言也。妾は接也。禮ある事を愼しみて交り致すの稱也。是れ古人の稱號、皆政事を以て本とす。茲に黃帝は四肥を立て玉ふは天の后妃と云ふ星四あるに象れり。堯舜禹湯文武の制、舊記に出でたり。奏に至りて専ら色を好んで天下の美人を集め、竟に二世にして亡ぶ。漢に至り后を皇后と稱せり。是は皇天后土に象りて、其德に比せんとに

や。后の外を皆夫人と云ふ。又美人、良人などゝ云ふ號あり。武帝の時、婕妤(ショウジョ)等の官を立て、各々爵位あり。元帝より昭儀の號ありて凡そ十四歲を立て、昭儀の位を丞相になぞらへ、爵を諸侯に准せりと也。武帝元帝切りに色にめで玉ひて、初めて後宮に三千の美女を置き、其ついへ、遂に天下を外戚の爲に奪はる。後漢の光武悉く六宮をはぶき、宮女を少くして皇后猶ほ豊かにあらず。後に漢の亡ぶる又專ら色を貴べり。晉の武帝漢魏の制に因て三夫人、九嬪を定め、女官に色色の品を置き、唐に至て皇后の下に貴妃淑妃賢妃各々一人あり。之を夫人と稱して正一品の位たり。昭儀の類九人を正二品とし、婕妤九人を正三品とし、周禮六宮の數に准じて位八品まで連ねたり。凡そ漢より以來妃妾之事晉の武帝は萬人を備へ、玄宗は三千人を撰む。開元天寶の間には宮女四方に及べり。其間左右に敎場を立て、右には歌曲を善くするものを置き、左には舞ふに巧みなる者を置きて、各舞歌を學ばしむ。是を內人と云ふ。外には水泊と號して氷月を弄す。是を月陂とも云へり。皆色を好み、宴を翫ばん基にして、徳を立て、內を治むる道にあ

らざる也。本朝又周の制に從ふて南殿と號せるは紫震殿の事也。百官事を是て行ふ處也。中殿と號せるは清涼殿の事也。又は常の御殿とも云ふ。常に寢居の殿也。南殿の北にあたりて、常寧殿あり。是を后町と云ふ。昭陽舍、(ナシツボ)淑景舍(キリツボ)飛香舍(フヂツボ)凝花舍(ムメツボ)襲芳舍(カンベノツボ)の五舍は左右に立てられて、女御、更衣の居所たり。常寧殿の北に貞觀殿を立て、是を御匣殿と云ふ。皆異朝の六宮に准す。皇后を則ち中宮と稱す。貞觀殿の南承香殿の北なる故とかや。中宮は皇后にて德の天子に同じくして、內の政を正す。此下に女御更衣など云ふ品あり。女御は立后たるべき前を云ふ。雄略天皇七年に稚媛――吉備上道女――を女御とすと日本記に出でたり。是女御の初め也。周禮に御妻を女御と云へり。天子の游宴に侍御する女の事なりと也。更衣は仁明天皇の時より治まりて、便殿に侍べる也。相當四位なりと云へり。更衣を後に御息所と云ふ。休息の儀に象る也。史漢共に更衣の名出でたり。官の名にはあらざる也。御匣殿と云ふは女御更衣の儀にあらず。只御所中の沙汰人也。內侍は相當三位にして更衣

に准す。禁内の禮式を司どる役人也。典侍四人此職尤も重くして倘侍にかはりて事を取り行ふ。掌侍六人あり。此内にて一の内侍を勾當と號して重職とす。上﨟、小上﨟、中﨟、下﨟、得選、釆女、刀自、女官、主殿司、女孺等各内官也。本朝は太神宮、女體にて天か下を照し奉り玉ふて、内侍所を禁裏に安置まします故に尊を女官を重んじ、天子へ常に侍御、扈從し奉る也、女孺は御所中の掃除、指油等の役なれども、寛平の遺戒に近代の樣説くべからず。動もすれば禁中の禮を失ふ。便所を召して家と爲す。と云へるは、女官の驕を云へる也。甚だ愼しむべき也。凡そ人君如此き先例を考へ、聖王、賢君の作法をのつとり、暗君、亡國の例を戒めして、后妃夫人品を立て玉ふにも私を以て、其意に任かせ玉ふべからざる也。

后妃選立の事を案ずるに唯徳を以て本として色を專らとすべからず。匡衡曰く。妃匹之際りは生民の始めにして萬福の原也。婚姻之禮正しくして然る後に品物遂けて天命全し。孔子詩を論じ、關雎を以て始と爲すと言ふは太上は民の父母なり、と。后夫人の行ひ天地に侔しからず。則ち以て神靈之統を奉りて萬

物の宜を理むる事なし、と云へり。天子は男教を修め、后は女順を修め、天子は外をおさめ、后は内をおさむ。天子と后とは日月の晝夜を照し、陰陽の互に其用を成すに同じ。天が下の爲に、父母とならせましますす事なれば、萬民天子の爲に父の服を服し、后の爲には母の服を用ふるは古の則也。天子は代々の國嗣に卽かせ玉ふ御事也。后は時の選に順ふて亦なき天子人君に配偶ある事なれば其選些か怠るべからず。且つ又后妃は太子皇孫の因る所なれば、孝悌にして世に言行正しく、家名を落さゞる家の婦を選む時は子孫の孝慈にして敢て邪儀あるべからざる也。鳳凰は鳳凰のひなを生み、虎狼は生れながら貪戾の心を生ず。是れ皆其類に依りて生ずる所の異なる也。是を以て始めを愼しむを人君の大本と云へる也。周の大王は有台氏の女を娶て大姜と號す。貞順にして能く愼しみ過失なかりき。遂に太伯仲雍王季を生めり。王季は摯任氏の中女を娶りて太任と號す。其性端一誠莊にましまして王季と德を合はせ玉へり。詩の大明思齊の篇皆太任德を愼しめる故について文王の母となり玉ふ事を云へり。列女傳に

曰く。其身孕める事有るに及んで目に惡色を視ず。耳に淫聲を聽かず。口に傲言を出ださず。能く胎教を以てし、文王を生めり、とあり。文王は有莘氏の長女を娶て太姒と申し奉る。彼の關雎の詩に后妃の德を作りて太姒の德の正しく王者の良匹(ヨキタグヒ)たる事を云ふ。窈窕たる淑女は君子の好逑なり、と云へり。是れ其賢を選みて世を以てせず。世竟に武王を生めり。武王は太公が女を娶て邑姜と云へり。孔子の亂臣十人と云ふ。その一人は邑姜なりとぞ。古の聖人各賢德の后妃を選み給ひければ子孫又長久にして、代々聖德を全くす。堯は散宜氏の女を娶て女皇と云ふ。丹朱を生めり。庶子九人あり。皆不肖也。舜は堯の二女を娶て娥皇を后とし、女英を妃とす。娥皇には子なく、女英商均を生み、均て不肖也、と云へども是等は萬々にして一を云ひければ例と謂ふべからざる也。若し色を以て進む時は色とこしへに久しからざるが故に、遂に廢せらるゝため多し。漢の武帝の衞后は能く謳ふが故に寵せらると云へども、色衰へて自殺す。成帝の趙后は長安の宮人にて、歌舞を以て寵せられ、飛燕と號す。後に皇后たりしかども

寵衰へて自殺す。茲に選后の道を詳にするに宋の范祖禹が曰く。一に曰く族姓二に曰く。女德。三に曰く。隆禮。四に曰く、博識。此四を以て考ふべしと也。族姓と云ふは帝王の婚姻は必ず大國の諸侯、古の聖人之子孫、又は時に取て賢德勳功の備はれる人の女を娶る事也。下賤凡卑にして賢德あらざるものゝ子孫を天子の后妃たらしむべからず。五帝三王の古皆如此也。女德と云ふは女の言行能く調のうて其德、仁柔なる也。夏の興るや、塗山を以てし、其亡ぶるや末喜を以てす。商の興るや有娀を以てす。其亡ぶるや妲己を以てす。周の興るや姜嫄を以てす。其凶あるや褒姒を以てす、と云へり。後漢の顯宗の明德馬后唐の太宗の文德長孫后是等は女德ありて、其族姓又勳賢の家に出で玉ふ。歷代多くは色を貴び、聲に溺れ、其親炙する所に泥んで后を立て、皇后とするが故に、母家の賢否を考へず。女德の邪正を改めざる也。次に隆禮と云ふは立后の儀式を嚴にする事也。博識と云ふは立后入內の儀を大臣に示して其議論を正す事也。立后は家內、閨門の事なりと云ひて、竊かに是を定むるは姦臣君を僞る也。天子は四海を以て家

とす。豈に內外を別ちて窃に隱すべけんや。皇后は天下の母として、萬民の陰德を定むる基也。博く群議を立て天人相應の所を用ふべき事也。以上之を以て選后は中宮位正しくして四海の內嫁娶婚姻の道亂れざるべし。

立后の儀を嚴にすと云ふ事あり。今案ずるに夫婦男女の道は別ちあるを以て本とす。別ありて亂れざるは立后の儀を正しくするにあり。此法正しからず則ち男女道亂る。宮闈內外の分なり。天子必ず色に淫す。漢の高祖惟薄修めずと云ひて男女の別なく、孝文、衽席無辯と云ひて、文帝愼夫人を寵して皇后と席を同じくして座せしむ。是れ別ちなき也。——太戴禮に男女無別曰惟薄不修——何れの賢知の良主たりと雖も、立后の儀正しからず。格物の學なき故、如此きの蔽ある也。大明の五章に大邦子有り天之妹に俔ふ。文を以て厥の祥を定む。親ら渭に迎へて舟を造りて梁と爲し、其光を顯はさず、と云ふは文王の太姒を娶り玉ふ事を云へる也。文を以てすとは、禮を以てする事也。聘禮を行ふて親迎して嫁娶を調へ玉へる其禮の盛を去り、禮書に冠婚の法、唯士の禮のみを云ひて、天

子諸侯の定まれる禮を記さず。故に三代以後は只士の禮を推して是を盛にして天子諸侯の禮と致せる也。后を招きて納后と云ふ。立后と云ふに同じきにや。婚禮に六禮あり。納采、問名、納言、納徵、請期、親迎也。公羊傳に云ふ所は天子より庶人に至るまで皆親迎すと云へり。親迎とは其期に望んで親から行ひて迎ゆるの儀也。左氏が說には王德至尊にして敵體の義なくして親迎せず、と云へり。杜元凱も天子親から迎せずと云ふ。

鄭玄は文王の親迎に謂孔子の冕而親迎すと魯の哀公に答へ玉ひしは親迎ありと云ふとも文王はまだ公子の時也。魯は諸侯の禮にして天子の禮を說き玉はず。唯上卿を逆(迎?)へしむるの禮也。婚義曰く、婚禮は將に二姓之好を合し、上以て宗廟に事へ、下以て後代に繼る也。故に君子之を重しとすと云ふ也。然れば六禮の法聊怠るべからずと云へども、舊記に漢以前の細禮なし。前漢の惠帝、張皇后を立てし時、禮を盡し、納采を厚くす。王莽が女を入內せしめて、立后の禮を厚くし、皇后登車警蹕を稱し、群臣位に卽きて禮を行ひ天下に大赦し、王莽を

安漢公に封し、皇后を迎へに行き、禮を爲せし輩に各金帛の賜あり。是は外戚の威を固くせんとのはかりごと也。唐の開元に至て皇帝納后の儀具はれり。先日をトして圜丘に告げ、次に臨軒して使に命ず。是は納采を行はん爲の使也。其儀式甚だ嚴重也。次に納采あり。版の長さ一尺二寸、博さ四寸、厚さ八分にして皇帝の制文あり。后家の答文も亦此版を用ゆ。納采とは世俗の言定也。次に問名の禮あり。制文、答文あり。問名とは后の父母の先祖並に年數名を問ふ事也。次に納吉の禮あり。制文答文あり。是は后の年名を定めて卜筮して吉なる事を告ぐるの禮也。次に納徵の禮行はる。是れ又制文、答文あり。是は納幣の儀にて幣帛を后家に賜はるの事也。次に告期、是にも制文答文あり。是は日限を定むる事也。次に告廟。次に冊后冊文あり。是は后宮になし奉り、いつきかしづき參ゐらするの事を后家に告げ玉ふ事也。次に使を命じて奉迎す。制文答文あり。是は皇后を迎奉るの禮也。次に同牢と云ふは皇后の皇帝の御殿に入內有りて饗應の禮行はるゝ事也。次に皇后表謝の禮と云ひて、皇后表を奉りて后にかしづかれ玉ふのかし

こく、辱由を述べ玉ふ事也。次に朝皇太后、是は其日に皇太后に朝見ある事也。次に皇后は群臣の賀を受くるの禮ありて、群臣階下に列參して加し奉るの儀也。次に皇后廟見と云ひて先帝の御廟へ參詣ある事也。次に東駕宮を出づと云ひて婚禮の已になるの故、天子後宮より常の御殿に還幸ある事也。此後用禮と號して皇后の位にかしづき奉らるゝ禮、又行はるゝ其使を用使と云ひ、用はかしづと讀めり。后になし參ゐらする事を制文ある事也。皇后愛用の禮あり。此間にさまぐの儀式法令ありと雖も當時に益なき故に事そきぬ皇太子納妃儀も亦是に似て、宋の元佑五年太后詔して皇帝納后の禮をしばく改め行はると雖も、唐の例に大槩相同じき也。凡そ後世に及んでは事の穩便なるを專らとし、皇后の內、立后の事もそのかたはかりひそめき用ゐ、諸色儉約にこそと號して定まれる所の作法をもはぶき用ゆるが如きは禮の大要を知らざるが致す所也。孔子魯の哀公に答へ玉ひけるに政は禮を以て大なりと爲す。禮は大婚を以て大なりとす。故に大婚には冕して親迎すと云へり。冕は國君裝束かぶりする

事也。大婚は國君の婚禮也。哀公曰く、冕して親迎するは婚禮には甚だ重く過ぎたる事にやと申さるゝ孔子愀然として色を作りて答へ玉へるは二姓の好を合はせ、先聖の後をついて、天地宗廟社稷の主たる事也。是を重しと云ふべけんやと大に是を非れり。天子人君至て尊しと雖も夫婦の禮更に怠たるべからざる事如レ此也。皇后に冊き奉る事本男女の別を正しくあらん事也。男女の別は人倫の大道也。傳に曰く。夫れ雎鳩の鳥は猶ほ未だ嘗て其乘を見ず。居して匹處する也。鳥獸尚ほ然り。而るを況んや人君に於いておや。故に夫婦別有れば則ち父子親く。父子親しければ則ち君臣敬し、君臣敬すれば則ち朝延正し、朝廷正しければ則ち王化成る。

后妃の道あり。案に后は天子に相並ぶの位あれば其德を高くし、其職を愼しむ事を專らとす。是故に男敎不レ修陽事不レ得は適見二於天一日爲レ之食婦順不レ修陰事不レ得適見二於天一月爲レ之食すと也。されば日食には天子素服して六宮の職を修めしめ玉ひ、月食には后素服して六宮の職を修めしめ玉へりとぞ。天子をば日に

たとへ、后を月にたとへて日月の蝕を以て天子皇后の戒めとするなれば、后の德足らざる時は內治宜しからず。天下の閨門皆違て婦女の敎正しかちず。其職必ず怠る也。周天禮官內宰、陰禮を以て六宮を敎へ陰禮を以て六嬪を敎へ、婦職の法を以て九御敎ふと云へり。蔭禮とは婦人之作法、禮式の事也。婦職と云ふは物を織縫組裁事を云ふ。是れ女の職とする處也。九嬪は婦學之法を掌り以て九御に婦の德、婦の言、婦の容、婦の功を敎ふと云へり。婦の德と云ふは、能く、貞女の女を守りて柔順なるの事也。婦の言とは女中往來の書狀平生の談話、幷に閨門の法令を記す辭令也。婦の容と云ふは立后の樣體、容貌のかまへを云ふ。婦の功と云ふは、絲枲の事を云ふ也。是れ皆禁裏六宮の法なれば后妃の愼しみより出づる所也。殊に中春に后內外の命婦をひきゐて北郊に蚕すと云へり。是は皇后萬民の婦女かいこし、桑取りて紡績の苦みある事を親ら試み玉ふて、萬婦の戒めとし、是を以て祭服に爲し玉はんとの事也。北は陰の方なれば婦人に象れる也。さるに依つて天子諸侯各公桑蠶室と號して后妃の桑取る場に、桑の林を構

へ蠶室に壇を築き、其時に及びて后妃ものいみして先づ蠶を祭りて躬らかいこを養へり。此周の禮たるや。漢唐の皇后、この儀を務む。開元に先づ蠶を享する儀式を定め、皇后親ら桑の事を具にす。宋の眞宗景德年中に資政殿、大學士、王欽若奏して先づ蠶を祀る事、宮中親ら祭らず。有司を以て祭らしむべしとありて宮女を以て代らしむ。是れ佞臣の請ふに任かせ玉はれば也。民間の艱難を知り玉ふ事、天子皇后の德なれば、聊か怠慢すべからず。歳の終には女宮の奉公を考へ、其職の大小を計りて賞罰を行ひ、六宮の財用を計會す。初春には禁令を宮中に施行し、女官共に守らしむ。是等は周禮に出す所也。然れば皇后の職たやすからざる事也。況んや后夫人の君の傍に昵近する事、君の過を戒め、怠を正すの法也。故に獨立て後に入りて君に事へ、雞鳴て大師の官、鷄鳴を奏す。夫人則ち退く。少師の官夜の明くる事を奏問す。玆に於いて君出て朝政をきこしめすと也。周の宣姜后は宣王の后也。賢德世に過き超えましましける。或時宣王朝政に怠り玉へば、姜后自罪を我に深しとして、宣王を諫む。是れ故に宣王中興の否を擧げ

玉へり。詩の雞鳴は衰公淫亂にして政に怠り玉ふ故に賢妃貞女の夙夜の警戒を思へるの詩也。漢の顯宗の明德馬皇后は馬援か女也。帝游幸を好み玉ふを、后常に戒め、民間の訴へ、上裁に泄るゝある時は帝の心を考へて是を感悟せしめ、肅宗は我生み玉ふた太子にあらざれども心を盡して撫育まし〳〵ける故に兩漢の間賢德の皇后、末代にも難及唐の太宗の文德長孫后は長孫晟か女也。帝天下の事を談じ玉へば皇后牝雞の晨を司る戒を以て遂に辭の政に及ぶ事也。常に太宗の誤りを補ひ玉ふ。太宗魏徵が諫言の强かりしを逆鱗ありて宮中に行幸あり。田舍翁(魏徵也)を殺す可しと仰せありければ、皇后朝服を備へ庭上に立ちて目出度きよしの賀を奉らる。太宗驚いて其故を尋ね玉へば、君明かなれば臣直也。天子明かなる故に魏徵が直諫のある也。天下の喜び、是に過ぎじと申させ玉ふ。太宗悅で魏徵が諫に從ひ玉ふとぞ。賢妃徐惠も亦上書して太宗を諫め奉らる。此外后妃のいみじき行ひ、君に昵近して禮を正し玉ふ事列女傳等の古書に出でたり。すべて后妃の行はゝ身に儉約を守り、用ひて節にして文學を

以て内を顧み、讀書して聖賢の趣をさぐり、嫉妬を去りて皇子の廣からん事を專らとし、外戚の權を私せず。帝を戒めて怠りの爲からざらん事を思ふ。是れ后妃の德行也。其職とする所は侍御の法を正しくし、夫人九嬪世婦等に女婦の道を敎戒して閨門の政とゞこうらざる如く、工夫ありて紡績の營みにて其艱難を知りて天下國家に母たるの道を正し玉ふにあり。漢の馬皇后唐の長孫后皆此德行、婦職ましませるにや。

嫡媵癈奪之戒めあり、天に二日なく國に二王なきは古今の大義也。嫡とは皇后の位につく人を云ふ。媵は皇后に付き奉りて侍御するの妾也。男女の別を正し、尊卑上下の道明かなるは天地の常德なるが故に、必ず寵愛に任かせて皇后夫人の法みたりなる如くならしむべからず。齊の桓公丘之盟に妾を以て妻と爲す事母れと云へり。漢の文帝元年に百官皆皇后を立つる事を請ひ奉りし時、薄太后の命により太子の母を立て、皇后とす。是より王子誕生の女姓を皇后と云ふ事世に多し。古は天子諸侯大國より娶り玉ふには必ず后妃の姉姪を媵と

號して、そへ奉り、若し適夫夫身まかる時は次の夫人内の政を兼ね行ひて、后夫人の位に上り玉ふ事なし。后妃を立つる國の大禮なれば、假にも第次を亂る事有るべからざる也。文帝より已來人君唯意の行く所に任かせて皇后を立て、右の式を守らざる也。殊に皇后にいつきかしづき奉りて、其寵愛衰へて後、皇后を廢て別に后を立て玉ふ事是れ必ず亂の端也。初に立后の法正しからざれば、ついて廢奪の事あるは定まれるみち也。周の幽王褒姒に惑ふて申后をしりぞけ玉ふ故に時の人是に習ひて、妾を以て妻と爲し。庶子を愛して嫡子を棄て、天下大に人道をそむけども、幽王是を治め玉ふ事叶はず、遂に國亂る。是れその上下尊卑の道正しからずして王化のそむく源也。

后妃政に預からずと云ふ事、古の制也。春秋傳に齊の桓公葵丘の盟に婦人をして國事に預からしむる事勿れと云へり。婦人寵を内に專らにして、外政を預かる事を牝鷄のあしたするに例へたり。故に牝鷄の晨するは惟家の索なりと云ふ也。昔殷の紂は妲妃が言を用ひて政事皆婦人に出でゝ周の幽王は褒姒に

政を任かせ、唐の玄宗は楊貴妃を寵して、政を怠たり、祿山が亂を招く。后夫人の寵愛節を越ゆる時は內奏の讒行はれ、讒訴しきりに用ひられ、政悉く亂る。是れ夫人の口入に出るが故也。女子の世を亂る事は每のことなれば后妃政に預る事を禁ずる也。

皇太子建儲

師曰く。皇太子建儲之法其制尤も大也。先づ皇后、夫人懷胎ある時は胎敎を立て行はる。是は皇后、夫人の心持、身持。言行の正しくして胎內の王子の性質、端正にして材人に勝れ玉はん事を願ひ奉ればなり。王子と申す事は生れながら天下國家を治しめすべきの備りにましませば大方におはしましては萬民の苦國家の敗るゝ所也。天子諸侯の子は必ず天下國家の主君になり玉ふと計りの心得にては胎敎保養の詳かなる事なし。胎敎と云ふは。皇后夫人すでに懷胎あつて七月に及ぶ時は別殿を構へて是に移し參ゐらせ、太師太宰の官各かの設

に伺候して、皇后夫人の身體欲食を正しくし、禮樂の法を以てす。必竟母后の心欲を正し、身體を誤まらせ、不レ給して王子の性質直ほならしめんとの事なる可し。悉く大戴の禮賈誼か新書等に出でたり。周の大任胎教を用ひて文王を生めり。邑姜成王を懷胎ありて胎教を用ゆ。成王生れて聖德有り玉ふ。古の道如此し。然して王子誕生ある時は大師律を吹いて王子の泣き聲を聞き、大卜の官うらかたを立て、其時日の吉凶を考へて、是を君に告げ奉る。按ずるに大牢を以てすと也。按ずと云ふは皇后夫人王子を御誕生ありて體つかれ、氣虛し玉へば是を養ふの饗應也。大牢と云ふは饗應の儀式、至て大なる事也。異朝には牛羊を備ふる事ありとにや。かくて其三日に及んで太子につけ奉らるべき人を選び、此人にものいみ致させ裝束を正し、王子を抱き奉らしむ。射人桑の弓、蓬の矢、六つを以て天地四方を射る。是は天災、地災四方の難を禦ぎ玉ふべき器にあたらせ玉はん事を示す也。桑は衆木の長。蓬は惡氣をのぞくの德あればにや。然して王子を抱き養ひ奉るべき官人王子を抱奉る士の妻大夫の妾を撰みて乳母となし

奉り、子師は王子に事を敎へ、慈母は王子の飮食を節にし、保母は居所、衣服を安らかなる如く、保養せしむ。是れ皆王子誕生の後は母后の殿に置くにいらせずして、王子の殿を構へ、是に置き奉りて、他人仔細あらざれば、王子の室に行かず。是は王子の精氣を全くして驚動あらせしとの戒と也。三月を過ぎて月を擇みて父君母后へ見て奉らしむ。君夫人共に沐浴し、禮を正し、衣冠をおごそかにして是を見玉ふ。其間さまの議式行はる。是れ皆父子の親愛を私せず。禮を正し、法を嚴にして王子の敎戒を詳にし、國家を安泰ならしめんとの事なれば、末代と云へども、其損益は時に從て其法禮は正しかるべし。本朝中宮御產の例として屯食碁牛錢など云ひ、うふやしないの法舊記に出たりと云ふとも皆驕奢風流の事になりて敎戒の詳かなる事なし。皇后王子御誕生の後は國母と號し奉る。是れ國家に主したる王子の母公となり玉へる故と也。然れば皇后の胎敎より王子を養ひ王ふ禮は尤も愼しむ可き儀にこそ。

立太子の事、凡そ天子のひつきのみやを東宮と申し奉り、是を太子と號する

也。天子の位を嗣玉はせ玉はん人は天が下の萬民を安んせしめ、宗廟をつぎ、子孫天地と長久に日月と永へならしめんとの事なれば、私の親に依つて儲君を立て玉はん事、天子之德にあらず。二帝は天下を官し、三王は天下を家とすと云ふ事あり。堯舜は天下を天下の天下となし玉はへば、太子なりといへども不肖なれば是を立て玉はずして堯は舜を民間より擧げ、舜は禹を臣下より用ひて天下を與へ給へり。夏殷周より天下を私して各太子に位を讓り玉へる故天下皆王家に傳はりて徭を以て王者たることとなし。然ればとて末世に及んで堯舜二帝の學びを爲さんとのことは帝に堯徭ありて、臣に四岳あり。民に舜の德あらずしては彼の燕の子噲かためしなる可し。茲に立太子の法を安ずるに、長を以てして功を以てせず、と云へり。心は后妃、嫡夫人の王子なる時は必ず嫡子を儲宮になしまゐらすべし。功あるを以て二三の王子を立つべからざるなり。嫡子の德は天下國家を平均して萬民を安堵せしめ、上は天地に事へ下は孤獨の戒しめを惠みて其恩波の代々に傳はらんまでなる事を思ふ。是れ德也。軍功を

立て事業ありて名を立つるを以て太子の職とせざる也。されば天下に事ある時は、軍將に命じて是を征伐せしむ。天子自ら手を下し玉ふ事にあらず。さるに依て將に將たるを以て大器とす。但し世に忩劇多き時は天子の功立ちて世を草業ある事のなきにはあらざる也。文武は人君の德なれば也。世平に國治まりて守文の功を爲さしめん事、必ず人君の德義に依る事也。功ある時は名に誇り、功を頼んで德義薄き事是れ人の弊也。易の說卦に主の器は長子に若くは莫しと云へり。公羊傳に云ふ。嫡を立て長を以てし、賢を以てせず、と云へり。又曰く嫡を立つるに長を以てするは人の爭奪の心を止めん爲なれば、平生の定法也。若し長子不肖にして萬民の苦に至らん所のありて、二三の王子に聖德世に越えたる所のあらんには定法に泥へからず。大體にしては兄弟の階起ゆべからざるなり。晉の献公太子申生を以て東山を伐たしめんとのことありしを里克諫めけるは君の嫡子は社稷を奉ずるの事也。師を帥ゐしむべからずと云ひしは左傳に美談とせり。次に嫡夫人に子なくして庶子を立つるには貴を以てして

長を以てせず。德を以てして衆を以てせず、と云ふ事あり。是は庶子の內にては母族の貴を以て太子を立て、長年にかまふべからず。若し德才のあらんには長少になつまずして德あるを立て、太子とすべしと云へる事也。若し又嫡孫のあらんには正統を以て之を立つべしと也。嫡々相承するは先祖の正統を尊んで本末を亂さゞるの爲也。兄死して弟立てば嫡々相絕えて本支みだる。公義仲子が孫を舍て子を立てたる事を子游か尋ねけるに孔子、之を非禮と答へ玉へり。正統をたがへ次第を亂るゝは人倫の大道を失ふなれば、尤も愼しむべし。太子を立つる事は天下の爲ならん事を本として、婦人、女子、近臣のとり〴〵なる凡說を信用あるべからずと冠準か宋の太宗へ諫めし事、思ひ出して深切也。次に太子を冊づくの禮、古には太子に立て奉るべきに議定ありて、其禮式を行はるゝ事あり。先づ豫定と號して太子を早く定め、東宮の位を究めざれば百官安からず、萬民落着かざるもの也。天下は至て重く富貴の集まる所なれば、必ず親戚の間にも爭奪の心萠す事尋常也。其上早く太子を東宮に置奉りて保養敎戒を

定めもあるべきなれば、豫定に如くべからず、漢の文帝宋の太宗、何れも宋室の間に德あらん。人を撰んで太子に立てん事を思ふて、儲君不定ける故、群臣上表して早く太子を定むる事を請ふ。宋の嘉祐に大に雨ふりて城郭をひたし、民屋を流せる時、范鎮天變之發於儲貳之位虛と云へり。司馬溫公上䟽して、儲君の定まりて天下の心を安慰せん事を願へり。然れば豫定し玉はん事は天下の幸甚と言ふべき也。冊天子と云ふは、天日嗣の位をつがせ玉はん東宮の事なるは、太子となしまゐらする禮式、嚴重ならずしては天下の思ひ入れも輕らかなるべき故に、其式法尤も重し。漢魏の時皇太子を拜するの儀、殆んど備はれり。北齊に冊皇太子之禮を嚴にす。其已後立太子の禮品多し。文献通考三歲圖會に之を出す。本朝神武帝十五にして太子たる事日本記に出でたり。立太子の法は具に江家の次第に之を出し、東宮の職員をば已に命に出せり。太子を東宮と云ふ事は春を東として、萬物の生長する譯なれば也。春宮と書いてもトウグウと讀む事名目也。異朝の古には太子東宮の名なし。周に至て文王世子と云へり。世子は太

子の事也。世々を嗣ぎ玉へば也。漢より天子を皇帝と稱し、王子を皇太子と云ふ。諸侯王の子を世子と云ふ也。太子に立ち玉ふを立坊とも云へる也。

易ニ大子ノ事あり。是を廢太子と云へり。案ずるに已に立坊あつて太子の位に備はれるを易廢の事あらんはたやすかるべからず。唯天下萬民宗廟社稷につぃての儀穩かならざらんは是又天下の爲なれば私と云ひ難し。しかれども太子保養の敎戒道にあたらざるが故に、太子の暴惡社稷を危くするに至るなれば是又父君の誤りと謂ふ可し。敎戒切なりと云へども性質邪惡にして不レ得レ已となら ば、是れ又た立坊の時、異見下に及ばざる故と謂ふべし。太子を立つるの時異見下問に及び、敎戒道正しくば暴惡に及ぶことあるべからず。若し寵女の生む所、或は王子幼にして人君いと惜み深く、或は太子柔仁にして少子材知に見ゆるの類を以て易へ奉らんとの事は甚だ父君の誤也。漢の高祖の草業の德ありしも戚夫人が寵により趙王如意が幼にしてさかしく皇帝の柔質なるを以て已に太子を廢せんとありしを四皓が助に依つて其事やみ、又晉に獻公は驪

姫を愛して太子を改易す、是れ愛に溺るゝ處よりさしも深き父子の恩を絶つ事あれば、おほろけにて太子を改むべき事は不可有之也。社稷の大計を以て論じ、宗廟の重きを受け玉はんや、否やの事に於いては百官に正し、下向を專らとして正大の論に順ふべき也。本朝慶太子の例あり。皆暴惡叛逆の事に因て也。唯太子の敎戒おろそかにして父君是をおとし穴に入れしむる事多し。齊の恒公葵丘の盟にも樹子を易ゆる事毋れ、と云ふを部命とせり。武將源義滿卿、應永元年に將軍の職を長子義持に讓りて四年に北山の新造の別業に移て莊嚴甚美を盡し、黃金を鏤む。世に金閣と號せり。則ち室町の亭を義持に讓れり。其後幼子の義嗣を鍾愛して位を是に與へん事を欲し、同十五年に北山の亭へ行幸を催せり。是れ義嗣を立て美名を掲げしめる事を思つて也。是日義持は不會。其時五日義滿薨逝に依つて別事なかりき。天下の亂殆んど危し。又將軍義政卿寛正五年に舍弟淨土寺の門主義尋を還俗せしめ、義視と改めて今出川殿と號し、細川勝元を執事として政務を讓り玉はんとの事定まれり。義視甚だ辭すと雖も、よ

り處なく且若し子を生まば繈褓の内より出家せしむべきと盟て家督とす。翌年御臺所常富子義尙を誕生ありて山名宗全を以て調護せしむ。斯くて應仁元年山名宗全義視を害せんとの事出で來り、勝元と相戰ひ、洛中兵亂に屬す。義政遂に位を義尙に讓り、晩年東山の慈照寺の内に亭を構へ、金閣に比して銀閣と號し、古器名器を貯へ、過奢を盡せり。應仁より文明まで天下大に亂れて關東に山内扇谷兩家相戰ひ、是等の弊皆本支をわかたず、叨りに私愛に溺れて位を易へしめんとするより事起れり。上に正しき政あらざれば下又是を習ふは尋常の事也。尤も戒むべき事ども也。

敎戒太子事。凡そ儲君は天下の命の繫る所也。上に宗廟社稷の重きあり。下に四海萬民の博きあり。前に先祖の難くして草業を立てたるの功あり。後に子孫長えにして祖業を續かしむべきの計あれば是輔養せん事聊かもおろそかなるべからず。其上人の生質は大に違はざるもの也。生知安行にして生れながら國土を照し、萬民を養ふの德ある聖王賢將は至て希有の儀也。又殷紂夏の桀か

如き大惡に生れつけるも之あらず。大體皆中材の質多し。孔子の性相近しと宣玉へる是也。然れば中材は習所に因て善となり、惡となる事なれば、已に古は胎敎ありと云ふなれば、敎戒の道、尤も詳かにすべき事也。孔子の習ひを遠しとの玉へる是れ也。然るに敎戒の道先づ輔養するにあり、輔養と云ふは太子生れて未だ十歲に滿たまはざれば、物の辨へもよく、道理を分別まします事も有らざる故に、其間左右近習のものを選んで、其事なく、道德仁義に入らしむべし。それとは左右近習のもの皆正しければ云ふ事存ず。事皆し、故に太子目にふれ、耳にふれ、身に行ひ玉ふ事悉く、正しきを以て常とせり。生れ落ち玉ふより、如此に輔養致すし時は天性自然の善人とならせましますべし、町人の子は生れながら利害を知り射人の子は生れ落ちてより弓矢の事を知る。京師に生るゝものは京都の言を使ひ、田舍に生るれば舌たみて物を云ふ。定まれる事なれば、左右前後皆正しくば太子何を學び、習ふて惡を成さんや。是れ古來より輔養するの道也。玆に案ずるに太子常住の用、飲食に時あり。醉飽に節あり。衣服冠帶の品あり

居所澱閣の制あり。寢記に早晏（ハヤシオソシ）あり。燕會に禮あり。玩好の器物に選みあり。是等の品を以て具に考へ計りて太子の氣を直にし、心を正しからしむべき也。世以て輔養の道ある事を知れども、生れながらに讀書せしめん事を專らとし、古の道なればとて、小學を敎へ、大學を讀ましむ。書を讀む事を知と云へども、心を正す事を知らざれば是れ輔養の實を不得也。又は書を讀む時は正しくして、その間は放埒にして、戲游心に任せしむ。書を讀む間は一日の內に一刻二刻に過ぎずして、外は皆戲游を專らとす。是れ輔養と云ふべけんや。書を讀ましむるを惡とは云ふべからざれども、讀ましむるに節を以てせざれば太子の氣虛し。弱柔にして病を受くる事あり。譬へばめぐみ出でたる草木のいとけなきに、大なるそう木をゆいつけんとするに同じ。古來の傅保は書を以て、敎ゆと云ふにあらず。唯左右をよく撰びて、世上の噂さ、人の事、古昔の物語、先帝、先祖の功業を何となく語り出して、太子の賞を考へ、其優れたる所を取立て、其遲れたる所を戒め、其體を全く無病ならしめ、敎戒を受けて不堪に之なきが如くな

らしむるを輔養と云ふ也。孔子曰、習慣は自然の如しと云ふ是れ也。改めて是ぞ道、是ぞ學問と云へば皆形出來て究屈になり、人必ず之に倦む事多し。されば太子の善は早く諭敎すると左右を選ぶとに在り。と云へり。諭敎と云ふは太子の行に從て自然と善へさとし、入りて敎ふる事也。左右を選ぶと云ふは右に云ふ所の太子と居處出入するものを、皆正人を以てする事也。必竟寵愛の過ちに太子の我儘なる如くに育て奉り、當座の位を止めんとて、宣玉ふがまゝに事を行ひ、笑を求めんが爲に戲遊、節を起て、竟に驕子たらしむる事、是れ輔養の害とする處也。次に敎戒と云ふ事あり。太子已に生長ありて八歲に及び玉へば、內宮に置き奉らず。出て外殿につき、小藝を學び、小節を行ひ玉ふ事也。學の禮、保傅の篇白虎の通に出る所、皆八歲にして小學に入り十五にして大學に入ると云へり。宋の程子。朱子是に從へり。內則に十年出て外傅に就き、居は外に寓して書を學ぶと云ふは、計者三公九卿、已下の子を敎ふる法也。尙書の大傅に十三にして、小學に入り二十にして大學に入ると云ふ是れ也。異敎の天子小學校をば師氏虎

門の左に立て、大學校をば王宮の東に立て玉へり。三公、九卿の子至て童幼にしては天子の學校に入りて便りあるべからざる故に十歳已後にして小學に入るとの事也。すべて人の父母の子を愛する事一日も傍へを離す事を喜ばんや。然るを天子、國君の太子、嗣君未だ十歳にも及ばせ玉はぬ内より外殿に置きて教を專らとせしめ玉ふ事、是れ私のいとおしみを捨てゝ、天下國家の大器をかしづき立て、永へに愛し奉らんとの事也。小學と云ふ事は弓長、劒術、書法、禮樂、算術までも骨節の入るべき能をほえて然るべく事を學ぶ事也。八歳より十五歳の比までは未だ心性の別ち、政道の是非も、其を知り玉ふべき時分にあらず。陽氣盛に精分全くして運動戲游する事易きものなる故に、射御を以て身を使ひ劒術を以て、手足をならはし、その間には進退の禮を以てし、書數の法をおぼへ禮樂の別ちを知しむる事、是れ時相應の節也。已に成人ましますに從て師傅保の官を撰み、史官傍らにあつて少の過ありとも、是を記して天子へ奉り、食に當れば、宰夫の官、是を戒しめ、進善之旌誹謗の木敢諫之皷あり。前後、左右皆方正端

良の士にして大夫は事を詳かに謀て諸事の詮議を細かに議論して、太子の智究まらん事を示し、士は民の作法、下の情を告げて稼穡のかんなんを知らしめ、歩行、趨走にも禮に違はざる事を示し、出行をば行啓と號して、能く戒む。故に内外にかくるゝ處なく、奸人惡を進むるに由る所あらざる也。非僻の心如何して出んや。是れ三代の君、各道を全くして子孫永へなる所以也。衞の召䂬曰く。驕奢淫佚、自ら邪なる所也。四者の來るは寵祿の過也、と莊公の子、州吁か兵を好むを諫めし事、尤も深切也。前漢の賈誼か保傅篇作りて孝仁、禮義を以て太子を敎の本とする是れ也。唐の太宗子を立て、物毎に諭し敎へ玉ふ。食に臨んで稼穡の艱難を敎へ、馬を見ては人の勞に代りて重寶なれども養をあしくすれば、かのつくる事を敎へ玉ふ。皆敎戒の宜也。

禮節を定むる事あり。是は太子已に成人ましましては諸色に禮節を定むる事也。禮節定まらざるが故に或は驕奢に及んで、必ず邪に入る事あり。朱子語類に太子の禮を小朝廷と云へり。天子の朝廷をうつして小いたせるに同じと云

ふ事也。さるに依つて元服、加冠より太子、冊記の禮、並に東宮、正旦、朝賀の禮、東宮諸王朝賀を受くる禮、東宮諸王を宴する禮、各舊記に見えたり。本朝の命に儀制令、衣服令等に路頭の禮節あまりてそを詳にし、江家の次第に太子の禮を出せり。凡そ禮は萬物の節ありて、亂れざる所なれば、上は社稷父母に仕へ奉り、下は大臣、百官を使ひ玉ふに至るまで、容貌の振舞、言語の禮、喜怒の節、與奪の間、禮を離るゝ事なければ天子堅く、法を出して此を節あらしむれば、群臣各事ふるに道正し。古來儲子を尊んで、群臣皆臣と稱し、朝臣、皆拜趨の禮を爲す事甚だ謂はれなしと云ふ議論あり。然れども晋の尙書令下壺曰く。春秋に王の太子會せざる名禮君に同じく、皆儲貳を重んじ正嫡を異にする所以は、苟も之を奉る事、君の如くなるは不ㇾ得ㇾ了拜矣。太子若存謙冲故宜ㇾ答ㇾ拜臣以爲く、太子の立つ、効にして天地に告げ、位を儲宮に正す。豈之を皇子と同じくして揖讓するのみ得んや、と云へり。如ㇾ此儀まで本支、君臣のみたれざる如く、禮を定むる是れ太子敎戒の切なる處と云ふ可し。太子學問の事察するに、學問と云ふは書を必ず讀みて博文、

多才なるを云ふにあらざるや。得傅の篇に云ふ。太子少し長じて妃を知るに及んでは色則ち學に入る、と云へり。學は學ぶ所の宮殿也。文王世子に凡學、世子及び學士必ず時あり。春夏は干戈を學び、秋冬は羽籥を學ぶと也。周禮司徒の職に春秋は之に敎ふるに禮樂を以てし、冬夏は之を敎ふるに詩書を以てす、と云へり。然れば太子學校に入りて何事か學ぶ時ならば、今日相應の事業を詳にし、古今の事を討論して是を正すに書を以てす。こは五學の作法ありて天地の四時に法とり、東學、西學、南學、北學を立て親疎を序し、貴賤を分ち、長幼をしとあらしめ、賢否を正し、大學に入りて師を貴んで、道を問ひ習ふて退きて是を攷(カンガへ)正す。是を五學と云ふ也。故に養老の禮有り。之は古を覺え、功をあらはして、太子の爲に美談を存すべきものを選んで禮を厚くし、俸を豊かにして事を聞く事也。昔は三老、五更と號して八人を選み出せる也。鄭玄は三老、一人、五更、一人也。天の三辰五星に象る也と注せり。是はあやまり也、と。馬端臨發明せり。言行正しく、其身に功業ありて、高年なるものを國老と云ふもこれ也。內則に凡そ老を養

ひ、五帝は憲る。三王は有言を乞ふと出でたり。五帝は其德行を法とし三王は善言を求て施行ありと也。彼是れ皆天子の學ぶ處は唯天下にのりとならん事を云ふのみ也。末世に及んで文書を學び、博才なる事を專らとして、皆實學にあらず。漢の武帝初めて學校官を立て、博士を置くと雖も、博士唯書を以て本として、先王の業を傳へ、化して天下に施し、古今に明にして故を溫めて新を知るの益なし。開元に皇太子孔宣文を釋奠するの儀式並に學を視るの儀具に致せども皆形は假りの事にて聊か上古の心得にあらず。後漢の後帝の太子專書を讀んで作法仁柔にして、上古の世子の風ありしをば、孟光が曰く。此皆家戶有る所耳吾れ其權略知謀を知らんと欲す、と云ひける郤正答へて同く。世子の道此仁の如くに柔なれば、權略は時に隨て出なんと云ふ。孟光が曰く、今天下未だ定まらず。智惠を先となし、太子書を讀みて、古の文を學ぶは、博士の讀書して官を求むるに同じ、急務と云ふべからず、と云へり。陳の宣帝太子の爲に紅總を以て東宮の官とす。孔與(奐?)曰く。紅總は文章の士也。今皇太子、文華甚だ多し。唯篤實の者

を選んで補養せしめんに如かずと諫めけれども用ゐずして太子に付き玉ふ。太子文を專らとし、紅總を供ひて微行し、淫酒に耽つて世を失ふ。是を陳の后主と稱せり。唐の太宗の時樓鑰上書して東宮の官五日、三度づゝ嘉言、善行の事を進め、故事を述べて其是非を論じ玉はん事を云へりと也。太宗太子の官人共に必ず常に百姓の間の利害の事を述べて太子に聞かせ奉るべき由をの玉へり。太子の學は尤も心得あるべき事也。次に太子師を敬し玉ふ事、古よりの禮也。師を卑しみ心易く思ふ時は手本と致すべき所なきもの也。故に唐の太宗は太子三師に接せるの儀注を撰み玉ふて太子殿門に出て先づ三師を拜す。是は德の尊禮を厚くして、道を重んじ玉ふ事をあらはすの法也。皇天子視學の儀も是也。本朝にも太子、讀書始の儀式舊記に出でたりと雖も形計になりぬ。唯本意を失はざる如くにありたき事也。昔漢の武帝太子の爲に博望苑を立て、賓客を集めしむ。是れは漢の惠帝の商山の四皓を賓客として宴を設けしためし、文帝の思賢苑を立て、太子の爲に賓客を招き玉ふ。先蹤を追ふて、博く賢者を招き望むと

の義を取て、其名を博望苑と名付けたる也。然るに賓客皆異端を以てすゝみける故、太子竟に邪義に陷りて禍を得たり。是れ形を法とりて本意を失ふが故にあらずや。古の明王、太子の敎戒ある本を詳かにせば此の如きの害あるべからざる也。

太子官人の事是は朝廷をうつして設けらるゝ事也。唐の六典に太子、東宮の官制を詳にせり。凡そ三王の世子を敎ふるに太傅、少傅の官を立てたり。太傅は父子、君臣の道を審かに示し。少傅は太傅の德行を見て太子へさとし奉る。入則有保、出則有師と也。師は敎も事を以てし、德を諭し、保は其身を保養せしむるの官也。すべて殷周の時より、太子の師保、少太傅は有之、後に太子の太傅と號して師傅保に大少有りて各太子の德を正す也。此外に太子、賓客と云ふ官、四人、是れは商山の四皓か漢の太子を助けしを學びて也。位を高くし、太子是れを賓客とし、宴を設け事を評する也。贊善太夫を於いて諫議、太夫に比し、崇文館の學士を置いて朝廷の館閣になぞらふ。其外、東宮の家令と號して、家につける官人多

し。太子を家と稱する故に、家令と云ふは東宮の下司の事也。本朝の令に東宮並に家令の職員を載せたり。必竟、唯朝廷を移して、東宮未だ坊におわします間に天子、萬機を司どり玉ふ事を詳にしろしめし、勸善、懲惡の政試み玉はんとの心得也。

太子職業之事、是れは未だ坊におはします時の務め玉ふ職業は惟父君、母后に仕へ玉ふを以て本とす。故に朝夕ともに怠あるべからず。世子之記と云ひ傳へるは是也。文王の世子たりし作法、武王の文王に仕へ玉へりし世子の法、皆太子の職業とする要也。唯かりにも利害の心を以て仕へ玉はゞ、是に似て皆非也。父子の實を以て、其心指を考へ玉ふ可し。父子の實を知る事は天道の自然なりと雖も、學んで正さゞれば、其間に差別あるものなる故に、學問を詳にして初めて其職業を能くすべし。されば先づ朝夕に怠りなく、其安否を聞き、飮食の節を正し奉り、萬機の政に天子自ら臨み玉ふ時は、太子次座に居て、是を承知ありて若し父君の過あらんには、顏色を柔らけて、諫を獻じ、下の情、臣の通じ難き所を

太子、密奏し、天子の勞にかはりて事をなし、驕を止め、儉德を專とし、父子の道を嚴にして、親たるべき節を親しみ、男女の間を別ちあつて、嫌疑あらしめず。天子不豫の儀あらば、自ら湯藥をなめ、飮食をつぶさにす。如ㇾ此き時は父子の恩儀、長久にして萬世に傳ふべき也。是れ皆實より出る所也。

太上皇、太皇太后、皇太后、

師嘗て曰く、位天子に至り玉ふと雖も父母を早しとする事あらず。故に孝經に曰く、天子と雖も必ず尊日有る也。言父有る也、と云へり。漢の高祖五日三たび必ず父太公に朝し玉ひける也。太公の家令太公へ申して曰く、天に二日なく、國に二王なしと云へり。皇帝は王子なりと雖も、今天下の主也。太公は父にてましませども、臣下の位也。如何んぞ人君をして人臣を拜せしめ玉ふの禮あらんや、と諫めける故に太公、是れに從て、高祖の來り玉ふ時、箒を持て門に出て迎へ玉ふ。高祖大に驚き、その故を尋ね玉ひければ、太公しか〳〵と答へ玉へり。高祖喜

びて竟に太公を尊んで大上皇と尊號を奉らる。是を後漢の荀悅許しけるは天子と雖も、父を臣と爲すべからず。家令が言誤まれりと雖も、晋の劉寶は高祖家令が言に因りて尊號を奉り玉へば人子、尊父の道を得玉へり。家令が言尤もなりと云ひしとにや。天子の母公をば、皇太后と云ふ。祖母をば太皇太后と云ふ。是れ又尊號にして、秦漢より是の號あり。本朝にも朝覲の行幸と云ふは、正月二日に天子必ず上皇、並に母后の宮に行幸なる事也。嵯峨帝太同四年八月に朝覲の儀は初まれりと公事根源に出でたり。令の義解に天子、祖母、后に登りて位する者を太皇太后と爲し、妃の位に居る者を太皇太妃と爲し、夫人位に居る者を太皇太夫人と爲す。天子母后に登りて位する者を皇太后と爲し、妃夫人亦皇太字を加ふ也。尤も太上天皇の號あり。天子踐祚即位ありては、天子の行幸たやすからざる故に、父君母后へ朝し奉る事たへだへなりと見えたり。天子の道は猶ほ以て父母へ孝養の深かるべき事也。大舜は帝位を踐み玉ひて、乃ち天子の旌旗を載せ、往いて瞽瞍に朝せしめ愼しむに、子の道を以てす、と云へり。詳に孟子に

論せり。本朝の古は皆崩御ありて、位を皇太子に讓り玉ふ。持統帝の比より讓位の事ありて、太上天皇と申しける國母の女院の號を蒙むらせ玉ふは圓融院の后、一條院の母后を東三條院と號し奉りしよりとにや。異朝には後漢の明帝初めて、母后の謚を建てらる。是は二字を以て謚とす。宋の仁宗明道年中に四字を以て謚とす。是より四字の謚に及べる也。各母后を尊び玉ふ所より出でたる也。

太后垂簾之事、是は天子卽位ありと雖も未だ幼主にまし〳〵て事宜しかるまじければ皇太后政に預かり玉ふ事也。古より婦人の政に口入れある事をば大に戒とす。幼主たりと雖も、執政の大臣德を貴び、賢を用ふるは母后の政に臨み玉ふ事有るべからざる也。母后政を聞き玉へば、外戚權を專にして、天下の政統を失ふ事ためし多し。秦の照王の母、芊太后始めて政を攝して、太后の弟穰侯權照王より重んじ、漢の呂太后は高祖の后なりしが、惠帝崩じて自ら朝に臨み、萬機を決し、竟に外戚呂氏權を專にして、終に諸品之亂あり。孝先王皇后平帝九歲にして主爲るが故に、自ら朝に臨み、遂に王莽が天下を奪ふあり。後漢の六后

各政を專にす。唐に至て則ち天皇皇后中宗を房陵に押し籠め奉り、唐の宗室諸王を殺し、武氏の七廟を立て、世を改めて大周と號し、自聖神皇帝と稱す。張柬之等兵を起して、中宗を迎へ奉りて、中宗復位あり。其年后崩ず。宋の哲宗卽位太皇太后政を聞き、是を垂簾の政と云へり。宋の紹興は三十二年に太上皇、內禪の儀ありて德壽宮に居す。此時、皇帝德壽宮に朝する儀を定めて、太上天王皇太后をことぶきし玉ふ事あり。敬恭の至りはさる事なれども、政務にあつからしむる事は、末代までの戒也。本朝は天照太神姬神にて天が下を照し玉へば女帝位に卽かせ玉ふ事多し。武將に至て源の賴朝の卿の御臺所、平政子賴家實朝の時政道を口入して、竟に天下は北條が手裏に屬す。抑も天下は正孫と云ふ事を辨ずべし。正統と云ふは天應じ、人順ふて共に、天子の位を嗣繼ある事也。臣として、君を侵し、夷狄として中國を奪ふの類は、皆暫時の調略にして始終を全くするの道にあらず。故に春秋に春王正月を擧げて、魯國の史の首に蒙らしめ、大一統の義を示す。五伯の權、周の王より强く、吳楚の號皆王と稱すれども、春秋是をしり

ぞけて正統を正す。魯の照公三桓が爲に乾侯と云ふ所に蟄居ありしかども正統を正して、是を實にする能はず。范濬（ハンシュン）夫唐鑑を選んで夫人の春秋を學び正統と大一統を專らとす。故に中宗蟄閉を不記して武后を知りぞけて中宗を正統とす。然れば太后を貴ぶ事の過ちて正統を失ふに至らんには、宗廟社稷の本意に有るべからざる也。

諸王宗室

師曰く、天子の御連枝並に儲君の兄弟多くましますを是を諸王と云ふ也。諸王の宗族を宗室と號す。隋よりこのかた天子の伯叔昆弟皇子を親王と號し、外を皆諸王と云ふ也。唐猶ほ是に准す。周禮に宗伯の官を置きて、親疎を辨せしむと云ふ。是れ宗室の禮を具にする也。宋の仁宗太宗正の職を置きて宗室の子孫、大勢の内一人を擇て宗正の事を司りて宗室の間をむつまじくせしみ、若し違ふときは是を糾さしむ。尤も王室大小の敎授の宮幷に贊讀直講の宮を天子の侍

詩に比して諸王宗室の學を進めて禮義を正し、朝夕善をすゝめ、天子の羽翼は藩衞とならしむる如くに致す事古來よりの戒め也。左傳に君其れ德を修めて、宗子を固ふせば何の城か之れに如かん、と云へり。諸王宗室聊か敎を怠る可からざる也。次に分定と云ふ事あり。是は太子庶子尊卑の差を定めて、かりにも上下を亂さず、分を踰えたる事あらしめざる如く定むる事也。太子の外は皆人臣の位たるべきなれば、何れも王封して國郡を豐にはましむる事なりと雖も其氣質德知、賢材をはかりて民をくるしめず。後の亂を招かざるが如くに可v有v之。黃帝の子二十五人ありけれ共姓を得る者十四人と云へり。其中にも同姓のもの二人と也。姓を得ると云ふは國を賜りて姓を立つるものゝ事也。同姓を云ふは兄弟の事也。王子王孫多しと雖も國郡を治めて人民を養ふの器に備はる事稀なるもの也。然るを私のいとおしみに溺れて、國を與へ、郡をあづけ玉ふが故に、遂には子孫を斷絕するに至る。是れ却て愛にあらざる也。すべて人君の昆弟宗室は能く敎へ能く養ふ時は天下、國家の藩衞となりて王室を守護し、左右の

羽翼となり。福祿を長久ならしむるの道なるべし。詩に大邦維れを屛ひ、太宗彼れを翰たり。德を懷ふ事を維れ寧し。宗子維れ城也、と云へるも宗室を以て王室の藩衞とすることを云へる也。王子、王孫に分を定むる處あらざれば、國家に亂を招くの事其ためし多し。周天下を保ちて、國を封する事七十にして同姓の王たる事五十に及んで、周室大に繁昌す。然れども其人から親屬の遠近を具に考へてそれに從て或は祿を厚くし、或は諸侯王たらしむべし。たとへば帝王の御連枝にて國郡を附與せしめ玉ふとも天下の爲を計りて國を配り、王室のたすけを考へて、教授の官を與へ、家の令を置きて、是を輔佐せしむる、是れ難に陷れまじきとの遠慮也。昔周公予二叔之不咸故封建親戚以藩屛周すと云へる也。是れ封建の起り也。本朝令の義解繼嗣令曰そ。凡そ皇の兄弟皇子皆親王となる。女帝の子亦同じ。以外並に諸主と爲る。自ら親王、五世、王を得と雖も名は皇親の限に在らざる也。然れば本朝にも帝王の兄弟、皇子を親王と稱する也。是れ唐の制に因て也。但し親王宣下と云ふ事のありて襁褓童體と雖も宣旨を蒙りて親王

と號す。是れ規模也。宣下あらざれば親王と稱せず。元服の後に敍品有りて四品也。當今の王子は、三邑也。敍品なきを無品親王と云ふ是れ五位也。親王に限りて品と云ふは貴で云へるにや。諸王は皆五位也。諸王と云ふは一世二世にても未だ親王たらず、未だ姓を給せざるを云ふと也。一世二世とは王子を一世と云ひ、王孫を二世と云ふ也。選敍令に親王之子有品無品に限らず、皆從四位下に敍すと云へり。是れは敍位の時の事也。姓を給すと云ふは人臣の列にあり玉ふ事也。弘仁五年に嵯峨の天王皇子、信原の姓を給へり。親王姓を給ふは、皆厚氏也。是は王を人臣の列に分定して、其位を別ち玉ふとの事也。禮に天子は德を建つるは生に因り、以て姓を賜ふは之を土を胙いて之に氏を命ず、と左傳(隱公八年)に出でたり。是は德ある者を立て諸侯とす。故に王者の子孫、その器に相應致せる時は、其生れたる所に依つて姓を賜ひ、其封ぜらるゝ所に依つて氏をなす也。舜は嬀納の人なる故に嬀姓にして子孫を武王の時、陳に對して陳氏となれるが如し。然ればさして姓を玉へる事の人臣となるに究まるべきに有らずと、共に、本

朝には姓を賜へば、人臣の列となる事也。唐朝へは推して皆親王、諸王と號して王氏也。太宗(唐)貞觀元年に先帝の再從三從弟及び兄弟の卒童形と雖も皆王たる也。本朝には皇孫の親王にまれ也。三世の源氏、親王の宣旨の儀是れ又未曾有也。然して親王はその序大臣の上にありて、其禮は等同也。異朝には時に依つて不定。但し唐の貞觀中に三品以上の官人途にて親王に逢ふときは皆下馬する事然るべからず、と王珪奏しければ、太宗が曰く、卿自ら尊として吾子を卑しとせんや、とあり。魏徵古より今に至るまで親王は三公の下につく法也。今の三品は皆三公の歴々なれば親王の爲めに下馬する事然るべからずと申し奉る。太宗是に從へりと也。放安禮節に路頭に親王に逢ふの禮は大臣は共に車を控ゆ。僮僕互に馬より下る。大臣、前駈、以下の列車の傍に居す。親王前駈歩行して之を過ぐ。親王の車過ぎ畢りて大臣僮僕騎馬にて進み行くと也。續日本記に曰く。天平寶字二年の勅に朕餘閑を以て前史を歴覽するに皆親王之禮を降りて三公之下に在り。是を以て別に議政に預かり、月料、馬料等各差を下すことあり。如此

き事皆時に順て其差別あるべし。唯定分するに利あるのみ也。

皇女をば、公主と云ふ。本朝には是れ又新王の號ありて内親王と稱する也。天子の皇女の嫁せるは堯の二女の舜に嬪へしたるあり。周の武王の元女大姫と申せしを虞胡公に配して、陣に對し、三恪に備ふと云へり。是は舜の末にて、其族至て貴ければ元女を配せる也。凡そ王姫の下りて諸侯に嫁せるは禮法皆天子の皇后に一等下る也。周の末より皇女を公主と云ふ。天下は至尊にして、皇婚の主たらざる故、同姓を以て之を主たらしむ。故に如此きを云ふ也。漢に至て帝女を公主と云ふ帝の姉妹を長公主と云ふ也。帝女皆封戸ありて、縣公主と稱す。諸侯自ら婚を主る故に、翁主—翁は父也—と號し、諸王の女は號も此に同じ。諸侯の公主に嫁るを尙と云ふ也。唐に至て皇姑を大長公主と云ふ。姉を長公主と爲し、女を公主と稱す。皆封國位正一品に爲ぞらへり。太子の女を郡主と云ひて郡に封ず。從一位に比す。親王の女を縣主とす。正二位に比す。開元に冊公主及び公主出降の儀式を定めたり。宋亦之に因る。冊公主とは内親王の宣下ある心也。出

降とて出て諸侯に嫁す事を云ふ也。

皇族と云ふは、天子の一族たる人を云ふ也。宗室と云ふも同心也。周禮に宗伯の官あり。庶子の官あり。漢の高祖宗正の官を置いて九族を叙すと云へり。宗正の卿は王室の嫡庶及び諸宗の親屬を詳かにして歳毎に其名籍を奉る也。唐の宗室は四十一房を構へ、宗の宗室は大舍を築いて是を集む。各々親を親として王室を守護せしむべきため也。

士談一

知己職分

師嘗談曰く。劉康公曰く。民受天地之中以生所謂命也。是以有動作禮義威儀之則以定命也。能者養之以福不能者敗以取禍是故君子勤禮小人盡力勤禮莫如致敬盡力莫如敦篤在養神篤在守業と云へる事左傳に出たり。民は天地の中を得て萬物の靈たり。然るときは其中を正しくして、其靈を養なはん事、是則民の本とする所也。而して其身について職業あり所謂君臣父子の五倫各其職について其事物の業あり我國又士農工商の四について其職とし其業とする事のあるべきなれは、敢て此戒めを守て其職業を外につとめ性心の修練を内に厚くせは其劉子か所云天地の中にかなふべし。朱子曰く。知職分之所當爲と云ふも是なるべし。茲に今日己が職分を省るに武門に出生して慜に四民の其一につらなれり。三民は各其職を勤む。不勤の輩は奉行監官相戒めて盜賊の列になれ

り。士は人のあらためも少々日々に天地の米穀をついやし、衣服居宅に風情をしらし、何のつとめ何の業と云ふなく一生を過し、唔然として死に至る。其往昔を思ふに、唯鳥獸の座しらく盜賊の凡白晝に民の物を奪に不殊。君臣父子の間恐くは虛妄僞作を以てして一日〳〵と年を送らん。事尤も己が本意にあらず。故に先自の職を詳にして其業をたゝさん事、是さいはいの至る基也。この志不立ときは天地の本理にそむくを以て禍ことに不遠と知る可也。列子が言甚だ其理ありと云ふ可し。師曰く、世承平に屬する事年巳に久しきを以て士の職業事めづらしからぬことなりて行て志あるの輩も唯慈愛の志を專らとし、大丈夫の仕立すくなきが故に文を博く學び、廣才を以て道理を高くすと云へども民のつとめを知らざるを以て其職業ついに怠るになれり。文武は兩輪にめかたつかたも弃つべからざれども、今日の職分是武なれば其業は必ず其職を失ふになりぬべし。されば、仁者の形は學ぶべくして武士のつとめをは不專也。唐の崖祐甫か猫鼠議曰く。臣聞天生萬物剛柔有性。聖人因之垂範作則禮死效特性

篇曰迎猫鼠爲食田鼠也、然則猫之食鼠載在禮經以其除害利人雖微必錄今此猫獸鼠不食仁則仁矣。無乃失于性乎鼠之爲物晝伏夜動。詩人賦之曰く。相鼠有體人而無禮。又曰く、碩鼠々々無食我黍、其序曰く。食而畏人若大鼠也臣旋覩之雖云動物異于麋鹿麐兎彼皆以時殺獲爲、國之用猫受之養育職既不修、亦何異于法吏不勤、觸邪彊吏不勤、捍敵又案禮部式具列三瑞無猫不食、鼠之曰く。以茲稱慶臣所未詳伏、以國家化給治平天筱荐至、紛綸雜沓史不絶書今茲猫鼠若以列向五行繆論之恐須甲命憲司察聽、貪吏誡諸邊候無失儆巣猫能致、切鼠不爲害。

師曰く。平清盛其身武將に備はり、其功を立てしを以て官位昇進心に任せ、富既に四海を掌に入る。然れども子孫僅か廿餘年にして風俗皆變じて其職分を忘れ、ついに平氏の族滅亡するに至れり。是を以て按ずるに人富貴に至りては身に安佚を好んで必ず其職を忘れつべし。農工商の三民動もすれば富饒に至て身を失ひ家を滅ぼすの輩次て爲し。中にも士の職甚だ重く、甚だ勤めかたし。任重くして道遠し。故にやゝもすれば富貴に至りて先祖の功を失ふ事多し。沃

土の民は不材淫也。瘠土の民莫不嚮義勞也と云へり。

師嘗曰熊谷法師蓮生が子孫への遺書を見侍べりしに其詞に云ふ。到子々孫々能々可今存知旨。一先祖相傳所領安堵御判七幷保元元年以來建久年中軍忠御感狀廿一有之一對主君不可成逆心幷武道可守事。一上人御自筆御理書幷迎接曼陀羅可成信心事。右三ヶ條之外依其身器量可覺悟者也。仍置狀如件としるせり。先祖の忠功を忘れ、父祖のつとめを可計が故に自非分の企も出來て身職分を忘るゝ事世のならい也。蓮生既に發心に入て萬事をなげうつと對して其職分を守らしむ。尤士の志を忘れずと云ふべき也。師曰く。上杉の定政子雖も、子孫に息朝良職分を忘れて武の業を勤めざるに就て、曾て我豐後守が許へ戒めの書を記して是を與ゆ。其內に曰く、年來雖餘物語餘りに五郎無暸故雖一事三行定晬咏之儀無之、去年正月已來朝良隨逐之者とも申付朝夕之雜談に令記之所四五人以隱密經越候何も同前に候、朝良方へ山に小宮仙波古尾谷之面々被越三時尋事は器量あれば也。國持の武功もなく職分をつとめずして張奢なら

むは國を失のもとなりといへりと也。

師曰く。或時甲陽の土屋高坂に尋けるは武のつとめは士の職也といへども、人に武道をたしなめと云へば、喧嘩數寄になる作法をよくせよと云へば、武士の職分無心掛になりて、職業を勤めず此仕様あらんやと云ふ。高坂云雖面々が腰に指刀脇指の如に仕れと数を可然仔細は刀脇指研て人を付けて指は人を可切ためなれども常にすやをせねばさられず人を切物とて常に拔身にてさゝばさず、人もあやまちを致し、刀脇指も錆くさりて用に立たずあやまちすまじきとてはを不付ばなまきれなるべし。所詮研てはを付けて鞘をして余はやうなき如くにしてさすこそ本の事なれ。武道家職なりとて嗜過ぎて喧嘩すきは刀をぬきみにて指すと同じ。無心懸になるは刀を付けずしてなまきれなると也と高坂いへりとにや。

師曰く。北越淺倉宗滴が言に、主へは内の旨の罰のあたり、又内の者は主人の

罰當る也。君臣ともに油斷あるべからず。大將たる仁は申すに及ばず、似合の人數持の覺悟干要也。仁不肖によらず、又上下にかきらず、武者にすきたる侍は天道の冥加ありて衆人愛敬福分の相也。又不數寄にてこれを嫌は侍佛神の緇もきれ第一人に惡まれ貧報の果也。それゆへ武者嫌ふは對諸人悃成る事なく内の者に目をかけず自吏微仕るべしと云へり。此言至て淺しと云へども其ことはりこまやかなり。人として職分をよく勤むるときは主臣ともに相調ふが故に其冥加もありぬべし。大祿微官によらず忠の恩をうけて士の職を不糾明には天罰のかゝる處なかるべし。

師曰く。平生其家の風俗を專として武家は武を以て家風とすることに可心付也。茶の湯に數寄の人はその風その家にのこりて茶の湯に可入の器物ことく〳〵く其人のかゝり風と云ふ。武の職分について猶ほ以て其風を詳かにして我家の諸の器物皆武を以て己を究め、家中是に隨順して其格を守り、自然に職を守るが如くあるべき事也。

師曰く、加藤清正家中の大身小身によらず、侍と可覺悟の條目を出す。其詞に云ふ。奉公の道油斷すべからず。朝食の刻に起て、兵法をつかゐ食を喰ひ、弓を射、鐵炮を打ち馬を乘るべし。武士の嗜能物には別して可與加增亂舞一圓停止たり。太刀を取れば人を切らんと思ふ。然上萬事は一心の置き所より生ずる物也。武藝の外亂舞稽古之輩可切腹也。武士の家に生れては太刀を取て死ぬる道本意也。常々武士の道吟味せざれば潔き死は仕にくきもの也。能と心を武に究むる事肝要也としるせり。最も武の職分をたゝすと言ふ可き也。

師曰く。賴朝若君治承六年七月誕生。追代々佳例仰御家人等被召御護刀云。御家人等献御馬七夜、儀千葉介常徹沙汰之有進物。嫡男瀧正、次男師常弊御用三男瀧盛、四男瀧信引御馬、五男瀧道持御弓矢。六男瀧賴御劍各列庭上と東鑑に出たり。武將既に武門に出生するときはその職分を忘れしめまじきが爲に弓馬甲胄劍刄を献ず。是則職分を忘れしめまじきが爲也。されば賴家七才にして始令着御甲之給於南面有、其儀時刻二品出御江間殿參進上御廉給次若公出御武藏

宗義信比企能員奉扶持之小時小山朝政持參御甲直垂―青地錦―改以前御裳束朝政奉結繡腰次、常瀧持參御甲納櫃、子息瀧正師常弊之常瀧御用向、南令立給。此間景季進御劔三浦義連進御劒行平持參御弓佐々木盛綱献御征矢、八田知家献御馬、子息朝重引之、義澄重忠義盛奉扶乘、小山朝光葛西清重付轡、小笠原彌太郎、千葉五郎、比企彌四郎候御馬、左右三度打廻南庭下給、今度足立遠元奉抱之云云又實朝十二歳にして元服す。其翌日著甲冑又乘馬給小山朝政足立遠元等著甲冑鹿等と出たり。武將の若公いまだ十五歳にも滿だずして甲冑を著、乘馬を始むる事はこれ其職を怠れしめまじきの戒とみへたり。況んや治承の間、天下未だ屬平均故賴家すでに七才にして甲冑の禮あり。實朝は九才にして笠懸を射玉ふ、行平献弓引目等三浦介進的千葉介奉馬、小山田猷鞍八田知家進行騰沓宇津宮朝綱進水干袴於南庭有此儀行平賜御劔依爲弓の師也といへり。是れ幼若の間より、其職を守らしむるの致戒也。尤も鑑む可し。

稱曰く、賴朝武の職を守るを以て平生更に解怠する處あらず。鶴[illegible]

營中なりといへども、社參に必ず隨兵あり、甲著の役あり、調度懸の武者あり、勝長壽院——號南の御堂と——の供養にも佐々木高綱著御甲と東鑑に出せり。又西國東國ともに靜謐に屬して賴朝上洛于時文治六年十月入洛の日先陣畠山重忠著黑糸威甲隨兵各冑腹卷二位家は裝束にして甲著の役人あり。又建久六年三月上洛の時東大寺の供養結緣の爲め賴朝參詣此時も佐々木經高著御甲と出たり。實朝に至りて專風流を事とし歌に長し遊宴を翫ぶ。故に廣之義時等武藝を爲事令警衞朝庭給者可爲關東長久之基の由を諷諫せしむと雖も實朝不用ついには公曉か難を招けり。此時も覺阿申しけるは、東大寺供養之日任右大將家の例東帶之下可令給腹卷と云ひしかども、仲章昇大臣將之人未有此式ととめけると也。是れ皆富貴に因て家財を失ふの所以也。後建長に後嵯峨院の第一の王子宗尊親王關東の將軍たりし時始めて鶴岳に社參ありしに期に臨て先陣の隨兵をやめられ實時(奥州)、光盛(遠州)等改著鎧於布衣自右大將家于三位中將(賴嗣)家被紀將軍の威儀御出の每度雖爲一兩へ勇子莫不令供奉而於親王の行啓者其例

强不可然との事にてついに此制やみぬ。たとへ親王たりと雖も、ずでに將軍家たらんには何ぞ武の職業を可忘や。然るに世久しく大平にして其業を忘れ關東の平氏滅亡に及びたる事尤も歎く可き也。

師曰く。富士の狩に賴家十二才にして始めて鹿を射玉ふ。賴家自愛之餘梶原景高を以て御高處の方に其由を告げ玉へば敢て喜御感に及ばず武將の嫡嗣狩場において鹿鳥を得ん事は强不足爲希と答へ申さる。使面目を失して退出すと云ふ事東鑑に出たり。政子女性たりといへどもさしも賴朝の御臺室時政の女子なるを以て武將の家職を不忘のゆへと云ふ可きにや。

師曰く昔八幡殿奥州を退治の時に剛臆の座を定て其日の軍に剛臆をあらためて剛あるものは剛の座に著かしめ臆せる輩は臆の座に斥けしめてその剛臆に因て饗應をも致され、剛の座に著く事三度に及べば能家職を守まり。武家のつとめ正しければこそ尤此の如きなりとぞ。遂に賞を行なはれ臆の座に著く事三度までは是を許す。三度を越えて臆の座に著せし輩は家職を忘れ俸

祿を盜んで主思の報謝を不思者、其罪ふかしと云ふて是を罰するに及べり、故に人々皆大に耻て家職をつとむる事を武の本意と致せりと也。或は朱椀黒椀の饗應をまふけ、剛臆の座を定めし類は此八幡殿の事より起れるなるべし。

師曰く。織田信長家の諸侍より各々一月の内に兩度家八幡講愛岩講と號して相會して武家の詮義をとげ家職を不忘、武運の事を神慮に祈りける。又同志の輩は一同に誓詞をしるし互の非を云へり。或時いづれも寄會て願書をかいて武運を祈るにいづれをあてに致して何樣につとめ度との心底なると、各其趣向を書て入札に可致とてあつまり書出せるに皆松野平介某におとらぬやうにと何時も平介より先を致す可しとの心がけをしるせりと云入札なりけりと也。松野平介は美乃の三人衆のものにて後に信長へ被召出たり。其身陪臣たりと云へども武の職業を勤めたるものなりとて彌美不大方岐阜の大手先の傍町に屋敷を賜うて諸人の親範にもなりぬべきとの事にものしければ諸傑のつとめ甚勵みあつて各武義の職をつとめ守りけると也。

師曰く。蒲生氏郷は四十二にして逝去すといへども世以て其姓名を知て勇武の將とす。其身の戰功も其比の勇將にさして越えぬと云ふ心はあらねども平生武の職を守りて聊か弛む事なく家中の兵士を集めて晝夜武義を論じ、明日の戰にはその言に不違の働をなすことを專とす。故に家にのこす財寶どもを悉く勇士名士を集め是に財祿を與へて死を共にせんことを欲す。天下の勇名ある輩は多くは氏郷に屬す。こゝを以て秀吉命じて奧州の鎭守として伊達佐竹等に中らしむ。後には食祿百萬石に潰むれども猶ほ、臺所に失食の事多くして家臣かはる〳〵是を養なへりと云へり。凡そ武將年若くして其名の世に高きは自戰功の勇あるか或は幸にして大節の事にあたり、或は一事の功による。氏郷四十二才に不滿して名將の名あることは將たる器あつて能く職分を守りつとめ、武義の怠りあらざるを以ての事也。秀吉奧州を與ふるの時此事を命せりと也。

師曰く。大阪の時伊達正宗奈良にて物心の足輕大將をあつめて鐵炮をつる

べさせけるに加藤太と云ひける足輕大將の足輕ども三百許り鐵炮をうたざるに付て其事を糺明しければ加藤太道中にて火をもてば火繩入て益なし藥を足輕にあつくれば道でこぼして多くしたる也と云て火繩藥ともに荷につゝみ小荷駄に付て跡より來るに付て此時の手に不合に究れり。正宗大に怒つて職分を忘れて有司の出納をやぶさかる是れ士のみせしめ也と云ひて則自ら切て棄たり。又足輕どもに命じて一同に刀を、ぬかせ木を切らせぬ。其間一人さびたる刀をさして木を切る事能はず。是を糺明しければ足輕病みて人足を庸うて役をつとめさせたる其刀なりと云へり。則ち是を成敗して諸卒に示し、職を可守事を戒しめけりと也。

師曰く。紀州に淺野長晟在國の時紀國の地侍に某とか云ひし士功名の沙汰ありしものなれば是を扶助せしめ祿を豐かにして山中におのれなりに住せしめ置きぬ。此者武義をつとめず職を忘れて唯財寶をあつめやにさかり財寶あれば何時も諸道具人馬ともに有之と廣言してける。此比ろ大阪に事ありけ

れば、件の男財寶を散じて人馬諸器を求めてゆゝしく仕りて出けるが本より下々の事なれば紀伊より大阪までの道にて一人もなく皆逐電して、のれる馬と我身と計になれり。此分にては先はかしき事もあるまじ。紀州に歸らんも面目なかりければ直に行方知れずになりぬと也。人一旦の功名は時に取て幸ある事なればそのつとめを成す事ありと云ふとも己れが職分を知らずしては時の仕合を待つに同じき事なれば彼紀州のことのまかふるまいとも爲す可き也。愼可乎。

師曰く。伊勢の木造左衛門佐長正岐阜の役に福島が手に屬して廣島に有之、晝夜、義の職を忘れずして廣間より奥の座敵に至るまで矢をはき、矢を鑄、弦をこしらへ、或は竹かしない打ち或は武義の議論、是を以て日を暮せり。又津田藤三郞池田の家に居て常に職分を守り少しも事あるには一番に乘出せりとなり。つとめは家職をよく守る處より起れり。

師曰く。日下部(クサカベ)兵右衛門は元尾張州信長のものなりしが秀吉未だ藤吉郎と

號せし時信長の命によりて兩人堤の奉行をいたしけるが秀吉は褒美に預り日下部は然らずに付て信長の家を立退て源君に奉仕し庚子の役の後城州伏見に在番いたせり。伏見在番の間常に下々に三度の食をくわせ、己が馬に鞍を置き、わらんづを傍に置きて下々どもに身拵へを致させ、君不慮の事あらんには一番に城の大手へ乘出して打死を遂ぐ。武の職分をきはめて潔よく死を善道に守るの外はあらずと平生言にも云ひ、身にも行けると也。門人藤忠之侍座して曰問到田安口眺望江城而竊歎城制之盡善盡美暫く宙宇（タチチドヲル）の處にあしかを荷ふ。町人の兩人つれ立ちて通りけるが堀の際に望て此內に鯉鮒の大なる多ければ是を漁らしめ、商には利潤之何計ありてんと云ふ事を論しつゝ過ぎ行くに大工と覺しき輩が腰に曲尺を帶びけるが二三人連立て通りしに樓門の雲に層へ尾甍の氷に映せるを見て恰合の宜く成る風の功の善盡せる事を語で過ぬ。とりとりの思入各己れが職分の得たるを以て是を校量すと彼等がことに思ひ居て顧みれば某が眺望して歎する處も又其一に列すとかたれり。

師曰く。人の職分生れながら其家について定れるあり。又好んで其職をつとむるあり。又なれ效によつて遂に其事を職とすることあり。されど人に詳かに人たらん品を了見し其職分を考へて其道に近かるべき事を勸むるにあり。孟子之矢人函人のたとへ莊子か井蛙不可以語於海者均於墟也、夏の虫不可以語於氷者篤於時也。曲條不可以語於道者束於敎也と秋水の篇に云へる。もともと譬なるべし。こゝを以て云ふは居所により馴親によつて遂に其事をなして其事に身を處し、其職をつとむるになりなん事なれば聊かも私にまかせば職分の鄙しく道に遠きことを知てするべし。彼の町人大工皆同じく天性の人にして各其所爲を以て其事を見、人の職分豈可忽けんや。若し一片に濾著して其道に遠からんときは五十歩、百歩の違ひのみ也。

志於道

師曰く。後漢王充論衡云、蔓飛輕千鳳凰兎走疾于麒麟龜躍躁于靈龜也、騰便于

龍只望之徒、白首乃顯百里奚之知明于黄髪深爲國謀、因爲玉輔皆夫況重難進之人也。輕躁早成禍害暴疾、又東漢徐幹中智行論曰。徐偃王知修、仁義而不知、用武終以凶國魯隱公德讓心而不知、佞僞終以致殺宗竟公、守節而不知權終以見執吾伯宗奴、直而不知時變終以隕身赦孫豹好、善而不知擇人終以凶餓此皆蹈、善而少智之謂也。故大雅貴既明且哲以保其身と出たり。凡そ士の職分を知て其職業をつとめん輩も道志あらざれば唯勞役擾冗（ロウエキジヤウジヤウ）して其本源を知らざるが故にたまたま我が致し得る處ありと云へども皆燕のよく飛び兎のよく走り、黿（カイル）のよく匐ひ、蛇のよくまとうが如く、その鳳凰麒麟靈龜神龍合して合んには日を同じく語るべからず。又一方の宜き處を好んで彼の勞役擾冗する事あらず。唯其篤實なることを專とせんにも道の道たる所以を知らずば必ず其致す處に弊あり。故に仁義讓心節直善各々其名は宜きに似て悉く害を不遁は道を知らざればなり。こゝを以て武義の勤め職業是れ也と號して晝夜の暇もなく、寒暑も厭はす、夙に起き、よわに寢て寸陰の惜む輩あり。是れ職業を營む其ことはざ宜とい

へども士の大道に志あらざれば其なすわざ皆勞役するのみにして彼の中々夭々ののびをかんして常方物之上に伸ひる處あらず。唯小戚をやすんじて是を以て一生をおくらん事豈大丈夫の心ならんや。故に仲尼の敎道に志を以て大なりとす。道に志さす處あらざれば多くは小利をたのしみて大道を知らず。其小利亦道を以て致さゞる時は甚相違して竟には皆害となりぬべし。顏之推家訓云、山中人不信有魚大如木海上人不信有木大如魚漢ノ盛不信弦膠魏文不信火布胡人見錦不信有虫食樹吐絲供成等在江南不信有千人氈帳及來河北不信有二萬解船皆實驗也。夫有子孫自是天地間一蒼生耳何預身事而乃憂護遺其基址況于己之神爽頓欲棄之哉としるせり。職分計に心をつけて下本を不了覺ときは山中海上の人の外を知らざるに異ならず。莊子が河伯望洋向若――海神――而歎せしたとへにも類すべし。こゝを以て考ふるに大丈夫の職業を知て其本を聖人天地に期し、その間修し處を道にあてゝその道に叶ふはざを志ざさば其つとめ悉く理に中て其本則王者に通ずべし。然ざれば一向一藝一伎に

わたつて一生勞擾して上達の思いあるべからざれば形して下なるものゝ器と云べき也。

師曰く。古への聖人敎へを立て億兆の民をひきゐるに小學大學のわかちを致し少年の間はその家職に入るべき處の業をつとめて骨節をねらし、記臆を旨とす。所謂禮樂射御書數の類これ也。旣に成人しては大學に入れて修身正心の道を詳かに示し敎ゆ。是れ職分をしらしめて而して道を以て其本たらしむる所以也。

師曰く。八幡殿の敎に武家に五つの道あり。一には究途をしれ。二つには卑賤をわきまへよ、三つには道理を先立よ、四つには國土を知り、五つには掟を違へずと以上五つを武家の守るべき道とす。是も道に至る一端なるべき也。

師曰く。藤原の忠文の云く、士は三十歲の内のものは將は將の謀軍法を知るを以て表とし、兵の勇道を習を以てうらとすべし。二六時中忘るべからず。又鎌倉の時頼禪門の云く、虛譽は國のあだ、身の災、無量の禍出る處なり。唯道に志あ

らんには世のほまれを受けては彌むつかしかり得べしと云へり。

師曰く。楠正成曰大人は死を恥とせず。士は生るを恥とす。二心ありなんことは是士の大なる恥なりと云へりとぞ。二心あらざるは義を知らずしては勤がたし。士道に志あらずんば身を利することを專らとして其本心たがうべし。故に道に志のありなんことを要とする也。

師曰く。淺倉宗滴が言に仁不肖によらず、武者を心がくるものは第一噓をつかず、聊かもうろんなる事なし。不斷實例を立て物恥を仕る事本也。其故は一度大事の用に立つ時不斷噓をつきうろんなる者は如何樣の實儀を申候へども例の噓付にて有之間との指をさし、敵味方ともに信用無き者也。人の爲しなみ平生肝要の事也といへり。宗滴士の大丈夫たる道を知らざるが故に伴を云はざるを一度大事の用に立てん爲なりと云へり。人の僞と云ふ、皆道に遠く唯當座の便利を專とするが故也。已來の利不利は指置き大丈夫の本意に叶はん心得あらば、然も已來其利も全かるべき也。或人問ふて曰く、士の達人誰を以て期

せんや。

師曰く。君にして堯舜禹湯文武臣にして皐陶益稷伊尹呂望周公孔子各士道の相究まれる也。しかれば士道は聖人を以て本とし、其書は六經を以て用とす。本朝の學者是を知らずして別に儒道の說を云ふ。甚だ以てあやまり也。こゝを以て士道を別にして又儒の一法を論じ、儒者の風をなして其行跡こと〲くたかへり。或人の曰く、然らば古今の學者皆士の道を得べしや。

師曰く。和朝の學は云ふに不及、異朝にも儒の道久しく絕えて唯空言を翫して實學ここに沉論す。故に大道の世に立たざること殆んど久し、されば能士の道を究理するときは、上兵は治天下國家、中にして修身正心、下にして身體習練技術、こゝに勤む。然れば三つともに相とゝのふる人を號して士の上達の人大丈夫と云つべき也。

師嘗曰く。戰功はかい〲しく、時に遇へば身に積る事なきものなれども武士の本意と云へる所は習練不評しては其道つくしがたきもの也。何方にて何

計の功あり。その所にて大方ならぬ働きありし耳きゝなり、口きゝなりと云ふものにも本意をいわせて論ずれば甚だ初心なる事なき者也。錦は一寸のきれを見てもしれやすく、鳳凰鸞鳥は一筋の羽にも其德あらはる。況んや一言を出し一句を云ひて筆にしるし、書に載なんには其胷襟かくすべきに處なし。たとへ手足をねり、耳目の廣方を嗜たりと雖も本意に入らざるときは皆うわつら計にして何も皆根なし墓なし。去る頃高麗淘ヶ原等之役に功があつて其名聞えしに其名を聞ては直に人にあらじときこへし輩の武士のうわさをかける一枚の文あり。是にしるせる言思入を見れば僅の事に心ほこりゆゝしきわざの如く云ふ。書きもしるして其志す所唯疋夫の講讀にくびれ死なんことをのみ思へり。文章は其人の才によるべし。思入れは其人の志す所なればながらく跡までも尤も恥かしき事也。されば戰功は仕合よく時に遇ひ手足のねりによつて其事なりぬとみれども士道においては夢中に弄する夢に異ならず。大丈夫能く此味ふ可きこと也。

師曰く。大丈夫常に將は將たる器を志すにあり。弓馬劔術力量早業は皆匹夫の致す所也といへとも、士の職業は其一つなれば遊藝と是を試み。文書古事を知りて其事を廣く仕るの用とす。凡そ上兵は伐謀不戰面屈人の人之兵を善之善なりと云へば士の道に深く志して厚く謀り遠く思はんには天地を間のことはりも通はずと云ふ事あるべからず。異朝鴻門の會に樊噲門の扉をやぶり項羽をにらみ兒豕の肩をくらつきて、斗酒傾け怒れる髮は冑をさゝく、定に勇士猛兵と云ふべし。しかれども高祖ついに是と謀をなし、道を行ふの事なし。張良自ら敵に當らずして竟に帝王の師となり、謀を帷幄の內にめぐらせり。されば細川の清氏が自ら敵にあたつて二ノ宮兵庫頭が桃井と名乘つて出たるを組み留めて頸を取て將軍の前に持參して高名顏にものせるも士の道を知らずして將の將たる所なし。道に志あらざればはづるの事を與張に思ひ入らざる事を成して勞擾する事多し。將は自ら帷幄のまふけ楯を突くめ非常兵士を轅門に入れずして猛卒虎賁を出して彼を虜とする是れ將の道也。其制不正陣

法不宜して其道を失する故に勇士猛卒ありといへどもなきが如くに散亂して將不得止して自らの功をなす。是豈士道ならむや。但將をされて失ひ玉ふをさけ、陣を厚くして敵をさくと思はゞ是れ又士道にあらず。此故に戰國遠ければ國郡領主優長佚樂を事として自ら干戈を荷ふことを忘れ、可出戰場へ不出してやみゐること世の諺に管領の馬の出かぬ有馬殿の頬當と云へるが如き是れ將として大丈夫の道を知らねより事起り暴虎馮何而死ども悔ざる者は我與へずとは士の道を示し玉ふ言也。士の道豈大方に心得可き事にあらやず。

師曰く。士の道を志すと云ふ輩ありても其道をつとめて心に入るゝ處あらざれば唯道のすきと云ふ計にて是れ又實にあらず。世人書を學び其業を知ると雖も多くは口に云ひ、目に見、耳に聞く計の好にて篤とつとめんと思ふ處あらず。さるによつて古語を覺ては利口とし、人をいゝつめ、世にほこりて悉く高慢となれる事是士道の志のたゝざる故也。尤も愼しむ可き事とも也。

師曰く。何事も殘る所なくそろへんとするは其事になりゆきて遂には實を

取失ふになりぬべし。此大丈夫も其要とする處に深く心を入れて末々のちのちは成るにまかせ、又全からぬもありぬ。本末殘る所なく、混然として能く萬物應ずるは聖人のみなるべし。其外は末へ心を付ては本を取失ふべきなれば此處了見して其要とせんする所を第一と取入て其余はならんずるまゝに任せつべし。殘りなく調べんとする間に暇なくて本を忘却して入らざる事をとらへ士の大本を失はん事甚だあさましき儀也。

師曰く。道の道たる處を知らざるときは、さしも伎倆ゆゝしき生れ付のものも少しの事に及んで。人に云はれて感ふ事多し。源頼朝は表武將の法をそなへし人と云へども、宋朝の陳和卿が國敵對治之時多斷人命罪擧深重也。不及論之由固辭再三なりければ頼朝感涙を抑へて和卿が言を信じぬと東鑑に出たり。此陳和卿は宋朝の佛師にして甚だ人を僞り欺くの惡人也。陳和卿後實朝に對面して三文奉拜頗る涕泣して云ふ貴容者昔爲宋朝育王山長老于時吾列門弟とかたれり。實朝(去建暦之六月五日實朝夢中奉告此趣忽以符合)前生の事を聞

いて尤も和卿を信じ、育王山の拜し玉はん心出來て渓唐の志切なりければ、陳和卿に命じて唐船を造らしむる事となりて是れを由比の浦に浮ぶ。信濃守行光此事を奉行して數百輩の疋夫に筋力を盡して曳かしめけれども動かずして、意に砂頭に朽損せりと也。是等の妄詐を專らとして人をたぶらかす。陳和卿にそゝのかされて頼朝彼を信用に及ぶこと是れ道に志あらざる故也。頼朝の行跡その外あやまり多けれども、少々の事は棄て論ずるに足らず。如中の大要にをろかなるときは、たとへ外の事しばらく宜しと云ふとも大丈夫の本意と云ふべからざる也。

師曰く。頼朝に忠を盡せし三浦大助義明が末葉に三浦介義同と云ひては後に陸奥守入道道尊と號して弓矢を取て其頃並びなき勇將にて相州岡崎に居城す、是れ義明が弟岡崎惡四郎義實が住せし所也。其子を荒次郎義意と號し、三浦新井の城に置きて管領に屬し、武威をふるべし。此道尊養父三浦介時高と中違ひ、己が勇力を以て時高かまもりし新井の城に押しよせ、明應九年九月廿三

日の夜に乘じて養父を傷害して三浦の跡を相續しぬ。かくて永正十五年七月十一日に道尊父子北條早雲の爲に責め詰められて荒井の城に一所に相集り、悉く自滅せり。こゝに案ずるに弓馬の功をたのみ、自らの勇力を事とする輩も士の道を知らざるが故に、父を殺い。恩を重ずる處あらずして我身を利せん爲に君父に敵對して不義不道の行跡をなすに至る事是れ亂臣賊子の業にして道の道たるを知らざるより起れり。さるに因て士道に志あさくしては身に勇猛伎倆備り、職業修練の積むほと皆道の爲めに害となりて不義の行跡を助くるのわざと成りて行く事甚だ不便の事也。身の榮花を究むるに付て論ずると云ふも惡を行ひ、不義を事として幾程後榮を期せし輩ありや。たとへ天地と後榮を支の事ありと云ふとも豈不義を行ひ無道のわざをなすべきや。大丈夫の道こゝにありぬべし。彼道尊が行跡以て考ふべき也。古今ともに世に亂臣賊子あること士道の不立が故と知るべき也。されば三浦時高主人持氏にそむきてその賞にほこり大名となりてついに養子に害せられ、道尊又養父を害して北

條か爲に滅ぼさる。不義不道の行跡あらんものは子孫自不父不道に至て不奪は不厭のためしとなりぬべし。天正の初め越前淺倉義景の家臣は尾野と云ひ彼にて各逆意して自殺せしめ、その賞にほこりて越國居せし櫻田播摩守朝倉式部太輔富田彥右衞門尉は地下人の一揆にとりまかれて、わづか九十日の內に滅亡せりと云ひ傳へたり。義を知らず、意に志なき輩の人のさそうに任せ身の利を求めて誇りを末代にのこし後榮また期せず尤も戒むべき也。

師嘗曰く。魏の曹操は勇猛豪傑の將にして其知識人に越え、天下を縱橫にする事三十有余年其奇策殘る處なかりしが建安二十四年に蜀の大將關雲長が頸を吳の孫權が方より魏に送れり。曹操頸を得て其函を開きてこれを視るに頸の顏色平生に變らず。曹操笑て云く、久しく汝を見ず、今其頸に對することの喜ばしきにやとありければ言未だ終らざるに頸の毛髮鬢のひけ皆動く。曹操しばらく默して是をとらしめ、厚く葬て蜀に送れり。此後曹操每夜眼を合すれば必ず關雲長をみる。その心悶亂して行跡ついにたがい、或は神木を切り、或は

神醫を殺す。建安二十五年正月六十才にして卒す。晝夜妄語を吐き、急に劍を取て空中を切る。此の如き事止まずして死せり。さしも勇猛豪傑の身なれども關雲長が靈に因て死せりと云へり。近くは長尾謙信威を北越に振つて其鋒甚だ盛なりけるが、老臣柿崎を生害の時柿崎甲冑を帶し、弓矢をつかい謙信をにらんで死せり。此時より謙信物狂ひとなりて九月にして死去せり、曹操の武にうける勤めずと云ふ事なし。謙信の勇に於ける、向つて破れずと云ふ事あらざれども道に於て其本くらきを以て遂に此の如きの邪鬼に侵さる處あり。道を知ること正しからざれば其爲す所絶妙ありと云ふとも眞正の事に於て暗くして通せざる事多し。然れば又是を眞の大丈夫とは筆しがたかるべきなり。

在力行

師曰く。職分を知り士道に志ありと云ふとも是をつとめざる時は其財其道を詳に知る事難し。而して勤むるに職分の勤あり。士道の勤めあり。こゝを以て

往古は人生れて八才にして既に物すること有る時は學校に入りて小學を學ばしむ。小學と云ふは禮樂射御書數洒掃應對進退の節すべて我職分となるべき業に於ては詳に其用法を盡すに、容をふり手足をならし、記識することを覺えて其諺に不暗が如く手習ひ、足熟し、口耳の學を習練せしむ。既に年十五に滿ちて萬物の品々其所以を糺明すべきに便あるのこそこいより又大學の學校に入らしめて、こゝに於て心意を正誠して身を修め人に交の間其天性を以て正からしめ、大にして天下、中にして國郡、小にして一家ともに能く治めとゝのふるに至る道を勤めしむ。是れ古來聖人の敎へを立て兆億の民をみちびき其職をつとめ、其道を勤めしむるの法也。後世に及んで此敎へたゝず人唯なりのまゝに成長して有るべきことにまかするを以て幼弱より壯老に至るまでつ竟に一事の職をつとめ、道をしることなし。たま〳〵志出來て初めて職を學ばんと思ふものも或は壯年に過或は老衰して手足進退骨節相とゝのはず、記臆薄くめをほへしに事叶はず、こゝに至つて學ぶものつとむる者も怠慢してや

みぬ。道に志ありと云ふも其職業をつとむること能はずして、只空談のみ也。然の八才にして勤むることを壯年にしてつとむるになれる故に其勤め皆時を失ふてやみぬ。是れ聖教の世に行はれざるがなす處也。世向後大丈夫のつとめに志あらむ輩は此處を守りて子孫の教戒を怠る可からざる也。

師曰く。中庸に力行(ツトメ)と出せり。力(ツトムル)はちから也。事物の理を詳かに究めんことは力を出さざれば叶はざる可からざる也。故に力の字をつとめとよめり。今任を重くして道遠き間を能力を用ゐてつとめずしては全くなり難し、後漢王充が論衡曰人有知學則有力矣。文吏以理事爲力而儒生以學問爲力夫壯士力多者扛哲揭旗儒生が多者は博達疏通故傳達疏通儒生の力世擧重拔堅壯士の力世孔子は因の世多力の人也。作春秋删五經稔書徵文無所不定故夫墾草殖穀農夫之力也。勇猛攻戰士卒之力也。構架斲削工匠之力也。治書定薄佐史の之力也。論道議政賢儒之力也、人生莫不有力所以爲刀者或尊或昇孔子能擧北川之關不以力自章知夫筋骨之力不如仁義之力榮也としるせり。まことに力の出るところ大

ならずしては大丈夫の力なりがたかるべきなれば力を出さん事是れ士の力行也。

師曰く。つとめに其しるしを急く處あるときは早く怠ること定ることゝ也。つとめは一生の務也。是れつとめの相終ると云ふべき處なし。若し務めに限りあらんには其つとめ實理と云ふべからず。東漢の徐幹力中論に小人は朝爲而夕べに求其成。坐施而之望其反行一日の善而求終身之譽。譽不至則曰善無益矣。遂疑聖人之言背先天見敎存其舊術順其常好是以身辱名賤而不免爲人役と云へり。少しつとめて大なる益を求めては益あるべからず。すべてつとむる道は益を求め譽れを求むるの爲にいたす事是れ誠のつとめにあらず。つとめは人たるの道をつとむるのみ。つとめて益あり。譽あるは其幸也。益なく譽なきと云ふて更に求むべき處なし。天地生々無息なる是れ天地のつとめ也。天地何の求むる處あらむや。大丈夫唯道をつとむるのみ。外に求むる事あらざる也。益を求め譽を求めば必ず勤めて倦む所ありぬべし。尤も愼しむ可き也。

師曰く。三略上の初に夫主將之法務擥英雄之心と云ふ一句に務と云ふ字を入れたり。務めと云ふ處甚だ力あり。務めて致さずしては力のたらざる事勿論なりければ此篇の總括は務の一字にありぬべし。つとめと云ふ事、大丈夫之本とする處なること心付く可き也。

師曰く。楠正成云ふ。士は十七八才より二十七八才までは敵とだに見たらんには火の中水の底迄追ひ責めて對んと思ふ。人三十才になれば能圖に當る軍をするものぞ、十七八才より三十才の後にて見合せてなんと思ふ。將は三十才に余れば軍の圖をはづす物ぞ。又三十才の內にて粗忽の軍を仕らんと耳仕し人さへ、五十才にならんには遲れて圖をはづす事多からんと存ずと謂ひしとにや。年老いては氣が次第につかれ道とうへて諸事盛なる時の如くには務めにくきもの也。然れば若き時のつとめは甚だしきほどにありても後にはつとめ大方になるものと見へたり。戒む可き事也。

師曰く。楠曰く、士の自讃をなすに失多し。一には諸人に惡みんせらる。二には

無禮也。三には口論の端也。四には諸人耳を閉ぢ首をふる。五には耻に合ふ端也。六には之命の端也。七には諸人其言事を信せず。八には諸人參會を好ます、九には指頭(サシアタリ)の毀りをうく。十には自然に悪事生ずと也。今案ずるに人自讃の心ありては身を自慢して他を毀るの基なれば諸藝諸事ともにつとめ薄くして只自を是とす。こゝを以て考ふれば自讃はつとめを失ふの基是に過ぎず。古來是を戒しむる所以也。古の聖人自我道を以てたれりとせず。この故に學で不厭、敢て倦まざるの言あり。聖人こゝに足れりとせば何の故に學んで不厭のいゝありなん。況んや聖人已下の士自讃する事ありなんには、つとめ則ち愈々眞の大丈夫に至る可からざる也。

師曰く。北越淺倉宗滿が言に我と一世の間敦賀へ上下何時も一日がけに仕候。此例は我々彼郎あづかりの内自然の事有之はんとの用意までの勤にして、されば七十に余り候迄毎年川より北海筋可考の番號應野細く下向の事、是れ又非別例。彼國より一度亂入仕らずして叶ふべからずと存じ、其時の用意まで

にして總じて一度許度の事に逢ふて久しく此者を見ずして功者ぶり、仕者ども一段笑敷事にす。其故は小泉古四郎右衞門常々かたりけるは武者遠くなりては足輕に出たる時に矢風恐ろしく覺ゆるもの也。細く打出す敵にあへば少々の矢をはかりをとしなんと心つよく思ふもの也といへり。朝夕の心がけ不怠まとく可了簡といへり。まことに武士朝暮の心がけ手足の子より萬事に心得なくしては勤かくべき也。

師曰く。上杉定政が狀に曰く、有由斷に於いては少も叶ふ可からず。他國に打越し、抛身於溝壑可曝骸於路頭之事不可痛之片時亡一二ケ列無爲の刻成、安堵之思從隣國可被成懸對例之段末代之耻辱と可思。以他國山野爲住所甲冑爲枕一夜之陣にも自身結繩取鍬。夜中不唾眠終夜馬之背にて夜を明し、不晩甲冑如此朝良至子勤考何誤可有之乎云云戰國のつとめ此こそあるべきこと也。

師曰く。武田信玄の曰く、とりのこを十づゝ十は重ぬとも女に心許すべからずとあり。坂東八ケ國の將軍となり、既に士號を僣せる將門を俵藤太が奉討の

時、秀卿竊かに將門が內の女に心を合せ、是れを討ちたりと也。女は義理を辨へず。正道を知らずふかいなくかざる人間なれば武士道の上に僞ある輩は女侍なり。こゝを以て女に必ず心をゆるすべからずと云々。案ずるに、心をゆるすと云ふは怠りより出來る事なれは女にのみ心ゆるす許さずと說論有るべきに非ず。唯つとむる處をつとめば內に省みて疚かるべからず。內に省て不疚ときは心をゆるさゞるると云ふ事論ずるに足らざる也。大丈夫は晝夜力行し、死して而後にやむのみなるべし。

師曰く。長曾我部之親曰く、親經父打續きて武勇の沙汰ある子孫早く手に會ひたるをは武勇の家を相續すと云ひ沙汰する者也。總じて武勇二萬の者の子孫年若くて手柄と沙汰仕る程の働あるをば其は只時の仕合と究むべし。二度目に能事あらんには母方に似たりと云ひ、三度に及ぶ時は其身の譽と云べしと云々。案ずるに其身の名譽も父祖の行跡によつて善惡となることなれば我又子孫の爲には父祖也。聊か忽かせに仕る可からざる也。次に人の働き功名も

一度ありしことを以てこれを毀譽の究めと云ひ難き也。一度は時の仕合あるものなれば善惡共に必と定め難し。二度三度に及んではつとめて用ゐずしては難ある事なれば己を幸とは云べからず。されば何事もつとめて致さんには其至極初めてみへぬべし。つとむる處なくんばたとへいかばかりの大功をなせりとも唯時の仕合と云ふ可き也。

師曰く。士の力行する事に階級次第ありて小事小藝を一生の務めとして勞して益無き事甚だ多し。されば法を天下に立て、後世に傳へ、萬々世まで規範となれるが如きつとめあり。是れ周公且孔子の力行也。又百世の下其風を聞いて人の義心を與起せしむるの力行あり。伯夷柳下惠が類是也。道を守り義を貴んで一生を終るあり。一の廉直を必とし、一の忠孝を專として其余才物に及ばざるあり。是等の事は其身に於いての行跡也。これよりくだりては或は權謀術數一致一藝を翫んで是れを一生の力行として世を虛じくする事あるは尤も君子の所耻也。殊に又百世の下にして其風を聞いて人の心を與起せしむるに品

ありぬべし。伯夷柳下惠が風を聞いて人皆興起するは義のよる處也。後世信長秀吉の風を聞ては人皆名譽榮華を思ふの心を興起せしむ。然れば務めて行ふ處の品々に順て末々までそれに興起するの思ひ入れ甚だかへればば尤も其力行する所を愼む可き也。

師曰く。士の力行すべき所は主と心易き所至て小しき事を力盡して守るべき也。心易き所には怠りありて致す間敷事をも致し云ふ間敷事を言ふことなし。小事は苦しからずと存じて是れを默然して成す。皆是れ内の善惡の機、發動の處なれば此門を詳に究明いたして力行すべき也。大低人の前へ貴人高位の出合に無禮放埓の言行あるものは稀也。又究めて大節に及びては取り亂す事又稀也。至て凡下の者も罪極めて死に及べば不得已して死期をよくするに異ならざる也。管與門人書に曰く。人之言行必怠於閨門之内故志于道之士專愼勤閨門之内是愧屋漏之謂也。周濂溪曰く、家人之暌必起於婦人放暌次家人次二女同居面志不同行也――二女暌卦含下離上兌不離上兌少女也。――離中女也――堯

行以牧厘降二女于媯納舜可禪乎、吾茲試矣、是在愼閨門也。又千鍾の祿をよく辭すと雖も簞食豆美美の至てかろき事に於いて苟も非其人色あらはるゝと云へり。大祿大官を辭するは辭し、名による處の大和にかゆれば也。彼の至て小しきのことは人のさし云ふ處にあらざるを以て忽に內に動する處出來りぬべし。是にはつとめ難くして大節をば能く成す所以也。但し大節に於いても實に能くするには不有。名譽の大いに取付この事なれば名譽の大いなく、きれたらんものより見げ是又皆虛妄の說あるべし。故に曰く、人の是非は其忽にする所を考ふるにあり。忽にする處は閨門小輕の事なれば也。

師曰く。人皆四支の安逸を求めて唯當座のやすからん事を專とするに因て其務めに怠たり多し。なきとせらるものを見るに鳥獸魚虫のたぐひ、農工商各自務めて食を求め、人を養ふ。若し務め怠たるときは食每に不足を以て各暖而兒號寒年登而妻は啼飢頭童齒豁にして、竟死とも何の稈かあらんと云ふに異ならざるを以て、止むを得ずして茲に務む。士は君の祿を賣ること豊かなるを

以て自然に祿にあき食みち、自ら務めを蔑如するに至れり。此四支何ほとぞ。安逸ならしめてかくし置ても時至れば敗壞してやみぬ。且つ又身の養ひにも安逸は皆短命の基也。聊か身安からん事を求めては大丈夫の本意に有らざる也。故に朝より夕に至り、夜より曉に至るまで、耳目に鼻四支の運用、心意の思慮悉く天下國士の爲め多くして人民の爲め、まして我身を安んずるの思入れ更になし。是くの如き時は己れが身是れ天下の身にして、私する處あらざる也。天下の間の生物皆天下を利して士若しその務めに實なき時は天下の利たる處なし。心付くべき事也。

師嘗曰く。初めて主をつとむるには勤ることもなり。殊に身の言行に付てさゝわる處多くして此如にては務めらるまじきと思ふものなれども其志を卓爾として其關を透得るときは次第に勤めも成やすきもの也。關を透得ること度々にして後には務めも致しやすくして務むるとも不覺になるべし。山城のある山寺に長命と云へる藥のあるに、他國へ取て行くは不思效驗あり。其寺の

あたり。其里にては益なし。又湯の山の湯の他國のものには能くきゝめありてそのへんの者にはしるしなきと云へるためしもあり。事久しくなれば藥と云ふべき差別さへみへわからざるもの也。近比俗のもてはやすたわこと云へる物も辛く苦くいぶせくて、初めは能く吸習はでは叶はすべきが、後には辛きを面白し、苦しきに味あり。いぶせきに取所ありと云ひて暫も口を離さゝるが如くなれる皆つとめ〳〵て後にはやすらかなると見へたり是等は皆外のものさへ然り。況んや外より入るにあらず、内に心能くおぼゆべき士の道なればつとめ〳〵ては自然に内に涵養して說はしき所出來るべし。孔子の學而時習亦不說との玉ふ事こゝなるべし。嘗與人書に曰く、安行者自然底面不入力也。力行は恭守而不失也。然して安と與力到成其效則一也。明道曰く、禮は非體之禮是自然底道理也。只恭而不爲自然底の道理故不自在順是恭而安是禮と與恭安と與力之謂也。尤も可味也。

師嘗種樹顧示曰く。凡物の地に生する我と生々する物は其根ざす處、甚だ深

し。又地心宜にや、風雨に會いても損はず。たとひ損じて危くとも枯るゝこと稀にして付くことやすし。外の樹木草花をうゆれば其根深く入り。深くして能つくまでは或は土かい或はそへ木を致して常にその園に念を入れ、風雨寒暑のかへりにして詳かに致さずば枯るゝに易くして付くに難し。是れ自ら其地に生せずして他所より入り來れば也。學問の道其務むる處亦此の如し。唯今まで其志あらざりしを俄に志の出來てければ今日の勤るむ處甚だ難し。能く其手入れを致し、省を不解しては必す其志うせぬべし。學者の進む處は此力行の功なると不功とにありぬべし。今於種樹亦然り。又曰く、町人百姓の我とはたらきてあつむる金はうせず。子孫の居ながら得たる財寶は必ず失やすし是れ務むる務めざるの兩般に出づれば也。力行の事忽にすべからざる也。

師曰く。惣じての樹木を見るにわか木の間には年々の盛長すること人の目に見えて大也。既に年久しく經て其圍み大なるに至ては五年十年を經ても何方のかわれると見へつべき所なし。而して老木になりて後は木づき枝なり、花

の咲きやう葉の出で樣皆わかきと別也。士の所勤學示如此務め行ふ時の最初には各別進みゆくと見ゆれども暫くあつて後には心變りて進むと覺ゆべき所あらず。こゝに於て學者必ず怠慢して自然あとへかへることありぬべし。つとめの要と爲す可き所は此間也。されば樹木を以て云ふは旣にはえ出て何年までは木の體いまだ全からず、幾年も經て初めて本の體全となりて然る後には年々の盛長惣體へわたりて木の圍み、木のたけ内の木目。膚間皮の樣に枝葉の出やう花のさきやうまでに悉く其成長のわけあいぬべし。その上大木の枝葉惣體にかけては一年に一分のそだつ處ありても若木の二尺三尺そだつに扱ひ同じかるべし。然れば士の務むる處も人倫交接の間修身接物の用一日無量の事物に渉りて走ると定め云ふべき所はあらざれども内の務め年々に熟すれば必ず棟梁の器となりて咲く花は諸木にすぐれて見事に枝葉は柱となり、薪となり板にいとなめば木目見事に、柱にいとなめは大厦のかまへともなる。是れ年々のとむる處より應じて節に不中と云ふなき所以也。必ず速になり。

なんことを思ふべからざる也。

師曰く。一度に其事を成さんと云ふは皆務めざる者の云ふ事也。天下の間の事物聊かの小事小物にても務めずして一時になれる物ありや。以て考へつべし。たとへ當座の間を合せんことを思ふて一時に成得ることありともついの用に立つ可からず。壁は壁をぬらんには先下ヌリと云へることを致して土をあらくし、既に藁を大にして此を塗りて其下地をろくにいたし其土を能くかわかしめ、能く土のわれ殼落ちる位を計り、而して後に中塗の土を細やかに致し、細かなる既に藁を入て是れを塗る。こゝに於て壁の破れたる處なく土の付く處能く平か也。而又上塗の事有事切繩磋礳磨の所以に非ずや。是を務めと云ふべし。此務めをむづかしと云ふて初めより上塗り中塗を致しても又下壁計に於いても壁の成就とは云ふべからず。次第を追ふて其位を考へ段々仕立て而後其事たりぬべし。下地の務めを能く致して後には上への仕立に手間不入ものゝ地下地に務めうすければ上への仕立なをさるものなりと古人もいへり。

師嘗調合鐵砲藥、其日門人等相會す。示諭に云く、世人皆其事のなれば後を見て、は別條なし。手間も入らずしてなれる如くに思ふもの也。自ら手あたりて米一粒となれりと古人も是を云へり。上手名人達人の致す事を見ては造作もなきが如くなれども百錬千錬の内より出て一の形となし。一の刀は百鍛の鐵より出て、一の形なく、一の刀は百鍛の鐵より出づ。一りんの花は三百六十五日の養ひより出づ。前方の務振不足して其一りんの花を見る事に致さんと云ふ事は天地の間に有らざる事也。此藥の調合に理を詳にするは藥の務め也。故によく務めたらん藥は用ゐて其業宜しく、務め少き藥は用て其わざ不正、是其事ありと云へども務めずしては其用たらざるの所以也。

師曰く。品の替り事の別なることは進んで致しよきもの也。同じ事計ひ務むることは怠慢して務め難きもの也。同じ事にても心を盡して務めして味わかれは初めて其事物の至極に至るものなれば必ず怠慢仕可からざる也。務と云ふは同じ事を務むるの謂ひ也。珍敷いさましき事は好んで仕る事なれば務め

とは言ふべからざる也。或る人言く。朝夕に見ればこそあれ住吉の岸の向の淡路島山と、云ふ歌のありと也。此心は朝夕不斷、淡路島山をみるが故に其景氣の妙なる處を能く心得見出して感與せる也。遠近の旅人是なん淡路島なりときゝては見て通りなんには見所もあるべからざるとの心にや。學者の務め亦此の如し。朝夕務め學んで同じ事を涵養しなんには遂には其本意を可知也。と云ひて怠慢せんことかへすゞ〵大丈夫の心にあらざる也。

師曰く。馬を乘る者と云ふは馬の曲をのり、直すにのり、直しても心入れを惡しくいたしてのり、直したる程にと計存じ口を取る食人に馴れるに任せて引入れさすれば、或は馬の口に當り、或は厩へ入れ様にあしとあたりて一日精を出して乘直したり、口食曲本の如くもどる事ありと云へり。人の勤も此の如くなるべし。未だ勤め行ふことの切なる間に應接交際の事にも愼しみ守るべき事あるべし。志のもどりて前にかへらん事を可思師を尋ね、道を問ふても我交の行ふ處に務めあらざれば、必ず前へもどるもの也。孟子の一日これをあたゝ

めて十日是をひやすといへる比愈尤も味あり。

師曰く。好田兼好法師が言にあまれとは、他の事にあらす。速にすべき事をゆるくし、ゆるくすべき事を急ぎて過ぎにし事のくやしき也、と云へり。寔に大丈夫士の道に志しあらんには速に事をさし置き、自の職分を專らとして其務めに誠を盡すべき也。速に勤め盡すべき事を怠りて、入らざる事に月日を送り、後には罪を年におほするに及ぶ事世のつたなき者の仕業也。人皆何事にようず致さゞるものもなく爲さゞるわざもあらねども前後厚薄の辨へ無之きを以つて、入らざる事を先にし、厚くして是に我が精悃を盡すを以て誠の時、自棄して竟に止むに至れるもの、凡俗皆然り。唯志を立て、先後厚薄を辨ずべき事也。

師曰く。人の年齡の程に依つて先んじ。務むべき事多し。古來聖人の定め置く小學大學のためしも、此心なるべし。孔子曰く。君子に三戒有り。少の時は血氣未だ定まらず。之を戒むるは色に在り。其莊に及ぶや、血氣方に剛にして、之を戒しむるは鬪に在り。其老に及ぶや血氣既に衰へて之を戒しむるは得に在り、とは

年齢に順て戒しめ守るべきの務め。世人の一代に幼弱壯老衰の變あつて、其血氣につれて其志氣はるかにへだち、以前に見る事、皆相違するもの也。年幼弱にしては血氣のまゝに事をいたし。名利財寶の求めなきが故に、唯血氣のまゝの振舞多く、或は屋根に上りて鳥の巣を下し。或は水に潜りて魚の穴を探ぐるが如し。既に壯年になりては名と利とを欲する事甚だしく、血氣暫く安し。故に身を務め事物を靜かにして、已前の作法を誤まりと思ひ、幼弱の時の血氣をくやむ心に老衰して望みもなく、人の交り疎く、身入官途も此上に至るべき事もなくなりては、初め務めし、名利の務め、皆去つて初めて本意顯はる。されば年老ひ血氣衰へて、必ず務め已前に違ひ、萬事取り亂し、好色利欲を專として毎日遊興を事とし、人品沙汰の限りになれるためし、世以て多し。是れ前方の務め悉く根ざす處ありての事にて、今其病根出見する事最も淺ましき次第也。古より終を克くする事難しとせり。人間一生の覺悟所は老衰死期に於いてあらはれて、前方數十年の事虛となり、實となる也、戒しめずんばあるべからず。

師曰く。同じ樹木草竹の類。五穀も土の性に隨つて其骨法、其味も皆變るもの也。眞土堅地の草木は生ずる處に手間入りて、其務め強き故に、木も堅く、草藁も強く、實も味宜し。野土のやはらかなるに、生ずる草木は育つ事育ち易くして、土柔にして性弱し。故に其體柔かに味ひも、又惡しく、是唯非慘の草木と云へども務むると勤めざるとに因て、其内に違ふ處如此き也。たとへば麻からほどよ強きもの燒きやうに依つては炭となりて用を足す。すべて諸の事務めて是を詳にする時は、氣質をも變ずる事草木猶ほ然り。況んや三才の其一にあたれるは人倫其務むる所を究理しなんには、大方の事にあらず。眞の太丈夫に至るべき也。師曰く。内に勤め守る處あらざれば常に放心して惘然となる事多し。平生の事に何心なきにも、人に問はれ云ふて見よ、成て見よと云はるれば、早く其所にふし出來て、直ほならぬもの也。是れ内の勤め足らざれば也。古き人の云へるは何心なく出でたる場所にてそこは矢の多く來る鐵炮の強く來る所ぞと云はるれば則ち出にくゝなるもの也。何ほどかふいたる振の者も、目の前に打死多

ければ其所へは出にくき事なりとかたれり。是れ皆勤め守る處を戒敎の心得る也。師曰く。練り勤め宜しき時は小藝にても、大理に通ずるもの也、馬藝劒術等の小藝は僅かの事なれども、勤め得て練り深き者は是を以て大理へも移す可し。賣る米を久しくねれば餅になりぬると云ふ同じき事也。されば小事に妙を得て不思議事を云ふなる輩あり。是も其事の勤め詳盡よるべし。

師曰く。何事も古に替り、果て古人の人品に及ばざるが如きと云ふ中にも、武士の有樣は一入衰へて作法も失せぬ。是れ其故何事にやと尋ぬれば君恩に浴する事深く、衣食住心に叶ひて勤めず、行はずと雖も、身の榮耀心に任かせ行く也。凡て武士の道は其根ざし深きを以てあらはるゝ形、大方にて見え惡し。偶々暫く勤行の輩ありと雖も皆利を當てゝ致すが故に利なくして譽を得ざれば或は年を經て止み、或は月を越えて止む。外の技藝術數は各その勤めにて利を得、益を得るが故に其勤め甚だ力を出す。中にも武士奢りの上に翫ぶ處の繪細工茶器衣服工商のきら〳〵しき物は古に衰らず。優りもしつべきまでに成り

行くは人のもてはやせば也。持てはやして取り扱ふ物は必ず類を越えて好き物も出來るもの也。古來武將の下の武士ともの風俗今以て考へつべし。草木鳥獸の至ておろかなるとも時に好むものには品替りぬる物出來るためし、まのあたり多し。殊に人は萬物の靈にして、知識の深き事諸物に優れたれば、勤めて至らずと云ふ事有るべからざるなれば、聖人君子にも學は至りつべき也。唯勤むる處、實寡なき故に上下ともに古の人品に至らざるかと覺ゆる也。

師曰く。昔衞の靈公夫人と夜坐して、車の聲の轔々たる鈴の音致せるが、君門に至ては止み、君門を過ぎては又聲の致すありければ誰人の往來のあるにやと尋ねければ夫人の云はく。此遽伯玉にて侍りぬ可し。忠臣と孝子とは人の見るが故に禮を述ぶると云ふ事なし。人の見ざるが故にすべき禮を略する事なし。遽伯玉は衞の賢人なれば夜暗しと雖も君門を出入するに必ず禮あるべし。茲を以て伯玉なるべしと申し侍ると答へぬ。人を出して問はしければ果して伯玉なりしと也。伯玉が勤むる處は明暗に因て變ずる事あらず。若し明暗に付

いて變せば是の外を勤めて內を省せざる也。豈君子の勤めならんや。物の變は時を定めずして有る者也。勤むべきことはりを知りて勤めば、明暗の別ち更になし。故に變に處して常に明か也。

師曰く。蜀の將軍諸葛孔明列脩の爲に用ひられて、將相の任を兼ねけるに、士卒を撫で、禮讓を厚くし、一豆の食を得ても衆と共に分ちて食し、一樽の酒を得ても流るに注いで士と均しく飮す。士卒未炊は大將食せず。官軍雨露に濡るゝと云へば、大將油幕を張らず。樂は諸侯の後に樂しみ、愁は萬人の先に愁ふ。加之夜はよもすがら睡を忘れて自ら軍營を廻て懈を戒しめ、晝は終日面をやわらげ、睨しく交りを爲し、未だ須臾の間も心を恣にし、身を安んずる事を見ず。依つて相隨ふ所の兵士更に怠らずして、死を一に究めぬと云へり。孔明亦人也。唯勤むると勤めざるの間にあり。孔明職分を知ると云ふべき也。

師曰く。平の維茂と云ひしは武藏權守重成が子、上總介兼忠が太郞也。その曾祖伯父貞盛が甥が子どもなどを取り集めて養子にしけるに、此維茂は甥にて

亦中にも年の若くて十五郎にあたりて養子に致しければ、字を余五君と云ひける。その比田原藤太秀卿が孫に藤原諸任と云へるものあり。其字をば澤胯(マタ)の四郎と云ふ。此ものと田畠を爭ふの事ありて、竟に鬪爭に及びぬ。茲に諸任竊かに常陸に至りて、維茂をおそわんとす。十月朔日の比。丑の時計に水鳥俄に立つ。金五驚いて鳥の痛く騒ぐは敵の來るなり、とて用意す。俄かの事なれば、先づ兒左衛門大夫滋定が幼なりしを山に隱しなどしつらふ人は少し。遂に戰ふ能はずして家に火をかけて燒き拂はれぬ。八十餘人燒死にたり。澤胯大に喜び、年來の本望こゝに達しぬとて能登守性通が子の大君(澤胯嫁其妹)が所に立ちよれり大君云ふ、金五はうたれつや。澤胯云ふ。燒け死にたり。大君云ふ。金五は恐ろしきもの也。慥に其首鞍の取付にゆい付つやと云ひて早く用意したゝめさして歸へしぬ。金五殘兵を借り聚めて澤胯を追ふ。澤胯是を知らず。金五こゝに勝ちぬとて大に喜び。酒に醉ひ過ぎて前後を知らず。金五は逸物葦毛馬に乘り紺襖に欵冬の衣を着け、綾藺(アヤイ)笠を着け、征矢卅計上雁胯二並指たる胡籙を負い、夏毛の行

騰して追ひ馳け、事故なく澤胯を打ち取りけりと也。維茂は名を東八州にあげて金五將軍と號せる計の人なりとぞ。澤胯が打死は油斷に依れり。是れ勤めずして大功皆後に復へり。其身さへ伐たれける事尤も戒しむべき也。

師曰く。源賴信朝臣は多々滿中の三郎子也。賴信東によき馬持ちたる者ありと聞きて氣に遣はす。馬主拒み難くて、此馬を上せぬ。盜人之を盜まんと東より付いて上りぬ。馬上り付て賴信厩に立ちたり。子息の賴義之を聞きて我之を乞はんと思ふて行く。雨極して際れども馬の戀しければ行く。賴信と馬の事云ひてとのゐながら臥す。夜半に盜人馬を取りて引出す。厩の方に人音あれば、賴信之を聞くと賴義へも告げず、夜をつほり胡籙を負ひて馬に乘り東より着いたる盜人ならんと思ひ、關の山に追ひ行く。賴義も丸寐にてあらざりければ、その儘馬に乘り追ひ行く。先にてそふ〳〵と云ふを聞きて、賴信射よかしやと云ひけるに言も未だ畢らざるに弓音す。尻答へぬと聞くに合て騎りて行く、鐙の人も乘らざる音にてから〳〵と聞ゆれば、賴信云ふ。盜人は已に射落されぬ、馬取

りて來れとて待たずして歸へりけると也。賴信賴義は本朝の武將なれば云ふにや及ぶべきなれども、如此不意の勤めを以て日比の思入れの知られぬ。

師曰く。宇治殿にて三井寺の明導僧正御祈りして夜居に候れるか。此僧正夜中に三井寺へ歸りてその儘立ち還る事のあるに。誰かある、送るべきよしありければ、致經が候ひける。常にとの井所に弓胡籙を置きければ、盡く供奉す。道々にて人多くなりて三井寺まで送り歸り玉ふには又道々にて人一人二人づゝ退いて元の下衆一人にて歸へりけると也。此致經は平致賴が子也。殊に大なる矢を好む故に、大箭の左衛門尉と呼ばれけると也。泰平の勤め他に異なるに非ずしては如此不意の出立理に當る如くにはあるまじき也。

師曰く。文治元年十月廿四日源賴朝勝長壽院の供養を遂げられ、歸宅の後に義盛景時を召して、明日上洛すべき事あり。軍士を集め著到せしむべき也。其內明曉速かに進發すべきものありや。別に其交名を記し進ずべしとありけるに半更に及んで各申して云く。群參の御家人、常瀧己下宗者たる二千九十六人。其

内中則上洛すべき由の者、朝政朝光已下五十八人ありけると也。廿九日義經行家等の叛逆を征せんが爲め、頼朝上洛す。既に駿州黃瀨川の邊まで至るの處に義經行家西國に落退の由、其告げありければ霜月一日より八日まで茲に滯留して、八日に鎌倉に歸らしめ玉へりと也。勇士は家を思はざるを以一本意とす。如此急事ある時分速に君命を奉じて家を忘れん事は日比の勤め篤くしては叶ふべからざる也。勿論氣早なる勇士は何にかまわず則ち打ち立ち、是のみを心がけとも思はんずれども其身の用意、人馬の支度心に叶はざれば、速にして先につかゆべきなれば遲に異ならず。大丈夫平生身を勤め家をしたゝめて則ち千里の馬に鞭うつの心得なくんば有るべからざる事也。頼朝の時天下未だ靜謐に屬せざれども明朝打ち立つ可きものは百人に滿たず。誠に心得あるべき事也。

師曰く、鎌倉の右大將頼朝の行跡を云はゞ寐所には諸國の御家人の名字を書付け張りつけにせさせて每朝一覽し、會所には鎌倉中に在る諸大名の名字

を書きて是を押付け、毎日是を一覽し、十日見ざるをば、是を尋ねまし〳〵或は便を遣し、又は其親しき者坐中にあるに問ひ給ひし故に、諸侍毎日出仕門前に市をなせり。而して彼等に睦親士厚くして、或時は酒宴、或時は歌の會、又弓馬犬追物かさかけ其外數箇度の狩、すべて其身の樂とせず、天下の侍に親しまんが爲也。此故にや、諸國の侍等皆親しくして忠を致さん事を思ひしと也。是れ賴朝の草葉の主として、功を立てし所也。又平泰時より己來執權の門に大なる鐘を釣りて、訴訟人につかしむ。又相州上の十五日には卯の刻より記錄所に出て、午の刻に及ぶ。下十五日には午の刻より出て甲の下刻に及ぶ。而して鐘の聲あれば人を出して訴人を記錄所へ召して、直に是を聞き、其上にて訴る意を一卷の書に顯はして、毎月十日廿日晦日を決斷の日に定めて預人評定衆を集めて理非を決す。法は貞永式目の如し。泰時の勤め如此きを以て鎌倉の政道中興して、つゞいて時賴、貞時の比まで萬事の勤め怠らずありしと也。

師曰く。九郎義經曰く、郎從の勇を撰ばんと思はゞ先づ己れが將の勤めあら

ん事を嗜み、己勇にして將將たる器に叶ひ、而して後に人を撰び用ゆべき也。己れが勤めをば指し置いて人の勤めを頼るには叶はざる事なりと云へりと也。されば古の良將たれか自ら勤めざるや。楠正成が、中興の武將と云はれぬる事も其身の勤め、聊か弛む事あらざれば也。正成の赤坂の城に有りし時、毎夜城の四方を廻り五町四方を走らしめて、辻々に番を置きて、息も斷たず十廻或は十五廻り、廿廻りなんど兵の分々に從て走らしむ。是を勝負にかけ亦十廻左右へ分けて走らしめ何間何尺の遲束を爭はしむ。下十一二歲より老ひたる。若きも皆此くの如し。正成も時に走りなんどしけり。冬の寒きには夜に入れば猶ほ正成出にけり。夏の夜は申すに及ばず。而して人に優れて早く走るか、又は度も重なれば似合、布引、出物なんどしてけり。將如此が故に下々皆以て勤めきと云へり。古の人の勤め以て見る可し。

師曰く。近衞院御宇五條國經八幡行幸の時、殿下の供仕て參ゐられけるが人長の某院河に落ち入りて濡れ鼠の如くにして、片方に隱れ居て御神樂に參ゐ

らす理也。只一具持ちたりつる裝束は水に落し濡らしぬ。取り替ゆべき具足はなし。既に神事の違亂に及びけり。此邦綱人長の裝束を取り出して進せり。人長是を著て被行にけり。時に取てゆゝしき高名也。心賢こく、勤めたる人にて、如何なる事もあらん時にはとて、御神事の具足を悉く調へて隨身ありけりとぞ。後にはきこえし。さればこそ彼の人長が裝束をも被取出けん。國綱身をつとめて奉公に忠を盡し、民を撫憐深かりければ、殿下も私に召し遣しては位を盜む咎ありとて、後白川院に申し擧げられて中宮亮まで任じ、後には正二位の大納言に至れりと也。國綱の人長の裝束の事兼ねて其勤めなくしては、急用にあいがたき事なれば最も殊勝の事也。

師曰く、事變の急ならん時に當て初めて年來の勤めあらはるゝもの也。源の實朝建保七年正月鶴岡八幡宮に拜賀の時、公曉石階之際に窺ふて取劍奉侵實朝の時さしも歷々の隨兵多かりけれどもいかゞしたりけん。公曉を遁れしめて、無所覽讐敵と云へり。源義教は赤松滿祐が爲に弑せられて、滿祐又遁るゝ事

を得たり。源義輝は三好が爲に害せられ、平信長惟任が爲に弑せらる。各急事に倚つて、さしも恩顧の近臣皆其難にまぬかれたるあり。會津蘆名盛隆大庭三左衞門と云ふ取立の小姓に鷹をすえて居ながら害せられぬ。人の臣として、君邊に伺候仕らん輩聊かも怠りありなんには、變に逢ふて一生の勤めを無に致す事有るべし。

師曰く。越前朝倉義景滅亡の後、富田彥右衞門、府中に在城しけるが、龍門寺と云へるもの、密かに隱くれ居たるを使者を以て招き、信長へ申し上げ、本領安堵の事を才覺を申す可しと云へり。龍門寺斜めならず喜びて府に越えて富田を賴む、富田は龍門寺を打ちて信長へ忠に可仕との思ひ入れなりければ、富田宗八と云ふ小姓を呼びて、之を打手に定む。而して龍門寺を種々欵待なし、富田申しけるは朝倉代々秘藏の中村大刀と云ふを大野郡より求めしが、茶すきてみ玉へと云ふ。龍門寺急ぎて拜見申し度しとの事にて則ち取出す。龍門寺受取り、ぬいて見、泪をながす。既に鞘に收めんとせし時、宗八罷出一世の思出に拜見と

願ふ。富田聞きて、汝若輩の身として謂はれざることぞ、と留む。龍門寺若き人の最もなりとて、その刀を其儘渡されたれば、宗八之を受け取り見る體にて龍門寺を打ちてけり。龍門寺欲心深く、義を忘れて且つ、油斷なりければ如此きの難に逢ひぬ。世以て戒めとすべき事也。

師曰く。天正十八年小田原陣の時、若田修理大夫康國上州に左陣して氣違者に逢ふて思ひがけもなく害せられて失せぬ。此康國は蘆田常陸介信蕃が子にて、勇猛の士也。源君御字并に松平氏を賜りけりと也。關原の時、三州池鯉鮒に於いて水野宗兵衞加々井かためにに害せられぬ。又是れ等皆事楚忽に怠りて、さしもの勇士匹夫の爲に死を遂ぐ、尤も愼しむ可き事也。

師曰く。羽柴秀吉既に武威を振ひ、天正十二年國を分ちて諸將に賜はりける時、勢州南方松島をば蒲生氏鄉に賜へり。松ケ島は元信雄の居城にてけり。天正八年に信雄城郭を飯高郡細頸に構へて、五重の天守をあげて松島城と改名せし地也。同南木造分小倭分をば織田上野介に與へらる。玆に木造家の者ども木

の城に籠りて領分を渡さず。小倭七郷のものども籠城す。之に依つて織田上野介并に氏郷はその比は未だ忠三郎なりけるが、木造を退治の爲に付城を構へて之を攻む。氏郷領には曾原城主坂左文須賀の城に坂源左衞門尉、畑城に生駒五左衞門尉、小河城に谷崎忠右衞門殿これあり。信兼の付城には小森上野城に分部左京牛田、神戸城に中尾內藏允、淨土寺の城に守國金介、八林の城に子息織田三十郎、後に任民部少輔。如此く取かこみて木造左衞門を相攻む。具康は武勇の達人にして速に攻め陷されず。木造具康は北畠大納言顯能の次男正三位顯俊の一世の孫也。木造切々働き出て、苅田の事などありければ、氏郷軍兵を諸々に設けて、之を防ぎ、若し木造出るに於いては相圖の鐵炮を以て通ずべしと示し合す。こゝに九月十五日夜、木造家の侍田中左衞門尉、畑作兵衞尉、金子十介、中川庄藏、天花寺勘太郎、畑千次郎、以下濟々相催し、小川表に於いて苅田仕るの處、相圖の鐵炮の音しければ、氏郷聞きもあへず、馳け出んとす。其比氏郷に、いなづま小雲雀と號せる二疋の名馬ありけるが、小雲雀は篠田勘介、之を預かりて

ありけるが、則皆具して引き立てたり。氏郷鐙取て打ちかけ、則ち緣のはなより乘出す。いなづまは如何と問ひ、乘て打て出でぬ。相供なふものには小性手廻り僅に七八人に過ぎず。かゝる處に外池孫左衞門はせ來り、敵はすでに菅瀨へ兵を引き入れぬ、と申しけれども事ともせず、馳せ出で、岩田市右衞門舍弟平藏は松島より一里わきに西の庄と云ふ所ありけり。傍輩に菅沼介右衞門小橋六左衞門、今村孫五兵衞、野田龜之進など云ふ者同所にあり。其夜市左衞門宿所に寄り合はせて物語仕りけるが、折しも市右衞門は奥の間に假寐ね致してあり。口の座布には相殘る者共有之、平藏尺八を鳴らし、各朗詠などしてありけるが、鐵炮二つなるを市右衞門聞き付け、只今のは鐵炮の音にやと云ひながら早や具足を著け殘る者共は聞き付けざる故に今一度聞き屆け玉へかしと云ふ。市左衞門半途まで行き聞くべし、とて馬に鞍をかせ、その儘乘り出す。殘れる者は追々に出づ。市左衞門遙かに先立ちて松が島へは行かず、直に鐵炮の鳴る方へ出で行き平生鷹を使ひ、往來して所の案内は心置きつ。まづ先に行きけるに松島

より出たるものもあとより來るに會ふ。扨ては我より先はなしと思ひて漸々進みければ、先はすみて人も無し。茲に月影にみれば鯰尾の冑ひらめきたり。氏郷早や先に出で玉ふと、驚いて自ら名のり。先だつて馬より下りしを氏郷八幡我もをるゝ也。と云ひて則ち降りしかんとし玉ふを、岩田切りに留めて下馬し玉はず。木造が勢大將ありと見て聲々に名乘りて手痛く相戰ふ。鯰尾の冑玉の當る事三つ。鎧に鎗疵、數ヶ所、中川庄藏この時氏郷と太刀打して疵を蒙り、此比十八歲也。かゝりける內に氏郷の胴勢次第に集り、旗差等まで來りぬ。木造衆は叶はずと思ひて二道になりて引取り氏郷付いて伐つべしとあり。岩田安田(安田作兵衛也)外池等之に同じ、つゝみの下の道末にて一手にならざる內に伐ち取るべしとあつて、追ひしく、木造衆悉く敗軍して追ひ打ちにうたれ、畑作兵衛尉、天花寺勘太郎已下侍分三十餘人雜兵百計打たれぬ。兵郷猶ほしたいぬべしとありしを木造すきまなき勇將也。只輕く引取玉はんに如かず、と諫めて竟に松島へ入りにける。その如く木造大勢を引いて松島の町口までかけ出にけり

と。也、岩田安田外池孫左衞門、同甚五左衞門、何れも比類なき働あり。甚五左衞門がいける矢敵の鞍の前輪をいぬきぬるとて、其矢を木造が方より遲れりと也今夜の働きは各殘る所なし。尙ほも岩田、安田稱美ありて腰刀を賜ふてけりと也。氏鄕士卒に進みてつとめし故に、士卒亦如此人の勤め、聊かたゆむべからざる也。此時若し氏鄕稻妻にのりなば、必ず打死ありぬべしと、時の者共云へりとぞ。勇將の勤め、其いさぎよき事校べ比すべからざる也。

師曰く。右と同時。氏鄕木造が苅田の者を度々押散し直先かけらるゝを、木造方考へて小河内と云ふ所に伏兵を設けて待ちけるに小河内の谷を夜中に氏鄕通るられ、一番に川瀨與五兵衞、次に赤佐隼人、後蒲生四郎兵衞と云へり。次は關小番、後に蒲生源左衞門と是を云へり。其次は横山喜內、次は氏鄕、次は蒲生主計など云ふ勇士、さしつゞいて馬を打つ處に先伏に近付ければ、鐵砲を打ちかけらるに、何れも覺えず、馬を引近へす。こゝに氏鄕一騎敵の眞中に驅け入りて散々に戰ふに例の鯰尾の冑敵の中にひらめくを見て、つゞく勢とも。我も〱

と返し合はせ、敵を打ちて首十八、打取りてかちどきを擧げて、松ヶ島へ歸へられぬと也。氏鄕さしもの勤めなくんば、如此き急所、畏意の時、各覺えず馬を引返へしたるに唯一騎乘り出す事を得べきものにや。

師曰く。堀左衞門の督秀政は幼の名は久太郎と云へり。三十八歲にして小田原の役に、陣中にて卒せり。此秀政未だ四十に滿たずして名人左衞門督と世俗に之を稱美す。其初め平信長に仕へ奉りて、奉公の忠を勤め、後に豐臣秀吉に屬して、領越前加賀天正十五年に九州退治の時、豐臣に奉從して西海に趣くの時、陣中に於て秀政近習の者山下甚五兵衞、氣違ふてうしろより、秀政を切りけるに、家老の堀監物山下があとに止みけるが、是を見て速かに後より山下を切る。秀政又振り返へりて拂ひ切りに初られけるに監物が刀と一同に打付けて先は我也、と言をかけにけりと也。如此く急事に則ち取結んでける志、日比の勤めゆゝしからずして叶ふべからざる事也。秀政が勤め此一事を以て察す可き也。

師曰く。天正十一年、越前北庄城責の時三好秀次、中村孫平次は南の方の寄口

也。堀秀政は東方を取りつむる。何れも一時替へに番を勤む。こゝに秀次の母衣のものに白井備後其比は權太夫と云へりけるが、敵は出ましきとて母衣を下人にもたせ、番を勤む。秀政の陣場に於いて馬を取り離し、番人の下々くづれける時、白井が母衣金のくりつきの出の指物なりけるが、是を持ちながら遙に敗軍す。中村孫平次、是を見てくりつきの母衣、迯げたる由を云ふに付き、白井甚だ迷惑して、其身は迯げ申さず、指物を持たせたる小者の迯げ候由、色に申し分けたれども同心無之後に、中村評しけるは勿論指物持ちたる者迯げたれども、僅かの內に白井が指物を下人に持たせたるは大なる越度なりと云へりと也。白井さしもの勇士にて數度の功をあらはせりと雖も彼の戰ひ勝つことはやすく。守り勝つ事は難しと云へる心を行ひ力めざる也。大丈夫少しの勤めを以て一生の功を棄つると云ふ、如此きの心得也。

師曰く。水野下野守平信長に事あつて三州苅屋を下城し、大樹寺に至て蟄居す。信長より竊かに源君へ水野生害の事相通ぜられければ久松佐渡守を使に

して水野を招き請せらる。水野何心のなく、殊に久松が來りければ是を伴ひ、岡崎に至りけるを平岩七之助に命せられて水野を害せしめ玉へり。此時久松如此事とは知らざりければ日比の勤め薄くば、必ず取り亂すべかりけれども、少しも動轉せず。ゆゝしく見えにけりと也。然れども久松を質につかわされ、殊に一言の仰きけらるゝ事のなかりければ、若其時取り亂さば一生の遲れたるべきをと腹心に遺恨に奉存遂に御前へ出仕せず、身まかるまず行かず、況して安居の領分に引込りありけりと也。

師曰く。關白秀次、武具の物すべきを好みて、柴田が金の御幣は名高きまといなりけれども、見て見事なれば、是をまといに定む可しとあつて、まといを御幣に究めける。冑はさま〳〵あれども、日根銀が唐冠の形程、見事なるはあるまじければとて、是を所以も致さる。日根野いやみ難ければ則ち是を擧りける時に家の秘藏に仕り、貴所の冑なりと申せども、貴命重ければ、獻上他る也。但し此冑は遂に推付をみせたる事無之、冑のほどに此意を忘れず思召す樣にと申し遂

りけり。其後木村常陸介が烏毛の羽織を所望あつて、是を陣羽織に極め、指物は金の棒をさゝしめ玉ふ。こゝに天正十二年四月尾州長久手の合戰に一方の大將を承り、例のまとい總印陣羽織にて三州岡崎の方に働き出づる處、源君の御先手に追ひ立てられ、立つ足もなく、敗軍し、金剛太夫一人供仕り唐冠の冑烏毛の羽織を著しながら見苦しかりし有様也。是より秀次甚だ恥ぢて已前の勤めざるを悔ゐ。專ら剛强を事とし、放鷹狩獵は云ふに及ばず、詩歌の會、酒宴、遊山にも必ず具足櫃をもたせ、常に是に居かゝりて、初りに暴虎馮河の思をなせり。故なくして民を殺し、孕める女の腹を裂き、座頭盲目を生害ありければ、時の人之を殺生關白と號せりと也。されば物の變は無常にして、唯不意に起るべし。晝夜朝夕の勤めは此變を顧みるの謂ひ也。變去り、之をわりては勤むる事皆あとになりて關白秀次の勤めに同じかるべし。而して勤むる事各其位あるべし。最も心付くべき事也。

師曰く。山口軍兵衛と云へる匹夫の勇士あり。結城黄門秀康に仕へて、越前に

ありける强弓の精兵にて大刀を好み、三人に餘れる腰刀を帶せり。伏見にて黃門の長屋に居けるが、此長屋二階づくりにて三間梁に致し、出格子の窓四寸計をきいて小柱の立ちける、其格子を通じて六十間先に的を立て、射れば必ず中る計りの手達也。人々より集り、山口が刀の餘りに長く、尺に餘れると云へば軍兵衞答へけるは、某は此刀を各の尺短かなる刀。同意に存する故に、常に用ひ候いて仕りて見せ侍らん。其後こそ何れもの御自由を見す可しと云ひて、大刀を拔いて三ツ相にツカの末を取つて何程も振り出すに、其刀の太刀風をとのある計りなりしと也。是に因て初め云ひし、輩も閉口して退去る計なりしと云へり。山口匹夫の勇士と云へども、其勤め尤も心ありと云ふ可き也。

師曰く。龜田權兵衞と云へるは、龜田大隅が子にて、淺野の家に在りける大阪御陣に、敵の出づべき道筋に淺野の家のれき〳〵の者の子ども行きて至りと聞きてよき心がけなりとて、龜田權兵衞など其外つれ立ちて、六七人、彼所に至りて、待伏せ仕る間、久しかりければ、著たる羽織を敷いて下に居て、敵の出づる

を待つ所に思ひの外なる方より、敵出でたるに驚いて、敷きたる羽織を棄て、引退きたり。年若なる衆なれば苦しからざる事とは云ふべけれども、志の勤め足らざるが故と云ふ可し。此の權兵衞後に加州に居、未練の死をなせりと也。

師曰く。承久の亂に平の泰時僅か手廻計にて三島まで打ち出で、賤嶽の役に秀吉大垣より頓に兵を出し、蟹江の時源君自身先じて出御ありし類、各事の急なるに乘じて聊圖をはづさず。速に其利を得玉ふは各名將大丈夫の平生の習練、玆に極まり、行往座臥の間時と共に消息して、臨機應變の術を自由に在るに非ずしては難なる事也。庚子の役に前田利長大聖寺を攻め落し、勢猛に、罵り兵を金澤に入らんが爲、三堂山に著陣す。玆は丹羽長重小勢と云ひ、若輩と云ひ、小松の小城より出て付かたき所を無二に思ひ究め、五幸塚より取入る處の金澤勢に付たる時、事不意に起りければ、さしも名を得たる高山、山崎、大田長何れも途を失ふてせんすべうなし。利長三堂山にて、之を聞いて急事なれば事ならず。近臣亦會にありけれども一言の助なき内に長重歸り、兵を入れて別儀なかり

けりと云へり。是不意に事起るの時、速に其虚に乘ずるの勤めあらずしては一旦の圖を遁れしむる事多し。平生勤むる處の究まつて安んずるに至らずしては事なり勤かるべき也。

師曰く。關ヶ原の時、田中筑後守内に田邊甚兵衛と云ふものゝ子、父ば早世して子を甚兵衛と云ひしが、十歳にて陣立し、内のものども敵を突き落して、馬よりいだき下し、頭を取せたり。幼少の子、比類なき儀と、其比稱美せり。後に黑田長政田所へ來て、四方山のものがたりの次いでに田中此邊が事を云ひ出す。長政大に感じて呼び出し、盃を賜はる其時分、此田邊を取かいたる家來共を呼び出して樣子を尋ねべきなりとあつて彼等も出頭せり。長政具に尋ねければ、彼等云ひけるは馬より、いだき下したる時刀を拔いでかゝりわな／＼と震ひけるか、家來共に耻づかしめられて、震ひながら立ち依つて頭を打ちたりと申す。此時長政大に感じて、さてはます／＼勇士の機あり。不震にかゝらば十方なき故なりと云ひし、恥かしめられてかゝりしは義を勤めて致すの所以也、と許せら

れけりと也。

師曰く。紀伊亞相公に林矢兵衞と云へるものあり、是は御家人加藤喜介が兄也。此矢兵衞至て勇猛の者也。初は水右衞門と云へり。常に小刀ひつのなき脇指の刀をさせり。或人尋ければ小刀ひつのある脇差、何とぞせしとき必ず小刀を落す事の有るべし。物前にて小刀にても落し知らずして歸りなん事は侍の本意に有らずと云へり。彌の字を改めて自矢の字に變へ、匹夫の勤め最も怠たらざりし後に、三州に蟄居して身まかれりとぞ。

師曰く。關ヶ原の一戰に東方御勝利の已後江州佐保山の城を筑前中納言秀秋小河朽木脇坂などに命ぜられて、請恥せらるゝ諸手面々に取り圍んで攻めければ。持てたゆべき手段もなく、各自害して天主に燒草を入れ置き、鐵砲の藥二三石ほど入れて相圖の火を持、此内に矢倉を守りける、手の足輕大將うけ取りの鐵砲の藥にいかゞしたりけん。火うつりて矢倉も共にはね倒し、當座はくらみて不見分程の事なりし。諸手の若者共覺えず崩れて後に人口にのれりと

云へり。此外に懲りて勤めける故にや、天守に火をかけて、相圖の如くやけ立鐵砲の藥二三石の刎ねたるには別條なかりしと云へり。是れ勤むると、勤めざるとの違ひにて、大小の別ちなく、或は驚き、或は驚かざるになれり。たとへば灸をするには不驚ほこり計のほの〳〵飛かゝるには色をちがゆるも同じ。心得なる可し。唯よく勤めて其操を失はざるが如く有りたき事也。

師曰く。加賀國二曲と云へる所、今は別宮と號す。本は吉原二郎兵衞と云へる者の持ちけるを一揆とも集まり、夜中に取りかけて之を攻む。城能く持ちこたへ、大方なる時分に城中高矢倉の上にて鐵砲をうたせける。足輕大將うてに火繩をかけて鐵砲をうたせけるに、藥をつくとて藥箱に火入れてやぐらを刎ね倒し城中一致にくらむ故に、城には是に機を失て取亂し、寄手は之に利を得て夜明方に乘取て吉原に腹をきらせ、城をのつとり、土藏でもを開いて悉く亂暴するの處に、千代に有之。拜江五左衞門後貴めければ、一揆共取り物を捨てゝ、皆城の後の切所へ落ち行く。拜江北るを追ふて大に勝ち、玆に一揆の內にて覺才

ありし輩一人棒に白手拭をつけて山に先ち置いて引とる拜江、之を見て伏のあるべしとて、長追に及ばず、その間一揆共からき命拾ふて、つゞらおりなる山路を退き得たりと也。是れ鐵砲の藥に火の入りしを、一方は利とし、一方は不利とす。同じ事にて勤めたると勤めざるとによる事也。

師曰く。鼓打ちの大藏道禪に原大阪の町屋に宿を借るに、必ず往來の表屋に計り、宿を借れり。大方鼓打の類は皆表屋を嫌ひて裏屋に引こもり有之に道善如此故に、其事を尋ぬければ鼓の異見を尋ぬ可しと云へり。其心は表にて了てば往來の者立ち留て是を聞く。其人の内に聞く耳ありて、よしあしの評あるべければ、それを聞きて身の勤めを致さん爲也。故に必ず鼓を打つ時は下人を出し置きと何となく風聞を窺はせけると也。藝流の志とは云ひながら最も勤めたりと云ふべし。此の如くに己れが身の非を聞く事を喜ばずしては勤め善に至るべからざる也。此道善わかき時、殊の外、身の輕きもの也。其比大鼓の天下一は大倉九郎と云ひて、道善は若輩にてけるが、或時能くみの座席にてより合ふ

とひくらを致すに、高安一輕くて飛かへり。年老の役者共は是をのぞき居たり。事すみて高安座席へかへり。各宿老共の評を聞くに、九郎が云ひけるは、あれ程に皷を輕くして、取らせ度きと云ひけると云ふ一言を聞留め、心付きて遂に天下第一の太皷となり。高安道禪と號せり。其志の勤め有難事也。

師曰く。或人の語りけるは法然上人へ高野の明辨對面の次に本心を正して、而後に名號を唱へんとすれども、動もすれば他念生じておさまり艱く、勤め難し、と申されければ、法然曰く。貴所より我等の宅に來り玉はんに、道々にて色々の事を思ひ、無量のものをみなんとし玉ふべけれども、元より志厚ければ道に至り得玉ふ。其如くに心を修めてと云ふは思量を絶せずしては叶はず、思量する事の六根をたゝざれば成らず。六根を絶ち捨てゝと云ふは今生にての修行はなるまじきて、唯專修念佛のみなりと答へけると也。志ありて勤めを怠らざらんには、初めは色々の事にまとふとも、遂には道に入るべければ、志と云ふは勤むるにありぬべき也。

師曰く。加藩左馬助嘉明、常に云ひけるは武士は常に功ならざる者なりと思へば、仕そこないなき者也。功者ふりを致せば、必ず違ふもの也、と云へりとぞ。不功者なると思ふて功者に尋ね、不知惠なりと思ふて知者にたよらんには不功者也。不知の者則ち知者也。我を立つる處あれば、各高慢に陷るべき也。されば孔子の大聖なるも、大廟に入りて事毎に尋ね玉へり。況んや末々の平人何事を以て、自らたかぶるべけんや。甲州の一條右衞門の太夫山縣に向て、勇士の法を尋ねければ、山縣申しけるは、何時も初陣の心さへあれば仕損ずる事はなきもの也、と答へたりと云へる尤も味あり。

師曰く。黑田長政常に參勤致さるゝに道を變へて往來し、宿を定めずして何方にも一宿致しける。旅宿を極むるには第一道の廣き所。第二に用所の足しよき所。第三に火の用心の氣遣ひを可仕、と申されける。國に在るの間も、放鷹、狩獵を以て士卒の心得をならはし。晝の休息所にも見立を致させて陣營を心根ふくましむ。他方へ使者を遣はすと雖も、必ず用所すみて後には、國所の様子心の

付くべき所どもを尋ねて、其申しやうに因て、當座の褒美を與へける。一年中の思入れ、只武士の本意を失はざる事をのみ思へりと也。

師曰く。竹中半兵衞、平生足の指を動かし、寒の中にも手を内に入れず。甚だ寒すれば必ず手をもみさすりなど致せり。秀吉の前に伺候の間も、足を動かし、左右をかすかすやすめける。是を或人の尋ねければ、主君の前にて自分の逸樂の爲に手足を自由するは甚だ無禮也。御用の爲を思ふて手足四支の瘦痿せん事を思ふは忠の致す所也。大丈夫は平生武義を心に忘るべからず。自余の作法は少したがへる處ありても、苦しからず。武士道の事に於いて汚れたる名あらん事は勇士の本意ならず。茲に事あらん時足しびれたる手。こゞえたると云ひて充分立つべからずと云へり。故に竹中。平生手足を練り、力を側離さず、旅宿我宿と雖も聊か間斷する事なかいけると也。

師曰く。小田原陣の時、諸我入道を斥候に源君命ぜられければ、入道某が如き老人をば御免もありぬべき事なれどもと云ひて、馬引よせて打ち棄て斥候仕

り。かへり、馬より下りて中々少しの事にも身のくだびるゝ事がな、と云ひけると也。此時讃我は四十に及べりと也。その比までは右の法の殘りて四十をば老人と云へり。されば古き書にも四十有余の古入道などかけり。彼是唯年若より勤め怠らずしては四十に及んで如此事はいわれまじき事也。人の年數の速にずくる事はひま行く駒の如し。日々の勤聊も油斷あらんには、やがて四十の老に至るべし。豈一日片時と雖も是をおろそかに仕るべき事ならんや。

師曰く。齋藤道三子息を置きて往昔の軍の手立などかたりけるに、子息龍與物語の半に立ちて用を足さる。道三心よからずして、龍與のかへれるを待ちて申されけるは武士戰場の物語は皆是れ武義の敎へなれば志あらん。輩は好んでも聞ゆふべき事也。志あらんには物語の面白きに聞き取れて居ながら、小用を致したりとも無禮とは云ふべからず。かたり傳へにも龍與こそ軍物語を聞き取れて、居尿(イニヤウ)を致したり、と云はれんは、家の面目とは云ふべし。汝等やがて家を失ひて、他の門に馬を繫ぎつべしと、泪を流して諫めけりと也。誠に

學文と云ふは古の事を學ぶ也、老人之ふるき古を認らん事、皆以て學文也。目に見耳に聞く處、積累ね、初めて其知ひらけつべし。心付くべき事也。

師曰く。小栗又市が云へりと云ひて、或人のかたりけるは、勇士の打死を致すは皆打死臺したさに死する也。其故は勇士戰場に望まぬお方、功者物仕の人に逢て諸事をせんさく仕りて、而後に戰場に臨まば何ぞ打死を仕るべきや。只已れが勇を賴みけなけなる事を專とするが故に、夏の忠の飛で火に入るが如く、唯死を思出とす。甚だ笑ふべき也。されば戰場に臨みては先づ已が手比のものを毛付を臺し、それを仕かくるものなり。その手比のものと見るに見處の習ひある事也。これ功者に聞かずしては叶ひ難し。然れば人每に大事の命と思ひながら、何心なく月日を送りて、心のまゝならんは、尤もあやまりと云ふべしとかたりけると也。

師曰く、伊井直孝は必ず他行の時に色體下りて、持鎗の鞘をはづして見て出でぬ、と也。一生如此く、又板倉は朝子とところにて刀脇指を拔いて見て鞘に收め

けり。是又は一生の勤め也、と云へり。各わづかの小事にして人毎に成しやすかりなん事なれども、僅かの一事と雖ひても一生の勤と致さん事は、叶ひ難き事也。彼等は大丈夫の卓爾たる所あるにこそ、如此くなりき。

士談　二

養氣

師嘗て曰く。楠正成が言に、武士の勇氣をたはむる物之あり。それとは、
一つには　妻女
二つには　幼少の子
三つには　財寶
四つには　病氣
五つには　難也
武士ッ子に咜ふ可き所茲にあり。聊かゆるかせに仕るべからず、と。
云へる也。
案ずるに、能く氣を養ふ事を得たらんにには五つのものゝ中に居てたはむべき義あらざれども、內を棘る初めは、先づ外を制する事。是れ古人の戒めなれば、

正成が此言、武士の戒と云ひし也。

門人問ふて曰く。氣を養ふて勇おどり立つと雖も、動もすれば小の音に、不意あれば心是いが爲に動く。是れ氣を養ふ事の全からざる故にや。

師曰く。易の震の卦の彖傳に云ふ。震は百里を驚かす。匕鬯は表はず、大に震ひ懼るゝに臨んで能く安じて自ら失はざる者は唯誠に敬むのみ。此れ震に處るの道也、と出せり。凡そ震は百里を動かして驚き懼るゝ者、人情の常也。而して匕鬯を震はざる者人情の戒也。されば雷電百里を震動せしむと云へども、聊か懼るゝ處なく、手に酒が滿ちたる器を持ちて、暫くも動ける色あらず。是れ誠を存ずるが故也。誠を盡すと云ふは、其事に實に思ひ入るゝ處、深き時は死に於いても安んず。死に於いて安らかなる時は、外の物に恐るべき物なし。是れ誠より出づれば也。なみ亦如此し。されば內誠を極め、敬を專らして此氣を養はんには何事にも動轉すべき所なしと心得べき也。

又問ふ。生死事大なるに於ては能く安んじて小の物音に驚く事あるは誤ま

りにや。

師曰く。然らず。鐘を打てば、則ち響のあるが如し。我れ能く養ひ得たるを以て、その音に通ずと云へども、速に本に歸へりて轉ずる事なし。たとへば色を見、臭をかいで、其意こゝに動くと雖も、唯機微の動くまじきにして更に止まる事なし。養ひ得る事、何斗りなりと雖も、時に當て暫く通ずる事あるまじきには有らざる也。能く養ふ、則ち明にして更にくらむ事あらざる也。

師曰く。世人皆云ふ。物に定業あり。定業と思ふ時は恐るべき事なしと。是れ唯あやまりて思ひ違ゆるの故也。たとへ遁れなば、千歳の壽る得つと雖も義に於いて遁るべからざるのことわりありなんには遁るべき恐なし。然れども志士仁人の今日の行事恐るべからず。全く相養ふて、而して後に大丈夫あり。爰を以て云ふ時は驚き懼れぬべきは定まれることわざと雖も、驚き懼るべからざるの義あらんに於いては、更に恐るゝ處なし。矢玉の來らん先をば、君子專ら懼れて是を避く。行ふべきの義あらんには、安んじて行く。如此に義を先むて道を本

として、氣を養はんには常に萬物の上に伸べて聊かちゃめる處あるべからざる也。

師曰く武士の本意を失はざるが如く、常に勇を育て、氣をいけて置き、少しも間斷なき工夫あらば事物不慮に來ると云へども、驚いて氣を取らるゝ事あるまじ。然れば常に氣をはり物におそれざるが如く致する專とする輩あり。是れ惡しきにはあらず。凡そ中末ば學ばざるの者の力を付く可きに便もありぬべし。されば彼の臍を張て、元氣を强くし、天一の水を堪え、心大の火を非かにするの身構へも此說より出で、又古より、不動心と云へるに、內外の差別あり。膚はわまず、目逃かせず。鎗をさむとも彌氣盛にして、皮膚の辟易なき外を强むるの勇にして、伎倆を立つるの謂ひ也。此勇氣は相手を求めて勤むるの氣也。相手もなく知る人も無之處に至ては、色欲、名根、利用の爲に忽ちに屈すべし。是れ外に屈せずと雖も內にしばしば屈する處あり。こゝを以て外死生に奪はれず。內萬欲にひかれずして唯義、これともに從ふの人を、大丈夫の養氣と云るべき也。此氣

を養ふ事は力を容れず、氣を張らずして平生體にして然かもやすらか也。若し力を入れ、氣を張る處あらば、平生の心に非ざるを以て必ず、伎倆に渡りて却て虛となりぬべし。尤も工夫すべき所也。

師曰く。氣はよく物に移り安し、少事にも忽ち變ずるは氣也。故に養を常に致さずしては鄙吝の氣しば〳〵萠すべし。盃を取れば酒飲まん事を思ひ、歌を吟ずれば聲はおやかになり、憂をきくときに氣弱くなる。凡て見聞の間時々四轉す。大丈夫よく辨へて武義のさこわりと成るべき事をば、目にも耳にも見聞すべからず。是れ氣を養ふの術ならずや。

師曰く。鷄を鬪はしめんが爲に、先づ暗所に入りて彼をして、外を見せしめず其氣を張らしめならはすに先づ弱かるべき小雞を出して、彼に全き勝を付けしむ。如此きの事數日を經て、而して後に誠に合する時は、其勇氣むも盛にして之に當るの雞なし。されば戰に致むの時あとに控へ、脇に備ふる兵士、自ら戰はざども、前の勝敗を近く見て、打つ、うたれつの樣體を目のあたり見る時は其間

に我氣こと〳〵く抜けて誠の勝負の時分、そのきほい違ふもの也。此上に先づ勢ひ勝つ時は、後勢きほふて勝を呑む。先づ勢ひ負けてやぶるゝ時は、後勢自然に破るゝ事は皆氣の致す所也。此所を味はうて、良將は兵の氣を養ふて未だ戰はざるの間は、其氣を逞しからしむ、と云へり。諸事に此心得あるべき事也。

師曰く。武田信玄、大敵と戰ふべきの前かたには度々諸軍の心合を勘し、大方にては合戰あるまじき由を云ふて、彼等が必ず戰ふ可ききの氣を勵ます。彼等是非御一戰有る可しと切りに戰を好むを、猶ほ抑へて、其氣を養ふて、而後に戰かはしむ。故に士卒の氣常に十倍すと云へり。

師曰く。瀧川一益、勢州にあるの時、書格に文書を乘せて披見の時、天甚だ暴雨震雷して一益が居所の庭に落ちかゝり、又瀧川聊か顏色を變へずして、書裁に對し、又近臣あわで、騷ぎ一益が傍に至りけるが、此風情を見て各退去しけりと也。一益は天情勇猛剛操を以て如此き也。養ひ足らん輩は皆以て然るべき也。

師曰く。源君秀忠公殿中に於いて、御能の時、是界の能すきて鬼の清水の狂言

の最中に大地震す。見物の貴賤ことゞゝく騷動す。源君聊かも平生に變らせ玉ふ處御在しきまず。見物の者どもの騷動を御覽遊ばさる。時に家光公未だ御幼年にましゝゝければ靑山伯耆守執し申して御見舞の爲に被爲成けるに源君如何威儀の御容體を被奉拜事相違の如くにありしと也。靑山が執し申す處のあやまりとぞ聞えし。後に御諚ありけるは、凡て人間の動轉を戒しめつべき事、喧嘩、氣違、火事、地震、雷、此分は不慮に起るものなれば、平生心を付けて氣を落ち着け、動轉仕る不可也、と命じ玉へりと也。

師曰く。先年御前に於いて弓銃砲の藝を試み玉ふ事のありしに、一日に足輕二組四組斗りづゝ出て朝朝より晩までに事首尾するの事なるに朝詢むる軍は的の中より、宜しく晝より晩までは宜しからず。玆に何某が一祖晩に試みらるゝに究まりければ、朝より足輕を別所に集め、飮食を快くし、幕打まわして此内に休息せしめ、幕をおろして外を窺はしめず。此くの如くして而後は其節に臨みければ、氣を養ふてうたしめければ、足輕の氣平生に倍して其中より宜し

かりけりと也。以前のうたせ射さしむる輩は晩に勤むべき者も、朝より出でて他の役の事ある間、是を見物して、其是非にあつがるを以て、放ち射させずと云へども、氣悉く放ち射るに等し。而して天地の氣も晩に至り、我氣亦怠たり。的るの時分、體又疲勞して後に試みるに至るを以て、至き事を得ずなりぬと也。小事と雖も時に至て氣を養ふの術は相通ず可き也。

師曰く。古人の敎へは急難の地に趣むかんには、必ず飮食し、或は睡眠し、或は目を閉ぢ、合掌し、或は大小用を通ぜしめ、而後に其事を辨ずべしと云へり。是時に至て、氣を養ふの術なるが故にそれと云ふの敎にあらずして唯其說を設くる也。人の氣必ず、うわもり上りやすし。飮食は氣うはもりては快くなり難し。睡眠猶は然り。故に飮食の氣を下落し、睡眠して氣を安んず目を閉ぢ掌を合しては體を以て氣を養ふの道也。大小用の通事是れ氣を下に通せしむるの術也。武士戰場に臨むには出軍の祝あり。敵に勝つ時は實檢勝て関の祝あり。平日の禮式皆此制を定めて其氣を養ふの道と致す所也。古人の戒其厚き事考ふ可き也。

師曰く、命を知るものは巖墻之下に立たずと云ふ戒のあれば、命を知る時は彌身全くして命を安んせん。事是れ君子の戒め也。然らば地震、火事、雷電の時分も喧嘩、氣違ものある時にも遠くのかれ、速に去りて之を遁ることを好しとすべき事なるに、氣を養ふと云へば如此きの節猶ほ靜かに守りて動轉せざるを以て本とすれば、君子の戒めに異なるに似たり。玆に於いて深き應得あるべき也。たとへば地震に勇を出して、家の下に居て打害せられん事は然るべからずと雖も、人多へ相聚まるの時、地震あらんに、一番にかけ出さんは、道理は宜しきに似て、人是を宜しと思ふべからず。我又快く不可有。その內に卒老高貴の人尤も主人須奉行たらん人の下の手本になり玉はん輩は苦しからざる事と雖も、それとても前後を省みず、かけ出で給はゞ懼れ臆せると云ふべきにもなりつべき也。玆には又出でざるは道理に暗き也。されば道を以て氣を養ふの理りに非ざれば、必ず過不及の過ちありとは如此の理也。案ずるに地震には速に出るの理也。人多く相聚りて參會禮節の場は速に出づべきか地にあらず。其間主人

あり、臣下あり、朋友あり。親疎あり、是又弄て出づべきの人に非ず。政事を取りくみ事を致し、戸に物を捧ぐるは速に出づ可きにあらず。然れば出るに出るの法あつてその席、其人、其時の宜しかるべき用法を整へん事、是室の氣を養ふの道と云ふべき也。震百里を驚かし、匕鬯は喪はずば是れ速に出づべきの理あらざれば也。すべて唯義を守りて事を正さば、其行皆理に當るべき也。氣養子を以て静かに過すべしと云へる心には非ず。

度量

師曰く、梁劉勰が新論に觀量の篇あり。曰く。江河之流爛胔漂屍縱橫接連而人飲之者量大故也。盆盂之れ鼠尾一曳必嘔吐而棄之者量小故也、と云へり。何事にも度量ゆるやかならざるの輩は、必ず片に泥着して、物を自由に致す事を得ず杯水を坳堂の上に覆す。則ち芥之が舟と爲り、杯を置かずんば則ち膠つく、と云ふは水の度量を云へる也。水に擊三千里扶搖而なる者の九萬里と云ふは、天の

度量を云へる也。度量廣からざる時は、萬物を覆ひ、萬物を載せて、さゝわる事なきに至る事を得ずして、こゝを以て天地を度量の至極とし、聖人を度量の用とす可し。然らざるの間は唯五十步にして、百步を笑ひ、大知にして少知をそして大年にして小年をあざむく也。各等度量の曲狹なるにして、天地聖人の上に於いては、同年にして語るべからざるの故也。大丈夫天下を以て己が任とす。死して而後に止む。其度量大方に心得へは叶ふべからざる也。若し小成に安んじて一曲一事を捕へ、是なん。やんごとなき業と思ひなば、斥鷃の蓬蒿之間に翺翔して大鵬を笑子に異ならず。此小大之辨を知らずと云ふべし。

師曰く。漢高祖、楚の項羽せしもの勇將謀士と雖も、其勝敗のよる處は唯度量の違へるが故也。されば漢王と自ら挑み戰はん事を願へる時に漢王笑ふて曰く。吾れ寧ろ知を鬪ふて力を鬪はしむる能はず。と耻かしむ。是高祖を以て寬仁大度の量ありとする所以也。項羽敗軍の時、自ら歌を爲りて曰く。

力拔山、今氣蓋世

是れ其恃む所は氣方の間のみなり。されば唐の李德裕が人物志論に項羽を評して、聰明睿智不ㇾ足ㇾ稱也、と云へり。人の度量尤も愼しまざらんや。

師曰く。宋眞西山曰く。人の度量は相去る事遠からずや。亞父之細柳に軍するに方つてや、軍を持し、嚴として人主と雖も屈する所なし、と。文帝乃ち是を以て之を知る。曰く、緩急直に將たる可也、と。其後相を作し、事に因て敏し、數々諫め積みて上の心に忤ふ。皇帝是を以て之に疑して曰く。鞅々として少王の臣にあらずと。細柳の事倘し孝景の時に在れば則ち亞父必ず上に傲るを以て誅せん。何ぞ何ぞ兵之將たるべき。其れ文帝に相を得せしむるに、忠を盡し、諫めを論じ則ち必ず社稷の臣を以て之に目けん。二帝之度量相去る事同じからざる如ㇾ此しと云へり。人の度量せはき時は、小の事を以て己れにさるべきを怒り恨み、之を以て人を害し、傷ふにも至る。世以て然り。我に度量の大なる處ある時は、大本大評を握りて、其餘は唯あるに任す。故に人主の臣を用ゆるに臣の器の用ひてその末々を調はざる事を云はず。こゝに於いて度量大なり、と云ふべき也。

師曰く。唐の韓退之田横墓を祭るの文に云ふ。嬴氏の鹿を失ふに當つて一を得て士を王とす可し。何ぞ五百人之援々として夫子の劒鋩を脱する事能はざらん。豈に寶とする所、之賢に非ざるか、抑も天命の道有るか、と記せり。是れ田横が度量を論ずるの所以也。王荆公が孟嘗君傳を讀む文にも、一を得て士を宜しく以て南面して秦を制む可し。尙ほ鷄鳴狗吠之力を取らんやと、云へるも又孟嘗君が度量を云へる也。

師曰く。蜀の孔明未だ劉備に仕へざるの時、博陵の潅州平潁川の石廣元汝南の孟公威幷に徐庶共に、友交して一處に相集まりて、學問談笑す。四人は中にも恐よく相交りて談話し、孔明は其性質四人に異にして、自ら膝を抱き長嘆して曰く。汝等は若し出て仕ゆと云ふと雖も、所の奉行守護となりて、微官小祿に至らば是れ則たれりとする所也、と云ふ。各孔明が志を尋ぬるに笑ふて而答へず孔明常に自ら管仲樂毅に比す。管仲は諸侯を九度合はせ、天下を醫す。孔子猶ほ之を稱して曰く。管仲微也。吾れ其髮を被り、衽を左にせん。樂毅齊に克ちて七十

余城を下す。二人共に其名天下を蓋へり。孔明隆中に居ながら、自ら之に比せしは甚だ過ちたるに似たり。時の人皆是を笑ふ。司馬德宗が曰く、周朝八百余年の功を與みせし、姜子牙漢の世、四百余歲を聞きし張子房に比すべし、と云へりとぞ。其詞の如く天下三分の勢を立て、先生を王道に入りなんとす。其志の度量くんで解るべからざる事也。誠に孔明が度量末世の及ぶ處に非ず。

師曰く。楠正成が云ふに。凡そ士たらん輩は小事を棄てず、大事をあぐまざる心得ある可し。然らずしては必ず小大事に因て、致し難き事あるもの也、と云へりと也。後漢の光武大敵を懼れず、小敵を侮らず、と云へるにも合ひぬ可し。度量深からざる時は、動もすれば任大かる時にあぐみ恐れて氣を併呑せらるゝに至る類也。以て多し。然ればとて內にあてゝする所あらずしては、又其度量と思はん事も途方なき事なる可し。

師曰く。大略を經濟して小節を修めざるあり。是れ其度量の依る處なりしかれども、小節に拘はらず、と云ひて、又大閑を越ゆるに輩あるもの也。是れ何を以

て大略とし、何を以て小節とする事を究明せざるが故に、分を越えて器用だてを致し、是等の事計投するに足らずと云ふ。其潔き事は潔きよけれども、皆分を知らざるの働きを以て、竟には家を失ふにも至りつ可し。人の度量の大略なると云ふは、如此きの事をば云ふべからざる也。さればいつの不義を行ふて、一の辜せざるを殺して、而して天下を得て、爲さざる所有るは、是れ度量の寬廣也。萬鐘の祿に引かれ、天下の重きに惑うて剛操を守り得ざるは、是れ小節に拘はる也。天下は至て重く、是をうるは至て福なりと雖も、得失は皆外のわざにして、義より見來る時は至て、小節也。學着度量となす處に於いて、深く味はずんば、必ず流蕩して得べからざる也。孔子曰く。古の狂也肆(不拘小節)也。今の狂するや、蕩(踰大閑)也、と也。度量の大なるは狂者に似て、其致す所に、古今の差別ある事也。

師曰く。古より名將の度量、其器識、卽に弱冠の比より各則なるきざしあり。古今ともに其ためし源の義經廿五歲にして元曆元年に木曾を退治し、其年一ノ谷の岩石を落し、八島の壇浦の合戰あり。相友の不士には秩父重忠二十一、佐々

木高綱二十五、梶原景季二十三也。異朝の孔明二十七の時、劉備に招かれて相將の任を能くす。近代武田信玄、北條氏康、北越の謙信、源君、何れも幼年の時に其度量既に群に越えたり。名將一題の終り久しからずして、其功を成す所は天下の間に滿ち、萬世に傳ふ後世の大丈夫、尤も考ふべき事也。

師曰く。漢の高祖既に關中に打ち入りける後に頂羽遲れて至りけるを、高祖關中を爭はずして則ち頂羽に與ゆ。是れ高祖の度量甚だ大なる所以也。其故は此時先に關中に入りたる者王たるべしと約すと雖も、頂羽が勢盛にして中るべからず。而るを高祖先に關中に入りたる小節を守りて頂羽と戰ふは、則ち戰死して、四百年の天下玆に施す可し。頂羽が人となり器量甚だ狹り、志氣尤も誇り、慕逆にして鄙吝多き事を知りて、則ち關中を與へ、頂羽に和を請ふ。是れ頂羽が志を驕らしめ、其志を亂しさしめて、惡を盛にし、臣民皆そむかしむべきの謀也。然れば關中を棄てわらぐつの如くならしむるは天下を治むるの謀にあらずや。時の人皆高祖項羽に與へ、其勢力才氣を論じて、其度量を詳かにせざるが

故に、天下の落居、高祖に極まれる事を知らざる也。古人(楚奇?)云ふ。高祖百戰ふて百敗る。惟れ其勝たざる也。一たび勝つ時は必ず王に至る。項羽百戰して百たび勝つ、其必ず勝也。一たび勝たざるは則ち必ず亡に至る。

師曰く。蜀の劑備、孔明が草序に三たび尋ね行きて、三度目に初めて對面の時傍の人を遠ざけ、自ら天下の圖を披き、劑備に示すに、三分の勢を以てす。孔明草序に居て聞達を求めずと雖も、其度量甚だ廣きを以て、今瞬息の間に天下の勢を極む。玆に於いて劑備服心して則ち孔明を立てゝ師として其敎へを受く。其度量以て見つべし。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

師曰く。孔明街亭の後に兵を四方に手配し、後に殘る所の兵士僅かに二千余にて、西城縣に入るの處、司馬仲達十五萬の大軍を引率して、西城縣に至りぬ。孔明が傍には、一將の出て拒くべきもあらざれば、近臣皆色を失ふて、詮方なく見ゆ。孔明動する事なく、自ら城に上つて彼が軍勢を見れば、三方に手分して唯今城下に至る。孔明命じて旗を立て、具鐘を定め、軍士を隱くして各々陣營に入ら

しめ、出る事は相圖を待つべしと定め置きて役人の外更に出さしめず。四方の門を大に開き、城内の道々、懇に掃除し、淸道し、自らは琴一張を携へ、一二の童子を傍に置き、高欄によりかゝり、香を焼いて、琴をかなづ。司馬仲達押し寄せて見るに如此きの模樣なりければ、暫く兵を進めて、内の體を詳にす。然れども取合ふ者もなく、猶内をはらつて傍若無のすがたなれば、仲達申しけるは、さしも孔明が日比の謹厚なるに今、何ぞ門を開きて危き事をなすべき。是れ必ず伏を置きて我兵を入るゝの謀事なるべし、と云ひて速に引退きぬ。孔明が曰く。若し衆人の心を以てせば、必ず城を棄てゝ去りぬべし。吾兵多きに二千余。彼我が去るを見ばをりくいすべし。西城は久しく居る地にあらず、と謂ひて漢中に歸へりぬ。又暫くして仲達又來る時に、孔明去りぬるが故に仲達皆孔明が謀の中に落ち入りぬ。又是れ孔明が度量なるが故と云ふべし。

師曰く。度量大なる器のものく行跡は凡情の者の所より見る時は、一つとして作略見知る事叶ふべかざる也。伊尹が五たび桀に就いて桀を忌まず、五たび

湯に就いて湯疑がはざるが如きは、大德量、大識あらずしては及び難き事也。故に大度量ある人は能く知識を遠くして權略に通ず、推して計り難きもの也。

師曰く。晉の謝安は、兵の術に於いて尤も度量あり。桓溫大に軍兵を率ゐて晉の帝を移し奉らんとせしが、先づ謝安王坦之を招きて是を害せんとす、謝安少しも恐るゝ顏色なく、只平生の如くにして桓溫が所に至り、座定て云ひけるは諸侯道有る時は、守り四隣に在りと、こそ申すなるに、何事に今軍兵を裝ふて壁の後に置き玉ふにや、と問ひける。其度量に氣をのまれて、彼を害すべき事ならずして、笑談して日をうつせりと也。又秦の符堅けん。既に百萬の着到にて淝水に障する由聞えければ、謝玄入りて謀を問ふ。謝安の恐るゝ色なく友と碁を圍み、平生に替る事あらずして而後に謀をなせりと也。是れ度量甚だ寛からずして叶ひがたき事也。

師曰く。唐の代宗の時、戎狄(テキ)兵をひきゐて涇(ケイ)陽を圍みける時に、郭子儀、その所の大將たりければ、謀をめぐらして云く。今彼が大軍に味方をくらべば、九手が

一毛にして戰ふて勝つべきの道なし。我昔、戎狄に約せし事のあれば、若かず、獨り身にて往いて說くべし、と云ひて、唯一騎門を開かしめて、郭子儀直に大將に申すべき事あり、と云ひて出でぬ。戎狄甚だ驚き、其大將弓を取り、師に矢をはげて向ひければ、郭子儀冑を拔き、甲を捨て、鎗を投げて進みける故に、彼止む事を得ずして皆馬より下りて拜しけり。是を單騎にして虜らると云ひて時の人皆稱美す。度量剛操に非ずしては叶ひ難く、謀と云つべき也。

師曰く。宋の寇準帝の難に供奉し奉り、澶淵にありける時、每夜酒宴を設け戲むれ遊んで夜を、ともすがらにす。而して朝もゆるやかに寢ねて大いびをかけり。帝竊に人をして是を見せしめ、彼如此き時は、懼るゝ所なしと喜び玉へりと也、大難の任を得て、枕を太山の安きに置く事は、度量計るに廣からずしては叶ひ難き事也。

師曰く。大納言行成卿未だ殿上人にて御在しける時、實方中將如何なる憤りか有りけん。殿上に參りあいて云ふ言なく、行成の冠を落して小庭に役げ棄て

けり、行成さわがずして其殿司を招して、其冠を取り上げさせて是を着し、何斗の過怠にか、これ程の亂罰に預かるにや、と問ひければ、實方一言を述べずして立ちにけり。折しも主上小蔀(シトミ)より御覽じて、實方は鳴呼者也、とて遂に歌枕みて參ゐれとありて、陸奥守になりて下りつかし玆にうせにけりと也。行成度量あらずしては是れ斗りの事に逢ふて如此きの行跡はあるべからざる也。度量薄ければ、小事をのせて能く堪忍する事成り難きもの也。但し心の臆して報ゐべき事を忍ばんを云ふには有らざる也。

師曰く。平將門が東八ヶ國を打ち塞ぎて、平親王と號せし時、田原藤太秀鄕は名高き兵にて、殊に多勢の者なりけるが。將門に同意して、朝家を傾け奉らんと思ひて行き、向ふて角と云ひ、將門折節髮を亂しけづりけるが、餘りに喜びて取るものも取りあへず、大童にも、而も白衣にてあはて出で種々の饗應の事云ひければ、秀鄕目かしこく、見咎めて、此人の體、輕骨也。はか〴〵しく日本の主とはならじとて初對面の日に心替へしける上に、酒肴椀飯かきすえて、是を進む。將

門が喰ひける御料袴の上落ち散りけるを自ら是を拂ひ拭ひたりけり。是は民の振舞にや。云ふ甲斐なしと心の底にうとみてけりと也。是れ將門が度量の薄き故を云へる也。

師曰く。源頼朝安房國平北郡獵島より下總に越えて相州鎌倉に趣かん爲、隅田川の邊り至り玉ふ。上總權介廣爲、當國の軍勢二萬餘を率ゐて參上す。頼朝頗る彼が遲參を瞋て許容の聲なし。廣爲兼ねて存じけるは、當時は皆平家の管領也。頼朝流人の身として義兵を擧ぐと雖も、何斗の事のあるべきに非ず。今日の樣子を伺つて事なりがたかるべきに於いては速に武衛を打取つて平家に献ずべしと內に二心を構へ、外には參上の由を稱す。然れば此大軍を得ば悅び玉はんと思ひ、儲くるの處に遲參を咎め集めて、許容の氣色なし。殆んど人主の體に叶へりと忽に害心を變じて和順し奉りしと云へり。頼朝の度量以て見るべき也。

師曰く。頼朝流人の間伊東次郎祐親法師甚だ疎略に致し、剩へ武衛をはから

い奉らんと致せしを、二男祐泰訴へ申して、逃れしめぬ。又武衛初めて鎌倉に入り玉ふ時、天野彦內、之を生捕りけるを三浦義澄が彼が聟なれば、申しあづかりけり。祐泰が忠に依つて命を助け玉ひ、壽永元年に恩赦の事ありて思出さるべきとありしを、祐親前のあやまりを恥ぢて自殺すと云へり。賴朝彌のあだに於いて聊か深く惡み思ふ所なく、寬仁大度の故と云ふ可き也。

師曰く。後醍醐帝、楠正成を召し出され、藤房を以て東夷征罰の事を正成に憑み思召さるゝ也。抑も天下草劍の事、何の謀を以て勝を一時に決し、太平の四海に致し侍らんと存ずるや、と勅諚ありければ、正成畏れて申しけるは、東夷近日の大逆、只天の責を招くとの上は、誅亂の弊に乘じて、天裏を致されんに、何の子細之有るべき、合戰の習なれば一旦の勝負は必ずしも御覽ぜらるべからず。正成一人未だ生れてありと聞し召されては聖運は遂に開かるべし、と思召され候へ、と申して河內に歸へりぬ。其後赤坂に城を構へ、僅に塀一重ぬり、櫓かいたて、掻き双べ、東國の軍兵數萬騎に圍まれ、策を帷幄の內にめぐらし、勝つ事を千

里の外に決し、而して千劔破城の設けわづか千人に足らざる小勢にて誰を頼むとも、何を待つともなき城中の高さ二町計りにて、廻り一里に足らぬ小城に取り籠り、東國勢を引き受け、日本の人衆を待ちそろえて、陳平、張良が肺肝の謀を廻らせし事大丈夫の度量に非ずしては叶ふべからざる事どもに非ずや。

師曰く。畠山道誓舍弟義深修禪寺の城を出で、基氏に降參す。玆に畠山兄弟頃日竊かに打手の來ると云ふ事を聞きて假都に出たる體に仲間に大刀を持たせ、兄弟二人が徒歩にて先づ藤澤の道場へ落ち、又上人かい〴〵しく頼まれ、やがて竊に上洛す。家臣遊佐の道性阿主人の落ちらるゝ體知りたれども暫く人をあしらい、主を何くへも落ちのびさせん爲に、少しの騷ぎたる氣色もあらず其双六六十服茶など呑みてさりげなき體にて戯笑して居ければ、郎從ども外様の人も思ひ寄る可き樣なかりき。遂にはかくれなかりければ、軈て打手を向はれ、遊佐は禪僧の衣を着て、只一人京都に上りけるが、口の脇なる疵を見咎められ、自殺して失せぬ。遊佐が此一事尤も度量ありと云ふ可き也。

師曰く、武田信勝十歲の時、近習の小姓、友野又市郞と日向傳次郞と扇切を致せとありける。友野腰の扇をぬく、日向は手に持ちたる扇を腰に差して、指を立て向ふ。信勝是を見て早みえたるぞせぬ扇切に傳熱勝なりと褒めて、日向を稱美す。是を高坂彈正承けて信勝は近代の名大將なる可し。度量それ廣しと云ひける也。

師曰く。武田信玄剛操にして度量又大也。甲州に城を構へず。僅かに堀一重にて屋敷構え斗に致し、東西、南北の大將と弓矢を取つて遂に自ら國を奪はれず國境までも敵を入れず。甲州分國より力々に手をかけ、後には甲斐信濃駿河を始め、四方取合はせて、五ヶ國を領す。敵は信長、試信、氏康、源君也。此四將は一將也世にまたかりても天下是が爲に辟易し、遂に是を四方に受けて、屋敷がまへの心入り尤も度量ありと云ふべき也。或は居館の內にて猿樂能ありしに、堀普請の輩二千斗喧嘩致し、双方へ押し別れ鐵炮を放ち騷動するに能見物の輩地下人に至るまで、少しもさわがざりしと也。此くの如き事は兼目の法令正しきに

も依るべけれども、唯度量寛大なる故と云ふ可し。

師曰く。織田信長武勇に於いて度量甚だ大也。幼稚の時手習、讀書は我任に非ずと云ひて常に武藝を事とし、相集まれる小童を別ちて二つに致し、其身一方の大將と號して、竹馬に鞭をあて、竹刀、竹鎗を以て打合ひ、突き合ひを事とし。其手習に賴む所の僧、是を持ち扱ひける。十六歲の時父信秀卒しけるに大松寺に參詣ありて燒香す。其形異樣にして、更に禮儀を整へず。抹香をつかみ、香爐の內外へ投げかけ。無禮沙汰の限りなりける時の人、皆以て是を嘲り笑ふと云へども心ある人は戰國の今に生れ逢ひたる度量なりとさゝやきけるが、果して弓矢を取て並びなし。殊に將軍義昭漂泊して、或は江州に至りて佐々木より、或は越州に越して淺倉に依賴とすと雖も、彼等義兵を擧ぐる事能はずして京都悉く三好赤松に混亂せらる。玆に永錄十一年、義昭細川兵部大輔藤孝、上野中務大輔淸行を使として信長に歸洛の事を賴み思召すとの事なりければ、信長は快く、之を承け、武士の面目なりと喜び、事の成敗をさし置き、大弥を當國によせら

れん事を申し、則ち不破河内守を兩使にさしそへて、義昭を迎へ奉り、其年十月十五日に義昭を歸洛せしめ、六條本國寺に入れ奉り、その身は淸水寺に旅宿して、洛中の制法を定む。さしもいかめしかりし細川六郞(阿波公方也)三好等皆退去り、又信長其度量大なるに非ずや。

師曰く。豊臣秀吉民間より起りて、神器を握り、度量更に云ふべからず。信織越前に働きて淺井長政に後を取りきられ、旣に危かりしに、其頃は秀吉未だ人衆をも持たずして、獨り金崎の押へに在るべし、との由を申し、請ふ。是れ度量大なりと云ふべし。信長弑せらるゝを聞きて、多くの大名皆身どまへを致し、何の料管あらざるに、速に山崎の弔合戰を遂げて明智を卽日に罰戮す。是れ度量の大なる隨一也。而して柴田を滅ぼし、長久手の一戰に於いて三將をうたれても猶ほ天下を倂呑し、源君へ和を入れ、淺野長政を使として、源君必ず三ヶ條の好みあらん事を命ず。所謂秀吉の母儀人質に遣はす可し。秀忠公を人質に不可奉成妹君の腹に男子出生ありとも國は秀忠公に獻じ奉るべき也。此三ヶ條の好み

いわれく其意に任ずべし、との事也。此事一つも違はず、其器識鑑むべし。而して小田原の役に伊達正宗奥州より越後へ越え、甲斐へ出で、相州箱根に至り、秀吉に謁す。此時政宗廿四歲、行倉小十良一人を召し連れて廣野に於いて禮を行ふ秀吉床上に腰を掛けて、政宗に命せらるゝは、上杉景勝既に使節を以て禮を行ひ、佐辨使者を進上する處に政宗獨り然らずして漸く今日禮を行ふ。其罪甚だ重くしていれば、汝が押領するの地を速に返上して、唯本領三十石に安堵す可し。然らずば汝早く還り去て我に敵す可し。汝が會津に至らん頭に、我必ず北條を族滅し、直に兵を會津に進め、汝に對面す可し、とありぬ。正宗元來度量豪傑の勇士なれば、聊か恐るゝ處なく、答へ申しけるは我れ今匹夫、獨身にして御前に來る。生死も亦命のまゝ也。況んや。郡邑は御意のまゝ也。則ち返上致す可しと御請申しける。秀吉大に悅び、則暇を賜はりて歸へり、又左右皆云ふ必ず奥に至て仇す可し。唯速に玆にて打留め玉はんや、とありければ、秀吉大に笑ふて曰く。汝等は是れ豎子なりとも謀るに足らず、と申さると也。其度量見る可し。

師曰く。豐臣秀吉嘗て曰く。吾れ想ふ。人生百に滿たず。豈千一方に鬱して以て日を費す乎、と。是れ度量大なるが故の言也。而して遂に朝鮮を征伐して、兵を異域に弄す。世の人皆一期の樂を好みては、睢閑居獨座して酒色を專らとするにあり。秀吉朝鮮の征伐して、極めて論ぜんとならば、武を黷し、兵を究めしせんなゝ業とも云ふべしと雖も、其度量に於いては、大丈夫の思ひの外と云ふ可し。又秀吉朝鮮國王に書簡を通じ玉ふ。言に予托胎之時に當て慈母夢に日輪懷中に入る。相士が曰く。日光及ぶ所照臨せざるなし、必八荒して仁風に聞え、四海威名を蒙むり、それ何ぞ疑はんや。國家の山海に隔たるの遠きを屑(モノ・カズ)とせず。一たび超へて直に大明國に入りて吾が朝の風俗を四百餘州に易へん。帝都政化は億萬斯年を施す事寸中に在り、と書せり。度量の大なる事考ふべき也。

師曰く、秀吉既に天下平均ならしむるの後毛利輝元初めて出仕す。天下第一の大名、中國殘らず彼が威風に屬す。然れば秀吉定めて禮を正し、威儀をふるまつて對面あるべきと諸人思案の處に輝元を對面對に久しく待たしめ、其後帶

を手に持ち、夜を解いて磬薄として女の禿に腰刀を持たせ、其形にて輝元に對面し、直に毛利が手を取り、古の事ども色々物語ありながら座敷を一見せしめそれより天主へあがり、向天の繁榮を見せしめ、天主に於いて刀を賜はり、それより座敷に下り、庭上へ馬を引かせ、秀吉是れに乘り、輝元に口を取らせ、則ち其馬を賜りぬ。毛利悉く其恩顧度量に平伏して相親しみ、相恐れりと也。

師曰く。北條家滅亡已前には所々に三重の櫓を擧げ、天主を構へさせ、屋敷構への内にも色々の要害を設けて、油斷聊かなかりし。天正十八年に小田原滅亡して後には、少しも用心の事なく、秀吉往來にも先を拂ひ、人を改めなる事なし淺野長政、或時申上げけるは、近年御要害の構へなく、餘り麁草な事にこそと申しける。秀吉曰へ。

今程用心を嚴しくする事なし。汝等淺知小見にして是を知らずや。我今　源君と無二の入魂をなせり、家康は一度云ひ合ひたる事を聊か違へざる人也長久手に於いて僅か一萬餘の人衆を以て我が二十萬に及べる大軍に敵せ

らるゝ信長と一度云ひ合はせられたる故也。こゝを以て家康を入魂す。今天下に弓馬を取て我にあたるべき者、家康の外に誰かあるべき。と命ぜられけりと也。

師曰く。大坂の城の天主の有る所、鬼門に當れる由を申すものゝありければ秀吉曰く。天下の鬼門は日本の丑寅也。大坂一所の鬼門は我に當る。鬼門にあらざる也、と云へり。

師曰く。秀吉常に細川玄旨法橋紹巴等を傍に置きて時に與ある歌、連歌あり或は五山十刹の長老か出世の者を崇めて詩連句の會あり。而して其内に秀吉の作意に相應じて出來たらん歌連歌を以て是を秀吉の作に仕るべき也。詩歌は武家の必ず心とすべき事に非ずと雖も、無下に卑しからんも亦大丈夫の本意にあらず。然ればとて是に心を染まん事は甚だ勞役の至り也。武將自ら手を下さずして匹夫の功を集めて將に歸す。詩歌、又汝等が功を以て我が功とすべし、と命ぜられけりと也。

師曰く、源君味方原の時、濱松に歸り入らせ玉ひ、心靜かに御寐なされ、鼻息雷の如くなりけるに、左右の近臣幷に今日敗軍の詩詩あい聚まつて如何あるべき、今夜信玄兵を寄せて、濱松を取圍むには玉藥を放つべきもなく、矢柄を射る可きもなし。さしも名ある輩は悉く打死しつ、と詮議まち／＼致しけれども源君更に起き玉はず、枕を大山の安きに置かしめ玉ひ。斯くて夜も漸く明けれども、信玄兵をよせず。 源君日たけて起き玉ひ、唯平生の御氣色にて信玄は定めて引取るべし、と仰せ言ありしが、其後、疾く其日に兵を入れにけり。是れ信玄の弓矢の格をしろしめされてける。其度量の甚だ廣く大なる故なる可し。

師曰く。慶長庚子上杉景勝退治の爲に 源君既に野州小山まで御働き座すの所、上方に於いて右田之我、逆心を企てける由、注進に付きて上方より供奉し奉るの所の大名小名を一所に集め、其日に上意ありけるは、上方に於いて石田逆心の事、只今告げ來れり。各々先づ隱密に仕る可くと申すやからありと雖も今度供奉の衆、各々妻子を上方に質とし置かれたる事也。心元なく存ぜらる可

き間家康へ氣遣なく心次第に上京可被仕と仰せ出されける。此御意に因て誰上るべきと云ふ者なく。皆御味方に一同す。其夜本多中書竊かに申し上げるは少も危思召されず。手を何れも上洛仕られとへと、不被仰出せ。長途と打ちて是れまで御供仕りたる輩、御旗本を離れて獨立を致し、御献可仕と存ずる者は一人も有之間敷、と申しければ　源君聞召され、彼等が上り衆ねつべしと思ひて仰せ言あらんは、誠に云ふあらず、天下を引受けても一の義を正すのみなれば全く彼等が上るまじきを頼むにあらず、と御諚あつて重ねて又上方衆上り、申され度きは案内に及ばず、上り申さる可し、と仰せ出でられけりと也。大度量大剛操とも申し奉るべき也。

師曰く。　源君既に九月十四日に濃洲赤坂の御本陣に御着座ありければ、上方列參の大名路次に充滿して、御目見えを願ふ處。とかくの御會釋もなく、御本陣のやぐらに昇らせられて敵味方の體を御見分あり、井伊兵部、本多中書まで御供にて誰も登らず、兵部諸大名伺候の由を演說すと雖も、年猶ほ御構ひもな

く、四方を上覽あるに付いて、井伊直政默止がたくして矢倉より下へ下り諸大名へ向ひ　源君の命なりと云ひて長々在陣、並びに岐阜の戰功を稱美せりと也。

〽〽〽〽〽〽〽〽〽〽〽〽〽〽〽〽〽〽〽〽〽〽〽〽

師曰く。豐臣秀吉逝去の後、國々の大名相集り、石田三成が日頃の無禮奸曲を改め、是を切害すべき由、所々の談合多かりけるを以て三成竊かに大坂を退き伏見に至り、又玆にを退いて、加藤清政、同嘉明、黑田長政、淺野長幸、彼是云ひ合はせて既に伏見へ推し寄せ、殺し責むべきに究まりけるを　源君頻りに和を取り扱ひ玉ひて、中村式部少輔、酒井雅樂頭を以て兩方を仰きなだめられ、遂に三成を佐和山へ歸へさしめ、玉ふに、三川黃門秀康を送りに付き玉へりと也。是は我が不義肺肝を見るが如くに思召し。しらせ玉へども彼を屋形の內にて操りつぶし。講讀の中にくびれしめん事は、大丈夫の本意に非ず。事を構へ、難を設けば、何時も廣原平陸の大場にて一戰に勝敗を決すべし。秀吉存生の間は彼に手を拱して今はかむにしからぬ三成をも、水臭しと云ふ事は甚だ勇士の本意

に有らずとの仰せ言なりしと也。

師曰く、三川黃門秀康惡瘡を煩ひ玉ふて鼻のそこねければ、其頃細工に名を得たる者を招いて、人色に鼻を造らへしめ、付け鼻を用ひて出仕ありける。源君是れをしろしめさずして、秀康は惡瘡に鼻のそこねたると云へる沙汰のありしが、鼻は損せざりしなりと仰せありければ、左右の御家しか〳〵と答へ奉る。公卿氣色あつて仰せられけるは、大丈夫天下國家を治むるには身の形粧を以て致す事なし。內の養ひを深くし、器識を逞しくなるにあり。大國を受領し、官中納言に至り、武門の棟梁たるべき、其身の鼻をこしらえて形を專らとせん事は甚だ本末を失へりと宣ひけりと也。

師曰く、平信長廿餘年の鬱憤を込めすでに大坂本願寺門跡光佐城をあけて和睦し、紀州の雜賀にうつり、天下茲に平均なりければ、天正八年に林佐渡守を遠方に流罪す。是れ先年那古屋に於いて信長をはからひ、卑さんと致せし咎に因つて也。安藤伊賀守を流罪す。是は先年武田信玄に內通せるを以て也。少しの

事なりと云へども、我に對して恨みあらんをば、世が世に盛ならん時に報謝せん事を見るは、凡その人の心也。度量ありとは云ひ難し。すべて我身の遺恨の故に人を害し損はん事は、大丈夫の心と云ふべからず、信長如此きのあやまりし故に、荒木村重松永久秀各々自ら安んせずして、天下に逆亂を爲す。彼の惟任光秀が禍を蕭墻の下に起せしも、此故なる可しと云へりとぞ。秀吉毛利が柴田と内通して、室町殿を引き出し奉らんと致せし事を知りながら、聊かも其氣色あらはれざりしと也。信長に合はせては、其度量又たがへりと云ふべき也。

師曰く。秀吉高麗を征伐の時、小西行長加藤清正一日からりに先年を奉て歷向す。小西行長、壹岐の風本より、竊かに逆風に船を發して、釜山浦に着岸し、城を責めて八千餘人をみなごろしに致し、その日に又登萊の城を攻め取る。一日に朝鮮の兩城を攻め取り、且つ忠州を攻落す。ここに於いて朝鮮の王李昭忠州城の陷るを聞いて、北の方、義州に遁る。太子㡣海君珒、次子順和君琿幷に兀良哈に至る。加藤清正、行長が獨り軍功を立てん事を欲して、忠義を背く事を惡み、且つ

怒つて直に船を熊川に着けて忠州に至り、軍議を凝らす。王城に至るの路二道南大門は百里にして大河あり。東大門は百餘里にして遠し。然れども川なく、清正の望みに任かせて入る可しと、行長云ひければ、清正大河ありとも、行程の近き方より行くべしと云ひて則ち兵を進む。行長竊かに水練をつかわし、近邊の船筏を流し棄てしむ。清正河邊に臨むに大河甚ださかまき流れて、案内なくしては越ゆべき所にあらず。是非なく其日を費す。行幸東大門より王城に至りければ王城に人なし。只關門を閉づるのみ也。長水門より人を入れて、竟に王城を得、四門を守らしむ。清正のちに至る。王城すでに行長に得られつ。しからば王城に入りて益なし。直に國王王子を追ふべしとて、兀良哈に至り王子國妃を捕虜とす。而して先づ王城に歸へり。此旨を秀吉に告げしむ。秀吉其功を感ず。行長數度の軍功ありと雖も、王子を得ざる故に清正と不和になりて、遂に朝鮮の軍議皆異論に及び、行長さま〴〵の佞奸を構へ、和を入れて王子國妃を歸へさしむるの謀をなせり。案ずるに行長が朝の先陣悉く、度量狹く、器識薄き所より事起

れり。大丈夫のわざに非ず。凡そ軍事は一の不和あれば其功全からず。朝鮮の征伐は本朝より異國を征する事なれば、神功皇后より此方、千歲たえてあらず。秀吉大度量を以て此事をなす。行長國忠を思ひ、義理を正さば、評に議して一夫も殘らざるが如く、可仕きに、何事ぞ。諸軍をさし置きて竊かに軍令を破りて己れが功を立んとするや。其勇は勇にして、其度量に於いては大丈夫の成す事にあらず。爰に於いて朝鮮征伐の軍令悉く〳〵破れ、各一己の功を立てん事を思ふ。是れ行長が罪遁るゝ處なし。況んや、竊かに水練を入れて南大門の道の船筏を奪ふ。是れ又度量狹く、且つ勇筮もなし。すでに王城に入りて王を迫ふの心なく、彼の一城を守りて功を衒ふに至る。事亦蕞爾たる小事を以て人に嚇くの謂ひと云ふべし。夫れ大丈夫は佞奸の行ひをなさず。間道間行を用ひず。明白に顯はしなして、其器識其度量其勇猛ともに習ふ可きなし。彼の鼠の夜出でゝ猫の隙間を覗ひ、こんなき山の狸の振舞ひするは狂奸の業也。行長が行事皆是れに類すべし。故に庚子の役に一擧して身を縲絏の內に苦しみ、面縛して恥を梟首に

殘すに至れる也。

師曰く。出羽庄內に惡屋形と號して近邊を押領し、暴逆甚だ盛なりける人あり。此故に家臣相あつまりて、是を生害し、他家を入れて家を嗣すべきと談合して、家老、土佐林上琳と云へるものゝ所へ、中山玄蕃行向ふて此事を談合す。上琳同心せず。玄蕃とても同心致させずしては置かざる事なりと云ひければ、上琳腰刀に手を掛けて當座に打ち果すべき模樣也。中山聊か氣色を變へず、大にあざ笑ひて云けるは、上琳はさしもかい〴〵しき人也、と世にも沙汰し、人も云ふなるに如此きの理に暗きは不思議の事也、と笑ひあざむきければ、上琳心しづまりて、其れは何と云ふ故にや、と問ふ。玄蕃申しけるは其一人同心せざればとて國中悉く一味同心致して止むべき事にあらず。屋形の非義の止むべきにもなし。此分ちを知りながら、一人腹を立てらるゝは甚だ理に暗き事なりと云ひければ、上琳怒れる氣色止みて、遂に是れに同心せりと也。中山時に至ての風情度量あるに近かるべし。

師曰く。天正十八年、小田原の城責めに先づ山中の城を責む。玆に木村常陸介内に鳥居源八と云ふ勇士、先だつて城に付て名乘りける所へ、羽柴藤五郎内磯平三郎つゞいて來り申しけるは源八、汝は旣に頸取源八と世に呼ばれ、其身の機きと、手足のとゝのふりて名高き武士なれども、眞實の武功を知らざる田舍育ちの働き故に、此度も名乘るまじき所にて名乘る也。其故は如此き場にて諸人茫然として心も着かず。氣臆して居るものなるに、玆に名乘れば、諸人之に心付きて、我先にと進む故に思ひの儘の獨り高名はならざるもの也。物の澤を知らざる故、流石の頭取源八も如此時に名乘りたる事よと申しければ、鳥居嘲笑て曰く。平三郎は以掛もある武士とこそ聞きたるが、扨ては信の勇士の本理を知らずと見えたり。如此諸人茫たる時分には、一人高聲に名謂て人に氣を付け、大勢に力を添へて多くの人を用に立てる如く致すこそは武士の義と云ふもの也。何事ぞ、我れ一人功名して是を宜しと云はんは、拔群の小業と云ふにも足らずとさみしける。源八が力量、尤も感ず可き也。

師曰く。大須賀五郎左衛門常に手に〳〵にして自分の功を立つる事なく、家來小姓どもの中に器量ある者を撰んで取立て、彼等を以て功を立てしむ。されば武田勝頼高天神に兵を置きて遠州を窺ふ時、源君横須賀に城を構へ、大須賀を以て是にあつ。横須賀衆世に名ある者久世三四郎、坂部三十郎、渥美源五、丹羽彌三、駒岡太郎右衛門、曾根兵左衛門、丹羽金十郎、是を七人衆と云ふ。大須賀その身に度量あるを以て、つもりはづるゝ事なく、傍の仕立つるものども皆武功ありしと也。長久手にて先手大に敗軍の時、大須賀味方の長追ひは必ず敗軍の相なりと知て、小高き所に馬を立て、まとひを置きてふみこたえ、是に因て大にやぶれざりしと也。

師曰く。主人度量あれば、臣下を能く見立て、是を使ひ立つる故に、家臣悉く功者多し。是れ客嗇の所あらずして、祿を厚くし、俸を豐にして更にやぶさかなる事なし。楚の項羽の沛公にやぶられしも、自らの力を頼んで人の能ものを持たず、財祿を惜みて、功臣を立つべき事を知らざるが故と也。古より名將自らの功

を立てん事を欲する輩は遂に匹夫のやじりにかゝつて、成功全からず。源頼朝、治承四年十月相模國府に着いて、始めて勳功の賞を行ふ。北條時政より初め各々或は本領を安堵し、或は新恩に浴して、義澄は三浦介になり、行平は下河邊庄司になる。是れ石橋の合戰敗北して、房州に遁れ、それより相州に越えて既に、其賞を行はる。其度量見る可し。近くは平信長、豊臣秀吉の下にさしもの名將勇士を多く出て、大將自ら敵に中る事なくそれ〴〵に相應の將を發して、是を平治せしむ。中にも秀吉自ら敵に中る事なく、既に朝鮮を征伐せしむるにも、その身は肥前名護屋に留めて、幕下の勇將を命じて、是を行す。源頼朝その身は鎌倉に在りて、平家を退治せしに比す可し。如此き事度量廣からずしては叶ひ難し。彼碌々たる小人は一ケの小事と雖も、自ら是を成さん事を欲するは心廣からず。體ゆるやかならざるを以て臣に委ねず。祿を惜みて身をつからせば也。さるに因て亂世に名ある勇將國郡を領する輩まで、皆分限より過分なるは、家老の食祿也。之故に倚臣と云へども其譽名皆世に滿てり。毛利輝元に小早川隆景、上杉

景勝に直江兼繼、伊達正宗が片倉、島津義久か新納武藏、堀秀政が堀監物、蒲生氏鄕か蒲生源左衛門各以て主人に代りて其事を任ずべき力量あり。故に俸を厚くし、祿を盛にして大將は手を拱して彼に任す。是れ周の文王の謂陽にかりして呂望を迎へて師として八百年にて立ち、列備の草序に三顧して、孔明を迎へて相將の任を與へ、亡漢の後を嗣ぐ所以なれば、人主の度量茲に於いて大なりとす。呂望孔明亦其志のあらわるゝに因て皤然として功を立てし所以也。千里の馬を食ふ事を飽かしめずして力足らず、才見ずしてせめんには、常の馬に異ならず、と湘黎が云へるも、此理と云ふ可し。

師曰く。豐臣秀秋、關ヶ原已後に家老の歷々を成敗ありし後に、何某とかや云へる大身者家を立ち退く事あり。白晝に妻子を引きつれ、弓鐵砲を以て前後をかため、立ち退ける故に、秀秋以の外に怒りて、白晝に城下を如此き體にて引き拂はらはせん事は武家の耻辱也。急いで打ち留むべしとありければ、松野主馬諫めけるは彼等僅かの者の立退きを成敗あられん事は何より易き事也。然れ

ども前方に誰々を御成敗に付きて世以て然らざるべからずとの取沙汰也。然るを又是をも害せられなば、人の褒貶とゞまる可からず。但黜し止め棄て置かるべき也。是非害せらるべきとあらば某無人ながら申付けて打ち止むべしと云ふ。秀秋、汝無人にて如何と問ふ。松野云ふ。某は小者まで一人も手もよごさずに仕留め仕るべし、と答ふ。秀秋重ねて其故を問ふ。松野申しけるは町人在々へふれまわし、落人ありて打ち留めて、衣裳をはぎ道具を取れ被下也。とふれ申さば地下人ども、さし起り、御時に打ち申すべき也。是なく彼を打留め申す可きに相究まらば、御手を下ろされずども、此謀に落つべし。同じくば是等の小事は心に掛け玉ふ可からず、と答ふ。秀秋柔ぎて、我が越度にならざる事ならんには苦しからず、とありて其分なりけりとぞ、

師曰く。松倉豊後守或所にて村山越中が噂さを惡し樣に云ひたると云ふ事を村山聞きて、松倉が宿所へ尋ね行きて案內を乞ふ。本より松倉知れる者なれば、則ち呼び入れて對面す。村山一禮終りて申しけるは其議を誰々の所にて、惡

樣に仰せられたりと告ぐる人の候。私事は日比御懇の事なるに宜しからざる御會釋にこそと、云ひければ、松倉は聞き敢へず、

早くも申されける事哉、

とて則ち肩を拔き、腹さし出して、

定めて存分を云ひに參ゐられつべし。此腹突いて心いられよ、幸ひよき時分に在る。宿本望なれ、

と聊かも平生の顏色に違はず、云ひければ、村山是に氣を奪はれ兎角の挨拶も成さず。松倉切りに彼に本望を遂ぐべしと云へども彌々屈して服す。そこにて松倉近習の小姓どもを呼びて、

彼を引立て追ひ出せよ、存念を遂げに來れると思へば我を云ひつめたると云ふべき、渡り奉行の家つとにせんとの事にや。松倉左樣の嗜みにあらず

と云ひて座を立ちぬ。村山散々に行き申りて歸へりぬと云へり。村山は元筑前黄門に居て名ある勇士なりしとぞ。

師曰く。近き頃、異朝の兵亂に鄭芝龍と云へるは、元福建の安南、石井の商人なり。故ありて本朝肥前國平戸に蟄居して、俗に平戸一官と喚びしは此が事也。大明兵亂に付いて一官福建に歸りぬ。玆に大明瓜の如くについえ北狄峰の如く起て拒ぐに便りあらざれば今上帝順治二年乙酉に鄭芝龍が日本の兵に委しき事を聞きて是を招請す。芝龍速に命に應じて遂に公家のつくのいを待たず、自ら兵をつくり、金銀財寶を散し、日本の兵器を逞ひくして、鎭江に於いて大に戰ふ。楊子江に於いて大利を得て、明の兵暫く勢あり。又北狄の大將、梅勤王、副將石門梁謀を廻らして、藁人形の術を致し、芝龍が兵大に潰ゆ。而して事あつて順治三年に北狄の爲に檎にせられ、其子鄭成功は本朝平戸の人也。隆武年中に國姓爺と號じ、永曆年中に延平王に封せらる。明の天子古今の名將を撰んで、鄭芝龍を以て、卷軸に收む。其言に我閩之鄭飛虹有也(號飛虹)胸數萬の甲兵に羅つて氣は八九雲夢を呑む。東南半壁倚て長城を爲す。楚廣閩浙煙水之區を念ふに、乃ち鯨鯢、蛟鱷、潜蹤之藪也。と記せり。鄭芝龍大明の裏晩に出て公家の費元あり、惡

く唯々自の財を散するまでにして然も弓馬の練る處も全からざるを以て戰利あらざれども、彼本匹夫として天下を任とするのみならず。自ら信を守りて北狄にとりこにせられ、子を以て其後に敵たらしむ。其廣野甚だ大なりと云ふべし。

師曰く。大久保相模守忠隣其頭は治部大輔と號して、源君秀忠公に仕へ奉る。文錄に關白秀次不審を蒙りて伏見に招かる。其頭秀次聚洛の亭にありけるが、秀忠公へ對面あり度きの由、兩度まで使者あり。是は秀忠公聚洛へ御見舞ひとし出御ありし時の事也。秀次秀忠公を同道あつて伏見へ參ゐらるゝか又は人質に取り奉りて源君を御方に引付け申す可きとの事なりと風聞し、既に秀忠公の御屋形を取り圍む。事の沙汰ありしに、忠隣竊かに女房にして、君を遁れしめ、其身は後に留まり、風呂を燒せ、饗應をもてなし、出入の賓客をあしらい燒かけなど致させ、聊かわれる風情なし。秀忠公御出に於いては忠隣如此くはなれ奉りては有るべからず、と秀次衆油斷の内に右の謀をこなはれける。忠隣が度

量以てみつべし。後に秀吉此事を聞き玉い、大に其譽望を感んじ玉へりと也。

志氣

師曰く。後趙の石勒曰く。大丈夫事を行ふには宜しく磊々落々として日月の皎然たるが如くなるべし。終に下曹孟德司馬中達が人の孤兒寡婦を欺むき、狐媚して以て、天下を取らんと効ふならはさる也。又曰く。若し高帝に遇ふて當に北面しては之に事ふるに韓彭(韓信彭越)に與へ、肩を比べんのみ。若し光武に遇ふては當に中原に並び驅くべし。未だ知ざるの鹿、誰が手に死せん、と云へりとぞ。石勒自天王と稱して、ついて帝と稱す。其機甚だ高く、其志それ強くし、然れ共道を知らず、學を成らざるが故、其云ふ所、皆志氣のみにして、其行全からざれば、暫くにして業を保たず、石勒肉未だ冷るに及ばずして妻子已に自保たざりき。茲に案ずるに志氣大丈夫の趣きありと云へども、其本意正しからざる時は却て其志氣害となる事多し。志氣は士の重んする所と云ふべき也。

師曰く。後漢馬援曰く、男兒當に邊野死して馬草を以て尸を畏むべきのみ。何ぞ能く床上に臥して兒女子手中に在らん。晉桓溫曰く。男子芳を百世に流す能はずんば、亦當に臭を萬年に遺すべし。後唐の莊宗曰く。丈夫得は則に王と爲らん、と。央は則ち虜と爲らん。林之石乞が曰く。此事とも則ち卿と爲りて克たずんば則ち烹れん固に其所也。後の害あらん。と云へる。是皆丈夫剛操の志氣にして溝壑に死を志さゝるの故也。然れども大丈夫の本意を得ずとては此志氣、皆世を亂り、暴行を專らとするのわざと成るべきなれば尤も愼しむ可き也。

師曰く。東漢の王充が論衡曰く、夫豫子襄子を殺さんと謀り、摩橋に伏す。襄子橋に至て心動き、貫高く、高祖を殺さんと欲して人を壁中に藏す。高祖柏に至りて人亦動く心、二子兩王を刺さんと欲して兩主心動し實に之を論ず、何ほ謂子に二子の精神は能く感ずる所に非ざる也。而して況んや荊軻秦王を刺さんと欲して、秦王の心は動かずして、白虹日を貫く。然らば則ち白虹日を貫き夫變す。自成りて軻之精虹と爲りて貫に非ざる日也と變動の篇に是を論せり。凡そ寂

然として動き感せずして天下の物に通ずるは、易の格言也。志氣玆に誠あれば、其通ずる事更に疑るべからず。天地の間、同氣相求むるの故に人畜相別れりと云へども、內に嫌疑の心甚だしくして、其氣虛する時は、狐狸忽ちに入る事を得、聊かも忽かにすべからず。此故に志氣に蔴す處あれば、其桐內に伏する所より出づ、と知りて志氣を正しからしめ、寬大ならしめて萬物に屈せしめずんば、玆に於いて其氣養はるべし。

師曰く。大丈夫の志氣甚だ剛操にして、其精强からんには死しき後まで、其思ひのる事ある可し。されば剛毅なるものゝ骸骨は自然に聽者の導ともなりぬべし。蝮と雖も蛇は黑燒にして飮むときは人の氣を盛にす。馬の無强なるに用ゆれば氣たくましくなると云へり。惣じて、世に藥として用ふるもの、皆其枯れ、朽ちたるもの也。殊に堅木をたき棄てたる後の炭と淺木を燒き捨てたる後の炭の性、各別にして、火を持つ事又厚薄あり。玆を以て見れば志氣の相通ずる事は、死灰槁木の後まで、其差別あれば甚だ愼しむ可き也。

師曰く。多くの事皆志に依るべき中にも、勇武の道は志氣に依つて必ず聽者もなきは宜しくなりぬべし。女は天性柔順なる天質也。と云へども其志に隨つて氣强く、勇を專ら出す事も多し。是を以て考ふべき也。況んや大丈夫の眞勇は此志氣の間より湧き出ずべし。(近思錄正答問)顏淵を大勇の人と云へるも、肱を枕にして其樂所を改めざるの謂ひなるべし。

師曰く。後漢の嚴子陵少を光武と同じく學遊す。光武漢の皇帝に仕へしめて、後三度使者を發して、嚴子陵を招くと云へども、遂に出でず、光武自ら彼が草廬に行幸なつてけるに、子陵寢ねて不起。光武至て彼が腹を撫で丶昔今の物語つきせず。嚴子陵起きも上らずして、その答をなす。光武彼れが出て仕へん事を命ぜられければ、嚴子陵、目を見張りて、昔唐堯天下の讓を聞きて巢父耳を洗へり。志あらん輩は官位を以て屈すべからず、と答へけり。其後嚴子陵を招請あつて道を論じふることゞもを語りくらし、一所に床を並べて臥し玉へば、嚴子陵足を以て帝の腹の上に擧げて、聊か平生に變る事なし。帝之を諫職大夫に用ひ玉

へども、遂に出でずして富春山に耕へして一釣竿を樂しみとし、其釣所を嚴陵瀨と號し、墨客騷人、各其詞を費せり。

師曰く、後漢の陳登字は、元龍、學古今に通じて性文武を兼ぬ。尤も其志氣深し、其頃許記列玄德並に列捌列が所に在てその比の人物を論ず。許記申しけるは陳元龍は當世の豪士なり、と云ふ。玄德云ふ。今豪氣の士と稱美あるは其故ありしや、と問ひければ、許記が曰く。昔事あつて元龍が所に行きしに聊か客主の意なく、自ら大床を上げて臥さしめ、客を下座に置きて臥さしむ。其志氣更にたわむ事あらずして、何の語たる言もなかりき、と答ふ。列玄德曰く。今天下大に亂れて、帝王所を失ふ。大丈夫々々に於いて天下の憂を任として世を救ふ之意あるべきの時也。然るに入らざる物語を致し、田舍の言採所なき事を樂しむは陳元龍が嫌ふ所也。故に何の語る事もなかりしなるべし。若し吾上に座せば、許記を地下にふさしめ、我は百尺の樓上に高臥しつべし。何ぞ上下の床をへだつるまでならんと云へり。列備の志氣其趣高き事如此ありしと也。

師曰く。漢の班超、大志ありき。家貧にして官に仕へず。久しく氣傭して渡世しけるが、或時業を止め、筆を捨てゝ大丈夫此くの如くして一生を送らんは本意に非ず。今天下異城に事あり。安んぞ能く筆硯の間を事とすべきと云ひて、遂に其志を遂げず。隨の宇文慶、初め學を學び、讀書しけるが、或時人に云へるは、手跡は我が姓名を記すに足れり。久しく是を事とし、文學に苦しむ。彼世渡る腐儒の業なりと云ひて、之を止めぬ。各々志氣の趣き其故ありと云ふべし。

師曰く。昔王腹と云へる人、大軍に大將として、北狄を打し時山谷に入りて夜雪の降るに逢へり。知らざる道に踏み惑ふて雪猶ほ止まざりければ、王腹則ち馬より下りて、自ら合掌神に祈りけるは我れ君に仕へて二心なく、唯無道の夷狄を平治するのみ也。天若し咎め玉ふ處あらば、我れ自ら罰を蒙るべし。人衆の科に非ずと信心を凝しければ天是に感じ玉へるにや。曇れる空の忽ちに晴れて雪止み、風なりぬ。又前漢李廣、刀を拔いて山をさしければ、忽ち飛泉涌き出でゝ士卒水をまふく。是れ等の事奇獨の一事にして君の子の云ふべき所に非ず、

と云へども、志氣の通ずる處には大地又之に感ずる處古今ためし多し。

師曰く。藤原の廣繼は不比等の孫、宇合の子也。吉備の大臣の弟子にて文道武備に通じ、太宰の少貳にて、肥前國松浦郡にあり。其比聖武帝の后玄肪を寵愛の事ありければ、太宰府より國解を奉りて此事を奏す。帝大に逆鱗ありて、速に廣繼を誅罰す可き旨あつて。御手代ノ東人心たけり、思量あればとて下されぬ。廣繼遂に海に飛び入りて死す。此頸を切て王城に行き、彼の玄肪が前に赤夜き着て冠したる者來て、俄に玄肪を脈て空に昇り、又其後惡靈しづまらざりしを、卿に因て吉備公西國に下り、彼の墓に向つて是を靜められ、鏡の明神と申す。此玄肪が墓は奈良にありと也。志氣の强壯と云ふべし。

師曰く。かけまくも畏き北野聖廣の御事は世の人の知る所也。蜀の關雲長呂蒙がために虜にせられ、父子共に害せらる。玆に玉泉山に普靜と云へる僧あり。元は記水溪鎮國寺の長老也。普靜其夜生禪觀法の月白く風清く、旣に三更に及ぶの比空中に一人高く喚ばるの聲ありて、禪師が庵前に至て、馬を下り、又手し

て法を尋ねて去りぬ。是れ則ち實公なりければ、里人山の頂に廟を立てときわかきわの祭禮怠らず、其夜大唐の高宗鳳儀年中神秀、玆に至て靈驗ありければ時を建て伽藍とす。此事傳灯錄載する處也。志氣の深重なるを以て魂魄も亦止まりぬる事以て見るべし。

師曰く。平野甚右衞門と云ひしは、津島に法師が事にて、信長の時勇士也。彼死して後、其墓の土を取りて呑ましむれば、瘧疾必ず癒えん、と云ふ沙汰しければ人々皆是れを取りて用ゆ。玆に平野存生の時、云ひ交はせる朋友のありしが、彼が墓に行きてつぶやきけるは日比さしも名高き其方が、百姓下々の洗米濁酒を墓に受けて見苦しきあり樣にもあるかなど云ひけるが、それよりして瘧疾更に落ちざりし語れり。勇猛の士は死して性根强き事と云ふ可し。

師曰く。凡そ人の志氣は天性生れついて其豪傑の相備るものと見えたり田原の忠繼は末代無双の勇士にして、三度人に越えず。

一つには　其力を百人に對し、

二つには　聲一里に響く、
三つには　其歯一寸也、
と、東鑑に出だせり。されば生れ付いて其奇用あるものは、志氣自然に人に勝る處ありと雖も、是を以て必ずよしと定め難し。戰法は武義の上に志氣甚だ速かにのれる生れ付の武將ありつべけれども、是れ君性にして寢る處あらざるを以て、其趣き實に至り難し。たとへ勝負の間十度に六度勝つと云ふとも、その勝つ處、志氣の器用に任かせて勤めて至る處あらざれば、要とする業になりて、一度の負に身をそこなふ事ありぬべし。故に志氣も天然と備はる斗りにて貴しとすべからず。歌を詠む者の其奇用を以て時として名歌を詠むと云へどもそれは希有にしての事なるが如し。歌書を學び、和漢才逞じくして、而して其志氣寛大になりなんこそ、職の歌人とは云ふ可き也。

師曰く。陸奥守頼義八幡の宗廟に參詣の時、社壇に於て三寸の靈劍を賣るの由靈夢を蒙り、其臣に枕本を探りければ、一の小劍を得て、神徳を仰ぎ、遂に此靈

劒を一家の福寶とす。白靈夢を蒙むるの日、內室懷胎ありつて男子を出生しければ、則ち七歳にして社壇を置いて元服せしめ、字を八播太郎と號す。後に伊與守義家と云ふ源家一流の正統なり。次に義綱は賀茂の社にて元服して、加茂二郎と號す。三男義光は園城寺神羅（シンラ）明神の社壇にて元服して新羅三郎と號す。平生三井寺にて育てり。何れも源家の嫡流にして武勇志氣唯人にあらず。父の賴義は賊の貫首を賣る事一萬五千人なりければ、其行耳をそぎ集め、一つの佛閣を立て耳納寺と云ふ。是等剛操温藉にならびなく、公やけの勤め勤めずと云ふ事なし。茲に於いて子孫とも共に前九年後三年の兵を用ゆ。是れ本朝に烏帽子をやあるべからず。八幡加茂新を以て元服所と仰ぐ、志氣尤も相　應ずと云るべし。後に細川濟氏、其身の勇力に任かせ子どもを八幡に參ゐらせ、社頭に於いて烏帽子着して八幡太郎と名付けて大菩薩の烏帽子になしける、此事やがて天下の口遊（スサビ）と成りて將軍の幕下を開きける。其隨一の云ひ立になれり。其身につもる行跡ならずして過分の振舞あらん事は天人ともにそむく處なれば、己

れが志氣に於いて尤も愼しむべき也。

師曰く。古今の名將未だ十五歳に滿たずして、武將の志氣茲に表はる。信はた淺かさらる事と云ふべし。栴檀樹は二葉より香ばし、鞞鵯鳥はかいごの內にて聲遠とし云へり。近くは北條氏康十二歳にして、鐵砲の音に驚いて自害をせんとせし事、武田信玄は十三歳にして具合の具の多少を積りて人數五千をもたば、後を致むとも自由なるべし、と云ひし事。長尾謙信十三歳にして奥州出羽關東に修行して、身に艱苦を積みし事。織田信長十三歳の時、子供を集めたゝき合はせけるに錢を殘せる事。豊臣秀吉八歳にして光明寺(尾州)の弟子となりて更に禪學を學ばず、專ら武勇を好み、僧を以て乞食人と見立ての事。源君十二歳の時、菖蒲切の見切を遊ばせし事。各々以て其天下に名譽を擧げ玉ふ志氣自然に相表はれて、氏康廿四歳には八千を以て八萬に勝ち、信玄十六歳より五十三歳まで、古今拔出の軍功多し。謙信十四より弓矢を取りて旣に上杉が管領職を受け、信長廿七歳にて、七百の兵を以て義元の二萬に勝ち、卅五にして天下に旗

を立て、義昭を歸洛せしむ。秀吉十六歲にて私下が金を奪ふて信長を干し、遂に匹夫より天下を掌に据る。源君十六歲弘後三年に切めて大高兵粮入を遊ばされ、その後五十餘度の御戰功を以て遂に天下の武將に備はり、今旣に大權現宮に備はり玉ひ、本朝の末世の弓矢神と仰がれ玉ふ御事、皆以て幼君の古に其志氣の豪英相撰ばれつと云るべき也。凡そ其物なれる後を見て、其成功を云ふと云へども一輪のつぼみに其花の志氣をふくみて、開落(カイラ)の一生をもつ理なり、まのあたりと云へるべし。

師曰く。惟任光秀今そかりける時、芥川にて大黑を拾ひけり。時人皆云ふ、大黑を拾はば、千人の頭となるなりと云ひける沙汰を或人の云ひければ、早く大黑を弄てさせける。志氣光も大なりと云ふべし。此志氣を以て信を重く、道の道たる所を勸めば、何程の忠義をも盡くすべし。此志氣を暴逆の方趣かしめば、又惡として致さゞると云ふ事なかる可し。光秀遂に信長を弑し奉りし事、茲に於いて旣に發す。古の武士は王位をも奪はん志をなせり。純友が無謀を致し、將門が

平親王と仰がれんごとし。畠山の重忠が館の內には煙を立てず。是は鎮守府の將軍を心むしけると也。是れ皆志氣の趣き甚だ大なりと雖も、其趣向甚だ違ふが故に志氣皆害となりて、竟に身を保つ事叶はざるに至れり。尤も戒む可し。

師曰く。豊臣秀吉末だ匹夫なりし時、朋友一所に集まり、寢ねて各々其志氣を云ふ。或は大官大祿を願ひ、或は壽命長久に富貴充滿の事を云ふ。秀吉云ふ。我れ願ふ所は甚だ違へり。唯今信長より祿知百石を拜領す。此上に何とぞ百石の加增を取り度しと思ふ願ひ也、と云へり。各々申しけるはそれはあまりに乏少なる願ひ也、と云ひければ、秀吉は云ふ。然らず、各々か云ふ處は皆云ひたるまでの事」にて、成らざる願ひを口に任かせて云ふ也。我が願ふ所は必ず成りぬべき事也。故に其勤めの致し樣を晝夜工夫仕るなり、と申されけり、と也。されば勇武の心強く、力量强盛なれば、其志氣の大にして、其勤めの甚だしく智惠の巧みも深く、身の修行もはげしましぬ。此故に大なる志氣ありとも、又それ程の行跡ありき。今の人は口には廣大なる事を云ひて、其如く身を勤むる事能はず。故に孔子

孟子を侮り、顔淵曾子を直下と見ると云へども行其萬分の一つもあらずして唯口に云るのみなれば、是れ則ち秀吉の云へるが如し。口迹までにて誠の志氣と云ひ難し。信に志氣ある人は其行亦誠の行なりぬべし。故の人の舜何人ぞと云へるが類は舜を以て茂如するが如しと云へども、其行其勤それら類すべし今の人は古人の言句に就いて、其思をなすを以て、皆耳目より入り來る嘘言のみ也。豈是れを以て志氣とせんや。

師曰く。志氣剛操なる者は柔弱の者必ず氣を呑まるゝ事也。古人に其例多し鎌倉惡源太義平は義朝の長男也。永暦元年に石山寺の邊に於て難波三郎經房郎等橘貞綱に生捕られ、清盛が命因にて六條川原に於いて經房、義平の首を斬る。義平最期（サイゴ）に臨み數けん荒言を吐き、肴有の惡口を云ひ、その內に我れ必ず死後に邪氣の雷神となり、經房を取り殺す可しと云ふ。而後に斬らる。見聞の者皆以て大に恐そる。首を斬らるゝの後に、身骸自ら己れが首を取て左の脇に抱き臥して更に離さず。漸くにして是を取れり。此志氣經房に通じけるにや。仁安三

年六月經房惡夢の告げありて、籠居の處、淸盛攝州布引の瀧歷覽の爲に發せらる。經房夢を告げて顧みずして相隨ふの處に、路次に於いて俄に雷鳴て忽ち經房が馬上に辟易して蹴殺さる。其形灰燼の如くなれり。經房兼ねて此災に逢ふ可き由を語れりと也。又新田義與武州矢口の渡に於いて自害し、遂に江戸遠江守を此渡に於いて雷と成りて蹴殺す。呂蒙が蜀の關雲長を殺せしに呂蒙俄に目くれ、心まどひ、竅血ほどばしり、さがのぼり流れて忽に死す。時に年四十二と、三國史傳に出でたり。是れ氣を呑まれて其剛操を失ふ也。近き比の事にやありけん。或大名の士なる者、中間と云ひ合はする事の惡事ありければ甚だ是を惡み、中間と一つに押し合ひにて二つ胴を生ながら切る可き由命ず。さしも惡盜をそこ致さめ、死期に中間と一同に斬られん事は士の名利の盡き果たる事なればと云ふけれども、主人怒りに堪えずして更に赦さず。主人眼前にて斬る可しとて、中間士押並べ一つにふさしめて斬手に命じて斬らせける。子細なく胴を切り離す。玆に彼士胴切り落されながら、むかと起き上り、眼を大にして、主人

の方をハタと睨み、兎角の言はなかりき。其模樣甚だすさまじく、誠に靈にもなりぬべかりけるつら魄也。主人聊かも動轉せず。居長高になり、高聲になつて彼を強く睨み、已其志を持て、夫中間と一つになりて惡盗を企死して後に又無禮を現はす。甚だ惡くき事なり、と。剛操彌强なりければ、彼の切られたる士、主人の志氣に若まれて、しほ〳〵となりて倒れにけり。側の人々皆恐れおのゝきけると也。

師曰く。天正の初め天下未だ戰國の時、九州筑紫と立花とが領分入りまじりて有之双方の士とも、里に住居をする者は一家の如く朝夕參會す。折しも立花が者に中島右京と云ふ士あり。彼が所へ筑紫が家來帆足と云ふもの來て飲食酒宴の所に明日秋月筑紫兩家一同に立花が岩屋夜よせきたるとふれ來れり帆足も中島も不慮の思ひをなして、明日は敵となり。互に相戰ふべきこそ定めなき世の中にて筑紫と立花又手切なりと云ひつゝ、連れ立ちて暇乞ひを致しけるが、中島云ひけるは、明日の合戰には其方の頭は我之を取るべし、と戯むれ

ながら云ふ。帆足當話に及ばずして則れしが、其言の如く、中島遂に帆足を打ちてけり。是れ戯言なれども思ひより出る事なれば志氣の萠す所と云ふ可し。

師曰く、佐々陸奥守成政越中の守護職なりし時、越中外山に在城す。阿保と云へる所に菊池入道の號して、元は長尾に屬し、今又佐々隨心して我子を出政が傍につかわしめ、常に外山に出仕して、越中先方の事など物語りける。或る時酒宴たけなわにして成政興に乘じける時分、常に欵待しける。まなすの盃を取り出し、是に引受け飲で入道にさせり。入道に三度傾け、則ち成政に返へし、腰にあせる脇指波の平なりけるを捧げて、慮外ながら、献上仕る。是は去る頃長尾謙信より受納仕り候。謙信にあやかり玉ふ樣にと云ひければ成政大に怒て、何事をあやかるべき。謙信が武勇なればとて、何斗の事あるべきぞや、とこて入道を惡口して腰刀を投げ棄て入道行あたり、武勇の事には侍らず謙信九ヶ國の管領にとましませば果報いみじくましますに樣にとの事也。入道老耄して酒興故にこそ候へ。則ち御小姓衆にと云ひて酌に立ちたる小姓に遣はす。成政氣色直り

小姓どもがあやかり者には、左もあらんと云ひて笑ひけると也。成政北越に居て、豊臣秀吉に對し、雪中にさら〳〵越をして、家康公へなり合はし、志氣大丈夫のきざしなきに非ず。秀吉是をいぶせく思ひ、遂に生害に及べる也。

師曰く。黑田如水、或る時糟屋を招請して其方事は年まし也。殊に先年賤ヶ嶽の戰功名高ければ、倅長政に萬事さし引あつて給はるべしと云へり。糟屋身不肖なる某に如此きの言、尤も分に過ぎ候。但し賤ヶ嶽の事は天下は隱れなければ、身一人のひけを云ひて益なければ、長政へ此時所持の鑓を進め上仕るべしとて取らせ。是を遣はす。長政の父の命なれども更に許容せず。其鑓を手に取らずして昔より鑓を致すに師を取ると云へ事を聞かず、と何となく答へぬ。糟屋聞きて最も早や鑓はなれり。武勇の志氣尤も見えたりとて大に感しけりと也。如此き長政が武勇剛操尤も糟が及びべきにあらずなりたちぬ。

師曰く。島津美久退治の爲に、豊臣秀吉九州に發向の時、義久法體して降を乞ふ。こゝに義久が家老新納武藏守肥後の境泉と云ふ所に在城してけるが、天下

の人衆を引き受け、一戦をも致さずして降參致さん事は却つて天下へのぶしつけなれば則ちいづみへ秀吉の御馬よりよせられ給はるべし。一支へさゝへて死しての本望仕るべしと云ひて主人既に降參すと云へども、新納は猶ほ手痛く城を持たんとす。秀吉其志を感じて則ち兵を彼が城下によす、彼の城へ取入る所は、三四里の間、馬の鞍を下し、靭の緒をとる所の難所なれば、天下の大軍なりとも、容易には打ち入り難き所也。茲に新納しばらく持ちさゝへ、聽て人質を出し、今は是れまで也。主人既に降參の上は家臣それに違ふべからず。弓矢の禮儀を以て天下の御人衆を受ける也。武家の面目なり、と云ひて降參す。志氣面目と云ふべし。

師曰く。高安道善その頃天下の太皷の名人にて大音を打ち出しならぶ者なかりき。茲に威德と云へる太皷打ちは三井寺の威德がしらを打ちて天下に名を得、氷を劃るが如くにさへたる音を打つものなりける。此兩人天下の名を得てけるが威德聽て身まかりぬ。然れば天下は唯道善一人に究まれりと高安が

門人皆喜びて道善が方へ見舞ひに行きければ、道善夜服引きかつぎ、臥して甚だ嘆息す。弟子共しかしと語りければ、高安、汝等皆本意を知らずして、唯さしかゝれる事計りを云へる也。世に太鼓の名人なくなりて、修行のたよりなしと云へり。彼の莊子が惠子死して我かても失へり、と云へるためしも此志氣なる可し。

師曰く。松倉豐後守、天性志氣大膽の者なりし。天下靜謐の後、九州肥前島原に在城す。而して人を異城にはせて、年々夷狄遠島の風俗を考へ、道々の通路をはかりて、後に是を公儀に望み奉る。若事大儀に及んで、御働き座ます事もあらば則ち島原の城に御座を移さるゝ爲との下心にて、此結構丁寧美盡すとも云ふ可し。然れども事ならずして止み、又常に云ひけるは我れ小身にて人なきなりと云へども、其儘大軍を催しつべし。其故は先づ御家人の內小身にて歷々の者あれば、是を近付けて、異國征伐の事に任ずべし。是を厭と云ふは勇士の道は止みぬべし。誰とても行くまじきと云ふもの有るべからず。而して彼等小身にし

し、御家人の列になりて有之を二十三十計り申上げて召連れ同道せんに無用との仰せもあるまじく。又公儀に御事のかくる事有るべからず。而して彼の衆を以て一頭づゝに致し、原大坂江戸に集まる諸牢人を御下知ありて召聚して其人品に順て、諸役を申し付くは一人も否とも云ふもの有るべからず。然らば何程の大軍を以て自由に集出すべきなれば異國退治の望み過分なる事に有らずと云へりと也。志氣相應の才覺と云ふべし。

師曰く。關原已後暫く京都の所司代に奥平美作守有之で、其下に加藤喜左衛門、島田次兵衛、之に屬す。小西石田が類各落人をからす時分安國寺が居所を美作守家來、山田平右衛門聞き出てゝ追捕の爲に罷り向ふの處に、安國寺乘物にて退く所へ仕かけてければ、直に是を追捕せんと致す所に、安國寺小性傍に居て刀を拔き、安國寺をさし殺さんとするを、山田飛びかゝりて、小性を組みければ、山田にかまわず、又安國寺を切りける。然れども事故なく、刀を奪ふてけり。安國寺少し疵を蒙りぬと云へども、全く生捕りにけり。彼小性志氣剛操と云ふべ

き也。

師曰く。岡本道加郎の名は清三郎、後に彌市右衞門と云ひ、渡り奉公を致せる匹夫あり。岡本茲に云ひけるは、我れ茲に佛神を信仰して、晝夜祈禱す。其意趣世上の思入れとは各別違へる也。世人は皆惡事災難に逢はむる如く、七難卽滅して七福卽生の思ひをなせる。予は何とぞして、惡事災難に合はせて玉はれと斗り祈る也。其故は人の死生は限りあるものあれば、惡事災難に會ふて命を失はんは定まれる事也。命さへ全くば惡事に會ひ、災難に會ふて心もだめく才をも出して身のためしとも致し、武名をも擧功をも表はすべき事也。今時天下靜謐に惡事災難を除きては、何の働きを致すべき事のあらざると云へり。古人云ふ。四方に事多く、此れ小人之福也。小人身の爲に謀りて國を給ひし、民を殃する（ワザワイ）を顧みず、と云へり。孝子曰く。國家の昏亂には忠臣有り、と云へり。岡本が云ふ所匹夫の言なりと云へども、其志氣の物に勝つ所は尤も取て用ふ可し。世人は皆惡事災難と云へば、身をひそめ、是を遁れんとす。故に之に逢ふ時は志氣之に屈

してせん術なし。是れ初めより、志氣に負ふる所あるが故也。然れば岡本は玆に惡事に勝つ處ありて、作略仕りよかりなん。中人の言にして用ふるに足らずと雖も又用ゐて利ある處あるべし。葵澤、秦應侯に謂ひて曰く。身名倶に全き者は上也。名は可法而身は死するす者也。

師曰く、志氣大なる者は必ず、小節を修めざるを以て傍人、是を見る時は行跡失あるが如く見ゆるもの也。是れ身の功の大なる處に目を付くるを以て小事に少しも取り合はざれば也。大行は細謹を顧みず、と云へるの心もありぬべし唐の憲宗の宰相に社黃裳と云へるもの志氣尤も大にして、大略あつて小節を修めず。こゝを以て外より音信音物悉くうけて更に之を拒まず。こゝに人皆黃裳が私ある事を訴へ、外の賄賂を入るゝ事を申し上げて遂に宰相を止められぬ。案ずるに志氣の本とする處を然法に根ざゝせざる時は、大節と思ふ處も皆其趣向違ふ故に山節大節共に修めざる事あり。黃裳は賂を受けて更に私をなさず、と雖も人の聞く所は財を受けては必ず私あるに近かるべければ、如此き

事に究理しつべき也。

温藉

師曰く。古の顏淵は不レ遷怒を云へり。人の仁心を損ふ者は皆怒氣に因て失するにこそ。こゝを以て名將君子遂に怒れるに任かせて事を行ふ例なし。怒のなきと云ふには有らず。凡て大任を受けて天下の政事を司どり。武の棟梁たらん輩は怒を了つさるゝを以て本とすべき也。源の直義云ふ上宮太子は一生に念れる聲なし。小松重盛一生の召念れる事なし。故に執政に禁なし。近代には楠正成更に怒る色あらず、と云へりと也。但し人の怒りあらざると云ふは又に君子の道にあらず。怒も七情の其一にして、彼を嫌ふべき事なし、怒るまじき事を怒らんは愚人のなす、業なれば云ふに及ばず。怒るべき事を怒らずも亦七情の不足して天地の仁にあらず。天地に秋冬あり。震動雷雹あり。以て戒むべき也。唯顏色を柔げて、下を和する事を溫藉の風と云ふべき也。是れ聖人の仁と云ふべき

ものゝ端なれば也。

師曰く。魯孟孫鹿狩りをして、麑(カノ子)を得てければ、秦西巴をして、之に預け持たせて歸らしむこゝに鹿の母從つて啼き悲しみ、西巴を離れず、里近く出でければ、其風情の已む事を得ざりければ、君命の罪を忘れて是を與へて歸りぬ。又孟孫歸宿して、しかぐと尋ねければ、右の通りありのまゝに答へぬ孟孫大に怒つて君の命を弁つる事の誤りを以て、秦西巴を逐出す。而して一年を置きて召し歸へし、太子の傅たらしむ。孟孫が近習の士、西巴飛あつて今太子の傅たらしむる事如何なる事にや、と尋ねければ孟孫曰く。西巴一の麑にも忍びず、又能く吾子に忍ぶべけんや。と云へりと也。蘇子曰く。放麑は命に違ふ也。其仁を推して以て國を托す可し、とは此心の温藉を敎へるにあらずや。

師曰く。家郊原平と云へりしもの、會稽に居住す。居宅のめぐりに溝を構へて水を四方に通じ、竹を植えて置きけるに、春の夜盗人ありて、其筍を盗む。原本之を知らず。たまく起きて見れば、盗驚きて奔りけるが溝に倒れてけり。原本是

れを考へ。その溝の上に小橋を設けて渡るに便りあらしめ、或は筍を抜いて外へ出して置き、又近所の竹子を盗める者大に愧ぢて敢へて取らざりしと也。宋千令儀甚だ富あり。盗人其家に入りてけるを人々集まりて捕へぬ。令儀彼を招いて盗人を致す所以を尋ねければ、其求め僅か也。令儀彼を許すのみにあらず其不足の錢を與へて歸へしぬ。而して其行跡を云ひて恥かしめければ、盗人初めの行ひを飜がへして、後に善人になれりと也。

師曰く。唐主義方と云へる人、京都に行きける途にて旅人道に勞れて休みわづらうあり。人をして是を聞かしめければ、父遠方に官人たり。病甚だしと聞きて往きて見るべき爲なれども、今は疲れて一足もならずと餘義もなく云ひける。王義方眠み、自ら乘りし馬を彼に與へて、其姓名をも問はずして去りぬ。又魏徵此事を聞きて、遂に我夫人の姪を以て妻とす。王義方辭して順はず、斯くて魏卒しければ、乃ち人を以て夫人の姪を娶れり。徵其故を問へば初めは宰相の權にめでたるに似たれば、也今は魏徵が己を知る事を感ずればなりと云へりと

也。

師曰く。宋の范仰淹希文、嘗て人に云へるは、我が同姓縁類の内に親疎のへだてありと雖も、根本皆一類の親しみ也。我たまく大宮を得て獨り富貴に至れる。是れ更に自の手柄にあらず。天之に命じて親しみ。氣を養はしむるの故也。と云ひて一類一門を集め、仁不肖によらず。各々田宅を買ひ與へて業を守らしむ。貧人ある時は納所の勇しき者に云ひ付けて、其賄を成さしむ。故に子孫一類一人も所を得ず、と云ふ事なし。世以て美談とす。宋の范文正公と申せしは、此人の事也文正の二男に范純仁、字は堯夫と云へるありき。父文正の命に因て堯夫姑蘇と云ふ所に至り、麥五百石を積ましめて歸へりけるに、道にて石曼福と云ふ者、手前不如意にして、つゝめては父母の喪に會へるとも葬るも快く仕らざるの由申しければ、堯夫舟に乘せし所の麥、殘らず彼に與へ、只一人にて歸へりぬ父文正道にて珠布事に遇はずやと尋ねければ、故に石曼郷に逢ふて、しかくの事ありぬ、と答ふ文正其方が舟に積みし所の麥を與へて來たらばこそよか

らなんと云ひければ、堯夫聞きて仰せの通り仕り候と云へり。文正父子仁惠の溫藉一致と云ふべし。

師曰く。袴垂と云ひける盜人の大將軍ありけり。十月の比夜半斗に道にて保昌が笛を吹いて行くに逢ふて足音を高くして走り寄るに少しも騷がず、盜人刀を拔いてかゝりければ少しも騷がずして、是は何者ぞと問ふ盜人驚きてしかく〳〵と云ふ。希有の奴哉、詣來とと云ひて、又笛を吹きて行きければ、攝津前司保昌が家に到りぬ。保昌錦衣を與へて歸されたりと也。保昌は武智麻呂の後武略を以て世に名あり。源賴信などゝ同時の人也。保昌源賴元と大江山に入りて鬼を切りし事は世の云ひ傳へて知れる事也。

師曰く。平貞盛の子に陸奥守維叙と云ふ人ありき。任國に依つて初めて下向の時神拜の事あるに、道の邊に小祠あり。廳官に尋ぬれば、用村將軍の此國の守にてありし時、社の禰宜祝ひの中より、思ひがけざる事ありて事大になりて神拜も止み朔幣も止められ倒れ失せぬと云ふ。是れを思ふに二百年斗になりぬ

と云ふ。維叙不便に思ひ忽ちに社を造り、朔幣に參り。神名帳に入りたり。彼叙任はてゝ上りぬ。後實方中將下れり。然るに廳官の夢に此神喜びて維叙を京まで送り行きて常陸の守に爲しつと見えぬ。果して然りけりと也。

師曰く。平重盛專ら恩惠を事として唯溫藉を專らとす。されば子息の資盛殿下の乘會狼藉に淸盛聲吟の事ありなんとせしをば重盛さま〴〵敎訓して身の無禮を咎め、骨法を知らざる事を戒しむ。淸盛法星を計らひ申さんと、有りし時一門の卿上、雲客數十人思ひ〴〵の鎧、直垂に色々の鎧着て中門の廊に二行に着座す。諸國の受領緣に居こぼれ、庭に並居馬の腹帶强く締め、手綱かいくり旗竿を引きそばめ、冑を前に置きて只今打ち立つ體也。重盛、烏帽子直衣に奴袴のそば取て思はざる風情に入られければ、人々與醒めぬ。又弟の實盛出向てしか〴〵の事也。入道既に甲冑をめされぬと、是れほどの大事に御裝束の體然るべからず、と云ひければ重盛朝家の重き事をこそ大事とは云ふべけれ、此は私の小事也。兵ども數千騎あるの上は云ひ効なく、重盛一人物具したらば何程の

事かあるべき。夷賊朝敵の事あらば、譬く置相の位に至るとも自ら禦ぎ戰ふべしと云ひて重盛内に入りぬれば、入道之を見て、物具脱ぎ置く暇もなければ、障子を少し引き立て、腹卷の上に薄墨染めの素絹の衣を引きかく。重盛涙をはら〳〵と流し、疊紙を取り出して落つる涙を拭ひ、左右の仔細をば、さし置き、此御體を見進らざるこそうつゝとも覺えず。大政大臣の官に昇れる人、甲冑を着する事は輙すからず。只是れ君を蔑がしろにするの所なりと、頻りに諫言を入れて、さしも横紙をさもが如く父入道の足を止めぬ。甚だ教訓にして人皆美談とする所也。温藉の至りと云ふべし。

師曰く、源賴朝常に恩惠を施し、諸國大名を溫潤して、更に暴惡を事とせず。山内瀧口三郎經俊は斬罪に相究まると云へども彼が老母御乳母たるを以て參上して、此事を歎き申す。賴朝實平に仰せられて、鎧を取り出させて山口尼前に置き、是れ石橋の時、經俊が箭立てる處の矢也。件の箭の口卷に二名字あり。經俊が罪を遁るゝに處なし、と雖も老尼が嘆きて申すに任かせて、是れを赦し玉へ

り。是れ自の爲に怒り。宥して人の愁を止むる所以也。

師曰く。平の泰時、最明寺時賴打ちつゞいて溫藉を專らとす。凡べて民の愁ひを以て身の愁ひとし、天下の萬民を思ふ事、唯身を思ふが如し。こゝを以て泰時貞永に式目を定め、時賴自から身をやつして民間の苦を問ひ世以て知る處也

師曰く。楠正行、敵の川へ追ひ立てられて悉く倒れ凍えたるを招きて、それに衣服を與へ、火にあたらしめなどして、敵方へ送りし事、其手立てあるべしと雖も其志は溫藉と云ふべし。たとへ法を設け。事を僞るに似たりと雖も情を深くして、人を愛惠せん事は天地の感ずる處、君子の求とする處也。聊かゆるがせに仕るべからざる也。

師曰く。多賀豐後守高忠は本江州の者にて京都の一類也。應仁大明の際に京極の持淸、京都の所司たりければ、豐後守を以て所司代として、京都の事を司さどらしめ、公事訴訟を聞かしめ、時の人皆此仕置を稱美す。其おきて多くは仁惠あつて人皆信服す。或る時召捕はれものゝ内に力量あつて、其人品必ず士たる

べきもの丶ありければ、此者は武勇の生れ付ありとて自ら繩を解いてゆるしつかはしぬ。此者申しけるは如此き縲絏の耻に及ぶ上は早く斬罪せられん事こそ本望に候、と云ひけれども猶ほ憐れみて赦しぬ、其後いかゞなり行きけんもならざりしに、豐後守身まかりて後名字知れざる者墓所に行きて殉死をなせり。是を改めければいつぞや赦せし咎人にてありしと也。此志必す豐後守が難に代りつべき思ひ入れなりと見えたり。

師曰く。稻葉伊豆守入道一鐵普請の者の内に段々の筋の者を着て、しかじかと動かざる者ありければ、是をからめさせけるに、事の外雜言を云ひける故、多分侍と見えたりとて許さしめけるが、面縛の恥に及びつれば免されたりとても貴方を睨み死を快よくすべし、と云ひければ彌々奇特なりとて、是を赦しぬ。後に一錄死して件の者墓に向て腹切りて死せりと也。一錄は一向勇猛の生付にても溫藉の志ありしにや。

師曰く。源君は武將の中にも就中仁惠を專らし玉ふて、天性溫藉深重にまし

〱ける。小山迄御出陣の時　御供の小身衆あとにて妻女の煩ひよし、高聞に達しければ早々路次より罷り歸るべき旨臺命ありけり。小身者妊子煩いては其家滅亡のはし也。御陣は今に限る事にあらずとの事爲らじ。諸人此一行を見聞して、其德に化せし者甚だ多かりしと也。其昔女の御意に違へるありて、大久保七郎右衞門に御預けなされ。遠州二俣の城に遣し置きける其後に小笠原賊中守、その頃は權少丞と號しけるが、御意に違ひ是れも二俣に御預けになりけるが、最前の女と一所になり、遂に夫婦の好みを遂ぐ。御勘氣を蒙る輩を如此きの不義の事高聞に達せば、大方の罪科にはあるまじきと下々取沙汰の上遂に御耳に立しければ、殊に御快く笑はせ玉ひ、御機嫌能く、聽て小笠原を召しかへされたりと也。如何なる思召にか有りけん。下として更は計りがたけれども、其出る處は寬仁の故なるべし、と安藤帶刀先生が物語りなりとにや。

師曰く。關ヶ原の時、石田三成、小西行長、安國寺三人を大久保相模守忠隣に御預けなされける。忠隣其比は治部太輔と號して、源君の執政たりければ、暇なく

子息加賀守忠常其事を計ひけるが、忠隣が命じ置きに任せ、忠常三成等が居たる間に行きて見れば、高手小手に縛しめられほたしを打たれてあり。三成其比腹中の心煩はしく、臥して居たる所に行きて粥を自身持て出で是れを一口に參ゐるべき由を云ふ。三成見て其方は何者ぞと問ふ。忠常先年奥州御檢地の時關東へ御下向の時御目にかゝり候なる忠隣が悴忠常爲りと答ふ。三成云ひけるは久しき事なれば、聊か覺えとなし。久しくにて珍らしく對面にこそ。但し不覺とばし思はんぞ、此體にては、粥も飯まるゝ事に非らずと云ふ。忠常云ふ。然らば繩解きて候はゞ召上らるべきにや、と云ふ。それは快よく此粥も飯む可し、とありければ士どもに云ひ付けて、繩を解き手をゆるかにし、ほだしを取りてけり。三成大きに喜び、今の芳情忘れ難し、と辭譜して小がさに粥一つ半計を飯めり。偖しつけの爲なればとて繩計りを頸へ掛けてけり。三成大に喜び。間を隔てたる處に、小西の居たりしを、攝州／＼と高らかに呼びて。家康は果報由々しき人にて、譜代の衆子どもまで皆よく成り立ちぬる、と語りける。御成敗の日も其

宵に行きて明日御最期に究まれり。御行水あれとて湯をかゝらせしめしめの段々の筋ある小袖に紅の裏付け、白小袖ともに廣袖に造らへ、三成に與へ、三成と云はれし人の明日洛中を引き渡さるゝ其苦しくては如何との計ひ也。三成甚だ其恩惠を感せりと也。是れ併しながら忠隣日比の温藉を見及んで、子息末女に少あまりての行跡也。惣じて忠隣裏みを事とし、日夜に飯食を豐にして、貴賤親疎に依らず、來る者には盛膳をそなゆ。御家人若し手前不自由なるあれば分分に財を施こす。尤も上使在番に行輩には親疎によらず、相招いて時に取つての引出物し、用具を整へしむ。子息忠常又如此故に門前市をなし、鞭馬置くに所なし。諸大名江戸に參府の時は、直に忠隣が亭に入りて樣々の饗應を受け、それより登城の事多かりき。其溫藉云ふに及ばざる事なりしと也。

師曰く。元龜四年武田勝賴遠州へ出張の時すくも田が原に陣を取る。池田喜平次と云へる源君の御家人勝賴の陣へ忍び入り、馬を盜むとて生捕へられ、高手小手に縛めらる。せな殿是を見玉ひ、駿河にて奉行の時目を掛けたる者也、預

り申され度きとの事にて、之を預かり縛めの繩悉く取り捨て、他陣へは無用也我が陣屋にて四方心安く往來仕る可し。若し落ち行かば、我が一命を知行にぞへ勝賴へ奉る。也小も苦しからぬ事と云ふ。之を置く池田云ひけるは、鐙の上の鐙とは此事にてあるべし。何として之を遁るべしと云へり。後に勝賴の衆へ渡す時に鐙をかけて渡せり。寢ずの番六人にてありしに、池田鐙を拔けて濱松へ歸へりぬと云へり。又近き比起前にて久世但馬が事に付き。竹島周防守を座敷牢に入れ、刀脇指を取りて置ける。駿河へ召し寄せられて詮索あるべきの時、靑本新兵衛尉是を預かりて下りけるに、越前より今庄までは其分にて參り、今庄より刀脇指共に與へて其方を私に御預けの上は、是を運の極めと思ふ也。道中不自由に致しては年來取はやしたるに、今の砌り本意に非らず。如此き心、入を致す上に其方氣遠ひて表裏別心あらば或等速に切腹とあてたりとて少しも召人の風情にあらず。咄し〳〵下りけるとぞ。彼等寛惠の心入れ、尤も深切と云ふべし。

師曰く。安藤帶刀は一日立ちても物も云はざるが如く、天性穩當にして唯寛散仁の生れ付きなりける。其行跡篤實にして少しも飾れる所なく、有餘の財を以て、その不足ものに補ひ、ぎら〳〵しき事を致さず人に當りたるに溫藉を以てして、更にきぶくあし樣なる事なし。家來ともの手前不足なるものは其事を正して其用をたらしむ。近き此の生質人品には尤も希有の人なりと、世以て評せりと也。

師曰く。知惠を立て、利口を專らとする者は人皆、是を惡んで其仇を成すもの多し。柔和にして人の事を受け、其業に情を出す者をば世以て是を親しみ愛する仁德の發見物を利する事如此也。古人の云く。柔は德也。弱は人の助とする所と云へるも此理也。これを以て知を信じ、知を正すの人はあらけなく、物に當りて或は破り、或は損ふ事多かるべからず。然りとて又害すべき理に究りたるを遁れしむべき譯もなしその間唯理のまゝにして仁に依るのみ。論語に孔子の德を論じて溫而厲(ハゲシク)威あつて猛からず。恭にして安しと云へるは此心な

るべきにや。

師曰く。世の和口と云へる若は、皆利害を立て下の苦しみを顧みず。唯専ら己が利を先にす故に身寵せられて、高位に至り家溫かにして厚祿を食む者も皆民と利を爭ふて自から田を耕へし、畠を作る事になれり。是れ必竟眞の知あらずして、世俗の手廻はしと云ふなる心深く身を利するを第一として用を取り合はせざるが故に民の苦しみも見ず、人の害をも知らざる也。公儀體と云へる人は、我が身官祿あるの上には、外に利を成すべからずと云ひて、田園に植へし野菜を抜き棄て、家婦の機織るを止めしむと云へり。天地唯仁のみ也故に仁を本とする時は爰に違ふ事なく、身を立てずして其仁を行ふにもなりぬ可し。董仲舒策の文曰く。夫れ天亦文限る所有り、之に齒ひを予へるは其角を去り。之に翼を傳れば其足を兩つにす。是れ受くる所大なるは取る事を得ざるに也古の祿を予ふる所は力(民力)力に食まず、末(工商之業)に動かず、天と意を同じくする者也。身に寵あつて高位を戴き、家溫かにして厚祿を食み、因て富貴之資力に乘

て以て民と利を下に爭ふは、民安んぞ能く之に如かんや。若し君子の位に居て君子の行に當る時は則ち公儀休の魯に相たるに合いて爲すべき者なし。

師曰く。淺倉宗滴日比申し行ひしは。大將たる仁は第一內の者能々成立する樣にと、不斷心掛け、吟味任るべし。殊に久しき侍もとより新參當參のものにても忠義のある者の跡式幼少の子どもと雖も、是を取り立て人になる如くに悃にすべし實子なきに於いては親存生の時、似合の養子を仕るべし、と異見を加へ、後の絕えざる如くに申し付く可し。然れば子なき者も安堵の思ひをなし。其恩惠に思ひ入り、深きものなり、と云ひけると也。(山鹿素行全集前編終り)

聖教要錄（上）

（山鹿素行全集後編）

聖人

聖人は知至りて心正し。天地の間通せざるなき也。其行たるや、條理有り。其應接たるや、從容として禮に中る。それ治國平天下ならずとせんや。事物各々その處を得。別に聖人の形と謂ふべきなく、聖人の道を見るべきなく、聖人の用を知るべき無し。唯日用の間に於いて知至り、禮備はり、過不及の差委るなし。上古の君長は皆之を敎へ、之を導く也。後世は然らず。別に師を立つ。既に衰進の政ならず、天下由る所は乃ち聖人の道なりとす。而して知は過ぎ、愚は及ばざる也。人には一行一善の稱すべきあれば一與の士也。千鍾の祿亂すべし。北計の金を抛つべし。非義たらざるの士及び隱士逸人名節雄知、當世に聞ゆるある者は世に乏しからず。一行一善にして聖人の道に於ける纖毫の相似なし。聖人は中

庸のみ得て稱すべきものなし。

知至

人は萬物の靈長ならずや。血氣具るの屬は人を知る莫し。聖賢たる、知の至たる、豈不肖たる、知の習たる、知の至り也。物を格するに在り。天は蒸民を生む。物有れば則有り。能く其物に至りて盡きざるなし。則ち其知至り。而して通ぜざるなく盡きざるなく、通ぜざるなきは聖人也。思睿に曰く。睿は聖を作る。人知多く故欲亦多し。欲は充たすべからず。君子は義を以て利と爲す。小人は利を知りて義を知らず。君子の利は能く享る。小人の利は全からず。義利支離せざれば利は義の和ならずや。義の有る所、利は人皆聖を希ふの志有る也。其知至らずして、動すれば異端に陷る。異論の敎也。人情を嬌め、情を直して經行す。戎狄の道ならずとせん。聖敎異端は聖學俗學の辨。唯義利の間に在り。

知りて力行せざれば則ち至と謂ふべからず。力行にして省察せざれば、則ち

知鑿行薦す。又至と謂ふべからず。力行省察して后は之れ至る也。

聖學

聖學聖學何するぞ。人となるの道を學ぶ也。聒教何するぞ。人となるの遺を教ふる也。人學ばざれば則ち道を知らず。生質の美、知識の敏、は共に之道を知らずして其蔽多しと知るべし。

學は唯古訓に學び、其知に致して日用に施するならず。知の至りては遂に氣質をも變ずる也。

學は先づ志を立つるに在り。志立たずして、則ち人と爲る。學に法有り。小學大學、下學上達中人以上、中人以下、各法有りて、學は必ずや問ふに在り。問へば必らず審在り。問はざれば則ち新ならず。學は必ず習ふに在り。學びて時に習ふ也。學は必ず思ふに在り。思はざれば其知至らず。學には必ず蔽有り。心學、理學は心を甘んじて性を嗜み、其蔽に過ぐ。書を讀み、事に泥む共蔽及ばず。其學の蔽ならず

や。

學には必ず標準有り。其志す所正しからざれば。乃ち書を讀みて知日に昏し道を覓めて理日に惑ふ其行は儉に過ぎ其君子と稱する亦事物に通せず。言は必ず信、行は必ず果、硜々として然るは小人也。

師道

人は生れながらにして之を知る者にあらず。師に隨つて業に稟く。學は必ず聖人に師するにあり。世に聖教の師なし。唯文學を記記し、問文を助くるのみ、然り、道は天地の間に在りて自然の儀則に有るならずや、其言行は已に賢なるは以て師とす可し。何ぞ常師あらんや。天地是れ師ならずや。事物是も師ならずや。

立教

人教へざれば道を知らず。道を知らざれば乃ち禽獸を害す。民人異端に陷る

邪說を信じて鬼魅を崇む。竟に君なく父なきは敎化行はれざる也古昔王は國を建て、民を君とし、敎學を先と爲す。

君長の下を御するに當りては人を敎ふるの道を以てすれば、則ち臣僕敦化す。敎の久しき也。自ら風俗を爲し、人々自安んず。家に家敎有りて國に國敎有り天下に天下の敎へ有るをや。道德を一にして以て心を同じくす。

讀書

書は古今の事蹟を載せる器也。讀書は餘力の爲す所也。急務を措いて書を讀み、課を立つ學を以て讀書に在りと爲す也。學は日用と扞格す。是れ唯書を讀みて其道を致さゞる也。

書を讀むに學の志を以てすれば、則ち大に益ある也。書を讀むを以て學と爲すは、則ち玩物喪志の徒ならずや。

書を讀むは聖人の書に在り。聖敎は甚だ平易也。每に讀みて之を味ふ。玩んで

之を釋き推して之を行ふ。以て之を證するに足る也。他は皆利口に渉り、事を知るに便にし、其一言半句一事一行は執用すべきに有り。其始終を推して乃ち全からず。唯廣才博識の一助は讀書の法ならずや。記誦博識を專らにするは乃ち小人の學也。多走作を忌み、詳に訓詁を味ひ、聖人の言に本づき、直解すべし、後儒の意見は取材する所なし。

道統

伏羲神農黃帝堯舜禹湯文武周公の十聖人は其德其知を天下に施し、而して萬世其澤を被る周の衰ふるに及び、天は仲尼を生みて生民より以來、未だ孔子の如く盛なる者あらず。孔子歿して聖人の統殆んど盡く。曾子子思孟子は亦企望す可からず。漢唐の間、當に其任に當らんと欲するの徒有り、又曾子子思孟子に於いて日を同じくして之を談ずべからず、宋に及びて周程張邵、相續いで起る聘人の學は此に至りて大に變ず。學は儒に陽し、異端に陰する也。道統の傳は

宋に至りて竟に底沒す。況んや陸王の徒、算するに足らず。唯朱元晦、大に、聖經に功あり。然れども餘流を超出するを得ず。噫道の人に託して世に行ふ。皆天に在り。其孰れが强きか、此に與みするや。

孔子歿して後儒士の學は宋に至りて三變す、戰國法家縱横家、漢唐文學訓詁專門名家宋理心學也。夫子歿してより今に至るまで旣に二千餘萬に向ふ三變し來る周孔の道は意見を陷れ。世を誣ひ、民を惑はす口に聖敎を唱へて其志す所は顏子の樂處、曾點の氣象ならずや。習ひ來して世久しく嗚呼命なる哉、

詩文

詩は志の之く所。火に志有れば則ち言必ず動く。古詩は自然の韻叶ふ也。其志或は諷諫に存すべし。或は事義を評し、或は好風景を述べ或は自ら警め、或は時政君臣の德を稱ふ。此くの如くせば則ち六義自然に相具ふ。後の詩を作るを學ぶ者、言を巧みにして趣を奇に致す。其言ふ所は皆虛誕ならずや。故に詩人は天

下の閑人、佚樂游宴の媒たる也。

詩を作るには必ず經書文字を事とす。道德仁義を言ふは世敎を渉らんと欲す。亦詩の一病也。學敎何ぞ詩を惜まん。宋明の儒は多く此蔽有り。聖人の道を知らざる也。

文は言辭の書に著はるゝ也。聖賢の言は已むを得ずして發す。自然の文章となる也。後の人文を作るには皆巧言令色を以てする也。事なきの處に奇趣向を求めて造作し來る。尤も評すべし。韓柳歐蘇は文章の達人にして而も其學は皆乘戾。文は質を過ずの史ならずとせんや。

聖教要錄（中）

中

中は倚らずして節に中するの名也。知は過ぎ愚は及ばず。中庸は能く行はれざるを云ふ也。中庸を能くせば、則ち喜怒哀樂、及び家國天下の用、皆節に中るべし。中は天下大本たる也。

聖人の道は中庸に在り。中庸を能くせば、知を致し、體を詳かにするにあり。惟れ情惟れ一にして、其中に用ふ。中庸を擇ぶ是れ也。若し意を著はして推求悟了底を待ちて未發の中に索めなば、則ち中庸に非ざる也。庸とは平日用の謂ひならずや。此中に平平を用ふる也。庫を以て別に工夫を立つる、尤も差謬也。

道

道は日用共に由て當に行ふべき所。條理有るの名也。天能く運び。地能く載す。人物能爲す。各に其道有りて違ふべからず。道は行ふ所有る也。日用以て由つて行ふべからずんば則に道ならず。聖人の道は人の道ならずや。古今に通じて、上下に亙に、以つて由つて行ふべき也。若し作爲造沒に涉りて我は行ふべく。彼行はずんば古行ふ可し。今行はざれば則ち人の道に非ざる也。性を率ゐるの道に非ず。道の名は路上に從つて起る也。人の行びは必ず路有り。大路は都城王畿の路。而して車馬通ずべく、人物器用にして交行すべく。天下の人民は各々其路を出でんことを欲す。小徑は吾人の利する所の路にして甚だ狹陋也。且險阻隘曲は少しく翫すべき也。聖人の道は大路也。異端の路は小徑也。小徑少しく翫ぶ可くして終に安んずべからす。大路は翫ぶべきなく。見るべきなし。而して萬小徑は目下に在りて終に離るべからず。

理

條理有る。之を理と謂ふ。事物の間には必ず修理有る也。修理紊るれば、則ち先後本末も正しからず。性及び天は皆理を訓す。尤も差謬也。凡そ天地人物の間には自然の條理有り、是れ禮也。

德

德は得也。知至りて內々得る所ある也。之を心に得て、之を身に行ふ。德行と謂ふ。其德は公共にして天地に通ず。萬物に惑はざるは天德明德也。淺露薄經にして而も實地を蹈まずんば、則ち德とも云ふべからず。

仁

仁は人の人となる所以にして、己に克ち、禮に復する也。天地は之を以て行ひ天下は仁を以て立つ。顏子仁を問ふ。夫子綱目を以て之に答ふ。仁の全體は大に用ひ盡す。仁は五常を兼ねるの言。聖人の敎は仁を以て極處と爲す。

漢唐の儒生は仁を以て愛字と作す。其説及ばず、宋に至り、仁を以て性と爲す。大高尙也。共に聖人の仁を知らず。漢唐の蔽少し。宋明の蔽は甚だし。仁の解は聖人之を詳かにす。

仁は義に對して謂ふ。則ち愛惡の愛と爲り、仁は義に因りて行ふ。義は仁に因りて立つ。仁義は支離すべからず。人の情愛は惡のみ。是れ自然の情ならずや。仁義は愛惡の節を中する也。

五常は各々用有り。而して包括せず。又支離せず。孟子之を說く。先儒曰く。凡そ血氣有るの類は五常を具へ、ただ理會せず。五常は情の發して節に中る也。知を致して力行せずんば乃ち得べからず。人は皆此情有りて能く道を修す。乃ち節を中するを得る也。

禮は民の由て生ずる所ならずや。中を制する所以也。事に卽く之治也。禮を知りて禮を行ふは聖人也。禮なくんばち則手足措く所なし。耳目は加ふる所無なり進退揖讓制する所なし。居處閨門朝廷、文事武備、宮室器用は禮を以て則ち安き

也。禮は情を矯め、外を飾るに非らず。自然の節有りて已むを得ざるの道なりとせんや。聖人の教は、唯之れ禮樂に在るのみ。

誠

已むを得ざる、之を誠と謂ふ。純一にして雜ならず。古今上下易ふべからざる也。維天の命、於穆已まざる也。聖教未だ嘗て誠を以てせざるにあらず。道たる、德たる、仁義たる、禮樂たる、人人已むを得ざるの誠也。父子の親しみの如く、是れ假合附會にあらざる也。

無妄の誠を謂ふは、眞實無妄なるの誠を謂ふ。共に誠を知らざる也。已むを得ざるの誠を致し。則ち一言、一行、一事。一物の間に誠ならざる無し。

忠恕

忠は、人の爲に謀り、而して身を私せざる也。信は慤實にして欺かざる也。忠は

私せず。信は欺かず。忠は心上に就くと說き信は事上に就くと說く。忠以て忠長に事へ、信以て朋友に交る。聖人の敎は忠信に在り。恕は已れ欲せざる所を人に施す勿れ也。忠は是れ物に對して私せず。恕は是れ人を以て人を治むる也。

敬恭

篤謹にして放蕩せず、之を敬と曰ふ。其說を致す。乃ち禮の一事、人の警戒也。敬と曰ふは禮を以てせず。則ち其蔽は迫狹にして徒容たらざるに在り。聖人の敎は禮に在り、禮を行ふは乃ち敲存す。敬を專らにすれば乃ち禮全からず。宋儒は敬を以て、學問の本と爲すは、聖學の始めを爲して終を成す所以の者たる也。此說に因りて主一靜坐す。乃ち謹厚沈默、迫塞狹淺也。聖人は敬を說く多く戒愼恐懼に屬す。其戒懼は禮を以て、寬裕從容として唯敬を言ふ。乃ち其心通塞しく而して通せざるのみ。恭は敬して外に發する也。

鬼神

鬼神は幽遠にして能く通ずる也。天地人物の生生、其流通貫徹し、陰陽の靈、鬼神の迹也。鬼は陰に屬し神は陽に屬す。

聖人は鬼神を論ずるに、天地及び人を先にして而して後鬼神に及ぶ。天地人民是れ明務にして乃ち鬼神の迹なし、亦感通す。鬼神は幽遠の間に通せざるなし。故に其言語形狀を見聞すべからず。然れども同氣相馮依し亦疑ふべからず。

魂は陽に屬す其そ靈神也。魄は陰に屬す。其れ靈鬼也。人物陰陽を合して形と爲す。陰陽の靈精を魂魄と曰ふ。

人物旣に形し。鬼神之を物に見る也。精氣の物たる也。人物形せず亦鬼神流行す。而して造化の變を爲す。游魂變ずる也。

人は唯爲す有れば則ち勸む。爲すなければ則ち怠る。萬物の天に本づく。人の祖に本づく、先を奉り、遠きを遠追ふは已むを得ざるの誠なり。祭祀の禮は豈に

作爲し來らんや。子孫祭祀する却つて感格有り、是れ同氣相通ずる也。祖宗の相遠き、而して衆支氣を稟く全く是れ祖宗の餘分也。國に大事有れば天地に告ぐ以て群神に及ぶ禮の常也。人人祭祀すべきの神あり。天下の鬼神は各々因る所ある也。

陰陽

天地の間に盈ちて造化の功を爲す所以は陰陽也。陰陽は天地人物の全體也互に消長往來して屈伸す。生々として息むことあるなし。輕くして昇るは陽也。重くして降るは陰ならずや。陽は氣にして陰は形也。形氣は更に離るべからず。陰陽は互に根し、偏廢すべからず。偏用すべからず。互に主と爲りて、定位なし。

陰陽五形。象は其著明なる水火也。水火相對して相因る。而して其用亨く。水火の用大なる哉。

五行

五行は陰陽の既形也。五は天地の間に行ふ所以也。陰陽は富として五行は形也。更に作爲を待たず。水火は五行の主也。水火は衆有りて形なし相對待流行す而して萬變して盡く。

五行は生數、行數有り。又生尅する有り。天地人物の間に相尅對待す。而して相生じ、生は尅と與に循環して窮りなし。

天地

天地は陰陽の大形也。天地の成るは、造作安排を待たず。唯已むを得ざる自然也。故に長久也。始終なき也。其極は數を以て焉を論ずべからず。事を以て之を計るべからず。陰陽流行して終に天地と有る日月となり、人物と爲る。

氣は昇りて止むなき天也。降りて凝聚の地也。昇降の誠は陰陽の著明なるあ

る也。

天地生生として息むなく、唯自ら彊めて已まざる也。復之を天地の心に見る。終に復た始まる。始終なき也。其德至大、主公、正大、にして、而して天地の情は見るべき也。

陰陽の形氣は、其主天地也。其精は日月と爲る。日月縣象著明にして、天地の萬物は各々其處を得天文地理の變通せざるなくして、而る後天地と與に參となる也。

聖教要錄（下）

性

理氣妙合にして生生として無息の底有り、能く成通す。知識は性ならずや。人物も生々として天命ならざるなし。故に曰く、天命の性を謂ふ。理氣相合すれば則ち交感にして妙用の性有り。凡そ天下の間衆有りて乃ち此性有る也。此衆の生ずる已むを得ざる也。衆有れば乃ち已むを得ざるの性有り。性有れば、乃ち已むを得ざるの情意有り、情意有れば乃ち已むを得ざるの道有り。此道有れば乃ち已むを得ざるの教有り。天地の道は至誠ならずとせん。

人物の性一原にして理氣覺感す。自ら過不及あり。其妙用成通す。亦異ならずや。人同じく天地を禀く。而して四夷は皆異也。況んや鳥獸萬物の區をや。

性は善惡を以て言ふべからず。孟軻の謂ふ所は性善なるは忌むを得ずして之を字す。堯舜を以て的と爲す也。後世其實を知らず。切りに性の本善を認む工

夫を立つるは尤も學者の惑ひ也。

學は性善を嗜む。竟に心學、理學の說有り。人人賦する所の性は初め相近し。氣質の習に因りて相遠し。宋明の學は。異公に陷るの失あり。唯這裏に在る也。

此道を修むるは以て天命の性を率ゆ。是れ聖人也。君子也。この氣質を習ふて情に從ふは小人也。夷狄也。性は唯習敎に在り。聖敎に因らずんば、切に本善の性を覓むる異端ならずや。

聖人、天命氣質の性を分たず、若し相分ちなば、則ち天人理氣竟に間隔する、此性なからんや理に交成の間に生じ、天地人物皆然る也。氣質を措いて性を論ずるは、學者の差謬也。細は乃ち細にして、而して聖學に益なし。

生の性を曰ふ。性惡を曰ふ。善惡混を曰ふ善なく惡なきを曰ふ。作用是性を曰ふ。性卽理也を曰ふ。皆性を知らざるならずや。性は多言に涉るべからず。

心

性は形體の間に充ち、方式の指すべきなし。其舍寓する所の地は、心胸と謂ひ、一身の中央、五臓の第一、神明の舍、性情の具ふる所一身の主宰也。

心は火に屬す。生生として息むなく少にして住まず。流行運動の謂ひ也。古人性情を指して心と曰ふ。凡そ心と謂ふは乃ち性情相擧ならずや。知學を以て心と爲す。理を以て性と爲す是れ切に性心を分たんと故して、性を以て本然の善と爲し認め來る也。人心道にして心を正しくすれば、皆知覺及び理共に具はる也。

意情

意は性の發動にして未だ迹有るに及ばざるの名也。既に迹有れば卽ち情を曰ふ。發動は機微は是れ意也。心の嚮ふ所也。性心は體にして、意情は用ひる也。惻隱、羞惡、辭讓、是非有り、是れ情也。情の發して物に及ぶ。其目二五の間に出でず。聖人は仁義禮智を以て共節に中らしむる也。

志氣思慮

志は心の之く所。意情は定嚮する所有るの謂ひ也。志は必ず氣に因り。思慮は意情の內に審か也。思慮は致さす。乃ち乖き戾る。思慮に曰く。愼得の謂也。と。性心、意情、志氣、思慮の字説は、聖人詳に之を分たず。後學利口の辯也。聖人の道は豈多端ならんや。

人物の生

理氣交成。而して萬物生ず。其間陽を根として。男と爲す。陰を根として女と爲す。天地及び萬物の生には先後なし。强ひて之を謂へば、天地有りて、而る後人物有る也。

妙合の間、未だ嘗て過不及なきにあらず。故に萬物の品有りて二五の中に稟く。是れ人也。人亦過不及の差有る也。而して賢愚有る也。君子小人と成る、皆習致

に因るならずや。

人は正氣を稟く。物は偏氣を稟く。正氣は理の正也。偏氣は氣の厚き也。

易有二太極一

大極は象數已に具はる。而して未だ發せずして朕なきの稱也。理氣妙合にして、而して其間廣大變通す。縣象著明にして、悉く具はりて欠處無し。甚だ至極、太極と曰ふ也。太極の象已に發して、而して天地便ち廣大也。四時便ち變通す。日月便ち縣象著明にして、雲行き雨施す。萬物品節す。

理氣妙合なれば則ち幽微眇茫の間、必ず太極、天地の人物は各々一太極也。

聖人は事物に於いて唯だ極のみ。天地の物則に依りて象理を含蓄し、故に未發の間に象數既に具はる。是れ感じて天下の物に通ず。思ふて通せざる也。夫好易を論じて太樹極を以てす。這裏六十四封三百八十四爻の象數相具はるあり周子は太極圖を作る。尤も後學の惑ひを起すに足る。是れ聖人の道を知らざる

也。河圖に出でゝ洛書に出づ。各々自然の象有り。何ぞ造設を以てせんや。周子は無極にして三字を以てす。太極字上に冠して、甚だ聖人の飛人。後學の異端也。太極の外別に無極なければ、則ち其言贅也。太極の前に無極有れば、則ち異端の說也。聖人の敎、唯日用のみ太極は乃ち先後本末を含蓄す。至れり盡せる也。

道原

道原道の大原は、天地に出づ。之を知りて之を能くする者は聖人也。聖人の道は天地の如く爲すなき也。乾坤管易也。上古の聖人は天地を以て配と爲す。董氏の所謂右原は、其語意尤も輕し。天地の道は聖人の敎へ也。多言に涉らず、奇說造爲なく、自然の則を以てするのみ。一言にして之を盡すべし。百姓は日用にして之を知る。古今相由りて窮りなく。精神を弄して性心を認むる、乃道は遙がに遠し。

臣道（一）

臣體

詳上下之分

詳上下之分師嘗て曰く。人倫之大綱は君臣を以て大と爲す。君臣上下の差別する處。聊か力を以てするに非ず。天地自然の儀則なり。されば天は陽にして、まどかに能めく樣て地を覆ひ、地は陰にして萬に能、平に物を載す。日は大陽の精にして其光あまねく國土に及び、月は太陽の精にして其光日輪をうけつ増減し、日に近づけば則はち光あらはれず、日遠ざかれば則はち光を増して夜又日表の影をうづめ、國土を利す。是天地日月自然に上下の差別をあらはせり。而して其形上なる者は貴くして近づき難し。其形下なる者は賤くして狎れ易し。其

天にのつとり、其光日にひとしきを以て是を君とし、四海の萬民渇仰の思を成す。其德地にのつとり、其光月にひとしきを以て足を臣として萬民又是れ命を傳ふ。是れ君臣の別なる所以也。德を以て論じ命を以て見、形を以て考ふるの間、上下分皆自然の道理より事起れるなれば爰に於いて人々臣の分を安じて其差等を越す可らざる也。況んや子孫相續して其主人の家人に生れ、或は天下の廣き列侯の多き其内に縁にふれて君臣の號を蒙り、或は其家、其主人を望みて其家人となる。各其分の定まる處は義の因る所なれば、聊か悔ふる處あるべからず。草木鳥獸の其土地に生ずる器械、用具其の大産たる皆定まつて然る所以有るを以て、已が理を究めず、故に惑ひ、出來て却て義を害するに至らん、事尤も不便と謂ふ可き也。然れば天地日月陰陽を以て上下の差別を辯じ、其分を安んじて自ら勤むべき也。此分を知る事決定せざるが故に望んで上を犯すに至る事にもなれる也。されば主君の惡は夏の桀殷紂に至れるとも下として上を蔑如せん事あるべき道に非ず。殷の湯周の武の明聖を以てすといへども猶ほ未

だ善を盡さざるの處ありと云へり。況んや上に桀紂が惡なし下に湯武の聖なくして下剋上の心出來たらん事は、日月の地に落ち、天地の倒覆するに異ならず。是内一念の幾微に於いて上下の分定を詳にせざるが故也。鳥獸の知なきも或は其音形或は其威筮を以て谷林の勇者となりて上下の差ありといひければ天命をはかり、德義を考へ已むを御ざるの所を了簡して其分に安ずる處是れ臣道の失する處也。人心種々の惡事あるは分を安せざるの處より相起れる也。之許魯齊に曰く。夫日陰魄也。借日爲光與日相遠則光盛。猶臣遠於君則聲名大威權重與日相迎則光微愈迎愈微。臣道陰道。理當如此故月星皆供日以爲光及近日却失其光此理殊可玩索。

思君思重之

師曰世に思と云へる事品多き也。人のいとをしみをうけ其養を成し、其敎風俗によつて人倫の大道を知皆無思の寓する所にして其輕重差別ある事也。茲

に人倫の大綱を以て云ふ時は此身天地の間に出生して卷をうけ、敎にあふて天理自然の道德を理會しぬる事其本父母にあるなれば是父母の恩を本とす。然れども陰陽相合すれば其間に萬物生ずる事天地の道理ある可きなれば此所において議を加ふ可からず、唯出して人となる事內愛惠によつて此の如し、成長するに至る其愛惠聊かためにする所あらば是詩の父兮生我母兮鞠(ヤシナヒ)レ我拊(ナデ)レ我畜レ我長レ我育レ我顧レ我復(イタケル)レ我出入腹レ或欲レ報二之德昊天一罔極レと云へるは此の心也。而して其ひとゝなるに及んで君臣の各分を定めて初めて君の恩を實とす凡て君臣の恩其初を云時は我父母の養育に逢て養を豊にいたされし事父の君につかへて祿を得るによるなれば出生する所より已に君恩に浴す、君臣の間は他人と他人の出合にして其本に愛惠すべきゆへんあらざれども一時の約束一旦の恩人を以て其祿を與へ其養を全からしむ。之に依て父母を養ひ妻子をはころみ従類を扶助し知音を助け長ぜしむること併て君の恩に非と云ふ事にし。天地の間出生する所の物皆養を得ずば身を全ふせず鳥獸は朝より夕べに

に至るまで聊かのいとまもなく、喙りばむ、魚鼈は水を離れず、草木は土地の養あしければ則枯るゝ、中にも人間は知才物に長せるを以て養道又萬物にことなるゆへ米穀をかしぎ、鹽梅をとゝのへ、魚肉をあつものにし野菜かてものとす。此の如くならざれば養調はざるを以て身全からざる也。此品々の養をなし貴き父母をもてなしいとをしき妻子を育する事君恩にあらずや。風寒をしのぎ暑湿にをかされざるが如き衣服をとゝのへ家宅をかまふる日用の用具冠婚喪祭の大禮各々是れ君の繫(カヽル)る所也。況んや君の風俗を以て我悪に入事を正し人倫の大道を會せんことは無上の大恩なれば臣として常に其恩を盛にし、日々奉公恪の思入怠る可からざる也。人皆新恩に浴する時は必ず其事を重く思ひ入といへども年月押へては郊の心改たまつて志に懈怠有もの也。其恩に大小厚薄の差別はあるべけれども我一分の上を能考へて其相當の君恩を盡夜心に思はずば勤むべき奉公をつとめざる事之ある可也。必ず朋輩の立身仕合を以て我を校量すべからざる也。今日人の音物土産を得る所わづかの物と

いへども禮謝を逃て手を拱す。是れ得る所によつて報謝する所也。又あたいを以て一日の用所に人をやとわん時、雇人其あたいを取てつかわれざらんには我等を責むる事切成べし。是人に報謝を責る也。然ればわづかの事には禮謝を專として君恩の莫大なるは其報謝の心あらざるは是常に君恩の重きを思はざれば也。恩を得て早く忘れんことは人倫の所惡天地の容れざる所也。臣其恩ふ可き處において薄きを以て其勤む可きをとりちがへて實を知らず、或は奉公を苦に致し或は恪勤して居ながら心於にするに至る也。故君恩の重きを思ふことを以て臣の道とする也。次に不忘却衣と云へる事あり。君恩に因て元布衣旱賊の者莫大の祿を得る所從眷屬を扶助し郡國城地を領するの輩其身一代には其を忘れずと雖も子孫に及んで生ながら大名の思をなし人々に無禮緩怠を專とするの屬あれあり。凡郡國を領する輩只敵をふせぎ難にあたらんことを以て忠勤とする是一方を知て其實を料ざる也。世平なる時は身を勤め下を養ひ郡國を治めて邪なきを以てし、亂世に及び身を委ねて忠を守りあだ

を拒て强を畏れず。是治亂の忠勤也。然則は君恩の莫大なる事を思つて身を愼形をうや〳〵しくして愼守る。是則忠勤による處也。年月過るに從て古を忘れば必ず君の仰をも蔑如し或は其の事に恨を遺し、或は分を超て爵祿を欲するに倒されて終に身を失に到る可きなれば奚に於てあらかじめ愼にある也。昔齋桓公與に管仲鮑叔牙寗戚——三人皆齊相也——四人飲桓公謂叔牙曰盍起爲寡人泰觴而起曰願公無忘出在莒時使管仲無忘束縛魯時使寗戚無飲牛車下時。桓公避席而謝曰寡人與二大夫能無忘夫子之言則社稷不危矣と云へる也。人早賤にしては勤めつゝしむに便り多し巳に富貴に至れば古を怠れて驕慢の心出來やすとやゝもすれば貴きを陵くに至て下剋上の惡事に成る事も君恩を忘れて布衣の古を思はざる所より起るなり。尤も愼む可き也。

事君委其身

師曰子夏曰事君能致其身と云へり。致其身とは委其身をの心也。朱子の注に

委致其身謂不レ有二其身一也。爰に案ずるに委レ身と云は已れが身のために宜しからんこと、を計らざる可からずして唯君の爲に可レ成の事に身をまかすると云へる事也。凡そ君臣の約をなし、其家に仕官たらん者は生死を以て君の心に任す生死は人間の一大事也と云へども既に是や君にまかす上は況んや其下の小事聊か以て身の宜しからんことを計る可き也。身の宜を計る品多し。輕を以て云へば四支の安佚を好んで朝夕の恪勤を怠り游宴に耽て公の闕如する是也重きを以て云時は身の利害を計て身に利あらん事をなし我を立て理に順はず、理を致て詳せざるの類是也。世人皆君爲るにあたり自の敵を拒て急難を顧みず死を鴻毛より輕ずるの義なりと云ふ事を知て戰場必死地にも憚らずしてあだるふせぐ是古今の通義也。面して今日日用の間委レ身の愼をば知らず敵にあたるの難は遠くしてまれ也。今日身を委ね勤めば近して常侯也。近を捨て遠を思い常を置いて變を志さんこと、は人臣の本意にあらざる也。但又身を委ねて奉公の族て時をはからず處を詳せずして思ふ儘に言行をなし偏輩相役

に障ある處を憚らず必竟身の爲に育もし行もせばこそあれ皆主君の爲也と云の類多し。是委身に似て身を委ねざる也。其故は時を考處をつもりて其事の成就しなん事、並傍輩相役のさわりにもならず、自然と改道の調はん處こそまことの委身と云者身然らずして理の儘にせんと云は是双理にあらざる身此の如き事の大方に究理しては通じ難きものなれば學により知をきわめ其思入を正すべき也。次に勞を思はざる事臣の道の用也。身は骨を折苦勞して事をつとむには心に勞すると違て成やすき事也。殊に年に若壯老ありて老て役には人是に身を勞するの奉公を與へざるもの也。然れば年さかりの時は隨分走り廻り勤番する事相應の恪勤なり。必ず四支の安樂を思可からざる也。惜額ども留めざるは人の年序也。秘藏してもやがて破壞するは人の五體也時節到來してつとめざる時分は求めて勞せんとすれども叶ふ可からざる也。爰を以て云は晝夜の奉公猶間斷なく傍輩のつとめまでを致さんと云ふ思入尤も其時宜にあたるべき也。是一向委身の深切にして人をしのきて利を逞ふんと云の

計にあらざる也。世人皆我家に居ては下人僕從の業をも自身つとめ家宅の修覆庭前の掃除まで能相勤むといへども主人の家に行ふては身ぶしやうになりてつとめ大に怠たる事は名を思ひ利を追して身を愛するの心より起る也。必竟我身を思はずば一事一物をなすまでも皆是主君の爲ならん處を深く思はんには義を養て厚薄を辭し物を唯其理に隨に有る可き也。朱子曰臣子無愛身自佚之理。

不求君之厚己

厚己師曰君臣相親しからんことは人の望み願ふべき處なりといへども求めて君の御意に入らんと欲し君の我は懇切ならんことをねがい求めんは小人の常也。我德あつて言もし行もして是に感格ましますば道の願ふ處也。しきりにこひを入て君の惡を迎へて己れが身を厚くせんこと君子の本意にあらざる也。身を立我を安くせんと思ふ事は致身のうてなれば何事にも皆我身の

爲ならんことを計り利害の心を以て今日の日用をなす是當分我に得つき仕合よき如くなはども本不義を以て富榮へんことは使如浮雲といへるにひとしかるべき也。次に世に隱逃の風を好み學術を聞そこなへる輩利祿を輕んじて主人の我厚を願はず俸祿を疎草にしてやゝもすれば是を拋擲せんことを云ふ類あり。是學の實理明かならざるが故也。必竟我を立理を弄て世間を蔑如せるの輩也。甚だ人臣の本意にあらざる也。君臣の相遇する處は在義不在利身を利せんが爲に相遇せんことを求むるは小人也。道行はれんことを思つて相遇することをるめんは在見大人の心に同じき也。次に家を立求ことを思ふは身を快せんと思ふには事かはれりと云へども是又詳に理を究めざる時は家を立の思入皆身を立んとするにある也。身思ふは至て少く微也。家を立は其た下なる也といへども義をば少からず下剋よして家を立んと思はん事は是又盜賊の罪に入る可き也。下として上に仕ふるの道は人のために爲すべき事を專とする且身を後にする也身を後にする時は身ここに立事安じ身を先立

て利害を計ふは之ふるの端と知る可き也。

思₂勤₁仕則常學₂其道₁

師曰官人皆主君勤仕の志ありといへども思ふ計にして其道を學ばざるを以て志あつて事ならざる事なき也。たとへば家を作らんと思ふ時は先大匠をあつめて其事を糾明し、其入るべき處の諸道具を用意して而して後に其事なる其事を思ひ其理を云へとも其事を詳に學ばずしては其一事成就し難からん。然れば思と學との二體用事理なるを以て飛離るべからざる也。古人云ふ小川の向に君父のあつて敵にあたらん時一所に行てあだを拒ぎ其命にかはらんと云の思入至て深き臣有といへども川を游の事を知らざる故にみす〳〵時義をかくになりぬ。然ればとて川へ飛込て死なんは志は義に近しといへども至と云がたき也。君を思ひ父を思て忠孝を志とせん臣子能究理せずんば有る可からずと此必至て深く通ず。尤も玩索す可き也。而して學と云へるは何れ

の書何れの事を學習せんとならば先後本末を心得て厚薄を料明すべき也。川向にて君父の用に立ん事こそとて川を淘を第一とせんことは法師が外より來らん迎馬をのり得んと云へるに同じからん。又心理の修用然る可しとて一向に窓に閉居して萬事をたげうたん事も行有余力學文と云る敎へに相違へり爰を以て斟酌するときは我今日奉公の位あつて其位について其職なり。其役あり出で相伺候するの座あり出仕して相談るの時ある也。是を校量して其先後を料し厚薄を心得可き也。今日仕官の輩すべて學ぶ可きの大槩は正大其本湯實其行明敏其材寛廣其器是自守に相勤むべきの能也。朋友に交り相役組下傍輩各以禮讓して無禮の形過言を出す可からざる也。言あらはれざれども言發すれば人堪忍せず、已れが言行の不義を以て百年の命を棄て。君に仕ふるの年月を空くせんことは君子の實にあらざる也。然れば以禮守愼は忠義の成す所也。子路卒爾として答へしは孔子の哂て爲國以禮其言不讓との玉へるゆへる也。而して出仕伺候の間常に義を存じ勇を養て事來らば義にまかせ變有

る時は先んじて制す。故に動容周旋手足の容に至るまで禮義勇を以てなす。是出て君に仕るの法也。又入て內に居するの間父兄子弟の親賓客家人の交際練身を游藝の勤め怠る處なく余力を以て文を講し書を明にして古の聖意を味へ本朝の國俗武家の式法を尋廣く問審に聞て是を斟酌校了せんこと是臣子の要とする所也。志す所の實地に至る時は其學又實にして虛ならず。然るを以て云ふ時は唯臣としては君に仕ふの實を深く思入るにあるのみなり。其志あつて其學ぶ處を怠らずば古人の忠義にも相比すべし。學ぶ處怠てしきりに己れが知を向主人を蔑如して理高ふあらば聞てことしく見る事狭くして其行ふ所必ず偏僻なる時は其の本正大ならざるを以て其奉公勤仕の功も皆小知小見にして其業至てせは〱しく器いやしくして古人忠義の本意に稱す可からざる也。

辨二忠佞一

師曰事レ君の道其本を正大にするにありといへり。其本の正大ならん事は知を以て是を究め盡さんとならば忠佞の二は過ぎざる也。忠を以て勤むる時は其事正大にして一時に快からざれども日を逐ふて明白也。佞を以てなすことは皆己れがためを謀て利裏の間に落つ、唯當分の利潤にして永久の謀にあらず、忠と云は古今其の注說多し、孔子曰く君子之事レ君也進思レ盡レ忠退思レ補レ過曾子曰爲レ人謀て不レ忠乎孟子曰責二難於君一謂二之忠一各君に致し人に應ずるの道に忠を以てす。君使レ臣以レ禮臣事レ君以レ忠と孔子の魯の定公に答へたまへる是也。而して忠信と云ひ忠恕と云ふ、是又忠のする處也。案ずるに忠程伯子曰發レ已自盡爲レ忠程叔子曰盡レ己之謂レ忠朱子曰盡二己之心一而無レ隱所謂忠也。比溪陳氏曰諸家說レ忠都只以レ事レ君不レ欺而言夫忠固能不レ欺而以レ不レ欺名レ忠。則不可也。眞至二程子一曰盡レ己之謂二忠方說得確定盡レ己是盡二自家心裏面一以二所存主一而須レ言レ是無二一毫不一レ盡方是忠。如二十分底話一只說二得七八分一猶留二兩三分一便是不レ盡不レ得レ謂二之忠一西山之直氏曰忠之爲レ義先儒以爲二中心一釋レ之又以二盡レ己言レ之蓋本二諸心一而無レ僞者忠也。發二乎已一而必盡者亦忠也。

然未ㇾ有本諸心而不ㇾ盡於己而盡乎己而不ㇾ本諸心者其亦一而已云云諸儒の注解甚だ明かなり。然れども中人以下の敎を云ふ時は中心を忠と云ひ。己を盡すを忠と云へる計にしては日用の間忠を用ゆるの道明ならざる也。是只忠のうわさ也。其故は臣として君に仕る所內に私をかまへ二重に物をたくみて致さん勤仕は佞奸邪曲の惡人にして云ふに不ㇾ足其外の仕官の臣各我心一はいの奉公を盡すこと世以て多けれども本我が本心のねり薄々知足らざる事詳かならざるを以て或は聚斂するを以て忠と思い或は神社に神精して君の福利を求むるの輩聊か已れが爲めにあらず、一向君へ思入て已を盡すといへども是を以て言ひ難き也。尤も一事に一事の忠あり。一物に一物の忠あるべきなれば大道の忠に中らずといへども其盡す所に僞無は忠と云に似たりといへども必竟君を惡に入國家を傾覆せしむるに至らん事は子を愛して耳をくらはしめ其病の出なんこと知らずと云ふに同じ。愛を以て云ふ時は中心と云已を儘しと云此間に於て語詳に究むる事あらすんば忠の實を得難き也。然らは如何

なることが忠と謂ふ可き、それは盡己突物到天地之中曰忠也云心は人已れが身の爲に謀る時は語盡きて詳にす、是れ實を以てするが故也。人の爲に謀に至つては其實薄きを以て已れが內を盡さずしてあからさすに事を心得るのみ也。況んや君に仕ふるにおいては朋輩のおもわく、已れが利害に依情して實地に心をひたし入る事之なき故に己を儘すと以てせり。已を盡すの心ありといへども究理する事薄ければ知足らずして其致す可き事を詳にせざるを以て志ありといへども事專ら宜しからざるになれり。故に常に心をねり知を極めて事理一致の忠相かなわん事を思ふ可き也。心を練り知をきはめて事物の間に究理すといへども我心を以て其是非を究めば意見まち々々にて其道又違ふ可きなれば天地の中を立て規矩とし法則として是に相當らん事理を盡す是忠と云へる本說也。朱子曰忠者天下大公之道也と云はるは此心に近し、天下に推ひらめて用といへどもなる處なし大におゝやけにして一已一人の爲ならず國家を利し萬民を安せん所あるの言行は皆忠と云べし。されば忠は上君

につかへ下人に交て其間に大公の志を用ゆるにあるべき也。孔子の忠信を主とせよとの玉い曾子の夫子之道は忠恕のみと云へるも忠は外人にくみするの道、信恕は内身を守るを云ふ。今日之退出て人に交り入て内につとむる内外の分を出でざるを以て忠信忠恕の說ある也。忠を以て平生身守り父母につかへ下を治むるの道也と云んは無差別にして實學にあらず、其理は一也と云へども其事について其形する所相かはり形によつて同じ心なれども其品を別にする事天と云地と云人と云物と云が如し眞西山同聖覽之言忠不顯於事君也。爲人謀必忠也。於朋友必忠告也。事親必忠養也。至於以善敎人以利敎民無適而非忠と云へるは忠の理と云へる也。忠を以て事父母修身の言とせは忠孝と云へる言入らざる也。然れば忠は人に對して云へる言にして我にをいて云へる言にあらざる也。あいてを見て行と獨り扱つとむると其用はるかに相隔ると知る可き也。問忠只是實心人倫日用皆當用之何獨只於事君上說忠字曰父子兄弟夫婦皆是天理之自然人皆莫不自知愛敬君臣雖亦是天理然是義合世之人使

自易レ得ニ苟且故ニ須ニ於レ此説レ忠ヲ却是就ニ不レ足處ニ説ニ次に佞は辨あり才あつて其本くらく唯身を立て己が利あらん事を根とする也。孔子曰遠ニ佞人ヲ佞人は殆(アヤウ)し又曰焉用レ佞禦レ人以ニ口給ニ〔註〕給は辨也。――屢ニ憎ニ於人ニとなり。是皆早(ヒ)諂(テン)辨給の臣にして其の形忠あるに似て大に相たがへる也。佞人に品多し。巧レ言令(ヨク)レ色して人をよろしはし主人の氣を取こびへつらふ是を諛臣と號して人早く其非を知るを以て人君是がために害に入事すくなき也。上に行ひし正し言をたくみにせずして内に君の已れに厚からん事を欲す。是れうはべよりはみへがたきを以て人に感はさるゝ事あり。巧レ言令レ色の諛臣は小知短才にして其欲たりやすく佞奸邪曲の姦臣は謀を深かし僞を巧にするを以て其欲逞くして急に知り難き也。年孫弘張陽が奉レ仕ニ漢武帝ニにひたすら佞奸を先んじて練めて奉らず君の意に隨順す。公孫弘祿をはぶいて故人賓客にあたへ東閣をひらいて賢人を招ぐ張陽亦た此の如し其行跡を見るに皆美なるに似たるを以て武帝終に公孫弘を丞相とす。弘官丞相に至といへども猶身をへりくだり常に布の衾(フスマ)を以て衣ひ

す。其儉約云ふ可からず。而して實は賢人をそしり己を朝廷にをかん事をきらい董仲舒を膠西にうつし汲黯を用ひず是各才たり。知あつてけれども本くらくして忠の本意を知らざるを以て也。又天葬始めは學をねり賢者をあつめ妻の衣不レ曳レ地布蔽レ膝と也。是皆已が利を内に根として利の逞しからざらん前方しいて名をつとむる處あるを以て也。爰において案ずるに佞は言行ともに忠に似て根さす處大に相かはれり。根さす處あらずして唯思入計にて致す處の奉公は其事足らざる計りなりと雖も佞人の類に比す可からざる也。忠佞は根あつて根大に相違と心得ふ可き也。人質忠佞の心をわきまへざる時は主人は奉公恪勤の意味其本を知らざるが故に實の志と成し難き也。次に漢唐の盛りし時に道を學ばずば本を知らずと雖も孝子忠臣世以て多し。是天質生美にして忠を專とするあり。又つとめて忠を盛にせし類多し。然れども只忠臣烈士君の過を攻め君の欲を禁じ其の政のあやまりをたゞし其臣の非をはじくと雖も忠の實を知らざるを以て皆其本にたかふ所ある也。爰を以て見る時は君へ

忠を專とせん輩は才あるも才なきも考たるも若も大臣も小臣も忠に至らんの道を尋ね其理を究むるにあるのみ也。

師答、伊藤某甲（ソレガシ）書ニ曰ク來書に所謂二六時中忠節の義に心をひたしその毛頭自分の利害身持私の外聞に拘はらず忠節の迎には人の毀答にも一命にもかへまじきと深く思入る事根本也。此の如きは君の爲ならん事如何程も分別に出可し。地なき則は大體計忠節の如くにて入らざる指葉の吟味たてになり實は少も主人の爲に成間敷の旨寔に深切の言と謂ふ可き也。但言はあまりあつて其事理に通はざる所あり。自分の利害にかまわず外聞にかゝらず人の毀答に動かず一命をも塵芥に比しつべからんとは誰々も思もし。云もすると雖も其間において實地の忠を不レ究理則は自分の利害を輕する事を立て人にあたること多く人のそこないとなる事なり。外聞にかまわざると云ふて人の嘲世のためしとなつて十目の視る所十手の指さす所をかへりみざらん事又主人のためならず。然れば利害の間において忠を分別し毀答の間にをいて其是非を

辨する是を究理と云ふべし。世間に君の爲に百年の命を抛げ國郎を棄て萬鐘の祿を輕ずるの輩多しと雖も其志は深く其の事は忠に似て忠にあらざるの者多ければ忠節と云ふ心を朝暮工夫學習あつて其實地に得入あらん事是人臣の大任也。其實地を得ずしてはいづれを本ともいづれを枝葉ともわきまへがたし。本を知らずしては枝葉と思へる事に根本ある事を知らざるに至る也。命は人の本也。祿は外實の根也といへども祿を捨て、命を輕んずるを必忠とは云ひ難し、君忠の實を得ずして死と輕くせば狂人の白くびれ夏蟲の火に入て死し、鳥獸のさしあたる餌を求めて其のたくわへなきにも同じかるべき也。人の皆忠を口に云て忠の實を得る者なきは學習する處切ならざるが故と知るべき也。次に忠の志深くは主君の爲めならん事分別に出可しとの言是又其弊ありて思て學ばざる時は其事くらき者也。忠の志深くして忠のつとめを解せずはついには其事も分別に出可き也。志深と雖も學ばず則ち其事通せざるもの也と知る可き也。

師曰忠孝は君父に相事ふるの本にして是をすまたけしむる者は欲の一字也。欲に四支の安佚ならしむるの欲なり。奢をきはめ耳目を喜ばしむるの欲あり。各其本つく所は此身を愛して私し、己を應て我を盛にするより事起る也。各利の二は相同じと雖も各々欲より出づ。凡そ人の父子は天性の自然にして天地の當然なりと雖もやゝもすれば此欲心によつて父子の愛をかく事多し。況や君臣の相遇する也以て利祿奉養の爲めになすが故に別而欲の間において其斟酌工夫詳にせずは利害の内に陷れて眞忠をかく事多し。甚だ相愼む可き也。

辨義利

師曰義利之辨は君子小人の別する所也。君子は義にさとく小人は利にさときと云ふためで此間に落在す。凡そ義と云は事に臨て當然の理をたゞし是を行て不顧是を義と云ふ也。利は事にをいて其利多からん事を思て利の湿しき

方に落着せしむる是を利と云也。然れば私を去て正大公道ならん事を專とするは義にして私を立身の欲を全くする事は利也。義利の辨を詳にする時は則忠佞の本明白也。但し忠はよへ相對して行ふ所の事也。義はあいてを詳にせず我一身の行跡に當然の義別あらん事を扱計る、之を義と云へる也。君臣の間思レ勝レ義ニと云へり。云心は父子の間は天然の親愛を以てなす事也。君臣は他人相集まり君と仰き臣と約するのことわりにして何を以て天然の親愛あるべき處なし。唯義をいて疎に薄くす可きのわけに非ざるを能す知して祿の多少、平生の親疎を以てせず、其義に須て宜すべき道理を了簡し我今日の事上を詳に思ひ明に辨して義を專とする是臣の身を守る道也。華陽の范氏曰彼佞人者不レ知ニ義之所レ在而惟利之從フ利在レ君父則從ニ君父ニ利在レ權臣則附レ權臣ニ利在レ敵國ニ則交レ敵國ニ利在戎狄則親ニ戎狄ニ忠臣則不レ然從レ義而不レ徒レ君從レ專而不レ從レ父ニ使レ君不レ陷ニ於革義ニ父不レ入ニ於非道ニ云々不レ依ニ毀答ニ但義を守り義を養ふの間其義を詳にせざるときは義を取ちかへて世間の風俗を以て義とし人の毀答を以て義を定めんとす

る事あり。風俗毀答に義あらざると云へるにはあらねど我が本に義と云べき規範を知らざれば大方世間の云にまかせて實義を取失ふこと多し諸事似て不レ是多きもの也。中にも裏世の風俗君を棄て傍輩に荷擔し人の爲めをはからずして我最負の者我が親む知音に利をはんことを専とし是は申上て調かならずと我も思ひ人も知ると云へども一旦奉行までことはりてつかはすこと是我が組下相役へのつとむるの義也と思ふの取ちかへ世間押並て然る也。是時の風俗となつて上にも下にも義なると思なせる事は下として是は義に非ざると云て爲す可からざるは又時宜をかくに至る也。生否は至て重しといへども天下の風俗に成て久しく是を義なりとせし事は已む可からざる事あり是札樂は天子の定處にして斟酌成難し。然れども我常に心を義に涵養せは人は是を誂る事あるべからず常に美を養はずして我好まざる處、好所に於て世間を捨んこと皆君子の取らざる所也。爰を以て風俗毀答の間において尤其究理をふかくせざれば義の至極に至らざる也。利は君子の耻をする所といへど

も君子又利を嫌て是を棄ると云には非ず。君子は能く利を思ふを以て利を全くする也。されば家を思て義をかき身を愛せんために必可勤時、義不爲して眼前の利潤を逞するといへども自ら内を顧るときにやましく恥かしく長久に命存へて子孫の面ふせとなりなんことは誠に人倫の致さざる所也。然れば利を先んじ義を後にすれば利却て全からず。義を先んじて事を行ふ時は利をはからざれども利全したとへ利あらざると云ども其間に愁る所あらざる也。利を専にして奉公恪勤の輩は報を早く得ん事を思い報を得ず則ち其勤皆懈怠に成て主人を蔑如し朋輩を進めて奉行を遠ざからしむ、適々思を實寵を得る時は是を失はざるの手段を設けて君の寵を固くせん事を欲す。故に己れが黨を用ひて君邊に伺候せしめ己れが利を以て人を撰擧して私恩を逞しくす。是利を見て義を知らざるが致す處也。君子の君に仕るは、道を行て主君を大道に誘引するを以て其志とす。欲をほしいまゝにすべきにあらず、君を引て王者たらしめんことは、臣の位、その身の德、時の勢ありなんことなれば、それまでは及

ばすとも、臣が利をはかりて君の爲を知らず、人のたすけにならざらん輩は、必意君思を思はずして、遂には君をなみするにも至る可きの機微あり。古今大少の臣利に惑て身を失ひ家を破り、其大なるは國家の敗之をなすに至れるためし擧げて數ふ可からざる也、故に臣道義利の辨を詳にするにありと云也。義利の便は臣道のみに限る可からず、人倫の至極今日の用法、唯此間にあるのみ也。むかし蜀の孔明、劉備を助けて政を成し軍を行ふ有㆓復㆒漢對㆑賊爲㆓當然㆒至㆓於成敗利鈍㆒非㆓臣之明處㆒能逆睹㆒也と云へる、是れ利害を問はずしに只義理を求めたる也成と敗とを考て事のならんに付利と害とを計てその利あらんにもたがはゞ、道を枉て其進まんことを專とし、義を棄て事の速かになりなんには是名節を知らず忠義を不㆑專也孔明が云所は、當然の義を先にして、成敗利鈍を以て逆睹せざる所とすまことに後世置として君に仕ふる本意、何事か此上に加ふべきや尤も心付く可き也、羅豫章日、志之立身、要以㆓名節忠義㆒爲有㆓名節㆒則不㆑枉㆑道以求㆑進㆒有㆓忠義㆒則不㆑固㆑寵以欺君矣。

君臣相親

師曰君臣不合體ば道成らざるもの也。君は天にのつとりて覆て外無く、臣は地に則て載せて無棄、こゝに於て天地陰陽の德全く、萬物品類をとげて重大に行はる。九五の德の有といへども、下に九二の臣あらざれば、相應ずるの物あらずして、君は君たり臣は臣たるまでなり是れ君臣ありと雖も相親まざる時は事成らざるの所以なり。益稷書に君を元首とし臣を股肱とするも此心を以て也。唐の魏徵曰、夫君臣相遇、自古爲難以石投水千載一合以水投石無時不有と云へり。但し道をまげて君に相親れんことを欲するはたとへ相親むに至れるとも道の行はるゝことにあらず、只欲をほしいまゝにして已が權を專にするのみ也。然れば道を以て上下相遇して初めて君臣相親しむと云ふ可き也。地氣の下り天氣の上りて地天泰となりて萬物相成る其氣の合するが故也。君臣道に於て其氣相合するときは天下の政事遂げざるなし、昔陳代といへるもの孟子

に尋ねけるは、不見諸侯官若不然。今一見之大則以上、小則以覇、且志曰枉尺而直尋宜若可爲也。孟子曰齊景公田招虞人以旌不至將殺之、志士不忘在溝壑勇士不忘喪其元孔子奚取焉。取非其招不往也。若不待其招而往何哉、且夫枉尺直尋者以利言也。如以利則枉尋直尺百利、亦可爲與者趙簡子使王良與嬖奚乘終日不獲一離。嬖奚反命曰、天子之賤工也。或以告王良良曰、請復之彊而後可、一朝而獲十離、嬖奚反命曰天下之良工也。簡子曰我使掌與汝乘謂王良良不可曰、吾爲之範我馳驅、終日不獲一爲之詭遇、一朝而獲十詩云不失其馳舍矢如破、我不貫與小人乘請辭、師者且羞與射者比比而得禽獸雖若丘陵弗爲也如枉道而從彼何也、且子過餘、枉已者未有能直人者也とあり。尺を枉て尋を直せんことはまことに然る可きの道理也と云ふべけれども尺をまげてついに尋を直くするに至らずして尋もまた枉からんこと、世以て多し。まづ君の仰せに從て、連々君臣合體の思をなさしめ其後に自然と君を善に導く政道を正理に歸せしめんと云へるの臣、ついに君を善に入ること能はずして一生を空しくす。その終りを見るときは唯已

が利を逞しくするのみにして君臣一體といへるの本意にあらざる也。然れば道をまげて一致せんといへるは、まことの一致にあらざれば却て國家傾覆の本となる也。

詳二君品一

師曰凡そ仕官の輩其家に勤仕するの年勞、奉公の親疎、祿の厚薄、位の高下、得る所の思に依て、そのつとむる所に差別あることなり。其心入とする本意にたかふ處あらざれども外の定むる處に分あるものなれば分を越てなし位を出て謀らんことは、道に志あるものゝ致す所にあらざる也。家に勤仕するの年厲を以て是を俗に讓代家へと號す。而して祿高く得る所の思重きもの、是を名づけて社稷の臣と云ふ也。社稷は國家をよして云へり。朱子曰、社稷猶レ云二公家一と云へり。然れば、其時の君の取立にあらず、數代相傳へて國とともに立傳の臣也。孔子顓臾を以て社稷の臣なりとの玉へるも、私に致す所にあらず、をゝやけの命

を以てするの處なりと云へる心にや。孟子曰、有安社稷臣者、以安社稷爲悅者也と云へるは、是社稷の臣の國家の爲にして君の爲にあらざる也。昔殷の伊尹が太甲を相々置奉りて其志の善にかへり玉へるを待つて、再び祚をふましめ奉りし類は、社稷の臣にあらずしては叶ひ難き事也。但しその身社稷の臣として、君につかふるの德又あらざらん臣下は、位祿家譜は社稷の臣たりとも、國家の爲めを論ずるに至てては其差別あるべき也。前漢の霍光が品邑王をかつて宣帝を立たるのためし併案ず可し。されば孟子曰有伊尹之志則可也無伊尹之志則簒とは此の心なり。次に大臣の事、孔子曰、大臣者以道事君不可則止と云へり大臣は金のために仕官して、君をみちびきて善に入らしめをまちりごとし民を安んじて國家を治平ならしむる。是を大臣と號する也。後世に及んで、國の權を專にし祿爵豐にして政を一人に歸するを大臣と云、是古の太臣と云へる其德——德下閣本有又——をさしをいて其形計を論ぜる也。社稷の臣は國に付て云、大臣は時に取ていづれの臣を用ひて政を行はしむと云ふ

ども、德の廣大にして公正ならん義によつて臣たるを大臣といふ也。次に直臣と云ふあり。直臣と云ふは、君の非を糾し、さしつめて其惡を諫むる是れ直臣の臣也。漢の武帝の時汲黯數々諫めて武帝の怒を犯す、魏の揚阜が諫をしきりにする、各直臣と可謂。武帝曰、汲黯如何人哉、莊助曰、使黯任職居官、無以踰人、然至其輔少主守成深堅、招之不來、麾之不去、雖自謂賁育亦不能奪之矣。上曰、然、古有社稷之臣、至於黯近之矣。魏揚阜能諫、或曰、揚阜非忠臣哉、人之主之非、則勃然觸之、與人言、未嘗不道、答曰、天仁者愛人施之君謂之忠、施之親謂之孝、爲大臣直低其君之非、而播揚其惡、可謂直士、未爲忠臣也、若陳羣則不然、談論終日、未嘗言人主之非、書數十上、外人不知、君子謂、羣於是乎長者矣と云へり是を以て云ふときは君の惡を諫め糾するも品々次第ある事なり。次に忠臣の事、忠を以て――以て闔本館本皆作なし――奉公を勤めてそのしるしあるを忠臣と云ふべし。其身言行、國家の政道に於て其利する處なく、能國家の爲たる處をはかりしもし、なしもいたせるを號して忠臣とも良臣とも云べき也。唐魏徵曰、願陛下使臣爲良臣、勿使

臣爲忠臣、大宗曰、忠良有異乎、徵曰、良臣使身獲美名、君受顯號、子孫傳世、福祿無疆、忠臣身受誅夷、君陷大惡、家國並喪、獨有美名、以此而言相去遠矣、太宗曰、君但莫違此言、我必不忘社稷之計、乃賜絹二百匹云々これを以て見るときは、諫を納れて死を顧みざるは忠臣也。諫をこなはれて政とこのぼるは良臣といへる也。然らば明君賢將には忠臣あらざらんや。魏徵が云ふ所は忠死を遂げたるの臣を云へるなるべし。之より忠臣良臣其差別あるべからざれども、わかちを云はんとならば、良臣はすべて德を以つて道を行ひ君を助くるの臣にして、忠臣は忠言をすゝめ忠行をなして國家を興し、君を以て萬民のためならしむるの臣也。才直曰、魏徵忠良之論美矣、然致之文義、則有不然者、何也、文武之臣、身獲美名、君受顯號、謂之良臣、可也。而冏命則曰、咸懷忠良、商紂之臣身受誅夷、君陷大惡、專謂之忠臣、可也。而武王則曰、焚炙忠良、此猶渾而言之也。子之仕爲令尹、身得令終、可以爲良臣矣、夫子則稱之爲忠――秦風詩黃鳥篇――奄息殺身殉葬、以從其君、可以爲忠臣矣、詩人則稱之爲良、然則微之言、得爲定論哉、先儒有言、先良一道也。未有優於良而

者亦未有偏於有而短於良者。斯言不可易矣。次に功臣あり功を以て寵愛せられて君に用ひらる臣下也。功名は人の望む處也と雖も、功に次第あり。唯一旦の功を莫大に致さんことは時の勢に依て下れる品の人にもある事也。然るをその功に依て大事を任用せしめんこと是偏僻するの所以にして實理にあらず、功の大小に從て禮を豊にするとも、其人品を具にせずして官位を貴とし大職を任じがたきあり。漢陣平曰く、高祖時、勃功不如臣。諸品を誅するに及び、臣功亦不如勃、願はくば右丞相を以て勃に讓る。文帝之に從ふ。上禮勃恭、常用送之。郎中袁盎進曰はく、丞相何如人也。上して曰はく、社稷臣、盎曰はく、丞相功臣、非社稷臣夫社稷臣、主在與在、主亡與亡、方品氏代、劉氏不絕如帶、時丞相采岳柄不能正品氏崩大臣共誅諸品、丞相適會其成功、今丞相如有驕主色、而陛下謙讓、臣主失禮竊爲陛下弗取也、後朝上益莊、丞相益畏、次に望む云ふあり、器量ゆるやかにして財祭を呑まず、人を來し友を集め、我益望を專とす、是望臣也。其器識大なりと云へども未だ實の大臣と云ふ可からざる也。魏王叡嘗て陣矯に問ふ、司馬懿忠貞社稷の

臣と云ふ可き乎と矯曰はく、朝廷の望臣也社稷の臣未だ之を發せざる也と云へる、此心にや、世に譽あるの臣、わが名譽を逞くすと云へども、國家人民にをいて其益あらざるの輩あり。是望臣と云ふ可きにや、次に親宜は阿佞諛臣にして君の内澄に心易くしたしみ王ふの臣也是必ず君の惡を迎へ君を引て惡にをとしいれしむるの臣也故に魏の杜恕曰く、忠臣必ず親まず、親臣必ず忠ならずと云へるはこの事也すべて世に云ふ所古人のあらはせる處の臣道其品を具に味へて物ごとを究理し其間を了簡して其宜しきに從ひ道の至極するにまかせんこと、是則實の忠直正大の臣たるべし然らずして人の唱に因なんこは甚だ懦弱にして志ありと云ふ可からず臣としては忠直正大の端に至らずば皆具臣の列なるべし、古人云、使人主不冠不敢見者汲黯也使人主不冠服則不肯見者寶儀也。皆卓爾有立巳と云ふ。但し巳が威を逞しくし怒をつよくし憤を深くするを以て人主巳を得ずして形を正しむ冠をかたるに至るは實と云ひ難き也。

臣職

明貴賤之差別

師曰く、臣たるの職、常に貴賤の差別を明にする也。君は貴くして上たり、臣は賤として下たり、是天地陰陽相定まる所の分也こゝに於て是その職をつくすの間、衣食住に其品を明にし、言行に其分を詳にせずしては心に分定を知るといへども、形に顯はるゝ所ついて分を越ゆるに至て僭上の念をきざす。然れば君臣上下の間天然の尊卑する處を本として君上に伸て立ち、亞下に屈してせぐゝまる君南面して高椅によれば臣は北面して下席に拜す。君袞龍の服を垂るゝときは臣短服して其卑を示せ君人珍をつらぬれば臣うしすくす、すべて難勞の儀は君に先立て、其事をなし、其勞に付き、易安きの儀は君を先んじて臣必ず後る、各上下貴賤の禮を差別して、自然に敬慕禮節の品を越ゆるに至らしめざらんと云へるの掟なり。こゝを以て臣心に敬慕の深くあらざれども其服

を着その食をくらい其席に付き其言を信じ其事を行ふときは自ら恭敬の形はあらはれり。形そなわるときは其心生ず是聖人法を立て制を詳にするのゆえんなり。このゆへに貴賤の差別を詳にして衣食住の間言行の用に至るまで、常に其當然を思慮格一物して其位に相應せん所の制法を盡す。これ臣の職也。言行の出でる所衣食住の用ゆる所、一二の不盛あらはれ僭越の形あらはれば情内に動くこと知る可き也臣しばらくも上を犯すの形情相生ずる時は其職則闕故に、其幾微をつゝしみて其物を抑へ其情を長せざらしむべし。情の初を愼まざる時は形あらはれ事なりて覺えずして上を犯すに至るべき也。

知_二爲_レ臣之難_一

師曰はく、大禹謨臣克厥臣難しと云へり、堯舜の臣に命する時必ず領哉念哉との玉へり。孔子曰く、爲臣不易となり、凡て臣の職を詳にするに、其輕重高下に因て厚薄達ふべしといへども、すべて其職を糾明して下につかゆる情君の爲

めに謹て忠あらしめんとならば大力に愼み念ては盡さるべきことにあらざるなり。然れば古の領哉、念哉と云へるは臣の心を戒めしめんとのあらましにはあらず實に臣となるの難を以てその本意愼と念とにあらんことをいへる也。君は人に上として臣に事をまかす臣は人に下る事を詳にすることを以て職とす。故に事と詳にするの至り。糾明する事をろそかにしては通じ難き也其身を以て君にゆだね君に代りて身を勞するに至れば夙に與き夜に寢て其職に怠らず、星を載て仕へ星を見て退き其身を勞すること此の如く切にして、其思を焦すこと亦此の如くにあらざれば君に仕ふるの職をつくすこと全かりざる也。況んや位大臣にし至り、職國家を任じ、祿法人に先立ときは、其爵祿について其任甚だ重し、其任重くしてその職をつとめざらんことは、其の直を受て其事を急る也唐の柳子厚が向て一夫を家に傭ひ使ふ、直を受けず事を怠る又貨器を盜めば則ち必ず甚だ怒つて而して之を黜罰す矣と、河本孽存義を送るの序に書しもことはりにあらずや。こゝを以て祿豊かに位職高からんには、之

れに從て晝夜のつとめ甚だ多し。然らざる時は公用に誠を盡し難し。そのゆへは夙に興て公用を辨ひ日長けて朝廷に出で日暮て家に退り、退て事を謀り其むすぼをり決せざることを斟酌し、古例を考へ古法をはかり廣く尋ね審に問て內眞其公平正直ならんことを思ヌ明日の公用をあらかじめ考ふ。此の如からざる時は、卿大夫より宰相執權に至るまで、其君に仕ふるの間其事を辨ずるの用誠を竭忠を盡すと云ひ難し、いかんとなれば愼思明辨のまことなく博學審問との暇あらざれば唯已が私意私知を以てするのみ也、臣能賓客に謁し、用事を問に色を和し來り尋るに倦まざるの類是を以て已がつとめとする奢世を以て爲し、然れども職を司どり其位に居ながら來考を疎にし公用を聞かずる可しこれを恐れてこのつとめをなすに至る。世上の用臣皆是等のつとめあり多くは多聞毀譽を致すつとめにして、實のつとめと云ひ難し、誠のつとめと云ふは已を修めて諫て公用交接の間、天下の爲め國家のためならんことを謀

て私のためを思はずにあり。是博學審問にあらずしては其實地に入る可からず博く學ぶと雖も、此の如きにあらざれば私知意見何を以てか破棄せんや君は天の命を以て人に上たり、臣は君のえらびを以て祿を受け位を得而して其の選に中らずは大なるあやまりなり、元首叢脞哉股肱惰哉、萬事墮哉と云へるも君臣其職異なり叢脞（三）は臣の職にして君の用に在らずと云へる事なり叢脞は事を詳にして其糾明をすみやかに致すの儀也是臣のつとめる事を詳にするの心なり。されば臣の職を心易く存じ、受る所の祿を以て自分の佚樂に用ひ驕奢の事になさんは是畏る可きの事也、古人曰く君上に逸す臣下に勞す古之善を天に相する者咎夔より房魏に至る數ふ可き也。是獨り其德あるに非ず、亦勤恪すのみ云く、臣として臣下ることの易からざる事を知らず祿をねがい位を欲するの欲心自然にやみてまことの臣職を守るに至るべき也。

下以職高下可薄忠勤

師甞て虞書を以て門人に示して日々上古堯舜の盛なりし下に皆神聖の臣ありしを以て、其職を定めて事をまかせ玉ふに其職を受くる臣卿か高下の思ひを成さず。伯禹司空となつて水土を平げ、后稷百穀を司どり、契司徒となつて百姓を教へ、皐陶士となつて刑兵を事とし、乗共工の職たり。益虞官となりて草木鳥獸を司どり、伯夷秩宗となつて三禮を任とす、夔は曲樂の官たり。龍作納言舜を君として下に聖賢の臣あるを以て官職高下の思ひなきことは、たとへば人の眼目口舌耳鼻四支、其司どる處差別ありと云へども、心の感ずる所に相從つて其命を違はざるに異ならず。人各長ずる所あり、其の長ずる處に職を任じ官を與へば、其任ずる處更にうらむべきなし。然れば其本理を以て論せば、職に高下あるべからざるを以て、我々高下の思ひを爲す可からざる也。後世に及び職に百官をまふけ位に高下を定め、祿に多少をわかつ、こゝにをいて人其得る所に因て其恩を別に致すに至れり。而るを今更其分天下に相空まる事を以て我々高下のかまいなきと思ひ云んことは、又理を高ふしてるを詳にせざるな

り。此の如くの意見あらんものは、辱くかしこき思慮も又知る――知る舘本作然る――べからざるなりされば世以て高下尊卑たしかに相究まれる今の世には官職の得る所にも其差別を思ひわくべき也。思い分こと云ふて分をこへて願を立ば、上を欲するの心ありて、我掌る所の職に心入うすくして、相應の忠勤も盡し難きことなれば、唯其職に居ては其職の人にをとれるまされると云に望を立つ可からず、堯舜の時は官まだ高下の定まれるなく、臣亦各忠勤を以て本と爲すが故に爭い競ふことなく、官にうつり役をかへて喜怒を生ずる處なし、後世は官に競望甚だ多く、選際又少なきを以て、しきりに職かわり、役かわるを規模とす、官人之に因て媚を執權に入れ、下官下職にあるを以て恥とするに至るゆへ、下官下職にあるを以て恥とするに至るゆへ、下官下職のつとめことく〳〵く怠つて其下大に因究す。古を以て帝舜のいまだ民間にずすらい玉へるに歷山に耕したまへれば民皆畔を譲り、雷澤に漁し玉へば人皆居を譲る。河濱に陶し玉へば器不二苦窳一といへることのあるは、其時其位に因て職分を詳に

して、更らに他の競望の心あらざれは也。孔子委吏の爲め料量平也司職吏爲に蓄蕃息すといへり。委吏は倉の米出入の事を奉行するの官也、司職の吏は牛羊のつなぎ養のつかさどりなり。孔子の大聖なる此の如き下官下位に居るも、猶大忠勤は怠り給はざるを以て委吏となり玉へば、米穀の出入これをはかる處のますに至るまで理に順て平かに、司職の吏となり玉ひては、牛羊のこゝに多く生をとげて其事相とゝのほると云へること寔に聖人の一物一件と云へどの心を盡さむと云ふ事なきことと見る可き也。今の人は德義をしらず、身のつとめを成さず、頻りに名聞をつくろい華奢を專として分を安んず巳が愼むべき相應の役義をば是を蔑如して、上を見て願を高くす。是臣の職を忘るを以て也天地の間の萬物、至微至少なると云ふとも天地の氣を泄せず、分分に一太程一理を具す。天下の間萬機の政、百官の邑下官下位と云ふとも、天子の德通せざる無し。天下の用擊かざる無し、一身の內毛頭毛端にをけるも亦然り、然れば分々に相當して其忠勤あるべきを、其事を詳にせず理を究めざるを以て、大官大位

に至らざれば忠勤なしと思はんこと、甚だをろかなり。臣の職、上宰相より下士庶人に至るまで、忠勤を思はざれば實地必ずかくと云ふべき也。

非獨適身之行

師曰く、孔子曰く夫聖人の事を擧ぐや、風を移し、俗に易ふ可し、而して敎導以て百姓に施す可し獨り身の行に適せずとあり。是は聖人事物の間に應持するゆえんを論ずるなり、而して此一言、臣として事を掌らん輩は尤も事ふ可きの格言なり。云ふ心は身の行跡を考へて、其行跡には相適と云へども、世の爲人の爲めになるべからざる事をば、君子これを行はずと云へる事也。世間の人しばらく道に志なりて、卓禹たらんと思ふの人、又は剛毅にして自用事の人、又は世上底刧者の作法、皆身の行に相適ふことをのみ求む。それとは、學者は身を修むるを本として世間時處を斟酌せず。剛毅にして自用るものは我意を立て獨立の思なす。世上底刧の者はうたざるを本として、我身の爲めなる事を專とし、人の

爲めを謀らざる也。是等は其質各別也といへども身適ふの行をもとむるは同意なり是臣の職にあらず。既に臣として身をゆだぬる上は身を立んことを思ふは聊なりとも不義と云ふべし。身の行を正すは然るべき吾子の道にありと雖も、人にさゝはり世に害となるべき事は時代に相應せざるを、以て、臣これを爲す可からざる也。身にはかつて越度あらざる迄を考へて、國家萬民にほどこしかだき事は、寔の大道にあらず、何をか道と云とならば、天下に推して行ふ可く和しからずの謂也。家語に、魯國の法、贖人臣妾於諸侯者、皆取金於府、子貢贖之辭而不取金、孔子聞而曰、賜失之、魯國富者寡而貧者衆、贖之受金、則爲不廉、何以相乎、自今已後、魯人不復贖人於諸侯云々、此時に孔子右の格言を以て子貢を教戒あられし也。臣職ひたすらに身を潔くせんとして、他の爲めにくるしみ痛まんことは、尤も斟酌すべき也。すべて理にさとく知に逞しきの輩、意見を立て、朋友相役の料簡を顧みず、理のまゝに事をなさんとするの類多し。事の理つまれるを以て。是を押すことは能はずと雖も、必竟傍輩とあしくなり、相役と不和に

なりなんことは、其一事の理能ととのほらんに較るせば、一事は少にして輕く和睦まざるは大にして重し。是身の行によろしきを考へて、人のためなる處を知らざる也。俗を以て論せば、我心に喜のあり我身に音曲を以てするに養生の漸ならんと云て隣家のかまびしきに構はず、晝夜に富歌せんことは宜しかるべからず。結色に各此心得ある事也。例へば善改善事也といふとも時代に相應せずして、世の爲め人の爲め風俗敎導の間にをいて大益あらざらんことは用て弊多きもの也。但しかりと云ふて、並べて唯世にまかせて身をも持家をも治めよと云ふらんにはあらず。能本末輕重を斟酌して輕きを棄て重きに付き、小をすてゝ大を取るべきなれば、身に適ふの行はふにして輕し、風俗にかゝり萬民に用ひられんことは大にして重しゆへに臣職獨り身の行に適ふに非ずと云へるなり。

不レ置二君於是非之間一

師曰く、君臣は天地自然の差別する處にして、上下の位する所聊かも利を以て議す可からず、こゝを以て云ふ時は事物の間是として君を議して、是非の內にをとしいるべからざる也。事物に是非を差別し論ずるは、朋友他人の交にして君臣父子の間にあらず、されば君を以て父に比し、臣を以て子に比する時は天下豈不是底の父母あらんやと云へる理なれば、君を非にをとし入れて議論せんこと甚だ、臣の職にあらず、凡そ世に下剋上のもの多く、やゝもすれば君をなみし世を變ずるの臣あるは、大槩君を論ずるに是非を以てすれば也。君是ならば我是を以てせん。君非ならば我非を以てせんと思はんは、臣たる分を忘れて其職を失し、君を以て他人の交際に比するなり。臣常に君恩を深く蒙りて、朝夕のつとめをつくすこと叶はずば、何事によらず報謝の恩をなすべき事、臣の職分なるを、少しの儀に意見を立、君の非を擧げ或は之を訟し君臣訟獄の沙汰出來たり、或は太臣君の信を易て權を專にするに至ること、皆君を是非の間におとし入るゝ故也。呂東業曰く。所謂理あり又所謂分あり、是理分と與に判然二

物なり。君子分を云ふ必ず理に及ぶ理を言ふ必ず分に及ぶ。理と分とは得れば則ち倶に得、失へば則ち倶失す。臣の君を訴ふる者先君を訴ふの曲あり、必ず其の訴ふる處の辭と問はざる也。君臣の際、本曲直を較ふるの地非ず、後に之を治と爲す者、非合分與理爲一、亦安能洗犯上之習、而還千古哉云々、是分と理とを別に思ふを以て、君臣の間に是非を免るの失を云へる也。分と理とを別にすると云は、分を以て云へば、君臣の分定まると云へども、理を以て考ふる時は、是は君の非にして臣が理なると云ふは、分と理と別にすると也。上下の名聞すでに定て下剋上あるべき道理相そなはれるの心也。是君臣名分の決定するゆえんにして、天地の紀綱自然に立處なり。綱紀立たず名分かくる時は、天地所をかえて天倫の序大に亂る。尤も歎ず可き也。こゝを以て是非を論せず、皆君を是とし貴とし、恭て臣の職分をたがゆべからざれと云へる也。次に我に作ずる處深きときは、夫に相應の感應あるもの也。今日君とうやまい臣とへりくだること全く人の私する處にあらざれば、唯天の命にまかするのみ也。然るときは君の言行

を信じて常に恭敬の心切ならんには、必ず感應して我身のをさまる基たるべき也。世上に信深くして感應切なりしためし多し。木をきざみて神と祝して社をかまへ信仰を起す。本これ木のきれ也。されば神をきざみし木のきれは、不淨に交はり泥中に入ると云ふとも、これぞうやまふべき處なし。すでに同本を以て神と祝しきめざれば、天候もこれがために手を屈して拜をなす。尤も感應も新なりなん。木を刻して神としても信ずる處に感あれば、況んや直に天命を以て國郡を領し天下を掌の中に入て、賞罰の權を握り人の死生を司どり玉へるの人君なれば、大凡にては同じく是れ人也と見ゆべけれども、其天命の歸する所黨なかさまならんや。然るを臣としての小の事に是非を立て惡に狼藉せんこと並に君の言行を輕忽にして蔑如せんこと其冥罰其天罰更に遁る可からざる也。

不レ貴二利口捷徑一貴レ敏行

師嘗て曰く。仕官の輩やゝもすれば、利に捷徑を專として篤實ならず。利に捷徑と云ふは辯舌を以て奉公をなし當座の間を合する事也。主君の尋、朋友の交に於いて口辯舌を明にし、其座の風情としほらしく會釋し、立居身づかい物廻不調法に之なきは、皆利に捷徑也。捷徑と云ふは、大道本理をは會せずして、當座の近道を以て速に言行をなすの輩也。是を以て惡と云ふ可にはあらざれども是をよしと究むれば、人皆上ばしりて唯世知辯聽にわたり、大道の用を取失ふて臣の風俗甚だ輕薄なるもの也。時に取り處に因て、利に捷徑のあるまじきにはあらず。又官人により其職役に順て、利に捷徑の入こと多き事も有べきなれば、一様に究め難しと云へども、天道を明かにして其大曲尺を專とすべきは本にして正大公直なり。利に捷徑をなさんは末にして至微至少也。君子は本末兼備へてその宜しきに應ず、學者は本を根とし貴んで末を次とし後とせざれば、必ず末にまどふて本を忘るゝに至るなり、故に利に捷徑を貴からずとして、身を修め行を篤くして、其大義をかゝざらんことをつねに思ふ可き也。人必ず辯

才は早くなりやすく、立廻りを見事にいたし、無理のよろしくなることは、やすくして似せよし、篤實にして義を守り勇を養ふことは一生つとむといへども成り難きものなれば、臣たるの職唯この間を守るにありと云へる也、揚龜山曰く。利に捷徑に給、古人之を賤む。君子言を納めて而して行の敏からんを欲すと云へり。昔漢文帝錢穀一才の出入を問ひ玉へるに絳侯答ふる能はず。次に陣平に問ひ玉ふ。陣平易さに辯ず文帝これを善とす。絳侯はぢあせかいて脊をうるほせりと也。是れ辯に才覺の捷徑なるを以て諸ずる時は、その能ふ能ありと云へども其賢德を以て云ふときは、絳侯を賢とし、陣平を賢とするにはあらざるなり、然ればとて、陣平が能く辯せしをあやしきと云ふにはあらざる也。此の職に於いて、本に心を付けず末に心を付る處あれば、その本意たがつて篤實を失ふに至るべき也。すべて利に捷徑にはしるべからざる也。知いかんして練得んとならば、事物の本末を究むるにあり、事物の理を究めんとならば、豈輕忽にして末にはしらんや。輕忽にして末にはしらば、詳に究理すとは云ひ難き也。人常

に眼前を快くして當座の快意を專として始末の考を失ふこと以て然り。人又末にはしれば必ず本を忘るゝ是れ常理也。こゝを以て、利に捷徑のなりやすきつとめも次にして篤實にして行に敏、行ひ難き道を專とするを臣の職とする也行ひ敏しと云ふは、今日身を修め行を正す處にさとく、能相通して早く之れをなすこと也。言はやすく行はかたし。口に云ふ如く身に行はれざるもの也、口言にて身に行ふてみれば感じ難きことあり。このゆへに行に敏きことを貴ぶと云へる也。

常存二敬恭一

師曰く。敬恭の二字は本末にして體用也。心に敬を持すれば其形する處則ち恭し。手足の動く所、衣服の垂るゝ所皆內敬して外うや〳〵しく。人君を敬するは臣。の職なるを以て、內に君を敬するの誠あつて外に其形をうや〳〵しくし朋友の交り賓客の相對する、身體言行ともにつゝしみ守て、過言無禮を爲すべ

からざるなり。無禮は人の憎む所也。過言は人の受けざる所也。人の憎む處を以て人にあてがい、其受けざるの言を以て人に用ひば、忽ち闘諍して死を眼前に博くするにあり。君恩の報謝うすくして、殊に一たび君にゆだねたる處の身を以て朋友にあたへんこと甚だ臣の職を忘るゝなり。こゝを以て臣の職に君を敬すの心を内に存し外にをどれる形なり。分よりへり下りて。行跡を正したしなみ言を譲らば、諸人大にこれに歸して、道こゝに於て行はれ、君恩を報謝するのたよりたるべき也。故に常に敬恭を存すと云へり。但し其位をこへて謙下すること甚だしからんは、又君子の取らざる所なり。その故は是れ謙を以てたかぶる也。伊川曰く。更如人大醉後益恭謙者、只益恭謙、便是動了也。雖與於肆者不同其爲酒所動一也云々、官位爵祿を得て、その分よりへりくだつて事を成んは德のうやうやしき處、君子の稱美する所也。而して謙下過るときは位の威なく、下にのぞむに輕忽にして、人或は我をあなどらんとする也。こゝを以て何事も相應ある禮と云、その相應をこへんは君子の取らざる所也。而して其相應せん用

法は、事々に格致するにあり。臣の職たやすからむもし覺えずして驕慢出せば、君の威をぬすんでわが利を遑くするになり。覺えずして輕薄ならんは、君の恩をかりて下にへつらつて利を欲するになりぬべし。一身の言行皆君にかゝる處なれば、をろそかにして可ならんや。

要ㇾ爲二王佐一之方

師曰く。臣たるの職、其本とする處王佐の戈たらん事を要する也。王佐の戈と云ふは君をたすけて道に入らしめ、萬民其德化を蒙て天下の風俗各仁義を本とし、綱紀名分相定て人々皆天德を全くするが如き、是れを王佐の戈と云ふ也。揚龜山曰く、孟子沒してより王道を得ず、故に世王佐の戈無し。旣に王佐の戈なく。故に其治効終に古に如かずと云へり。然るに王佐の戈たらんことは、古を學び、聖人王者の本とする處を考へて、我に王道自然の巳むる所あらんを了簡して其德を全くし、これを擴めて天下に充てしむるの謂ひ也。されば先我に修身

正心の敬行ありて、政道治法にわたるべきの方いみじく、而して君を引て道に當るを要する也。孟子曰く、君子の君に仕ふるや、務其君を引て以て道に當つ、仁に志のみと云へり。臣として君に仕ふるの職は君の心を自然に道に入らしめて、仁に志あらしむることを要とす。金銀を聚領し兵を強くし地を廣めんことは、求めずしてなるの地にして、しかも王道より見るときは、金銀兵地多くつよく擴るとも、名分正しからず、紀綱明ならざる時は、却て害となるに至るべきを以て、只君を引いて道に當るを要とすと云へる也。次に敬レ君以レ實也。臣の職、君を敬するを以て本とするが故に、人々皆敬跪曲拳奔走從順。是れ君を敬するの禮なることを知る。臣職誰か此の如からずや。而して實を以てと云ふは、世皆形をうや／＼しくして心に敬を有せず、いかなるをか心の敬と云ふ可きものや。善を君にすゝめ、君の惡を拒んで、君を過有るの地に陥(おとしい)れず、ついに堯舜の大聖に至らしめなんことを思ふ。これをまことの敬と云ふ也。君の非をたゞさずしてそのなりのまゝに致し、人々にのせしめ身を全からしめざるは、畏君を害する

なり、豈敬すと云ふ可けんや。孟子曰く責難於君。之を忠と云ひ、善を陳、邪を閉づ之を敬と謂ふ。吾君不能。之を賊と謂ふ、云々。景丑氏曰く、內は則ち、父子、外は則ち君臣人の大倫也。父子主恩、君臣主敬、丑見王之敬子也。未見所以敬王也。孟子曰く、惡とは是れ何をか言ふや、齊人無以仁義與王言者、豈以仁義爲不美也。其心曰、是何足與言仁義也云爾、則不敬莫大乎是、我非堯舜之道、不敢陳于王前、故齊人莫如我敬王也と云へり。然れは君を敬するの實を糾はずして只形にあらはるゝ處を専とせんことは、王佐の臣にあらざる也。次に開悟君心と云へることあり、たゞちに君の非を諫め改めんとすれば、時に至てさからし事多きを以て、却て道行はれざる事あり。我に誠をつくす處切にして只忠勤のみなる時は、漸くに君の心の非をあらため糾すにたるべき也。必ず急ならんことを求む可からず。尤も我をたてゝ爭ふことなかれ、爭ふ時は我自ら是を以て、一向誠をのみつくさんには、君の開悟何ぞなからんや。朱子曰く誠を盡して而して君心を感發すと云へる是也。次に公大正直を以て勤と爲し、忠厚を以て本と爲す也。公大なるこ

とに非ざれば私にして公ならず、正直の事にあらざれば詐偽術策に陥る也、我に忠心の至厚なる處あらざれば公大正直のつとめなりがたし。王道の世に行はれんことは、公大正直にあらずしては行はるべからず。こゝを以て、忠厚を本として公大正直を勤めとすべきと云ふなり。すべて王道の論、一件一事の間至微至細の上まで、少しそのたがいを以て仁義詐術に至るまで多ければ、臣の職分その微少の事に至るまで、本とするに王道を以てして是れを糾明せば、まことの王佐の方たるべし、然らざればすべて世上の人臣にして、實の臣職を盡すと云ひ難がる可き也。次に主を尊び民を治め、時の變災を防ぎて敵を制し世を起こし業を開きて、草創は一天を合すると云ふとも、是又王佐の方にあらずと云へり。其心は、その得たる所を以てし、其長ずる處を以て其短きにかつがゆへに、其才能賢知はまされるに至ると云とも、王道を貴び天下の風俗を變じ人々天性を正してその綱紀名分をたゞさしめんことは、王者の治敎に非ずしては成り難きこと也。王佐之方、其因る所甚だ以て大ならずや。古人(許魯齋)曰く王を

尊び、而して民を庇ふ、災を捍し、而して變を制す。世を繼絶し治平を興して三代王佐の才に比すとも同じからずと云へり。但後世に至て俗衰へ風すたりて數百方の前後王道の世に行はれず、王佐の才臣にあらざることり、異國本朝ともに然るを以て云へば、時氣已に然り。今しいて王道を行はんと志して事を急ならしめんことは、却て治教のさまたげを爲す可きなれば、唯王道を本として、其末々の利害に淺らず、捷徑に至らず、風俗こゝにしばしと改まる所ありなんは、是れ古の治教體明なるに比すべきなり。しきりに古を慕ひて今に行はざるゆへんを糾明せざらんは、文理に高くして事にくらきにもなりぬべきなれば、口に云へる計りにして、とても成らざる事を、せめてこの用の少くも政道に利あらんごとく用ひたらん。此時に取つての王道也。宋に阿南の程子、仕官を經講筵に登て時君を獎導き。新案の朱子王道を説きて時の政を救ひしも、ついに天下國家に王道行はれず、風俗變化することなし。是れ王道の實を知らざる也。こゝを以て案ずるに、久しくすたり永くたえて、萬民この俗を俗とし、このならわし

に入りひたれる上は、急に變易することなりがたき也。只當時に於いて其大なる蔽を去て、自然に道にひた入るゝに如く可からず。されば、臣職王佐の方を本として君の政事をたすくべしと云へる事なり。王道に根ざし。――三字彼本作興する心ざし――あらんには仁義を捨て綱紀名分をとりつがゆうには至る可からざる也。

歸ニ功於君一

師曰く。我身を立てずして君の是を立ること、これ臣の職也。孔子曰く、君子の君に事ふるや、其美を將順し其惡を匡救すと云へり。諸事[illegible]致せることくにいゝたくしたきものなるは凡人の情也。是れ私の惠を立て君の是をかくす也。然れば何事によらずその職に於て人のために然る可き儀をば、皆君の恩にいたして、我なせると云ふ功を立てざる可からざる也。すべて諸道その品を詳に下に糾明して、そのなる可き處をば、君の言行によるが如くならしむるは、忠臣の本

意也。臣のなせる功を以て君に歸せんことは、是れ僞をかりて事を行ふに似たりと云へども、全く僞にあらず。下の積累して致すことも、君の心によつて成敗あるは定れることゝ也。然るときは功を君に歸して、君これを受けて、僞と云ふ可らざる也。致堂胡氏曰く、事功臣下に出づ。効智謀輸才力及其有成、必曰、此君之德か非臣之所能也。君亦安じて而して之を受く。僞幾干ならずや、蓋し道は元より然るべし。僞に非ずや。易坤之六三あり。曰く含章可貞、或從王事天成有終謂有功善、則隱晦其美、而歸之於君、不敢當其成、然後下得恭順之道、而上無忌惡之心也云々、次に我が是を立て、云ふことゝなすことを我が致す如くにすることゝ專とするの臣は、必ずついに上を僣し、下剋上の計をなすに至る也。古の奸臣國を盜むの謀多くは此處にあり。故に我が是を棄て君に歸し、我が功を置て君に功あらしめて聊かその功に居らざることゝ、是れ臣の職也。古人云ふ。功成て居らずと云へるはこの心にや。功なつて居らずと云ふ心は、功を内に持たずして能謙下し、是を君に讓て我之に居らざる事也。臣職の用尤も愼む可き也。次に忠臣國を去り

其名を潔せずと云へり。是れ又我立たざるの心なり。其心は、仔細ありて其家を立退き。牢浪の身となりぬと云ふとも、先主の惡名を云て巳が是を立んことは忠臣の心にあらず。祿つき命究りて流浪の我となりなんことは、義に順て去就する處なれば、論ずるに及ばざる也。强いて先君の非を擧げて我が是を立てなん事は、君子の取らざる所也。樂毅曰く、古の君子は交り絕へて惡聲出でず。忠臣國を去りて其名を潔せずと云へるなり。

死易生難

師曰く。天下の事死するに易く、天下の事成り難しと云へる事あり。生死は至て大なりと雖も、すでに身を委ねて臣たる事は、事に臨んで死せんことは至て易くして、我が職を守りて天下の大事を遂げんことは甚だ成り難き處也。古を考ふるに、國亡び家破れて、堂上堂下に充滿するの臣皆一同に死を遂るは多くして、亡びやぶれざるあらかじめの謀は成りがたく、亡び破れて又再興すべき

の手立をなすの輩は猶なり難し。主君逝去の時殉死して終るは易くして世以て多く、常に諫め戒しめて、君の政を助け民を扱ふの事をなすは難きものなり。こゝを以て考ふるに臣の職、只死を一途に努むるを以て忠勤と思ふべからざる也。平生志を立て已が職分を守り君を善道に導き國家の治教を體明し、天下のたすけとなりなんことを思つて、其法を詳に糾明し、晝夜のつとめいさゝか怠るべからざるなり。死は人間の一大事にして、是を以て鵞毛の如く輕んずるはかりの志ありながら今日、日用の忠勤に糾明することおろそかにして、そのつとめ正しからずば、輕重本末を取ちがへて、難きことを易く思ひ、やすき事を勤めずして、今日の上に怠りある也。人臣として此の如き處を現索することうすき時は大義に於いて取りちがゆることあるべき也。

追レ遠如レ在

師曰く、先君逝去の後、舊臣次第に政に怠ること、世上の常也。こゝを以て終を

愼み、遠きを追ふときは、民德厚に歸すと云へる心は人の古を忘れざる所以也祭神如神在と云へるも、なき人を祭りて、洋々乎として上にますくが如くなるを云へるなり。されば、主君恩顧の臣も、其吝におくれぬるときは殉死を心がけ遁世を本として、しきりにこれを慕ひ奉りぬるも年月をふるに從つてさりし人は次第に遠ざかり、其忌日に當りても廟所參詣の心も怠るに至る也。然れば臣として常に追遠如在に思ひ愼しむ可き也。遠きを追ひ在に如ずと云へるは天下國家の政道は篤實を以て本とす。篤實ながらんかと、見ず聞かざる處を愼むに如ざる可からざるなれば、これ遠きを追ふを以て政の厚き所とし、臣職の輕薄ならざる基とする也。在如かずと云ふは、政道をなし官職を治めんには、先君の前にて事をとりあつかい、先君の思召にては此の如くあらんと思へることを常に心にあてゝ而して臣の職分正しき也。三年父の道を改めずは孝子の心にあらず。然れば臣平生、君の心を旨としてなからん人の蘇生してけるとも、恥る處なきが如きに、取さばく可きことと是在に如ずと云へる心なり、追福作

善のいとなみ愁傷歎息の思ひはありながら、其事を愼しみ守るに怠りなんは、實の志と謂ふ可からざる也。

辯二殉死一

師曰く、君の寵臣、恩の報謝の爲に殉死して終ること、世以て之を風俗とす。遠く古を考ふるに、古人死せるを愁のあまり、偶人を作りて其葬にしたがはしむ。これを殉と云へり。孔子曰く。俑を作るとは此の事也。而して史記に出る所秦の武公卒して初めて人を以て死に從はしむ。其數六十六人也。これ殉死の始也。穆公に至て百七十七人の殉死あり。中にも奄息仲行鍼虎をば世以て三良と號す。この三人も殉死してければ時の人これを哀みて黃鳥の詩を賦せり。始皇に至ては後宮の美人皆殉死す。もと戎狄の道なりしを習て以て俗とするになれり。本朝の古、又人を以て殉葬す。こゝに垂仁帝の御宇、皇后薨ず。帝顧みて群臣に問ふに葬禮の義を以てす。群臣對へて曰く、一遵二倭彥王子故事一而殉葬せんとあり

ければ野見の宿禰進奏して曰く、如臣遇意、殉埋之禮、殊無仁政益國利人之道、仍率大部三百餘人、自領取埴、造諸物象進之、帝賢甚悅、以代殉人號曰埴輪と云々、然れば異朝本國共に其因て來ること久し近代に至て、專男色の寵あつて其恩に浴せし輩殉死を以て、報謝と爲すに至れり。案ずるに殉死の事唯その愁傷の情に動了きて、曖昧の輩しきりに死を決し、而して浮屠釋氏、中有の旅死出の山三途の川閻魔大王の可責獄卒の呼喚など云說あるに任せ、さしもゆゝしき人君の、死ぬ道には獨り、赴き玉はんはあとさびしくもなど云ふて殉死をなすに至ること一向浮躁虛談にして、今又これを改めて下として用ひざることは死をのがるゝに似たれば、其然る可からざることを知るの輩も殉死を以て義とする也。天下の風俗は天子人君の相定める所にして、下として是を變ず可きのことわり有らざるなれば、寵臣是が爲に死を輕んずることは、必ず不義なりと究め難しいかんとなれば、天下の類俗ことごとく不義を致し來れること多きに殉死計に至て不義也と云ひてさしをかん事は義と云ふ可からざるなればこ

ゝを以て考ふるに君の男色の寵臣、その身を顧み、つとめて政道に輔佐たるべく、國家に助あらん器は留て政を任じ身をこれにゆだねて殉死のこと些ゝかあるべからず。君たとへ殉死を欲すとも我れ正義ありて食を以て之を引導輔佐せんには自然にその迷情息す可し。寵恩甚だ隆也と云ふとも。殉死爲をずして心に恥る所に有るべからざるなりもし德をつとめず、道を學ばず、國家政治の助たらず、平生欲をほしいまゝにし、傍輩に無禮緩怠して、あくまで寵恩に浴し殉死の一件に至て、初めて是れ不義ならんと覺悟してとゞまり止めんとの事は死をいたんで身を退くに似たり。然れば君に殉死の糾明なく、世以て僞と致せるの事なれは此の如きの輩は殉死して可なりすべて天下の風俗は人君の繫る所にして下に居て是を難擬、殉死に限らず、平生日用の間尤も生死の因る所に至るまで時に至ての禮節になれ事多くして、不義也、無道也と思はへる事ながら、其俗に順はずば叫はざる事あるもの也。故に明君賢將の世に起て其無道ならん風俗を改め、叫して人をして其生を全からしめんこと、天地の德に

比すべき也。殉死のことは故なくして人の生を失ひ、天德をそこなへるに至て天下大少上下の間やゝもすれば殉死を以て義と爲す。故にその家に留て其事を司て後の爲めに宜しからん輩も皆殉死を遂げて一時の快意をなす。甚だ歎息す可き也。ここを以て案ずるにわけて是は殉死を義とし、此人は殉死を不義とせんと云ふとも世に殉死を弄ばゞ、ついに之に流れて、善人又殉死に落つ可きなれば、すべて君の命ありてその風俗を糾明あらば人々其義不義を知りて、自然と殉死やむべし。朱子曰く。秦穆公以三良爲殉死、此に於て其罪逃る可からず。但し或は以爲く、穆公遺命じて此の如し。而して三子自殺して從ふ。則ち三子亦罪なきを得ず。今宮臨み惴慄の言を觀すれば則ち、是康公、父の亂命に從ふ。迫て而して之を壙に納む。其罪歸する處あり。蓋し殉葬は其初め特に戎狄の俗に出づ。而して明主賢伯以て其罪を對たざる無し。是に於て習以て常と爲す。則ち穆公の賢を以てすと雖も免れず。其事を論ずる者亦徒らに三良の不幸を閔み。而して歎秦之變、至於王政不綱、諸侯擅命、殺人不忌、至於如此、則莫知其爲非也。嗚

呼俗之弊也久矣。春秋傳曰く。吞子曰く、秦穆公之不ㇾ爲二盟主一也、宜哉。死而棄ㇾ民先王違ㇾ世、猶貽二之法一、而況奪二之善人一乎。今縱無二法以遺二後嗣一而又收二其良一以死。難二以在ㇾ上矣。君子是以知二秦之不一ㇾ復東征一也云々。然れば殉死の事古人甚だ其人君のあやまりを論ずること此の如し。後世尤も糾明す可き也。

臣道二

仕法

出處去就

師嘗て門人に示して曰く。士隱るゝ事を欲せずして隱るゝ者は、已むを得ざる也。凡そ德の高く、行の篤き事は天地を以て上とす。天能く覆て殘す事なく、地能く乘せて棄つる事なく、能く萬物を生々して息む事なきを以てすれば也。人又德行を以て天地に比す故に聖人の貴とぶ所は能く下民を和して其道四海に普ねくにあり。されば廣く衆を濟すは堯舜も猶ほ病める所也。孔子道の行はれざるを歎じ玉へるも民の比し難きを以て也。こゝを以て云へば、彼が行ひを高くし、理を深く味はつて時をさみし、世を遁れ、山林に入りて樹下。石上のすま

をなしなん輩は、高明天地に比すべからす、只一己の潔白清淨を味ひて異端の心を甘んずるに至れる也。是れ隱遁逸士の風reference賓を荷つて、丈人の類なれば、天子の難なしと宣玉へる所以也。寔に世を遁れて身を隱くし、富貴功名を風前の塵に思ひ消さん事は世上心深きものより見れば至て成り難きに似て、聖人天地の大道より校量せば世を忘るゝ斗の事は無難也。一民一夫にても道の志の出で來り、其天德を全くせん事は天地の本とする所也。況んや國郡の主たらん人其道德を理會して彼大道を以て下民を敎化して、王道の風俗を天下に廣くせん事は、聖人の大望何事か之に如かんや此故に粉骨碎身するとも、下人の爲ならん事には聖人君子の身を惜む處あるべからず。孔子年六十八歲の間まで諸國の諸侯に相まみえ、すでに衞の夫子、南子に逢ふ。晉趙氏が家の臣佛肸中牟を以て畔く。孔子を召ぶ。孔子往かんと欲す、と云へるの類皆世の政のなるべきよすがもあらん事を欲し玉へれば也。孔明の學は其學ぶ處の行ひ亦時に用ゐられて民をたゝし、世を政するの數也。孟武伯問ふ。子路仁なるかな。子曰く知らざ

る也。又問ふ。子曰く。由也。千乘之國其賦を治め使めつ可き也。其仁を知らざる也。求むるや如何、と。子曰く。求也。千室の邑百乘の家之宰たらしむ可き也、其仁を知らざる也。赤也如何、と。子曰く。赤也。束帶し朝に立ちて、賓と客と言はしむ可き也。其仁を知らざる也。云云。是等の語意見る可し。各に其の學ぶ處、人の爲、國家の爲ならん。事を以てすれば也。孟子に周霄問ふて曰く。古の君子に仕へんや。孟子の曰く。仕ふ傳に曰く。孔子三月君なくんば則ち皇皇の如也。——求むる事ありて得る事弗れの意——疆を出でゝ必ず質を裁す。公明似が曰く。古の人三月君無き時は則ち弔ひす、と云へる、亦この心を云へる也。然れば人として道に志あらん輩は、世に出て政をたすけ、國家人民を撫育教導するの入れ薄からんは、聖學の好にあらざれば、隱逸放言を以て好むことゝすべからざる也。隱を求めずと雖も、時に遇はず。世に用ひざる、ときは隱さずして叶はず。是れ則ち已む事を得ざるの理にして求めず、好まざるのこと。天道自然の命なれば、孔子の退いて書傳禮記に叙いで、詩を刪り、樂を正し、易象繫彖說卦文言を序いづ玉へるゆえん

なり。退いて仕ふる事を求めず、と云へども猶ほ聖人の世を忘るゝ事あらざるを以て、せめて言行を書に殘し、末世の龜鑑たらん事を欲するが故に、旣に魯の哀公の十四年には孔子七十一歳にして春秋を作り玉ふ。其本意竊かに案ず可きことならずや。

師曰く、君子の出て仕へ、就きて主人と致す事、其本は道の行はるゝを以てす。故に古來より、四十を强仕の年とす。忘は四十までの間、小大の學を練り、工夫を遂げて、些か怠る處なく、古今の時義に通じ用ゐられて、國政をはかり、民人を治して君命を耻かしめず。政を正し、民を教ふるに大槩相たれば斯くの如くにして、而して仕へてなすの道足れる也。四十まで相學ばゞ身を修め、心を正すの路にして、是を世間に押し擴め、君臣の間世上の事に渡りて、其しるしを見ざるは學皆固陋にして聞くこと寡なき也。然れば四十にして初めて仕へ、仕ふるの法道を行はんとの本意にして、道を行ふの本、又國家人民の爲にあり。此心を以て仕へんとならば、仕ふる事自ら進まん事を求むべからず。人君敬を致し、禮を盡

すを待つて、而して後に仕ふるにあり。易に曰く。我れ童蒙に求むる事匪ず。童蒙我を求む、と云へり。孔子の曰く。危邦には入らず、亂邦には居らず。天下に道有る時は、則ち見はる。道なき時は則ち隱る。邦に道有れば則ち穀くて、邦に道なき時は則ち穀するは恥也。邦に道有れば言を危くし、行を危くす、と云へる。各道の爲に仕ふるの心也。周官曰く。君子の仕へ難きは何ぞや。孟子の曰く。丈夫を生みて之が爲に室有る事を願ふ。女子を生みては之が爲に家有る事を願ふ。父母の心人皆有之。父母の命を待たず、媒妁の言、穴を鑽り、隙を相窺ひ、墻を踰へて相從ふ時は、則ち父母國人皆之を賤んず。古の人未だ嘗て仕へんと欲せざる也。又其道に由らざる事を惡むは、其道に由らずして而して往者穴隙を鑽るとの類也、云云君子の身を重くするは道の爲にして、身の爲にあらず。君に信薄く、敬足らざる時は、道行ふに足らず。故に仕ふる禮を以てし、待つて義を以てする也。次に時の禮のもだし難きが爲に仕ふる事あり。是は君に道を必ず行ふべき處あらざれども、賢を敬ひ、禮を厚く致せる家には道を信ずる事の深きを以て、又仕ふる

事あり。次には父母妻子の養あつて已む事を得ずして仕ふるあり。是は微官、微祿にして更に他を願はず。只朝夕の飢を救ふを以て本とするにあり。次に其主人の家人にして累代奉公の筋目を以て、家に仕官たるあり。是は生れついて其家に備はれるなれば、君子の仕ふる道を以て云ふべからず。右此品、これ仕ふるの法也。

陳子曰く。古の君子何如して則ち仕ふ。孟子曰く。就く所三ッ。去る所三ッ。之を迎へて敬を致す。以て禮言有り、將に其言を行はれんとする也。則ち之に就きて禮貌未だ衰へず。言行ふ事非ざれば也。則ち之を去る。其次未だ其言を行はずと雖も、之を迎へ、敬を致して以て禮有る時は則ち之に就く。禮白は衰ふ。則ち之を去る。其下は朝、食はず、夕に食はず、飢餓にして門戸を出づる事能はず。君之を聞きて曰く。吾れ大者其道を行ふ事能はず。又其言に從ふ事能はざる也。吾が土地に飢餓せしめ、吾れ之を恥ぢ、之を周ふす。亦受くべき也。死を免かれて已む、と云ふ。又曰く。孔子行ふ可きを見るの仕へ――其道の行ふべきを見る也――有り。

降下の仕へ――接遇禮を以てする也――有り。公養の仕へ――國君賤を養ふ也――有り。秀桓子斤可を見るの仕へに於いて也。衛靈公に於いて降可の仕へ也。衛孝公――春秋史記皆無之疑は公軌を出る也、と――に於いては公養の仕へ也又曰く。仕ふる事は貧を爲すに足らざる也。而して時有つて貧を爲す。妻を娶りて養ひ爲すに非ず。時有りてか養ひ有り。養ひを爲す者は導きを辭し、卑しきに居る。富を辭して貧しきに居る。導きを辭して卑しきに居し、富を辭し、貧に居するは惡きか、宜しきか。關を抱き、拆を擊るの位卑くして言高きは罪也。人の本朝に立ちて、道行はれざるは耻也。各々君に仕ふるの道を論ずる也。次に退いて處り、去て仕へざるは本君子の好む所にあらざれども、位高く祿厚くして君に道なく政に法なき時は、或は之を諫むる事屢々し。或は力を盡して身を修めて君の開悟を待つと雖も、時勢ともに然る時は、君子玆に留まらざる也。道を行ふの沙汰までに及ばず。君に禮衰へて、君子を崇敬する事たゆむときは、速に退いて仕へず。我に父母を養ふの術足る時は、又速に退いて德を隱くす。功成て名

遂げ、年老いて政事を勤むるにものうきは仕を致して速に退く。是れ各に退去の義也。君臣は義に於いてして利に於いてせず。故に今日の義去るべきに究理する時は、明日の飢を顧みざる也。孔子の曰く。賢者世を避く――伯夷太公――其次ぎは地を避く。其次は色を――禮白衷にして去る――避け其次は言を――有違言而去――避く。程子曰く。此四ッは優劣あらず。遇する所尒に同じからず、と云へり。是れ其時君の申すに順て其退去を論ずる也。又孟子の曰く。段干木は垣を踰えて、而して辟る。泄柳は門を閉ぢて入らず――段干木は魏文侯の時の人と泄柳魯の繆公の時の人と、文侯繆公此二人に見えんと欲す。肯て之を見ざる也――曾子曰く。肩を脇にして諂ひ笑ふ。于夏畦に――夏目治畦之人也――に病む。子路曰く。未だ同じからずして言ふ。其色を觀るに赧々然として由て之を知る所に非らざる也。是に由て之を觀る時は、則ち君子の養ふ所知るべきのみ。――未だ同じからずして言は人と未だ合せず、而して强は之と共に言ふ也――次に易に居て命を俟つ、と云へる事あり。道を懷き德を安んじて以て

時を待つを是れ則ち易の需の卦の心にして、君子時を待つて動く也。古の伊尹が莘野に耕し、太公が謂濱に釣りするは、皆好んで安んずるに非ず。只時に合はず、世に用ひざる時は、獨り其德を守りて志を棄てざる也。易(蠱上九)に曰く。王侯に事へず、其事を高尙にす。と云へるは此心也。孔子も之を沽してや、我は賈者を待つ也、と宣玉へり。道を行ひ、民を救ふを本意とすると云ふとも、君に禮のかぐる處あれば、臣の道行はれざる基なるが故、唯德を懷くを以て時を待つべし。上の用を求むる事急にして、信用せられん事を專らとせば、守りを失ふて利に走る事多かりなんにや。孟子をも辯を好む人なりと云へるためしのあれば也。次に動靜時を失はず、と云ふ事あり。出て處り、去て就くは士の君に仕ふる大綱にして、其義を詳かにせざる時は、必ずその失あり。同じ業也、と云へども面々の格致するに因て其違ひあるものなれば、義を以て本として、其時を失はざるの思ひ入れなくんばあるべからざる也。易の艮の卦、動靜時を失はず、と云へり。動いて出るに時あり。退いて靜かにするに時あり。茲に於いて具に糾明せざるは時

を失ふてしきりに動くは進む事を知りて退く事を知らず。亢龍の悔あり。切りに退く。則ち隱居、放言の身たり。易(乾文言)に曰く。其れ唯聖人乎。進退存亡を知りて、而して其正を失はず、と云へり。

孟子の曰く。孔子の齊を去る時に、淅を接して而して行く。魯を去りて曰く。遲々として吾行也。父母の國を去るの道也。以て速にす可くして、速かに以て久る可けん。久しく以て處る可くして處る。以て仕ふ可くして而して仕ふるは孔子也。と云へり。然れば去就の間その義と思ひ、その時也、と思ひ其處なりと思ふ。此間の了簡に究料す。處薄ければ必ず本理を取り違へ、意見を立てゝ、かの天地を曲尺とする事足らざる也。此故に古の伯夷は其君に非ずんば事へず。其民に非ずんば使はず。治則ち進み、亂する時は則ち退く。橫政之出る所、橫民の止まる所、君を忍ばずして紂の時に當て北海の濱に居て以て天下の淸さを待つ也。伊尹は何れに事ふとしてか、君に非らず。何れを使としてか、民に非らず。治むるも亦進み、亂るゝも亦進みて天下の萬民を何とぞして堯舜の譯を蒙むらしめん事

を思へり。柳下惠は汙君をも差さず。小官をも辭せず。進みて賢を隱さず。必ず其道を以て遺佚すれども、怨みず。阨窮すれども憫しまず。鄕人に共に處て、由々然として去る事を忍ばざる也。尒は尒たり。我は我たり、我が側に祖裼を裡程すと雖も爾ち焉ぞ、能く我を浼さんや、と云へり。是れ各々其思入れ別にして、孟子は伯夷聖之清者也。伊尹は聖の任なる者也。柳下惠は聖の和者と評して孔子を以て聖の時者也、と云へり。此内に伊尹は出處孔子に合へるにや、と尋ねければ、程子の曰く。終に是れ任底の意も思在り、と云へり。各々聖人の域に蹈み込むと云へども、其大に成る處は孔子に究めて自余は皆聖人の一件を得たるのみ也。となれば其究めたゞす處大方にして人通じ難き事也。されば伯夷叔齊は武王の行を耻ぢて周の粟を食はずして死し、太公はついて其政を助く。同じく聖人のゆるす處にして、其見る處別也。こゝを以て見れば、其究理する處の厚薄以て其意見の是非を糾明するにあるのみ也。

師嘗て曰く。出處去願の間、君子の甚だ憤る所也。而して古の君子(司馬公言)、邦

に道有る時は則ち仕へ。邦に道無き時は。則ち隱るゝ、是れ定まれる君子の出る處也。然るに邦に道有りと云ふは、如何ならん。世を道なき世と云ふは如何なるぞ、と究糺するに、若し古の堯舜禹湯の文武の政道ありし時ぞ道有りと云ふは、其後に於いて君子の仕ふ可き時はあらず。

異朝旣に然り。況んや。本朝は聖學の道統絕えて跡なく。又聖主世を保ちし爲、下稀れならん。茲に於いて云ふは君子は常に隱くれて世に出でずして止むになりぬべし。學者古を是とし、今を非として、稍々もすれば古來をしたひ、切りに當世を蔑如す。是れ格物たる處、薄き故なるべし。世の古に歸へらず。末世濁俗を甚だ嫌はん輩は其土の粟を食はず、伯夷が風を翫で可也。然る時は、時に取て君臣は父子の綱紀正しく名分の道、略ぼ直にありて禽獸夷狄の風俗なからざるの天下國家をば、今の世の治國と謂ふ可きなれば、道に志しあつて萬人を廣く救ふ事を大任と爲す可き思入れあらん人は、彼は是れより宜しからん。君を助けて暫くも道義の德に歸りなん處の志し、是れ後世の學者の究むる處と云ふ

べき也。かゝればとて求めて仕へん事を望み、人の爲なりとて企て事を催さんは、其品に因て媚びを入れ、へつらいを成し、佞姦を專らとする輩に流るゝ事あるべきなれば、甚だ其究理を料明するにあるべき也。學者或は肩振つて古を慕ひ或は隱逸を好んで身を修むるの便りとす。皆聖學の本意にあらず。唯周公、孔子の言行を極め、其理を天地に押し廣めて之を法とり用ふるにあるのみ也。

料臣禮

師曰く。臣初めて君に見ゆるを相見と云ふ。儀禮に士相見の禮と云ふあるは是れ也。凡そ君臣と約し、その禮相行はるゝの日より。身を委ねて身心ともに我が君に任するに事なれば、其禮聊か怠るべからず。故に時日を撰み、あらかじめ其家臣に相謁して、則を通し、事を取次ぎの人に家法を詳に尋ね、衣服用具の制を件し。その日より恪勤すべき處の事を問ひ、用意すべき物を整へ、人馬を揃へ、而して其献上する所の贄を究む。士の君に仕ふること、身を委ぬるを以て本と

するなれば、初めて出仕を遂ぐるの日に至ても、何用の急事出來して、一期の奉公こゝにつくることあるべきなれば、初めて出仕の日なり、と云ふとも怠るべからざゝ也。出仕の時、尤も恭敬に存じ、一等も二等も降るべく、已が知を立て言行を高ふるべからず。大廟に入り、事々に問ふは孔子の行にあらずや。內に名振をさしばさみ、前に究理するの處薄きを以て、事に當て不知を以て知れりとする事あるもの也。士相見禮に曰く。始めて君を見、贄を執り、下に至り、容彌蹙と云へり。白虎通曰く。臣君を見て、贄のある所以は何ぞや、贄者質也。已の誠を質して已の悃幅を致すと也、とあり。贄は致也、と注して、君に事へて其志を致すの表也。故に必ず進物を獻ず。太夫は雁を以てして進退時を知るに象り、士は雉を以てして其節に死すに象る。鄕は羔を以て柔にして禮有るに象る也、是れ異朝献上は物に因て其志を表はせり。是れ相見の臣禮也。次に將朝の禮あり。祀記(玉藻)に曰く。將に公所に遍かんとす。賓齊戒む。外寢に居て沐浴し、史は象笏を進め、思對命を書す。既服すれば容觀玉聲を習ひ、乃ち出づ、云云、と。是は君の朝廷に出仕仕

るべきの前方。威儀容貌の制を抜ふる事を云へる也。先づ君の所に至らんには敬恭を以て本とす。こゝを以てその宵より齊戒をなし、外に寐ねて戻事を犯さず。精神を全くして、明日の氣を養ふ。是れ我が心の敬也。君邊に徘徊して直に事を言上し、近く咫尺して臣が氣息の君をけがさんことを恐れて、ゆゐみがみけづりして、衣服に香を炊き、口に五辛を食はず、鷄舌香を含むが如くす。而して衣服のゑもんを正し、其色品を明かにし、其容貌をならはすべし。容に心がゝりなる處あれば、それにつかへて內とゞこほるもの也。されば異朝の士太夫は各左右に玉の佩をさげて、これをゆりあはせ、その兌の傾側を知て是を改むる也。容貌かたぶく時は心氣又傾く。容貌端正なれば、心氣自然に正しき也。故に其容貌に思慮なく、衣服に心にかゝることなきが如く考へて、出仕を遂ぐべき也。是れ各敬を內に持する也。此上に我が明日恪勤す可き處の奉公を考へて、扇子たゝふがみに人の目に立たざる如く書付を致し置く也。異朝の笏は忽也、と注して事をしるし、忽ち忘るゝことあらんに備へんと云ふ心也。本朝には是をしやく

と號して、公家の宦人必ずこれをさし挾む是也。そのしるし置くことは我が思ふ事と、君に答へ奉るべきことゝ、君命と以上三个條を記す也。是を思對命と云へる也。此くの如く敬恭を盡さずしては、明日は出仕に忠を盡すことを專に致すこととなり難ければ也。されば腰刀より初め、我をぶる處の物、その實を件明して、其期に臨みて虛ならざる如くに心得べき也。常住の事には人必ず怠りあるものなれば、毎日の謹みもまねの如くになり易き事、凡そ人の情なれば、只實を以てするにある也。次に朝禮あり。既に出仕するに至ては乘馬肩輿步行につい て、相從の輩に制法を具にし、道路の禮節、非常の戒を堅くし、君門に入行て相從ふ輩のあり處あり樣、送迎の時分、各詳に制約を正し、巡察の監者を置き、既に公門に入り、鞠躬如として身をかゞめ、禮を恭して敬こゝに盡也。往來の間、所々にこの禮節。人々への色體、聊か怠らずして、我が結むべきの仕に座を定むと云ふとも、君邊の遠近を量らず、唯居をしる(四字閣本作君を見る)が如くす。論語に曰く、公門に入り、鞠躬如たるや、容れざるが如く、立て門に中らず、行いて閾を履ま

ず。位を過ぎ色勃如也、足躩如也、其言足らざる者に似る。と云へるは、孔子の朝廷出仕の姿を寫せる也。朝して位につき、席定まる時は、身體を寛にして恭敬を忘れず、手足の出入氣息の高下を整へ、同位の人どもの云ふに、談笑に及ばず、その言分ち出でざる也。孔子の其言は足らざる者に似て、氣を屏して息まざる者に似る、と云へるは此心にや。容貌のつゝしみは、威儀を正しくして公明にあらずんば徘徊せざるにあり。位を去り、席をのいて徘徊往來を成すは、朝廷の禮に非ず。非常の變あるの時其座を空しくす。而して席にあるの間思ひ位を出でず。艮象に曰く。君子以思其位に出でず)と云へり。と云ふ心は今日我が恪勤する所は已の處なりと思ふ事を心に置いて、外を思ふべからざる也。分を捨てゝ外を思ふの故に、人來て問ふにその用事を、粗かにして、事を怠り、我が勤めを失ふに至る。朝に於いて私用を達せずば古の道也。朝廷は私に談じ、私用を遂ぐべきの地にあらず、然りと云ひて、人來て私用を通ずるを件明せんこと、又我が分にあらず。人を拒まずして我を愼しむにあり。必竟唯君邊の遠きを以て、怠り生ずるな

れば、常に君位を以てする時は、我れに怠りある可らざる也。されば出仕の間は刻限より先んじて、退出の期は刻限より遲るゝにあり、出入の間各恭敬を以てする時は、心のつくべき所に心自ら付きて、容貌顏色辭氣作法、自然にとゝのほるに至るべき也。次に君用に侍るの禮。玉藻に曰く。凡そ君に侍り、紳垂して足齊を履むが如く、頤霤垂拱して、下を視て上を聽き。帶を見以て袷に及ぶ。聽鄕左に任じ、――紳、大帶也、磬折則垂也、頤霤、身俯也。高きを視れば卽ち傲上を聽きて尊者に聽く也、袷は交領也。左に任じて臣左耳を以てす。君に近くして、君を視るの法は下右に過ぎず。坐者左を尊ぶ云云――是れ君に侍べるの禮也、進退動靜禮節は家々に其法あつて、一樣に致し難し、唯内敬を存じて、外うや〳〵しく、貴人に便あらしめて、我に便なきが如くするにあるべき也。然れば君命じて召して君邊に侍候するの時は、衣裳をかいつくろふて、暫くも遲々たらず。利器を遠ざけて其置く處に心を付け、左右の座は命の儘にす。尤も時に至て左を貴ぶことあり、右を貴ぶことあり。其儀一ならず、君邊に貴官君の撫あらんには、猶ほ端を

遠くして、其會釋をなす、君言しば〱至らざれば席に近づかざるは古の禮也、玉藻曰く、侍りは則ち必ず席を退く――退いて側席に就く――退かざれば則ち引いて君の黨に去る――旁別席に退く可きなく。或は別席に有ると雖も君之に退くを命せざれば則ち引いて去る。君の親黨を離れて君の親黨の下に在りて座するなり。――と云へるは、是れ侍坐するの法也、又曰く、凡そ君召し、三節を以てし、二節以て去る――節は君命を輔くるに明かなる所以なり。使をして臣を召さしむ。急いで則ち二を持ち緩にし則ち一を待つべし――一節以て趨り、官に在り、屨を俟たず――官朝廷事を治むる處――外に在りて奉を俟たず、と云へるも、君命を重んずるの所以也、而して君の命を傳へて其事を助くるの道常に敬を存じて、その相對するの人の高下を以て意見を立つべからざる也。曲禮に曰く、君命召す。賤人と雖も大夫士必ず自ら之に御す、と云へるは賤人に心を忖けず、君命を尊ぶの心也。論諾に曰く。君召して擯を使す――主國の君出でゝ賓に接せしむる所の者――色勃如也。色を變ずる也)足躩如也(磐辟貌與立

する所に揖し、右手を左にし、衣の前後は襜如也(整貌)と云へるは、孔子の君命を行ひ玉ふ禮を云へる也。次に恩賜の物は各下に拜するを禮とす。下に拜すると云ふは、席を退いて拜するの事也。異朝には各府に付きて居するを以て席を下る也。本朝の今は席なくして唯一面の座席なれば、已が着位を退いて是を拜するを禮とす。食物器用皆其輕重を詳かにして、其禮の節にあたらんことを欲すあらかじめの侍食の禮、恩則の禮、をならはすこと、是れ小學の進退の禮也。次に使命の事、君命を受けて四方に使ひする君言(曲禮)家を宿せざるを以て禮とす君命を傳へ行ふの言辭容貌散せざる毋く、言無禮にして行ひ怠る時は、君命を恥しむるに至る。孔子曰く、詩三百を誦んで、之を授くるに政を以て達せず、四方をして、專對(專獨也)し能はず。多しと雖も亦奚以て爲さんや子貢問ふて曰く何如斯文士と謂べき矣。已を行ふて耻あり。四方をして君命を辱しめず。士と謂ふ可し。蘧伯玉は人をして孔子に使はす。孔子之に與へて座して問ふ。曰く。夫人何爲るぞ對へに曰く。夫子其過を寡くせんと欲して未だ能はざる也。使者出づ。子

曰く。使乎使乎。此くの如きの語意を考ふれば士の君命を以て四方に使すること
とは尤も大節の儀也。言辭のいゝやう。容貌の從容する、先の人のうけこたへに
付きて、國君を恥づかしむるに至らん事、甚だ不便の事也。且つ言は心の寓する
處なれば禮に其節を詳にす。論語に又謙辭を出す處多し。聖人の尤も愼しむ所
なれば、言語應對の間。其禮をはかるべし。士相見の禮に曰く。凡そ自君を稱する
士大夫則ち下臣に曰く。宅は――致仕して宅に在る也――邦に在れば、則ち市
井の臣と曰ふ、野に在れば則ち草茅の臣と曰ふ。庶人は則ち刺――刻除也草の
臣と曰ふ。他國の人は則ち外臣と曰ふ、云云。これ皆言辭の禮也。次に君命を拜す
るの禮あり。曲禮に曰く。君の言至れり。主人出でゝ君言の辰しめを拜す。使者歸
る。則ち必ず、門外に押送し、若し人をして君の所に使せば、則ち必ず朝服にして
之に命ず。使者なれば則ち必ず堂に下りて受を受く云云。凡そ君命の使は大小
によらず。門外に立ちて迎へ、之を君位に請じて其命を受く、聊か怠るべからず
送ることも亦然り。己が使を君所に奉じ、時の青物を献上すること。只君を敬す

るの心を以て是をしたゝむ――四宮閣本作したしむべし禮のかぐる處は敬の怠る處より出づるなれば、初め愼しむ者も、後には怠りあり、然れば始終に於いて變せざるを以て、禮の大敬とする也。

死節

師曰く。身を委ぬるは臣の道なれば。急に臨み節に中ては身を棄てゝ死を輕んずること。是れ則ち臣の義也。常に死を守ることを勤むる時は、家を忘れ、私を顧みざるを以て本とす。家を忘るゝと云ふは、士の君に仕ふる、家を出て外に行き、内に居てるをいとなむとも、覺悟すべき所を豫め究理し、公用にあらざらんば外の事は、諸事そぎてつゞまやかに致し衣食居を輕くし財祿をつまず今日唯今君命に侵て千里の遠きに鞭ち、一斯の究まりに至るとも遺命すべきことのあらず。死して後を點檢せられて、恥かしき事のあらざらん如くなれば節に臨んで一きは志の通りも潔よく言はれ行はるゝもの也。然らずして後に致

し殘せることかく、申し置かざることばかりにして紛擾たらんには行當りて急の用に立つ事は叶ひ難し是れ家を忘ると忘れざるとの間也。愛を以て安するに、實に財寶を多く蓄へ家宅に美麗を盡し最愛の男色女色多く、常に身の取り廻はしを取り攢げて置きたらんには、死は云ふに及ばず、急に朝廷へかけつけ、君命を家に留めずして、斯を延ばざずに事を成しなんこと、士の成り惡くき業なるべし。されば常に節と死なんことを思ふて、家を忘るこの料簡、是れ義士の恪勤と云ふべし。尤も財富家美に富み榮えなん、男子も、質の美なるか、又は其身に得たる所あつて、右の如く勤めざるとも、勤むる人に相劣らざる器あるべき也。凡そ人之を以て規範とすべからざるなれば、節に死するを宗として、家を忘れなんこと、士の本意なりと存じ、これに叶ふ如くに勤むべき也。曲禮に曰く。國君社稷に死して、——其天子に受くる所に死する也——大夫衆に死し、士制に死す——其君に受くる所に死し、衆は君師と謂ふ。制は君の敎弔の之を爲さしむる所を謂ふ——と云ふへり。死は至て人の重き所なれば、是れ又究理する

ことを詳にして、而して死を全くすべし、これ死は全道を守りると云へる也。然れば、節に死する事を守らんと勤めなば、常に家を忘れ、内外に就いて非常の戒を固くし、閫門の内に入ると云ふとも、勇氣を撓ましめず。門を出るより既に家事を棄て、朝廷に出位に坐し、席に付いて禮を守りて、容貌言語に無禮を爲さず急を愼しみつ難きを計て、變に於て取り紊さゞる如く勤む可き也。變は閧喧嘩狂亂仇打火雷地震時變或は他國の變或は郭外の變事告來の類、各是也。此時に中て、常の恪勤練うすくば、必ず顏色を損じ容貌を紊し言語違ふ可し。顏色容貌言語常に至らずば、日頃練し學ぶ所厚からずして心正しからざる也。心正しからずんば、知のくらければ也。其知暗き時は、其言行共に違つて、己が平生の十分の一も調はざるもの也。故に節に死するを以て守る處とする也。次に忠勤の士は家に死せず、と云へり。云ふ心は我が身の養生を遂げ天性の命を全くせんことも、主君へ奉行の志深きを以て、一日も夭死を爲さざる事を思ふが故に、食事を愼しみ、精神を養ふて身を全くす。若人の爲知らず勤むるの道あらずして命

長からんことは君子の欲する所にあらず。然りとて早く死するを願ふは父母へ不孝たり。子孫へ教戒あらざれば、そのありのまゝにして天命を全くする、是れ人の道也。主君へ忠勤深からんものは、病を養生するまでを、悉皆君の爲ならんことを思ふて、勤めらるべき程は相勤め、已むを得ざれば、床に付きて養生す。その養生を重んじて、君より命ぜらるゝ處の勤めを怠ること、忠臣の道にあらざれば、番所番の地にして死を爲すとも、家に歸へらんことを思ふべからざる也。世上の風俗宜しからざるを以て、官職に上らざるの平士、如此き勤めをなすをば傍輩必らずそしつて、僭上の心ありと云ひてそねみ、又已が私することの叶はざるを以て、人の私あらんことを欲するあり。然れば只忠勤の心を以て、忠勤の勤めを爲して、是れを言にあらはし、是れを行ひにたかぶることなかれ。或は己が忠勤の勤めと、朋友にさゝわりて不和あらん處の輕重を考へ、君の爲に宜しきに付く。是れ又忠勤也。切りに己を立て朋友の中あしからんは、又かぐる處ありと知るべき也。次に戰場死節の勤め、尤も勇士の志す所也。然るにその戰

死を考ふるに、流失にやり疵を蒙りて死をとぐる、此の二つは、その身の働きに遠止ありと云ふとも、共に戰死の號ありて死節と云ふには遠し。死節と云ふは先登して衆を勵まし、士卒これが爲に勇氣を逞じくする。これ先登の殖節也、兵を退くの時、敵切りに慕ふて兵士引くこと全からざるの時、立留て臀して死を一途に究む。是れ多くの兵士を全くして、その退去を亂さゞるの得あれば、これを魁殿と號して守節の大義とす。若生きながらへんは、功成り名遂げるの沙汰に及ぶ。尤も死節に至るべき也。而して主人遁れ難き處に立ち留まつて能く戰ひ、或は主人に代つて戰死し、或は主君の名を犯して敵に中り或は主人に馬をさゝげて、我が歩立て拒死す。各死節と云ふ可し。平士に於いては主君の命ぜられし所を守りて、その所に死を安んずる。是れ則ち死節と云へる也、同じく節に死すと云へども、其間に究理する時は高間の品あるべき也。勇士常に志を練つて節に死するの內、其大儀に吐はん所、是を以て本意とすべき也。戰場に臨みては、我も人も眞に勇を勵まして、功名に付き忠勤に依り、各晝夜の暇なく。相はげ

むべきなれば、平士の思ひ入れ大方にしては、人並の働きも叶ふ可からず。況んや義を守り、節に死す事些か怠りありとも相通ず可からざる也。此故に古人の兵を教へしも士を勵ますに唯進むにありと云ふを以てし。本朝の俗、九字文を以て怨敵に勝つの術とす。九字の文、亦唯前に在るを以て要とす。人の叶ひ難きは先んじ進んど節に死する也。志ありても勤めざれば成らず。勤めても手足身體の練りあらざれば走り廻り叶ひ難く、進退宜しと云へども、心のつけ處を知らず。目のきゝ、耳の利かざれば、又整ならざること也。ここを以て勇士平生勇を養ふて武者の修業を究理せずしては、全く節に死すこと難かる可き也。戰場に臨んで俄に勇を養はんことは、平生の勤めなくして如何んぞ叶ふ可きなれば、唯晝奉公の間、切りに勇を養ひ、義を守りて節に死するを宗とせば、戰場に臨んで其用たすかる可し。戰場は稀にして平生は常也。勇士平生の勵む處を以て本意とすべき也。次に君の讎を報ずる事。是れ勇士の節に死するの大義也。周の調人に、君の讎は「賊」父」と出でたり。其身奉公の親疎、寵祿の高下に因りて讎を報ず

るの心、是れ仕官の士究理す可き處也。古人云ふ。士は己を知る爲に死す、と云へり。凡そ主恩の下する所厚薄の差別異なれば、一樣に論じ難き也、祿あつて職重く寵遇さかんならん輩は、急難に臨んで死を共にし、君の難にあたつて命を輕んぜずしては、日頃の報謝盡すべからざるなれば、主の爲に讎を報ぜんことを思ふて死を善導に守りなんことは是れ義のよる處也祿うすく、君に疎く、我が並の官人多くば只口體を養ふに足りなんものは、又其相應ずるはしりまはりを勤めて、君恩の報謝に相當することあり、然ればとて、分限を越えて忠勤いたすべからざると云ふにはあらず。忠義は盡してもゝゝ至善と云ふ所に至り難きものなれば、これぞよき頃の忠勤と云ふものは有るべからず、と云へども、寵祿ゆゝしかりし人と同じく勤めんと云ふは、義を取り違ゆる所もありぬべし。如此き處、格物動辨切ならずしては糾明し難き事也昔豫讓が君の仇を報せしは先主(范中行氏)の爲めにはあらずして、後主智伯の爲にす。其言に曰く。中行氏は衆人を以て、我を待ち、我故に衆人を以て之に報ゆ智伯は國士を以て我を待

つ。我故に國士を以て之れに報ゆ、と云へり。賈誼曰豫讓は必ず襄子に報ゆ。五たび起きて中らず。人之に問ふて曰く。子は嘗て范中行氏□□智伯は之を滅し、子ば爲めに仇を報ゐず百臣智伯に事ふ。今智伯は死す。子何すれぞ報ゆるの深き、對へて曰く。中行衆人我を畜ゆ。我故に衆人之に事ふ。智伯國士として我を遇す。我故に國士として之に報ゆ。故に此一豫讓たるや。君に反して仇を事とす。行ひ狗彘の如く、已にして節を抗し、忠を致し、行ひ只烈士に出づ。人主然らしむる也。胡致堂曰く。君子名譽の爲にして善を爲せば、則ち其善は必ず誠ならず。人臣は利祿の爲にして忠を效せば則ち其忠必ず盡さず。智伯後無し。氣勢倚るべき所なし。富貴求むべき所なし。子孫は託すべき所なし。而して讓たるや、國士の遇を忘れず、死を以て之に報ゆ。再に至り三に至りて愈々篤ければ則ち爲す所なくして之を爲す者也。故に曰く。眞に義士也、此は特に質を委ね、人に事ふの法を爲すべきに非らず。爲す所なくして善を爲せば、大學の道と雖も是に過ぎざる也、と評す。又漢の張良は五世韓を相するを以て、秦の其宗を滅するを憤る也。則ち、

漢の高帝を佐けて秦を誅す。而して韓公子成立つ。項羽成を殺すに及んで、又高帝を佐け、項羽を襲ふ。遂に之を殺して讎を報ひ、恥を雪めて、後病を以て官を辭し、辟穀して赤松子に從ひ遊び、以て其心の韓と爲るを明かにす。程子曰く、張良亦是れ固より儒者也。進退の間に極めて道理あり、と云へり。朱子曰く、三代以下、人品皆子房孔明と稱す云云。伍員吳に進めて楚を打たしめ、楚の都に入りて、平生の屍を掘り出して、之を鞭打つ。茲に於いて申包胥(楚臣)乃ち秦の如く師を乞ふ。庭墻に依りて哭す。日夜聲を絕たず。飮食は口に入らざる事七日。秦の哀公之れをあはれみ、遂に師を出して吳の軍を破る。是れ又君の爲に仇を報ひ、古人の稱すべき所也。但し君の仇と云ふに仔細あるべし。其君無道にして天子命じて罰せられなんは、仇を報ゆるの義あるべからざる也。此くの如き所、專ら究理することを詳かにすべき也。胡寅曰く、復讎は人の至情に因り、以て臣子の大義を立つる也。讎して復へさざれば則ち人道滅絕せん。天理論亡せん。故に曰く、父の讎は與に共に天を戴かず。天の讎は父を視る、と云へり。すべて死節を勘辨して

其善導を守る事、是れ臣の禮也。死は太山の如く重しと云へども究理せずして死せん事は、そは死節に當るべからず。節を知らんとならば、よく之を練るにあるのみ也。

辨レ事ニ二君一

師嘗て曰く。忠臣は二君に事へず。烈女は二夫に事へず。此れ天地の間の常の道ならずや。臣として二君を思はんは二心を懐く故なれば、これ臣の道にあらざる也。故に君の寵祿を受けながら、君亡びて又別君に面を會はせん事は、忠臣の本意と云ふべからざる也。但し寵祿の厚薄、親疎の次第に因て又差別あるべき也。昔舜蘇を殺して禹則ち舜に事ふ。世以て至公を廢てず、と致せり。齊の管仲は桓公に事へて孔子是れをあやまりとせず。燕の樂毅は趙に事へてあしゝと評せざるなれば、其寵遇の厚薄によるべき也。先朝の寵臣にして今日又寵祿に預からんことは甚だ君子の取らざる處也。されば死生を以て其心を易へず。利

害を以て其節を諭えず、とは士君子の勤め也。一たび君の恩に浴して、又別君に事へんは、何の面目あつて、天地に對せんや。士の究理せずして叶はざること也。譬へば富貴利用の爲に又二君に事ふるも、是を使ふの君、更に此臣を以て義士とすべからず。義既に缺ぐると思はるれば、唯犬羊の養ひを受くるに均しかる可し。司馬光曰く。不正の女は中士以て家の爲に羞づ。不忠の臣は中君以て臣の爲に羞づ。と云へり。王珪魏徵ともに高祖の太子建成に事へて、その難に死せずして又太宗に事へぬ。范華陽曰く。王魏命を受けて東宮の臣と爲る。建成其君也。豈人其君を殺して北面するの臣と爲るべき有らんや、と言へり。程子亦曰く。天子は寧ろ魏公の忠亮なくして、而して君臣の義無かるべからず。昔建成に事へて今太宗に事ふべきか。と評す。宋の尹起莘が通鑑發明に、王魏質を委ね、高祖の祿を食す。高祖是を太子に付く、是れ王、魏は高祖の臣にして建成の臣にあらず。建成は助くべからざるを知らば、身を引いて去るべし。然らざれば、建成は不義の死ありし後、匡救し能はざるの失を以て命を高祖に乞ふて高祖新君に事へ

しめば文命の儘にすべしと評す。邵二泉が曰く、王魏高祖の命を承り而して建成の輔けと爲る建成固より得て臣ならざる也。王魏何ぞ從つて之に死せんや。而して王魏は當に死すべき者也。建成の難を以て死に當らずと雖も、高祖の命を以てすれば則ち死せざるべからざる也、と評す。是れ各々その學ぶ所の厚薄に依つて其思入れも代はるべき也王魏徵さしもの賢知ありしと雖も其節に死すに及んで其究理たらざる處あれば也。元の世祖宋を亡ぼせし時、宋右丞相文天祥を許して元の政を助けしめんとありしを、文天祥遂に死を請うて刑に臨み、謝枋得を召すと云へども、力辭して至らず。文海に遺書して曰く。某以て死せざる所は、九十三歲の母在るを以てのみ。先妣今年三月を以て老ひ終る。某今より人間の事に意なし。亡國の大夫、與に存を圖るべからず。李左車猶能之を言はん。況んや、稍々詩書を知り。頗る義理を識る者にや、と云へり。千載の下其義を聞きて人の心を奮起す可きは彼等が義なり臣は何れも臣にして、義を究理せん事は士の大本也。義を知らず、其事物を究理すること薄きを以て、死するも益

道にあらず。生きて仕ふるも義の正道にあらざるあり。古來道に志ある輩と雖も、此間に於いて天地の常理を取り失ふて、爲すべからざるの行ひを爲せる類あるは、究理せざるにはあらざれども、究理する處の違へば也。されば士の本意に叶はんとならば、爲に學に志して、古今の義を博學細評し、其聖人の道を規矩準繩として、心に恥づる處なきを以てせば、千載に其行跡を殘して人の口に乘ずべからず。唯利口を專らとし、一旦の利害を根ざしとして、是を以てはからば、當分利祿の爲に宜しゝと云ふとも、永久に傳はりて子孫の恥をなし爲んこと、尤も不便の事ならずや。人誰か死なからんや。此一身を養はんが爲に、義を忘れて致すまじき仕へを致さん人は、當主にも忠心あるべからざること必然也。

詳居官之愼一

師嘗て官に居て政に莅むの愼しみを論じて曰く。凡そ士官に擧げられ一役一職を命せらるゝに及んで、常に習練する處薄きが儘に、官に居る處の愼しみ

又詳かならずして、多くは惡しき先例に任かせ、或は習練少くして我が意に任ずる事あり。或は世間の毀譽を以て實とする事あり。各居官の法を詳にせざればなり。居官のみに限らず、格致せずして我を以て善惡可否を決定せんことは天下の大道にあらざる也、況んや官に高下、職に厚薄ありとも、既に其役義を守りて事に臨み、政を知るの輩は、己が意見を立つべからず、意見の盡に行ふ時はたとへ其作法清廉潔白なるに至るも、亦違ふ所あるべし。殊に事に應じ物に接するの間、猶ほ以て道を踏み違へて、異端を捕へて正道とするの誤りなかるべからざる也。

朱子曰く。任官廉勤自守、進退遲速、自ら時節有り、切に妄念を起すべからざる也。とは此心にや、時節有り、とは、格致を詳かにせざれば、其時節知り難し。妄念とは、道理を索めず、其時の心に思ひ出すに任かせて、事を成すこと也。人の氣一定せず。時々に變易す。之を妄念と云ふ。天下の大正大公を以て當つる事は、天地に先立ち天地に遲れて聊か違ふ事なきもの也。妄念は只思ふ盡に事を成して理

を計らざる事也。尤も居官の輩の愼しむべき儀也。案ずるに官に居て先づ正心格物を以て本とし、事に莅み戒愼を以て用と爲す也。正心と云ふは心を平にして公廉愼勤なるを云ふべし。公は和の意見を立てずして、我心の思ひを天下の耳目にあはすると云ふとも恥づる處のあらざる也、是れ公也。廉は內に我を利する處なく、我がえかたのあらんを明かに改めて、千鐘萬鐘の祿、千金萬玉にも心を奪はれず。その志の物に屈せざるを云ふ。愼は事々をおろそかに致さず。愼しみ守りて、其事をそゝうに致さゞる事也。勤は常に勤め學んで怠らざるを云へる也。我か心に形なし、公廉愼勤を以て心の用として、これを以て內を糺明せば心に隨緣の波立つべからず。隨緣の波立たざれば平等の心にして、物に依る處あらざる也。故に之を正心の道とする也。格致と云ふは、我が意見を立て是ぞ公廉愼勤なると思へる事に、皆公廉愼勤ならざる事多きものなれば、古今の事を聞き、聖賢の取りさばきを考へ、六經の趣きを見聞し、而して天地自然に已むを得ざる所を規矩として、之を以て糺明し、我れ致すべきの役義、その職になれ

たる人の功を尋ね、仕様を考ふる、是れ格致也。古を探りて今を知らず、今を知りて古を知らず、異朝の事を覺えて本朝の俗を糾たさず、本朝の俗計を知りて聖人の振舞ひを知らざるは、各々皆一隅に依つて究理する處薄し、世以て志あるの輩は古を慕ふて今を知らざる故に、其先官の役人古例を詳かにせずして落ちて深き道理は云ふと云へども、さし當れる日用を知らず。又今を知りて學を詳かにせざるの輩は、一向世俗の弊を知らざるの類多し。殊に其事に久しくなれて年臘あらん族は、無學無能なりとも、其業に付きては得失を分明にすること多きものなれば、我に學才ありと云ひて、年臘の役人を侮るべからざる也、草木の類に至るまで、年臘を經たらんは、何となく枝葉の見事になりて、その骨柄宜しく、かどあるに見ゆるものなれば、況んや心あらん輩、年功あらんは皆役人の師とする處なるべし。然れば學文を以てし、高年の人を以てして、今日日用の間を工夫せんこと、是れ格致の用也。如此究理する時は、其正心の工夫實地に於てする也。玆を以て正心格致を論ずる也。次に事に莅み、戒愼を以て用と爲す、と

云へるは、其役義に付きて事に莅み、人を御せんとならば、戒愼を以て用と爲す也。何を以てか戒愼せんとならば、戒むることは名利を思ふに在る也。名は毀譽に就いて起り、利は已を利するを本として、賄賂を專とし得ることを先んず。毀譽に就いて起ると云ふは、世間の毀譽に循つて理を糾さゞる事なり。尤も世上の毀譽を棄てゝ天下の大理に循ふは古の道也、と云へども、時代風俗人情を考へて、それと本理とを兼ね合はせ、てその宜をはかり、輕重を論ずる事。是れ志ある人の業ならずや。唯人の褒めんことをのみ致さんとならば、人多くは愚にして、已が得難きの宜を喜ぶ。然ればその所の善人は褒め惡人は譏りて苦しからざる也。孔子の鄕原は德の賊也。と論じ玉へること案ずべし。孟子曰く。孔子東山に登りて魯にふし。太山に登りて天下に小し。故に海を觀れば水となり難く聖人の門に遊べば言を爲し難し、と云へり譽むるも毀るも、各々其の分限あつて大理を知らざるものは、毀譽は專らと致し難し。官に居て名を得んと思はんこと是れ世間に就いて出る情なれば愼しむべき也。已を利すると云ふは、理を立

てゝ人の云ふに付かず。言を出してその言を立てんとするの類ひ、凡て我を立つるは皆已を利する也。況んや賄賂を專らとし、利害をかけて行をなさんこと甚だ愼しむ可き也。是れ名につき利について、云ふ所の戒め也。愼しむ可きの所は、苟且暴怒不忍の三にあり。苟且と云ふは、せんぎ仕るべきことを粗廉にして當座の利口を專らとし、末の考へなき事也。暴怒は時に至つて怒を物にうつし理もなき事に荒く致すの類ひ也。不忍と云ふは、諸事堪忍致すことならずして惡と知りながら、それに沈溺するを云へり。此三を以て愼しまざれば、事に蒞みて正しからざる也。是れ格致正心を本と爲し、戒愼を以て用と爲す也。次に事に蒞むの心は、法を守り、理に循ひ、已を盡して勤め、下を御し、寛を以て、依怙賄賂を戒しむ、と云へり。法を守り理に循ふと云ふは、能く其職役に就いての作法、古例を、先覺の人に糾明して其別ちを知り、而る後に天下の大理を考へ、法と理とを較了して。斟酌するの事也。見を盡して勤むる、と云ふは、已が逸樂を棄てゝ晝夜其職役に心をひたし染めて、聊か怠る事あらず。相勤むることなり。古人(呂東萊)

云ふ。晝夜孜々として淵谷に臨むが如し、と云へり職に怠り、已が逸樂を事とせんは、居官の道にあらず。その上我に智の足らざる所ありなんも、其勤め此くの如く怠らずんば次第に學ばずとも功の出來ることある可し。已が職を輕んじて之を棄て置いては、功の出づべき所あらざる也。下を御し、寛を以てすと云ふは、我が下の組付侍輕卒に至るまで其急に致さん事はたとへ理のつまりたらん事にても、必ず痛み苦しむ處あつて心服せざるものなれば、行ひ遂げんことをも、ゆるやかに致して急速ならざる事なり。天の四時の行はるゝ、是を寛仁と云へり。春九十日を以て春の來る處とす。春を三月にわけ、一月を又三十日と三つに分け、一日を又十二時と定め百刻と立てゝ。一刻より積みて一時一日十日一月三月一年と次第する、是れ則ち寛也。如此くゆるやかなるを以て地下より天上に至るまで、悉く其四時の氣瀰滿して殘る處あらず草木鳥獸人倫共に一ぱいにその氣をみてしむるは仁の至りならずや。諸事皆天地をのつとりて致す行ひなれば、下に用ふる事も、自然とひたし染めて覺えず、其理に入らしむる

是れ寛也。但し自然と致して急に仕らずと云ふに、怠て致さゞるの類ひあり天地の氣、一瞬息の間と云へども、止む事なし。これを於穆として已まずと云ひ。生々として息まずとも云へり。然れば不息の心を本として、其自然に涵養せられんことを以てする、是れ寛也。世間皆已が頭奉行を譽むるを考ふるに、物の詮索も明かならず、成り次第に致して急刻ならざるをよしとす。又よきことにても忙はしく法を糾し、事を諦めんとするをば、忙はしきと云ひて毀る。是れ知者は過て急也。愚者は及ずずして怠れば也。こゝを以て云へば、綱紀文章の大本を立て、其やうやくに底く行はれん事を求めて急刻煩勞を爲すべからざる也。世上底の寛は、縦張也、と云ひて皆ほしいまゝに怠るを寛とし、和は哇淫と云ひて、和を專らとすれば足をもたせあい、無禮を專らとして飲酒歌曲を共にする事を和とす。居官の人尤も知るべき事也。依怙賄賂を戒しむ、と云ふは、依怙は愛する所有り、畏るゝ所ありて、爲すべき事を爲さゞるの事也。

朱子曰く。愛する所有り、畏るゝ所有りて、而して爲さゞるは私也。呂東萊曰く

依倚する所有りて錯了すと云へる。皆此心に外ならず。依怙は惡しきと云ふ事を知つても究理する事おろそかなれば、依怙也と思ひ、依怙を致さずと思ふ內に、事に違ひあるもの也。似て是とせずと云ひて、其品は似て理に中らざる事多きは世の弊なり。世以て我が好む處を好く者をばよきと思ひ、當座の言行明かなるものを善人と見るあり。是れ我が好む處と、向の繕ふ處にまぎれて本理を見出さゝる也。然れば心に依怙とは思はずとも我が智を立てその智のまゝに行ふは、大なる依怙と云ふべし。依怙を去らんとならば、唯其事を詳にして、內に一毫の私なからんことを思ふべき也。賄賂の事人誰か欲心利害の心あらざらんや理を究めずして欲を逞じくする事は小人の道也然ればとて、財祿を塵の如くに思はんと云へる。是れ又公論にあらざる也。財を貴しと云へども、究め料す時は義を先んじて利を後にすることになりぬ可し。人の生質に依つて天然無欲の者ありと云へども、其思入れ又隱逸の風にして、彼の許由がなりひさごを本のうらにかけ。增賀ひじりが名聞ぐるしとてあかはだかにて、出で立ちた

る例しと也。

呉隱これが貪泉の事、郝子廉が行いて水を飮む毎に一錢を井中に投せしは皆天質也。不所守。天質の潔白なるものは、其德明か也、と云ふに似て、又それほど別事に惑ふことあるもの也。又勤めて欲を去り、口に利害を云はざる程に致すものも究理すること薄くして、行に其正を得ざるあり。晉の王衍が口、錢を言はず。王敦が口に色を言はずして卒に行に改まれることのなきが如し。又賄賂を入れながら其事に依怙を致さゞるの類ひもある可し。是等の事、皆正理にあらざる也。唯受與の間、詳かに格致して考へざれば糾明し難き也。大概賄賂と云ふは、來るべからざるの所より來り、受くべからざるの所より受くる、之を賄賂と號す。或は訴訟に付き、或は訟獄に依つて金銀財寶を入るゝは是れ賄賂也。凡て音物、音信のあらんを受けざるを以て清廉なりと云ふにはあらざる也。孔子孟子の大聖賢を以ても、受くる所有り、受けざる所有る也。一概に押して無欲の行ひをよしとのみ云はんは、誠の評にあらざる也。唯世以て欲にまぎるゝの處に

欲を斷ぜんは、一の淸行と云ふべき也。凡て賄賂を戒しむることは。其職に依怙偏頗のあらん事を以て也。玆を以て云へば、賄賂行はずんば依怙偏頗あらざらんやと考ふるに、格物する處薄ければ、顏色容貌を見て、其噂さを聞いても、內の好惡に順うて七情則ち動いて、外に好惡の事出るは人の道の情也。然れば依怙偏頗のあらざらんごとくに致さんとならば、先づ賄賂內奏を戒しめて、外財色に付かず、內に學習を詳かにして、見聞の爲に惑はされざるの戒を以て專らとす。如此き時は內外共につり合ふて、其戒むる所、理に中るべき也。次に事に莅みて苟且を以てせず、心を盡し、急を爲せば、已を利せず、恩已に歸するを欲せず、と云へり、苟且を以てせず、と云ふは、自分の急用あつてその公用をおろそかに致し、細かに評する時は、手間の入る故に、かゝりそめに其事を決し、當分の身ばらひ計を本として始終の考へなく、さし當りて損の行はざるまでをつもりて、後に費となることを考へず。これを苟且と云ふ也、必竟已を立つる處より。君を思ひ人!爲世の爲を思ふ處薄きより相起れるなれば此間を具に究糾して、其謀を

深くすべき也。心を盡して急と爲す、と云ふは、聰明利口を專らとして、是をさきだて、世上に云ふ所の理屈を以て人を言ひ詰め、云ふやうあしき、いたしやうあしきと、聖賢を以て向をあてゝ、しきりに是非をあげしくし、云ひ詰め語り詰めんと致す。是れ只利口を先んずる也。心を盡すと云ふは、我が誠を專らとして、自然に感曉する如く取り行ふべき也。世以て利口辨聰するものは多く。實を深くして誠をひたすらに致すものは多からず。世に實深く。誠のあると云へるは、悉皆理を究めずして知るに暗く、謹厚と號して物事を大事につもり、人の用に立たん事を思ふて、其德智共に暗き、是を以て實とす。甚だ笑ふべきならずや。已を利せず、と云ふは難事を辭せざる也。難かしく、了解致し難き事をば、必ず人に讓りて致さする事あり。是れ已が苦しみ、已が善惡の評にあはん事を憚る也。各々利を思ひ名を思ふにある也。然れば人を利して已を利することを思はざるを以て勤めと致す可き也。恩を已に歸するを欲せず、と云ふは、法を守りて事を行はざるが故に、以前に無之愛惠を取り行ふて、その恩、我より出でたる如く致し

人に思はしむる事也。尤も官について其弊多く、凡て萬民の苦しむ處國家の大弊たらんことをば、時の勢を計り、我が信用せられん位を考へ、其事を具に糾明して、而る後に改め直すことあるべし。然らずして只當然に已が才智に任かせて致さん事のつゝいて成るまじき事を仕るは、必ず始終へさはる處あつて已が恩は遑じけれどもそれ程あとさきの奉行せし人に當る事あるもの也。たとへば盜賊は桎梏して、堅く戒しむる法あり。これ古今の正義、正直なるを、桎梏を許して安居せしむるは、我がその盜賊の機を察し、我に剛毅の思ひ入れあつて盜賊もし是れにて遁れ去らば、我が自殺せんまでよなど思ふ。是れ我はその誠あるを以て致す故にかの盜賊もこれに開悟して、逃げ去り致さずして、今度の奉行役人は慈悲ふかきなどゝ云ひ翫で世に稱ふると云へども、前後の奉行如此き事はなりにくき也。然れば必竟私を挾んで術を構へ、他謗を識らせ、他人に恨みられて、而して君の爲、國家の爲になれる處はあらず、只私知私恩まで也。居官の輩尤も愼しむ可き事也。次に相役を立てゝ身を嚴にすと云へり。相役と云

ふは、官の間我が役義に相役を置いて、是を以て我が相手と致し、外の戒とすべき也。外に戒しむべき人なくして內目とこのふゝとは君子の上智也。その外は多く外の戒を以て內の怠りなき類までなるべければ、好んで相役を置き、相手を立て、身の戒めとすべし。嚴は正しき事也。正しきと云ふは、我が身持ちを端齊にすれば、貌自から嚴也。威をこしらゆると云ふにあらず。狂言體浮躁の行ひなきを以て自然に正しき、是を身を嚴にすと云へり。必竟居官の本身を正して事に莅む。事に莅みて惑はざるにあるのみ也、

論宰相執權

師曰く。宰相執權は人臣の長官にして、君の腹心となり、天下の大任を一人に受くるの職なれば、其撰甚だ重く。臣その官に居て大方の勤めにしては事なかるべからず。僅か一家の長、一國の大夫としても、其郡國にをさとなりて、似合の政事を取り扱ひなんことは、尤も斟酌有る可し。況んや天下の宰相執權たらん

をや。こゝに宰相たらん人は、其人品のよきを以て其撰に中るべきなれば、先づ勤愼を以て本と爲す。古之(王元之曰)善天下を相する者、處變より房魏に至る數ふべき也。是れ獨り其德有らず亦皆勤めを務むるのみと云へり。勤めと云ふは內人品を勤むるを以て本とす。人品を勤むると云ふは、宰相の職統べざる所なきを以て只一事一德を勤め得たるに安住すべからざる也。孔子の成人を論じ玉へるに藏武仲之知公綽之不欲、下莊子之勇、冉求之藝、之を反して孔樂を以て成人と謂ふべしと宣玉へり。成人はよく事をなしつべき人の事也。然れば宰相の勤め、德を本として內を正しくす。內を正しくすることは、恭敬不欲を以てして、勇義を養ふ天地の大德に至らんことを規範とすべし。而して知を練り、藝を遊んで事を詳に究めその上に時に取て節反寬和するの孔樂あり。こゝに於いて宰相の勤めと謂ふべき也。近世多く宰相を論ずるに無欲を以てす。欲は人間の病根にして天下の萬民の平生を誤まる處なれば、いかさま無欲ならんは、淸廉の行ひと云ふ可し。然しながら、習ひうすくして無欲なるは天質にして、又そ

の弊ある可し。聖人は不欲を論じて無欲を論せざるなれば、彼の清潔なるを貴ぶは一官一事の役人也。宰相の諸事調はずしては萬機辨じ難き事也。又近世宰相の撰專ら知を貴び、實を後にす。知は萬物にわたるの用、實は萬物にわたるの根也。實を以て知を使ふ時は、德知愛に全ふして、宰相の任叶ふ可し。然れば實を先んじて事を始めば風俗淳朴にして事自然になるべし。知を先んじては、當分の事は埒の明く如くなると雖も、人皆利口捷經を專らとして其風俗轉薄に至りぬ可し。

大聖大賢の世を助けんは、本を以て實にし、誠を深くして人を感じ、事を取りさばくには智を用ひ、辨を以てせんずれば、天地の如く厚く深く、四時の如くその宜に叶ふて、柳は綠りをさかへ、花は色を品々にすべし。その次に至つては實を根として當分の利潤を用ひず、その本を了簡して淳朴に歸せしむべし。知を先んじ輕薄を專らとすべからざる也、

人の俗あつくなることは稀れにして、動もすれば動じて上り安し。上る時は

輕薄にして根あらざるもの也。爰を以て中村以下は、實を先んじて知を後に致して、其本末相叶ふべき也。次に宰相の職に任じて、その身に勤愼すべきことあり。それとは晝夜孜々として思ひ深く其用を勤むるにあるべき也。晝夜孜々とすると云ふは、天下萬機の政を宰相一人の上に歸依せしめ、萬民の情を我が胸襟に受くることにして、諸役人諸奉行の長たるの身なれば、宰相を以て人臣の手本とするにあり。然れば人の規範たるを考へ、人情の蔽塞せんことを計りて鷄鳴て孳々として勤め、朝より退いて、そのかげたるを補ひ、其わすれたるを拾ひて、其見聞を詳にす。朝より夕に至るまで、身を以て私する所なく、其用事を斟酌し、其德智を切磋す。思ひ深しと云ふは、天下の宰相の思ひ入れ、大方にしては其勤め成り難き也。伊尹は君を堯舜に致さんことを思ひ、一夫も志を得ざる時は已があやまちに歸する。是れ思ひを深くする也。思ひを深くする時は、上天の順にして、陰陽相和し。六氣とゝのほり、災眚至らざる事を思ひ、天氣順ならず、天變切りに至る時は、宰相の失ならん事を思ふ。六氣和せず、災眚荐至位を避け以

て之を讓るを願ふと云へり、下地理を考へて田疇をあらきはり。山林を茂盛せしめ、運送を利し國民の爲に地を開き、變を謀りて除を設くる。是れ下にして地を考ふるの所以也。而して兆民の安否を讓り、百官の正しからんことを以てして、事に先んじて謀を遠くし、其來らざるに備へ、見ざるにつもりて、本源を糾明し、其制法を詳にする。是れ思ひ深くする也。思ふこと深からざる時は、其謹むる處明かならずして、或は咎を天に歸し、或は安否を命に任かす。是れ宰相の職を怠る所以也。其用を勤むと云ふは、思ひ深しと云ふとも、其用を詳かに致さゞれば思ふて益なき也。思ふものは必ず其勤を詳かにして其用あるものなれば、我が心に敬すれば形うや〳〵しく、形うや〳〵しければ手足動容自から其業あり。故に身體より衣食住の間に於いて、其用の理に當る如く勤め。古今の事に通じ、見聞を博くし、其事の制法をこまやかにして、其用にたらんことを勤むる。是其用を勤むる也。されば宰相其身に勤めん所、先づ心を正し、氣を養ひ、物にまじわるの間七情の妄動なからしむ。中にも學に當りて怒りせく處あれば、是に妄

遂して知の暗き處出來るべし。七情妄動の內、怒りせく心尤も害する事大也。故に是を戒しむ。而して物に對して、我が理を立つべからず。我を立つる時は彼に違ふ。彼にさからへば彼が情蔽塞す。且つ我が知又暗し。

朱子曰く。大臣の知明かならず。力足らざれば、則ち咨訪講求以て其知を進め、拔援汲引し以て其助を求む、と云ふは、我れ是を立てずして、人の知を問ひ人の力を借りて事を成就する也。然れば天下の知力を以て一人の知力とするが故に、我に知力少しと云ふとも多力を以て大公大正の知力たり。多力と云ふは自力を頼まずして、惣力を以て事の成る事也。何事も多力にてならざることは、狹く煩はしく勞役すること甚だしくして、事大成せざるもの也。天下の宰相執權、何所の才學いみじくとも我を立て人の用を詳かにせざる時は、孤陋にして寡聞と言へるになりにぬべし。されば宰相は群臣の言を納れ、已を責むるを以て殿と爲す、と云へり。而して宰相は祿豊かにあらざらざれば、養ひを全くし、群下を招き、人を多く出入せしめ、使用を利し、亂を防ぎ、變に應ずること能はざるを

以て、采地を弘くし、祿財を逞しくす。是れ聊か私の欲にあらず。併下百官の爲、上人君を利するの爲人。也君又宰相を敬し、重んじて、其遇する處を厚くす。祿財采地薄く、輕き時は、其威固からざるを以て、宰相の權正しからず。然れば居宅、衣服、食物に至るまで、百官の規範たらんことを考へて、其分を守りて儉約をなし。衣食住を以て己が用とせず。唯人の示し戒めたらんことを思ふにあり。衣食住の用如此時は、身體周還亦己が利を思はず。一向天下の爲に身を委ぬるの思ひ入れなれば、朝より夕に至り、夕より曉に至るまで、常に勤め勵まして、知を極め物を格する事を專とす。是れ宰相の用ならずとせんや。彼の吝嗇の質、祿厚くして儉を專らとし、分を越えて衣食住を輕くし、然も人を養ひ給せざるを、つくのふ事なくして金銀財錄を集め置きなんは、是れ儉德と云ふにあらず。譬へば財祿を積むことなくとも、分を越えて切りに儉ならん事は、又道にあらざる也。名によるか、利によりなん處あつて、皆誠の忠臣の本意と云ひ難き也。次に宰相の職、政を聞きて倦まず。人を得るを以て、功と爲す。天下の事を以て任と爲す。道義を

以て君を輔く。と云へる也。政を聞きて倦まず、と云ふは、身を以て天下に委ぬるが故に、勞して苦しむ事なし。物毎に退屈すること多きは、內に誠の足らざる處あるを以て、外に疎懶の情出る也。人我が職とする所に心力を盡して勤め練る處のあらざるも、是れ誠に其事に志なきを以てなれば、子張政を問ふて、孔子之に居て倦くことなし、と云ふを以て答へ玉へる也。

朱子曰く。今人多く是れ自放懶了。一綱張つて衆目紊るゝ所以也、と云へり。人を得るを以て功と爲す、と云ふは、宰相自ら萬機の政にたづさはらんことは、是れ其職にあらず。且つ又天下の大なる、萬機の多き、如何して自ら是を決せんや。其質金鐵の如き也、と云ふとも、耳目身體の及ぶ所、殆んど其限りあり。然れば天下の間、其賢材を考へて、是を撰び出し、其質宜しからんをば、是を取り立てゝ、其器を成就せしむる如くに仕る可し。然れば百官各其職を得て、人品次第に相續すべし。如此き時は、其人闕如すと云ふとも、たゆることあるべからざる也。朱子曰く。宰相是を得るを以て功と爲す。士を下して難と爲すと云へり。宰相の官、士

を得るを以て心と爲さゞる時は、自ら賢を高くし、自ら知を恃む也。自ら賢也とする時は、人にへりくだらず。自知ありとする時は、人を鄙んじて、自から用ゆ。是れ高慢にして我を立つる也。此くの如き時は、君の政を侮り、百官を蔑如するを以て萬民の情、茲に違ふべき也。其宰相存命の間は、才知逞しきを以て事足ると云へども、宰相職を去つて後には、天下の用事つかゆべし。世の人暫く知ある時は、必ず人をさみし侮りて、其よき所を取り立てることなくして自勞し、身まかりて後には、事に皆迷惑に致らしむること多きは、是れ我を立て、他を賤しむを以て也。朱子曰く。君を愚にし、民を鄙にし、士大夫を薄くするは誤り也、とはこの心也。是れ併し國家に忠あるの誠薄きを以て其心に我を立つる所ありと知るべき也。天下の事を以て任と爲す、と云ふは天下大小の事は、其善を百官に歸し、其德を人君にあて、其惡しき所あらんをば、宰相の官、其道を得ざるなる事を以て宗とすべき也。是をば知るべく、是をば知るべからず、と云はんことは、宰相の誠にあらざる也。伊尹云、予弗レ克レ俾二厥后惟堯舜一其心愧恥。若レ撻二于市一と云へるあり。

唐左僕射房玄齡、右僕射高士廉、少府監竇德素に降ふて、北門近來何をか營造す、と問ふ。德素以聞く。太宗乃ち玄宗に謂ひて曰く。君但し南衙事を知る。我が北門少しく營造有り。何ぞ君事を預けん。玄齡等拜謝す。魏徵進みて曰く。臣陛下の責めを曉らず。亦玄宗の士廉拜謝を解せず。既に大臣に任す。卽ち陛下肱股の耳目也。營造する所何ぞ知らざるを容さんや。其官司を訪問して責む。臣の解せざる所且つ利害有り、役工多少、陛下爲す所善也。當に陛下を助けて之を成すべし。爲す所は是れのみならず。營造ありと雖も、當に陛下に奏して之を罷む可し。此れ乃ち君の臣を使ひ、臣君に事ふるの道、玄齡等問ふ。既に罷めらる。而して陛下之を責む。臣の解せざる所、玄齡等守る所を識らず。但し拜謝を知りて臣亦解せず。太宗深く之を愧づ、と云へり。宰相の職統べざる所なきを以て、朝廷の政事預り聞かず、と云へる事なし。是れ天下の事を大任とするが故也。道義を以て君を輔く、と云ふは、宰相は天下の任たりと雖も、內に大道正義を詳かに辨ずる處あらざれば、利口捷徑を翫んで百官必ず煩瑣に至る事多し。何をか大道正義と云ふ

となれば、天地已むを得ざるの處の實理に本づき、君をして其德を聖明に至らしめ、天下を淳朴に歸せしめんことを思はざる時は、唯當分の作意、利口の世知に入りて、其趣正しからざる也。道義を以て本と致さゞれば、忠心ありと云ふとも、其趣向は利也。眞西山曰く。誠心を開き、公道を布く。衆思を集めて忠益を廣くす、と云へるは此心にや。

朱子曰く。可否有れば則ち斷じて公道を以てす。而して內顧偏聽の私に誤る勿れ。從つて違ふ有れば、則ち斷じて誠心を以てす。而して誤つて陽開陰闔の計を以てする勿れ、と云ふ。公道誠心とは道義の言にあらずや。道は天下の一にする所にして、公道也。義は萬民の內に知る處にして、則ち誠心と云ふべし。公道誠心あれば、道義自ら備はるのことはりなれば、君を輔佐する處、聊か私を以てし、術を貴んで、大理を失ふべからず、と云へる事あり。然れば道義に缺ぐる處あつては、政を聞きて倦まず。人を得るを以て功と爲す。天下の事を以て任と爲す、と云へども、皆其致す所に趣向相違の事出來るべき也。

次に宰相權威の心得あり。それとは、宰相は天下の政務を取り行ふを以て權威日に厚く、百官萬民是れを恭敬すること深きを以て、威勢甚だ逞じくして遂に身の害となり。或ば權威に依つて人の恐るゝを、已が德に人の報する思ひをなし、或は君をなみして思を已に歸せしめんとす。是れ皆逆心の出來る本也。物の長ずるは泉の初めて流れ、火のはじめて燃ゆるが如く。至て微なる處より次第に逞じくなるものなれば、宰相、其德義を内につむ處あつて、而して外其權威を已にあらしむべからざる也。其言行更に人に誇るべからず。只恭謙してよく人の言を聞き、我が行ひをへりくだるべき也。周公は天子の叔父。而して自ら處るに謙を以てす。畢公四朝の元老を以て方且克小物に勤む、と云へり。其言行爲に謙下すること深からんには、我に權威あるべからざる也。本宰相に德義深重にして、天下の政事を決するに莊嚴を以てするは古の數へ也。爰を以て見れば、宰相の權威も亦天下の公に宜しく、君の爲に宜しければ、權威あるも則ち臣の道也。已が私を逞じくせんことを思ふて權威を欲するは、是れ已を立て、欲を盛

にする所以にして、小人の盗心也。故に謙を以て身を處するにある也。而して天下の刑賞を私に致すべからざる也。刑賞私すべからず、と云ふは、人の恐るゝ處すうむ處は刑賞の二に出でず。賞罰の權宰相より出づれば、威已に留まるを以て、恩澤君より出で、人を刑する亦君より出でしめて宰相自分の思慮を成すべからざる也。已が恩威を遑じくせんことを思ふは宰相の誠にあらざる也。

程子曰く。人臣の身大位に居りて、功は天下を盞ひ、而して民之に懷けば、則ち危疑の地也。必ずや誠は中に積みて、動いては理に違はず。威福より出でず、人惟君を知るのみ。然る後位極まりて上に逼るの嫌ひ在り。勢ひ重くして權を專らにするの過ち無し。斯くして明哲君子と謂ふ可し。周公孔明は其人也、云云。魯齊許氏曰く。臣子威權を執り、未だ禍なき者あらず。豈唯人事は天道に在りて亦許さず。夫れ月陰は魄也。日を借りて光と爲し、日と與に相遠ければ則ち光盛にして、猶臣君に遠くして則聲名大威の權重きが如し。日と相近ければ、則ち光微にして、愈々近く愈々微也。臣道は陰道也。理當に此くの如くすべし。大臣君側に在

りて權を擅にす。是れ危道也。古人善を擧げて賢を薦む。敢て自ら名せず、恩澤の君に出づるを欲する也。人を刑する亦然り。恩威豈に已に出でしむべけんや、云云。

師嘗て、幼主輔佐の臣に示して曰く。幼主を輔養するに道有り、其臣偏に忠を以てすと云へども、その輔佐するの道を詳かに究理して、其用法を節にあたらしめざれば、理あつて誠の理にあらず。凡そ人の分の長ずる事は、其見聞する處に隨ひ、狎れて習はす處より起れる也。人の性本と習ふによる。人君幼弱にして、知至つて天性の儘に淳樸なる。此時に其習ふ所、見聞する所を謹み、詳に致す時は、天性則ち至善に移て、邪氣僞は聊かあるべからざる也。故に其乳母を撰で口體の養ひを全くし、乳母が言行を考へ、其生質系譜を詳かにす。是れ幼若の間、口體の養ふに因て幼主の生質の備ふる所をよくし、其親しむ所尤も乳母にあるを以て也。而して傳保を置き、師を立て、其習ふ所、見聞する所を正さしむ。而して近臣を調べて、その友とする所を糾明す。是れ人品を考ふるの道也。次に衣服居

所食物用具翫器尤も其の愼しみあり、衣服皆其法服を以てし、居宅は其位階高下を定め、すえ置く石、うえ置く樹木、ゑがく處の物、悉く以て事を知るに便りあらしむ。食物又飼法を正し、其高下の食品を定め、食する所の椀高衝（ツキ）様のものに至るまで、詳かに其形制を極めて、其事を糾明す。幼若の間用具翫器あり。用具は便法を利す。翫器は其大人となつて致すべきの禮節作法を、幼若の時に見聞隨習すべからんが爲なれば、文武の用に付いて、其器を具にし、吉凶運賓嘉の禮を知らしむ。是れ其幼童にして戯遊の間。卽ち小學の教禮に叶はしめんとの事也。

次に教養は道を以てす。其機を察し、而して時を以てし、數を以てす。各々用有り、と云へり。教養は道を以てすと云ふは、輔佐の臣たるもの、其本として志すべき處は、道の外にあらざるを以て、學文、學禮の言はあらずして、唯自然に幼主の形法を涵養して、道義の間に入らしむ事を功とす。然れば幼主の言行戯遊、暫く道義に缺ぐる處あらんをば諫めたすけて、君道は斯くはあらざるものなることを知らしむる時は、幼若の時より天性の大德を知つて、人の人たる處を明か

にす。機を察すと云ふは、幼主の知、其長ずる所、短ある所あるを知つて、長ずるを抑へ、短なるを揚げて、其つり合ひを全くす。之を氣機と云ふ也。邪正各〻其萠しあるものなれば、輔佐の臣是れを計りて抑揚して正し、其言行に輕重早遲のあらんを知りてひとしからん事を欲す。是れを機と云ふ也。時を以てと云ふは、敎の道は時を知らざる時は必ず失あり。たとへば樹木の苗出生するの時、いまだ育たざる内に葉を切り、木に添へ、木をゆいなど致す時ば、長せずして枯る。枯れずと雖も、猶ほかじけ瘦せて早〻育たざるが如し。未だ幼若にして生質全からざるを、強く戒め敎へんとする時は、和を失ふて陽氣縮まり、生質そこねて夭死し、病者たり、其生質全くして後敎戒薄き時は、習ふ所深くして天性歸へり難きもの也是れ輔養する所に時あるの心得也。時を失ふ時は機發して形す。形しては本にかへり難きを以て、時を考ふるを以てする也。處を以てすと云ふは、幼若の間、深窓の内に養ふを以て、其輔養多くは女を養育するに等しく、長じて事を知らず。常に深窓に入りて出でず。人を恥ぢ、懦弱にして剛毅の勇を養はざるに

至ること多き也、是れ輔養する所を以てせざる也。然れば內に養ふの時、外に養はるべき時を考へて、其所を以てするにある也。されば古人八歲にして小學に入り、十五にして大學に學ばしめ、或は外舍に置き、或は閨門に養ふ。是れ時を以て處を以てする也。必ずしも文を學び、書を讀む、と云ふ名號を立てずとも、幼若の時より言辭使ひを改め、辭氣を正し、顏色を順にし、其行ひ六藝にあそばしめ、何時となく聖賢の輔養に涵し入るべき也。輔と云ふは、其善を導き、その惡を糾して、道義に入るゝ如く輔佐する也。養ふとは飲食を節し、聲色愼しみ、屈伸守休を時にす。游獵を以て身體を步行せしめ、君の身を强固ならしめ、風寒暑顯に堪えしむるが如くならしめ、武將の勤めを爲さしめ、政道の懈怠なからしめんとの養ひ也。ここを以て輔けて養ひ、養ふて輔く。是れ古人輔養の說ある所以也。此等の敎養ありと云へども其用を詳に究理せざる時は、理のみあつて、其業(ワザ)とすべき用なきを以て、輔佐の臣必ず君を輔けて懦弱ならしめ、事に通せずわざを詳かにせずして幼主成長しても自身政道なり難し。又是れを敎ふるに道義を以

てせざるが故に、或は貪戾或は暴怒に至りて過不及の失ある也。下民凡人にすら幼より敎ふるの道あり。況んや幼主の輔養、其說なくんばあるべからず。必竟其德を天地に比し、其知を萬物にわたらしめ、稼穡の艱難を知らしめ、人君の職とする所を糾明せしむるにあるべき也。古來より幼主輔佐の臣、何れも君德を成就せしめん事を思ふが故に切りに直言をすゝめ、古今の帝王興亡を論じ、君邊に於いて惡聲を出さゝらしむるに至ると云へども、其主幼弱の間は耳目のふるゝ處よろしきを以て金言と云ふと云へども、成長の後は沙汰もあらざるになることは、是れ輔養の用を失ひて、時の違ひ、處の正しからざるによれる也。同じことを云ふても、時節により其場に因て聞き入れざること多きもの也。

輔佐の臣誠を深くして其職を勤め、自然と涵養せしめんことを欲すること切ならば、其用法をくはしく究理して、色を變へ、品を變へ、其志の入りよかりなん方より引導するにあるべき也。此誠切ならざるを以て、臣切りに已を立て、威を逞しくして、後には君臣の間隙あらしむるに至る也。尤も愼しむべき也。

次に幼主を輔佐するの臣、後に威多くつき、權甚だ盛にして、幼君成長の後迄政をかへし奉らず。已が欲を恣まゝにして、人君を蔑如すること多し。是れ幼主を成長せしめし功を立て、幼主の時、狎れ侮り思ふの心、君成長の後に至るまで衰へず。且つ已が權威の去らんことを疾むが故也。曾子曰く。以て六尺の孤を託すべし。以て百里の命に寄る可し。大節に臨みて奪ふべからざる也。君子人與、君子人也朱子註に曰く。其才以て幼君を輔け、國政を攝す可し。其節死生の降に至りて奪ふべからず。君子と謂つべし。程子曰く。節操其の如し。君子と謂つべしと云へり。古來より幼主を助け、攝政ありし臣、必ず死生の大節に臨んで志を變ぜしためし多きを以て、曾子既に此言あり。輔佐の臣尤も鑑む可きこと也。本朝に攝政の職あり。是れ幼主を輔養して天下の政を兼ねはからへるの職也。幼帝已に成長するの後猶ほ其政をあづかるを關白の職と云ふ。異朝の古、周公旦の成王を輔佐し玉ひ、霍光が漢の宣帝を輔佐し奉りしためしに比すると也。然れば攝政の職は幼帝輔養の大臣なれば、其敎戒大方にあるべからざる也、敎戒する

こと切也。と云へども、自ら守るの道正しからざれば、權威を逞じくして欲を恣にするに至るべきなれば、已が誠心を深くし、君を君として、其權威を已によらしめざるの心得あるべきこと也。

師、某甲に答ふる書に曰く。來書に云く。大方の人は幼少の内は敎は無之と思ふて、我儘に育だて、傅めのとの撰びもなく、物眞似など仕り慰めごとをするものをよき子の相手と思ふ事、誠に淺間敷こと也。人の善惡は氣質の生れ付きと云ひながら、大方は傅めのと友の行跡に依つて、何時となく見習ひ聞き習ひ、善にも惡にもなる也。果敢なき手づさみも道ある事の眞似を致す如くに致し、必ず當座の慰みと號して其機嫌のよからんことを好み、かりそめの咄、物語にも僞語の笑ひ、妄言の戲れなどを云はず。大人の法を專らとして、不義不道の儀を云はず、耳目をひそめ、是を云はず、語らざる如くあるべき事也。作法を正しく致すとて、氣色のそこなひには成るべからず。人間の本性は善にして自然に禮儀の方へ付き易し。行儀の正しき方へ引き入るは、水を下所へ流すが如く順なるを以

て却つて養生の根本たるべき也。行儀あしく揺なき方へ引き入るゝは、表は氣を散じ養生に近きに似て、水を打ち叩きて山へ登するに同じ、無養生の第一也。その上大人の子病者あるは馳走すぐるを以て也、今の人は强く戒めずしては必ず墮落すること多ければ、幼主の傅めのとの輔佐、專ら强く戒むるにありと云云。

來書に云ふ所甚だ明かなるに似て、是れ皆輔佐の臣の知る所にして行ひ難き事也。幼君未だ襁褓の内に抱かれて、もの知る事なきの時、旣に乳母を撰み、傅保を置き、師を立つるは古の敎也。幼若の間未だ血氣全からざるを以て、其智亦足らざるが故に、嬉戲游行をなし、翫器を集めて、其情を通ぜしむ。是れ則ち相應の時也。故に物眞似のなぐさみ、手すさびの弄を嫌ふべしと云ふにはあらず。是れよき子の相手と思ふこと。尤もことはり也、輔養の道は是等を嫌ふべし、と云ふにあらざる也襁褓の内より文學讀書の沙汰、聖代賢王のいみじき噺を致したればとて、幼主に通ずべきの道なし。然れば嬉戲、翫器なくんばあるべからざ

れども、臣誠を以て本とし、德義を以て根として其作略を計らば、嬉戲翫器に則ち道の寓して、敎戒となる處あるべし。人の善惡は氣質の生れ付きとは云ひながら、大方は傅めのと友の行跡によると云へること。人の性本同じ。質に厚薄あつて知に淺深ありと雖も、唯憂ふる所に順うて移り行くもの也。中にも幼若の時は內虛にして物なきを以て、外に習ふこと速か也。習ふこと速かなるを以て、その質に染むこと深くして改め難きものなれば、其交際する所、游行するの間を詳かにすること也。はかなき手づさみにも道あることの眞似を致すと云ふこと。其理深切なるに似たれども、道のあることは手づさみ、慰みにはなり惡きもの也。道あることを嬉戲に致さんは是れ道にあらず。唯平生の慰に禮容を設けて、其手づさみ慰みの內に、自から君臣父子五倫の情、其音信禮節の言行を示す如くなれば、幼稚の間、小學の法、學ばずして自然にそなはるべき也。幼稚嬉戲するの事。又五倫の交り人生常住の情を離るゝことあるべからざれば也。かりそめの咄物語にも僞語の笑ひ、妄舌の戲むれを云はず、大人の法を專らとする

と云へる是れ又心得あること也。僞語妄舌して當座の機嫌をよくするとも、是は僞せ、と云ふ。是れを妄也、と云ふべからざる事を、能く幼稚の人に示し敎へて、時に至て如此き事あれども、本理にあらず。皆時の術なることを知らしむ可き也。古より帝王幼若の時、切りに聖賢の言語行跡を述べ、座席に帝鑑の圖を置き、障子に聖賢の像を寫すと雖も、其君是れを以て敎戒とすることなし。却つて世の事物の情に通せずして、上段の沙汰計りを云ひて、下れる品の辨へあらざるのためし多し。然れば敎戒輔養の道、勸善懲惡にあることなれば、必ずよき言行計りを耳にふれ、目にみせよと云ひても、其用法を詳かに致さずば、必ず惑ふこともあるもの也。唯善惡を說述して、君の心を是れに究理あるごとく仕るべき也。氣色養生のことは屈伸守休を時にするにあるべし。强いて善をなすを養生也。と云ふべからず。善をなすにも、云ふにも見るにも、聞くにも本末あるものなれば、天地も晝夜あり、陽陰あり。晝は勤めて夜は休むの類、皆屈伸のよる處なり。必ず一片に定むべからざる也。然ればとて善をなしたらん後には、又惡をなす

べしと云ふにはあらず。幼稚の人を急に戒め善をすゝめんとせば、却つて氣をそこない、養ひを失ふことあるべければ、其節を考へて涵養すべき也。草木を俄に肥やさんと云ひて、うちかい肥しするが如く、急に致して及ぶべからざる處あるものなれば、能く時を知て其機をはかり、只今は茲を敎戒してよき、ここを輔養してよきと云ふ節を糾明すべき也。疵を療治するに、初めより愈ゆべき藥を付けてよからんことなれども、其疵に依つて其藥を用ふるの節あること也。されば早愈すべからざるの疵を急にいやしぬれば、再發疑ひなきもの也。如此く處定まつて又定まらざる故に、形業を詳に云ひ難き也。保傅の臣誠を盡して、格物すること詳かなるにあるべき也。

師嘗て曰く。古人云ふ。本朝の俗、正月は弓矢の義を敎へんが爲に、幼童の男子に互に相贈答するに弓矢のつくりものを以てす。三月は女子婚姻姑舅の體、家事の法を習はしめんが爲に、雛遊びと號して其禮容を定む。五月は旌旗を家口に飾り、甲と號して或は古の勇子を木形に致し、或は冑をこしらへて是れを知

らしめ、其武儀を幼稚より學ばしむ。七月は女子蹈歌の遊びをなし、靈祭の事を致して、唱歌風俗の事を習ひ、葬祭の義を正し遠きを追ふの心を示す。九月は男子菊の宴を設けて、族を親しみ壽ぶくを揚ぐ。是れ古來よりあらざる禮節も多けれど、皆幼稚の時より男女の別あらしめて、四時の禮節の游宴に於いて、自然に國俗を糾明せんとの心根也、と云へり。爰を以て案ずるに、傀儡のつくりもの、瓶器の手ずさみ、俗に云ふ所の雛遊び、との事まゝごとゝ云へるまで、皆五倫の情を移して、其禮容を見聞覺知せしめんと云へるの敎へ也。幼稚の知を善に導き、天地の大道、已むを得ざるの誠を推し、其職業たるべき事を究理して手ずさみもて遊びに致し、人の姓名、器物の品取り扱ひ、鳥獸の名を知り、弓馬の禮を正し、其制法を詳かならしむるにあり。然れば幼主輔養の臣、その誠を盡して、幼主の機を察し、敎戒を致さば、自然に主を善道に涵し入れんこと疑ふべからざる也。世のことわざ、手ずさみ、嬉戲を以て、則ち道に入ることを究理せざるが故に、切りに書籍を讀ましめ、聖賢の作法の形ばかりを示すが故に稚主苦しみ、勞れ

て政事人情に暗く、古を取りて今に移すこと能はずして、文學と世事と別にな り、或は常に高上の理をたしみ、或は氣沈み、重くなりて體老衰するに等し。是れ 敎戒の節を失ふて、其道の用を究理する事の詳かならざるを以て、其蔽此くの 如くに至れるなり。

師嘗て曰く。天下の宰相、大國の老臣、小國の大夫。何れも、其政を知る所は一つ なれば、其心得も一つなるべき也。然れども人各々其長ずる所あり。長ずる所あ れば、又足らざる所あるもの也。事に大小なく、我に長短なく、精疎大小皆宜しき は是れ才の成れるなれば、大方の人才にして及ぶ可きにあらざる也。然れば中 人已下の才は、其長ずる處を取りて、これを用ふるにあり。凡そ世の人を批判す る、皆あつるに聖人を以てする故百官諸役に人なし。一方の長せるになづみて、 萬事を如此くならんと推すに付いては其失多し。孔子曰く。孟公綽趙魏老と爲 りて則ち優也。以て滕薛大夫たるべからず、と云云。公綽魯大夫。趙魏晉卿之家、老 家臣之長、大家勢重くして諸侯の事なし。家老望尊くして官守の責なし。優餘り

有る也。滕薛二國名、大夫國政に任ずる者、滕薛國小政繁く、大夫の位高く責重し。然れば則ち公綽蓋廉靜寡欲にして才に短き也。と注せり。無欲にして廉潔なるは德の寓する所なれば、誠に優に長せる處と云ふべし。然れども其才の長ずる所あらざれば、萬事にわたりて、其究理を詳かにし、繁多なる事を自由に作略致して、つかゆる處あらざるものにあらざれば、政事を司どり人情の通塞をはかること叶ひ難き也。されば家の老臣として諸人の規範するものには德を先んじ、政に預りて諸事を裁判せんの臣下には、才に長ぜるを以て先んず。德と才と相竝んで甲乙有らざるは世以て稀れなるが故に、只先後するにあるのみ也。こゝを以て案ずるに、天下の間、宰相あり、老臣大夫の百官あり、諸役人あり。其職に當らんの臣下、各其司どる處を分別し、それに從つて其勤め有るべきこと也。是れ急務と云へるもの也。急務と云ふは、さしあたりて先づ勤むべきの業を云へり。急務を知らざる時は必ず分を越えて、當然の勤めを致さずになるべき也。

師曰く、禮記檀弓曰く、趙文子叔參と九原に觀る。文子曰く、死は作るべきか、吾

誰と與に歸へらなむ。叔參曰く。夫陽處の父乎。文子曰く。竝植は晉國に行き、其身は論せず。其知は稱するに足らざる也。其れ舅犯乎。文子曰く。利を見て其君を顧みずんば。其仁稱するに足らざる也。我れ則ち隨武子乎。其君を利し、其身を忘れず、其身を謀り、其友を遺れず。晉人文子は人を知ると謂ふ。文子其中退然として夜に勝へざるが如し。其言吶吶然として諸れ其國を出でざるが如く。晉國に擧ぐる所、管庫の士、七十有餘家、生は利に交はらず、死は其子に屬せずと出でたり。此言人臣の心得に尤も其故あるべし。我が身を潔白にして、其功名を高くする輩は人を惡み、人を拒みて、朋友の爲に宜しからず。其相和する事なし。故にその身を全く致し惡くし、身を全くせずんば知ありとは云ふ可からざる也。又身に利を爲さんことを思ふて、君の爲に其功を立てざるの輩は、朋友の愛和其親しみありと雖も、忠臣と云ふべからず。人の爲ならざれば仁と云ひ難し。されば仁知を全くして、忠を立てんとならば、君を利して身をも全くし、身をはかつて朋友をも立つごとくに仕れば、君に忠あり、人を育て、身こゝに全きが故に、仁知の

士と云ふべきならず也。趙文子が論、誠に當れりと謂ふ可し。但し人々身を利する事に於いては志深くして、人を立て君を利することは必ず疎し。故にその身は忘れても苦しからず。國家人民の人あらん如く心得んこそ、今日臣道の勤めと云ふべし。されども身を立てずと云ふものは、必ず身を潔くして、人を拒み朋をはつごとくなり易き所、世俗皆然れば、此間に於いて學者、工夫を詳かにして、實に身を利せざる所を知らば、その身も亦利全かるべき也。

論守令之職

師曰く。諸侯は天下の小なるにして、守令は諸侯の又小なる也。何れも牧民の德――閣本作聽――なれば、民を治むるの本末、悉く守令の胸襟より流出する也。然れば守令牧民の本とすべき也、は、己を省み、質の編するに勝ち、身を以て物を率ゆ、にあり人の質必ず偏する所あり。是を知て其なづむ所を改め料し、身を先んじて事をなし、身を手本に致さしむべし。然らば行跡に亂るゝことあるべ

からざる也。而して其職とする所を了簡して心を勞し、學を勤め、知は及ばざるなきが如くならしめ、民を視る子の如く、心誠に愛惑して事に臨むの間、誠を深くすべき也。是れ守令牧民の專らとすると云ふべき也。

次に民を治むるの道を詳かにして敎條を立て、師を置き、伍長里胥を定め、常に其效を試む可き也。敎條と云ふは、民に敎ふるの品々を具にすること也。敎の本己むことを得ざるの情を推すが故に、孝俤忠信を先んず。孝弟は父子兄弟の實也忠信は朋友上下夫婦の敎也。孝弟の道を詳かにする時は、父子兄弟違背暴惡の業あらざる也。忠信の敎へ具なる時は、保伍鄰里の間、患難を救ひ、孤獨貧窮を助け、疾病葬祭を憐れみ助け、行旅往來をなやましめず。君臣の義はれ、夫婦閨門の敎へ正しき也。次に禮節を以て、賞刑を用ふと云へり。禮節は平生交際の敎へ、冠婚喪祭の四禮、導くに天地の大德を以てす。其敎相をこのむ、孝子弟々貞婦順孫ある時は賞して善をすゝめ、逆德のものは罰して惡を懲らすにあり。敎化寬を以てすと云ひて敎ふること漸にあらざれば、風俗化せざるもの也。急にし

るしを待つときは却つて煩勞するに至るべき也。故に寛を以てすと云へり。この敎條ありと云へども、村里に敎ふべき師を立て、伍人組、十人組に順を付け、名主、庄屋、月行司など云ふものを立て。師あつて是れを敎へ、名主、庄屋あつて其可否を改め月行司あつて時々に糾明せざれば、人道に入り難し、而して其敎ありと云へども、其効あらざれば益なきが故に、孝子順孫兄弟の和を以て孝弟を試み、鰥寡孤獨のやしないを考へ、田作るもの畔を讓り、道に遺すを拾はず、盜賊こゝに絕えしを以て、其忠信を考ふ。公事訴訟の品々に付いて、財產の爭ひ無理、非道、邪曲の有無をはかり。其風俗をさぐる。是れ試むるに効を以てする也。凡て誠時を以つて爲ざさるその感通ずる處實ならざるもの也、然れば守令誠を深くして德を積み身を省みること切なれば、人自ら服するのためし、古今に其例多き也吳祐が膠東の守たる民爭ひ訟るものあれば、輙ち道を以て是れをさとし。我が政の正しからざるを以て民に爭ひあることを耻ぢ自らその村里に到て重ねて和睦を入れしむ。如此くありければ、處に爭訟止みて民に欺むく處あらざ

りしと也、又蘇瓊が清河の太守たりし時百姓の守にて晋明と云へるもの、兄弟切りに田地を爭ふて年を積みて巳まず、双方に證據の人多くして異論まちまち也。蘇瓊則ち兄弟を招いて是に告げ聞かしめてけるは、天下得難き者は兄弟にして、求め易き者は田地也。假令田地を得とも、兄弟を失はゞ心如何ならんぞと云ひて其誠至り極み涙を流しければ諸の證人その理に服して涙をそゝぎければ、晋明兄弟是に感じて、遂に訟を止めてけるとゝ也。是等は一事の誠を以て、一事の感激を催すに至れり。孔子中部の宰となり玉ひし時、男女途を異にし市に二のあたひなかりしと云へること家語に見へたり、鄭の子產が政に依つて民を欺かむるのためしあり是れ風俗の敎化によれる故なるべし。こゝに案ずるに古來の守令所をす政るに、一事の職を以て火をかへし虎川をこへしの類は希異なるに似て其感ずる所もやすくして其及ぼす所せばく、事但一事に止まるべし。誠の道と云へらん事は、所の風俗淳朴に至り、閉皆天倫の序てを知つて、君臣父子の綱紀正しかりしなんと、是れ守令の專らとする所なりと云ふべ

き也。然らずして一事に就いて其政の宜しきを得んは、其守令の氣質に就いて得たる所にして大本綱紀をたゞすと云へらんには及ぶべからざる也。爰を以て古人所を政して、或は道遺るを拾はず、以つて門を閉ぢず。或は民敢て欺かず、市の價に欺くなく、或は守令去て人々其遺愛を思ひ、形象を略圖畫し、或はほこらを立て、神社に祝し。時葉かきはの祭禮怠らざるなど云へる類あると云へども、是は其守令の行ふ所を具に勘辨し、民の慕ふ所を詳かに校了せずしては。必ず推して皆善をつくして美を盡すと云ひ難きこと也、尤も大體にして心を政事に入れざるの守令とは、同日にして語るべからず、と云へども、彼の風俗を正し、天倫をついでゝ、何時となく人の人たらん道に教化して、禮節とともに宜しからしむるの政道とは、又同じからず。されば民につきて仁政惠愛あらざる故に民是れを慕ひ思ふことも有らずと云へども、天地の德に感ずる處の莫大なることは、舉て云ふべからざる也。大德は德ならずと云へるも如此きの心を云ふべけんや。世の民の慕ふ所は一事。の愛惠を專らとして、此大守の所以に此災を

適れたると云ふが如き事を感じて、民是れを慕ふもの也、尤も一事の希特は人の耳目を驚かすことなれば、愚民の崇敬するは大方是等の事にして、或は祠を立てゝ神を祝し、或は其事を云ひ傳ふる類、世以て多ければ、是を以て必ずよしと究め難き也。如此くの處によく心を付けて、究理的致さゞれば、末を捕へて本を忘るゝことあり。末を取つて政事をなさば、民に稱美せらるゝと云ふとも、政事の本意を失ふべし。天下は國の集まれる也。國は郡の集まれる也。郡は村里の集まれるなれば、牧民の守令、一村一里一郡を治めて其風俗を敎化せしめんことは遂に天下にひろまるに至るければ、愼んで審思すべき事也。

論陳淨

師曰く。人臣として君より大祿美官を得、其身其職にそなはりながら、君を惡に落し入れて諫めあらそはざらんことは忠臣と云ふべからず。是れ倂し盜賊の心、伏す所と謂ふべき也。忠經曰く。忠臣の君に事ふるや諫を先にする莫し。下

能く之を言ひ、上能く之を聽かば、則ち天道光ると云へり、其位に居ながら諫むべき處を諫めずして、坐ながら君を邪氣に陷れんこと、臣下の本意に在らざる也。然れども諫むるに其位あり。其時處あり。其諫むるの道あるべければ、ひたすら諫言と計り云つても、其用法を審思明辯せざらんときは、其究理薄かるべき也其位ありと云ふは、我が今日奉公格謹の位を具に正する也。父祖代々其家に給仕して祿多く、位高きあり。公祖ともに相仕ふと雖も、我が身一代に恩遇甚だすぐれ、祿爵共に父祖を越えたるあり。我が新たに仕ふと雖も、君これが徒を成して祿爵を厚くし、寵遇致すあり。又寵遇厚からざれども、常に君邊に近づき親しみて、言以て入るべきに足れるあり。是れ各々諫むでの位也。此位を計らずして諫めなば、位を越えて事をはかるになれるべければ、只君をあざむくにして諫と云ふにはなるべからざる也。其時ありと云ふは、我が其位を得ると云ふとも、君の我を信ずる時を知らざれば、諫めて行ふべからざる也。又君の諫を納むべきの時を考へ其機を知りて速に諫むるの節あり。是れ皆其時也。諫め理に當

ると云ふとも、時を失ふ時は其諫を納れざるもの也。處ありと云ふは諫むるに又所あるべき也。群臣相集まるの處、疎遠の臣相居の處、各々諫むべからざるの所也。所を失ふて諫むる時は、君の惡をあばきあざけるになりて、重ねて諫を入る可き時節あらざる也。

次に諫めの道ありと云ふは、早く機を知る。是れ本也。機を知ると云ふは、惡の萌しを知る事也。俄に大惡事を成すと云へる事は稀れ也。其機次第に相長じて而して後に惡となり、邪となり、身にあらはれ、家にわたり、國にひろまり、天下に充つるになるものなれば、早く其機を知りて、事の萌しを諫めて內に起る處を戒しむ。是れ末形を諫むる也。是を諫めの上也。と云へるは此心也。而して其惡事の事にあらはれなんとするを諫め、事に表はれて未だ遠くに及ばざるを諫め未だ廣く至らざるを諫む。各事の微にして、諫めの行ふべきの節也。諫めて宜しき時なれば、如此きの節を失はずして諫めを爲すべき也。已彰を諫むるは次也既行に於いて下也、と云へる、是れ也。諫むべきの品定めて論じ難しと云へども

大人(孟子)君心の非を格す。と云ふ。是れ諫めの本也。心の非とは未だ言行に顯はれず、と云へども。其機とする所、既に著るしきを云へり。事の品は多しと雖も、事をのみ改めて内の非を糾ねずんば、未だよろしきがごとくなれども、本に非あつて盡さゞる處あり。是又非心と云ふべき也。且又事わざは宜しと云へども、其本とする處に誤りあれば、王伯の則るゝ處、誠僞の因る所なれば、事業を措いてその心の非を改む、是れ皆君心の非を格す、と云へる也。凡そ諫諍するに大體を以てして人の私を窺はず。故細を摘まず、直名を市にせず、と云へり、大體を以てすと云ふは、大曲尺のそなはる處にして、萬事に渉るべき本となす處也。末の微細なる處をよくすと云ふとも、大體とする本に相違する時は、源塞いで濁れるに同じ、本に正しき處あれば、細微なる處には、曲尺にあはざる事ありても苦しからざる也。本末殘る事なく、大小精粗ともに通ずるは、聖賢の地位に至らざれば叶はざる事なれば、唯大體を以てしてその綱紀を正すにあるべき也。人の私を窺はず。故細を摘まず、と云ふは、毛を吹いて疵を求むるが如くに、表はれざる

私の所を探し求め、故細をつぶさに明めんと致しては、大體まで及ばざるの内に君是に倦んで、其諫行はれざるものなれば、人の私を探し、故細なることまでを普ねく盡す如くに仕事正からず、と云へること也。大體の大曲尺に宜しき處あらんには、その故細を私することも自然に止むに至るべし、たとへば己まずと云ふとも是れ又苦しからざるの事なれば、よく大體を諫めて、その私の暗き所、故細の細かならんことをば索めずと云へる事也。直名に市にせず、と云ふは何事を諫め奉るにも、時處を計らず、心に思ひ索の事を明かに云ひはなつて、君の怒りを犯し逆ひをなす。是れ直言にして、そのことはりは明白なるが如し、と雖も必竟諫め行はれず。唯直なると云ふの名のみになることなり。誠の諫めにあらざる也。尤も古の汲黯朱雲(漢武帝成帝)が類は、聊か名の爲に與すにあらざれども、群臣の前にして、君の非を擧げてかくさず、まのあたり近臣を恥かしめ或は裾を曳き、或は檻を折るに至る。其思入の切りに、諫死せんことを輕んずる事誠に直臣と云つべけれども時の君只彼等が氣象の勇に直なるをのみ感じ

て、其の政に輔佐する處、益々多からざるは、諫むる處の節詳かならざれば也、然れは汲黜朱雲が類すら直名になつて君の政を輔くるに利せず。況んや、只君の惡を擧げて、諫むべき品を具に盡さゞるの徒は、諫め行はずして直名を市(ウル)てけるに至るべければ、甚だ空理すべきの處也。

次に諫の道の如何とならば、訐かず、驟がざるを以てすかず。訐と云ふは、切りに己が理を云ひ立て、君の非を擧るを訐と云ふ。如此き其理を强いて立てんとするものは皆君と是非を爭ふが故に、君に忤ふこと多くして通せざるもの也羅豫章曰く。古の善諫者優游迫らず其明かにする所に因りて之を道けば、則ち其の之を聽くに易し。故に訐を强勁者は牽多の忤を取り。而して溫厚明辨者は其說多く行はると云へり。

不驟と云ふは、何事をも大小事となく、諫むるときはせは〳〵しくして、君是に倦いて必ずその臣を遠ざくるに至るもの也。且つ君も諫めを口ぐせの如く侮て用ひざる也。故に事の大小本末を考へて、其諫を用ゆべし。强いてしば〳〵

諫むべからざると云へる事也。劉元城(宋)が君を諫むる色を正しくして朝に立て、知言はざるなく、言盡さゞるなし。世以て殿上の虎となづけぬと云へり。直諫の道さもありぬべけれども、殿上の虎と云はれなん事は、是れ強きに過ぎて、人に恐れられ直名を賣るに至る也。如此なり行きては其諫行はれざるもの也。而して比喩を以てすと云ひて、何となく事を比喩して、その事となく、道に入れしむる如くなるを、諫の誠と云へり。されば詩に比興の義あつて、その事に類せし爲を譬へ其物を興感して、それに因てその道を諫しむる。是れ人の心を成悟せしむるの諫めなれば、其臣に才智德實あらずしては行ひ難きの諫め也。先づ隨つて後諫む、と云ふ事あり。是はその事に我も隨つて同じく營みて、君の心のやわらぐ時を考へ、その諫をなすの事也。婉說して諫むとあり。云ふ心は、諫むるとにはあらずして、言を婉曲せしめて、自然に導き入るゝ、是を婉說して諫む、と云ふ也。而して直諫あり。死諫あり。是れ其主人の趣向その諫むべき事の品に因て用捨する所ある也。然れば是等の事を究明して、其所其時其該を以て、先後輕重

せしむべき事也。臣として君の非を諫むるは、臣の大義なりと雖も、諫むべきの理あつて、諫の道を詳かに格致せざる時は、諫めて事行はれず。却つて君の非を擧げて我が是を立つるになりぬべき也。故に諫めて殺され、退ひて君の非を難ずるの類、多くは我が是にかたより、我が計りよきものになりて、忠臣の名を殘すに至ること例し多ければ、古人云ふ。忠臣は名を欲せず、とは如此きの事なるべし。唐の魏徵曰く。小人は大體を識らず、譖毀を以て是と爲し、告訐を直と爲すと云へり。實を得ざるの臣は大體を知らざるが故に、人を譏り君を惡しく云ふを以て諫とす。是れ君を譏りて以て強直の名を取る也。然らざれば又君を諫めて聞くべからざる處ありと云ひて、時節を伺ふ内に年月過ぎて。遂に其大體をも諫めずして止みぬるもありぬべし。宋の韓魏公曰く。人臣嘗て力を盡し、君に事ふ。死生之を以てす。成敗に至つては天也。と云へり。豫め諫の行はれざる事を計つて、節を過しやめて諫めざるは、忠臣の心にあらざるとにや。華陽范氏曰く人臣諫めて聽かずんば、則ち當に位を去るべし、と云へる也。臣其位にありなが

ら身を思ひ、家を計つて制に從ひ、我が諫めざるに非ず。君我を用ひる能はざる也、と云ひて讒りを君によせんこと、最も不忠の至りと云ふべき也。凡て君を諫むるの道其結要と致すべき、事は道德を以てして利害を云はず。其大本を命して細煩は後に在る也道義を以てして利害を云はず、と云ふは如此くなし玉はゞ、如此きの利あり、害あらん、と利害に因て云ふ時は、皆其趣く處利害の間にして道義を知らざる也。世間は道に因らず、理に隨はずして利多く、世以て治平に屬することのみなれば、道を行き、義を知らずして害多く、世亂れて國治まらずと云ふためし。實と致し難し。こゝを以て利害の諫めを用ゐずして、唯人として道義に因らざる時は人にあらず。義理自然に於いて爲すべき處か、爲すべからざる處か、と云ふ事を糺明して、是れを諫め奉るべき也。天地は至て廣く寬にして善惡を報ずる事急ならざるを以て、古來惡逆無道にして、世を保ち、國を亂さざること多し。例へ世治り國平かなりと云へども、義理に於いてせざれば、人道の正理にあらず。是れ利害をさし措いて道義をあてにする故也。

兪其大本と云ふは、人悉く要を爲すに至るは桀紂が類にして、世以て稀れ也。然れば君の身上政事の處に於いて、大本に違ふ處あらんには、身を惜しまずして諫め奉り、言行の間碎細ならん小事をば、差し措いて論ずべからざる也。入らざる處をしば／＼諫むるを以て、大本に及んで許容あらざるに至るもの也。世人皆其言行の末を諫めて大本を詳かにせざるを以て、諫言遂に行はれざるためし多き也。是れ細類に後在る也。細類をば必ず諫むべからざると云ふにはあらず。前後本末を正すにありと云へるの心也。而して何をか大本と云ふべきなれば、國家に答ありて、民を救ひ、人を助くるに補ひあらん事にして義理の間に於いて斟酌すべきの處是れ也。直諫切りにして君の非を擧げ、其言を愼しまずして明白に訐を諫むと云へども、時に補ひなくんば是れ益なしと云ふべき也。

論二近臣遠臣一

師曰く。凡そ人主の近習に伺候。恪勤の輩其心得あるべきこと也。君に昵近致

す事ゆえんなくしては近づくなし。所以と云ふは、家に六しき筋目のあるか。若輩にして主人心易く仕へしらめるか、藝才あつて是が爲に近仕せしむるか。是等の品あらずして近習に恪勤致さゝる者なれば、其ゆへんを詳に糾明するにある也。而して君邊に往來咫君の輩は夜服を潔くし、周旋をならはし、口氣を清くして息惡の氣を斷じ、手足を洗ひたらして不淨に近かづかず、常に齋戒するが如くならしめ恭敬を存し、出仕の前方に能く氣を養ひ、體を安んじ、精神を保て、怠慢寐以の氣なかしむ。既に出仕に臨んで、衣服の着法を正し、氣息を靜かにし動容を禮に改めて言行を愼靜にす。身を修むる形如此にあらざれば。君に仕ふるの誠盡きざるゝ處あるを以つて、君の近習に伺候の間、あくびし伸して怠慢の體をあらはし、居ねぶりを致し、高談をなして、君邊伺候の本意を失ふに至る事多き也。故に其身體動靜を愼しむこと如此なるべしと云へり而して君邊ッ伺候の間恪勤すべきの事あり。それとは時に取て人の必ず怠るべき時節あり或は風寒暑濕に付いて、勤め難くして怠り易き時あり。或は遊山翫れ見物の事

あつて人是に集まりて勤むべき場に居らざる事あり。或は主君休息留守の時或は賓客對話臣下相見の節、是れ皆人の怠て何心なきの時也。近臣是等の時、聊かも怠るべからざる也、凡て君に仕ふるの誠は君の見聞せざる時處を愼しんで怠らざるを以て實とする也。君に仕ふるの道、たれ〳〵に限らず、その誠を盡すにありと云へども、中にも君に近仕するの臣は、身を委ねて私に立たず。常に職を守り變を忘れず、勞を先として佚を後にするにあるべき也。大方のあらましにては、恪勤するの節を違ゆるに至るべく、若し非常の變あらん時、忘却して勤めを失ふ事あるべければ、如此く云ふ也遠臣は次奉行の下知を守りて直に君命を承はらざるを以て、ひたすら又勤め難きなれば、其誠を盡すに便なし。然れども、一其本を糾明する時は。形に遠近ありと云へども、心に精粗あるべからず。君の見聞に遠きを以て勤めに疎密あらん事は利害を以て計るにして、義理を究むるにあらず。我頭とし、將とする人の人品に善惡あつて、我が勤むる處の厚薄、上へ通じ難く知れ難からんことを思ふ。是れ又利害の爲見聞の爲にして

誠の志と云ひ難し。次奉行は君の志を受けて我を命ずるの人なれば是を恭敬することと君を恭敬するになれり。然れば我が勤むべき所の職役を守りて誠を深くし出身をねざしとせず。利害を專らとせず。義理の盡に守らんは、士の本意と云ふべき也。幸にして此誠上に通ずる時は可也通せずと云ふとも、是れ義理の當然にして致すべからざる事を致せるにあらざれば其聞えを願ふべき事なし。奉公の間、近臣は進んで遠臣、は怠ること、世の常也。是れ君の政通せざる處あるを以て也。臣として君の政によつて其奉公を思はんことは誠を盡すと云ふべからざる也。但し我に於いて禮のたがい義のそむく處あらんは又臣の思ふべき處也。唯誠を深くして聊か利害に陷るべからざる也。

論₂致仕₁

師曰く。典禮曰く。大夫七十にして事を致すと云へり。仕官の節、七十を以て仕をかへすの年とす。云ふ心は七十は老衰の節にして氣勞れ、心全からず。足手四

ひ稱はざるなれば、官は辭し、職を去つて、代謝するの道とす。是れ致仕亦君の爲なることをはかつて私の安佚を後にする也。されば君の爲を謀ると云ふは、年老い、氣衰ふれば心又これが爲に全からざるを以て、官に怠慢の形必ず生ず。而して後生のものを仕立て、新なる官人を導びきて壯若の人を敎導するは、人を能くするの法也。故に致仕して後官の人を取り立てんこと。仕官の本意と云ふべき也。況んや、官職輕薄にして、唯四肢の支へをなさん輩は、老衰する時は、官を辭すること古の道也。官職を去つて後に身のつとめを恣にして天下の事に於いて是を云ふ事を恥づるの輩あり。隱遁放逸の輩は、その業左もあるべきにや。君を愛する志有るの士は、山林に退居すと雖も、未だ嘗て一日も君を忘れざる也、と云ふは古の格言ならずや。然れば上表して致仕を求むるは止を知りて退節を失はざるの戒め也。退と云ふとも、唯我が身の放逸を求めずして猶は勤めて天下の風俗をはげまし勸むるを行とするが故に、進退動靜ともに理に當つて其誠を失はずになれるべし。其人品に因て致仕すること叶はざるの事あら

んには、是れ又已むを得ざるの儀也。典禮曰く。若し謝し得ずんば則ち必ず之を几杖に賜ふと云へり。臣は七十を以て致仕を上表し、君は彼が退去して世のよせの薄かりなん事を思ふ。是れ君臣の禮節也。必ず七十にして去らず、老いて仕をかへさゞらんものを誹り、退いて世事を思はんものをあしゝと云はん事は、皆以て誤まり也。退去致仕ともに義のある所にして已むを得ざるの理を以て是に隨順するにあり。此間尤も私の見解を立つべからざる也。

君道三

賢賢

君不レ因レ臣則不レ建

師嘗て臣臣ある所以を謂ひて曰く、凡そ下ありて上あり。臣敬て君と稱す。下あらざれば上なく、臣あらざれば君と云ふべき名なし。こゝを以て云ふ時は君と臣とは根本と枝葉として本一體のものなり。譬へば心は身の主人にして骨髓皮膚六根四肢は臣にして下なり、六根四肢足らざれば人となり難し。心ありと云ふとも身體あらざれば心の用なし。身體ありても心あらざれば主人なし。唐の魏徵曰く。君元首となり臣股肱と爲り。首尊高なりと雖も必ず手足を資し以て成レ體君明智ありと雖も股肱藉り以て致理禮に曰く、緇衣篇――人以レ君爲レ心君以レ人爲レ躰。書に曰く。元首明哉股肱良哉と云へり。いづれも本一躰にして其そなはり在る處に高下尊卑ある迄なり。さるが故に我一身の上を以て見る時

に髮の光より凡の末まで是ぞ我が爲ならぬものなく、是ぞ惡みいやしむべき所なければ君臣同一の思ひをなさば何れが君をなみし、何れが臣をかくまん。彼殷の紂、夏の桀か類は元より天子一人の位に備ると云へども下皆そむき、皆臣去りしゆゑ下とすべき民なく、臣とすべき士あらずして君と云ふべき名のなく獨夫とよばれたり。殷湯周武は又是に反して下皆事へ臣皆服して元匹夫たりと云へども號して天子と稱し奉れり。是を以て考ふるときは君は臣によらざれば建たざるの處明白なり。易の乾の九五は聖人すでに天位を得て見龍の位たるをあらはせる也。其言に曰く。九丘は飛龍在レ田利レ見二大人一と。大人と云ふは下にある大德の人を云ふ也。聖德あつて上に位すると云へども下に大德の人臣を得ざれば萬物を利すること能はざる故に在レ見二大人一とは云ふなり。是れ皆上は下によらざれば事ならず。君は臣を以て功をあらはすの理を云ふならず――古は内外をへだてず、人主威を高くせず。出入起居ともに士大夫と睦ましくして共に天下の是非を論じ、事に順つて人君の失を補ひ、過ちを救ふに至れ

り是れ君臣合一の思をなして共に相戒め主忠諫を納れなば臣直言を進め各各其道を盡し互に難を責め上下の分自ら明かに君臣の交り自ら睦まじかりし故舜先言股肱皐陶先言元首君としては仁々止まれば臣としては敬に止まれり是れひとしく心を同じ合躰の思をなすが故也後世に及んで君の威自然に遑じく士大夫を親しむの時少しく宦者宮妾に狎れる時多くして輔佐股肱の臣も朝に朝廷に出仕して躬を縮め息を竊かにし跪跪曲拳してたまたま事を奏すれども大に恐れをのゝいて即ち退く人君の相共に親しみ睦まじきものは皆近習の小人のみ也茲に於いて勢ひへだゝり分究まりて上下の情日に遠く人君の威時に重くして初めて天下を一人の私とし天下を天下の爲になさず悉く彼我の爭ひ出づこれより天下危くして上は下を恐れ下は上を惡みて遂に敗亡に及ぶ也國亡ぶれば則ち臣も又其禍を受く然れば君臣聊かも別意あるべからざる也但し臣は君の政に順ひて忠を起し信を盡す是れ世上の流例なれば君必ず臣在るによつて君たると云ふ心を本として臣へ相交るの

間怠るべからざる也。

設₂百官₁

師曰く、古昔建₂官設₁官くる所以を案ずるに人相聚りて則ち是を分ちて事を司どらしめ、上下を定め、貴賤を分たざれば其差等正しからずして分自ら亂る天地の間生々の民を四に分ちて農工商を三民と號し、士を士と稱して其職を配る。是れ則ち官を設くる也、天に四時ありて、日月其行道を司どり、晝夜を違へず、地に四方ありて山川海陸各其業を全くす。眼耳鼻口有りて四肢骨節互に其役をなす。いづれか官職あらざる也聖人天地人自然の官職あることを考へて大臣の間に官位職祿の差を定め其分を分ち、其事を通して聊かも煩ひなからしむる也。是れ建官の本意なり。官と云ふは官居を曰ふ。官司也法なりと注せり本朝令の義解に大臣以下書史以上を官と云ふ。――是は大政官以下の官なり
――位は所₂當₁立者皆曰₂位列₁也職也と注せり。職は主なり業なり、執事なりと注

せり。書の說命に官私昵に及ばず。惟れ其能爵は惡德に及ぶ罔し。惟れ其賢周書武成建官也。惟れ賢位事惟れ能と云ふ。皆官と位との事を相並べて云ふなり。周禮に惟れ王は國を建て方を辨じ、位を正し國を體し、野を經し官を設け職を分ち、以て民極と爲す、と云ふ。又曰く以二九儀之命一正二邦國之位一一命受レ職――治職事也――再命受服――受二祭服一也――三命受レ位――下大夫之位――四命受レ器――受二祭器一也――五命賜レ則――法也出爲二子男一――六命賜レ官――爲二一官一――七命賜レ國――侯伯之國――八命作レ牧――一列之牧――九命作レ伯――方伯也。是等皆職位官の差別することを云ふ也。本朝淡海公の命にも官位令職員令を分てり。案ずるに職ありて後に官位ある事なり。視ること聽くことは職にして目と耳と云ふ。官ありて目は上に位し、耳は傍に位す。是れ職位官なり。職あればそれについて必ず位あり位あれば其位する所に名出來て官と云ふなれば官は表號にして位は內の上下を分つ故理を以て云へば位より官也。次第を以て云へは官より位に至る也。本を以て云ふときは、官位は一體なり、可知也。堯舜の時建

官惟百。内に百揆四岳有り、外に有列牧侯伯ありと云ふを見るときは官と云ふ稱號ありて位自ら備はれる也。本朝の往古推古帝の時聖德太子始めて冠位十二階を定め、孝德帝始めて八省百官を置くと日本紀に出でたれば、本朝は位を先づ定めて官は後に究まれり。爵と云ふも位の事なり。與享燕然後賜爵と云へり。爵はさかつきとよればこの心と見えたり。日本に叙爵と云ふは五位に任せらるゝ事也。

官員の事は案ずるに官何を以て其數を定め、其の品を究むべきとならば能其事を詳かにして而る後に職を定め、官を究むるの理なり。近く一身に考ふるときは腹心あり、筋骨あり、皮肉あり、耳目口鼻あり、羽翼股肱ある也。遠く天地に法つとれば陰陽あり、五行あり、四時あり、四方あり山川海陸あり、草木鳥獸魚鼈あり、大小ある也。聖人皆是れに基いて官の數を定め事を極め玉へる也。皐陶謨無曠庶官を曠じくし、天工人其之に代ると云へるは天に代て人の庶官を立たることの心にや。唐虞以前の官は皆天に享くることを以て官を立て太古の法制

は簡略にして詳かに知るべからずと云へども、大槩聖人只遠く天道を重んじて四時を定め、天地の位を究め、萬物の化育を明かにする保虞舜より此方璿璣玉衡を以て天の七政を調べ九官を分ち配て悉く民人を治む。周に至て官制尤も詳か也。周の六卿、毎卿に六十の屬官ありて三百六十の官數あり。其小司小吏共に六萬三千六百有餘ありしと也。其後代々損益ありといへども皆世々に官數まさりてはぶけることあらず。唐に二十四司を分ちて文武の官すべて六百四十員あり。是れ後世に至つて官を省き大宗内外の官を改めて此くの如きなり。然れば官數の定法いづれを取て必と定めかたし。古人は以レ享任レ人といへり是職事不得止のことあるに因て初て官を置く也故に官職相當にして更に空官なく。官職なし。後世は以レ人任レ官。此故に人多くなれば數官にて一職を分つ、故に職の事に奸曲遊佚の事あり。官數少なければ一官にて職を兼ぬ其人材德由しければ兼職能辨にして滯らざるなり。周の召公太保の官にて家宰を兼ぬ畢公太師の官に居て司馬を兼ぬ、一人にて二職を兼ねしなり。唐の房玄齡は僕射

の官を以て度支を兼ね魏徵は侍中を以て東宮の官を攝す。是等を以て考ふるに、千羊の皮は一狐の腋に如かざるのためしなれば、官員を少なくして、人を選む事をやすくし、俸祿を豐かにして上の費を少なくし、權任專一にて他へ讓て事を避けんとする事なく、官員少きが故に事に通ずるの利あり。唯官を省みてよく之を擇むを以て本とすべきなり。然して官上に三公三孤あり。下に六卿あり。三公三孤は論道經邦變理陰陽寅亮天地弼予一人とあり。六卿は天地四時に表はす。先づ天官を冢宰と云ひ、唐の吏部にあたり、掌邦治統百官均四海也官吏選拔勳封考課の事を司るなり。本朝の式部省に相當す。職員令に曰く、掌内外文官名帳老課選拔禮義版位位記校勳績功封賞朝集學校策試貢人祿賜假使補任家令、功臣家傳由事と出でたり。地官は司徒と號す。掌邦教敷五典擾兆民也、唐の戶部にあたれり。人民由土戶口材糧を司どるの官にして、本朝の民部省は是れ也。令に曰く、諸國戶口名籍、賦役、孝義、優復 —— 優賞復除 —— 蠲免、家人、奴婢、橋道津濟、渠地、山川、藪澤、諸國田事を掌る也。春官は宗伯と云ひて、掌邦禮治神人和上

下也。唐の禮部にあたれり、禮儀祭祀宴享貢擧のことを司どる。本朝治部省是れ也。令に曰く。本姓繼嗣、婚姻、祥瑞、喪葬、贈賻、國忌、諱及諸蕃朝聘事を掌る也。夏官は司馬と云ひ、掌邦政統六師平邦國、唐の兵部に當つて、天下の軍衞武官の選授戎馬のことを掌どる。本朝の兵部省是れ也。令に曰く。內外武官名帳は考課、選敍、位記を、兵上名帳は、朝集祿賜、假使、發兵士を差發し。兵器、儀杖、——征伐に用ふるものを兵器と曰ふ。禮容に用ふるものを儀杖と曰ふ。——城隍、烽火事を掌ると云へり。秋官は司寇と云ひ、掌邦禁詰姦慝刑暴亂也。唐の刑部に比せり。刑名徒隸勾覆關禁を司どる。本朝の刑部省是れ也。令に曰く。鞫獄、刑名を定め、決疑讞を決し良賤名籍、囚禁、債負事を掌る。——徵財曰債不償曰負、——冬官は司官と云ひ、掌邦土居四民時地利也。卽ち唐の工部にあたれり。百工山澤のことを司どる也。本朝宮內省是れ也。出納、諸國調、雜物、舂米、官田、及び奏宣御食產、諸方に味事を掌る以上是れを六卿と云へる也。故に周禮に、六卿分職、各率其屬、以倡九牧、阜成兆民と云ふは、この六卿を惣る官の司にして、これを以て天下億兆の民を治めしと

也。是れ周の制也。夏には天子の下に三公を置き、一公に三卿を佐として九卿を置く。九卿に二十七の丈夫を添へ、大夫に八十一の元士を添ゆ、是れ百二十の官員也。其後歷代にかはりて門下省中書省、尙書省を置く。其外さまざまの品かはれども、唯周の官を守るに過ぎず。故に是六卿を尙書と號して共に相貴ぶこと也。凡そ官ひくしと雖も、時の權威過超し、君の寵臣久しく此の官に居、世々この官に居る人寵祿豊かなれば其の官必ず貴なること、古來より然る也。本朝の古は冠保十二偕に究まり、其治三公八省あり、八省の內大藏省は宮內省より別れ中務省は唐の中書省に比せり。然して其の職掌は吏部に通ず。この外令外の官職因循して多しと雖も、實は八省に屬せり。こゝを以て云ふ時は官員甚だ多しと雖も、其由る所、豈に多端ならざらんや。天地を考へ人事を察し、衣食居の用をはかり、國用を利し三民を案ずる爲めの官位也。源親房卿職原抄を撰すと雖も唯其官位の始まる所を博聞して、聊か世の政道に益なし。尤も歎く可き也。

選賢任官

師曰く、我が天性元來惡を知らずと雖も、外物に感じて其の惑ひ多く、故に心を正す、は意を誠にするに在りと也。意は心の出でゝ物に感ずるの發見也。又曰く。禮にあらざれば視聽言動する勿れ、と云ふなれば、まづ意念の發する所、耳目口鼻四肢の觸るゝ處を改めて、然る後に心性自ら正し。心に病なしと雖も、肝經さゝはりて目ふさがり、肺經病で鼻とづ。君もと正しと雖も、臣塞がる時は事闇し然れども諸臣皆明かにならしめんことは、廣く救ふの道なりと云へども、竟に及ぶべからず。故に官に任ずる人までを專ら選擧せしむべき也。官は人の耳目經絡の如し。是をよく養ふ時は皮肉骨節自然に全き也。茲に古を考ふるに皐陶は無曠庶官と云ひ、伊尹は任官惟賢と云ひ。傳説は治亂在庶官と云ひ、周書に建官惟賢と云へり。然れば賢人君子を用ひて官にあらしむれば、天下長久にして子孫永久なへ也。小人邪臣政を執らば、萬民悉く苦しんで終に國亡ぶ。周の文

王は太公望を得て王業を立て、齊の桓公は管仲に因て伯業をなす。何れも、賢者によらざるや。唯上代にのみ賢人君子多くして、末代に少きとは云ふにあらず。人君の求むる處の淺深好む處の厚薄によりて出來と不出來とある也。草木は非情の者也。鳥獸は人間の類にあらず。美玉明珠は深く山水の內にかくれ、異國の玩器は此國のものならざれども、人求め時にはやりては、草木鳥獸美玉玩器いつとなく聚りて、古はなかりしと云ふものも幾品も出世す。況や人は類によるものなれば、水の濕に流れ大つかはけるにつき、龍の雲を起し虎の風を生ずるが如く、上に聖人の德ましまして、下に大人を求め玉はゞ、各々類に從て必ず賢人君子出づべき也。臣を知るに如く莫しと云へり。君善賢を求めて官を授けんことを思ひ玉はゞ、臣自ら君子の德を具ふべきなれば、賢を求めて官に任ずることは人君の大要なり。但し賢才を求むること奇才異能を云ふにあらざる也。平生の言行を正し、佞姦邪義に陷らざるが如くなるを以て人を得と云ふ也。

擧官の法、案ずるに、官に擧ぐるは平士の內より相撰みて一官を授くること

也。人至て見難し、佞姉至て明かにすること難し。愛憎の情又防ぎ難し。是れを古より三難と云ふ也。如何にして此三を正くせんとならば、主よく明かにして、久しく其事を練らしめ其の情を試むるにあり。然れば官に用ふべきの人品を考へて、諸士の内より兼ねて撰出し置きて官人隱くるれば、乃ち此の内より官に擧ぐ又平生士の間に群參のことを定め置く。これに督責の同を多くして其人品を正し、其中より官に入るべき器を考へて、先づ微官を與へて任じ用ふ職、是れ擧官の法也。次に考課と云ふことあり。是は一官一職を支へて、是れが官職に居る間の勤めを詳に考へ計ること也。古虞舜五年に一たび巡守して、四方の諸侯を一方づゝあらため敷奏以レ言、明試以レ功と云ふの心をたどりたること也。舜は三載に必ず一度諸官の功を考へて、九年にして賞罰を行ひ玉へり。周の冢宰歳の終りに百官を正し、三歳に大に群吏之治を計ると云ふも此事也。漢は專ら是れを用ゆ。文帝の時京房考功課吏の法を作りて奏聞す。事瑣細にして用ひ難し。魏の明帝の時、劉劭都官考課の法七十二條を作りて百官を考覈せんことを

廢すと雖も、竟に行はれず。晉武帝の時、杜預黜陟之課と爲し、在官一年以後毎年作法よきことを言上あるものを上等とし、此くの如きこと六年にして具に其優劣を勘辨し、優多くして劣少きものは叙し用ひ、劣多くして優少きものは官を下すべきことを論ず。唐の考功の法四善を以て正す。一に曰く、德義有聞、二に曰く、清愼明著三に曰く、公平稱すべし、四に曰く、恪勤懈るにあらず、此外に二十七の法を立て、考功郎中判京官之考員外郎判外官考、猶監考校考知使を置て是を考へ、簿帳を作り朱を以て詳かに事書をなせり。奸人僞て朱をけづり改むるが故に咸過ず。十四年に墨書になれりとにや。宋の太祖官院太宗考課院を立て文臣は五年武臣は七年を以て年限として其優劣を正す。唐には吏部是れを正すが故に、專ら老功郎中之を主とす。宋には殊に重んじて大臣是れを司どる。考課の道古より之を重すること斯くの如し。凡そ年限は三年を以て定格とすること、帝嚳の時に法とれり。是れは國司縣官の民の政に怠るあらんことを歎じて此制を立つるが故に、專ら外官の爲に用らる。書に三載にして考績と云ふ。孔

子も三年にして有成」と宣玉へり。上古の舜、聖人の孔子猶ほ三年を以てすれば況や末代の流俗、民の化をなすこと速かにして功あるべからず。故に年限をゆるやかにして其是非を考ふるは人君の優恕也。外官計に限らず、內京の官、近習のもの迄も、具に是れが功課を考へて黜陟の政あらんは、觀善懲惡の政なれば仕官のもの〻心を勵ますに足れり。但し人至て知り難し。情時に至て變ずる一時のふるまいを以て必ずと定め難し。然れば年限を立て事を改なば、年限を以て行を僞て上をかすむ。又年限の間しるし見へざる官職あるべし。唯世上の毀譽に成り行かば、人の俗皆外を勤めて、內を省みることあるべからず。其考監の役人奸曲をさしばさまば、亦下情諛勤を專らとすべし。されば唐の高宗の時、盧承慶內外の官を考課せし時、一人の國代、米を廻船するに風に逢ひて多く費ゆと云ひければ、承慶之を考へ中の下と究む。其人少しも動かず言ひ争ふこともなくて退かんとす。承慶之が正を見て、風波は力の及ばざる所也、と注して中の中を改む。其人更に喜べる色もなく又みにくき貌のあらざれば、承慶筆を改め

て、寵辱驚かず、考上の上と注せりと也。其半生を考へずして一時の風情計を以て進退せんは皆此くの如し。其上功は其官職につく、人品は其素行に順へば、考課の役人心得によりて悉く相違あるべし。唐虞の世に后稷は播穀を主どり、益は山林を司どり、垂は共に工を司どり、龍は納言となり、契は五敎を敷き、皐陶は刑を明にし、伯夷は禮を司どり、后夔は樂を司どる。各一官を守りて身をおさへて別に財を求めず。然るに後世は人材不足して遍く、八人の官に居て、遠きものは三年近きものは數月にして輙ち易り去る。此くの如くにしては功業遂に成るべからず。たとひ恪勤の臣心を盡し力を致して其職を治むるも、其績功あらはれざれば上是れを疑ひ同列のもの是れと憾み竟に人の言に因て罰せらるは是れ又考課のあやまりなり。考課を專らとする時は、奸佞の臣知をてらひて、交りをよくし、譽を求め、官に居ること少にして名聞高し。その弊皆實を失ひて毀譽に預る也。又考課の道あらざれば、承平日久しくは百官職業皆定法になりてそれに順ひ、そを手本として末々迄例になり、功を立つること自らやむ。然れば

考課の道あらずしては又任官規模あらざるべからざる也。舜の黜陟の政是れ也。こゝに年勞と云ふことあり。是れは其官に久しく居て勞をつむこと久しき時は、是れを用ゆるは官を上ることと也。但し久しく官に居れば必ず其職に邪姦あるもの也、世俗に云ふ下手切と云ふの心也。魏の世に崔亮停の格と云ふを致せり。是れは外武の官人は三年を經ても官をうつさずして、唯其位を其まゝにして祿を厚くす。此時は庸才下品のものも、年月を久しくすれば賞に預かる故に、崔亮が甥劉景安書をつくりて是を改めんとす。然れども此の時分考課の法悉く違ひ、官に上らんとする人は多く、官は少く皆奸曲に陷りける故に、奸亮一旦此格を立てたり。東魏の高澄政を執り吏部を兼ねて、崔亮停年の格を革めて賢才を求め、年限三年を以て考課せしめける本朝の令に考課令を載す。其言に曰く。凡そ內外武官初位以上――在京諸司爲京官、自餘皆爲外官、――每年當司長官考其屬官、應考者皆是錄一年功過行能、並集對讀、議其優劣、定九等第。八月三十日以前校定。京官畿內十月一日老文申送太政官。外國十一月一日附朝集使申送

考後功過並入來年云々。本朝の考課は、專ら唐の法に准據する故に、四善を立て、四十二の最條を擧げたり。又選敍令に曰く。凡應敍者――謂六位以下也。本司八月三十日以前校定。式部起十月一日盡十二月三十日。太政官起正月一日盡二月三十日皆於限內處分畢其應敍人、本司量程申送集省。凡應選者皆審狀迹、銓擬之日先盡德行。德行同取才用高者、才用同取勞效多者云々。選敍の法尤も詳か也。年中行事に八月十一日を定考と云ふ。是れ考課のこと也。二月に列見と號して、諸司の輩の上日を選成して式兵の二省より奉る。但し是れは擧士の法たるにや。五位以下の藝能あるものを選みて、上卿に器量容貌を見せしむるとや。擬階の奏と云ふてかきあつめて詳かに詮議して奏問をふることとあり。皆是れ任官の大節なるが故に、日限を定めて年中の行事とする也。必竟考課の事は上古の聖人の用ふる處にして、三年に一度其の切をはかり、九年に三度考へて、然る後に黜惡擧善るの政なれば、任官に人を得るの道、萬世皆之に依れり。然れども下に奸邪多くして、動もすれば其道の失ふことの多ければ、人君官の爲めに之を選ぶの

志深くして、督責之監怠らず。其政竟に古に反すべき也。次に辟擧と云ふことあり。是れは隱士陪臣に限らず。天子其德を聞いて召して官に任せしむるの事也。承平日久しく朝廷に蔭子蔭孫と號して任官の臣、子孫多き時は、俸祿の費をはかりて、才德世に稱美せらるゝものをも辟擧あること稀れ也。是れ故に才德人に異なれども。沈淪して或は山林に身を隱し、或は贄を荷うて世を渡り、或は抱關擊柝のまづしき祿にわざと身をやつして、終に世を救ひ民を撫る職常ならず。故に人君政に志深き時は、山野に遺賢あるべからざる也。是れ辟擧せらるゝ故也。殊に陪臣は諸侯卿大夫の家につかへて有るが故に、上又是れを召す事あらざれば下又選ぶに品なし。然れども陪臣の內。其才德譽望勇民拔群のものをば辟擧あるときは、人いよ／＼勤恪して政道下に及ぶべし。武は曰く。外人を召して官に入れ、千里を招きて士を賞せずと雖も、近臣外臣の內をよく仕立てよく撰まば天下に人豈に乏しからんや。異朝に開元天寶の比は、選士外より用ひずして別に異なることなかりきと也。案ずるに、選んで下より士をあげ用うて

山林の士を召さば、皆善世の政にして經邦の一端也。其法正しからざる時は却て佞奸出來ず。兩漢には是れを用ひて治より、魏齊は是れによりて亂る。其法惡しきにあらずして用を失へば也。世承平に屬して子孫祿を重くすれば、皆富貴に誇り飮食にふけり、居所衣服をあづくして、唯翫器を弄し遊宴を好みて父祖の艱難を忘れ、主恩の莫大なるをなみして行義德智皆亂る。人富貴なる時は必ず辛苦に堪へず。花のさかりにして風寒にしぼむに同じ。飮食過ぐる時は睡眠に屬して事を勤むるに堪へず。居所莊嚴なれば必ず客を招きて是れを賞せしむ。衣服美濫なれば氣さかのぼりて靜まらず。皆是れ人品を惡敷して勤めを失ふの用也。志至つて卓爾ならば是にそまずと雖も、中人已下は悉く是をしたひ羨でまなばんことを願ふ。中人已上は世に稀なり。是れ仕官厚祿の人道に遠き處なり。故に承平にして蔭子蔭孫多しと云へども、用ふるに足るべきにあらず。山林の隱士微官の陪臣は多き人の內なれば德行材智のあるもの殆んど之あるべきなれば、辟擧の法何れの世とても棄つべからざる也。

相將の任秦に選ぶ事案ずるに、官惟百に及ぶといへとも其要するは根本の文武の二棟梁を選むにあり。然れば治亂をふまへて陰陽の相對するにひとし。上古に四岳九官十二牧と云へるは、百官の内に其要とするを云へる也。宰相の任を選ぶ事は古今の論ずる所也と云へども今任其問而註之。凡そ古は三公三孤の官を天子の下に立てたり。記曰く。虞夏商周有師保、有疑丞、設四輔及三公——尚書大傳に曰く。前曰疑、後曰丞、左曰輔、右曰弼、四隣也、——不必備惟其人、語使能也。故天子無爵三公無官。參職天子、何官之稱、天文三臺以三公法焉とあり。周成王作周官曰く。立太師太傅太保、茲惟三公、論道經邦、燮理陰陽、少師少傅少保曰三孤貳公弘化、宣亮天地、弼予一人。是古の三公の法也。周の武王時太公太師となり。成王の時周公爲太師畢公爲太傅召公爲太保、殷の太甲の時に伊尹太保に任ず。黃帝得六相而天地治神明至、虞舜の時十六相を以て內平外成ると云へり。殷の陽王初めて置二省伊尹仲虺これに任ずと也。三公と云ふ名は相と云ふも別なるに似て、實は同儀也。こゝに秦の悼武王始て三公をやめて丞相の官を置て左右

の丞相あり、始皇呂不韋を貴びて相國とす。相國丞相並びて天子をたすく。二世に至つて中丞相を置く、合て三官也。漢の高祖即位ありて丞相を第一の位とす。蕭何を丞相に任じ其後又相國と號す。惠帝左右の丞相を置く。文帝丞相を一官とす。成帝の時、御史太夫阿武奏して大司馬大司空の二官を增して、三公准じて初め宰相と號する也。後漢に丞相御史太夫をやめて、古の三公を置くと云へども天下の事皆臺閣に歸して尙書省のはからひ也。是を中臺と號す。故に三公江具、品也を云ひて名計也。是は三公位高く威重くして、やゝもすれば天下の權を私にすること多し。こゝを以て三公には、老人病體にして事をなすことのみならず權を奪ふこと叶はざるものを撰で是に任する故なり唐には僕射を尙書省の長官とす。是を宰相と云へり。或は參議得失參知政事の類皆宰相の職也。後に平章事と云ふ。是又宰相也。宋には同平章事を以て宰相の職として常員之れ無く、神宗より侍中中書尙書を三省と號して、宰相の居所とし、三省の長官と宰相の職とす。歷代宰相の任甚重し。師傅保の職は天子に師範として天下の政事

を傳保するの職也。然れば天子宰相を撰で善任する時は、天下自ら安し。人主の職、一相を論ずるに在り。一相の職は百官に任ずるに在りと云へるは此事也。宰相の撰を備にせば、其人品德行正しく威儀嚴重に、器職寛大にしてせはしから ず。材智周ねく渡て理に通じ、辨言正しく顏色和し、古今に通達して博聞約禮に能く難に堪へ重きを荷てたゆまず怠らず、是宰相の選と謂ふべき也宰相の職と云はんは、天地に則て天子の法を立て、陰陽に順て政を正し。國土を計て制法を修し、賢才を求て官に任じ、よく萬物の生を遂げしむ。是宰相の專ら職とする所也。其人無ければ則ち闕と云ふて、天下第一の官職に居て、祿を厚くし俸を豐にしながら、此の如きの職を勤むること叶ひ難き時は、其人則ち闕を辭し人君又道を去る。故に則ち闕の官也。——但今は太政大臣に限る也。——或は又苟非稱職竊位與議とも云へり。上は天の三臺星にかたどり、下は管轄權衡に比して萬機の本とすれば、かりそめにも其選其職を怠たらば、天下の斂塞疑ひなき也細務に親まずと云ふことあり。是は瑣細なる職事に於ては宰相之を取りあつ

かはざると云ふことと也。宰相大事に任じて常に政道の大要を專とすべしとのことと也。漢の文帝一歲の錢穀の出入の數を壽玉へば、陳牛主者ありと答ふ。丙吉中の喘を問て死傷のものを問はず。是各其大體を論ずれば也。但手を拱し座を高くし。徧く四方の士に重せられ、知德共に暗じて、唯陰陽を治め天地に法とると云ひて、大細事とに惡人あるべし。司馬光が丙吉を評して不倘不法、賢人進まず、而して牛喘を慮り、以て陰陽の和を求む。亦疎ならずやと云へるはことはり也。宰相たる人細事を專らとすることを好む。其所以あり。一には我に大體を知るの事なく、細務をつとむるを宰相の職と思ふあり。二には人君明察を好みて自ら宰相の職をなす時は、大臣却て小事を勤む。三には本より有司の務を得て、是を以て知をかゝやかすあり。四には人君本を治むることを知らずして、小事を以て大臣を責むるあり五には大臣權重くして大細事皆決するあり。皆是眞の宰相の法にあらざる也。古より三公道を論ず。六卿職を分つ。大臣小卿各差別あり去、は至て三公に其人なく、悉く細小の事を掌らせん爲に丞相を置く。是に依

つて秦の政劇しく道徳に遠くして政亂る。後漢に尙書を親み近づけて、三公を置きても人君へ遠く、大細事皆尙書の奏間によらざれば事ならず。此の如くして古の法は形ばかり殘りて。師傅保の職も名のみ也。次に宰相は選叙の官也。其家につく可らず。選叙の官と云ふは、家を定めずして人を選み德を考へて是に任ずる事なり。是萬民の爲に其政道を下に及ぼさんとの掟なれども、承平日久ければ必ず家に定ること又恒恒例也。人君の明暗に因る事なれば、極めて言ひ難し。昔魏の文侯相を擇ぶの道を問ふ。李克答へて曰く。官に居りて妄りに人を親します。親しむものは必ず賢也。富で妄りに與へず與ふ所のものは必ず理に當る。達して妄りに人を用ゐず。用ひる所あれば必ず善し。困窮すれども非義のことをなさず。貧にとぼしけれども非義の財を取らず。此之をかぬるものは君子也。大臣宰相の任にあたるべしと云ふて、田文を相とす。齊の桓公の大夫管仲病せり。桓公往て誰をも相とすべきと尋ぬ。管仲、殺子君に適、親に倍きて君に適ひ、自ら宮刑して君に適ふは皆人情にあらずや。近親して事を任せ玉ふべから

ずと答ふ。桓公鮑叔牙が人となりを問ふ。管仲曰く、君子也。政をなさしむる器にあらず。其人善を好み惡を惡むこと甚だしとして、一惡を見れば一生之を忘れざるの質也と答ふ。齊魏は僅か一方の諸侯にして、其相を撰ぶこと此の如し。況んや天下の大寶を受て萬民の政事を掌るに於ておや。本朝猶ほ是れを重じて專ら三公を立て大政大臣左右の二大臣あり。大政大臣は職掌無しの官にして專ら有德の撰也。故に其人無ければ則ち闕、左大臣必ず攝政關白の關を兼て、天下の政治を悉く統、必ず一座の宮旨を蒙る故一人と稱す。――又一所とも云ふ――清和帝已前は天子攝政たり。清和よりこのかた人臣攝政す。忠仁公良房文德帝の遺詔を奉じて攝政す。是初也。良房は閑院各嗣の二男染殿の大臣と申し。又は白川殿と云ふ。卽ち清和帝の外祖也。攝政十二年ありて貞觀九四年に薨ず。是より連綿して昭宣公――基經――貞信公――忠平――清愼公――實賴――謙德公――伊尹――忠義公――兼通――廉義公――賴忠――各子孫相續して此職をつとむる也。武家天下の權を握てより後、執權執事の職を定む。官位卑と

雖も高貴官人も是が爲に屈曲して天下の政事此一職に交れる也。鎌倉の將軍家には北條かはる〲執權たり。京都の公方に至て、高の師重が子高階師直執事の職を持つ。文和三年に仁木賴章執事を補す。延文四年に細川淸氏執事爲り。其位各從四位の上下を出でず。貞治元年に斯沼右衛門督義將執事爲り。義將年少し。故に高經入道道朝政務を行ふ。――高經尾張守に任せられ斯沼を以て號と爲す。字孫兵衛に任ず故に世武衛と稱す――貞治六年細川賴元義滿之執熱爲り、其後武衛細川畠山各相代て執事たり。康曆元年に源義將又執事爲り。是より管領と號す。永正五年に多く良義與從三位に叙して左京大夫に任じ管領と爲す。天文廿一年三好修理大夫長慶細川に代り、而して管領と爲り、永祿四年に松永藤原久秀三好義長と殺して權を專とす。――長慶子――武家尤此器を重じて其選甚だ深し、異朝の宰相、本朝の執柄、武家の執權、皆天下の政務に預るの官職なるが故に世々是を重んず。然れども承平日久しき時は任官又家になること古今ともに然り。かるが故に授政關白は忠仁公より藤原代と相替攝家よ

稱號なし、管領は三家に屬して直に相代る。是等或は職を子孫まで持時は他の競望をやめて、我家に究め、或は類親廣く本へよき民族は、押して他に讓らずして次第に職を次ぎ是れ皆臣の威强くして上の德闇きが爲す所也。異朝に三公の外尙書など云へる昵近の官ありて、此人主公宰相の威を持て故には是を宰相の職とする類も、三公代々相續いて其人々たらず、其職々たらざるより事起ると見えたり。本朝嵯峨帝歲三所を置て侍中內侍に比し公卿第一の人を別當とし、――左大臣之を兼ぬ――四位の侍臣の中より選みて頭とし、五位六位の內を選みて職事と號す。叡上の事頭以下の職事奉行する也。是そ公には其家定りて其人其器にあらざれども家を以て相續するが故に、別官を置て之を司らしめ、三公は吾へものに致し置くことも古より然る也。草業の主は新に政を定むる故に、事を謀ること理に當れ共、守文久しき時は子孫自ら先祖の功により て職を嗣ぎ、或はすべて恨のなからんことを願ひ、或は斯思を厚くせん費を思て竟には家に職を究るのためし古今に多き也。次に宰相の任は古來一人に究

れり。一相より賢材を具すれば故に異說なく。あみの大づなあるが如く、糸のとうらを以て亂れざるが如し。故に專ら一相を撰む也。然れど一相苦障あれば天下の政事滯るが故に、左右を置と、是又心を一にして政を專とすれば、左右ありと雖も一相に同じ。黃帝の六祖、舜の十六相など丶云ふは、皆政事に色々ある故其品を差別して相の號ありし也。漢の二相成王の周公君公の類、是まことの二相にして、其輔佐する處に於ては同一理也。後世に及で漢に二相を置かば、互に相愼しましめ、互に闕たるを輔ふ爲也。是臣德の不足によりて也。唐の武后宰相を數多置くは、知を多圓に求めん。爲にして、皆異論に落ちて一致せずと云へり然れば宰相は員數の多少によるべからず唯よく人を撰んで是を用ひば、一人に如かざる也、政のしな〴〵を自ら司どらしめば一相にては事ゆふべからざる故に、數相に及ふ事勿論也。三公は道を論ずるの人なれば、三人に究らず、其人あらざれば一人にても可也。六卿は諸職多きが故に、六卿共に備はらずしては萬機足らず。故に其屬官に卿輔丞錄の品々を立てたる也。玆を以て宰相は一相

にて可なりとは云ふ也。本朝の攝政關白必ず一人の職也今卿凡て十八人ありと雖も、三公に職掌なくして、八省各職を詳にするに同じ。武家倘然り。執權は一人にて、其下に評定衆を立て四職を置く。——土岐、佐々木、山名、赤松——是皆瑣細のことをば職ある人の司どりて管領の執權は一人にて管轄せしむる也。此の如きの事は時代に居て用捨あることとなれば、必ず定め難けれども、上古の聖人の掟を考へて云へば、宰相は治道の大體を詳にして、六卿各職を分て是を細評すること、萬世不易の良法也。大體と云へは何事ぞ、詳に究めずして大あらめなることゝ思ふべからず。大體とは事物の間の大綱領をば考へて、其條目を六卿にしらべさせよと云ふ事也。何事も細に問はず、尋ねず、究めざるを大體と思はゞ、六卿の職必す怠りて、奸曲邪惑をなすことをも見のかし聞のがして、諸役人結色に佐怙出來るべし。是は大體を取ちがゆる故也。大體に付てよく心をつけて知るべき事也。次に宰相に功臣を任ずること漢の世に多し。德を崇くし賢を倘ぶが故に必ず武功の臣を撰ぶに限る可からざる也。然れば唯その器をよ

く知て、これに順ふにあり。是れ又人君の聴明による處也。

武將の事、上古は三公の職にして、六卿是に從て征伐す。或は天子自ら兵を率ひて武事をつとむ。黄帝より以下皆然り。周の宣王皇父に命ず。是三公を以て軍事を治むる也。秦に太尉を置て武官の總號として從丞相にひとし。漢の高祖自ら兵を率へて征伐す。故に初め太尉の官なし。後に太尉を置き歴代因循す。宋に太尉司徒司空を三公として、大尉を武官の至極とし、正一號とす。六卿の內大司馬の官、是大古の武官にして專ら武事を司る。周には百官に屬せり。漢の武帝太尉をやめて大司馬を置く。然れば武官の本は三公の其一にして、其用を六卿相司どるなれば、古來の三公六卿は皆文武の兩道を本として其官を立ちたる也。武將の選宰相に異る事なく、尤も重職也。將軍の號は古之無し。禮記の月令に孟秋の月、天子乃ち將師に命じて士を選び兵を勵むといへり。晉の獻公初め一軍を作り公上軍に得たりと雖も、未だ其號は非ず。左傳吾の魏獻文子が事をいへる。是等對軍等の初也。戰國に及で、楚の懷王秦と戰ふて、楚の大將軍屈丏が虜に

なる事あり。是大將軍の初也。周の末に前後左右の將軍あり。漢に韓信を以て大將軍と號し位上卿に次けり。其後將軍の號に品多し。唐に高祖天策上將軍の位を置きて三公の上に列す。是奏天の功を賞して也。後に此官をやむ。軍將一人に副將軍一人を置く、是唐に初まれり。元帥の官は唐の制也。副元帥あり。凡そ兩漢より以來、將軍の官ありて國政に預り、武儀を正して其權宰相の右に出づ、隋唐以來、其官名あらざれども、唐の都副元帥、宋の都督宣撫使――都督は魏の官、宣撫使は唐の官、宋に已りて其官重任たり。國本頭註に云はく。唐都督は州牧之職也。宋都督同號別職也――は、皆將相の重臣にして武官の極官也。師と云ふは凡て武將の總　也。才以て物に將として而して之に勝つに足る。之を將と謂ふ。知以て人の師として之を先とするに足る。之を師と謂ふ、と註せり。將師に任ずるものは其選平生の考にあり。但武將と號して位を三公に比し、天下の武官武儀の管領たる人は、常に其言辭容貌行容を以て、具に細詳して是に重職を與ふべし。古人將たるの才得難しと雖も、得難きにはあらずして是を知る事の難き也。其の選

唯知を專とし、勇を根とし、德賢を行跡とすべし。知物に及ぶ時は奇功を立て、謀を探くし事に臨み畏れ、謀を好で行ふ也。勇を根とすれば大敵を懼れず。大節をゆるやかにし、聲色富貴に亂れず、賢德の行ひあれば、皆事義にあたり。志皆忠を旨とす。故に危に居、難に臨んでも更に變ずる處なし。但此三條に見違ふる事、多くして、其器に似たるを是とする事あり。天下の武將として武將の大道を守り國家の惡を懲し、社稷を安んじ、萬民を全くするの任なれば、豈かりそめの事とせんや、故に易に長子師師と云、詩に虎臣と號稱す。これらは皆師ある時に當つて其司を所の人をえらむべき事を云て、平生武を正すの臣を稱するにあらざることとさへ專ら選任すべき事といへる也。天下承平日久ければ必ず武官を賤んじ、官人皆武儀のことを云ことを忘て、世を祝し君をことぶきして賊敵の事を云ふ者はいまヽヽ敷になれり。武は必ず敵の爲、賊の爲に設くるにあらず。文あれば武あり、陽あれば陰あるに同じ。故に天下大平にして弓をかぶくろにし馬を桃林の野にはなすと雖も、武の法を立てずんば惡を懲す物を戒むる事叶

ふ可からざれば、武將を選んで宰相に並べ、文武を左右として天下を守護する事、古今の良法也。次に時に至て將師を選み立るあり。是は國に兵亂ありて是を征伐せしめんが爲に、官人の內より將師とし其征伐を和する是一、又野に蟄居浪牢の士を擧て將師の任を授るある是二也。古を以て言へば、吉甫召虎仲山甫が將たるは六卿三公の內將の命を賜はる也。司馬穰苴淮陰侯韓信は微賤の卒より出て、伊尹太公は浪居の士より出でゝ將たり。後世將師の事を論ずるは、皆是戰伐の將師に任ずるを云ふものにして、實の武將と云ふにあらざる也。故に其選皆勇猛剛毅を專とし、弓馬力走を以てす。孫子吳起が類も、時に至て堅をやぶり、鋭をとりひしぐの將師にして、文武を兼備して大義を決するの武將にあらざるが故に、豪傑英雄の選にあらざる也。兵書に云ふ處の撰將、游少游が將師の論、高伯宗が將難の說も本より武將を云ふにはあらざる也。次ぎに方伯邊將あり。是は人君に替て一方の重しとなり、或は邊士遠境の押への地を賜ふて、其所に居て邊要を守り、戎夷の襲來を愼むるの將也。是又大方の撰みにては大節

の儀也。武將にさしつづける役義也。時の將師は其行迹を正さずしても、兵術の智謀武勇を以て相選む事古より然り。韓信陳平が類と云へども、本此如し。邊方の事專ら任せて、此人を以て長城の思をなすことは、其行實を不正してほ難所也治國の要は文と武とにありて。文武の惣管は相將の任の明暗にあり。歐陽修曰く。將相種無し。故に或は奴僕に出で、或は軍率に出づと云へるは、其撰の詳なるを云ふ也。次に相將の任と云ふことあり。是は治國には文武の義を一人にして兼ね治め、文道の政務怠たらず、武義のせんさく明かに、亂世には自ら行つて征伐して智勇德義共に相とゝのほれるの臣下也。古より稀有のことにいたせり。周の太公望、蜀の諸葛亮、唐の郭子儀が如き是也。異朝にも乏しき賢才なれば、末世に是を求め難しと云へども、人君臣を使ふに道あらば、必しもあるまじきことにもあらざる也。次に人君將を御するの道也。將の賢才二つを考へ、其器に順て權をまかするに法あり。使ふに道あるべきこと也。漢の高祖韓信を用ふるに、壇を築きて韓信を壇上にのぼせ、高祖下に拜し、上將軍の任を與へて疑ふ事

し。主たらん事を請ふ時は王とし、勝と云へども捷をも献せず。敗るれなども罪を與へずして悉く其材を盡さしむ。天帝の周亞父に於けるも亦是也。是等は將師の材世に傑出して、倫をはなれ類をたちて、虎を千里の野に放つが如し。若し是をつなぎ是をひかへんとせば其能あらはるべからざる也。故に權をゆだねて内より御すること之れなし。古人將能ありて内より、御せずと云ふは、此の如くならんか。將の材然らざる時は、監軍の使と云ふて奉行し、窺の官を置き參謀の設と云ふて共に事を謀るべきの謀を加へ、猶疑しき時は統制の帥と號して此等の將に上將を付て事を亂すことあり。將の器正しくば此の如き雜官いさゝかあるべからざる也。此器にかなはしめんことは、人君常に將をよく練り敎るにあるべき也。松柏の棟梁たるも、本二葉よりそだち風寒暑濕を凌ぎ、終に雲にそびへ峰にぬき出る大木となれり。一朝一夕の故を思ふべからず。人君平生臣を御するの道怠るべからざる也。本朝武將の選尤重し。天照太神天孫を豊葦原中國へ天降し奉らんとの時、姬津王神――香取神――健雷神――鹿島神

——を以て諸の不順い奉らざる者を平げ、天忍日命兵具を帶して天降り御前に立ち玉へりと也。神武帝東征の日は、物部氏祖道臣命軍帥たり。是武士を物部と云へるおこり也。今や、將軍の號は崇神帝の時に始れり。定まれる官にあらずして、時に至て征夷のことあれば則ち將軍に命せらる。聖武帝の時鎮西の府を置き、將軍石川朝臣加美、從五位に准すと續日本紀に出たれども、鎮守府の將軍と云ふを始めて任せられたるは奥州の事也。是又聖武帝の時なり。相當從五位上と也。鎮西の奉行を帥と云ふ。是元帥の心にや。何れも邊要の武官にして武將と云ひ難し。近衛の大將を置き禁裏の武備を全くし、從三位に相當して執柄の息、攝籙の家、大臣にまでも之を兼ぬ是は京畿禁裏を守護するの武官にして武將の號たらず。唐の羽林に比すと云へども、唐の羽林は玄武門に左右の屯營を置て諸衛將軍を以て領せしむる也。上官にあらず、實は八省の內兵部省天下の兵事を司どる。故に是武官の古例也。淳和帝檢非違使を置き、此を別當と號して大中納言は之を兼。多くは參議の兼官にして武官の重職也。本朝外武の官を以

て卑職として位相當す。是本意を失ふ故也。征夷將軍は本征伐のことある時に任せられけるとを、源頼朝卿大納言を辭し、大將、東國に歸りて後此職に任せられ頼朝又は少將より是を兼ね、實朝大臣に至て猶之を兼ぬ。是より公方を將軍家と稱し、武將各大臣に至て皆之を兼ぬ、故に奧州の鎭守府將軍をやめたり。元弘に至つて並びに任ずといへども、尊氏天下の權を握り玉ひし後は、いよ〳〵將軍號を尊として終に鎭守府をやみぬ。武家將軍に任じて天下の兵權を司どる。是武將と云ふに相當せり。然して武將天下の政務をはからひ玉ふて公方と號し奉り、官大臣に任じ位一品を究め玉へば、其御事は將軍家と號し、下に百司の任官あり。源頼朝、和田義盛を侍所の別當とし、是將軍家にて云はゞ武將と云ふべきにや。又は侍大將とも謂ふべき、此任尤も重し。異朝の選に異なるべからざるや。次に節度使と云ふあり。是は時に立つて將軍の任を蒙りて征伐に赴くの大將也。節を持して行くこと也。唐の景雲二年に初めて此號あり。旗節門旗旗二つ、龍虎の旗一つ、節一麾、鎗二つ、豹尾二つ、凡そ八物、旗以外繪寫之、人幅、上寫塗

金釣龍頭以掲といへり。節と云ふはしるしの事也。其の印に旗を以てするもあり。しるしを以て合するもあり。周禮に金を以て鑄て人形をなすを人節と云ふ。竹を以て節と虎を管節と云ふ。符節も竹管を用て門關に用ゆ。虎節は金を以て虎を鑄、龍節は龍を鑄、鷹節は竹を以て節と爲す道路に之を用ふと出たり。節度使は必ず征伐の任許りにあらず。諸國へ使するには皆節を賜ふて印をする也。本朝には大將出征皆な節力を授くといへり。是軍防令に出たり。令義解に曰く。凡節者以髦牛尾爲之使者所權也、今刀劍を以て之に代ゆ。故に節刀と曰ふ。名實相異なると雖も、其用ゆる所は一也といへり。是異朝の將師を任ずる時、人君鈇鉞を以て閫外の任を授くる事を表せるにや、本朝の節刀使は、朝敵征伐の時に至て將師を補任せしむるをいへり是を武將と謂ふ可らざる也。古の太宰府鎭守府は東西邊要の第伯邊守たるが故に武略の器に非ざる者は其任に當らざる也。武家權を取るの後、將軍家鎌倉に柳營をかまへ玉ふ。故に九州に探題を置て、京都に兩六波羅を置く也。尊氏卿京都に營を設け玉ふ後は、鎌倉に基氏を置て

關東の成敗を取しめ、九州に探題を下して東西を司どる。是古の太宰府鎮守府に同じ。茲によつて關東は大國をかゝへ、兵武の用多く、陸地遥かにして京都へ通事叶ひ難きが故に、さしも武將の選に當れる仁ならずしては事成り難し。九州は異國襲來の押へ也と雖も、將軍家柳營を京都に設け玉へば、五畿内中國四國ともに京都を經衛の國にして、九州の下知通ひ易きが故に、探題の選は次になれり。故に尊氏は基氏を關東に置き玉ひ、義滿今川貞世を九州の探題と致せる也。鎌倉將軍の時には兩六波羅に北條の一類を補せられたる也。是遠近邊要の考を以て、其武將將帥の選相替る事也。州牧の任、案ずるに、州牧と云ふは國郡の司たるの役也。異朝一代の制損益點多し。舜十二州に十二牧を立て天下を治む。夏は九州の牧ををく。段周共に皆州收あり。周禮に、家宰六典を邦國に施し、其牧を建て、其監を立す云々。侯伯功德ある者を加へ命じて州長を作る。之を牧と謂ふ。所謂人命牧を作る者也と注せり。然れども諸侯の位を其功德に依て州の長となり牧となる。是を州牧と云ふ也。上古の制を考ふるに、王城の内民間に組

立て制法をおく事也。五軒をくみて比と云ふ。比につかさあり。是を長と云ふ。五比廿五を軒閭と號してこのをさを胥と云ふ。四閭百軒を族と云ふ。其の頭を師と云ふ。五族五百軒を一黨と云ふ。このつかさを正と號す。五州一萬二千五百家を鄉と云ふて、このつかさを師と云ふ。老あり大夫あり。この六鄉は內郡にて畿內の地也。六遂と云ふは外郡にして王畿の外の名也。五家を鄰と爲す。鄰に長あり二十五家を里と爲す。里宰あり。一百家を酇と爲す。酇に長あり。五百家を鄙となす。鄙師あり。二千五百家を縣と爲す。縣正あり、師あり。一萬二千五百家を遂と爲す、遂に人あり、長あり、夫あり。是れ內外の制法を一々にして其名目のまぎれなきごとくせしむ。是名民のつかさにして其掌る所の衆寡內外に隨て其一名かはり、唐の柳宗元が曰く。里胥あり。而して後に縣に大夫あり、而して後諸侯あり。諸侯あつて後而して後方伯連師あり、方連ありて而して後天子ありといへればし、里胥の至て賤迄も、人のをさとなるには其責多し。況や州牧は國郡のをさにして六遂の長たるをや、こゝに秦に至て諸侯をやめて、其地を郡として守丞尉

の三官を置く。守は民を治むるの官也。丞は守を佐くるの官、尉は武官にして兵事を司どる也。此三官の上に監察郷使の官を置き郡の事を正せり。漢の景帝中元二年に郡守を改め太守と號す。專ら民の政を司どり、郡を諸侯王の國とする時は、內史を置きて太守の任を掌らしめたり、宣帝の時、太守は吏民の本也と稱して、拜任の度每に天子の勅任にて、自其成敗をたゞす。常に稱して曰く與我共治者唯良二千石乎といへり。二千石は太守の秩祿也。成帝の時刺史と號す。位九卿に次で九卿かくる時は州牧是にうつる。後漢靈帝の時天下大に亂る。故に九卿より州牧に任ず。是より甚重任たり。或尙書或僕時より出て是に任じ或郡守より入りて三公と爲る――鐘離意、黃香、胡廣、相榮、出郡守と爲す。虞延、牙五倫、和虞、鮑昱入三公と爲す――隋には雍州のをさを牧と云ふて餘州をば刺中と云ふ。唐の武徒元年に郡をやめて州を置く。太守の號をやめて刺史を云ふ。雍州に牧を置く。天寶に又州を改めて郡とし刺史を太守と云ふ。是より州郡の制太守刺史のわかち歷代に相かはるといへども、其實は一也。宋朝には朝臣に命じて

守令たらしむと見へたり。すべて州牧と云ふは太守刺史の内、賢方に從て其内のをさたらしむるの名也。州の名は虞の世に初まりて、虞の牧と云ふは刺史の職也。郡守は秦に始まりて太守の制也。然れば刺史太守ともに同職也。天の萬民を生ずる自ら治まることの叶はずして、君をたてゝ治めしむ。人君一人を以て萬郡を治るにひまあらざる故に、是を臣に分つ。三公人卿百官何れも民の爲に設けざるはあらず。天民の爲に天子を立つる事を推し考へて、州牧守令を選で尤も之を重ずるにあり。唐の太宗は、爲朕養民者、惟都督史にありと仰せて、守令の名を座右の屏風にしるさしめ、其民族の善惡を名の下に注し黜陟の政を行はせ玉へりと也。古人云ふ。郡守縣命を輕ず。是れ民を輕んずる也。唯民を養ふの職は州牧守令にして、人君の政に代て事を正し民を撫育するの官なる故に其選擇任甚だ愼しむ可きことなく。本朝成務帝始て國郡を開き國造を置き、皇極帝始て國司と號す。國司は相當五位以下也。その撰尤重し、太守と號するは親王之に任じ、常陸上野下總の三ヶ國に限る。彼國は介を以て守とする也。參議まで

は國司をかねて、納言以上は任せず。國司、上代は此職を重んずといへども中古より京官を貴で外官を賤んず。剩へ受領と號して凡下の卑職とす。是古制に叶はざる也。唐の貞觀の末に、天下久しく治て皆外官を願はずして京官を慕ふで太守の職を輕んず。武向の時臣等奏して外官を重ずべき由によりて、京官皆刺使をかね、宋の太祖太守を京に置き、弟宅を賜ふて民政を改む。朝臣皆出で外國の任を掌どり、民をみちびくに善政を以てして、其風俗を正し、賦役を薄くす。されば古は國司入つて主公にいたり、京官出で國司をつとめ、皆民を重ずる政也。後世皆遊樂を好んで在京を願ひ、賄賂を行て大臣にへつらひ、德をつとめ行をつまずして大利を得んことを欲す。是人若民を以て貴とせざる故也。國司のこと任附四年を以て一任とす。天平寶字二年に勅ありて、數遷易則民不ㇾ安、居久積習則民知ㇾ所ㇾ從、是以服二其德一而從二其化一、安二其業一而信二其命一、頃年國司交替、皆以二四年一爲ㇾ限、斯則適足ㇾ勞ㇾ民、未ㇾ可二以化一云々。自今以後宜下以二五歲一爲上ㇾ限と續日本紀に出たり。六年を以て改め正し、民の憂を問、任せて上京を待て黜陟の政あり、諸國の史生は

以四年為限といへり。古は國史一任四年にして、其間の政道を詳々孔明ありて、其作法格制にあふものには賞あり。格々たがふものは黜られたる也。是は舜三載にして考績周の六年に時巡して大に黜陟を明にすと云へる心也。漢皆以六年為考課晉杜預は六年を以て一遷と云ふ。唐の開元に六年に考課して一任とするを常式とす。是皆考課の法也。格を定む云々。考課令に曰く。凡國司毎年重郡司行能功過立四等考第、請謹公、勤當明審之類為上、居官不怠、執事無私之類為中、貪濁有狀之類為下下云々。又曰く、凡國郡以戸口增益應進考者凡國郡司撫育有方、戸口增益者、各准見戸為十分論、加一分各進考一等といへり。此の如く格を立て其善惡を正す事也。漢の武帝六條を立て州牧を察すと云へり。一條、強察豪右、田宅踰制以強凌弱、以衆暴寡、二條、二千石不奉詔書遵承典制背公向私、旁詔守利、侵漁百姓聚斂為姦、三條、二千石不䘏疑獄風厲殺人、怒則任刑、喜則任賞煩擾刻暴、剝截黎元為百姓所疾、山崩石裂、妖祥訛言、四條、二千石選署不平、苟阿所愛、蔽賢寵頑五條、二千石子弟恃怙榮勢、請託所監、六條二千石違公比、阿附豪強、通行貨賂、割

損正命。此六條を以て國司を糺明せり。二千石と云ふは國司の事也。後周の文帝又六條の制を出す。一に曰く。先治心、心不清淨則思慮妄生、見理不明、是以治民之要在於清淨而已。二に曰く。敦教化。三に曰く。盡地利。四に曰く。擢賢良。五に曰く。卹獄訟。六に曰く。均賦役。これ等國司を糺明してその法を正する品々也、故に國司に任限を究め四年に一度其政令を改め國司の下に介椽目を置き、是又其作法の善惡を糺明して其に隨て奏授判授の品を定む。具に選叙令に出たり。然れば國の司たりといへども更に私をなすことあらず。任限の間を專らつゝしめり、こゝに源頼朝卿天下の權をとりて、平家の沒所領多くして、大科のもの彼山野にかくれて改むることに便りなく、度々東使をさしつかはすことも然る可からず。大江廣元等評定一決して文治二年に守護地頭職を補せらる。國を領するを守護と號し庄園を領するを地頭と云ふ。是より國司の法やみ次第に守護驕を究め、地頭ほしいまゝに民をしひたげて、國の風俗一致せず、守護なき國では、賊身を隠すに便あり。後世皆是に因循せり。故に州牧と云ふべきは今の守護職

の諸侯大名也、其の內に方伯の心得ありて其方の司たるを第一とす、其外代官目代各戰爭也此人正しからずしては天下何ぞ安せんか、凡そ國の守護少く或は一郡二郡、或一庄一園の地頭多くして、國司の制すなれる故に道德風儀一ならず政道賤斂區々たり然ればとて今更古の國司も立ちかければ、其守護地頭代官目代に民政貢賦の制を詳に立て、定格を置き按察使を以てし。養老三年始めて諸國按察使を置く——是を考課し黜陟の政を正さば、守護地頭代官目代の非儀自らやみぬべき也。大にしては守護、小にしては地頭職、各民のをさなれば、專ら其法制を糺明せしむべきことや、政和二年宋に縣令を詔し十二ヶ條の制を定む。一に曰く。敦本業二曰く。興地利三曰く。戒游手四曰く。謹時修五曰く。戒苟簡。六曰く。厚蓄積。七曰く。備水旱。八曰く。戒宰中。九曰く。置農器。十曰く。廣栽植。十一曰く。恤苗戶。十二曰く。無妄訟と也。縣令は太守の下につくもの也といへども本より天子奏任の官也。其大槩は地頭に同じからんか。

近臣之選、案ずるに。大臣宰相は賢者也と云へども、人君常に親灸することとな

し、左右の近臣は君に咫尺して、朝夕なれむつましきことなる故に、佞奸邪曲の輩、自然に惡を以て人君をひたし入時は、人君覺へずして是になるゝ也。故に古より君の前後左右に待從の臣を以て其選を第一とする也。賈誼が保傅にも、太子之善在早諭敎與選左右と云へり。此言必ず太子に限るべからず、朝夕相なるゝ所に少人多き時は皆人君の惡を迎へて自ら善を失ふこと多し。周公成王を戒て、常伯常任以て左右と爲すといへり。是王の左右の臣也。秦に侍中の官と云へり。常に禁中に往來し、龍顏に近づきて事を取次君次の役にして漢に專ら此官を近親せり。侍郎の官、給事中の官、各天子の左右に奉公の官の也。是を選ふこと正しからざる時は、人君必ず惡に入ること勿論なり。後世官者內侍の職專ら權を司どり天下の政を亂したるためし多し。然れば出入起居の間、朝夕相親むの左右をよく選みて、愼み守らしむるに有こと也。次に近臣警衞の事あり。人君近臣を撰び宮殿警衞に中ることとなし。文武は天下の用事にして、文事を以て事を利する時は、武義を以て變を制す故に利害の謀ともに備はりて、天下の承久

是に屬す、近臣警衞は宮殿に番所を定め、儀仗をそなへて不意の備となすこと也。是故に左右衞、左右驍衞、左右武衞、左右威衞、左右軍衞、左右金吾衞、左右賢門衞左右羽林衞、殿前司侍衞の官などゝ云ふは、皆禁軍にして禁裏殿中を環衞せしむるの官也。これによりて元旦の朝賀より、諸事の威儀あるごとには天子の爲に文官古に武官相並で伺候す殿上殿下上門外に至るまで、悉く文武の官を以て左右として非常を禁戒する、是人君の法也。近臣に環衞警戒の心あらざれば近き守を失ふ也。故に儀仗と號しつゝ天子人君出入起居とは殿上に武具を持しむる、宮殿の内にて取まはすこと自由に、その器利にして又いやしからざる如くこしらゆる是也。後に及んで此本意を失ふて儀杖と云ふものは形ばかりにて唯美麗を專とす。丈も詮議ある可きこと也。本朝六衞府を置きて宮殿を警固せしむ、內舍八九十人刀を帶びて宿衞し、雜使、供奉を掌る君の駕行には左右を分衞すと云へり。宮衞令これを具にせり。

京尹留守之任、案ずるに京尹は京都の奉行を致する役也。京師は天子の王城

士農工商の相聚る所にして訴人論人皆決斷の爲に京畿にいたりて威を張る此故に奉行やゝもすれば決斷に惑ひ賄賂に陷ること古より多し。又京師の奉行人の作法、天下の掟となるが故に相將は文武の手本となり、京尹は悉く工商の掟となる。萬郡の則とする事なるを以て此選聊も怠る可からざる也。周官に內史と云ふ。漢に左右の內史を置き、武帝是を京兆尹と號す。兆は十億兆曰く。京師は人の多く住る所なるが故に、之を號す。但長安の東を京兆と爲し、北を左馮翊と曰ふ。西南を右扶風と云ふ之を三輔と號して、長安城中を治るの職也、唐には洛州の都督を置く、是れ古の京兆尹也。開元に至て又尹と號す。宋又職と云ふ凡そ尹と云ふは、帝王の所都を司どる名たる也。本朝に京職を立て、左右を分つ左右京職の式に云ふ所皆京中のことを司どる。其略に云く。所々節會祭禮佛事等時、庭中掃除、凡車駕行幸、京職前驅、凡京路皆令當家每月掃除其彈正巡檢之日官人以下祇承、凡大路建門屋三位已上及び參議之を聽く身薨卒と雖・孫居住の間、亦之を聽く。又所々に柳を樹る等事、凡そ京中路邊の病者孤子、九箇條人

之を仰ぐ其見る所遇する所隨便必令拾醫施藥院及東西悲田院となり、是は延喜式の制也。職員命に出づる所、掌京戸口、名籍、字養百姓、糺察所部、貢擧、孝義、田宅雜徭、良賤訴訟、市廛、度量、倉廩、租調、兵士、器杖、道橋、過所、闌遺雜物、僧尼名籍事、此外に彈正の尹なり。是又京中を巡察して非常のものを勘彈するの役也、人ばかりにあらず。衣服の制法美疏色品居宅、名これをたゞすの役也。尹は親王の任官にして頗る重職と爲す大弼之を司どる。但し京職は訴訟を司どり、彈正は糺彈を司どることゝに淳和の帝檢非違使を置く。後京畿彈正の職皆此使の廳に究り又東西の市の司あり。職員令曰く。財貨交易、器物眞僞、度量輕重、賣買估價、非違を禁察する事を掌る市式略曰く、市鄽毎に牓を立て號題す各其鄽に依て色隨に交開。不レ得二彼此就レ便違越一毎月估價帳を勘造す云々。何れも皆京平の職也。源頼朝卿天下の權をとるの後、右兵衞督能保を以て京都の守護とし、鎌倉に所司の職を置て梶原景時を補す。其後兩六波羅京都の檢斷を司て、京職彈正臺市司、皆名ありて實なし。尊氏卿將軍家たるの後、代々所司の職を京都に置て四職の衆是を

司どり、其内より代を出してつとめしむ是所司代と號して京中の下知をはからう、公方家に奉行職と云ふあり。是其所の工商の諸色を知て檢斷するの役也、然ればオ知あらざれば時に至て決斷滯り德義を知らざれば風俗を亂し理非の根元を知らず、故に此職其選尤も重しと云へる也。古の京兆尹は天子の京師を奉行するゆへに其選重し。今柳營關東にあれば、關東の奉行職は是の京兆の尹にして、數十萬の人訴安否を司どる。豈をぼろげならんや。次に留守の事、天子行幸の時、あとに相留て守るの義也。或は別段別宮に其人品を選て留守せしむる也。周の君陳其役に似たり。其後は異朝に例なし。後漢に至て其選あり。唐の太宗自ら遼東を征す。房玄齡を以て此職にあて玉へり。其後京兆の尹を以て留守とす。宋には親王又は大臣此職を司どる。後に南北に京師を立て、一方に此職あり、是人君に代て大事を司どる職なれば、其選尤も重し。本朝には其制具はらず天下將軍家に屬して後は、京の守護、六波羅及案營に留守たる人、各留守の職たり京の守護六波羅は、武將自ら上洛の事並に朝敵征伐の時、併て詔勅をうかが

ふの時、是に居するの地也。こゝを以て留守の職に相中ると云也。然れば留守の職は武備の大事を重じて、武義正道の守を以て選とす。又所司奉行の選に類すべからざる也。

監察の選、案ずるに、監と云ふは、周禮に邦國其監を立つといへり。察也と注して、詳に考へ察せすむるを監と云ふ、察亦然り。古は監司の官を置て、諸官職の善惡を詳に監察して、明かに奏上せしむるの官を立て、是を監察と云ふ也。上夫子人君の過ありて政人かくる處あるをば、諫議太夫是を諫め奉る。然れは天子の非を正すこと古は侍臣皆以て然り後を人君威を過して大臣其逆鱗をおそる況や小臣をや、こゝに於て秦に諫議太夫の官を置てより、歷代是に因循す。朝廷の政道並に大臣百官に至るまで、悉く是を諷諫するの職也。則監察の職と云ふ可し。こゝに秦漢の後御史臺を置て糺察の任とし、朝儀法禮諸色共に此職立合て糾明せしむ。ゆへに憲臺とも云へり。又蘭臺寺とも云。凡そ三臺と號して尚ほ書を中臺と云ふ。御史を憲臺と云ふ。謁者外臺たりといへり。御史の官の中に監

察侍御史と云ふ官あり。是内外の事を糺明して其法を正し、殿中の威儀をとゝのへ、京中の違犯を正し、百官の失あるを糾明す凡そ諸公事行事ある時には、此官人出て監察す。天下の用事に立會ざることなし。軍事ある時は行て將師諸司の事を正す。是を監軍と云ふ。尤も諸國に監を置て。民の安否訴訟の決斷公事の邪正を明にす。黃帝の四監と云へるも是也。周書に(梓材)王啓監、厥亂爲民、四無胥虐至于敬寡至于屬婦、合由以容、王其效邦君越御事厥命曷以、引養引恬、自古王若玆、監罔攸辟と、是武王の藤叔が畿內に監たるに戒むるの言也。唐天下を十道に分て巡察使を置、又按察を置て天下を分察するに六條の法を立てり。一曰く、官人の善惡を察す。二に曰く。水流散籍帳隱沒均からずを察す。三に曰く、農桑を勤めず、倉庫減耗を察す。四に曰く。妖猾盜賊、生業に事せず私と爲し蠹害を察す。五に曰く察德行孝弟、茂才異數、藏器晦跡、應時用者、六曰察黠吏豪宗、兼並縱暴貧弱寃苦、不能自申者この六ヶ條を以て諸國を監察せしなり。明に至て天下を十三道に分ち、布政司都指揮使司按察司を置、是を三使と號す。布政司は政を民に布き

合するの官也。都指揮使司は軍政を司どる。按察使は是を監察の官也。又毎年御史一人を巡回せしめ其國を巡察せしむ。是監察にあらざれば、事の糾明正しからず故也然れば監察は天下人君の耳目を以て是を授くるの官なるが故に、大小曲直見聞の間、更に之を遲滯すべからず。是を奏していかゝあるべきと思惟の心あらば、權門高家富貴貧賤について必ず私出來るべし。故に見聞を以て黜陟の政あらんは、宰相の了簡君の明知に從ふべし。さるに因て古諫官台官一所に居れば、諫め奉ることを前方に聞て、相論じて後に出座する故、諫と臺と一に成て監察不正を以て諫臺相見ざる事を容齊の洪氏が隨筆に出せり諫官の事を云ふ時、御史是を糾明するの正しからん事を欲して也。但の監察明かなりと雖も、是を黜陟する事あらざれば、奉行の私曲止べからざる也。本朝に彈正臺を置く、是異朝の御史臺に比す。尤も風霜の任ずる故に霜臺と號する也。專ら彈事を掌糾すと云へり延喜式曰々。凡そ彈正大政大臣を彈ずるを得ず大政大臣得彈二彈正一其左右大臣與二彈正一若有二非違一者各得二互彈一凡彈二親王及左右大臣一者、弼已上

在㆓臺藏㆒而遺忠一人於堂上彈㆑之、諸王諸臣之自己上及參議者、戰㆓其前座㆒彈㆑之 ——
預仰㆓所司㆒令㆑設㆑席 —— 四位已下不㆑問㆓王臣㆒皆喚㆓其身於臺彈之 —— 五位以上設㆑座
—— 其被㆑彈人者、起㆑座稱唯、彈竟之設亦起稱唯、若不㆑起者亦彈㆑之、凡臺奏㆓彈事㆒者、不
經㆓大政官㆒而直奏聞と云々、是を以て見る時は、大臣より以下悉く之を糺察して其非を相彈の職あれば、監察の儀にあたれる也。武家には其名號正さずといへども、必ず諸事に奉行の外監察のものあり、後世是を檢察と云ふ。日付横日と號す。諸國を巡行するを國巡と云ふ。其名同じからずと雖も、その職掌は同じ、諸職を糺明し監察することと詳はず時は、其職に怠出來ることと古今ともに然り、たとへば草木を植て土かひこやすと云へども、其時を以て監察することと怠る時は其生は全からず、金鐵强本をかまへて事を設るといへども、監察時を得ざれば或はさび出し、或は虫かみそこね。況んや人君皆君子ならず、事に萬般の用あり能是を制法すと思ふとも、其間にもれかくる所あるべきなれば監察すること詳にあらずんば、人其職に怠り奸曲自ら生じて、終には官人違犯の嚴科に處せ

らるべし。監察をおくことは、元來百官の非を見出して是を害せんと云ふの設あらず。早く其惡をこらし戒を設け、其善を揚て志を勵さんとの事なれば、必竟百官百職の人を愛し專ら警戒せしむるの法也。若其設直さずしして、監察が云ふ處にまかせて詳に評せず。評すといへども事外間。に及ばず、或は唯例にまかせて此職を置く時は、皆信實より出でざるゆへに、監察却て賄賂にふけり。己が好惡にまかせ威を逞くし、廻國して按察すれば、民是がために勞役し、水旱に因て巡撫のために行ては、却て水旱の害より民これに苦しむこと、暗君愚將の世に多し是此の職を設けて民をめでむの意はありといへども、其用法はらず其格物正しからざるがゆへに、事と意と相違す。古の御史は糾明をきわめて、それ／＼の奉行の手前に送り、刑を行ふには大理に送る。これ又彼があらための上に、各の所司又是を糾明して、其たがひなからんことを思へば也。故に監察の日付は奉行所司を正し、奉行所司は監察をたゞす。互に忠を第一として更に和を立てざる也。監察の官は事々にわたることなれば、其設け其選み尤もつしむ

べき事也。然らざれば名のみにして奸曲彌行はる。

師曰く。凡そ官にものゝ品ありと雖も、文官武官に出でず。文官は宰相執權を以て第一として、其下に農民を司どるの奉行あり。是れ民政のよる所也。商賈百工の奉公あり是れ市街の制を司どる。寺社多き時は、寺社の司を設けて遊民を制せしむ、是れ悉く民を養ふの官たり。此外に山林川澤海野に付いて品々の官品ありと雖も、只是れ文官の屬也。民間に訴論なくんばあるべからざるを以て評定衆を置きて訴獄を決斷す。然れども評定衆と云ひて別に設く可きにはあらず。右の奉行所司連て。農工商遊民の敎導を詳かにし、訟獄を正す。是れ評定衆也。其大節に及ぶには宰相執權、是れ聽斷るべし。次に武官の事武將を以て第一として、諸士の司品にありて宮營の警固を設け、非常を禁ず。其屬官甚だ多し。武器武物悉く諸役ありて。詳かに其制を極め、其品を分ち、其不足を改め、其手足をならしめ、其技藝を試む。以上文武の兩官の外に別に官あるべからず。其本を考へて古來三公六卿を立て百官を置く也。而して文官必ず武官に因り、武官必ず

文官に依る文武互に相因りて天下の事成る。是れ天地自然の道也。此間其用によつて其名號を付けて品を分つ也。文武の官有りても、是れを糺す監察の役あらざれば、官必ず怠る。故に君の耳目たるものを撰みて監察とし目付たらしむる也。今こゝに記す處も、此心を以て考ふる時は、其差別明白也。天下の君道、是を正す時は、諸侯列公も又これを受けて其國中を制すべき也。

詳選擧之法

師古人擧士之法を論じて曰く。上古は京師幷に諸國に仰せて、其所の國司國の風俗を正し、教を詳かにして多くの人民の內、其行跡の然るべきを選みて、諸國より是を京都へ献上し。其是非を詮議して、其勝れたるを朝廷の士に連ならしむる也。鄉里の間と云へども、必ず是を擧ぐ。故に鄉里選と云ふ也。異朝を考ふるに、夏より殷り己前には、其事經書に見えずと云へども、堯の時、舜を民間より選出し玉ふは、是れ擧士の法と云ふべし。周に至て大司徒の職を設け、王城より諸

國、郡縣に至るまで學校を立て、天子のを辟廱と號し――王制に出づ――諸泮を侯宮と云ふ。學記に、古の敎は家に塾有り、黨に庠有り、德に序有り、國に學有りと云ふは、是れ郡國より鄕黨の少しきまで、學校を立て民を敎ふるの謂ひ也。その敎ふることは德と行と藝と也。是を三物と云ふ――具は學校篇に出づ也。此三を民に敎へとゝのへ、每年在々所々に於いて、此三の內想整ふれるを考へて其所の大夫の本へしるし遣す。大夫と云ふは在々所々を司どる惣奉行の名也萬二千五百家に及べる所の司の事也。大夫此書出どもを聚め置きて三年に及ぶ時、大夫詳かに是を調べ、彌德行の實、不實、藝能の堪、不堪を詳かに究め、大司徒より敎ふる所に違はざるものあれば、則ち在々所々の小奉行どもを招き是を詮議し、よく相叶へる人あれば、其所の人民を合はせて、飮食の禮を設けて、此人を賓客の禮にもてなす。是れを賓興と云ふ也。其明日名氏を管冊に書き付け、則ち王に献ず。天子拜して是れを受け玉ひ、此書を天府に擧ぐとやなり。天府と云ふは宗廟の實器ををさむるの府也。凡そ賢能のもの世に出づることは、國家の

光りなれば、辱も天子是を賓客の設けとし、九重の導き位を以て此書付を拜して受け、剩へ天府にをさめ玉ふこと、唯國家の萬民を安からしめんとの信實より出でたる作法也。是れ周禮に謂ふ所也。鄕學よりあげらるゝものは、鄕の大夫司どりて大司徒に入れ。國學より擧げらるゝ者は、大樂正是れを掌て大司馬に擧ぐ。鄕學と云ふは國々の家數多き所にある學校也。國學と云ふは王城の學校也。此兩學校より士を選みて王城へ奉ること也。鄕學よりその秀でたるものを司徒に擧ぐるを選士と云ふ。選士の內より國學へ上る者を造士と云ふ。造はなるとよめり。學の成就するの心地。國學より大樂正にすゝめ、大樂正是れを論じて王に奏して大司馬に擧ぐる。是を進士と號する也。大司馬其材の大小高下を辨論して、其賢を王に告して、一定の論極まりて後に官を授く。その司馬に擧げらるゝの間も、司馬是れに微官を與へて政に從はしめて其賢を考へ、而る後に王の官人とす。是れ王制に謂ふ所にして、一人の選み、未だ入仕を經ざるの前に此如きの細評あり。官に入りて而る後に爵を與へ、其位の定を待て祿を與へ、是

れ又官の入りても祿を得るの間、尤も其細評あり。天子へ仕へ奉る事、大方の義にあらざるが故に、天位天祿を竊りに與へ玉はじとの掟也。此に成周の法衰へ司徒の職典樂の官名ありて實なし。古は諸侯の士を貢すること一度あるを一適と云ふ。適は其人を得る心也。是れを好德と云ふ。再びある是を再適と號して賢を賢とす。三適を有功と稱して迺ち九錫を加ゆ。士を擧げざること一度なれば爵をけづらる。再びに及べば地をけづらる。三度に及べば、爵地悉く削らる。是れ國政は人を知りて賢を擧げ、士の志あるを用ふるを以て本とす。然らざれば風俗を易へ萬民を化すること能はざる也。齊桓公内正の法に、正月元旦に親ら鄉長等に莅みて曰く。子の鄉に於いて居處學を好み、孝は父母に慈み、聰惠賢仁聞きて鄉里に發する者有り。有れば則ち以て告ぐ。有りて以て告げざれば之れ明を蔽ふと謂ふ。又問ふて曰く。子の鄉に於いて股肱の力を養奉して衆に秀づる者有り。有れば則ち以て告ぐ。有りて以て告げざれば、之れ賢を蔽ふと謂ふ。又問ふて曰く子の鄉に於いて孝を父母に慈まず、廼を鄉里に長せしめず、驕暁淫

暴上命を用ゐざる者有り。有れば則ち以て告ぐ。有りて以て之を告げざれば、之を下比と謂ふ、と云々。此三ヶ條を小奉行共までに桓公自ら一々に是れを告げ若しそむく者有之れば罪過あるべしと云へり。唯匹夫たりと云へども其善不善を殘さず、勸善懲惡の政あらんとの事也。漢の高祖は三尺の劍を以て天下を治め、時に猛將勇士多しと雖も猶ほ賢者を求め、天下に對して、德あるものあらば、郡守自ら是れを勸めて相國の府に至るべき事を告げ玉へり。文帝の時諸侯王公卿郡守までに詔して、賢良方正能く直言極諫むるものを擧ぐべきの由の事あり。是れより賢良方正の科始めて行はる。科と云ふは人を擧ぐるに科を定むると也。賢良方正直言のものをば、代々に召して事を尋ね玉へり。宋に至て賢良方正にして能く直諫す。經學優深にして師法たる可し。詳に吏理を閑にして敎化を達す。此三科を立て、諸州より撰み、吏部に送り、御策に對して、三千言を試み、反理俱優者を以て其選に中つと也。仁宗の時六科を立て玉へり。一に曰く。賢良方正能く直言極諫するの科。二に曰く。博く墳典に通じて敎化を明かにする

の科。三に曰く、才識兼ね茂り、體用を明かにするの科。四に曰く、詳かに吏理を明かにし政に從はしむべきの科。五に曰く、洞韜略を識りて籌帷幄を運ぶの科。六に曰く、軍謀宏遠材邊寄を任ずるの科。是れ也孝宗の時は十科を以て人を選めり。然れども皆對策の事ありて、其文章の優劣計を考へて、反帝の時の賢良方正を擧ぐるとは事變はれり。對策と云ふは漢の武帝の時、賢良文學の士を招きて對策あり。此時文學の士多く出づと雖も、董仲舒賢良を以て對策し、三策まで問難ありて遂に江都の相たり。政道の得失を錄してあらはし、問て文をかゝせて返答せしむるを對策と云へり。天子其問ひ玉はん事を自記して尋ね玉ふを制策と云ふ也。又は制科とも云へり。武帝對策の事を初め玉ふて後、悉く文章の優劣になれり。その故は文を書き、其返答を致し其一紙一行の間によつて、其人の善惡を知らん事は甚だ理にあらず。譬へば文章玉をつゞると云へども、實の德正しからざれば皆空言也。此弊後世大になりて、唐宋の末には博文宏才の士ならずしては對策叶はず。天子又是に問ふて天下の政道人君の道德を以てして

直言極諫の事をば求めずして、彼が對へがたからんことを撰み、難問をこしらへて是れを制策あり、古の賢良方正を求むるは直言極諫のもの也。後世は然らざるが故に、悉く本を棄てゝ末に隨ひ、擧士の法其風俗殆んどあやまりて、唯文章博覽を求むるのみ也。葉適制科の論、巽巖李氏制科題目編の序に、具に是れを論せる也。武帝董仲舒が奏するに依つて、州郡に命じ、孝廉のものを一人擧げたり。是れより孝廉の科始まれり。文帝の時には、孝弟は天下の大順也。力田は生の本と爲り、廉吏は民の表也、と有りて、孝弟力田のものを尋ね、是れに帛を賜ひ、廉吏に百石三匹の帛を賜ふ。未孝廉の科と云ふはあらず。凡そ賢良文學の士は文筆を以て材をあらはすに足れり。孝廉のものは、其の行跡に確かなる證據あらざれば用ふるに足らざる也。故に文帝、萬家の縣令に應ずる者を亡ぼす、と宣玉へり。武帝も以爲らく、闔郡一人を薦めず、と云へり。是れ賢良文學は多くして孝廉の科は少し。文學はなりやすく。實行は勤めがたき故也。然れども賢良文學のもの、其の忠言嘉謨崇論宏議は、國を助け時を救ふに足れり。孝廉の類には對策

なく、唯その實ばかりなる故に、後世名を盜み、眼をいつはり、潔白淳厚の體を作り、直言仁賢の眞似を致して、世に孝廉と稱せられん事を求む。又たま〳〵實に孝廉の者ありと云へども、是れを擧げて政を問ひ、風俗を學ばんとすれば、一向素朴のみにして、政事民間の用なし。是に於いて後漢の順帝の時、左雄奏して限年の法を立てたり。限年と云ふは、孝廉の科は年四十に至らざれば其行實計り難しと云ひて四十已上を擧げ、茂材異行の者をば、年令に拘はらずして是れを擧ぐる也。是れより後左雄が行はれて、或は三十歲已下の者は擧げざるの類あり。凡そ其實行を以て士を擧ぐる事は、賢良方正と孝廉との兩科を以て本とす武帝又四科を立つ。一に曰く。德行高妙志節淸白也。二に曰く。學通行修經博士に中る也。三に曰く。明かに法令を習ひ、以て疑ひを決するに足り。能く章覆に接し文御史に中る也。四に曰く。剛毅多略事に遭ふて惑はず。明かに決斷するに足る材は三輔縣令に任ずる也。此四ヶ條を以て三歲に一人づゝ諸州より擧ぐる也後漢光武四行を以て、人を擧げしむ。淳厚質朴謙遜節儉の四也。是等皆其實行を

以て本とせり。武帝又博士の科を置く。是れは博士の士あらば、郡國より撰み擧ぐべしとの事也。博士科後世品多くなりて、人又浮躁文華に陷れり。武帝文を好みて司馬相如を召し出され、其文章の甚だ奇なることを歎じ、是れを朝廷に置くと云へども、其德義足らず、大臣に任ずべき質にあらざるを知りて、文固の命にて終れり。然れば武帝未だ文に泥む事なし。魏に及んで三祖文を弄び、終に詩文によりて人を擧ぐ。人君大道をゆるがせにして詩文の小藝を好むこと、賢主の爲す所にあらず。上の好む所は下必ず之に隨ふ習ひなれば影の如くひゝきの如くにして、下唯詠吟を專らとす。江左齊梁彌々是れに長じて、一句の奇一字の巧を以て叶とす。是れより里閭の童子まで、先づ五言の詩句を成す。隋に至りて初めて進士の科を立てたり。是れ反辭を以て士を試みるの法也。漢の博士の科より事起りて、終に文學の弊、文辭詩賦に陷る也。唐に至りて猶ほ隋に從ふ。其大要學館より入るを生德と云ふ。州縣より入るを郷貢と云ふ。皆有司に擧げて是れを進退せしむ。以上三段也。科目に秀才明經進士優士明法字明算一史三史

あり。是れ皆隋の進士、漢の博士の類にして、彼が實踐を撰ぶに非らず。之に依りて士身を修め、心を正して名節を高くするなし。唯詩賦を翫んで言を巧みにし本に暗く末に溺る。明經と云ふは、聖人の經書を明かにする也、と云へども道德の爲に云ふ時は、皆貴道の、器にして、口に論じ、文を恣にするとも、實學なき時は、時に當りて事務を知らず。人に臨んで事を決する事、更に稱はず。擧用せらるゝ者も官に居て職に叶ふ者なし。是れ皆空文を專らとして唯讀書のみを事とす。明經とは云ひ難し。殊に京學にあらざれば、詩文韻文韻學風流にあらざるが故、諸國の學者悉く在京して專ら交遊し、農工の業多く廢り、淫亂榮耀を常とす。是れ又遠方の異材賢良は用ゐられず。つぐのいなき貧士自ら邊土に沈淪して、國家に遺材多き所以也。又人の材は各々得たる所あり。其優れたる所を以て擧用する時は、官其道に稱すべきに、一向文學詩賦を弄ばんとならば、材多くすたるべし。進士の科其失多しと雖も、唐專ら是れを貴ぶ。中にも元和の頃詩人文人世に多くして互に名を爭うて風俗次第に衰へ、其都會を擧場と云ふ。通稱して秀

才と云ふ。及第するを進士と云ふ。互に相敬して先輩と云ふ。俱に及第するを同年と云ひ。有司を座主と云ふ。京兆府考へて升すを等弟と云ふ。外府試みずして貢するものを拔解と云ふ。試將各相保を合保と云ふ。群居して詩を賦するを私試と云ふ。既に及第して名を慈恩寺塔に列するを題名と云ふ。大に曲江亭子に燕するを曲江の會と云ふ。籍而入選を春闈と云ふ。匿名牓造を無名子と云ふ。退而肄業を道憂と云ふ。是れ皆進士の辭にして悉く風流浮靡に陷る故也。宋に又進士の科を貴ぶ詩賦策論を以てす。こゝに於いて范仲淹貢擧を精しくするを請ふ古に復して學校を興し、士を取り行實に本づかん事を欲す。學士宋祁等又奏言す。今の教は學校に本づかず。士は鄕里に察せざれば、則ち名實を覈ふ能はず。有司專ら聲病を以てし、學者は誦記を專らとし、人材を盡すに足らず、と云へり。又英宗の朝司馬光上言して諸州に於いて賢才忠信の者を擧ぐ。文詞詩賦を事とせず。進士を望むものゝ處に聚まらざる如くあらん事を願へり。此時歐陽修又上言して、唯詳かに實を究め、あやまりて用ゐる事の失なく、法は明典に

順ふにある事を云へり。舊典は進士の在京、唐宋皆然れば、其盡置き玉はんとの事也。二字の論同じからず。神宗の時王安石議を立て、明經及び諸科進士を罷め詩賦を罷め、聲律を變じ、議論を爲し、墨義を變じ、大義と爲す。大義と云ふは經書の內の大義を尋ねて答へしむるの事也。蘇軾又議を上りて曰く、唐より今に至る。詩賦を以て、名臣と爲すは勝數すべからざる事を云へり。是れは德行を以て人を捕らんとすれば、人德行を以て僞はる。然れば文章より之を言ふ。策論は爲有用、詩賦は爲無益。政事より之を言ふ。詩賦策論均しく用なしと爲す。と云へども代々あり來れる事なれば唯能く詳かに評せられんこと然るべしとの事也蘇頌は士行を先じて文藝を後にす、と云へり。神宗道に王安石が議に從つて、詩賦及び諸科を止め、經義論策を專らとす。朱子嘗て詩賦を罷めて諸經子史時務の之に分たんと欲す。その私議あり。是れ各文采を專らとして天下の風俗大に變ずることを嘆き、科擧文字の弊を嫌へる也。人詩賦文辭に至ることは安く實を勸め、身を修むる事は難し。宋の煕寧四年に詞賦を罷め、專ら經義を用ふる事

十五年にして、元祐元年に詞賦を復す。紹聖元年よりまた詩賦を罷めて、建炎二年(此間三十五年)に又兼ね用ひらる。然るに何時とても詩賦の進士は多く經義の科は少し。或は十五年或は三十年を經て、詩賦を捨てゝ、經義を專らとすれども、十にして二分は詩賦の科あり。是れ皆人の俗浮華文章に陷り易き也。宋の紹興三年に又博學宏辭の科を立て、凡そ十二題を以て試む。制誥詔表露布檄箴銘記賛頌序、是れを題して文を作らしむ。是れ又詞賦の科と云つべし。凡て進士の科は是れ漢の博士射策より其末是くの如くなれり。射束と云ふは、難問をかいて案上に置くを、何れにても取りて答ふること也。周に進士と云へると、後世の進士と云ふは其職各々別也後の進士を世に及第と號す。漢に茂才異倫の科あり。是れは董仲舒が奏せるより其沙汰ありて、宣帝初めて是を擧ぐ。後世此科も進士に屬せる也。唐に道擧と云ふあり。是れは開元に老子を貴びて是選あり。童子の科と云ふは、漢魏の間に始まれり。幼童の神異あるを用ゆ。六伎科ありて、小藝戯游の事を以て民間より四士を擧げらるゝ事あり。後漢の范曄、六伎傳の論

を作れり。魏の文帝の時、陳群奏して九品の選法を立て、州郡縣ともに大小の中正の官を置き、天下の人才を詳かにせんとす。十萬戸より一人を出す。秀異のものは戸口に拘はらずと也。此時處々の有司皆利を構へ、下品に高門なく上品に寒士なし、と云ふの沙汰あり。隋の開皇にこれをやむ。案ずるに異朝擧士の法歴代に損益多しと云へども、必竟唯賢良孝廉博士の三品也。賢良は知辨足て政道を辨へ、得失を論じ、世務を專らとするの科也。孝廉は着實にして父母兄弟にいつくしみありて利害に心を染めざる也。博士はよく古今の義に通じ、聖經賢傳を涉獵し詩賦策論を巧みにする是れ也。此三科は諸州の邊方に蟄居すと云へども必ず擧つて用ふる事、是れ國家の大寶なれば也。隋の文帝工商を入仕せずと雖も、三科に於いて、其まぎれなくば三民の內をも用ゆべし。但し博士は工商に有難からんか。孝廉は農工商の內にも深切なるあるべし。古人孝廉の科を用ひて、彼に時務を問ひ、官を授くる時は、一も稱はずと云へり。唐の太宗、孝廉の科を以て人を擧げ、是に座を賜うて孝經を問ふに答ふる事能はずと云ふ事あり

是れ皆其用其實を得ず。その故は孝弟は人倫の大綱なるが故に、下民是れを行ふて人君專ら賞あれば、風俗大に厚く、人の心すなほなるの本也。何ぞ書文を彼に問ふべきや。後漢の章帝の時、韋彪議を上りて曰く。夫れ國は賢を簡にするを以て務めと爲す。賢は孝行を以て首と爲す。孔子曰く。親に事ふるを孝と云ふ故に忠は君に移る可し。夫人才行は能く相兼ねる少し。孟公綽は趙魏老に優り、而して以て滕薛大夫と爲す可からず。云云。然れば孝悌を賞するは道德を一にするの法也。國政を尋ね、時務を問ふは賢良の科也。孝經を問ふは博士の科也。問ふこと道を違ひ與ふる官その人にあらざるは、人君のあやまり也。然るに唐宋共に進士博士を以て學士をなすことは、着實の者にはつくりて僞る人多し。尋ね問ふべき事なし。故に皆反辭の沙汰になれる也。是れ成周の司徒の法行はれず學材の道與らざる故に、民を撫育して德行藝を敎ふるの奉行代官なく、唯心のまゝに世を渡らしむるより起れる也。中にも唐に至て學士の科目さまぐ\になりて行跡甚だ相違すと雖も科目の內に入ればこれを擧げ、科目の內に入ら

ざる才德ありと云へども用ゐられず。これ奸佞邪曲の士、進む事を得る所以にあらずや。唐の末に風俗悉く衰へて、王公大臣皆己が威を逞しくして、擧士の法行はれず賢材文學の士草野の間に沈淪す。茲に於いて天下の士、皆文を投じて詩を送りて擧げられん事を求めたり。是れを知己を求む、と云ふ。如此くして又二度するを温券と云ふ。猶ほ問はざれば、自ら馬前に謁を求むと也。是時より士の風俗すたり、賢良方正も亦自ら進む。是れを覓擧と云ふ也。覓は自求の稱にして、人の我を知るにあらざる也。是れ人皆利に走る事多くして、自身を修むる事を得ざる時は、如此きの失ありて遂に風俗の弊となる。故に唯州郡ともに實を以て本とし、民に敎導の法ある如くならば、國俗は自然に正しかるべし。國俗正しき時は士民皆内を顧みて、自ら高ぶる如き事之有るべからざる也。

考試之事。考試と云ふは下より選擧する處を上にて考へ試むるの法也。周の盛なる時は鄕學國學より選ぶ所。段々に詮義究まりて天子自ら是を考試す。然れども下の官人考試する處に違ひあらざる故、天子は是が名代を受けて官職

を授け玉ふまで也。然れば天子の自試にあらざる也。聖主明君聰明の知あるが故に、官職を授くる所の士正しからざる時は、其士を選みて擧げし奉行人に罰あり。これを試みて天子へ奉れる官人各罰せらる。此故に名をかり形を僞りて菲才薄行の者擧げらるゝに由なし賄賂を行ひ、巧言令色して追從諂諛の佞奸官人を親しむこと能はず。是れ黜陟の政明かなるが故也。然ればとて州郡より士を擧げざれば、所の奉行、撫育敎導正しからず、詳かならざる故なりとあつて又蔽賢の罰行はる。此故に謬擧の罰ありて邪佞の奸曲を正し、蔽賢の罰を以て人材の遺佚を正し。各勸善懲惡の政ありし故に。擧げらるゝ士も少く。奔競して僞を行はんとする士もあらず。科目の定法の外に、德義高達のものをば、必ず書付を以て奏聞して、辟書交々至るが如くなれば、風俗自ら正しくして、士皆名節を勸め、身を修して德を積むべし。然らば考試する處に蔽あるべからざる也。後世これを大臣に任せ吏部に委ねて、其選擧を正し明むる事のあらざるが故に悉く權門のひいきを賴み、賄賂の貨を盡し、巧言令色を專らとして遂には文辭

詩賦の科に陥ること。是れ人君考試の法の缺くる所より出づる也。後漢(順帝)に至りて之を公府に試みて之を端門に覆ふと云へり。公府は三公の府也。端門は大微垣の左右執法の所也。後の御史台也。是れは先三公の所にて試みて、その上を御史台にて重ねて詳かにするを覆と云ふ義也。唐の開文已前は、考試皆考試員外郎(隋置之)吏却の屬の司どる所也。開文より此方悉く吏部是れを司どる。凡て吏部の職は、後漢より此方人の選を司どる故に、靈帝是れを選却と號せり。唐には三詮と云ひて、吏部尚書一分を司どり、侍郎二分を司どる也。考試して後に中書門下に送りて又詳覆せりと也。茲に唐の武后の時殿前試人と云ふ事始まれり。是は吏却の考試する所、詳かならずして、其擧ぐる所皆違ふが故に、天授元年に貢士を洛陽城へ召して、殿前にて是を試み玉ふ事也。是れより代々殿試と號して、天子自ら試み玉へり。漢の時分、天子自ら試み玉ふは天子の政道の是非に付きて異見直諫を得玉ひ、其言行を正し玉はんとの心也。後世は唯儀式計りになりて實あらざる故、南宮に試みて後是を殿前に試むる事は、主に詳かなる

に似たりと雖も、殿試已前の試みをば、人皆是れを輕んじて、只殿試に預からんことを願へり。宋朝にも猶ほ然り。故に富文忠公、省試に三長有り、殿試に三短あり、と云へり。省試とは、吏部尚書省にて試むること也。三長とは、文衡を主る者四五人。皆一時詞學の臣。而し又館閣才臣數人を選み、以て考較を助け、復監守巡察有り。糊名謄錄、上下相警しめて毫釐の私を容れざる、一長也。引試凡そ三日。詩賦は以て詞藝を見るべし。論策は以て才識を觀る可し。四方の士は以て其蘊む所を盡すを得る、二長也。貢院凡そ兩月餘。研究差次以て巧を究め力を悉くすべし三長也。殿試は考官濫取して擇ばず。一短也。一日詩賦論三篇を試み、人の才を盡す能はず。二短也。考校十日に過ぎず、研究差次に暇あらず、三短也、と云へり。宋には選部を四に分ち。文選をば審官東院と流內銓と。武官をば審官西院と三班院と。合はせて四所にて試むる也。殿試の法大方三千人に及ぶ。是れを群見と云ふ也。遠方邊鄙のものども、朝廷を遂に拜し奉らず。有司奉行人と云ふことをも知らず。儀式をも見ざることなれば、互に前へ出でんことを爭ふが故に、殿前に悉

く爭ひ起り喧嘩して、唯前列へ兩行計り拜禮して、後列の者は天子をも拜し奉らず。是れに依つて沈存中が筆談に、班列齊整すべからざる者は唯三色有り。擧人蕃人駱駝を謂ふと也。宋には禮部貢人を司どり、是れに鴻臚舘ありて蕃人をも司どる也。諸州の貢人皆禮部に集る也。此貢部にて進士を試むる時、案を階前に置きて香を燒き、有司湯水を備へ、茶具を置くと云へども、貢士群參して禮を濫り、法を破りて飮むべき水もなく、悉く濁して硯水を取飮みにいたると云へり。唐宋詩賦文學に依つて信の求めなきが故に、貢擧の進士多くして、其試法亦大に亂る。是れ筆談に載する所也。凡そ人を得ることは聖人の難しとする所也。言を聞いて用ふれば、行に違ふ所あり。行を專らとすれば才を遺すことあり。功勞の久しきを以て考へんとすれば、巧僞のもの與りて方正の人進み難く、聞達を求めんとする時は風流の士時を得て沈退の士は及ばず。然れば人君考試の法を專らにすると云へども、其本とする所に違はで、皆虛名空文を以て用捨するのみならん歟、更に治世安民の佐と成し難し。茲に案ずるに人を知るの明は

尊ぶべからず。必ず天資に出づ。蕭何の韓信を識る、豈法の傳ふべき者有らんや諸葛孔明の賢を以てして人を知るに短あり。故に之を馬稷に失ふ(東坡擬進士に出づ)と云へり。是れ人を知るの明を天資也と云へる論也。と云ふと云へども片言一句、書契籌暦言辭俯仰の間を考試して其人の一生を知らんと云ふ事は天資にもあるべからざる也。唐堯虞舜と云へども試問に及び孔子の聖人を以て視觀察を論じ玉へり。然れば鄕擧里選の者は、其在所の親戚友人に詳かに考へ、國學の者は出入交接の間を考へ、其忠とする所をはかり、三年績を考へ、九年に大成の業をはかり、或は德行を以てし、或は才能を以てし、其長ずる所に從ひて、其本末を試者する時は、彼の孝を似せて勇者股を割き、怯者墓を廬し、廉を僞りて弊車に乘り、布衣を着惡食を食ふて名を沽し、貌を飾るもの其虛自ら表はるゝが故に、人焉瘦哉。但し委任責成、と云ふ事あり。是は人を試みるの奉行人を第一能く選ぶべきと云ふ事也。奉行の始終を考へて是れに其役を任せ、其勤め相叶ふや、否やを以て賞罰を正し、任に堪へざる輩をば、必ず是れを退く。是れ古

の聖主專ら用ふるの道也。されば入仕の門太だ多し。世冑之家太だ優れり。祿利の貪太だ厚し。督責の命大に薄き時は、人の選皆違ふべし。漢の武帝董仲舒を制策ありしも、已に三策に及びて天子自ら試む。

晉武帝摯虞を用ゆるも如此し。唯人を以て試みしめんとならば其人を能く任じ玉ひ、自ら試みんとならば詳かに正して、言實の兩般を廣く尋ね、具に糺明すべし。實に過ぐるは其弊いやしと云へども、本すなほ也。其後順帝專ら士の風儀正しきを賞し、元勳玉帛を以て南陽の樊英を聘す。天子寢殿を下して壇を設け、席を敷き、尙書引奉して天下の政事を問ひ玉ふ。此時天下の士皆文學を棄てて德を勤め、風を高くして人君の招くを待ち、是に依つて天下に篤實の士多かりきと也。隋唐は言辭に過ぎて、州郡の士進唐を莅む。是れ言實の損益明か也。必竟人を知るの用少く、人を求むるの實薄きより事起りて唯古人知者の致せる跡をのみ、慕ふて其作略詳かならざる也。古の明醫は音を聞き、色を見、外を詳かにし、内を明かにす。故に華佗が胸を裂き、腦を洗ふの術あり。若し是れを明かに

せずして華佗の方を學ぶは、刀を取りて人を殺すに成るべく、人を知るの道を明かにせずして人を用ひ官職を與へんは豈華佗が方を學ぶ夫のみならんや。多くは天下の害あるも此處より涌出する也。

武學の事。案ずるに武勇知謀拔群の者ある時は、是れを擧げて官に任ずること也。異朝には漢に六郡良家の子を選みて、其材力を考へ官を與ふ。此時名將多く出でたり。李廣趙充國が類と云へども、皆武學より出でたり。成帝勇猛にして兵法を知る者を擧ぐ。哀帝兵法大慮は武勇にして節有る者を擧ぐ。と云ふは此心也。唐の武后の時に至りて、始めて武學の號起れり。唐の武學、武選は兵部司也郭子儀が類是れより出でたる也。宋にも有之、各其法擧士に同じ。凡そ吏部は反官の選を司どり、兵部は武官の選を司どる也。品變るに似て人品の考は別ならざること也。本朝の士は擧士の法行はる。異朝の例に依つて式部省是れを司りて考課選叙を行ひ、貢人を策試し。學校を司どる也。令の戸令に。凡そ國守は敦く五教に喩ゆ――五教は五道の教へ――農功を勤務し部內好學篤道孝悌忠信

清白異行、鄉閭に發聞する者有り、擧げて之を進む、と云へり。是れ州郡に於いて國司詳かに敎へて、其學文行跡ありて證據正しきをば必ず子へ擧げ奉るべしとの事也。尤も孝廉の民其聞え由々しきには、或は閭に表し、或は米帛を賜はること紀錄に多し。是れ異朝の賢良方正孝廉の科に類せり。國郡より擧貢のものの内。進士の科ありて試策の法、尤とも行はる。單に大學寮を立て、秀才明經、明法算道の四等を立て、人を擧ぐるの法具に學令並に選敍考課令に見えたり。然れども進士の科は皆詩賦文章に陷る故に、其敝後世まで相殘りて、詠歌郢曲管絃等に家名を立て詩作文章を專らとす。是れ異朝唐の頃の進士の科に相類して賢良を尋ね、孝廉を表することは止みぬ。本朝の風俗さながら隋唐宋の格也。不比等の令に出せる處、殆んど是れを以て記すに似たり。又武擧の事は兵部省之を司どりて、武官の除授選考を司どる也。本朝必ず異朝の例を追ふべきにあらずと云へども、人君。其の信を以て推す時は、擧士の道、更に聖人の法に違はず。世上の風俗に弊あること。又異朝に類す。人を知りてこれを用ひ、賢良を得て政を

助けしむるは、人君の本、是に過ぐべからざる事なれば、能く其本意を探りて、奸妄の僞に陷ることあらざる如くすること、明君の急務と云ふべき也。

推擧之任。案ずるに、是は類を推して擧げしむる事也。君子小人共に各々類あり。類を以て集まるは天地の常經なるが故に、諸の官人に命じて類を推して賢者を擧げしむる事也。全玉の瓦礫に隱れ、大木の幽谷に生ずる、下より是れを見知り、見立てざれば、終に沙礫にまじはり幽谷に終る。是れ本人の推擧によること也。賢人知者の世に隱れ、人に雜りて有之とも、人是を推擧せざれば、自ら知を衒ひ自ら媒して名を賣る事を求むることあらず。故に諸官人の中に知りて然るべき篤行材知の者あらば、是を奏聞して推擧せしむる事、賢を求むるの道にして、或は好惡に依つて其善を隱し、わが才に誇りて、人の賢を蔽ふこと、是は賢者を擧ぐるの道を失ふに由りて、其罪科輕からざる也。忠臣賢を擧げ、仇讐を避けざる、其廢也、親近を附けず、と云へり。わが好惡愛憎に由つて人を擧げず。親疎新古貧富に隨つて賢不肖を明かにせざるは、皆小人の業也。朝廷に小人あれば

小人又類を以て集まる。小人の類を立てなば、天下國家共に晤し。古より國に報い、賢を薦め、大を爲すと云へり。大臣より小臣に至るまで、主君の恩の深きことを擧げて云ふべからず。何事を勤め、何の奉公をして此國恩を報せんとならば、賢材を知りて是を薦め用ゐるに如かず、と云ふ事也。國家草業の主君の時は、下に功を立て、知を專らとして、其材德しるしある者多しと云へども、世久しく承平に屬し、子孫相續して、官祿にすゝみ、或は二三の子或は遠親緣類、皆權門に依つて任官奉公の身となる故に、朝廷皆人の多きにあぐみ、祿の費ゆるを厭うて、選擧の儀些かなし。下臣又賢材を知ると雖も先づ我が一類の内を奉公せしめんことを計りて推擧する事なし。是れ上下共に賢を求むるの心薄く、世常に承平ならんとのみ思ふが故也。たまたま推擧すと雖も我意に任かせて、其選更に公の爲ならざる也。上に一二の賢臣ありと雖も、下に衆官の賢あらざれば、其情通せず。施行成り難きもの也。然れば君子小人ともに其事の效しを大に致さんとならば、類を廣くせざれば、事行ひ難きもの也。故に周官に云ふ。賢を推し、能を讓

れば庶官乃ち和す。と云へり。晉の祁奚年老いて政を返へし、官を退く時、晉侯孰か汝が後をつがせて宜しかるべきや、と問ひければ、祁奚答へて申さく。解狐可也解狐は祁奚が昔の仇なりしかば、晉侯不審ありて重ねて問ひければ、答へて曰く。君可を問ひ仇を問ふに非らず、と云へり。又國の尉たるべきものを尋ねければ、祁奚我子祁子を以て答ふ。晉侯我が子をあぐるは至て依怙に似たりければ重ねて問ひ玉ふに。君可を問ひ、子を問ふに非らず、と答へける。時の人以て美談とし、人を擧ぐる事私なしと沙汰せりとにや。昔の人は唯國家の爲たらん事を計りて、我が爲に親疎の用あらず。如此くに人臣思ひ入るゝこと深くば、下に賢才のすたることあるべからざる也。凡て推と云ふは事を人に讓りて我をたかぶらざるの辭也。我に利を専らとして進む事を好むの心ある時は、人の我に賢らんことを惡むが故に、賢才を擧ぐることあらざる也。國を治むるは禮讓を以て本とす。禮讓正しからざる時は、人皆利に進み勢につくことを専らとす。利と勢を専らとせば不レ奪不レ厭と孟子の梁惠王を諫めし所也。人臣として上をな

いがしろにし、或は國を奪ひ。或は君を弑す。其萠す所の基は利に走り勢を見る處より起る。一朝一夕の所以にあらずして。終に此惡道に及ぶことまのあたりなれば、人君是を察して其職を早くくじくべし。然る時は推擧のことは禮讓より出づると知るべきこと也。本朝にも推任と云ふことあり。是は武家より然るべき人を推擧ありて奏聞を經、官位を與へ玉ふこと也。これ近年の沙汰也。然れども推任と云ふ時は、推擧して用ひらるゝの心なるべし。其本意を云ふは、賢を推し、能を讓るにもなるべき也。

重濫任之戒

師曰く。人に君子小人の異なるあり。其成す所亦君子小人の業あり。人君の人を用ゐること。其人品を知りてそれに隨つて其事を授くる時は、任各道に叶ふが故に、天下の人皆其事を安んず。德薄くして位高く。知小にして謀にあづかり力小にして任重きは必ず天下國家を損ふの基也。こゝを以て考ふる時は、任官

の道大方に心得ては、人其人にあるべからざる也。大臣武將州牧近臣京兆留守監察等のことは云ふにやは及ぶ。凡そ官と云ひ、職と云はゞ、微官たりと雖も、其任を叨りにする不可有之也。一官叨りなる時は衆官必ずみだりになり、一人惡人あれば、衆人是れに從ふ。人善に入ることは難く、惡に陷ることは易ければ也況んや、宰相武將州牧の類は、天に代りて人を治め。一官を以て百官に長たり。上は百官にをさとし、下は萬民を撫育するの官職なるが故に、古人皆之を重んず。是れ天下國家の爲を思ふが故也。然るを人君私の憎愛に從つて、其職をみだりにせん事。天の責、更に遁るべからざる也。周易に、鼎は足を折りて公餗を覆み、其形渥凶しと云へるは、人君力を量り、德を考へずして、是に官職の重きを與へ玉へば、鼎に不相應のものを入れて煎る故に、鼎の足折れて內のあつものを濡ほすに同じと云へることと也。用ひる所其人に非らざることを論せる也。

草業の明君は、直に其任官の堪、不堪を知るにたよりあり。守文の主將は、任官の善惡を付けざれば見難し。其故は草業の時は、世に猛將勇士多く。民又德の厚

に歸せんことを思ふが故に、文武の任官其邪正忽ちに表はる。邪を棄てゝ正に任せざれば國家の民歸服せざるを以て、自然に邪正を糺明して官職理に叶ふ也。守文久しき時は、上の威重く勢ひつよくして、下皆屈服す。上を恨み、世をさみする者も、父祖代々の恩を思ふて大義を企てず。況んや州牧郡司賦斂を厚くし課役を重くすと雖も、上下の威遙かに違ひ、愁訴を捧ぐるとも民に守を思ひかへ玉ふことあらじなど云ふことになりて、官に任じ、職を持つものも、其效見え難し。此故に守文の世久しき時は、任官叨りに成り易しと云ふ也。漢の文帝夢を信じて鄧通を用ひて官上大夫に至り、衞瑄戲車を以て仕て丞相に任ず。武帝專ら弓術を好んで奕大を五利將軍に任じ、文成少翁を用ゐて其效なきに至りて捕へて戮殺す。方法技藝によりて大官を得たる輩、前後漢共に多し。唐の高祈は舞人に官を與へ後唐の莊宗は伶人に刺史の職を授く。宋の徽宗は書學の科を立る。是等を方伎の科と號して必ず暗君の世に行はるゝ事也。文武武帝高祖は何れも世のためしになる賢材明斷の君也、と雖も皆好惡する處に依つて、任官

の實を失へる也。殷の高宗も夢に傳說を得、周の文王も占によりて太公を得したためしあれば、「如夢幻泡影」たとへの如くなるあだしごと也。と云へども、聖人用ゐて利世安民す、然れども聖人精誠の感ずる處にして、私の爲にあらざる所より起れると、唯夢に見たるに相似たり。我が好む所也、と云ひて大官を授け玉はんは、人君の實にあらざる也。次に貲を以て官を授くるあり。是は漢の文帝の時晁錯が申行て粟を入れて官を得、景帝の時貲を以て官を授く、然れども唯時の饑饉民の艱苦を救はん爲にして、當座の政と聞えけれども、君子是れをそしれり。武帝又財を入れて官を授く。見を貲郎と號す。卜式黃覇が類も皆金を献じて官を得たり。後漢の靈帝は商官の法を立つ。皆是れ暗君のなす所にして、賢主の笑ふ所也。

次に任子の事。是れは官人の子弟に官を與ゆる事也。漢に官人の子、三年父の任に非議あらざれば、子一人を官に擧ぐ。是れに依りて任官のものに尩弱の輩多くして、官其人に當らざりし故、董仲舒が策に是を非也、とす。宜しく選を明か

にし、賢を求めて任子の命を除くべし。外家及び故人は厚く財を以てすべし。位に居るは宜しからず」と云ふは是れ也。

又蔭補と號して官人の親族皆入り仕へて官を得ることある也。是れを門蔭とも云ふ也。宋の司馬光は是れを改めんことを乞へり。各官爵を以て人に私して天下のためにこれをせざるならずや。官爵は本天下萬民の爲に設けたるものにして、是れを以て單に愛憎せんが爲にはあらざる也。然れば大臣功臣の子弟外戚、親故の人有りて、而して之を特に撫育せんとするあらば、彼等には宜しく財を與ふるも可也。金帛を賜ひて家を豊かにするも可ならずや。是等を以て彼等に對しては最もよしとす。

官位を授けんことは甚だその謂はれなきにあらずや。賢材有功の者を待するには官位を以てす。故なくして官位を與ふるは政を紊るの大本とするならずや。

士談　三

安命

師曰く、論語に、命を知らずんば以て君たるなき也。程子注解して曰く、命を知らざる者は則ち害を見ては必ず避け、利を見ては必ず趨る。何を以て君子たるか。朱子曰く、五十にして天命を知ると同じからず。天命を知りて理の自ら來る所を知るを謂ふ。此命を知らず。是れ死生壽夭貧富貴賤の命を設く。今人口を開いて、亦一飲一啄自ら分定有るを解す。少々利に遇ふに及び、便ち趨避計較の心生ず。古人刀鋸前に在り。鼎鑊後に在り、之を視る無者の如く、只道理を見るに緣りて却て那刀鋸鼎鑊を見ず。

師曰く。人命を知らざる時は、心こゝに安んずることなきを以て、安んじ樂しむこともなく、思ひ定めて果敢決斷することも無之。人間の第一重きものは命

也。此命を大事に思ふことは、貴賤上下長幼に至るまで同一理にして鳥獸魚鼈ともに此念あり。然るに命の重きことを思ふて、家に居ては地震の俄にゆり來りて、桁うつばりの落ちかゝり、柱壁の倒れて、唯今にも死なんことの知れず、と思ひ、外へ出ては大地の俄にわれて、我が身の忽ちにその內へ入るべからざるも知れず。矢石の何方より來りて、身を失はんも計り難し。狂人虎狼のはしり來て咬はんも、病難を得て卒かに死なんも知れずとのみ思はゞ一日片時も安き心もなく、常に苦しむべし。然ればとて、何事も命なりと棄てはてゝ、事物の理を極めず、危き侵し、難に陷りて聊か心にかゝらずと云ふも、又右のうらにて、共に過不及の病を出でず。如何たるをば命を知るの業とならば、家は桁、梁を念を入れ、柱壁を丈夫にして、卒爾に倒ることとなきが如くならしめ、外へ出るには、出るに警し、入るに蹕し、上下主從の禮を具へ、非常を禁じ、常は大賓を見るが如くにして、備へ設くることを正しくして、身の養生を詳かにし、飮食情慾を節して、而して命に任かする。是を命を知ると云ふ也。然らば戰場に臨んで、劒戟を自らよ

こたへ、矢玉の中に飛び入り、駿馬の逸物にまたがりて、猶ほ一鞭を與ゆるは、是れ命を知るに非らず、危をなすの故ならんや、と云へば、是に於いて義の已むを得ざる所あり。則ち是を命と云ふべし。その故は我が武士の家に生れ、大丈夫の氏族を嗣いで、農工、商の三民に非らず。天我をして士たらしむ。是れ天の命に非ずや。而して戰場は危地にして、遁るれば遁るゝつべけれども、遁るゝ時は彼に害せられずとも心に恥づる所あり。是れ已むを得ざるの處也況んや上として は下を害せられて默止すべき道なし。下としては上を失はれ、親を殺されて遁れ去るべきの道なし。是れ則ち天命のある處にして、其所については是を義と名づく。已事を得ずして出なんとならば、甲冑を以て身を圍ひ、駿馬を以て進退を利し、劒戟弓弩を用ひて遠近の敵を制す。是れ事物を究理するの所以也。而して守るに城郭あり、戰ふに陣あり、營あり。各其宜しきに隨ひ用ひて、それに應ずる是れ命を知る也。守に城郭の固めなく、戰ふに陣營の詳なるあらず。身に甲冑矛戟の備へなく、金鼓旌旗の用なく、駿馬輜重の設けなくして、唯天の命也、と云は

んは、是れ命を知ると云ふべからず。學者此所に於いて天の命を勘辨して、よく其の事物を究めんには、天命初めて全かる可き也。さるによつて、命と云ふ所を詳に知らざれば、或は恐懼臆病にして不義を成し、或は暴虎馮河して死すとも悔いなきに至る。倶に大丈夫の安命と云ふには有らざる也。

師曰く、富貴貧賤には必ず命あつて、更に人作の及ぶ所に非らざる也。而れども命を安んずること能はず。して、利を見ては是に趨き、害を見ては是を避く。是れ又古の通情也。大富は命有り、小富は用有りと云ふ事のあり今此處に利を好むものゝ有りて、僭上輕薄の行ひをなし鄙吝惜嗇のさもしき事を致し、讒諂百諛のへつらいをなせば、時に取てしばらく耀く如くなるもの也。是れ小富は用ふる有る也。然れども父祖を照らし、子孫を豐かにするの大祿大財を得んことは、その分に叶ふべき事に非ず。是れ大富は命有る也。たとへて云へば、執權執柄の氣に入らば、官祿も思ひのまゝに得べし。國君大王の志に叶はゞ、國郡爵祿望みの如くなるべきなれば、何とぞして氣に入り、志に叶ふごとくにせんと、我も

人も思ふに、天の命あるものはさし出づれば、宜しく、控ゆれば利を得て、皆彼が氣志に叶ふ。天の命薄きものは出づればにくまれ、入れば廢りて、共に彼が氣志に合はず。手立を運らせば才覺過たりと云はれ、引込めば隱者也、と叱らるゝ、是は不幸なる命ある故也。自然と幸ある輩は、なすほどの事に幸あるもの也。士の上は云ふに及ばず。農工商皆以て然り。天道は不幸に貧しきものをこそ助け守り玉はんと思へば、風雨の物を損ふを見るに、破れて傾きたる貧者の家は吹き倒ほされ、地形底くまどしき、家には水は集り、大厦高墻の構へには風雨のあたること寡し。寒暑の人を苦しましむるも皆然り。天命更に心なし。我れ今日の分を守り業を勤め、義を正してあるべきに任ずる。是れ分を知りて、天をも恨みず人をも咎めずと云ふの心也。油火は何ほどこしらへても、蠟にともせる火の如くに非ず。天性自然の理なれば也。

師曰く。萬の事に時と云ふものあり。是を時節と云ふ。正月元日より一日一日をつみて一年三百六十日に至る。而して一周天たり。一日は朝より暮、宵より曉

と、一刻一時をつみて一日のめぐりとなる。木の實はめぐみこれより大に至り青より紅赤となる。無理に大にすべき味をつくべきと云ふ事は人作の業にて用に立たず。然も成ることにあらず。その木の實、草の實も年に依つて多少あり美惡あり。是れ又彼が定まる處なし。何とあしき年も、その內に少し能と云ふはありと云へども、大に違ふことは時節によること也。然れば成熟皆時あり、急くべからず。又緩にすべからず。一息切斷の間も、こゝに間斷ありては、又時節違ふもの也。天道日月の往來以て考ふべき也。春夏は日長く、秋冬は日短し。是れ又時節にして、長き時に仕合するもあり。短き時に仕合することもあれば、貧富貴に於いて聊かも心に置くべからざる也。若し是に心あらば、必ず柿を未熟に取りてこしらへ甘からしめんと云ふになるべし。

師曰く。武田信玄の曰く。國を多く取ることは果報次第也。殊に天下を取りて日本國中を殘らず、皆治むることは、源賴朝、北條數代、其後源尊氏、是皆果報いみじく、公方にそなはり、將軍になりて。武家の大望こゝにつく。是れも果報の時刻

あらざる以前は、何程か身に艱難の事ありし、義經弓馬の譽れ身の勤めありけれども、僅か伊豫一國に終れり。去る程に果報は知れぬことなれば、差し措いて末代までも弓馬の上に汚れなき如く愼しむ可き也。けがなく弓馬を取りて命長ければ、果報に任かせて大國天下も前へ降り來るもの也。譬へば四時を急ぐと云ふとも、春より秋へは飛び越されざるもの也。此理に暗きを以て、果報も知れざるに大國大祿を望み、我を恩する主君に逆意を企て、不義を成すこと多し。扨て又當分致しおうせでも、時到らざれば大形非法の死を成すこと、古今に其例多し。以て戒しむべき也、と云へりとなん。

師嘗て曰く。古歌に、何事も時ぞ、と思へ夏來ては、錦にまさる麻の狹衣。と云へる歌あり。錦はをり物の至極、厚く寛廣ならんは、其錦の形の宜しき也、と云へども、今の時の夏にて炎暑甚だしきには、是を服用なり難きが故に、入りて是を收め置くに足れり。麻衣は凡下の服にして、其薄く其はたばりのせばきを好んで暑衣とす。較べて云はゞ同年にして語るべからざれども、用ふる時は其時に宜

しきに如くはなし。天下の萬事皆如此く。高鳥盡きては良弓藏れつべし。こゝを以て云へば、堯舜の時を以て今日を論じ、高尙の事を以て日用をさたし。書になづみて當世を云ふは、皆錦の厚衣を見る事也。と云ひて暑服せんと云ふに差はず。其理は御事なるに似て、用ふる時は大に違ふ也。人間世の周捨も皆如此くなるものなるに、命を安んぜず、時を知らざれば、人の知らざる、用ひざる事をのみ憤りて、我に今日の當用なき事を知らざる也。

師曰く。世に名高く、人に呼ばれ、書にしるされたる者どもにも。時に遇ふて、いみじき名を取ることあるもの也。その身始終を全くして、時と共に消息して、治亂の世に全く一生の道をたゞし行ふ輩は、是れ眞の大丈夫なるを以て世にも殆んど希れ也。戰國に生れて武勇の名ある輩の、早く打死し身まかりぬるは、名も全し。末々まで殘りて、後には勤め守らざる故、放埒になりて、初の名を失ふに至る輩、世以て多し。然れば人の譽望も大極は皆時に遇ふと云ふもの也。村上義光が大塔宮の命に替りて。吉野山にて打死したるは、忠あり、義あり、勇ありと評

せり。佐々木高綱が武衞の名字を賜ふて討死に極め、石橋山の難を遁れしむ。此時高綱討死を全くせば、漢の紀信が忠義にも比すべき也。頼朝此恩を感じて、天下を治めば、必ず半を以て汝に與ゆべし、と堅く約束を遂げ玉ふ。世靜まりて備前、安藝、周防、因幡、伯耆、日向、出雲、中國七ヶ國の守護を賜はりければ、日本半分の約束相違せりと云ひて、髻を切りて高野山に籠れり。これに因りて初めの忠義は皆すたれるになりぬ。是れ壽命長久にして却つて名の廢れる所以ならずや。されば古今共に始終の忠義を全くして功名を保つことは、大丈夫にあらずしては叶ひ難し。冥加に叶ふて、其時に遇ふて死を速かにすること是れ時を得ると云ふべきならむや。

師曰く。或人の言へるは、時に遇ふことも、能く事物の理を盡し究めて見ば其分ちあるべきこと也。されば大丈夫時に遇はず、飛龍の徒を得ずしては、志を行ふこともなるべからざれば、時に遇ふが如くに勤め行くは然るべき事也。時に遇はずと云ふも、事物の理に盡さゞる處ある故なるべし、と云へる人あり。甚だ

誤れり。大丈夫は時に遇はんことを求むる者に非らず。又時に遇ふことを嫌ふものにあらず。求めて時に遇はれざるを知る。是を命を知ると云ふ也。孟子の天爵人爵の論以て考ふべき也。大丈夫の時に遇ふ事を欲するは危きを救ひがたきを擧げて萬民を塗炭の内より救ひ出すべきの思入れにして、飲食情慾を恣にし、綺麗華奢を極むべきの爲にあらず。こゝを以て見れば、人同じく富貴を願ふて、其趣向は天地の差別あり。此心を持てる大丈夫如何んして顔をつくろひ言を巧にして、人の膝下につくばひ、うでくびをにぎらんや。尤も心得べき也。

師曰く。帝位、公方、管領の職、各々人倫の業に有るべからず。たとへば其位に昇るべきの品に當ると云ふとも、天通自然の時至らざれば、いみじき才能ありと云ふとも、叶ふべからざる也。延喜の王子兼明親王は、知の中書王と云ふて、才學世に竝びなく、作文詩歌に長じ玉ひて、並なき親王なりしかども、帝位には卽かせ玉はず。後三條院第三の王子輔仁親王は白河院には御弟也。目出度き才學の王子なれば、必ず帝位に立ち玉ふべきと、後三條の院より、白河院へ遺勅まであ

りしかどもあなたこなたと障りあつて、輔仁遂に東宮にも立ちたまはずして仁和寺の花園に引き籠りて住み玉ふ。時の人院内の事よりも、中々親しみ奉りて、參り通ふ人多かりければ。三宮の百大夫と云へりと也。是れ其の身の仁德由由しくても、命の至らざれば、帝位に卽き玉ふことあらず。內大臣鎌足に藤原の姓を賜はりし時、紀氏の人の云ひけるは、藤のかゝりぬる木は枯るゝ物也。今ぞ紀の氏は失なんといひしが、誠に紀氏はすべ〳〵になれりと、大鏡に出だせり是れ自然のことわりにして、聊か人の力を入れて叶ふべきにあらず。

師曰く聖德太子守屋を打ち玉ふ時、大迄と云ふ處にて只一人控へ玉ふ。守屋に行き會ふて遁れがたかりしに、道に大なる椋木あり、二にわれて太子と馬とを木のうつぼにかくし奉り、其木は則ち愈てければ、助かり玉ふ。又大伴の王子と天武と合戰の時、王子人衆を引率して、不破の關にて攻め戰ふ。天武既に危かりしに。傍なる橋の木の二つに割れて天武をかくしけると云へることあり、源賴朝石橋の合戰に打ち負けて、僅か七騎に打ちなされて、とある伏木の中に隱

る。大場、曾我、俣野、梶原、三千斗にて山蹈して、大場伏木の上に昇りて伏木を捜せしに、景時は進み入りて、さがす時、頼朝と向ひたるに、景時哀れに見奉りて、助け奉るべしと思ふ心、出來たる故に、終に僞云ひて伏木をさがしめざる。是れまさしく天の命のある處也。又小道の地藏堂に入りて土の穴に隱れ玉ふ時、その上人栲木にかけられて、既に死に及ばんとすれども白狀せざりし。是又命也。人の所爲と思ふべからず。一向富貴貧賤の命なりと知るべき也。

師曰く。萬里小路藤房曰く。萬事不定、殊に天下を始め、天下を得ること、時に來り時に去るを以て、世に隨て變化し、命の儘にせんをよしとすべし。其故は此君天下草創の思召立のありし時、人多く隨ひ奉りて謀をなせしに、時至らざるが故に、隱謀露顯して皆罪に伏し、天下の大功を思ひ立ちし人。今は一人もなく、其後或は降人に爲り、岡忠の人々、今天下の權を握れり。是れ君の失にも非らず、彼等が所爲にあらず。唯天の自然にありと思ふ也。君笠置に御座の時は、天下早速に靡くべきと思ひぬれば、君も遷幸なり、臣も配流せられて歸洛の思ひなかり

しに、思ひも寄らず、武家一時に亡びて君も臣も再び歸洛するの條、是を思ふに皆時にありと思ふ也、と云へり。

・師曰く。畠山の義深く。兄道誓と修禪寺より、基氏へ降參の時、降參を免さるゝは出拔かれての事也。明日打手の來ると聞いて、道誓は藤澤の道場へ退いてそれより上洛し、義深きは結城中務大輔を憑けるが、是を隱さん事、至極の難義なれども、弓矢取る身の人に賴まれて、叶はじと云ふ事のあるべきかと思ひ、長唐櫃に穴をあけて氣を出し、其櫃の中にふさせて、數十合かきつらねたる鎧唐櫃の後に立ちて、鎌倉殿の馬廻はしに供奉して出づ。竊かに藤澤の道場に送りぬ此人後に越前の守護に輔せられ、國の成敗をだやか也。と有りて管領の職に任せり。此時に遁れずして死を全くせば、後の榮は望むべからざる也。こゝに案ずるに、命ほど惜しむべきはなき、鍔の口を遁れて、遂に後の榮を爲せし例、古今に多しとのみ見る故に、必ず義を背きて然かも後榮も叶はざるためし多し。こゝは死しても死せずしてもと思ふ處あらば何ほども命の全かりなん計りを廻

らすべし。人たとひ隱し遁すとも、死すべきの義究まりなんには、死して心能くするに有るべき也。命あるものは自然に遁るゝ道出來、命つゞまれば遁るべき處なきに至ると知るべき也。

師曰く。小田原の城あつかひになりて、北條氏政、氏直、氏照下城し、醫師安栖が宅に居ます。こゝに於て氏政、氏輝切腹す。此時氏政云ふ。

今度小田原の城下城に及び、早雲已來五代の興行、我に至りて斷絶す。定めて世靜謐の後には、氏政、氏直籠城の仕形、善惡の評おりぬべし。存亡は皆天の命にして人の所爲に非らず。當家滅亡の時に至ればこそ、數代の老臣松田が逆心のありし。此一ヶ條を以ても知るべき也。天命の致す所と思ふべきなり、と云ひて切腹せし、と也。

師曰く。高木主水正後に性順と號せるは、殊なる勇士にして、水野下野守所に有之りて戰功世にかくれなかりき、その比水野が所に神谷金七と號して高木につゞける勇士あり。下野守生害に逢ふの後、家臣皆散々になりける時、高木神

谷が事は勇士の聞えありて、源君へ召出さるべきの由ありけるに、高木は則ち召に應じて幕下に隨ひ奉りぬ。神谷は織田信雄に罷出づべしとあつて、信雄に屬しぬ。其比は平信長天下の權を握り玉ひければ信雄は北畠の家族を嗣ぎ玉へるを以て、天下の士皆是を望めるを以ての事なるべし。而して時移り、世變じて、源君遂に天が下の主となり玉ひ、信雄は次第に漂泊してければ、金七は信雄の家にて沒しける。その子左馬助古の由緒を以て當家に仕へ奉りしとなり。

師曰く。命を知る時は巖墻のほとりに立たずして、又能く巖墻のほとりに立つべし。我が身を愼しみ、守る處を詳かにし、心をねり、氣を養ふて、而して天の命に任すべし。故に巖墻のほとりに立たずと云へども、立つべきの義、玆に至れる時は又能く巖墻のほとりに立て、更に動かず。危きを懼れざる也。如此くに修する人、初めて心を動かさゞるの意地を知るべき也。古より剛操勇猛の氣質相備はれる翟劒戟矢玉の中に入ると雖も、更に身を犯す事なし。是れ剛操によつて自命を知るに似たる也。伏見の城責に、惣郭はたやすく敗れ、本城につかえたる

時、松野主馬(金吾秀秋家臣)一人立ちて居て下知す。城より矢玉ふるが如くに來れり。瀧權右衛門と云ふもの、主馬が振舞の餘りにかぶいて武かりければ、兩手を以て主馬を押しすへて大將如此きかぶいては諸卒に手負多く出來るもの也、その兩手へ鐵砲あたりて手負ひけるに、主馬には當らざりしと也。又大阪にて上田主水、仕寄先の大筒の上にふみはたがりて、筒の覘ひを致すに、城中より鐵砲多く來り、その傍なる者、兩手負ひ、主水が冑の吹きかへしにかすりて當りけるに、動ぜざりしと也。是れ唯生質に因りて其剛操をして、本命を知れるものに非らず。是等が振舞ひを考へ見るにも命は定まりあるものなれば、義について練り養ひて進退を快よくせんには、彼の生質天性の剛操ありし輩に劣る事有るべからざる也。

師曰く、能く勤めて安命は大丈夫の心也。されば匹夫は死を常に心に當てゝ物を勤め、勤めて命を安ずるにあり。死を常に心に當つると云へば、何事も入らず、唯當分〳〵と仕りて是をとゞめざれるは、是れ又臆心也。死を心に當てなば

能く事物の間を勤め守るべし。事物の間を勤め守らば、唯今死に臨みても快よくして、あき足らぬ處有るべからず。物を勤むれば、必ず望みの出で來り世の我を知らざるを、或は咎め、或は恨む。命を安んずれば、時に逢ふ時は、時の用をなし世に捨てらるれば捨てられて求めず。故に時と消息して全からずと云ふ事なし。是れぞ大丈夫の心なるべし。

師曰く。胡致堂曰く。禍福各々宜敷有り若し人事に由り、今毒を前に置きて食すれば則ち死す、食せざれば則ち生く。生死は食ふと食はざるとに係る。則ち人事は近きなり。故に古の聖人は、必ず人事を修め、其天命に於いて曰く。我れ敢て知らず。玄宗外賢相を任じて內蠹惡なからしむ。祿山と雖も焉れ亂を收め、祿山軍に敗るれば其罪誅に應ずべし。九齡は直に軍法を以て爭論す。其理ある所自ら勝つ。乃ち未來の事を云ふ――九齡云ふ。祿山反相有り――其後患を斷つ。是れ故に玄宗は之を拒む。蘇氏曰く。齊桓公敬仲を殺さず、楚成王は重耳を殺さず漢高は劉濞を殺さず。晉武は劉淵を殺さず。符堅は慕容垂を殺さず。明皇は安祿

山を殺さず。此れ盛德の事也。

愚謂へらく。彼五人は皆賢にして罪なし。何如なる名を以て殺さんや。祿山は則ち死罪有り。明皇は法を按じて辟を行ふ能はず。安くんぞ盛德するを得んや。

——敬仲陳胡公滿の後罪を以て齊に奔る。桓公に事へて工正と爲り、後世齊政を專らにし、僭して主と稱す。是れ田齊たり。或は云ふ。劉濞は反相あり。高帝は信ぜず、景帝は時に果して反す。高祖兄の子也。祿山罪有り。殺さんと欲して、其勇才と共に惜しむ。九齡は後患の相を以て之を諫む。上聞かざる也——此心は人唯命に心を付せずして人事を勤むべしと云へるの心也。孟子曰く。禍福は己より之を求めざる者に無し。詩に云ふ。永言は命を配し、自ら多福を求む。大甲に曰く、天作蘖猶ほ違ふ可し。自作蘖活くべからず。此れ之の謂ひ也。と出でたり。彼れ是れ以て唯義を守るにあるべし。義を守る時は更に外に求むることあるべからざる也。

師曰く。人相と云へる事、古來より其沙汰多し。是れ又天命の定まる所。その骨

法にあらはれたる事を云へる也、但し是を以て信じて禍福を必とせんこと、是れ又あやまりの因る處也、晉桓溫生れて幾程もなきに、溫嶠之を見る。此兒奇骨あり。試みに泣かしむべし、と云ひて其聲を聞いて、眞の英物也、と云へり。面に七星あつて、殆んど直人に非らずと見たりしが、果して大司馬南郡公となれり。是れ相の違はざる處也。然れども列子が相を相人に見せしには、度々に違へるためしもあり。是を以て禍福を必とすること、尤も小人の業也。本朝にも登乘と云ふ相人の師、伊周を流罪の相ありと見、聖德太子の崇峻天王――馬子大臣殺さる――を橫死の相ありと見玉へる例しあり。古以て多し。而して少納言惟長が高倉の宮を位に卽かせ玉ふべき相ありと見たりしを、宮これにあてゝ、よしなき謀反の事あつて、亡命に及び玉ふは、是れ相に由て惑へる也。然れば明雲僧正の我に兵杖の相ありや、と聞けるには卽ち兵死の相ありと信西が云ひしも理り也。唯だかへす〴〵外を賴むべからざる也。

清廉

師曰く、人の富貴を慕ふこと少なきを清廉と云へり。富貴に志ある時は、動もすれば、義を缺くこと多きを以て也。その間天質利用を貪らざるものあり。是は生付の潔白にして勤めて致す處にあらざるを以て、あくまで見事なる業あるものなれどもそれ程他所に失あるもの也。今日義理を詳に究めて、利害內にさはる處あらざるを以て、初めて是を清廉と云ふべし。唯天質自然の淸廉は、聖人の云ふ所にあらざる也。人鏡陽秋に曰く、濁りを澄して淸く、貪を矯めて廉に求むるは淸廉に非らざる也。惟れ彼の淸廉の士は、一榻白雲半窓の明月、金穴百丈にして探らず、銅山萬仭にして瞬かず。煕々として累せず、累ひなければ心境交虛す。故に泥を掘り、波を揚ぐ、醨を歠り、糟を餔し、境に對して境を忘る。塵に居て塵を出づ。淸廉眞になる庶幾からん哉、と云へり。是れ天生の質を論じて修錬の功用を具へず。尤も詳かに考ふべき也。

師曰く世を遁れて山林に入り、樹下石上の住ひを樂しんで、一衣一鉢の營へなき身の清廉なりと云はん事は、さして稱美すべき所にあらざる也。世に交り塵にそみて其間に於いて志の清廉なりなんこそ、信の清廉とは云ふべき也。後漢の楊震が荊州の刺史たりし時、用ひ擧げにける王密と云へりしもの、夜竊かに人靜まりて黄金を懷にして楊震に遺れり。楊震申しけるは、我は御邊の志を知りて官に用ゆ。御邊は我が志をば知られざるか。如此き事を爲し五へると云ひければ、王密申すは、夜深く人靜かにして知る人なし。故に自ら持ち來れり。何の斟酌かあるべき、と云へりければ、天地知れり。我と汝と知れり。是を知ることなしと宣玉ふは誤まり也、と、楊震義を深く申しければ、王密大に恥ぢて歸へれりと也。又唐の杜黄裳字遵素と云へる人、唐の憲宗の時に宰相となり、聊かも賄賂を好まざる儘に、李師古と云ひて、我が儘なる者ありけるが、杜黄裳が宰相となりて、事を恣に致す事の成り難かりなんことを思ひて、竊かに錢數百貫、その外財寶を車一乘に積みて、杜黄裳が方へ送りて、其志をたぶらかさんとし。時分

を伺ふて使者を遣はす可し、と考へしめければ、或時內より奄草なるこしにかろき裝束せる女二人供奉して出でたり使者人を以て聞かせければ、是ぞ杜相公の妻室也、と云ひければ、使者は是に驚いて、急ぎ歸りて李師古に此事を告げるは此風情を見るに中々財寶を受くべき人にあらず。と云ひける。是に因て朱師古が謀とゝのほらずなりぬ。清廉の德大也、と云ふべし。

師曰く。宋に純孝基と云へるものあり。同所の富人の女を娶れり富人只一子ありしが、その身不肖にして父の命に隨はざるを以て、是を逐ひ出せり。斯くて彼れ富人病みて死なんとす。財寶を殘らず婿の純孝基に與へて、後の事を致さしむ。純孝基その命に從ひてける、其後久しくして其子の塗に乞食して居たるを見て、つれて歸り、畠をうなはせこしらへさせて、我が所に養ひ置けり。此子勤めて精を出しければ、孝基怪しみて曰く。汝能く庫をつかさどるべきや、と云ひて庫を預く其子愼馴れしみて怠らずこゝに於いて純孝基、其子の志の昔より改まれることを考へはかりて、彼が父の我に讓りし財寶を殘らず返へし與へ、

てけり其子彌々つゝしみ守りて、以前にかはり一村の善人になれり、と也。孝基がはからひ、清廉にして知ありと云ふべき也。

師曰く、宋の劉晋臺少かりしより極めて貧しかりき。或時泉州に至て、湯屋に至り湯あみしけるに、その室にて金の入りたる袋を拾へり。湯あみ終りて、氣色あしきよしにて、其所に止まり臥して養生す。その明日早朝に一人來て、なく湯屋の内を尋ね申しけるは、我方々に商買し、すでに八年に及び、黨金過分に蓄へ儲けたるを、春晩酒に醉ふて此湯屋に至り、金袋を遺すれ、月の面白さに浮かれ出て、三十里行き、初めて思ひ出して如此し。若し誰人ぞ拾ひ持て行きしにや、と問ふ。その時劉晋臺云へるは、我れ是れを昨日拾へり定めて尋ね來る人のありなんを待付けん爲に今まで病の由にてこゝに留まれり、と云ひて袋共に與ゆ。商人喜んで責めて此内少しを献じ度きとて、是を與ふれども、公吏に受納せずして還りぬ。此事を聞きて賓所の一類集まり如此き困窮の事なれば殘らずかへし玉はずとも、少しは受けて來り玉ふべき事也、と怒り恨みければされ

ばよ人には分々の定まりあるもの也。他人の物を貪りて己が物とする時は、必ず、災あるもの也彼如何計り辛勞してたくはへ得る所の財寶を、子細なくして取らば必ずそれほどの災難に逢ふべきなれば唯分に安んじて一生を終るにありと云ひて、聊かも心に止まる體無之。後ちに官を得て西京に至り、晉臺まことに清廉なることゝ云ふべし。又大明の歷城の伊氏と云へるもの、家貧しくして日々に店茶點心を業として過しぬ。或時炎暑の時分、人ありて立つより、茶のみ物喰いなどして、馬に水を飮ませ、衣服を着改めなどして、久しく休息して、日已に晩に及びければ、急いで馬を駈て去りぬ。時に大きなる金嚢を殘せり。尹氏是を擧げて見るに、中々擧らず。さては金袋なると知りて、人にも知らせず穴を掘りて是を埋め、人の來るのをまてども沙汰なければ、その所に柳を植ゑてしるしとす。此道往來の巷なれば、毎日諸人の往來の所故、さてあるべきにあらずと思ひけるにや。彼の金を失へる商人又二度尋ねても來らず。家業を失うて方方流浪す彼しるしの柳も遙かに大になれり、こゝに先に金を落せし商人、その

所を重ねて通る。尹氏も其人を見忘れぬ、商人立ち入りて點心して大に歎じける。尹氏不審を立て、何事に大に歎じ玉ふと問ひければ、客古の事を語り出し、身の零落してよるべなくなりにし事を云ふ。尹氏其金の員數とその失ひし日とを詳かに尋ぬれば、彼の柳のしるしを植ゑし時の事也。尹氏聽がて其事を告げて、柳を掘らしめければ金を得。金の主大にその志を感じて、殘らず與へ。その餘分を受けんと云へども、尹氏聞かず。然らば半分分ち取り玉へと云へども、我が貧にして今以て此體なれば、取つて用ゆべくんば、皆こそ取るべけれ。何ぞ其半分を受くべぎか、と辭して取らず。金の主餘りの喜びに感涙止まらざりき。尹氏其夜の夢に、天我に貴き子を與ゆ。と見たりしが、幾程もなく男子を設く。これを尹旻と云ふ。後に進士に擧げられて、東部になりにけりと也。例寡き清廉也。

師曰く。胡文定公曰く。常愛諸葛孔明漢末に當りて、南陽を自ら耕し、聞達を求めざりき後來劉先生の聘に應ずと雖も山河を宰割し、天下を三分す。身は將相に都き、手重兵を握り、亦何をか求めて得ざらんや何をか欲して遂げざらんや。

乃ち後主と云ひ、成都桑八百株、薄田十五頃有り、子孫衣食、自ら餘饒有り。臣身外に在り、別に調度なし。別に生を治め以て尺寸を長くせず。若し死するの日、廩に餘粟有りし庫に餘財有れば以て陛下に負はしめず。卒に及びて果して其の言の如し此輩の如き人は眞に大丈夫と謂つべし。

師曰く。清廉なりと云ふとも、詳に其事物を究明せざる時は、玆には淸廉にして、彼處に清廉に致し難き事あり。此身を養ふに古よりあらざれば、口をもらい飢を助けざれば叶はざるの理りあるが故に、唯一向に淸く屑よく財を散じ、寶を弃てゝも、又人の物を受けざれば成らざる事ある、是れ練て致す處にあらざるを以て也。後漢應劭風俗通義に曰く。

太原郝子廉にして饑ゑて食するを得ず。寒えて衣するを得ず。一介諸人に取らず。曾子姊飯を過して十五錢を留む。默として席を置いて下り去る。行いて水を飲む每に、常に一錢を井中に投ず。士相見の禮を按ず、贄脵雉を用ひて受けて拒まず。而して交答す。唯祭飯す。然る後之を拜し、孔子は施氏を食し、未だ嘗て飲

かず。何ぞ同生の家にて錢を顧みる者有らんや。思ひ傷み、禮を薄くす、弊の至り也。孟軻、仲子鯢々之羹を吐きて井上苦李を食するを譏る。鮑焦は田を耕して食ふ、井を穿ちて飲む。妻の織る所にあらざれば衣ざる也、山中に饑ゑて棗を食ふ或は之に問ふ。此棗子は種とする所か。遂に嘔吐して立ち枯れて死す。世に乏しからず異るは惟れ其の携に似たる也。孔子は時に貧昧に疾くて、退いて狂狷を思ふ。狷は爲さゝる所有り、亦其介也。

と云へり。清廉のことはり詳かに究明するに在る也。

師曰く。青砥左衛門、地下の公文と時の執權相模守と訴論の事ありしに、奉行頭人評定衆、皆公文が方を負けに仕るべし、と聞きなしけるに、青砥一人權門にも憚からず。理の當る所を具に申し立て、遂に相州の負けになれり。公文不慮に得利して、所帶安堵しければ、其恩を報ぜんと思ひけん。錢を三百貫俵に包み、後の山より竊かに青砥が坪の內へ入りたりければ、青砥是を見て、大に怒り、沙汰の理非を云へば、相模守殿を思ひ奉る故也。全く地下の公文を引にあらず。若し

引出物を取らば、上の惡名を申し留めつれば、相州よりこそ玉ふべけれと云ひて、一錢をも受けず。如此き清廉神に通じて、相州の夢に青砥を賞すべきよし、鶴岡の八幡宮の靈夢を蒙り、夙に起きて、近國の大庄八ヶ所けで、自筆の補任を書いて彼に賜ふ。金吾補任を啓見て大に驚き、是は今何事に、三萬貫に及ぶ。大庄賜り候やらん、と問ひければ相州云々の事也、と告ぐ。金吾頭を振つて、さらば一所をも得こそ賜はり候まじ。其の思召の處歎じ入りて存じ候。物の定相なきをと申せば、若某が首を刎ねよ、と夢を見玉はんには咎なくとも其如くに行はれんや。報國の忠薄くして超涯の賞を蒙らんことは、是れ國賊也、と辭して、補任を返へしぬ。人々皆舌をふるへり。此故に金吾聊かも理に背き賄賂に耽る事なかりき。或時青砥夜に入りて出仕しけるに、いつも燧袋に入れて持ちたる錢を十文取りはづして滑川へ落し、以ての外に周章てゝ、其邊の町屋へ人を走らしめ、錢五十錢を以て續料を十把買て、是をとぼして遂に十文の錢を求め得。人皆小利大損也、とて笑ひければ、青砥眉をひそめて、さればこそ御邊達は世の費、民の惠

みも知らざる也。錢十文は只今求めずば、川の底に沈めて永く失せぬべし。某が炬火を買はせつる五十錢の錢は商人の家に止まりて永く失はず。我が損は商人の利也。彼と我と何の差別かある。彼れ此六十文の錢を一も失はず。豈に天天の利に非ずや、と云へり。此青砥左衛門が心入り、淸廉にして究理すと云ふべき也。

師曰く、平信長惟任に弑する時、蒲生秀賢、信長の北方、息女達を日野に入れ申せし時、安士に天下の財寶ありしを、一も侵す所なく引き入れたり。淸廉にして義を守ると云ふべき也。

師曰く。細川が家臣某と云ひし者、町人の手前より、道具を買ひ取りて、其金子を遣はさずして、子細ありて國に歸りけるが、翌年に至て、江戶參勤の時、彼を尋ね遣はさんとするに、丁酉の火災にかゝりて町人は身まかりぬ。本意なき事に思ひて、彼が親類を尋ぬるに殘らず火災に逢うて燒死してければ此價を返へし與ふべき者なし。是に於いて彼が爲に石碑を建て此事を銘じ、其所以を彫り

入れて廻向院に止めつ、其志清廉と云ふべき也。

師曰く。玆に或人、兄早く死して子未だ幼少なるを以て弟に其祿を少し分ち與へ、兄の子を補養し立てなんことを云ひて主君より命ぜらるゝことあり。弟其命に應ずと云へども、兄の祿を分ちなんことを厭ひしや。又本より廉潔に事少きを好む本性故にや。遂に分ち取らずして、身の養ひをば兄の子に任かせ事足るまでにして過す輩あり。世以て己れを美談となす。是れ清廉と云ふべし。然れども如此き事は世に多きことにして、詳に究明せずしては、必ず誤りに成りぬべきこと也。兄の祿寡くして分ち取らんには、後の事成るべからざるか又は本是れ兄の志に有らざるには、得て快よからず。然れども君の命にして若し如此くしてその宜しかりなん理あるに於いては、詳かに君に其別ちを言上して而して猶ほ命ぜらるれば、是に從ふべく本より兄の志にして、兄の祿分つとも苦しからざるの餘分あり。我又養はれずして叶はざる程の祿ならんに、君又是に命ぜらるれば、其重き處多し。何の辭する處あらんや。其究理もあらずして祿

を辭せず其分ちを云はず、然も其祿を受けざるは、我が身天性ことすぐなに[illegible]遁世捨人の如くなりなん處あるが故か。又は清廉を立つる處ありぬべし。天[illegible]事すぐなにして、其好みなきに、それほど知るに極めざる質あり。清廉を立つれど是れを設けて人にさゝはる圭角多し。其内に必ず高慢して、自贊毀他の情有るべき也。共に道より云ふ處の清廉に非らざる也。

師曰く。釋門浮屠を信じ、世の無常にして實相なきことを觀じ、或は哀傷別離の事に因て有爲轉變を思ひ、而して名聞を棄て、利用を拋つ是れ清廉に似たりと云へども實の事にあらず。その故は此身萬歲を經る事皆實相ならんには名聞利用をなすべきや。又老莊の虛無を空談して、名を求めて答なし。譽を殘して何の用ぞや。金をして北斗を支ふとも、人の爲にぞ累はるべき。身の後の名殘りて更に答なしと云はんも、財と云ふ名と云ふもの、答の爲に求むるよりの事也凡そ財用は今日の用所にして、外に益を求むるものに非ず。名聞は身の爲に殘さんと云ふにはあらず。德內につみて光り外に發するの故也。これを以て清廉

を云ふ時は、天下國家を以て糠糟とし、金を山に弃て、珠を淵になぐるの思ひをなす是れ聖人の淸廉に非を以て其言其行に自然に其弊あり、道より云ふ時は天地の用の如く、日月の公なるが如し。財用利得、用ふべきの事には用ひて利す是を以て寶とし、是を以て便りとす。用ひるべからざるの處に當ては、萬鍾の祿滿筐の金も目に見やる志もなし。その潔處を名づけて淸廉と云ふ也。

正直

師曰く。士は機巧を用ゐず(唐韓渥言)と云へることあり機巧と云は時に至てはかりごと手立をなして、僞だましして人をたぶらかす事也。大丈夫唯正直を以て事とすべし、巧言令色して僞をかまへ、時の便利を必とする時は、天道こゝに衰へて、伯業こゝに立ぬべし、正直は一旦の依怙に非ず。謀は眼前の利潤なるを以て世を渡る營みにかしこき輩、皆時の謀計を以て利とす。是に於て義缺け理暗くして信遂に立たざる也。凡そ機巧も天下の間の道を載する一のわざな

るを以て、是を弃べきに非ず。內に天地の正道を守りて已を得ずして事に自然の機巧ありなんは、機巧にして機巧ならざるの理なり、是を必とする時は其本遂に相違に至るべし、尤も詳に味ふべき也。師曰く。孟子曰尺を枉げて而して率直なる直なる者、以利言也、如以利則枉守直尺而可爲歟。昔者趙簡子使王良與嬖奚乘終日而不獲一禽嬖奚反命曰、天下之賤工也。或以告王良、良曰、請復之、强而强可一朝而獲十禽嬖奚爲命曰、天下之良工也、簡子曰、我使掌與女乘謂王良、良不可曰吾爲之範御馳驅、終日不獲一、爲之詭遇、一朝而獲十、詩云、不失其馳舍失如彼我不貫與小人乘。請辭、御者且羞與射者比而得禽獸雖若丘陵弗爲也。如枉道而從彼、何也と云へり。是正直にして以て身を立る時は、利少しといへども君子丈夫は利の爲めに動かず、唯正直に隨ふのみ也。故に詭遇を好まざる也。正直なるは宜しことと知れども、眼前の利潤なきを以て、やゝもすればその正直を害して當座の利に付く事、甚だ利にふかきが故也。

師曰く昔齊の桓公魯を伐つ、魯大に敗れて、桓公に國の境の地を献じて、漸く

遁れたり。魯常に是を快らぬ事に思へり。こゝに魯と齊と出合ひて、何それの云合ある時、魯の大將曹沫と云ける勇者、短き劒を懷に致し、桓公控へておびやかし、魯の地を返し玉はゞ遁れしめんことをいへり、桓公己を得ずして同心せり。曹沫堅く約して、やがて北面して臣の座に付にけり。事終りて桓公齊に歸り、彼約束ありしことを悔み、魯へ地をかへさず、曹沫を殺すべき談合ありし時、管仲諫めけるは此事天下にかくれ有る可からず。約束を背彼を殺さんは唯怒を快よくして事たるなれば、一小快事なり。桓公こそ約をそむき玉ふとありなば天下皆君を疑ふて安んず可からず、是言を失ふの故也、一時の怒を快よくして天下に信を弄んことは、君子の道に非ずと諫めけるを以て、管仲が言に從ひて憤をやめければ、諸侯その信を聞て、悉く桓公に屬せりと也。

師曰く、隋の劉行本と事へるもの、太子の輔佐となりて太子の傍らに侍りぬ太子その比良馬を得て大に喜び、自愛のあまり近臣どもを足にのせて、乘形の善惡を論じ、或は稱美し、或はそしり笑ひ玉ふ。劉行本にも乘る可きよしを命せ

られければ、劉行本色を正して申しけるは某を君の傍に置かしめ玉ふことは輔佐して道を正さしめんとの事に侍る也弄臣たるにあらざる也と云て、慰み嘲弄せられ奉らん爲めにあらずと申しけり。劉行本が思入、臣たるの道と云ふべし、君の志に叶ばんことを專とする故に正しかるべき處を邪にし直かるべきことを曲て、さしも大祿大官の大臣も皆狂言底になりぬる。是必竟利を心にさしはさみ、時に遇んことを思へば也、あさましく歎はしき事と云ふ可き也。前漢の汲黯が志を立て諫めをいれ、孔父(公羊傳)が色を正しくして朝に立つと云へるためしは、異朝にもまれなりと見えたり。

○師曰く。宋の狄青と云へる大將邕州と云ふ所を破て、多くの敵を打て、其屍體を實檢いたしける內に、錦龍の衣を服せる屍體あり。其頸は見えざれども、まさしく敵の大將儂智高が打死いたせるなるべし。速に奏聞して然る可しと諸將皆すゝめければ、狄青申しけるは、衣服計りをしるしに致しては奏聞成がたき事也。たとへ戰功なきが如くになると云ふとも、あらざることを奏聞致さんは

朝廷を欺く也と云て用ひざりけり。かくて後に儂智高打死せむるに究まりぬ。狄青が正直こゝに至て顯はれぬ。晉の王濬呉を伐ち、呉の大將孫皓戰敗る。此の時王濬上奏して、孫皓が頸を得たりと云へりき。此に杜預孫皓を生捕にしてける時、洛中皆以て王濬がいつはりを笑へり。蜀の逆賊李順と云へるもの蜀を脅かし、劒南をしたがへける由聞えてければ、官軍を發して是を退治す。利順大に敗れければ官軍大に利を得。李順を打とつて歸り。則奏聞を經ければ、李順が首を獄門にかけられ其戰功の輩皆恩賞を行はる其後巡察使陳文璉と云へる者李順を生捕つて朝廷にをくれり。最前の次第一々皆僞になりけれども朝廷已にその賞功を行なひければ、事の輕躁なる沙汰を顯はさんことを憚つて、竊かに李順を斬て獄門には掛けず、陳文璉をも賞せられし例あり。各々功を貪りぬ正直の德うすきが故に、究理すること疎かにして、遂に上を欺くの事になれる也。本朝にも此の如きためし多し。近くは武田信玄、落合彦助を打つべしとて、甞川新丞村井久丞兩人を遣すの處に兩人子細まく落合を打て頸を桶に入て指

上げる、六日の事故の頸のすがたも見てかねける。則其賞行はるゝの處に、落合八月に上杉謙信の子供をいたし、川中島へ働て柿崎が手に居、見物に出て落合なりと日々名のりぬ。此事かくれなかりければ、荒川村井ともに夜逃いたし行方しれずなりぬと云へり。此くの如きつたなき業よ武士の致す可き處にあらざれば、以來の戒と云ふに及ばずと云ふ事なれども、當然の利を專に致す時は終の了簡なきを以て、或は僞り、或は僞とは思はずといへども、究明薄くして上を僞になれるためしなし、尤も愼む可き也。

師曰く。宋の太祖の時に、郭進と云へる大將、軍ををさむる事きびしくして諸畫いたむの由を奏せん爲め郭進が下の軍兵直謝してこの事を申しとげければ太祖詳にきいて則彼を郭進に賜はれり。郭進は此の事をしらざるに、直訴の下司を賜はる事、淺さからざるの思也と謝し、かしこまりを申上げて、彼の罪人を罰せず、そのまゝ指置きぬ。その頃北漢に軍のことありければ、郭進此の罪人をゆるし汝吾事を訴ふるは是勇膽なくしては、叶ふべからず、今罰を許すの間

行て敵にあたり大功を立つ可しとて追はなしければ、此者喜び感じて自ら敵にあたり、忠戰を抽て必死を以て働ける故に、大に敵をなびけて歸りけると也。私の恨を以て人を害するは君子の致さゞる所にして、小人は度量なきを以て是を快とす奉行の非を下司の訴へを、奉行に賜はりければ、奉行却てゆるし置けると云ふことは近頃にもあること也。我に正直の道たしかならずしては、此の如き潔きことは叶ふべからざる也。

師曰く。人究めて大節の期にのぞむ時は、必ず正直にかへりて無量の虛妄自から去るもの也。これ虛僞の心を以て致被ずの處なれば也。去に因て身の艱難こゝにきはまり。一期の一大事是也と思ふほどになりてはあざむき僞ることあるべき樣なし、故に或は信心を爲して神慮をたのみ、閉目合掌して天地を祈る。源賴政が化鳥の射手にさゝれ、奈須與市が扇の的のぞみたるが如きに於ては日頃の妄慮悉くすたりて、唯正直一片になるを以て、自ら神明となく神力をたのみて、心則正直にかなふ。是に於て其の事亦なれり。彼大丈夫は日用の間大

節に臨むが如し。別に心に自欺ことなし。これよりみる時は、俄に神を敬し信仰するに至てをるか也といへども、初學の輩は一月の間に五日七日も齋戒して、心の正直に至る時を考へはかる如くありたきこと也。

師曰く。すべて人は、かくして致す事も、顯はれて苦しからざるが如くに談合致し、我行跡を明白ならしむる時は、正直にしてかくるゝ處なし。彼の屋漏にも耻ぢすと云へりし例も此心なり、此を以て古人の云へるは、物ごとを隱して致す事にも必ず失あるもの也と云は、こゝを以て云へる也。然れども隱してする事はあるまじきと云は誤也、顯はしてする事もあり隱してする事もあり是皆道を載て行はしむるのもの也然れば顯すことも隱すことも、ともに世の用事なれば、詳に究明しに、隱すべきことは隱し、顯はすべき事をは顯はしてよし、而して隱すべきことの顯はれて失のなき如く致すと、正直を守ると云也。

師曰く。平泰時のいとこに谷殿右近大夫久重、武州稻毛三千餘貫の代官たり二月の始より北條家の勘定の事始まりて、談司の奉行執事の納米の事ども勘

定に及ぶ。谷殿納米六百餘石の不足之の如勘定等の謀計六百餘石あり、泰時これを戒め置玉ひて、既に生害に及んとす、父義時をはじめ一類相集つて、一命をば助玉ひ滅米を償はしめんと云へり。泰時云々全く米の惜と云にはあらず、彼は父の爲めに甥なり泰時にはいとこ也。然れば彼が爲めに千萬石を費すとも何を以て惜しかるべき、凡そ米は國の廣狹によつて限り有て生ず國の生靈又限り有り。國を治むる者米を蓄る事は國の民を養ふのため也。彼ゆゑん有ていたさんには苦しからず、過奢を好み美女を愛して、諸人を養ふの蓄を損す。是國賊也。泰時政道を守て、君のため國のため幼主後見の名をけがさんは、正直の道ならずと云て、終に彼を害しぬとなり。親において公を棄てざること有り難き正直也。

師曰く。駿河前司義村が子若狹前司泰村會戰して死之の時、上野入道日阿下野國より參着して、時頼そのころは左親衞の時なりき、是に對面申して、某事は泰村にをいて數代の知音に候今度不慮の仕合大方ならず不便の仕合に候。但

日阿鎌倉にまかりあらばたやすく御誅伐には遇ふ可からずに殘り多き事也と云ふて、舊懐の涙を催せり、時頼其無我にして正直なるを以て、自愛し玉ふと也。泰村が事は、公義に對し奉り法華堂に取こもり誅伐にあへれば、尤も公義の罪人也。たとへ日比の知音と云ふとも、此の如き時はそら知らずして通ることは世の習はしなるに日阿が志尤も正直剛操也と云ふ可し。日阿は結城上野介朝光がこと也。

師曰く。長井實盛、浮巣三郎重親、俣野五郎景久、伊藤九郎助氏等相あつまり、甕のあらんほど暫く休み遊ばんとて、臣毎に寄合巡酒して慰ける。先づ實盛が許により合ふてけるは、實盛申しけるは、倩當世の體を見るに源の方は彌つよく平氏の方よけて見えたり。いざ各木曾殿へ參る可しと云ひければ、皆さんぞうと同ず。次の日は浮巣が許に寄合ける時、實盛さても昨日齋藤が申しける事はいかに各と云ければ、其中に俣野景久進出で云げるは、流石我等は東國にて人にもしられたり世に仕て彼方へ彼方へとせんことは見苦しかるべし。人々の

心は知り參んせず、景久にをいては、今度平家方にて打死と思切りたりと云、實盛嘲笑て、誠には各の御心を引て見て候。實盛も今度北國にて打死せんと思ひ切り、二度命生て都へ還るまじき由宗盛へ申上げ、人々にも其樣を語れりと云ければ、一座の衆各此の儀に同じ其餘人の侍皆北國にて打死せりと也。されば我に正直なる所あらざらんには、此の如き人の心を引時、どなたへてもはよかるべし。生死のきはめは一大事のものといへども、緣にふれ類によつて、或は生の方へもなり或は死の方へもなるものなれば內に正しき處の養あらずんば必ず緣にふれて心數々轉ずべし。實盛も宗盛に前方打死の申置なくして此の如く云はじ、つくりごとの如くなるべし。我に卓爾と定る所あるを以て、是に於て此云分義にあたれるもなり。大丈夫かりそめの物語をいたし何事をなさんにも正しくすなほなる道を專として、其違はざる如くに守るべき也。

師曰く。源義經木曾を退治の爲に、宇治川を軍兵どもに渡させし時、梶原景季は磨墨と云ふ名馬を賜はり、佐々木高綱は生唼と云へる名馬を賜はりて、互に

先陣を心がけたり時、景季遙に先立て颯と打入たり。高綱云けるは、いかに源太殿馬の腹帶以の外に寃まつてみゆ、此川は大事のわたり也。河中にて、鞍ふみかへし、敵に笑はれ玉ふなと云、左もあらんと云て、馬をとゞめて鐙ふ。人ばり立擧て弓のつる口にくはへ、腹帶をときて引つむるその間に高綱さつと打渡して二段計り先立源太たばかられけりと安からず思つて、是を打ひだして渡りけりと云へり。佐々木梶原が宇治川の先陣、古今ともに人のしれること也。此時高綱景季をだましで渡ることを先とすと云ふは、勇士の本意にあらざる也。高綱が氣節聊か然らず、唯腹帶ののびたるをのびたると云へるまでなり。景季のれる馬のことなれば、腹帶ののびちゞまりは心にあるまじ。故に引つめたるはのびたる事の必定也。そのひまに高綱先にのりぬけんは、實に僞ていたせる事に有る可からざる也。景季はのりぬけられたるを見てだしぬかれたりと思へる上にも僞はあり、苦しからずなどゝ口占事甚だ以て誤也。然ればとて、勇にをいて人にゆづり辭退する者にはあらず、その故は、死の場へ出、身を勞役艱苦せし

めんことは、身を以て人に先ずるを以て禮とするの態也。古人唯正大道義を養ふのみを大丈夫とす。何ぞ一ヶの小事に先後の論を爭つて本意を失ふべきや。敵と我との間にすら、勇猛剛操の名將は僞てなすことを本意ならず、況んや日の前の知音傍輩をだましなんこと、豈道とせんや。

師曰く。太閤秀吉中國對陣の時、毛利輝元備中備後伯耆三ヶ國を信長に奉り相殘る分を支配して和睦の儀あられよとあるの事、既に調まひけるの處信長明智が爲に弑さるの由告げ來りければ、秀吉聊かも動かず。自ら諸陣を巡り、親堅く法令を出して、速に毛利家へ信長生害の事を告、彌和睦あられしに於ては則約束の通り誓狀を取りかはし、明智を退治に上京すべき也。然らざれば、是に於て有無の一戰を快くすべしと、隆景元春が方へいひ送り玉ふの處、各とりどりの思案なりしを隆景約を變せんは勇士の本意に非ずと云て、已前の通りに和睦をまふけ内藤越前守廣俊を秀吉へつかはし、信長の事を弔らはしめつひに和せり。秀吉云へりけるは若輝元和睦なくば、浮田秀家を此にのこし速に上

落すべしとぞ、秀吉正しく明なるを以て、毛利又信服すと見えたり。

師曰く。濃州宇留馬の城守大澤二郎左衞門は、秀吉の謀を以て信長に屬せり秀吉信長へ大澤をたづさへて到り、淸洲にをいて信長へ御禮申さしむ、其夜信長ひそかに秀吉を招て、大澤は名ある勇士なり。若志を變じては重て退治ありなんも事大儀なれば、夜中に誅せられんとの事なりけるを、秀吉諫め申されけるは、大澤大敵なりと雖も、我信を以てするが故に降參を遂げ待べる也。今これを殺さんことは、約を變じ信を失へば、唯一事を快よくするのみなれば、重ねて所々の剛敵降すべからざる也と云へりけれども、信長猶々得心なかりけるが故に秀吉急歸て大澤に、子細のことあり、我を以て人質として、急ぎ退去るべしと云へりければ、大澤大に喜、秀吉を質に取て歸りぬ。後に秀吉いへるは、大澤に信を示す處大澤我を以て質とし、小刀をぬいて我にさしあてゝ退きけるは、大澤が信を知らざるの故なりとの玉へりとなり。

師曰く。荒木村重が伊丹籠城の時に、あるべき時にあらざる處、降參和睦然る

可しの旨を信長命ぜられて、秀吉彼の城に至れり此時城中に於て、秀吉の生傷仕る可きの由談合ありけるに、荒木堅く是を留めけるは、秀吉我に於て前方入魂深きを以て爰に使たらしむ是を打取なんこと勇士の誠に非ずと頻りに止めける其翌朝秀吉をふるまいける時に、川原林越後を呼出して秀吉の盃をさせ、その上に荒木右の旨を秀吉に具に告げ、川原林が所爲也と申す。秀吉大に感じ、まことに無二の忠臣也。人臣の手本なるべしと稱美しぬ。而して川原林猶ほ秀吉を死さんと欲す故に荒木身を委ねて秀吉を城外に送つて遁れしめたり、林重が正直以て大也と云ふべし。宋の太祖の時に呉越玉鐵俶來朝せり太祖厚くねんごろありて、兩月まで是を留馳走ありて、歸らしむる時に、固く封せる書を與へて中途に於て啓くべし。此方にて啓くべからざるを戒めてかくされぬ。王俶途中にをいて、開き見るみれば、群臣直に王俶をとゞめて反可からずとあるの書付をとげたる狀ども也。王俶これを得て大に太祖の誠を感じけりと也。事に大小ありといへども、その正直の意地は元一也。さればこゝをのがさず

打取るべしなど云ふは、皆是器の小にて其實に正しき所あらざるを以て也。孔明は孟獲を七たび縱して七度とらへたる例之有り。然れば信は人の大寶なればその大寶を失ては天の道理にかけて本意を失ふになりぬべし。大丈夫尤も戒む可き事也。

師曰く。信長弑を被るの後に、諸將各尾州清洲に相集まつて天下の王を立つ可きの談合ありし時、柴田勝家は三七信孝を擁して天下に立んことを志す。信雄亦自天下に立んことを思ふて、異議まち〳〵の時に、勝家謀を秀吉に尋ぬ秀吉申されけるは、古より天下に正統と云へることの侍れば、天下の正統は信忠の嫡子三法師殿御事、信長の御嫡孫なれば是を除て自餘の若君へとある儀はいかゞに存じ奉る也。三法師殿を天下に立まいらせ兩若君其下に指つゞき萬事の御後見然る可きと申さる是に因つて勝家大に怒り、汝何ぞ天下の正統を知る可しと叱し去しむ。秀吉全く愚意を述ふ可きにあらず、仰について御談合に存念を申さば此の如もやありなんと申し奉のこと也といへり。勝家初めは

心に隨はずといへども、理の當る所正直なるを以て、各此の儀に同す、是に於て明智が闕國を配分のことありし時、其異見を秀吉に問ふ。秀吉曰く。今度明智が戰功は、丹羽長秀が織田信澄を生害せしめ、秀吉山崎に於て惟任を退治此兩人の功にならびて論せらるべき無之、然れば坂本は丹羽長秀に賜はり龜山は某拜領分にて次丸へ賜はり、候の所然る可く候はん、自分の儀申立る事辭退も有る可き事なれ共、推して論に讓り申す可く所これなしと、憚らず言へり勝家又大に怒つて、汝豎子國分の口入甚だ過分也と叱しけれども、秀吉の玉ふ所義の當る所にしてければ、國割の談合も亦是に究まりけりとにや。秀吉正しき處を以てするが故に、其時の勇將豪傑の士も更にいなむ事を得ずなんぬと也。

師曰く。北條家、眞田替地沼田をわたされば早く上洛仕る可くの旨を申すの處に秀吉の家臣各相集つて北條家表裏多き體に候間沼田請取て已後も上洛延引仕る可く然らば沼田は上野の要害切所の地なれば是を渡さずして御動塵然る可くとありし時に、秀吉曰く沼田は僅に三萬石餘の地也。且眞田が祿地

を替へわたさるべき約束のありしに、約をたがへて渡さず、而して少の利を爭うて天下の兵を動かさんことは、人君の正にあらず今四方の事多き時分、人と皆軍旅を厭ふの處に少の事にて軍を催さんこと忍びざるの處也とあつて、速に可被下に究まれり、沼田所替の大に北條猶兵を弄する上洛せざらんには、天下の表裏者に究まるなれば、世擧げて之を憎むにたれり。況んや我關白に補して天下の政事をあづかり白す。今朝家に對し不逞の臣あらんは大逆の至也と云て北條家を退治せんに、誰が心に隨はざるかと評議議決せられぬ。其正しき處見る可き也。

師曰く。平信長柴田勝家に先手を命せられける時、勝家達て辭退するを、色々あつて領掌申上ける。勝家先手になれると云ふこと、其かくれなきになれり。その日安土の城を退出するに、祿知五六百石ばかりとる旗本の侍、柴田に行あたり。無禮の事ありしを、勝家仔細なく打殺して通れり。而て此事沙汰ありければ勝家申しけるは、最初に先手の儀のことはりを申しあげたるは、かくの如きの

こと故なり先手を仰せ付けられる程のものは、此の如く剛壯にあらずしては諸手の下知調らざるものに候間、已前よりさま〴〵辭退申し上げたる也といへり。信長其正大剛操を感じ玉へりと也。

師曰く。坂井久藏討死の時、後に久藏が頸を取たるもの、今井角右衛門生瀨半右衛門兩人也兩人共に秀次に奉公也。一人の頸を兩人にて取るものは有る可からざる間、一人は虛說なるべし。奉行ども穿鑿仕る可しと秀次に命ぜられ、詮議の處に今井が事虛說なりと云に相究まりて刀を押へ鷹屋へ押し込められ既に侍のみせしめに、切腹か斬罪かなどゝありし時に今井申しけるは常の儀とちがひ、武士の骨を盜んで罪科に逢とあることは、子孫に於て屍の上の耻辱何事か之に過ぎん。全く命を惜むと申す事にてはこれなく、近頃證人に致し惡しき事なれども、願は淺見藤右衛門を召出され、彼が申す處を聞き召されて、御成敗仰せ付け下さるやうにとのこと也。此淺見は今井と不通にて日比申通せざる也。淺見其頃は安士に居けるを、秀次命じて彼を招て彌正しくあらため、武

義の虚說を云みごりの成敗に仕る可しとの事也。淺見安土より來れり。元來生瀨と無二の知音なれば沙汰にも及ばず今井が非分に落つべき也。今井血にまよふて淺見を證人に引たりと專ら取沙汰多し。その夜は知音どもあつまり配宴のことあり。而して翌日聚樂の大廣間に諸侍あつまり、此詮議を開く可しと各かたづをのみ、奉行出仕して淺見を召出され、篠部淡路守を使にて右の意趣を尋ねらる奉行どもに定めて別の申やうもあるまじき前才の道あるべし。淺見が申分一通りに今井が罪科は究まるなれば、速に右の旨申上ぐ可しとあり し時淺見申し上げるは、今井は三十年此方不通の某也。生瀨は日比別しとの知音に候間、御尋ねの通りありやうに申上げては、天下に多の外聞を失ひ申すこ となれば、長生を致して此の如き御尋ねに逢ひ申すこと、迷惑のことにきはまり候間、同じくば自餘のものを召出されたし、速々御穿鑿をも加へられ候へと申す奉行衆挨拶にも、今井と不通の淺見の事なれば今井が非分を申とにくきとあることとは餘儀もなしといへども遙々召し寄せられ、其方々を證據に遊ば

さるゝとの事なれば、申上よとの事なれども、淺見辭退申すに付て、一應篠部その道を秀次へ言上す。重ねて秀次命せらるゝは、是非の樣子分明に言上仕る可くそれに隨心なされ何分にも命せらる可しとのこと也。淺見申しけるは、斯樣の進退こゝに究まれること之れ無く候、生瀨は多年の知音今井はを年の不通いづれに付て何と申しても、人々の誹逃れがたしと雖も、武儀の上御詮議のことなれば有體に申上げずしては、本意にこれなく、聞申上るにて候、坂井久藏が頸は、今井が打取甲候處必定に候、此類なき手柄、査計りに限らず。大勢其の場の事見聞の者候生瀨ことは多年の知音にて、此事に付き其身のすたり申すことに候へども、久藏の首の儀は中々存寄りもこれなく候。何と存ちがへて此の如きことは申出し候やと申上る。座中興を醒まして是非の挨拶なし、此上は今井別議あるべからずとて、別して賞せられけり。生瀨は罪科に及ぶべかりしを秀次惜み玉ひて其儀に及ばず、後に病死しけりと也、人の骨を盜で人の功を己が功に云はんは、武士の本意にあらずと云へども、利害の大づなに繋がれて正直

の道を失なはんことは、尤も人の戒む可き也。

師曰く。九州岩着の城責に、氏郷の家にて蒲生小番事、秀吉御褒美として御腰物を玉はるの所、小番申上げるは、一番乘は栗生美濃と申すものにて候へども黑き吹貫のさしもの故に御前の御目にたゝず、某事は白き吹貫ゆゑに遠きより見え申すゆへにこそ御賞美に預り候間、一番乘とこれ有る儀に候はじ栗生儀をと存じ奉る也。又自分の手前働の儀に付て御褒美とこれあることに候はじ則ち拜領仕る可きの由申上げる。秀吉其正しき所を感じ玉ひ御腰物をば美濃に下され源右衞門――小番役の號に別の御褒美を下され其志を感悦ありしとなり。

師曰く。のぎの次左衞門と云へるは元美濃國齋藤家の侍也。いもがら畠の鑓の時、澤野喜藏一番に鎗を合せたりと云事のありしに、喜藏申すは、一番は次左衞門にて候某にはあらずと云ひ、是に因て次左衞門を呼出して、此の軍議の穿鑿ありければ、次左衞門はまぎれもなく澤野喜藏なりと云ふ、その時澤野申し

けるは、鎗は業早く仕りたれども、次左衞門母衣の手をしめらるゝを見て先へ乘込みたれば、實は次左衞門が一番也と云へり。皆人以て美談とす。此喜藏年若に數度の功多かりしものゆへに、美濃飛彈の間に其名をあらはし人以て其名字をかたどり付けると也。又有吉武藏が內の鐵砲の者、鐵砲一挺の外に、鎗を一筋所望して持參致し、人並に足輕の役をつとめ其上にやりを入て、その手の一番也と云ことのありしに、余某か一番に非ず、園部儀太夫方母衣の手をしめらるゝを見てかゝりたれば、園部方こそ一番也と讓りけると也。少しの事をも讓らずのみならず皆以て己が功に致さん事を欲するは皆人欲の私にして、人々利を貪る處より起れるに、彼等匹夫の志には正しくすなほなる故と云ふ可き也。

師曰く、松平左近忠次遠州諏訪の原に在城して、武田勝賴と相戰ふの時、山縣源四郎が內志村金右衞門、足輕をつれて出で、諏訪の原衆をくいとめ追立るの處に左近內山內次太夫、進士淸三郎、山崎宗左衞門、三人いづれも互に魁殿を爭

ひ常に戰功を吟味し、働を情に入ける故に、此度も山内をゥ布て、精兵ゆへに弓をひたといるその内に志村足輕を繰掛けてせり合をいたす。山内矢種つきければ、進士が矢をなげ出して射させける。進士もあとより射出す。此間いづれが射たる矢とはなく志村にあたり胸板を射抜きて、志村松の樹をかたどりて居たるその木にとぢつけられ、馬より落ちて、組の足輕どもゝさわぎ立て引取りぬ、實は山内が射をゝせたる也こゝに程有て山縣が方より、右の矢に進士清三郎と矢印のあれば。精兵ござんなれと云てその矢を此方へ送りぬ。この故に左近進士を招て此事を尋ねければ、進士申けるは、矢印は左もありぬべし。山内が所爲也と云ふ。山内を招て尋ぬれば、矢印が證據に候と、互に辭退して功を讓て久しくその別けしれず。故に兩人に感書をあたへてける。後に鎧をかけて兩人に射させて見ければ、進士が矢はうらかゝず、山内が矢はうらかきける故に、其功山内に究まれり。源君濱松に御座の時、志村を射たる者を見出されけるにも山内を召出されて御稱美ありしと也。進士も山内も後河津上總介忠輝公にあ

りて、其後尾陽にありしなり。互に正しき勇士と云べき也、されば胡致堂曰く、人臣の義、有功不處、非苟爲避謙。理固當然、在禹則曰、不自滿假。在皐陶則曰、予未有知在、益則曰、滿招損、謙受益、在周公則曰、予小子且非克有正信、在謙則曰、勞而不伐、有功而不德、在禮則曰、善歸君、過則稱己、制民作忠、是以自古、人臣立勳建事、其君勞之必對曰、此君之靈也。臣何力之有焉、能如是在己不失恭順之道、在上不生忌惡之心故曰、臣何力之有焉者、處功名之正法、非詭對也といへり。功を讓るは人の正德と云ふべし。

師曰く永祿三年庚申(五月十九日)今川義元打死、その比までは三州岡崎の城に、今川家より番手のもの在城して源君は駿河に御詰ありけるが、其日(十九)は靜殿の長句がかはりに大高の城に入らせ玉ひけるに、水野下野守方より、義元桶狹間にて打死の由告來れり。水野は外叔父也といへども、信長一味の人なれば虛實分明ならずと仰有て、堅く守り玉ふ處に、淺井六之助來て義元討死必定也と申す。然れども此方の者をみせに遣す可しとて物見の兵を發せらる。義元

敗軍疑なし打死に究りければ、則大高の城をあげて三州へ引取玉ふ。夜中路分明ならず、淺井を郷導になされ、月出てより城を出させ玉ふと也。是其日に大高へ入らせ玉へば、片時も早く引取らせ玉はんを大丈夫の正しき所是に於て見る可き也而して直に岡崎へものらせ玉はんを、氏眞への禮儀也と有て御入城なく先大樹寺に御陣を移させられけるかゝる內に駿河衆岡崎在番叶はずして、悉く落失て城明にければ、五月廿三日に岡崎へ入御ありしと也。その正操凡人の及ぶ所にあらざる也。

師曰く、甲州局山の者に漆畠と云ふ正直なるものを遠州八坂に置かせらる本多作左衞門判形を以て往來を通す可しとの仰せごとありぬ。此の頃は三遠駿甲信五ヶ國御手に入旣に駿河へ御うつりの時の事なり。北條家御緣者なりといへども、若上方一味の事ありては如何と、御思慮ありてのことゝきこへありこゝに菅沼藤藏、後に山城守と號す。出頭御寵愛の時分に、此處を判形なしに通るべしと云けるを、漆畠固く守つて通らず、藤藏大に怒りけれども更に用ゐ

ずして本多が判形を取よせて通りぬ。此事直ちに訴へ奉りて漆畠を曲事にあはさせんと存じ、藤藏御前へ出るとひとしく、漆畠を不屈なる者に候、召に因て參上其上業事は詳に存ず可きに、只今まで待せ侍べることとなとを申上げれば公大に御感あつて漆畠を召して御褒美の祿を賜はれりと也。漆畠正直の德あるを以てのこととなるべし。

師曰く。慶長庚子、關ヶ原の役に、源君に山に於て上方の注進を聞召されけるに、先此事隱密せしめ、江戸まで還御なつて仰せ聞かさる可きや、又上方衆の心をひいて見て後に仰せ出さるべきやと、異議まち〳〵の處に、公仰せに、速に上方の諸將に仰せきけられ、彼等が存分に任せて然るべき也。各妻子從類を上方に置く心えなく存ず可きに、先その事をしせめ、其思案をも致させ然る可き也。彼等引かへて皆上方に上りたりとて、勝る可きの義のあらんには危事なしと仰ありて、忽この旨を命ぜられぬと也。

師曰く、同時諸大將に本多忠勝伊井直政をさしそへられて、先尾州淸洲まで

指遣さる、諸大名此地に聚て軍議を談ず、而して源君御動座を待て之れありける處に、村越茂助を伍になされ、吉田侍從清洲侍從方へ御書をなされ近日御馬を出さるべきとの事也。茂助口上には、今度諸將清洲に集つて數日の長會議、御合點遊ばされざるの間、御出馬遊ばされまじきとの事也。茂助、中書兵部に相談の處、兩人申しけるは、此の口上然る可からず、唯頓て御出馬成さるべき也。いづれも大儀なるの由命せらるゝと申し然る可き也。諸將各兩端を持するの處、此の如きなる御口上甚だ危しと止めける。村越先其義に同じぬ。かくて翌日諸將相集つて、村越口上をきく處に、村越思ひけるは、兩人に談合しては、兩人の申處上意に相違也。多くの人の內に、大事の御使なりとあつて某を遣はさるゝ、御口上の旨申さずして歸りなば、御使の本意に非ず。定めて深き御思慮のましますにこそ、唯君命のまゝに云べしと、その席にて思定め、君命の通りに演說す。本多伊井大に驚いて村越を叱し退けんとすれども詮なし。こゝに加藤嘉明、福島正則等、暫案じて歎息しけるは、此旨趣御尤も至極に候、御出馬之れなきこそ會議

これなく候。前に岐阜をかゝへ後に大垣をうけてなすわざなく、某等元上方の者なれば、手切れの首尾を御目にかけず數日を送るの事御疑ひ會議なし。村越殿をとめ、岐阜の城責落御目にかく可しと申しけるこそ、嚴命ありしはこゝの所なりしと思ひ知られて、本多伊井も村越ともに安堵せられしと也。村越正しとすなほにして私の異見を立てざるもの也けること、公是をしろしめして此使節に當らしめ玉へるなるべし。

師曰く、大阪の役に、御近習に反問を致すものある由申し來りければ、源君御座を立しめ玉ひ、次の戶を押開き玉ひて、近習のものに反問のあらんには、我れ見知らぬ事はあるべからざると御意にて、各の面を御覽ありけると也。是れ正しくすなほなる處を以て向はせ給はんには、彼の奸曲の輩は白心の鬼にてをもはやく、速に其機の顯はるべければ、隱すべき處なきを以て也信に名將の作略當意則妙の至りにして、造作する處なし。秀忠公の御備、敵へたり忠のものありと申し來りし時には、秀忠公御劍を提げたまい、近習のものの內にはいづれ

なるとて、追て出給へりとぞ右同意なるべし、すべて家康公、秀忠公、ともに大正大直を以て天が下をしろしめすの度量まさしかりき。家康公信長へ仰合はされたる正しき故を以て、わづか一萬有余を以て秀吉の十萬に敵し、後秀吉に屬してついに秀吉を謀らい玉はず、庚子の役に、三成叛逆、ひとへに秀頼を據所とすと雖も、三成を罰して猶ほ秀頼を立て玉ふ。是皆大正大直にして、奸曲をかまへ給はずの故也、秀忠公御治世は一向正直の二字に歸す。其自を守らしめ玉ふ剛操、言行一として詐僞權謀に落ることなく、身を正しくして天下を正しくするの戒に相應すと云ふ可き也。

師曰く。關白秀次事あつて伏見へ申分に參上の時、秀忠公御出京の時分なれば、秀次、秀忠公を同意ある如くにも仕られたきとの取沙汰也。又秀吉も、秀忠公御年若にて、若御一味も有る可きと疑ひ申さるゝに付き、秀忠公ひそかに聚樂より伏見へ御越あり。此時道を秀次より取りきたるなどゝ云沙汰のありければ、本道はいかゞなり、竹田通り然る可しと各申しける。大久保忠隣本道を御歸

り然る可しと申してけり。此心は、此の如き時分に隱密あつて、隱れまじき處をかくれ、道を替玉はじ人皆彌疑ふもの也と云の心なるべし。正しき處と云ふ可き也。（人或は云、土井大炊頭其比甚三郎と云へり。此言を發すと云へり）

師曰く。長篠合戰の時、先手の仕樣家康公へ指圖これ有る可しとて、使者兩人來れり。鳥井四郎左衞門此使者に對面仕る。柿帷子にて出合、申けるは、信長より先手の仕樣を敎へられて致さる家康にはこれなき間、我等承て左樣に申したると御返事候へとて、申上げずに返しける。信長これを聞玉ひ、家康は人持なり。廣間の取次を致すものまで左樣の會釋をいたし、其志正大也と感じ玉へりとぞ。

師曰く。本多中書忠勝、北條家の朝倉兼也を請して武義の物語をいたさしむ。兼也歸つて後、忠勝云、兼也はさしもの者とききゝしが武義の上の穿鑿まことしからぬこと也、その故は、一度も後れをとらずとの物語り也。名將と云とも初めは萬事越度なき如くにはなきもの也。況んや兼也底の侍、善と惡と等分にあり

ても夥たしく人云ふもの也。正しくすなほにあらずしては武士の意地とはいはれざる也と批判ありしと也。兼也は元北條氏勝に屬して能登守といひしもの也。

師曰く。丹羽長重小松城に之れあり、前田利長、山口玄蕃頭がこもれる大聖寺を攻めける時、かねて長重後詰の云合せありける故に、人衆を出すといへども落城其手に合はずに付て、利長の衆金澤へ引取を付て、山口と一度云合はせたる筈を合ふ可しと云へり。諸臣各利長大軍なれば必ず入らざる事也。と留めけれども。汝等は出ずとも、我は出てて合の筈を合ふ可と云ふて、僅かの小勢にて出て利を得しなり。正しき所有らずしては忍びかたき處也。

師曰く、庚子の年、關ケ原の事小山へ注進あつて、上方衆各御供仕る可きの由に相究まりて、人質誓紙の事あり。諸大名の家老どもに誓紙仰せ付けられけるに、細川越中守忠興家老分にて細川玄蕃頭罷出たり。本多佐渡守誓紙の前書を出す。玄蕃無筆に候間、それにて遊ばされ候やうにと云へり。其前書に主人談判

別心ありとも早く申上て、組すまじきとの事なり。玄蕃申すは、主人に非義の之あるをば隨分異見を加へ申す可きことは其意を得奉らず候。組仕るまじきと之れある誓紙は仕る儀如何也。仕りても主人へ組せずして叶はざることに候間、誓紙をやぶるに罷成候間此條數をば除かれ給ふ可しと云へりとなり。大權現大に感悅ましましけりとぞ。

師曰く。朝鮮征伐の時、釜山浦の諸將兵をすゝむる氣なきに付、秀吉、家康公、利家氏、鄕淺野長政を召して軍議を談じ、且自ら師を引きて朝鮮を責め玉はんとありしに利家、は左軍氏鄕は右軍、我軍中に將として、三十萬の兵にて大明に入るべき也、家康は日本に留て留守たるべしと命せらる。公大に怒り玉ふて我何ぞ獨り止つて日本を守る可し。我必ず先陣を受け玉はりなんと仰せける。こゝに淺野長政云く。秀吉卿には狐のり替り玉ふか、平生の秀吉卿にあらず。家康も憤らせ玉ふなと高聲に云へり。秀吉聞て大に怒り、腰刀をぬいて長政を切らんとす利家氏鄕是を抱き留む。長政かつてをそれず。我等たとへ數百人を誅せ

らるゝとも更に憂へず、近年しきりに朝鮮へ兵を發せられ、民の家一戸に三丁に一丁をぬき、日本の人衆大半已に渡海す、運漕の費幾何と云ふ事を知らず、萬民飢寒の苦しみにたへず、秀吉もし出軍あらんには、その明日天下に群盗の起りつべし。家康公留り居玉ふとも、一旦の力にていかんぞ俄に四海の亂を平げ玉はんや唯速かに帥をやめ、文徳を修せられ、武を偃するの政あらんには、國家の長久貴賤の觀喜こゝにありつべし。然らざれば疾某が頸を刎ねられよと、憚る處なく申す。秀吉大に怒り玉ふ。氏郷利家彈正を叱して退ぞかしむ。長政歸宅して、檢使を待て切腹の心得也。その後別の子細もなき中に肥後に梅北か事ありと告げ來りければ、秀吉家康公に命じて長政を召して、汝罪をゆるす也。左京大夫幸長を遣して梅北を征伐す可しとなりぬ。長政大に喜んで、幸長に本多中書忠勝相副て肥後に至るの處に既に、平均の由に付て、國境より歸り、そのあとへ長政を遣されて國の仕置ありしと也。長政が正直諫諍人臣の戒めとすべき也

師曰く、松倉豐後守は石田三成が家臣島左近が聟也。松倉は小山へ御供仕り罷下る。そのあとにて三成逆心に付て、左近方より早々脚力を發して松倉に此由を告、三成に同意せしめ然る可しと云ことを云遣す。其飛脚下着いたせると則、狀箱の封を切らずして大權現へさしあげける。其正しくすなほなるを感じ思召してけると也。

師曰く。渡邊勘兵衛後に睡菴と號す。天年十八年相州小田原役には、中村式部少輔手に屬して山中の城を責ける時、渡邊戰功ありしを以て、中村山中の働きのこと秀吉御褒美あつて、唐織の羽織を脱ぎ玉ふて玉はりぬ。此度山中の首尾、併渡邊が覺悟に由るとのことにて拜領の羽織の兩袖をといて勘兵衛に與ゆ。渡邊申すは。秀吉公より武勇の名賞を以て拜領の羽織なれば、御子孫へ相續なられ然る可く、家の重寶と存じ奉る也。某が働きは自分のたしなみ、皆以て主君への忠にこそ候へ自ら言て申儀に之れ無しと、達て辭退す。中村その志に感じてしんせう脱かげと云早馬を與へてけりと也。

師曰く庚子の役に、渡邊勘兵衛和州郡山城を預りて、增田右衛門尉所にこれ有り、增田は大坂に之れありて、直に高野へひらき、郡山の城しきりに取かけ申す沙汰之れあるに付郡山の侍ども二三十騎欠落いたし、下々七八百も逃はしり、色めき立の翌日侍分百四五十人申合せ連判いたし申しけるは殿守にある處の金銀殘らず各々へ配分これなくば、翔落仕る可くの外他事なしと云々、侍十人ようはせ、頭分の面々へ其連判を指出す。城中の諸侍翔落之れあつては如何と、頭分相談の上にて家老どもに談合いたし。とかく割分然る可くとのこと也こゝに渡邊申しけるは主君より下知之れなく金銀を下として配分とあることは沙汰の限りに候、我等一人聊か自心之れなしと云つて、ついに配分仕らざるなりそれにても諸侍翔落も之れなし、却ては知しめられ、思ひこめたる體になりぬと云へり。渡部が正しくすなほなる處と云ふべし。

師曰く、松倉豐後守家來人を打て退たるを吉岡九左衛門に追かけて仕留めよと申付たれば、吉岡申すは此者の人を切て立退く儀、某能存する子細之れ有

り、尤ものきたる處をも、私大方指圖仕りたる計りのことに候へば籠飼の鳥を殺すと申すたとへの侍れば、御免あるべし。此段不屆と思召にをいては何分にも仰せ付けられ候へと申す。松倉大に感じて、其方事かねて甲斐々々しきものと目利いたせるに相違なく、奇特なる申分也。唯今の咎を宥恕せしむと云つ打手をやめ、森玄蕃に申付たり、森玄蕃首尾能打をゝせけりと也。

師曰く。織田信雄北畠具教を生害の時、奥山常陸介をも打手の內に加へ、三千石を與ふ可とある朱印を賜て。打手のものと同一に誓紙を書きぬ。こゝに奥山思ひけるは、譜代相傳の主人を欲ゆへに打奉らんこと甚だ以て誤り也。我たとへ打奉らずと云ふとも、是ほどに事のなれる上は、具教遁れ玉はん由緒なしといへども、まのあたり唯今まで主人と仰きし人なれば、人倫の道を以て致す處に非ずと思ひ究め、其刻限に及びて虛病をかまへ其事を遁れぬ。則朱印を信雄に返し奉りて遁世出家の身となりぬ。國司事ゆへなく生害せられければ、信雄彼が正義を感じ、召し還されてけれども、終に出でずして、道心堅固に往生すよ

なり、其はかりごと然らざる所もあるべければ、義と云はんには未熟の處あるべし正しき處はありと云ふべし。

師曰く。奥村平六、元は長谷川藤五郎家に居、後に前田利長につかへ、庚子年利長大聖寺を攻けるに落城の前日城の町口を破る時、足輕どもを引連れて鐵砲をうたする樣子なりける。此事利長聞いて、則使者をつかはし、羽織時服を賜て、殊の外に結構なる口上の使也。傍輩ども各喜に來る、平六明日は必ず打死と存ずる也。今日の御使分にこへて忝覺候、唯死を以て報する迄なりと云ひけるが、果して翌日の城乘に、二番に打死を遂げたりと也。

師曰く。福島正則内にて、何某とかから使立のものに組頭を云付けたる時に、辱は存候へども、存ずる子細のあれば、それを談合仕る御請を申可しと云つて、宿所へかへり、右の者共を我が宿に集め、我等若輩ものを各の組頭に命せられ、各と相談仕る樣にとの事也各の心得次第に御前の御請を申す可しと存じ唯今まで延引仕り候近比若輩にて、各へ下知仕らんことをかしく之れ有る可き間、

何事に申とも承引あるまじきに於ては、御請申すまじく候、又若輩ながら萬事相請いたし指圖致すことを洩し申されまじきとの事なれば、一つ所仕り度き事あり、御聞きある可きやと云ふ。各一同に何分にも指圖次第に任す可きと云ければ、然らば存念を申候、吾等合手はたれ〳〵にて、老功之者に候、我等は此の如き若輩に候間、先には見合候て、私かゝり申されよと云とき、各の曰く剥つもりを据置て、一時にかゝり給ふ可し、此の事を賴入る。御同心ならば御請申度との事也と云ける。各異議あるべきにあらざれば、皆やすきほどの仰せに候早々御請然る可くとありければ、正則に右の請を申しけると也、其後はしだい〳〵の取合に、此組頭老功の組頭より早くかゝり、つひに越度もこれなく故に、正則も稱美し老功の組頭どもゝ感じける故に、正則彼を招て尋ねけるは皆合手の老功の指圖次第に仕りて、自分の功にあらずと云へり。老功のものに尋ぬれば、一言の指圖も仕らずと云ふ。正則不審に思つて、彌尋ねければ、別儀之れなく候。手前の人衆つくろい立置て、老功の組頭のかゝるべきと備にうごきのあるを見合

て、速にかくるを以て、いつも利を得候、全く自分の功にならずと云へりと也。

師曰く。大坂の役に、御旗の崩れたるとあることを、大久保彦左衞門に仰せけるを、大久保全く崩れ申さず由を言上仕る。大權現御機嫌惡しくして、汝が目のくれて旗のくづれたるを見付けざる也と仰せごとありければ、某が目のくれたるにはあらず、御前に御目の不明なると申して、猶潰れずとの由申しける故其分になりてけり、後に大久保申けるは、旗のくづれたるは必定なれども、大坂の御合戰は末期の御報答なるに、御旗の潰たるとならんことは心がゝり也。我一人越度なりとて御成敗ある分は苦しからず故に、此の如く申したりと子孫に語れりと也。志の正しく直なる所と云ふ可し。

師曰く。兼松修理、子息彌五右衞門大坂にて戰功あり。手疵を負てかへると云ふことを聞き、僉議相究まるまでは參會すまじきと云て出合はずありけるが、僉議も究まり、正しき證據もありと聞て、然らば出合ふ可しとて對面いたせる也。正義と云ふべし。

師曰く、細川越中守公儀御普請を望けるに付て、加々山權左衛門と云ふものに申付け、內々下目論を致て考へよとありけるを、加々山委細に點檢して置きぬ。その內に仰せ付けられざるになれり。是故に加々山行つもりも入らずに爲れりけるを、近習の者是ほど詳に勘辨いたせるを、默止して弃なんことは殘多ことなればとて、彼が致し立し處の一卷の書を披露しける。越中守大に感じて、其夜加々山を招ぎ、其方今度の目論殘所なき致し樣也、假令公儀より仰せ付けられずと云ふとも、此の如き委細に盡せる上は、つとめたる目前の其方心入なり。以來まで此書手本となるべければとて、則ち千石の祿を與へて當座の賞に行はる。加々山かしこまりを申して退出す。その翌朝早天に又加々山を呼ければ、如何なることにや、夜前の加增事楚忽に起りぬれば、若思慮の違いもありしやなどゝ云いさゝやきけるに、越中守申さるゝは、夜前の加增は僅かにこそあれ。公儀の大役を望んで是をとげたる同意のあることなるに、僅の加增甚だ以て本意に非ずとて、又千石を與へけりと也。加々山後に奥田權左衛門と號す。

師曰く、此人へ殉死を致さずと云ふて、其家中にあしく云けるも多かりしものなり。此者主人の忌日に、惣家中寺へ參詣仕りたるを用所候由にて留め置きて、惣衆相集まれる時、罷り出て申しけるは、私こと殉死仕る可き事也と、此座中に入來候歷々にも御沙汰之れ有るの由承り及び候。定めて、殉死仕る可き子細を御存じにて之れある可し。吾等ことは殉死仕り御奉行に罷り成る可しの見付け之れ無く候。主人御取りたてのものは必殉死いたすはづと計の儀は、我等合點には及ばず候ゆへ殉死仕らず候。唯今にも其道理を承り屆けば御奉行の事に候間、則殉死仕る可しと云けるに、座中一言の返答にも及ばずに付て、重ねて申しけるは此の如きの理まりを盡して申す處とかくの仰も之れ無き上は、定めて各の御沙汰には之れ無くと見え候。此上は已來うしろにて殉死の批判あられん方は、侍の本意にあらざる間、その心を得られ玉はれと云て出てにけりと也。正義の申分と云ふべし。

師曰く北原鎮久、高橋紹運に別心ありしを以て、天正八年に岩屋において鎮

久を成敗あつて、嫡子進子兵衞の所へ使を立て、父不義に因て死罪にあたれり。進子事は貞心の覺悟に於ては、異議あるべからずとの事にて、進士も別心を存じ奉らず由誓紙凡て事すみぬこゝに秋月方より、進士が父死罪にあへれば能き計策の時也と心得て、内通の狀を進士が方へ送れり。進士封を切らず紹運へ差上げたるを以て、進士が貞心を感じて、計策狀にしたがい、秋月が兵を招入て打にけりと也。父罪非に死せば、子として其家に仕ゆべきの理なし。非義の企を以て重代厚恩の主人に罪せられんには、子唯だ正道を守て家をあらため與さんことを專とすべき也。進士がふるまい必ず善を盡すとは云ふ可からずといへども、又すなほなるには至りぬべき也。尤も評のあるべき事也。

師曰く、豹は必ず食を擇んでくらい、死すといへども非食をくらはずと云へり。是その正しきを守りて信を失はざるの故也。人として信なく、正義あらずしては、生きて益なきなり。故に大丈夫たゞ正直を以てこの道を全くすべき也。

（畢）

大正四年十二月十五日印刷
大正四年十二月二十日發行
大正五年一月五日再版
大正五年一月二十日三版
大正五年二月二十日四版
大正五年三月五日五版
大正五年三月十五日六版

（山鹿素行全集奥附）
【定價金貳圓九拾錢】

著者　山鹿素行

東京市下谷區西黒門町二十番地
發行兼印刷者　伊東喜一郎

東京市下谷區西黒門町二十番地
印刷所　博秀社

東京市下谷區西町三番地
發行所　帝國教育學會
電話下谷　一一五三番
　　　　　二二三三番
振替東京　四二一八番